

# 地方財政の状況

昭和48年3月

自治省

# 地方財政の状況

昭和48年3月

# 目 次

## はじめに

第 1 昭和46年度の地方財政	2
1 昭和46年度の地方財政をとりまく環境	2
(1) 年度当初における経済見通しと国の財政運営方針	2
(2) 地方財政計画	3
(3) 引き続き景気停滞と国および地方の財政措置	5
2 地方財政の概況	7
(1) 地方公共団体の数	8
(2) 決算規模	9
(3) 決算収支	10
ア 実質収支	10
イ 単年度収支	12
ウ 財政再建	13
(4) 財政構造	13
ア 歳入	13
イ 歳出	14
ウ 一般財源の充当状況	17
(5) 人口急増市町村および過疎市町村の財政状況	18
(6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況	24
3 住民負担の動向	28
(1) 歳入の概況	28
(2) 地方税	29
ア 租税負担率	29
イ 租税の配分	30

ウ 地方税の内容	31
(3) 地方譲与税、地方交付税	35
(4) 国・県支出金	38
(5) 地方債	40
(6) その他の収入	40
<b>4 地方財政の役割</b>	<b>42</b>
(1) 国の財政と地方の財政	42
ア 財政規模	42
イ 政府の財貨サービス購入	44
(2) 行政目的別歳出の状況	44
ア 土木建設	48
イ 教育と文化	52
ウ 産業の振興	55
エ 民生の安定	60
オ 保健・衛生と公害防止	65
カ 警察と消防	69
<b>5 地方経費の構造</b>	<b>71</b>
(1) 概況	71
(2) 投資的経費	74
ア 普通建設事業費	75
イ 災害復旧事業費	80
ウ 失業対策事業費	81
(3) 義務的経費	81
ア 人件費	82
イ 扶助費	87
ウ 公債費	88
(4) その他の経費	90

ア	物件費	90
イ	維持補修費	90
ウ	補助費等	90
エ	繰出金	91
オ	積立金	91
カ	投資及び出資金	92
キ	貸付金	93
6	将来にわたる財政運営の状況	94
(1)	将来にわたる財政負担	94
ア	地方債現在高	94
イ	債務負担行為	95
(2)	将来のための財政運営	97
7	公共施設の現況	98
8	地方公営事業の状況	113
(1)	地方公営企業	113
ア	概況	113
イ	経営状況	116
ウ	企業債の状況	118
エ	他会計繰入金の状況	118
オ	財政再建の状況	119
カ	事業別状況	119
(ア)	水道事業	119
(イ)	工業用水道事業	122
(ウ)	交通事業	123
(エ)	電気事業	125
(オ)	ガス事業	126
(カ)	病院事業	126

(キ) 公共下水道事業	128
(ク) その他の地方公営企業	129
(2) 国民健康保険事業	131
ア 事業勘定	132
イ 直診勘定	134
(3) その他の事業	135
ア 収益事業	135
イ 共済事業	136
(ア) 交通災害共済事業	136
(イ) 農業共済事業	136
ウ その他	137
<b>第 2 昭和 47 年度および昭和 48 年度の地方財政の見通し</b>	<b>138</b>
<b>1 昭和 47 年度の地方財政</b>	<b>138</b>
(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針	138
(2) 地方財政計画	139
(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過	140
(4) 地方公営事業に関する財政運営	142
(5) 地方財政運営の状況	143
<b>2 昭和 48 年度の地方財政</b>	<b>145</b>
(1) 経済見通しと国の財政運営方針	145
(2) 地方財政計画	146
(3) 地方公営企業に関する財政運営	147
<b>第 3 最近の地方財政の傾向と課題</b>	<b>149</b>
<b>図表索引</b>	<b>155</b>
<b>資料編</b>	<b>159</b>

本書における主な用語の意義等は次のとおりである。

- 1 「決算額」とは、とくにことわりのない限り、普通会計にかかる地方財政純計における額である。
- 2 「地方財政純計額」、「純計決算額」または「純計」とは、都道府県決算額と市町村決算額の単純合計額から地方公共団体相互間における重複額を控除した額である。したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政純計額に一致しないことがある。
- 3 「普通会計」とは、地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。
- 4 「地方公営事業会計」とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業および公立大学附属病院事業にかかる会計の総称である。
- 5 「市町村決算額」とは、大都市、都市、町村、特別区および一部事務組合における決算額の単純合計額から、一部事務組合と一部事務組合を組織する市町村との間の相互重複額を控除したものである。
- 6 「大都市」とは、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市および北九州市をいう。
- 7 「都市」とは、大都市以外の市をいい、「中都市」とは、都市のうち昭和47年3月31日現在の行政区域における昭和45年国勢調査人口10万以上の市をいい、「小都市」とは、人口10万未満の市をいう。
- 8 「一部事務組合」とは、とくにことわりのない限り普通会計にかかるものである。
- 9 「財力指数」とは、普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、昭和44年度、45年度、46年度にかかる数値の単純平均値である。
- 10 「一般財源」とは、地方税、地方譲与税および地方交付税の合計額をいう（昭和41年度にあっては臨時地方特例交付金、42年度にあっては臨時地方財政交付金が含まれる。）。

なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける軽油引取税交付金(大都市のみ)、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金をさらに加えた額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

- 11 「一般財源等」とは、前記10に掲げる一般財源のほかに、その使途が制約されていない一般財源以外の収入を合算したものをいう。
- 12 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

なお、各項目の詳細な計数は「資料編」に集録してある。





## はじめに

昭和40年代前半までのわが国経済の高度成長は、所得水準の向上、消費生活の多様化等国民生活の向上をもたらしたが、同時に成長の過程において環境破壊、過密過疎、交通難等の諸問題が生じてきた。その結果最近においては成長と福祉の乖離を如何にして是正するかということが問題とされ、従来の成長優先から福祉優先へ財政経済政策の基調を転換すべきことが強く要請されている。また、社会経済の進展に伴って国民の行政に対する要望も広範かつ多様化してきている。このような情勢のもとにおいて、社会資本の整備と福祉施策の充実を図るとともに国土の均衡ある発展を推進し、高福祉社会の実現を図ることが国、地方を通じての現下の最大の政策課題であり、この課題を達成するうえで、地域社会における総合的行政主体である地方公共団体の果たすべき役割は一段と重要になってきている。

最近の地方財政は、昭和41年度後半以来の経済の高度成長を背景とする一般財源の増加に支えられ、ほぼ順調に推移してきた。しかしながら、昭和45年8月以降景気の後退期にあったわが国経済は、昭和46年度においてはいったん景気回復のきざしをみせたものの米国の新経済政策とこれに続く国際通貨情勢の動揺に直面し、景気は著しく停滞することとなった。これに伴って、昭和46年度の地方財政は、当初の見通しに対して、地方税、地方交付税の著しい落ち込みを生じ、多額の財源不足をきたすという異例な事態に直面することとなった。このため、年度中途において特別な財政措置が講じられ、地方公共団体の自主的な努力とあいまってようやくこの難局を切りぬけることができたのであるが、地方財政をとりまく環境の悪化により、財政構造上従来と異なったいくつかの様相を呈することとなった。

以下、昭和46年度決算を中心として地方財政の状況を述べるとともに地方公共団体が住民の要請に応じて上記のような課題を達成するための地方財政のあり方を展望する。

# 第 1 昭和 46 年度の地方財政

## 1 昭和 46 年度の地方財政をとりまく環境

昭和 46 年度の地方財政は、45 年後半以来の景気後退のなかで、国際通貨不安が加わり、景気が再び低迷の傾向を強めたため、地方税および地方交付税の著しい落ち込みを生じ、このような事態の急変に対処して特別の財政措置が講じられることとなったのであるが、以下順を追ってまず年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の概要を述べ、ついで年度中における経済情勢の推移とこれに対処してとられた国の財政および地方財政の補正措置について述べることにする。

### (1) 年度当初における経済見通しと国の財政運営方針

「昭和 46 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(46 年 1 月閣議決定)によれば、昭和 46 年度のがわが国経済は、45 年後半からの景気鎮静化のあとをうけて、ゆるやかな成長過程をたどるものと見込まれたが、消費者物価の騰勢は引き続き根強いものがあり、また、海外においても世界貿易の伸びの鈍化、国際インフレのなりゆき等注目すべき要因は少なくないとされていた。

このような情勢を背景に昭和 46 年度の経済運営にあたっては、景気の動向に注視しつつ、財政金融政策をはじめとする経済政策の適切かつ機動的な運用によりわが国経済を安定成長路線に定着させることを基本として、あわせて物価の安定、公害対策の充実強化と社会開発の推進、低生産性部門の近代化と構造改善等のための諸施策を重点的に講ずることとし、これにより、昭和 46 年度の国民総生産の規模はおおむね 84 兆 3,200 億円に達し、その成長率は実質 10.1%(名目 15.1%)程度になるものと見込まれた。

昭和 46 年度の国の予算編成にあたっては、このような経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、わが国経済の持続的成長と物価の安定を確保

しつつ国民生活の充実向上を図っていくためには社会経済の進展に応じた適切な資源配分を図り、景気の動向に弾力的に対処する財政金融政策の運用が必要であるとされた。

以上のような方針をもとに編成された昭和46年度当初予算の概要は、次のようなものであった。

第1に、一般会計予算の規模は9兆4,143億円で、前年度予算(7兆9,497億円)と比べて1兆4,646億円、18.4%の増加となっており、前年度補正後予算と比べると1兆2,012億円、14.6%の増加となっている。

また、財政投融资計画の規模は4兆2,804億円で、前年度当初計画(3兆5,799億円)と比べて7,005億円、19.6%の増加となっている。

第2に、公債発行額は、4,300億円と前年度当初額と同額とされた。この結果、一般会計の公債依存度は、前年度当初予算の5.4%から4.5%に低下した。

第3に、歳出面では、物価の安定、公害対策の推進、各種社会資本の整備、社会保障の充実等国民生活の福祉向上を図るための諸施策を着実に推進することとされた。

第4に、歳入面では、国民の租税負担を軽減するため、所得税1,666億円の減税を行なう一方社会資本の充実を図るため、自動車についての新税として自動車重量税が創設され、昭和46年度においては402億円(地方譲与税分101億円を含む。)が見込まれた。

## (2) 地方財政計画

昭和46年度の地方財政計画は、経済情勢の推移および地方財政の状況にかんがみ、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、適切な行財政運営を行なうことをその基本とし、地方財源の確保に配慮しつつ住民負担の軽減合理化を推進するとともに、長期的、計画的に地方の行政水準の一層の向上を図り、あわせて地方公営企業の健全化を促進することを目途として策定されたが、その概要は次のようなものであった。

第1に、計画の規模は、9兆7,172億円で、昭和45年度(8兆1,233億円)

と比べて1兆5,939億円増加し、伸び率は19.6%であった。

第2に、歳入面では、個人の住民税などを中心に804億円の減税が行なわれ、住民負担の軽減合理化が図られた。

また、市町村の道路目的財源を拡充するため、自動車重量譲与税が創設されることとなり、初年度分101億円の歳入が見込まれた。

第3に、歳出面では、地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい環境づくりをすすめるため、(イ)人口急増地域について、校地取得を要する義務教育施設整備に対する国庫補助制度の創設のほか、整備が急務とされている各種公共施設にかかる財政措置の強化、(ロ)過疎地域について、過疎および辺地対策事業債の増額等による生活関連施設等の整備、へき地医療の確保、集落整備等総合的な過疎対策の推進、(ハ)公害防止対策事業に対する財政措置の強化、監視測定体制の整備等公害防止対策の積極的な推進、(ニ)社会福祉対策および教育振興対策の推進、広域市町村圏の振興等について、必要な措置が講じられた。

第4に、各種の長期計画の改定に即応しつつ、長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進することとし、住民の日常生活に直結する地方道、下水道、清掃施設、住宅等の整備、公共用地先行取得対策の推進等に必要な財政措置が講じられた。

第5に、地方公営企業の経営の基盤を強化してその健全化を図るため、公営企業金融公庫の貸付資金の増額および貸付条件の改善、公営企業会計に対する一般会計負担の合理化をさらに進める等の措置が講じられた。

第6に、財政運営の効率化を推進するとともに財政秩序を確立するため、定員管理の合理化、既定経費の節減、国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担および住民の税外負担の解消等の措置が講じられた。

なお、昭和46年度当初の地方債計画の規模は、1兆860億円であり、前年度の当初計画額(9,082億円)に対し、1,778億円、19.6%の伸びとなっており、公害対策の推進、大都市およびその周辺の市町村における過密および人口急増対策の推進、過疎対策、広域市町村圏整備等の地域整備事業の推進などを重点として策定された。

### (3) 引き続き景気停滞と国および地方の財政措置

#### ア 経済情勢の推移

わが国経済は、昭和45年8月以降景気後退期を迎えたが、この間景気の早期回復を図るため45年10月から46年7月にかけて4次におよぶ公定歩合の引下げをはじめ、公共事業の施行促進、財政投融资の追加等一連の景気浮揚策が講じられ、46年春から夏にかけて景気は微弱ながら底入れから回復のきざしを見せはじめた。しかし、同年8月に発表された米国の新経済政策とそれに続く国際通貨不安はわが国経済に多大な衝撃を与えた。すなわち、国際通貨情勢の動揺のなかでわが国も変動相場制へ移行したが、これは企業心理に大きな動揺を与え、株価は暴落し、実体経済面においても輸出は増勢から低滞に変わり、生産・出荷は低下し、景気は再び停滞色を強めた。

このような新しい経済情勢に対処するため補正予算を中心とする一段と積極的な景気振興策が講じられるとともに、さらに財政投融资の追加、公定歩合の引下げが行なわれた。他方、国際通貨問題の早期解決に努力が払われ、12月には多国間通貨調整が実現し、円の切上げ措置が行なわれ、国際通貨問題をめぐる不安定要因は一応の解消をみることとなった。こうして、引き続き景気停滞のなかにあったわが国経済も、昭和47年にはいってようやく景気回復の様相が出はじめてきた。

以上のような事情を背景に、昭和46年度の経済成長率は、当初の経済見通しにおいて実費10.1%(名目15.1%)程度となるものと見込んでいたのに対し、これをかなり下回る実質5.7%(名目10.7%)にとどまった。

#### イ 国の財政の補正措置

このような経済情勢の推移のなかで、国の財政においては、米国の新経済政策発表後の経済情勢に対処し、景気浮揚を図るため、公共事業を中心とする公共投資の追加、中小企業対策の拡充強化、所得税の年内減税(初年度1,650億円、平年度2,530億円)等を行なうほか、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を実施するため、昭和46年10月2,447億円の補正予算が編

成された。歳入面においては、所得税減税の年内実施、経済活動の停滞等による減収見込等を考慮して、租税および印紙収入 4,757 億円および雑収入 696 億円がそれぞれ減額されるとともに国債が 7,900 億円増額された。なお、所得税減税の実施および国税 3 税の減収により、地方交付税が落ち込みを生ずることとなったが、これについては後述するように所要の補てん措置が講じられた。また、財政投融资計画については、46 年 6 月以来、景気浮揚策を中心として 7 次にわたり 7,890 億円の追加が行なわれた。

### ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、以上のような情勢のもとにあつて、年度前半の昭和 46 年 6 月および 7 月の 2 回にわたつて地方債計画の改定が行なわれ、それぞれ 940 億円、750 億円の増額措置が講じられた。さらに 8 月以後の経済情勢の急変により、地方税、地方交付税等の一般財源が当初見込に対して落ち込みを生ずる一方、公共投資の追加および地方公務員の給与改定に伴う財政需要が増加し、これに対する財源措置が必要となった。このため、国の補正予算編成と併行して次のような一連の地方財政補正措置が講じられた。

#### (ア) 地方税減収に対する財源措置

地方税とくに法人関係税の伸び悩みが著しく、このため、地方税および地方譲与税の減収見込額は 1,334 億円と見込まれた。この減収見込に対処するため、このうち、334 億円については財政調整基金のとりくずしをもって充て、残り 1,000 億円については、公共事業等の地方債の充当率を引上げ、既充当の一般財源を振り替えることにより措置された。この地方債のうち、400 億円については政府資金を充てることとされた。

#### (イ) 地方交付税の落ち込みに対する財源措置

地方交付税は所得税減税および法人税を中心とする国税 3 税の減収という二つの要因から当初見込額に対して落ち込みを生ずることとなった。

所得税減税に伴う落ち込みは 528 億円であり、これについては、年内減税という特別の措置に基づくものであることにかんがみ、これに相当する額を臨時地方特例交付金として、一般会計に計上し、交付税及び譲与税配付金特

別会計に繰入れて措置することとされた。

国税3税の減収に伴う落ち込みは746億円であり、これについては、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から借入れて措置することとされた。

#### (ウ) 公共投資の追加に伴う財源措置

国の補正予算において、公共投資が2,321億円追加されたが、これに伴う地方負担の増加額は1,522億円であり、これについては全額地方債によって措置することとされた。また、資金については、事業の実施が円滑に行なわれるよう、その約80%に当たる1,200億円については政府資金を充てることとされた。

#### (エ) 給与改定財源に対する措置

昭和46年8月、国家公務員の給与改定に関する人事院勧告が行なわれ、その内容は、同年5月1日から俸給その他諸手当の改善により、給与を11.74%引き上げるというものであった。地方公務員についても、国家公務員に準じて給与改定を行なう場合の一般財源所要額は2,571億円(交付団体分1,980億円、不交付団体分591億円)と見込まれ、既措置額1,670億円を除く901億円(交付団体分700億円、不交付団体分201億円)の財源不足が生じることとなった。このため、交付団体については150億円は既定経費の節約等により、残り550億円については、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から借り入れて措置され、また不交付団体については41億円は既定経費の節約等により、残り160億円については、地方債の増額により、一般財源を振り替えて措置することとされた。

## 2 地方財政の概況

地方公共団体は、人口、産業構造、財政規模等においてそれぞれ異なっているが、等しく住民の福祉の向上のため行財政活動を営んでいる。これら地方公共団体の財政の集合である地方財政の規模、決算収支および財政構造の状況は、次のとおりである。

## (1) 地方公共団体の数

昭和47年3月31日現在における地方公共団体（財産区、地方開発事業団を除く。）の数は、46都道府県、614市、2,628町村、23特別区、合計3,311団体で、これに2,349一部事務組合を加えると5,660団体であり、前年同期と比べて37町村が減少し、18市、132一部事務組合が増加している。

市は、前年度に続いて増加が目立っているが、これは、市の人口要件の特例措置によるいわゆる3万市が46年度新たに15市誕生したことが主な原因である。

一部事務組合が増加したのは、広域市町村圏の設定とあいまって、共同で常備消防を設置する動きが活発化していること、年々増大しているごみ、し尿の広域的処理の必要が高まっていること等もあって、消防関係組合69、し尿、ごみ処理組合54等が増加していることによるものである。

都市および町村の数について、最近における推移をみると、昭和42年3月31日現在の562市が、47年同期には614市とこの5年度間で52市が増加しているが、このうち、47市については人口要件の特例措置により、ここ2年度間に誕生したいわゆる3万市である。一方、町村は2,764町村が2,628町村とこの5年度間で136町村減少している。

昭和47年3月31日現在における都道府県および市町村3,288団体（前年同期3,307団体）を財政力指数段階ごとに分けてみると、全体の82.9%(81.3%)に当たる2,726団体(2,689団体)が財政力指数0.50未満の団体であり、財政力指数1.00以上の団体は全団体の2.1%(2.5%)に当たる68団体(82団体)となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県では、財政力指数0.50未満の団体は全体の56.5%(前年同期60.9%)に当たる26団体(28団体)であり、財政力指数1.00以上の団体は全体の8.7%(8.7%)に当たる4団体(4団体)となっている。また、都市では、財政力指数0.50未満の団体は全体の46.1%(43.1%)に当たる283団体(257団体)であり、財政力指数1.00以上の団体は、全体の6.5%(8.1%)に当たる40団体(48団体)となっている。なお、町村で



は財政力指数 0.50 未満の団体は全体の 91.9% (90.2%) に当たる 2,417 団体 (2,404 団体) であり、財政力指数 1.00 以上の団体は全体の 0.9% (1.1%) に当たる 24 団体 (30 団体) となっている。

## (2) 決算規模

昭和 46 年度の地方公共団体の普通会計決算額の単純合計額は、

歳入 12 兆 7,672 億円 (前年度 10 兆 5,891 億円)

歳出 12 兆 4,973 億円 (前年度 10 兆 3,000 億円)

であり、前年度と比べると、歳入 2 兆 1,781 億円、20.6%、歳出 2 兆 1,973 億円、21.3%それぞれ増加している。

この単純合計額から地方公共団体相互間の重複額 5,878 億円を控除した純計決算額は、

歳入 12 兆 1,794 億円 (前年度 10 兆 1,040 億円)

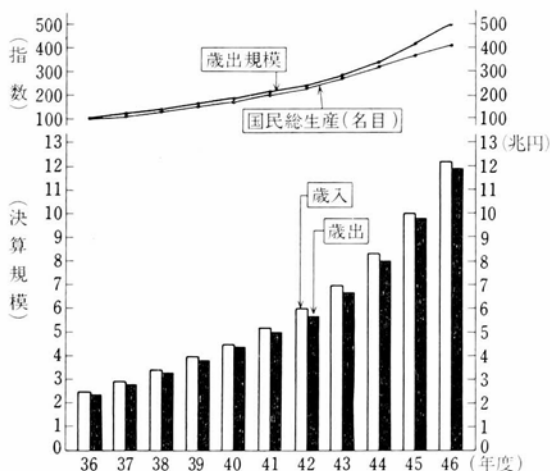
歳出 11 兆 9,095 億円 (前年度 9 兆 8,149 億円)

であり、前年度と比べると、歳入 2 兆 755 億円、20.5%、歳出 2 兆 947 億円、

21.3%それぞれ増加している。

決算規模は、第 1 図にみられるとおり、地方公共団体が年々増大する行政需要に積極的に対処していることを反映して、昭和 36 年度と比べると 4.98 倍の伸びとなっている。

第 1 図 決算規模の推移



### (3) 決算収支

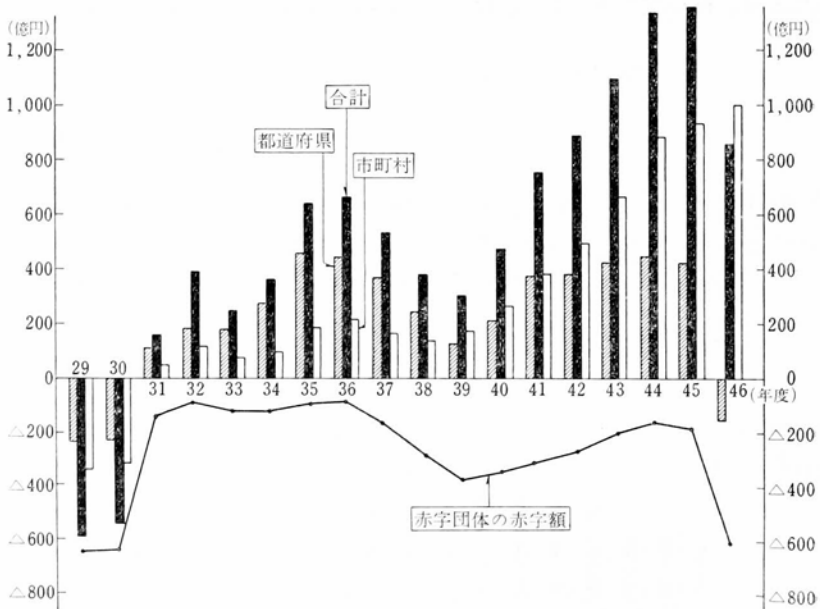
#### ア 実質収支

昭和46年度の歳入歳出差引額(形式収支)は、2,699億円(都道府県941億円、市町村1,758億円)の黒字となっている。

形式収支から翌年度への事業の繰越し等に要する財源1,844億円(都道府県1,097億円、市町村747億円)を控除した実質収支は855億円(都道府県155億円の赤字、市町村1,010億円の黒字)の黒字で、前年度(1,354億円)と比べると499億円(都道府県578億円の減少、市町村79億円の増加)実質収支額が減少している。

実質収支を都道府県、市町村別にみると、都道府県における黒字団体は、44団体で、その黒字額は265億円であり、赤字団体は東京都および大阪府

第2図 実質収支の推移



の2団体で、その赤字額は420億円であり、全体として都道府県の実質収支は155億円の赤字となっている。市町村における黒字団体は5,401団体(3,101市町村、22特別区、2,278一部事務組合)で、その黒字額は1,202億円であり、赤字団体213団体(141市町村、1特別区、71一部事務組合)の赤字額は192億円で、全体として市町村の実質収支は1,010億円の黒字となっている。

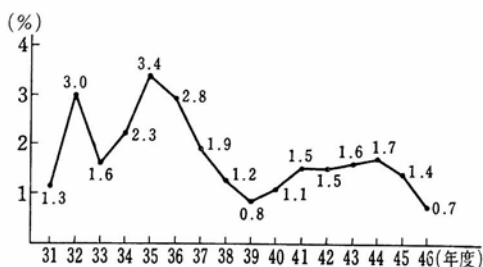
実質収支が赤字の団体についてみると、前年度赤字であった232団体(1都、160市町村、71一部事務組合)のうち、1町が合併により消滅し、23市51町村、29一部事務組合が赤字を解消して黒字団体となり、一方、前年度の黒字団体のうち、20市、36町村、1特別区、29一部事務組合が赤字団体となったため、昭和46年度末の赤字団体数は215団体(2都府、61市、80町村、1特別区、71一部事務組合)となっている。なお、215団体の赤字額は612億円となっている。

前年度に引き続いて赤字である団体は、1都、85市町村、42一部事務組合である。このうち、赤字が減少した団体は54市町村、35一部事務組合であり、1都、31市町村、7一部事務組合については赤字額はさらに増加している。

赤字団体の赤字額の推移は、第2図にみられるとおり、昭和29年度の赤字額649億円は、赤字柵上げ措置により31年度末では142億円の減少したが、37年度から再び赤字増加の傾向に転じ、39年度末では372億円に達した。その後、経済の順調な伸びによる一般財源の増加、地方財政改善措置等に支えられて、赤字は減少の傾向で推移しているものの、46年度においては、東京都等一部の団体の赤字が増加したため、612億円となっている。

決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移は、第3図にみられるとおり、昭和41年度以降はほぼ横ばいに推移していたものの、

第3図 決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移



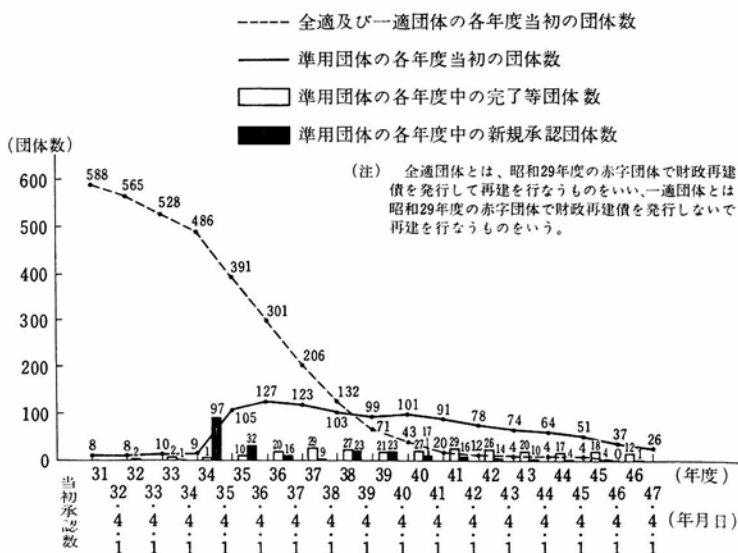
46年度は0.7%と、前年度(1.4%)と比べると0.7%その比率を低め、最近においては最も低い比率となっている。

### イ 単年度収支

昭和46年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は、498億円の赤字となっている。これを団体種類別にみると、都道府県では578億円の赤字で、前年度(25億円の赤字)と比べると553億円赤字が増加している。また、市町村では80億円の黒字で、前年度(45億円)と比べると、35億円黒字が増加している。

単年度収支に昭和46年度中の基金への積立額(392億円)および地方債繰上償還額(46億円)を黒字とみなし、基金とりくずし額(449億円)を赤字とみなして調整した実質単年度収支は510億円の赤字で、前年度(107億円の黒字)と比べると617億円減少している。これを団体種類別にみると、都道府県では699億円の赤字で、前年度(64億円の赤字)と比べると、赤字は増加しており、市町村では189億円の黒字で、前年度(171億円の黒字)と比べると、黒字が増加している。

第4図 財政再建団体数の推移



## ウ 財 政 再 建

昭和46年度の実質収支が赤字である144団体(一部事務組合を除く。)のうち、26市町村が地方財政再建促進特別措置法による財政再建団体として計画的な財政運営により赤字解消を図っている。

財政再建団体数の推移は、第4図にみられるとおり、昭和29年度の赤字団体のうち、財政再建団体となったものは588団体(18府県、570市町村)であったが、その後、財政再建は順調に進み、45年度末をもってすべての団体が財政再建を完了している。一方、昭和30年度以降の赤字団体で、地方財政再建促進特別措置法の規定に基づき財政再建を行なうものは、当初8団体であり、34年度、35年度において大幅に増加したが、その後漸減し、46年度末においては26団体となっている。

### (4) 財 政 構 造

#### ア 歳 入

昭和46年度の歳入純計決算額は12兆1,794億円で、前年度(10兆1,040億円)と比べると、2兆755億円、20.5%増加している。歳入決算額の構成比は、地方税が34.8%で最も高く、国庫支出金(21.1%)、地方交付税(17.3%)、地方債(9.2%)がこれに次いでいる。

昭和41年度以降における歳入決算額構成比の推移をみると、地方税は、41歳入決算額の構成比の推移

区 分			昭和41年度	42	43	44	45	46
			%	%	%	%	%	%
地 方 税			34.2	36.2	37.1	37.2	37.1	34.8
地 方 譲 与 税			1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
地 方 交 付 税			15.0	16.0	16.2	17.6	17.8	17.3
臨時地方財政(特例)交付金			0.9	0.2	—	—	—	—
小 計 (一般財源)			51.2	53.6	54.4	55.9	56.0	53.1
国 庫 支 出 金			24.4	23.7	23.2	22.0	20.7	21.1
地 方 債			7.9	5.7	5.3	5.3	6.4	9.2
そ の 他			16.5	17.0	17.1	16.8	16.9	16.6
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 入 合 計			51,777 億円	59,263 億円	69,589 億円	83,052 億円	101,040 億円	121,794 億円

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金および国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

年度においては景気の停滞による税収の伸び悩みもあって、その構成比は低くなっていたが、42年度からは、経済の好況等を反映して徐々に回復し、45年度には37.1%までにその比率を高めていた。しかし、昭和46年度においては、地方税のうち、とくに法人関係税の収入が著しく停滞したこと等により、その構成比は前年度を2.3%下回る34.8%となっている。

地方交付税は、昭和41年度においては、その構成比が15.0%であったが、その後、国税3税の順調な伸びもあって、44年度以降は17%台で推移している。しかし、46年度にあっては、国税3税の減収に伴う地方交付税の落ち込みに対する地方財政補正措置があったものの、その構成比は、前年度を0.5%下回る17.3%となっている。

国庫支出金は、昭和41年度を頂点に、42年度以降は毎年度低下の傾向で推移してきたが、景気浮揚のための公共投資の追加等もあって、46年度における構成比は、前年度を0.4%上回る21.1%となっている。

地方債は、昭和41年度においては、特別事業債の発行があったこと等により、その構成比は7.9%となったが、42年度以降はおおむね5%～6%台で推移している。46年度においては、公共事業関連の地方債が大幅に増額発行されたこともあって、その構成比は前年度を2.8%上回る9.2%となっている。

以上のような結果、一般財源総額の構成比は、昭和41年度を底として42年度以降毎年度その比率を高め、45年度では56.0%となっていたが、46年度においては、前年度を2.9%下回る53.1%となっている。

## イ 歳 出

昭和46年度の歳出純計決算額は、11兆9,095億円で、前年度(9兆8,149億円)と比べると2兆947億円、21.3%増加している。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会・総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産・商工費、土木費、警察・消防費、教育費に大別することができる。次に掲げる表は、最近における地方経費の目的別構成の推移を示したものである。

地方公共団体の経費のうち、最大の比率を占めているのは、土木費(昭和46

年度 25.6%)である。次いで、教育費、農林水産・商工費、民生費、衛生費の比率が大きい。最近における推移をみると、昭和44年度までは教育費が最大の比率を占めていたが、地方公共団体が道路、橋りょう、住宅、街路等の整備充実に積極的に取り組んだことを反映して、その後、土木費の比率が

目的別歳出構成比の状況

区 分	昭和41年度	42	43	44	45	46
	%	%	%	%	%	%
議 会・総 務 費	11.3	10.9	10.8	10.6	10.2	9.9
民 生 費	7.1	7.4	7.5	7.4	7.7	7.8
衛 生 費	6.5	6.4	5.6	5.6	5.9	6.0
勞 働 費	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6
農 林 水 産・商 工 費	12.7	13.0	12.8	13.2	12.8	13.0
土 木 費	21.2	21.4	23.2	24.5	25.2	25.6
警 察・消 防 費	5.6	5.7	5.6	5.6	5.6	5.4
教 育 費	25.8	25.7	25.0	24.7	24.9	24.6
そ の 他	7.8	7.5	7.7	6.6	6.0	6.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	億円 50,262	億円 57,255	億円 67,296	億円 80,339	億円 98,149	億円 119,095

性質別歳出構成比の状況

区 分	昭和41年度	42	43	44	45	46
	%	%	%	%	%	%
義 務 的 経 費	44.9	45.0	44.2	42.5	41.7	40.5
人 件 費	35.6	35.5	34.3	33.4	32.7	31.9
扶 助 費	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.0
公 債 費	3.6	3.9	4.5	3.9	3.8	3.6
投 資 的 経 費	35.9	35.4	36.2	36.2	37.2	38.8
普 通 建 設 事 業 費	31.2	31.2	32.6	33.1	34.6	36.4
うち補助事業費	18.7	18.6	18.9	18.4	18.0	19.5
単 独 事 業 費	11.3	11.4	12.5	13.7	15.5	15.6
災 害 復 旧 事 業 費	3.2	2.8	2.3	1.8	1.5	1.5
失 業 対 策 事 業 費	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9
そ の 他	19.2	19.6	19.6	21.3	21.1	20.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	億円 50,262	億円 57,255	億円 67,296	億円 80,339	億円 98,149	億円 119,095

高まり、前年度には教育費に代って最大の比率を占め、46年度においてもその傾向が続いている。

このほか、民生費も児童手当制度の創設等児童福祉の充実をはじめとして、全般的な社会福祉の充実が図られたこともあって、その比率を高めており、衛生費は、経済の高度成長に伴い著しくなってきた公害の防止対策、環境保全対策等に重点的な

投資がなされていることもあって、前年度に引き続きその比率を高めている。反面、議会・総務費、労働費、警察・消防費はその比率が低下している。

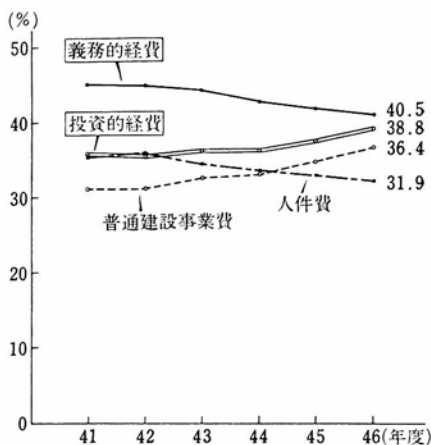
地方公共団体の経費を性質別に分類すると、投資的経費、義務的経費、その他の経費に大別されるが、義務的経費と投資的経費の構成比の推移を示したのが第5図である。

義務的経費は人件費のほか、生活保護等の扶助費および地方債の元利償還のための公債費からなっている。投資的経費は直接資本形成に向けられる経費であり、道路、小・中学校、公営住宅等の建設に要する普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費からなっている。

義務的経費は、昭和42年度(45.0%)を頂点として、年々低下の傾向にあり、46年度においては歳出総額の40.5%とその比率を低めている。これは義務的経費のうち最大のウェイトを占めている人件費の歳出総額に占める比率が毎年度低下してきていることによるものである。しかし、人件費の増加率は、歳出総額の増加率を下回っているものの、一般財源総額の増加率を上回っており、最近においては、前年度に次ぐ高い増加率を示している。

投資的経費の歳出総額に占める比率は、公共事業を中心とする公共投資の

第5図 歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率の推移





拡充がなされたこともあって、前年度(37.2%)を上回る伸び(38.8%)を示している。そのうち、普通建設事業費は、地方公共団体が地域の実態に即して、住民の生活関連道路、生活環境施設等社会資本の整備充実に積極的に取り組んできたことを反映して、年々その比率を高め、45年度から歳出総額の中で最大の比率を占めるようになっており、46年度においては36.4%とそのウエイトはさらに高まっている。

民間の設備投資と、政府による資本形成の実績をみると、第6図

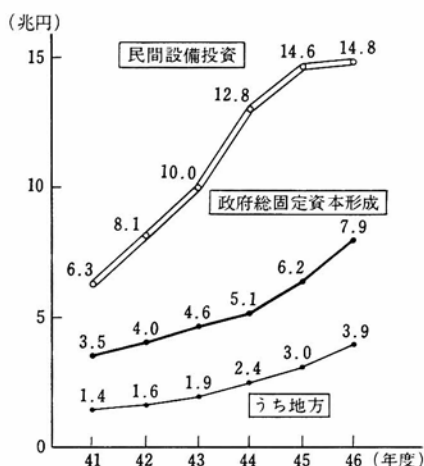
にみられるとおり、昭和41年度以来旺盛な伸びを示してきた民間設備投資は、46年度においては、国際通貨体制の動揺のなかにおける設備投資意欲の一層の減退を反映して、ほぼ前年度並みの水準にとどまっている。一方、政府による総固定資本形成はかなりの伸びを示しているものの、41年度以降の資本形成の実績は、民間設備投資に比較して相対的に不足しており、社会資本の整備は立ち遅れている。

#### ウ 一般財源の充当状況

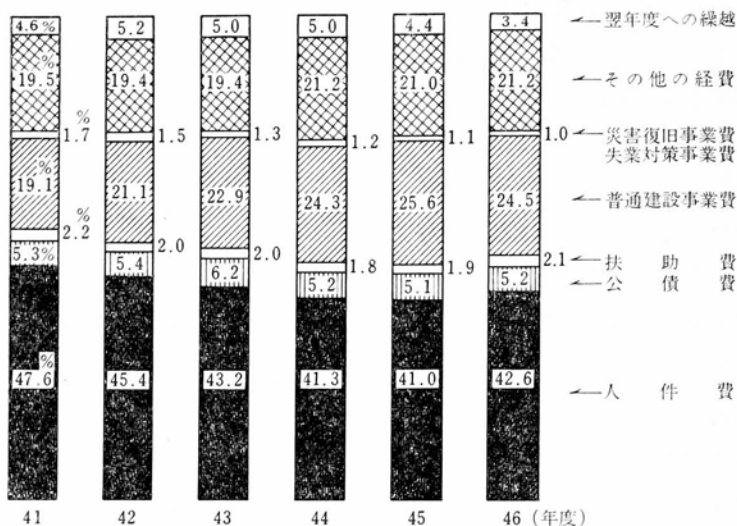
昭和46年度の一般財源は6兆4,629億円で、前年度(5兆6,576億円)と比べると8,053億円、14.2%増加している。

一般財源の各経費に対する充当状況についてみると、総額の49.9%(前年度48.0%)に当たる3兆2,268億円(2兆7,125億円)が義務的経費に充当されており、その内訳は、人件費2兆7,544億円(一般財源総額に占める比率42.6%)、扶助費1,374億円(2.1%)、公債費3,350億円(5.2%)となっている。一方、投資的経費には25.5%(前年度26.6%)に当たる1兆6,460億円が充当さ

第6図 政府による資本形成と民間設備投資の実績  
(経企庁「国民所得統計年報」による)



第7図 一般財源充当額構成比(性質別)の推移



れているが、その内訳は、普通建設事業費1兆5,804億円(一般財源総額に占める比率24.5%)、災害復旧事業費144億円(0.2%)、失業対策事業費512億円(0.8%)となっている。

前年度に対する増加状況をみると、地方税等一般財源総額の伸びが鈍化した反面、給与改定の幅が大幅なものであったため、一般財源増加額の54.3%が人件費に充当され、前年度(39.3%)を大幅に上回っている。一方、普通建設事業費は16.6%で、前年度(31.7%)を大幅に下回っているのが注目される。

一般財源の充当額構成比の推移をみると、第7図にみられるとおり、人件費等義務的経費への充当の比率は毎年度低下していたが、昭和46年度においては、前年度を1.9%上回る49.9%とその比率を高めている。また、普通建設事業費等投資的経費への充当の比率は毎年度高まっていたが、46年度においては、前年度を1.1%下回る25.5%とその比率を低めている。

### (5) 人口急増市町村および過疎市町村の財政状況

地方財政の概況は、以上にみたとおりであるが、最近における過密過疎現象の進展に伴い、市町村財政がいかなる影響を受けているかという観点か

ら、さらに、人口急増市町村および過疎市町村の財政状況をみると、次のとおりである。

注 (1) 人口急増市町村とは、当該団体の昭和 45 年の国勢調査人口が、40 年の国勢調査人口と比べて 10 %以上 増加している 375 市町村 (3 特別区を含む。) を、過疎市町村とは、46 年 4 月 30 日現在、過疎地域対策緊急措置法に基づき過疎地域の市町村として公示されている 1,049 市町村を、一般市町村とは、全国市町村(特別区、一部事務組合を含む。)から、人口急増市町村および過疎市町村を除いた市町村をいうものとする。

(2) 文中および図中の数値は、注(1)の要件に該当する市町村ごとに昭和 46 年度の決算額および公共施設の状況を集計したものである。なお、人口 1 人当たり額は、47 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口を用いて計算したものである。

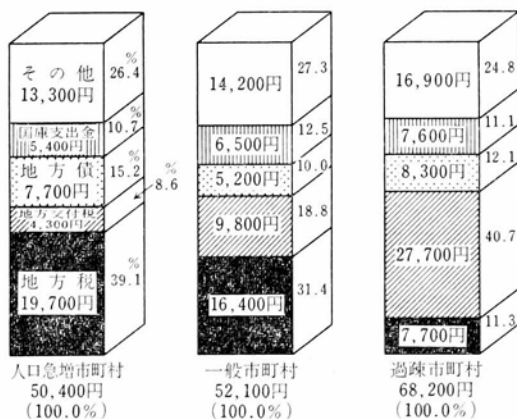
### ア 歳 入

人口急増市町村、一般市町村および過疎市町村における歳入決算額の状況を見ると、人口急増市町村は 1 兆 7,630 億円 (市町村の歳出総額に占める比率 31.5 %)、一般市町村は 3 兆 2,321 億円 (57.7 %)、過疎市町村は 6,041 億円(10.8 %)となっている。

これを人口 1 人当たり額でみると、人口急増市町村は 50,400 円、一般市町村は 52,100 円、過疎市町村は 68,200 円となっている。その内訳では、所得水準の状況等を反映

して、地方税収入額に著しい格差のあるのが注目される。たとえば、過疎市町村の地方税収入額は 7,700 円で一般市町村の 2 分の 1 程度にとどまっている。しかし、一般に行政執行に要する経費は人口の少ない団体ほど割高となる実情を勘案

第 8 図 人口急増市町村等の歳入決算額の状況  
(人口 1 人当たり額および構成比)

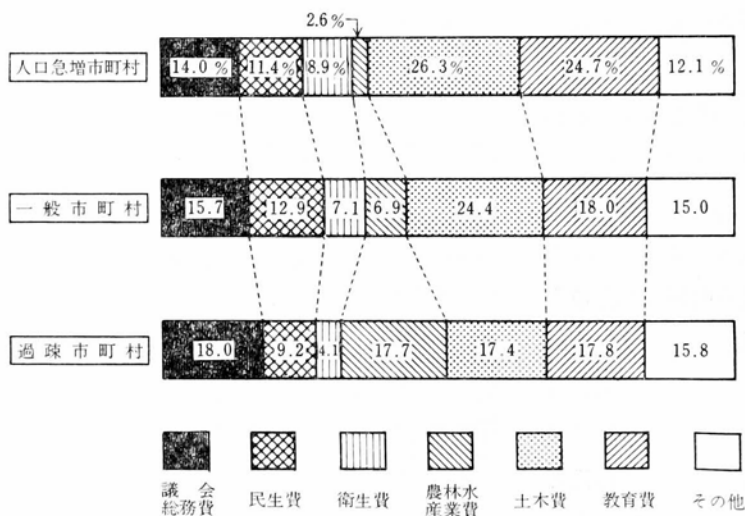


して、これに対応した財源措置が講じられていることもあって、歳入総額では過疎市町村が最も大きい額となっている。

つぎに、歳入決算額の構成比をみると、第8図のとおり、地方税が歳入総額に占める比率は、人口急増市町村が39.1%で最も大きく、ついで一般市町村が31.4%、過疎市町村は11.3%にとどまっている。これに対し、地方税とともに一般財源の大きな柱である地方交付税については、人口急増市町村8.6%、一般市町村18.8%、過疎市町村40.7%で、地方税とは逆に過疎市町村における比率が最も大きくなっている。国庫支出金については、人口急増市町村10.7%、一般市町村12.5%、過疎市町村11.1%と、大きな差異はみられない。

地方債については、人口急増市町村が15.2%、過疎市町村が12.1%で、ともに一般市町村(10.0%)を相当上回っている。これは、人口急増市町村にあっては、人口急増に伴い必要となる小・中学校等各種公共施設整備のための財源として多額の地方債を起こしていること、過疎市町村にあっては、過疎対策事業の財源として、過疎対策事業債が大きなウェイトを占めていることによるものである。

第9図 人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比

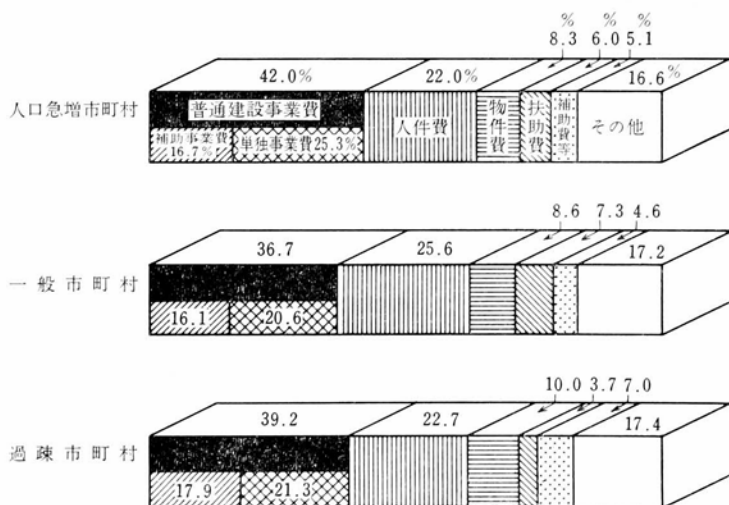


## イ 歳 出

人口急増市町村、一般市町村および過疎市町村における歳出決算額の状況をみると、人口急増市町村は1兆7,034億円（市町村の歳出総額に占める比率31.4%）、一般市町村は3兆1,315億円(57.7%)、過疎市町村は5,886億円(10.9%)となっている。これを人口1人当たり額でみると、人口急増市町村は48,700円、一般市町村は50,500円、過疎市町村は66,400円となっている。

つぎに、目的別歳出決算額の構成比をみると、第9図にみられるとおり、人口急増市町村における教育費、土木費、衛生費、過疎市町村における農林水産業費等の比率が一般市町村と比べて高いのが目立っており、とくに、人口急増市町村の教育費においては一般市町村を大きく上回っている。このように一般市町村を上回っているのは、人口急増市町村では、義務教育施設、都市計画街路、公共下水道、し尿・ごみ処理施設等人口の急増に伴って緊急に整備する必要のある施設に対して、多額の投資がなされていることによるものであり、過疎市町村では当該市町村が主として農山漁村であるため、産業振興の重点が農林水産業に置かれていることによるものである。また、性

第10図 人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比



質別歳出決算額の構成比をみると、第10図にみられるとおり、三者とも普通建設事業費が高い比率を示しているが、なかでも、人口急増市町村が42.0%と高い比率を示し、とくに、人口急増地域の地価の上昇を反映して、用地取得費を中心とした単独事業費の多いことが注目される。

### ウ 建設投資と公共施設の状況

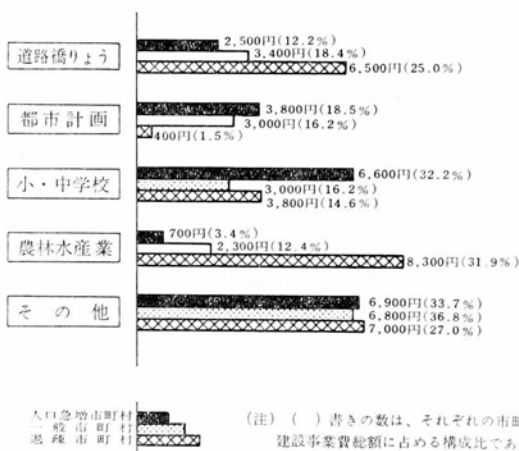
第11図は、人口急増市町村、一般市町村および過疎市町村における普通建設事業費の目的別内訳を、人口1人当たり額で示したものである。

人口急増市町村にあっては、人口1人当たり額が最も大きいのは小・中学校費の6,600円（普通建設事業費総額に占める比率32.2%）で、一般市町村（3,000円）の約2.2倍となっている。これは、児童・生徒の急激な増加に対処するため、小・中学校の新増築が急速に進められていることによるものである。なお、人口急増市町村の小・中学校の整備状況をみると、校舎面積が必要面積に達していない小・中学校の数は、全体の47.3%を占めており、この比率は全国市町村の平均32.3%をかなり上回っていることが注目される。

次いで大きいものは、都市計画費の3,800円(18.5%)であるが、これも一

般市町村の3,000円(16.2%)を上回る額となっている。これは、人口急増市町村において、人口や産業の集中によって引き起された都市環境の悪化、都市郊外部のスプロール化等の問題に対処するため、街路、都市公園等の整備、

第11図 人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況(人口1人当たり額の対比)



(注) ( ) 書きの数は、それぞれの市町村の普通建設事業費総額に占める構成比である。

土地区画整理事業等の財政需要が大きいことによるものである。

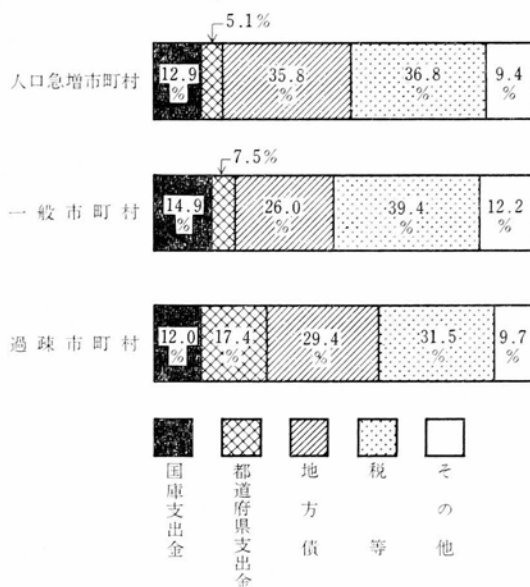
道路橋りょう費は2,500円で、一般市町村(3,400円)や過疎市町村と比べると相対的に小さくなっているが、これは、人口急増市町村においては、道路、橋りょうの整備よりも小・中学校等緊急に整備を要する事業にウエイトが置かれていることを示している。

一方、過疎市町村においては、農林水産業費が8,300円(31.9%)と最も大きい額となっており、その額は、一般市町村の2,800円(12.4%)の約3.6倍となっている。これは、過疎対策事業として農道、林道、漁港等の生産基盤施設の整備に重点がおかれていることによるものである。

つぎに、道路橋りょう費は6,500円(25.0%)で、一般市町村(3,400円)の約1.9倍となっているが、過疎市町村における道路の整備状況は、改良率が10.2%、舗装率が4.3%と、全国市町村の平均(17.0%、12.6%)を著しく下回っており、過疎市町村においては、今後とも道路の整備が緊急課題のひとつとなっている。

小・中学校費も、3,800円(14.6%)と一般市町村を上回る額となっている。これは、過疎市町村の小学校の危険校舎面積が総面積の14.7%と全国市町村の平均10.3%を上回っており、危険校舎の改築が進められていること、

第12図 人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の状況



また、児童・生徒の減少等に伴い、学校の統廃合が行なわれていること等によるものである。

つぎに、普通建設事業費における財源の構成比をみると、第12図のとおり、人口急増市町村にあっては、地方債の比率が35.8%(一般市町村26.0%)と高いことが注目される。

また、過疎市町村にあっては、過疎対策事業の財源としての過疎対策事業債が大きなウェイトを占めているため、地方債の比率が29.4%と高く、また、都道府県支出金の比率も17.4%と、一般市町村(7.5%)より高くなっている。

## (6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況

近年における経済社会の進展に伴って、生活上の行動範囲が拡大し、市町村の区域をこえた広域的な日常社会生活圏が全国的に形成されつつある。市町村が住民の要求に応じて効率的な行政を行なうためには、日常社会生活圏を一体とした広域的な事務処理を行なう必要がある。

一部事務組合は、事務の広域的、合理的な処理を図るための機構の一つとして、従来からその役割を果たしてきているが、最近においてはますますその重要性が大きくなってきている。

最近における、一部事務組合による市町村事務の広域的処理の状況を、一部事務組合数、市町村の一部事務組合への加入状況、一部事務組合の歳出決算状況等によってみると次のとおりとなっている。

- (注) 1 設置目的別組合数は、組合の取り扱い主たる事務によって区分している。  
2 市町村決算額は、市町村純計決算額から、大都市および特別区の決算額を控除したものをいう。

### ア 一部事務組合数

一部事務組合の設置目的別組合数の最近における推移は、第13図にみられるとおり、昭和41年度以降毎年度増加してきているが、とくに、44年度から広域市町村圏の圏域設定が推進されたことともあいまって、44年度以降における組合数の増加が目立ち、46年度末現在での一部事務組合の総数は2,349組合に達している。これは41年度末(1,877組合)と比べると472組合の増加となっている。



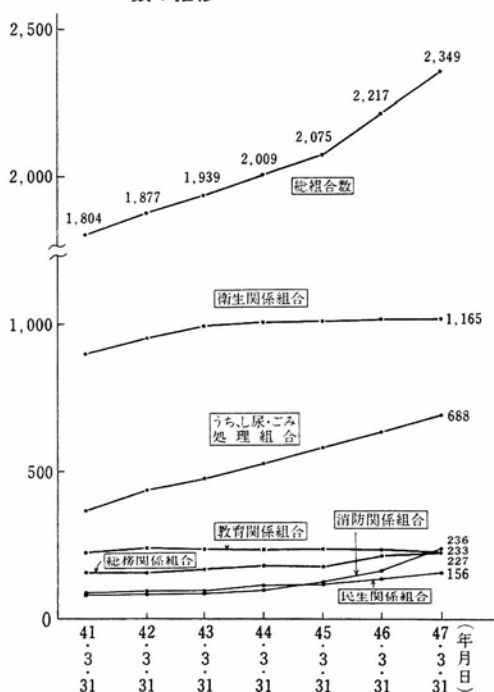
これを、設置目的別に分けてみると、し尿・ごみ処理組合、伝染病組合等衛生関係組合が1,165組合で、全組合の49.6%を占めて最も多く、広域消防や水害予防等消防関係組合236組合(全組合の10.0%)、小・中学校等教育関係組合233組合(9.9%)、退職手当組合等総務関係組合227組合(9.7%)、老人福祉施設等民生関係組合156組合(6.6%)がこれに次いでいる。

昭和41年度以降5年度間における一部事務組合数の増加状況をみると、組合総数では、472組合増加しているが、この増加数のうち、し尿・ごみ処理組合の増加数は253組合で、総増加数に占める比率は53.6%と最も高く、消防関係組合(31.8%)、総務関係組合(14.6%)がこれに次いでいる。また、昭和41年度を100とした指数で、組合の増加状況をみると、消防関係組合は2.74倍と大きな伸びを示している。なおこのほか、組合総数の伸び(1.25倍)を上回る伸びをみせているのは、民生関係組合(1.59倍)、し尿・ごみ処理組合(1.58倍)、総務関係組合(1.44倍)等となっている。

### イ 市町村の一部事務組合への加入状況

一部事務組合へ加入して何らかの事務を処理している地方公共団体の数は、昭和46年度末現在において、延べ23,037団体となっており、前年度末における加入市町村(21,243団体)と比べると1,794団体、8.4%増加している。

第13図 一部事務組合の設置目的別団体数の推移



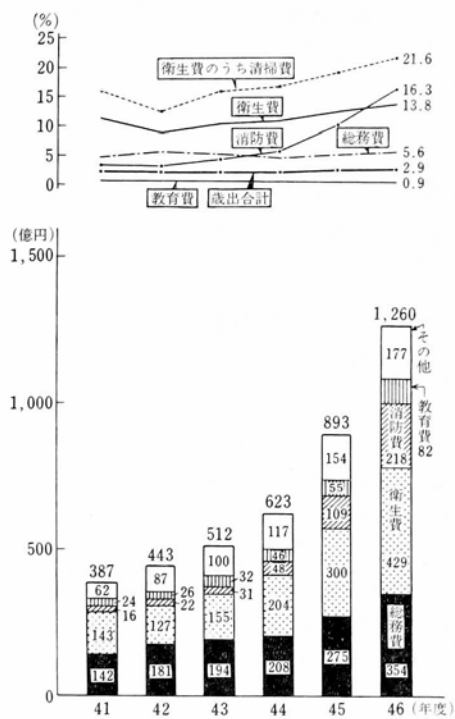
加入団体数を加入先組合別に分けてみると、総務関係組合は7,922市町村で、全加入市町村の34.4%を占めており、次いで衛生関係組合6,217市町村、27.0%、消防関係組合2,773市町村、12.0%、教育関係組合772市町村、3.4%となっている。

市町村は、各種の組合に加入してその事務の一部を処理しているが、1市町村当たりの組合による処理事務数は、昭和46年度末現在において7.1事務となっており、これは、44年同期で6.2事務、45年同期で6.5事務と年々増加してきており、市町村が一部事務組合を通して処理する事務が増加してきていることを示している。

### ウ 一部事務組合の歳出決算の状況

一部事務組合の歳出決算額は1,260億円で、市町村決算額(4兆3,273億円)

第14図 一部事務組合の歳出決算額および組合施行比率の推移



の2.9%を占めている。この歳出決算額を前年度と比べると、367億円、41.1%と、前年度(269億円、43.2%)に引き続き大幅に増加している。これは、市町村決算額の増加率(46年度24.4%、45年度25.9%)をしのぐ大きな伸びとなっており、最近における一部事務組合処理による事務の増大を示している。

歳出決算額の目的別構成比をみると、衛生費(34.0%)、総務費(28.1%)および消防費(17.3%)の三者で総額の79.4%を占め、教育費(6.5%)、民生費(4.7%)、農林水産業費(1.7%)がこれに次いでいる。また、これらの最近における推移は次のと

目的別歳出構成比の推移

区 分			昭和41年度	42	43	44	45	46
			%	%	%	%	%	%
総務費			32.9	36.6	37.9	33.4	30.8	28.1
民生費			2.9	3.1	4.6	5.2	5.4	4.7
衛生費			39.6	36.9	30.3	32.7	33.6	34.0
うち	清掃費		34.4	31.6	26.1	27.9	29.5	31.1
農林水産業費			3.1	2.7	3.7	3.6	3.6	1.7
土木費			2.0	2.1	1.3	0.8	0.8	1.1
消防費			4.9	4.2	6.0	7.7	12.2	17.3
教育費			5.9	6.7	6.2	7.3	6.2	6.5
うち	小・中学校費		4.1	3.6	3.5	4.2	3.4	3.1
	保健体育費		0.2	1.7	1.4	2.2	2.1	2.4
その他			8.7	7.7	10.0	9.3	7.4	6.6
合計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出合計			億円 387	億円 443	億円 512	億円 623	億円 893	億円 1,260

おりで、総務費と衛生費はおおむね横ばいで推移しているが、消防費は昭和43年度以降毎年度その比率を高めてきているのが注目される。なお、ウエイトは小さいが、小・中学校等における学校給食を組合施行により実施する市町村が多くなっていることもあって、保健体育費の比率も年々高まっている。

目的別歳出決算額の最近における推移と、これらが、市町村決算額中の各目的別歳出決算額に占める比率（以下この項において「組合施行比率」という。）の推移を示したのが第14図である。歳出決算額の組合施行比率は、昭和44年度までは2.3%で推移していたが、45年度から若干そのウエイトを高めており、46年度においては2.9%となっている。この中にあって、清掃費は、し尿・ごみ処理を組合施行により共同処理する市町村が年々増加していることを反映して、その組合施行比率も高まっており、46年度においては、市町村の行なう清掃事業の21.6%が組合施行により行なわれたことを示している。また、消防費の組合施行比率は、41年度においては3.2%であったが、43年度からその比率を高めてきており、45年度10.2%、46年度16.3%と最近における比率の上昇傾向が著しい。

これらの目的別歳出決算額の増加状況を、昭和41年度を100とした指数

でみると、最も著しい増加を示しているのは、消防費の13.44倍(市町村決算額2.62倍)であり、教育費3.38倍(2.77倍)、清掃費3.20倍(2.35倍)、総務費2.50倍(2.18倍)がこれに次いでいる。

なお、これらの事務の処理に要した経費の財源についてみると、歳入決算額は1,360億円となっており、これを前年度と比べると388億円、39.9%増加している。また、歳入決算額の内訳をみると、組合を構成する市町村からの分担金、負担金が831億円、61.1%と、その大半を占めており、地方債(205億円、15.1%)、使用料、手数料(49億円、3.6%)等がこれに次いでいる。

### 3 住民負担の動向

昭和46年度における地方歳入の状況、国民の租税負担の状況、租税の配分状況により、住民は経費をどのように負担しているかをみると、次のとおりである。

#### (1) 歳入の概況

昭和46年度の歳入決算額(12兆1,794億円)の構成比についてみると、地方税は、景気停滞の影響をうけて34.8%と前年度と比べると2.3%低下し、地

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	昭和46年度	昭和45年度	増減額	46	45	46	45	46	45
地 方 税	42,357	37,507	4,851	34.8	37.1	23.4	36.7	12.9	21.4
地 方 譲 与 税	1,258	1,087	171	1.0	1.1	0.8	0.9	15.7	16.8
地 方 交 付 税	21,014	17,982	3,032	17.3	17.8	14.6	18.8	16.9	23.1
小計(一般財源)	64,629	56,576	8,053	53.1	56.0	38.8	56.3	14.2	21.8
国庫支出金	25,484	20,808	4,676	20.9	20.6	22.5	15.0	22.5	14.9
地 方 債	11,238	6,429	4,808	9.2	6.4	23.2	11.4	74.8	46.8
そ の 他	20,443	17,227	3,216	16.8	17.0	15.5	17.3	18.7	22.0
合 計	121,794	101,040	20,755	100.0	100.0	100.0	100.0	20.5	21.7

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金および国有提供施設等所在市町村助成交付金を含まない。

方交付税もその基礎となる法人税等の国税 3 税が同様に景気の影響をうけて減収となったこと等もあって 17.3 %と前年度に比べると 0.5 %低下している。国庫支出金は景気浮揚策としての公共事業を中心とする公共投資の拡大等もあって 20.9 %と前年度に比べると 0.3 %その比率を高めている。地方債は義務教育施設や生活関連社会資本整備のための地方債等が充実されたこと、また、地方税減収および公共事業等の追加に伴う財政対策として地方債の増額措置が講じられたこともあってその比率は 9.2 %となり、前年度と比べると 2.8 %高まっている。

これらの結果、一般財源の比率は 53.1 %となり前年度(56.0 %)を 2.9 %下回る結果となっている。

歳入総額の増加率は 20.5 %で、前年度(21.7 %)を若干下回る伸びとなっている。歳入の主なものについて増加の状況を見ると、国庫支出金は 22.5 %の伸びとなり、前年度(14.9 %)を大幅に上回るとともに歳入総額の伸びを上回っており、地方債も 74.8 %(前年度 46.8 %)と歳入総額の伸びを大幅に上回っている。一方、地方税は 12.9 %(21.4 %)、地方交付税は 16.9 %(23.1 %)とそれぞれ前年度の伸びおよび歳入総額の伸びを大幅に下回っている。

## (2) 地 方 税

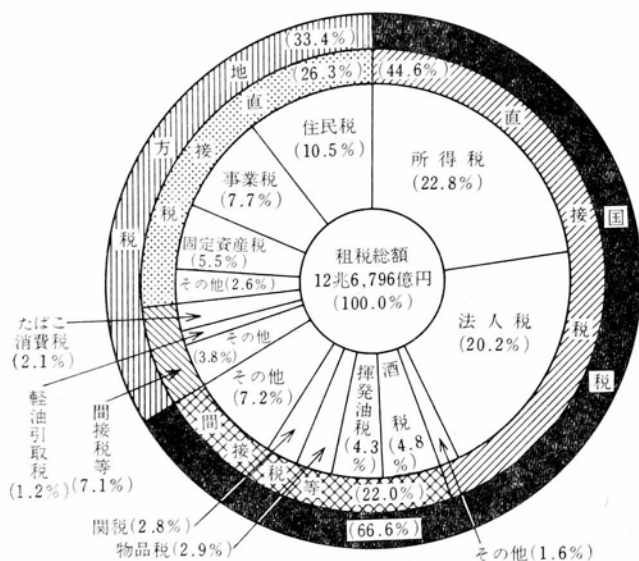
### ア 租 税 負 担 率

国、地方を通じて行政遂行のための経費の約 80 %は租税によってまかなわれている。昭和 46 年度において租税として徴収された額は 12 兆 6,796 億円で、前年度(11 兆 5,261 億円)と比べると 1 兆 1,535 億円、10.0 %増加している。

これを国税と地方税に分けてみると、国税 8 兆 4,439 億円、地方税 4 兆 2,357 億円で、前年度と比べると国税 6,685 億円、8.6 %、地方税 4,850 億円、12.9 %それぞれ増加している。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率の推移をみると、昭和 41 年度以降毎年度漸増していたが、46 年度においては 19.3 %と前年度(19.5 %)を 0.2 %下回っている。このうち地方税の租税負担率は 6.4 %で、

第 15 図 国税と地方税の状況



前年度(6.3%)  
を 0.1% 上  
回っている。

租税負担の  
軽重は、国に  
よって歳出の  
内容、1人当  
たり国民所得  
水準、1人当  
たり個人保有  
資産の水準等  
に差異がある  
ため、租税負  
担率のみに

によって判断はできないが、昭和41年度以降のわが国と諸外国の租税負担率についてみると、イギリスの38%前後、アメリカの28%前後、イタリアの24%前後のいずれと比べても、わが国の租税負担率は低く、これら諸外国の2分の1から4分の3程度の負担率となっている。

### イ 租税の配分

昭和46年度における国と地方公共団体の主な税目ごとの状況は、第15図にみられるとおりである。

わが国の租税体系の特徴は、所得税、法人税、住民税、事業税、固定資産税等の直接税を基幹とし、酒税、物品税、たばこ消費税等の個別消費税を中心とする間接税等でこれを補完していることにある。

租税総額に占める直接税と間接税等の比率の推移をみると、直接税は所得税、住民税を中心として減税が行なわれているものの、年々その比率が高まっており、昭和46年度では直接税70.9%、間接税等29.1%(前年度直接税70.0%、間接税等30.0%)となっている。

直接税と間接税等の比率について、諸外国と比較すると、アメリカは圧倒

的に直接税の比率が高く、イギリスはわが国にはほ近い姿を示しているが、イタリア、フランス、西ドイツ等のヨーロッパ諸国は、租税体系のなかで取引高税または付加価値税のような一般売上税が大きいため、いずれも間接税等の比率が高い。

また、昭和46年度における地方税について、直接税と間接税等の比率をみると、道府県民税、市町村民税、事業税、固定資産税等の直接税の比率は78.7%となっており、たばこ消費税、軽油引取税等の間接税等は21.3%となっている。

租税総額に占める国税と地方税の比率は、国税66.6%、地方税33.4%であり、昭和46年度では地方税の比率が若干高まっているが、40年代においてはその比率にほとんど変化がみられない。この租税総額の最終的な配分状況についてみると、国では、国税として徴収した額の2分の1以上を地方交付税、地方譲与税、国庫支出金等として地方公共団体に交付しているが、一方、地方公共団体は、国の直轄事業に対する負担金等を国に納付している。このような関係を調整した昭和46年度の国と地方との間における租税の実質的配分状況をみると、その比率は、租税総額に占める国税と地方税の比率とは逆に、国30.1%、地方公共団体69.9%(前年度国33.9%、地方公共団体66.1%)となっている。

## ウ 地方税の内容

### (ア) 収入状況

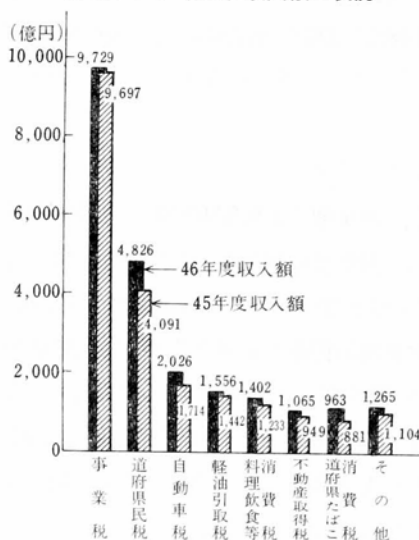
地方税の収入額は4兆2,357億円で、前年度(3兆7,507億円)と比べると4,851億円、12.9%の増加にとどまり、前年度の増加率(21.4%)を大きく下回っている。なお、徴収率は96.7%と前年度(96.5%)を若干上回っている。

地方税総額に占める道府県税と市町村税の比率の推移をみると、昭和30年代においては、38年度までは市町村税の占める比率が高かったが、39年度以降は道府県税の比率が高くなっている。このように昭和39年度以降において道府県税の比率が市町村税のそれを上回っているのは、道府県税においてはその支柱となっている事業税と道府県民税が、経済の高度成長を反映して大きく伸びているほか、自動車の普及を反映して自動車税、軽油引取税

が大きく伸びたこと等の事情があるのに対し、市町村民税と固定資産税がその大部分を占めている市町村税においては、市町村民税が順調な伸びを示しているものの、いま一つの主要税目である固定資産税の伸びが低かったこともあって、道府県税ほど著しい伸びがみられなかったためである。昭和46年度においては、地方税総額に占める比率は依然として道府県税の方が高いが、道府県税総額の約50%を占める法人関係税(法人道府県民税、法人事業税)が、景気停滞の影響をうけて前年度収入額を下回るといった結果になったこと、自動車の生産、出荷の伸び悩みにより自動車関係税の伸びが落ちていることなどもあって、道府県税の比率は低下しており、一方、市町村税は法人関係税の総額に占める比率が道府県税の場合ほど大きくないため、景気停滞の影響をあまり受けなかったこと等もあってその比率を高めている。この結果、昭和46年度における道府県税と市町村税の地方税総額に占める比率は、道府県税53.9%、市町村税46.1%(前年度道府県税56.3%、市町村税43.7%)となっている。

地方税収入額のうち、その大宗をなす住民税および事業税についてその増

第16図 道府県税収入額の状況



減状況をみると、前にも述べたような理由により法人住民税の増加率は0.4%と前年度の増加率(27.1%)を大幅に下回っている。法人事業税は、前年度の収入額を1.0%下回るといった前回の景気停滞期にもみられなかった結果となっており、地方税総額に占める比率も31.2%と前年度(35.5%)を下回っている。

つぎに、個人住民税は30.9%(前年度24.8%)、個人事業税は21.6%(21.5%)とそれぞれ増加している。個人住民税、個人事業税



とも減税等があったものの、個人所得の伸びが高かった昭和45年中の所得を課税標準としていることおよび個人住民税については特別徴収方法の改正の平年度化に伴う増収などがあって前年度の伸びをそれぞれ上回っており、両税の地方税総額に占める比率も23.2%と前年度(20.2%)より高くなっている。

なお、昭和46年度の個人住民税の課税最低限(夫婦、子2人の給与所得者の場合)は、45年度の640,940円と比べて、約87,000円(13.6%)引き上げられて728,091円とされるなど、住民負担の軽減が図られている。

#### a 道府県税の収入状況

道府県税の収入額は2兆2,832億円で、前年度(2兆1,111億円)と比べると1,720億円、8.1%増加している。

道府県税の税目別内訳は第16図のとおりであり、税目別構成比では事業税が42.6%と最も高い比率を占め、道府県民税(21.1%)、自動車税(8.9%)、軽油引取税(6.8%)、料理飲食等消費税(6.1%)がこれに次いでいる。

主な税目の増減状況を見ると、普通税では道府県民税および事業税のうち法人分が景気の動向を敏感に反映して、前年度の収入額をそれぞれ12億円(前年度収入額の0.8%減)、94億円(1.0%減)下回るという状況となっている。個人分は、前にも述べたような理由により昭和46年度では住民税29.6%(前年度26.1%)、事業税21.6%(21.5%)とそれぞれ前年度の伸びを上回っている。このほか、税率引き上げの行なわれた狩猟免許税158.5%(前年度10.2%)と娯楽施設利用人口の増加があった娯楽施設利用税46.3%(28.8%)が前年度の伸びを上回っているが、これら以外の大部分の税目については前年度の伸びを下回っている。

この結果、普通税全体としては前年度の伸び(23.6%)を大幅に下回る8.4%の伸びとなっている。

また、目的税は税率改正の行なわれた入猟税が164.3%と前年度(8.9%)を大幅に上回る伸びを示しているものの、その目的税総額に占める割合は小さく、一方、自動車の生産、出荷の伸び悩みにより自動車取得税、軽油引取税の伸びが鈍化したこともあって、目的税全体の増加率は6.3%と前年度

(11.4%)を下回っている。

これらの結果、道府県税全体では前年度の増加率(22.2%)を大幅に下回る8.1%にとどまっている。

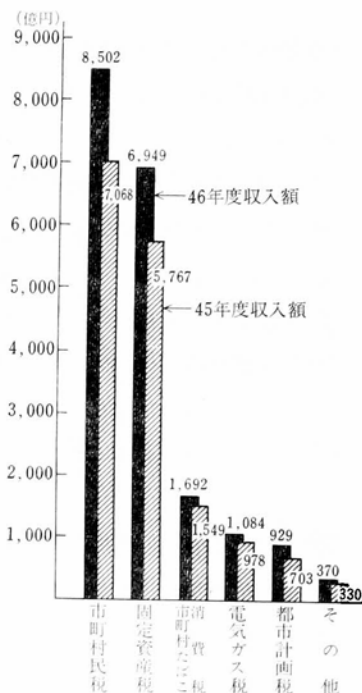
#### b 市町村税の収入状況

市町村税の収入額は1兆9,526億円で、前年度(1兆6,395億円)と比べると3,131億円、19.1%増加している。

市町村税の税目別内訳は第17図のとおりである。税目別構成比では市町村民税が43.5%と最も高い比率を占め、固定資産税35.6%がこれに次いでおり、両税で市町村税総額の79.1%(前年度78.3%)を占めている。

主な税目の増減状況を見ると、個人の市町村民税については、前にも述べたような理由により、その増加率は31.7%と前年度(24.0%)を大幅に上回っている。また、法人の市町村民税は法人税割の伸びが大幅に落ち込んだた

第17図 市町村税収入額の状況



め、1.0%と前年度(28.7%)を大幅に下回る伸びとなっている。この結果、市町村民税全体ではウエイトの高い個人の市町村民税の伸びが高かったこともあって、前年度(25.7%)を若干下回る20.3%となっている。さらに固定資産税は負担調整措置などもあって20.5%となっており、前年度(17.2%)の伸びを上回っている。

これらの結果、市町村税全体では道府県税ほどの落ち込みはみられず、前年度の増加率(20.3%)を若干下回る19.1%となっている。

#### (イ) 法定外普通税

法定外普通税の収入額は22億円で、前年度(18億円)と比べると4億円、22.2%増加している。

このうち主なものは犬税(23 団体)、商品切手発行税(12 団体)、林産物移輸出税(7 団体)、広告税(7 団体)、砂利採取税(5 団体)であり、いずれも市町村における法定外普通税である。

### (ウ) 超過課税

超過課税を実施しているのは市町村のみであり、その収入額は 216 億円で、前年度(261 億円)と比べると 45 億円、17.2%減少しており、市町村税収入額に占める比率は 1.1%(前年度 1.6%)となっている。超過課税を実施している市町村は、市町村民税所得割では全市町村の 2.2%に当たる 73 団体(前年度 17.7%に当たる 577 団体)、法人税割では 43.8%に当たる 1,426 団体(44.8%に当たる 1,471 団体)、固定資産税では 19.9%に当たる 647 団体(27.0%に当たる 886 団体)であり、年々減少している。とくに、市町村民税所得割については昭和 44 年度から 3 年度計画として、超過課税の解消合理化が進められてきたこともあって、46 年度においては 496 団体が超過課税の解消を行ない、62 団体が税率の軽減を行なっている。この結果、昭和 43 年度に 1,016 団体であった超過課税団体は 46 年度では 73 団体となっており、この 3 年度間で 943 団体(合併消滅した 17 団体を含む。)が超過課税を解消している。

## (3) 地方譲与税、地方交付税

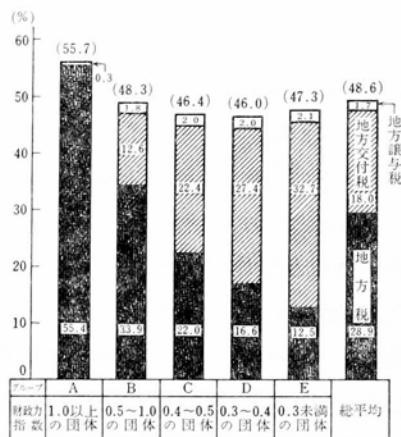
国税として徴収されたりえ、地方公共団体に国から譲与または交付される地方譲与税および地方交付税の状況は次のとおりである。

### ア 地方譲与税

地方譲与税は道路経費の財源として都道府県および大都市に譲与される地方道路譲与税および石油ガス譲与税と、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税および道路経費の財源として市町村に譲与するため、昭和 46 年度に創設された自動車重量譲与税がある。

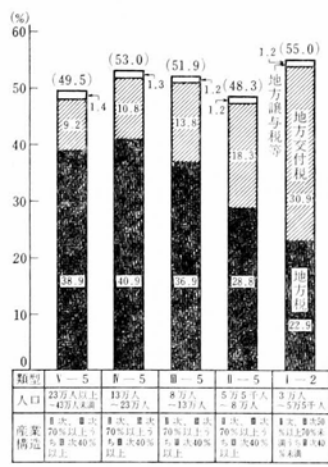
地方譲与税の決算額は 1,258 億円(地方道路譲与税 993 億円、石油ガス譲与税 129 億円、特別とん譲与税 64 億円、自動車重量譲与税 72 億円)となって

第18図 歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況  
その1 道府県



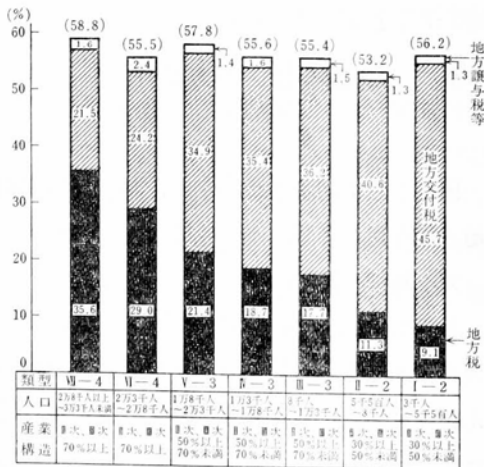
(注) 1. ( )内は一般財源の比率である。  
2. グループ別の該当団体  
A 神奈川県、愛知県、大阪府  
B 静岡県、京都府、兵庫県、埼玉県、広島県、千葉県、福岡県、岡山県、山口県、群馬県、岐阜県、三重県、栃木県、滋賀県、石川県  
C 茨城県、富山県、長野県、和歌山県、香川県、宮城県、北海道、奈良県  
D 愛媛県、新潟県、福井県、福島県、大分県、山梨県、熊本県  
E 長崎県、山形県、宮崎県、高知県、青森県、徳島県、岩手県、佐賀県、鳥取県、秋田県、島根県、鹿児島県

その2 都市



(注) ( )内の数値は、一般財源の比率である。

その3 町村



(注) ( )内の数値は、一般財源の比率である。

おり、自動車重量譲与税の創設があったものの、他の3譲与税の伸びが低かったため、前年度(1,087億円)と比べると171億円、15.7%と前年度(16.8%)を下回る伸びとなっている。

### イ 地方交付税

地方交付税は、すべての地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理しおよび行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するため、国税3税(所得税、法人税、酒税)の一定割合(昭和41年度以来32%)の額を国が地方公共団体に交付する税である。

地方交付税の決算額は2兆1,014億円で、前年度(1兆7,982億円)と比べると3,032億円、16.9%増加している。しかし、この増加率は、国税3税の減収に対する地方財政補正措置が講じられたものの、従来の伸び(昭和44年度29.8%、45年度23.1%)に比べてかなり鈍化している。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県1兆968億円(前年度9,632億円の13.9%増)、市町村1兆47億円(8,351億円の20.3%増)となっており、前年度に引き続き市町村への配分の比率が高まっている(道府県対市町村の配分割合は、昭和46年度52.2対47.8、45年度53.6対46.4)。さらに、市町村を団体種類別にみると、大都市595億円(前年度586億円の1.4%増)、都市3,896億円(3,244億円の20.1%増)、町村5,556億円(4,521億円の22.9%増)となっている。

地方交付税の交付状況をみると、普通交付税の不交付団体は、都道府県では東京都、神奈川県、愛知県および大阪府の4団体で前年度と変わらないが、市町村では前年度の58団体から54団体に減少している。

地方交付税による地方公共団体間の財源調整の状況を、昭和46年度における歳入総額に占める地方税、地方交付税等の一般財源の比率でみると、第18図のとおりで、財政力、団体の規模にかかわらず、歳入総額に占める一般財源の比率には大きな差異はみられないが、都市および町村については、規模の小さい団体ほど地方税の比率が低く、地方交付税の比率が高くなる傾向を示している。

## (4) 国・県支出金

### ア 国庫支出金

#### (ア) 収入状況

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、奨励的補助金等である。

国庫支出金の決算額は2兆5,484億円で、前年度(2兆808億円)と比べると4,676億円、22.5%増加している。

国庫支出金の内訳は、普通建設事業にかかるものが46.2%と最も高い比率を占め、義務教育(22.0%)、生活保護(9.8%)にかかるものがこれに次いでおり、これらで国庫支出金総額の78.0%を占めている。

国庫支出金の内訳を前年度と比べると、国庫支出金の中で最もウェイトの高い普通建設事業支出金は、景気浮揚策としての公共事業の拡大もあって30.3%と前年度の伸び(18.6%)を上回る伸びを示しており、災害復旧事業支出金も25.2%と前年度の伸び(0.9%)を大幅に上回っている。また、児童保護費負担金、老人保護費負担金は、それぞれ22.7%(前年度30.6%)、26.8%(27.9%)と前年度の伸びを下回ったものの国庫支出金総額の伸びを上回っている。財政補給金は、昭和46年度から児童生徒急増市町村公立小中学校施設整備事業助成金が新設されたこともあって、56.9%(前年度83.5%の減)と大幅な伸びを示している。

これらの結果、国庫支出金総額の伸びは前年度(14.9%)を上回る22.5%となっている。

国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県では普通建設事業にかかるものが46.8%と最も高い比率を占め、義務教育にかかるもの(29.1%)がこれに次いでいる。市町村では普通建設事業にかかるものが44.7%と最も高い比率を占め、生活保護にかかるもの(26.4%)がこれに次いでいる。これを前年度と比べると都道府県、市町村を通じて、普通建設事業にかかるものがその比率を高めている。

## (イ) 超過負担の解消

国庫補助、負担金の単価、数量および対象範囲の不合理に起因する地方公共団体の超過負担については、毎年度その解消措置が講じられているが、昭和46年度においても43年度調査による保育所措置費補助金等の4項目130億円、その他収容施設費補助金60億円、合計190億円(事業費ベース)の解消措置が講じられ、地方財政の改善に寄与している。

### イ 都道府県支出金

都道府県支出金は、都道府県が市町村に対して交付する負担金、補助金、交付金等であり、国庫補助を伴うものと都道府県費のみのものとに分けられる。なお、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村の間の重複額として全額控除される。

都道府県支出金の決算額は2,981億円で、前年度(2,452億円)と比べると529億円、21.6%と前年度の増加率(9.7%)を大幅に上回っている。これは都道府県支出金の中で最もウエイトの高い国庫財源を伴う普通建設事業支出金が、公共事業の拡大に伴って21.1%と前年度の伸び(7.5%)を大幅に上回ったこと等によるものである。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫補助を伴うもので都道府県予算を通じて市町村に支出される間接補助金等が52.5%を占め、都道府県の単独施策によるものが47.5%となっている。

また、対象事業別では、普通建設事業に対するものが都道府県支出金総額の54.3%と最も高い比率を占め、災害復旧に対するもの(6.7%)がこれに次いでいる。

なお、都道府県の単独施策による支出金の決算額は1,415億円で、前年度(1,128億円)と比べると288億円、25.5%増加しているが、前年度の伸び(39.2%)を大幅に下回っている。これは、従来都道府県の一般財源の好調な伸びに支えられて増加してきた普通建設事業に対する支出金が、昭和46年度においては前にも述べたように景気の動向を反映して17.8%と前年度の伸び(36.1%)を大幅に下回ったためである。

## (5) 地 方 債

地方債は、地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、債券発行または証書借入れの方法によって資金を借り入れるものである。地方債の発行については、許可制度が採られており、赤字比率または公債費比率が著しく高い団体、地方税の徴収率の低い団体または収益事業の収益金が著しく多額な団体については、地方債の発行を制限することによって財政の健全性を確保することとしている。

地方債の決算額は1兆1,238億円で、前年度(6,429億円)と比べると4,808億円、74.8%増加し、前年度の伸び(46.8%)を28.0%上回る大幅な伸びを示している。これは、義務教育施設、公営住宅、し尿・ごみ処理施設等の生活関連社会資本の整備や過密・過疎対策の推進のための地方債が充実されたことに加えて、地方税減収および公共事業等の追加に伴う地方財政補正措置として地方債が増額されたことなどによるものである。

## (6) その他の収入

### ア 分担金、負担金

分担金は、地方公共団体が行なう事業に関しその費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において地方公共団体が徴収するものであり、負担金は、一定の事業について特別の利害関係を有する者から、法令の根拠に基づき、その受益の程度に応じて地方公共団体が賦課徴収するものおよび一部事務組合がその運営経費等に充てるため、構成市町村から収入するものなどである。

分担金、負担金は、同級他団体からのもの、市町村からのもの、市町村分賦金およびその他からのものからなっているが、同級他団体からのもの、市町村からのもの、市町村分賦金については、地方財政の純計額において、都道府県と市町村間、同級団体間等の重複額として全額控除される。

分担金、負担金の決算額は1,392億円で、前年度(1,013億円)と比べると378億円、37.3%増加している。



## イ 使用料、手数料

使用料は、地方公共団体の行政財産または公の施設の利用者に対して、その経費の一部を負担させるために徴収されるものであり、手数料は、特定の者のためにする当該地方公共団体の事務に要する費用の範囲内で徴収されるものである。

使用料、手数料の決算額は 2,318 億円で、前年度(2,091 億円)と比べると 227 億円、10.9%増加している。

使用料は 1,687 億円で、前年度(1,513 億円)と比べると 174 億円、11.5%増加している。その内訳をみると、公営住宅使用料(523 億円)と授業料(319 億円)で使用料総額の 49.9%を占めている。

授業料のうちでも、高等学校授業料は生徒数の減少により昭和 42 年度以降毎年度減少しているのに対し、保育所使用料は保護施設の増加等により、その増加率は 23.2%と前年度の増加率(19.9%)を 3.3%上回っている。

手数料は 631 億円で、前年度(578 億円)と比べると 54 億円、9.3%増加している。その内訳をみると、戸籍手数料、自動車運転免許手数料等徴収の根拠、金額等が国の法令に定められているもの 273 億円(前年度 250 億円)、身分証明、印鑑証明書の交付手数料、入学試験手数料等地方公共団体の条例によるもの 359 億円(327 億円)となっている。

## ウ 繰入金

繰入金は、他会計から受け入れたものおよび年度間の財源の不均衡を調整するために積立てている財政調整基金、地方債の元利償還費にあてるために積立てている減債基金等の基金から受け入れたものなどである。

繰入金の決算額は 1,222 億円で、前年度(1,070 億円)と比べると 152 億円、14.2%増加している。

繰入金の内訳をみると、基金からの繰入金が 967 億円(前年度 850 億円)で最も多く、次いで他会計からの繰入金 211 億円(183 億円)、財産区からの繰入金 44 億円(37 億円)となっている。

## エ 繰越金

繰越金の決算額は 2,911 億円で、前年度(2,716 億円)と比べると 195 億円、

7.2%増加している。

このうち、前年度からの事業の繰り越しにかかるものは1,445億円で、前年度(1,284億円)と比べると161億円、12.5%増加しており、純繰越金は1,466億円で、前年度(1,432億円)と比べると34億円、2.4%増加している。

#### オ その他の収入

その他の収入の決算額は1兆2,424億円で、前年度(1兆215億円)と比べると2,209億円、21.6%増加している。

その他の収入の内訳をみると、財産の売却、貸付等の財産収入2,248億円(前年度1,933億円)、競馬、自転車競技、小型自動車競走、モーターボート競走、宝くじの各事業からの収入である収益事業収入1,839億円(1,551億円)、貸付金元利収入5,616億円(4,396億円)、その他の収入2,721億円(2,335億円)となっている。

## 4 地方財政の役割

国の財政と地方財政との関係および地方公共団体における主な行政部門別の経費支出の状況により、地方財政はどのような役割を果たしているかをみると、次のとおりである。

### (1) 国の財政と地方の財政

#### ア 財政規模

昭和46年度における国(一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、公共事業関係の5特別会計の純計)と地方(普通会計)の純計歳出額は16兆9,844億円で、前年度と比べると2兆7,863億円、19.6%増加している。

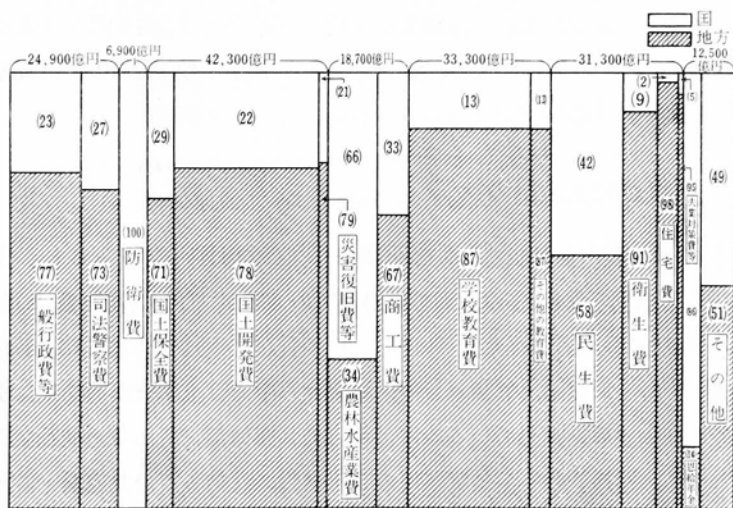
この純計歳出額を最終支出者としての国と地方に分けてみると、国は5兆2,451億円(前年度4兆5,094億円)、地方は11兆7,393億円(9兆6,887億円)で、前年度と比べると国は7,357億円、16.3%、地方は2兆506億円、21.2%それぞれ増加している。この純計歳出額に占める比率は国30.9%(前年度31.8%)、地方69.1%(68.2%)で近年における両者の比率はほぼ1対2となっている。

純計歳出額の国民総支出に対する比率をみると、国際通貨情勢の急変に伴う経済環境の変化等により、民間の設備投資の伸びが1.7%という低率にとどまったこともあって20.9%(国6.5%、地方14.5%)と前年度(19.4%)を1.5%上回っている。この比率の最近における推移をみると、昭和41年度以降18%～19%台で推移してきたが、46年度においては20%をこえる比率となっている。

昭和46年度における国と地方の純計歳出額の主な内訳をみると、国土保全および開発関係4兆2,340億円(純計歳出額の24.9%)、教育関係3兆3,254億円(19.6%)、社会保障関係3兆1,327億円(18.4%)、農林水産、商工関係1兆8,650億円(11.0%)等となっている。

このうち、第19図にみられるとおり、外交、防衛等のように当然国が行なう行政は別として、国民生活に関連する公営住宅建設等の住宅費、公衆衛生、清掃等の衛生費、小・中学校、高等学校等の学校教育費、道路整備、都市計画、土地改良等の国土開発費、河川海岸等の国土保全費、警察、消防等の司法警察費については、その大部分が地方公共団体の手を通じて執行されている。

第19図 国・地方を通ずる純計歳出規模(目的別分類)



(注) ( )内の数値は、目的別経費に占める国、地方の割合を示す。

## イ 政府の財貨サービス購入

政府の財貨サービス購入は、人件費、事務費等のように民間から財貨およびサービスを購入して使用するための支出である経常購入と、公共施設等の建設、政府企業の設備投資等の有形固定資産を作り出すための支出および政府企業の在庫品増加である資本支出からなっている。

昭和46年度における中央、地方を通じての財貨サービス購入額は14兆8,596億円(経常購入7兆1,561億円、資本形成7兆7,035億円)で、前年度と比べると21.6%(経常購入18.7%、資本形成24.4%)増加しており、国民総支出の増加率(10.7%)を大幅に上回っている。また、この購入額が国民総支出に占める比率をみると18.3%で、前年度(16.7%)と比べると1.6%高まっている。

政府の財貨サービス購入を中央と地方に分けてみると、中央政府(三公社、公庫、公団等を含む)分は6兆3,882億円(経常購入40.0%、資本形成60.0%)で前年度と比べると19.5%(経常購入16.5%、資本形成21.6%)増加しており、国民総支出に対する比率は7.9%(経常購入3.1%、資本形成4.7%)となっている。

地方政府(公営企業、住宅供給公社を含む)分は8兆4,714億円(経常購入54.3%、資本形成45.7%)で、前年度と比べると23.2%(経常購入19.9%、資本形成27.3%)増加しており、国民総支出に対する比率は10.4%(経常購入5.7%、資本形成4.8%)となっている。

## (2) 行政目的別歳出の状況

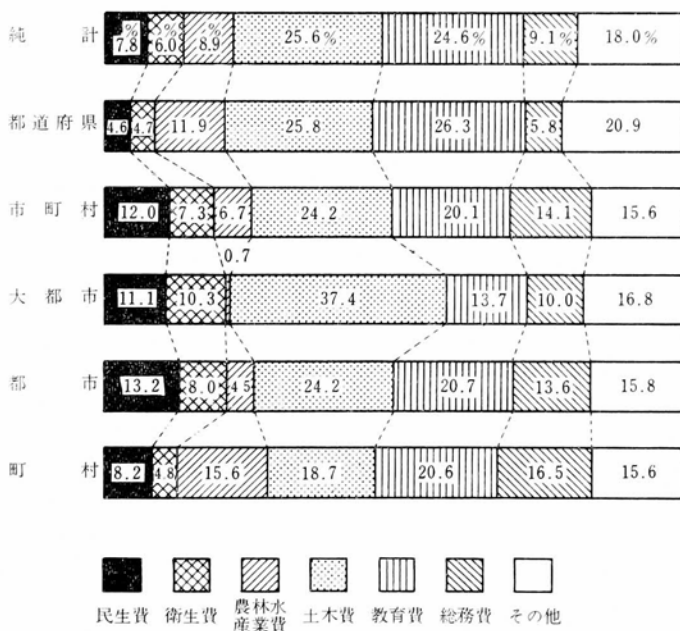
昭和46年度歳出決算額(11兆9,095億円)の目的別構成比をみると、土木費25.6%と教育費24.6%の両方で歳出総額の50.2%を占め、総務費(9.1%)、農林水産業費(8.9%)、民生費(7.8%)、衛生費(6.0%)、商工費(4.1%)がこれに次いでいる。歳出決算額の目的別構成比の中で、土木費が前年度に引き続き最も高い比率を占めているのは、地方公共団体が、豊かな地域社会を形成するため、道路、住宅等地域住民の日常生活に直結した公共施設を計画的に整備している結果である。これらを団体種類別にみると、第20図にみら

れるとおり、都道府県、市町村のいずれにおいても土木費、教育費の比率が高く、また、都道府県では農林水産業費、市町村では民生費の比率が相対的に高い。

市町村の歳出決算額の目的別構成比を団体種類別にみると、大都市では、住宅、街路等生活環境施設等の整備を図るための土木費の比率が他の団体と比べると極めて高く、教育費、民生費、衛生費、総務費がこれに次いでいる。都市では、土木費、教育費、総務費、衛生費の比率が高く、町村では、教育費、土木費、総務費、農林水産業費の比率が高くなっている。

目的別歳出決算額を前年度と比べると、増加額では土木費 5,798 億円(歳出増加額に占める比率 27.7%)と教育費 4,912 億円(23.4%)の両方で歳出増加額の 51.1%を占め、農林水産業費 2,082 億円(9.9%)、民生費 1,706 億円(8.1%)、総務費 1,585 億円(7.6%)がこれに次いでいる。増加率では、農林水産業費(24.6%)、衛生費(24.4%)、消防費(23.6%)、土木費(23.4%)等が

第 20 図 目的別歳出決算額の構成比



区	分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対 前 年 度	
		46年度	45年度	増減額	46	45	46	45	増	減
		億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
議 会 費		924	794	130	0.8	0.8	0.6	0.7	16.3	17.4
議 務 費		10,847	9,262	1,585	9.1	9.4	7.6	7.9	17.1	18.0
民 生 費		9,293	7,587	1,706	7.8	7.7	8.1	9.3	22.5	28.0
衛 生 費		7,162	5,759	1,403	6.0	5.9	6.7	6.9	24.4	26.9
勞 働 費		1,863	1,627	236	1.6	1.7	1.1	1.1	14.5	13.4
農林水産業費		10,560	8,478	2,082	8.9	8.6	9.9	7.2	24.6	17.7
商 工 費		4,938	4,105	833	4.1	4.2	4.0	4.1	20.3	21.6
土 木 費		30,541	24,744	5,798	25.6	25.2	27.7	28.2	23.4	25.5
消 防 費		1,846	1,493	353	1.5	1.5	1.7	1.7	23.6	25.3
警 察 費		4,704	4,018	686	3.9	4.1	3.3	4.2	17.1	22.8
教 育 費		29,314	24,403	4,912	24.6	24.9	23.4	25.5	20.1	22.8
災 害 復 旧 費		1,840	1,480	360	1.5	1.5	1.7	0.2	24.3	3.0
公 債 費		4,367	3,717	650	3.7	3.8	3.1	3.1	17.5	17.4
諸 支 出 金		802	592	209	0.7	0.6	1.0	0.3	35.3	8.5
前年度繰上充用金		94	89	5	0.1	0.1	0.0	0.2	6.0	30.8
合 計		119,095	98,149	20,947	100.0	100.0	100.0	100.0	21.3	22.2

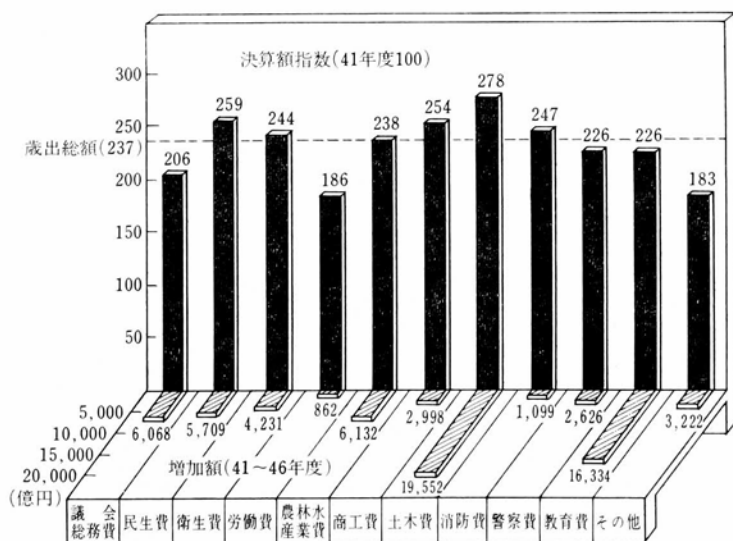
区	分	46年度 決 算 額	財 源						内 訳		
			国 庫		使用料		分担金		地方債	そ の 他	一 般
			支出金	手数料	負担金	寄付金	特定財源	財 源			
億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%		
議 会 費		924 100.0	- -	0 0.0	0 0.0	- -	0 0.0	0 0.0	924 99.9		
議 務 費		10,847 100.0	175 1.6	168 1.5	38 0.3	390 3.6	853 7.9	9,223 85.0			
民 生 費		9,293 100.0	4,012 43.2	260 2.8	213 2.3	282 3.0	375 4.0	4,151 44.7			
衛 生 費		7,162 100.0	1,024 14.3	338 4.7	17 0.2	618 8.6	368 5.1	4,798 67.0			
勞 働 費		1,863 100.0	557 29.9	6 0.3	3 0.2	63 3.4	175 9.4	1,059 56.8			
農林水産業費		10,560 100.0	3,773 35.7	45 0.4	736 7.0	468 4.4	941 8.9	4,598 43.5			
商 工 費		4,938 100.0	134 2.7	48 1.0	17 0.3	401 8.1	2,813 57.0	1,525 30.9			
土 木 費		30,541 100.0	7,314 23.9	395 1.3	488 1.6	5,539 18.1	2,867 9.4	13,938 45.6			
消 防 費		1,846 100.0	27 1.5	5 0.3	8 0.4	119 6.5	40 2.2	1,647 89.2			
警 察 費		4,704 100.0	139 3.0	92 2.0	0 0.0	82 1.7	31 0.7	4,359 92.7			
教 育 費		29,314 100.0	6,595 22.5	368 1.3	119 0.4	2,547 8.7	874 3.0	18,811 64.2			
災 害 復 旧 費		1,840 100.0	1,172 63.7	0 0.0	12 0.7	448 24.4	46 2.5	161 8.7			
公 債 費		4,367 100.0	39 0.9	219 5.0	8 0.2	0 0.0	342 7.8	3,758 86.1			
諸 支 出 金		802 100.0	1 0.1	0 0.0	2 0.3	105 13.1	358 44.6	336 41.9			
前年度繰上充用金		94 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	94 100.0			
合 計		119,095 100.0	24,961 21.0	1,944 1.6	1,660 1.4	11,064 9.3	10,085 8.5	69,381 58.3			

歳出総額の増加率(21.3%)を上回っており、商工費(20.3%)、教育費(20.1%)、総務費(17.1%)等は歳出総額の増加率を下回っている。

目的別歳出決算額のうち主なものについての昭和41年度からの推移は、第21図にみられるとおりで、土木費(2.78倍)が最も大きい伸びを示し、民生費(2.59倍)、商工費(2.54倍)、消防費(2.47倍)等が歳出総額の伸び(2.37倍)を上回っており、警察費(2.26倍)、教育費(2.26倍)、労働費(1.86倍)等は歳出総額の伸びを下回っている。この5年度間に歳出総額の伸びを上回っている経費の主な細目をみると、土地開発基金に対する繰出金が昭和44年度および45年度に著しく増加したこともあって、土木管理費が4.60倍と最も大きく、ついで老人福祉費(4.46倍)、都市計画費のうち公共下水道費(3.41倍)、住宅費(3.41倍)、児童福祉費(3.24倍)等住民生活を豊かにするための関連経費が大きく伸びている。

経費の支出状況を行政の目的に従って土木建設(土木費)、教育と文化(教育費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、民生の安定(民生費、労働費)、

第21図 目的別歳出決算額の増加状況



保健・衛生と公害防止(衛生費)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてみると次のとおりである。

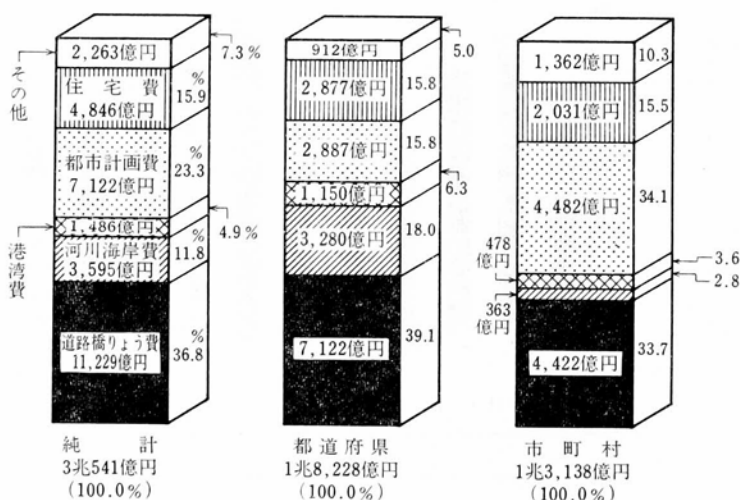
### ア 土木建設

地方公共団は、その地域の特性に応じた街づくりを行ない、住民生活の向上を期するために、各種公共施設の整備事業を実施している。特に、最近の都市化、過疎化の進行、日常生活圏の拡大等、生活環境の急激な変化に伴い、住民生活に密接な関係をもつ道路をはじめ住宅、公共下水道等の整備は急を要しており、地方公共団体において土木行政の占めるウエイトはますます高くなってきている。

これら諸問題の解決を図るための諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は3兆541億円で、歳出総額の25.6%(都道府県25.8%、市町村24.2%)を占め、前年度(2兆4,744億円)と比べると5,798億円、23.4%増加している。

土木費の目的別内訳は第22図にみられるとおりで、道路橋りょうの新設、改良等の道路橋りょう費(36.8%)と街路の整備、区画整理等の都市計画費(23.3%)の両者で、土木費総額の60.1%を占め、公営住宅の建設等の住宅

第22図 土木費の目的別内訳



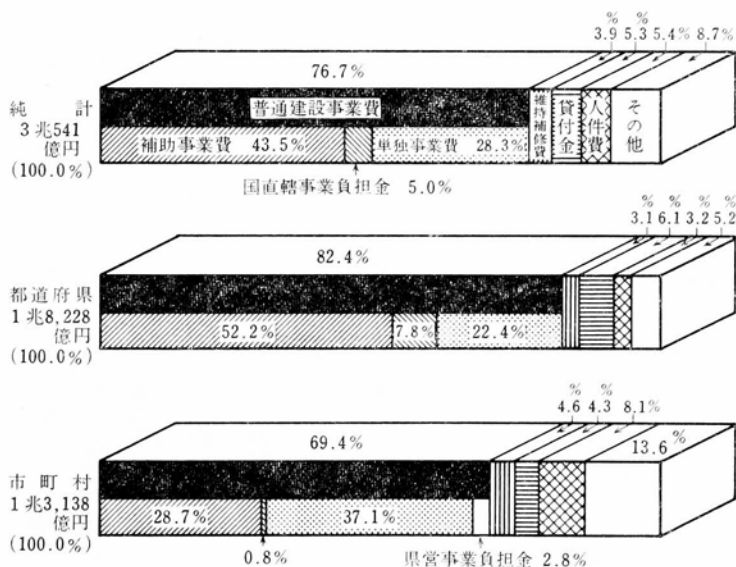


費(15.9%)、河川の改修、海岸の保全等の河川海岸費(11.8%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、空港費が76億円、130.3%と最も大きい伸びを示し、河川海岸費837億円、30.4%、道路橋りょう費2,378億円、26.9%、都市計画費1,469億円、26.0%、港湾費304億円、25.7%がこれに次いでいる。反面、土木管理費は140億円、6.2%減少している。空港費が最も高い伸びを示しているのは、最近の航空輸送需要の増大、航空機の大型化等に対処するため、主要地方空港の整備、拡張および騒音対策事業を中心に事業の重点的な促進が図られたためであり、また、土木管理費が大幅に減少したのは、昭和44年度、45年度において土地開発基金への繰出しが急増したが、46年度からは通常の基金運用に移ったため、繰出金が減少したことによるものである。

また、土木費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費の比率が39.1%と最も高く、河川海岸費(18.0%)、都市計画費(15.8%)、住宅費(15.8%)がこれに次いでいる。市町村では、都市計画費が

第23図 土木費の性質別内訳



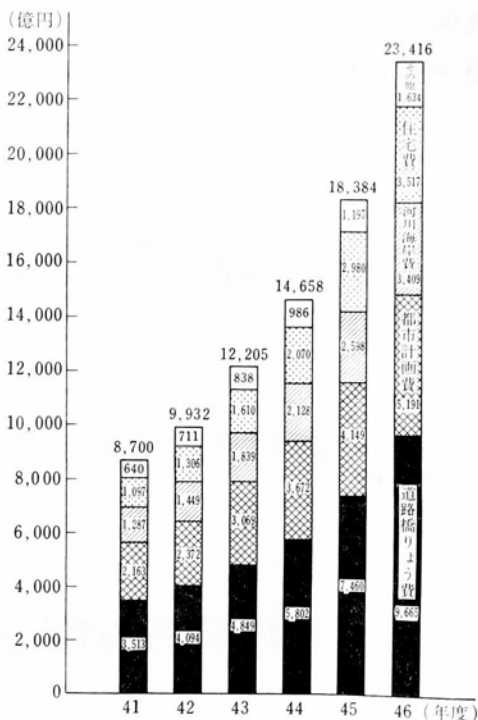
34.1%と最も高く、道路橋りょう費(33.7%)、住宅費(15.5%)、土木管理費(10.3%)がこれに次いでいる。なお、河川改修、海岸保全にかかる事業が主として都道府県において行なわれることもあって、都道府県の河川海岸費が市町村の9.0倍となっており、逆に、市町村の街路、区画整理の整備等の都市計画費が都道府県の1.6倍となっている。

土木費の性質別内訳は、第23図にみられるとおり、普通建設事業費が2兆3,416億円で、土木費総額の76.7%と最も高い比率を占め、この普通建設事業費の63.1%が補助事業費と国直轄事業負担金で、単独事業費は36.9%となっている。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費は、5,032億円、27.4%増加し、前年度の増加率(25.4%)を上回っている。普通建設事業費のうち補助事業費は、2,986億円、29.0%、国直轄事業負担金は、430億円、36.9%、単独事業費は、1,615億円、23.0%それぞれ増加している。なお、補助事業費が前年度の増加率(17.5%)を大幅に上回っているのは、国の景気浮揚策として公共事業が拡大されたためであるが、反面、単独事業費は、前年度の増加率(38.1%)を大幅に下回っている。また、住宅供給公社等への住宅関係融資等の貸付金の増加率(37.0%)は前年度(36.9%)をやや上回っているが、繰出金は、土地開発基金への繰出しが大幅に減少したこともあって、22.1%減少している。

また、土木費の性質別内訳

第24図 土木費の普通建設事業費の推移



を団体種類別にみると、都道府県、市町村ともに普通建設事業費が土木費総額の82.4%、69.4%と高い比率を占めている。このうち補助事業費と国直轄事業負担金を加えたものの普通建設事業費に占める比率は、都道府県では72.8%、市町村では42.5%となっている。都道府県で著しく高くなっているのは、国の補助事業が都道府県でより多く実施されていることを示している。

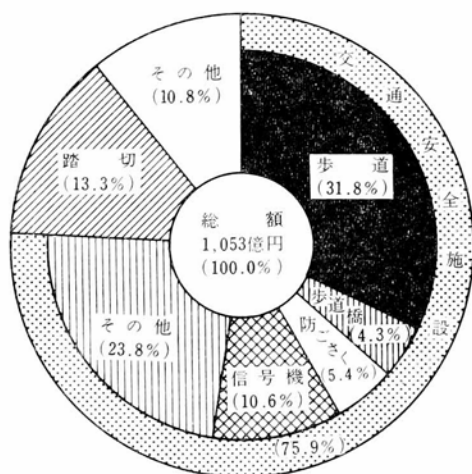
土木費の性質別内訳のうち、普通建設事業費と維持補修費について、目的別に前年度の増加率と比べると、普通建設事業費では、土木管理費(71.8%)、都市下水路費(38.3%)、河川海岸費(31.2%)、道路橋りょう費(29.6%)、街路費(26.9%)、港湾費(26.3%)等が前年度の増加率を上回っているが、維持補修費では、各費目とも伸びが鈍化しており、街路費においては、12.4%減少している。

土木費における各目的別普通建設事業費の推移は、第24図にみられるとおり、昭和41年度と比べると、住宅費3.20倍、道路橋りょう費2.75倍、河川海岸費2.65倍、都市計画費2.40倍等となっており、生活環境施設等の整備を図るための経費の伸びが大きい。

最近の自動車交通量の急激な増加等に伴って発生する交通事故の防止を図るため、地方公共団体は、交通安全施設の整備、交通安全想思の普及等幅広い対策を講じている。これら道路交通安全対策に要する経費は、主として土木費、警察費から支出され、その額は年々増加している。

昭和46年度の道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目にかかるものも含む)は1,053億円、前年度(781億円)と比べると272億円、34.7%増加している。道路交通安全対策費の内訳は、第25図にみられ

第25図 道路交通安全対策経費の状況



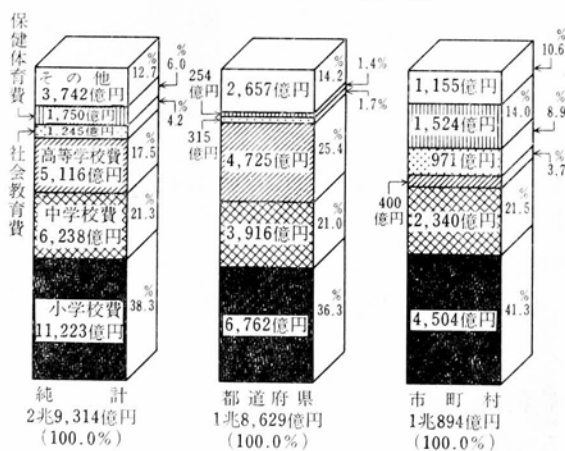
るとおり、歩道、歩道橋、防ごさく、信号機等の交通安全施設整備のための経費 800 億円（道路交通安全対策費総額に占める比率 75.9%）が最も高い比率を占め、踏切の立体交差等の改善整備費 140 億円（13.3%）、救急業務施設整備費、交通安全運動経費等 113 億円（10.8%）がこれに次いでいる。なお、道路交通安全対策費は、昭和 41 年度と比べると 9.9 倍に増加している。

## イ 教育と文化

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上等を図るため、学校教育、社会教育等の教育行政を行なっているが、これは地方公共団体における行政部門の中でも基本的なものの一つである。とくに最近においては、社会教育の充実、学校給食の普及に伴う給食施設整備の促進等の需要が増大しており、さらには、人口の社会的移動の激化に伴い、児童・生徒の増加が著しい市町村における小・中学校の校舎等の整備および用地の取得が急務とされている等、教育行政を積極的に推進するうえで、これら教育条件の整備が重要となってきた。

これら諸問題の解決を図るための諸施策の推進に要する経費である教育費の決算額は 2 兆 9,314 億円で、歳出総額の 24.6%（都道府県 26.3%、市町村 20.1%）を占め、前年度（2 兆 4,403 億円）と比べると 4,912 億円、20.1%増加している。

第 26 図 教育費の目的別内訳



教育費の目的別内訳は、第 26 図にみられるとおりで、義務教育にかかる経費である小学校費（38.3%）と中学校費（21.3%）の両者で教育費総額の 59.6% を占め、高等学校費（17.5%）、学校給

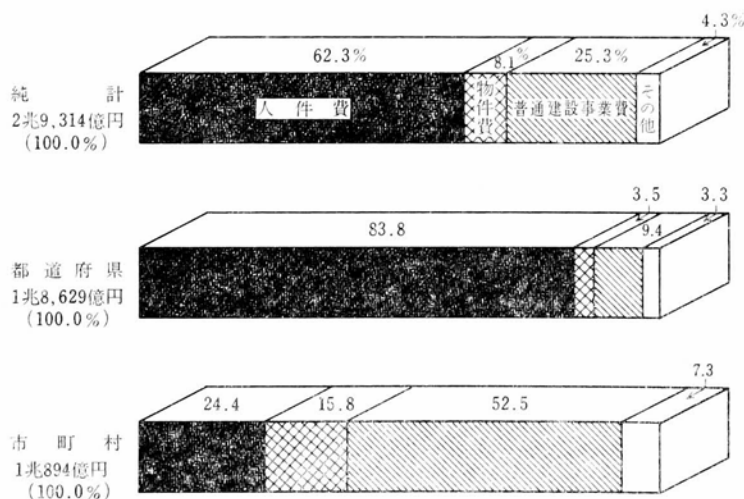
食費、体育施設費等の保健体育費(6.0%)、青年・婦人教育費、文化施設の維持運営にかかる経費等の社会教育費(4.2%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、保健体育費 371 億円、26.9% が大きい伸びを示し、社会教育費 256 億円、25.9%、幼稚園費 71 億円、23.8%、小学校費 1,885 億円、20.2%、中学校費 1,046 億円、20.1% がこれに次いでいる。

教育費における各目的別経費のうち主なものの推移をみると、昭和 41 年度と比べて、保健体育費が 3.20 倍で最も大きい伸びを示しており、次いで、社会教育費が 3.12 倍、小学校費が 2.29 倍でそれぞれ教育費総額の伸び(2.26 倍)を上回り、高等学校費が 2.15 倍、中学校費が 2.07 倍となっている。このように保健体育費および社会教育費の伸びが大きいのは、学校給食の普及に伴う給食施設の整備および国民総スポーツの施策を推進するための体育施設の整備等の促進が図られたこと、また、青少年教育・成人教育の積極的推進のため、公民館および図書館等の整備充実が重点的に行なわれたこと等によるものである。

また、教育費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、小学校

第 27 図 教育費の性質別内訳



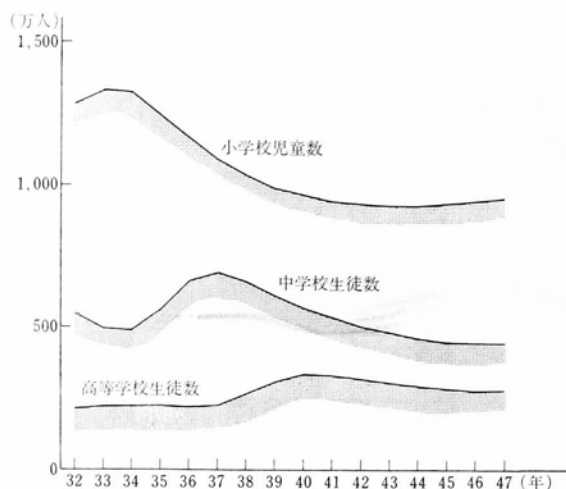
費の比率(36.3%)が最も高く、高等学校費(25.4%)、中学校費(21.0%)がこれに次いでいる。市町村では、小学校費の比率(41.3%)が最も高く、中学校費(21.5%)、保健体育費(14.0%)がこれに次いでいる。

教育費の性質別内訳は、第27図にみられるとおり、人件費は1兆8,264億円で教育費総額の62.3%を占め、普通建設事業費7,413億円、25.3%(うち単独事業費13.5%)の両者で教育費総額の87.6%を占めている。

これらを前年度と比べると、人件費2,655億円、17.0%、普通建設事業費1,676億円、29.2%の伸びを示している。人件費がこのように伸びたのは、人事院勧告に伴う給与改定の幅が大きかったこと、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が制定されたことにより教育職員に対し教職調整額が支給されるようになったこと、昭和44年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に基づき、同年度以降計画的に教職員の定数改善がなされていること等によるものである。なお、普通建設事業費については、単独事業費が634億円、19.1%と前年度の増加率(49.5%)を下回ったのに対し、補助事業費は

1,042億円、43.2%と前年度(26.5%)を大きく上回った。とくに、小学校費、中学校費にかかる補助事業費は、児童・生徒が急増している市町村における校地の取得を必要とする小・中学校の整備にかかる国庫補助制度の新設および

第28図 公立学校児童・生徒数の推移



(注) 学校基本調査による。

公共事業の拡大等により、小学校費 55.7 % (前年度 29.4%)、中学校費 52.7 % (15.7 %) とそれぞれ前年度を大きく上回っている。

また、教育費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、義務教育諸学校教職員、都道府県立高等学校教職員の人件費を支弁しているため、人件費の比率(83.8 %)が高く、市町村では、義務教育施設整備等の普通建設事業費の比率(52.5 %)が高い。

公立学校の児童・生徒数の推移は、第 28 図にみられるとおりで、小学校児童数は昭和 34 年度以降毎年度減少傾向を示していたが、44 年度から逆に増加に転じ、中学校生徒数は 38 年度以降減少傾向を示している。高等学校生徒数は昭和 41 年度以降減少傾向を示していたが、47 年度はやや増加の傾向にある。また、最近における小・中学校の児童・生徒数の状況を都道府県別にみると、人口の都市への集中傾向を反映して、東京都、大阪府、愛知県およびその近隣府県で増加の傾向を示し、その他の道県では減少の傾向を示している。

## ウ 産 業 の 振 興

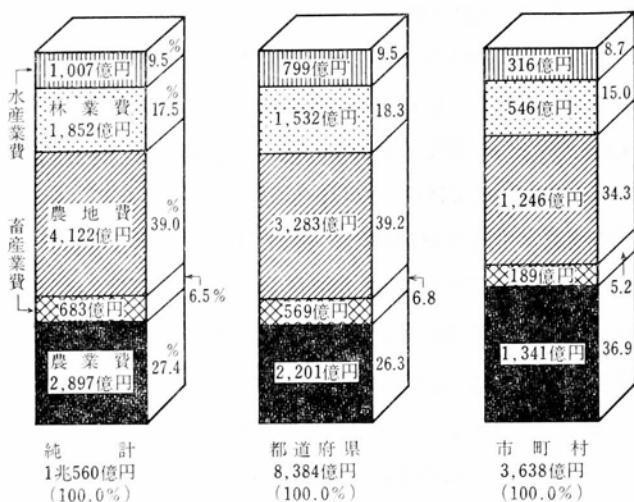
### (ア) 農 林 水 産 行 政

地方公共団体は、農林漁業の生産性の向上と食糧の安定した供給を図るため、生産基盤の整備、消費流通対策の充実等の施策を実施している。さらに、最近においては、米の生産調整の実施を契機とした総合農政対策、農業による土壌汚染や工場汚水による漁場条件の悪化等に対処するための公害対策等の施策の推進も重要な課題となっている。

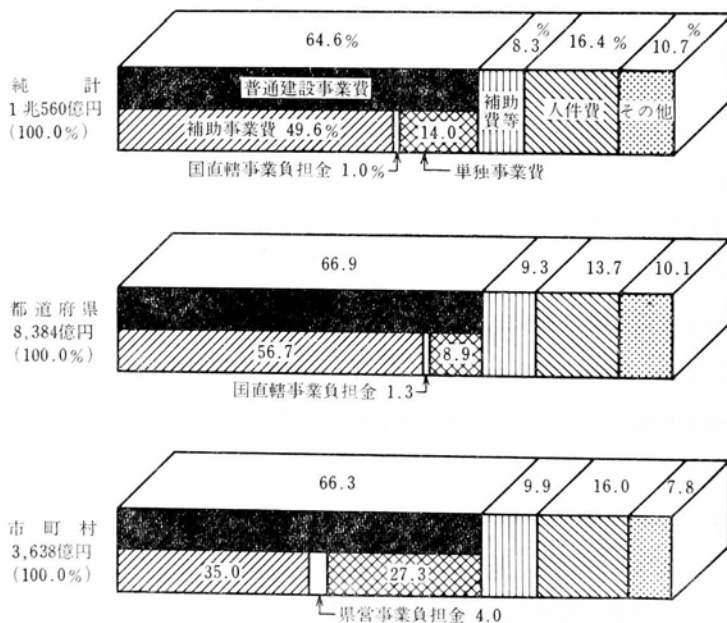
これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は 1 兆 560 億円で、歳出総額の 8.9 % (都道府県 11.9 %、市町村 6.7 %) を占め、前年度(8,478 億円)と比べると 2,082 億円、24.6 % 増加している。

農林水産業費の目的別内訳は、第 29 図にみられるとおり、土地改良事業、干拓事業、農用地開発事業等農業基盤整備の経費である農地費 (39.0 %) と、農業改良普及事業、農業経営近代化施設整備事業等の経費である農業費 (27.4 %) の両者で農林水産業費総額の 66.4 % と約 3 分の 2 を占め、林業費

第 29 図 農林水産業費の目的別内訳



第 30 図 農林水産業費の性質別内訳





(17.5%)、水産業費(9.5%)、畜産業費(6.5%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、農業生産性の向上と稲作転換のための基盤となる圃場整備、農道整備、基幹かんがい排水施設等の土地改良事業が積極的に推進されたこと等により、農地費は、1,021億円、32.9%と最も大きい伸びを示し、水産業費217億円、27.5%、林業費326億円、21.4%、農業費431億円、17.5%、畜産業費87億円、14.6%がこれに次いでいる。

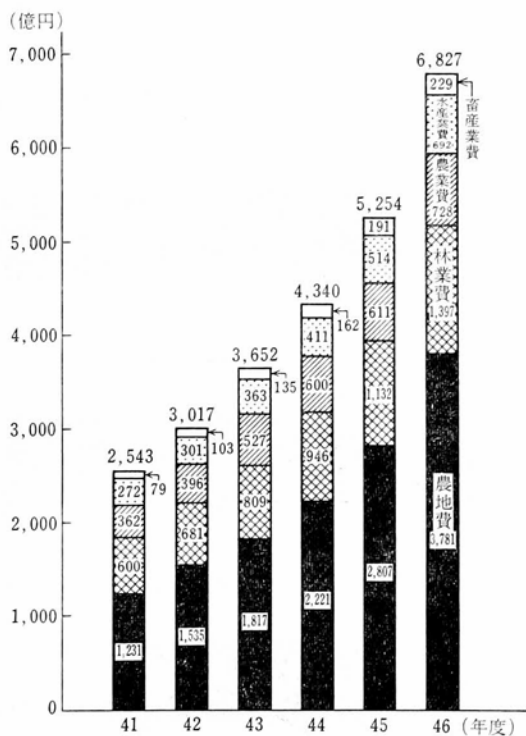
農林水産業費における各目的別のうち主なものの推移をみると、昭和41年度と比べて、農地費は2.93倍と農林水産業費総額の伸び(2.38倍)を上回っており、農業費は1.92倍の伸びとなっている。

農林水産業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では農地費(39.2%)、農業費(26.3%)の比率が高く、市町村では農業費(36.9%)、農地費(34.3%)の比率が高い。

第31図 農林水産業費の普通建設事業費の推移

農林水産業費の性質別内訳は、第30図にみられるとおり、普通建設事業費は6,827億円で、農林水産業費総額の64.6%(うち補助事業費49.6%)と最も高い比率を占め、人件費1,733億円、16.4%、補助費等877億円、8.3%がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費が1,574億円、30.0%と農林水産業費総額の増加率(24.6%)を上回る伸びを



示しており、補助費等 125 億円、16.6 %、人件費 233 億円、15.6 %がこれに次いでいる。

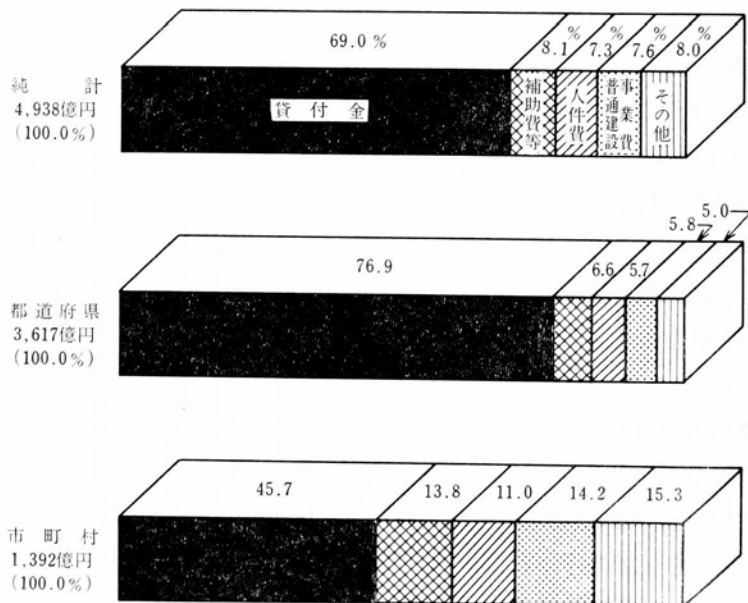
農林水産業費における各目別普通建設事業費の推移は、第 31 図にみられるとおりで、これらを昭和 41 年度と比べると、普通建設事業費総額では 2.68 倍、農地費 3.07 倍、水産業費 2.54 倍、林業費 2.33 倍、農業費 2.01 倍となっており、農業基盤整備事業の拡充強化により農地費の伸びの著しいことが注目される。また、農林水産業費の普通建設事業費総額に占める目的別の比率をみると、農地費が 55.4 %と全体の 2 分の 1 をこえる高い比率を占め、林業費(20.5 %)、農業費(10.7 %)、水産業費(10.1 %)がこれに次いでいる。

### (イ) 商 工 行 政

地方公共団体は、地域における商工業の発展を図るため、中小企業の近代化、商工業の指導育成、工業団地等の建設等各種の施策を行なっている。

これらの施策の推進に要する経費である商工費の決算額は、4,938 億円で歳出総額の 4.1 % (都道府県 5.1 %、市町村 2.6%)を占め、前年度(4,105 億

第 32 図 商工費の性質別内訳



円)と比べると833億円、20.3%増加している。

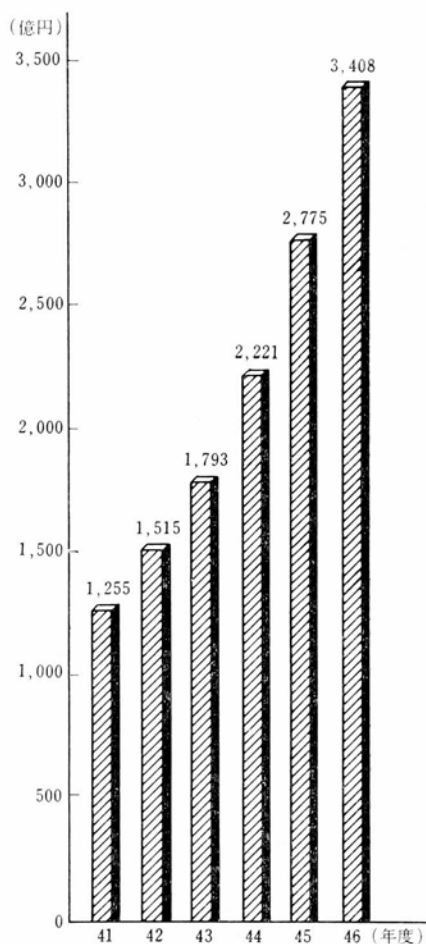
商工費の性質別内訳は、第32図にみられるとおり、貸付金が3,408億円で商工費総額の69.0%と最も高い比率を占め、補助費等399億円、8.1%、普通建設事業費377億円、7.6%、人件費360億円、7.3%がこれに次いでいる。

このように資金の貸付事業が商工行政の中心となっているのは、中小企業に対する経営運転資金、機械設備の近代化・高度化資金、企業の合理化資金等の資金を低利で貸し付けることによって、中小企業の健全な育成を図ろうとしていることによるものである。

商工費の性質別内訳を前年度と比較してみると貸付金が633億円、22.8%と最も大きい伸びを示し、補助費等65億円、19.6%、人件費56億円、18.3%がこれに次いでいる。普通建設事業費は、そのうちの補助事業費が22.8%と前年度(22.5%)を上回る伸びを示したが、単独事業費の伸びが2.6%と前年度(17.4%)を大幅に下回ったため、普通建設事業費総額では20億円、5.6%の伸びにとどまっている。

商工費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、貸付金が76.9%と商工費の大部分を占め、市町村では、貸付金が45.7

第33図 商工費の貸付金貸付額の推移



%と最も高く、普通建設事業費(14.2%)、補助費等(13.8%)がこれに次いでいる。

商工費のうち貸付金の推移をみると、第33図にみられるとおりで、毎年度大きい伸びを示し、貸付金額を昭和41年度と比べると2.72倍となっており、商工費総額に占める比率も上昇を続けている。

## エ 民生の安定

### (ア) 社会福祉行政

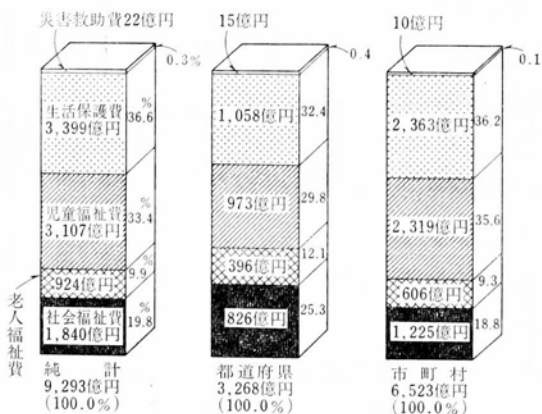
最近における社会経済情勢の進展に伴い、社会福祉行政においては老人の健康管理、生活保障、児童の健全な育成、心身障害者の保護等のための社会福祉施設の整備拡充をはじめとして、各種の社会福祉対策の強化が急務となっている。

地方公共団体においても、これらの諸問題に対処するため、保育所、老人ホーム等の施設の建設や、生活保護の実施等、社会福祉向上のための努力が続けられている。

これら社会福祉行政の推進に要する経費である民生費の決算額は9,293億円で、歳出総額の7.8%(都道府県4.6%、市町村12.0%)を占め、前年度(7,587億円)と比べると1,706億円、22.5%増加している。

民生費の目的別内訳は、第34図にみられるとおり、生活困窮者に必要な援助を行なうための生活保護費が民生費総額の36.6%と最も高い比率を占め、保育所の設置運営等の児童福祉費(33.4%)、心身障害者対策等の社会福祉費(19.8%)、老人ホームの設置運営等の老人福祉費(9.9%)が

第34図 民生費の目的別内訳



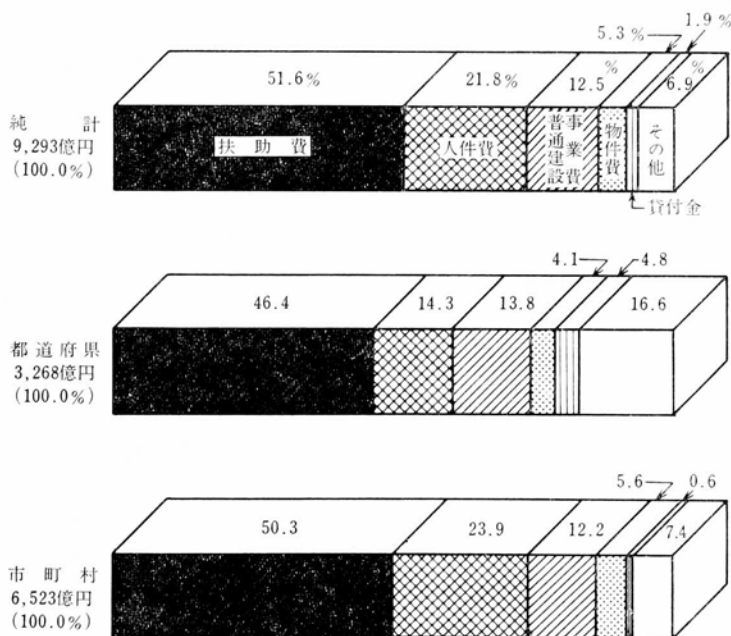
これに次いでいる。

これらを前年度と比べると、老人福祉費が319億円、52.8%と最も大きい伸びを示し、児童福祉費663億円、27.1%がこれに次いでおり、それぞれ民生費総額の増加率(22.5%)を上回っている。さらに社会福祉費は311億円、20.3%、生活保護費は、411億円、13.8%の伸びを示している。

民生費における各目的別のうち主なものの推移をみると、生活保護費の民生費総額に占める比率は、昭和41年度以降毎年度低下しており、一方、高齢人口の増加に伴う老人福祉の拡充、母子福祉の充実、要保護児童の健全な育成、心身障害者の福祉増進等の社会福祉行政に関する経費が拡充されてきたことを反映して、老人福祉費、児童福祉費、社会福祉費が42年度以来大きな伸びを示している。

民生費の目的別内訳を団体種類別にみると、構成比においては、都道府県、市町村ともほぼ同様の構成割合を示しているが、民生費総額においては

第35図 民生費の性質別内訳



福祉行政の第一次的なない手である市町村が、都道府県の約2倍の額となっている。

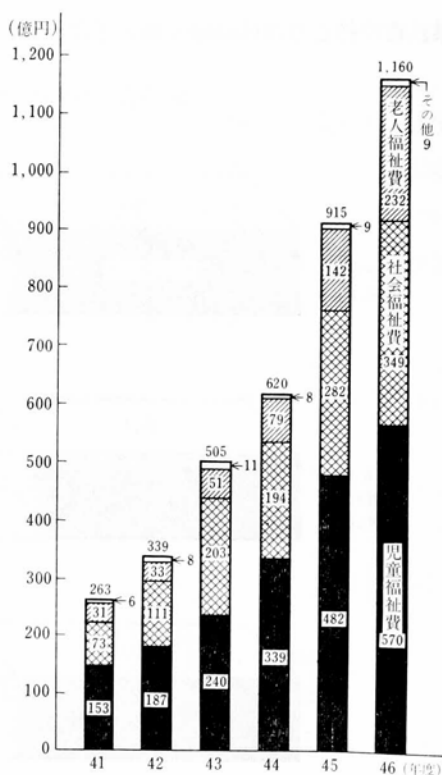
民生費の性質別内訳は、第35図にみられるとおりで、被保護者に対する生活扶助、医療扶助等の生活保護費、保育所等の入所措置児童および老人ホームの入所者に対する措置費等に要する経費である扶助費が4,796億円で、民生費総額の51.6%と最も高い比率を占め、施設関係職員等の人件費2,027億円、21.8%、普通建設事業費1,160億円、12.5%がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、補助費等が90億円、31.9%と最も大きい伸びを示し、普通建設事業費245億円、26.8%、人件費423億円、26.4%、扶助費813億円、20.4%がこれに次いでいる。このうち補助費等の伸びが大きいのは、老人、児童、心身障害者等を対象とする福祉施設、福祉団体への補助の拡充強化および老人医療費の公費負担実施団体が増加したこと等によるものである。

民生費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では扶助費が46.4%と約2分の1を占め、補助費等(15.3%)、人件費(14.3%)、普通建設事業費(13.8%)がこれに次いでいる。市町村では扶助費が50.3%と最も高い比率を占め、人件費(23.9%)、普通建設事業費(12.2%)がこれに次いでいる。

民生費のうち普通建設事業費の各目的別の推移は、第36図にみられるとおりで、昭和41

第36図 民生費の普通建設事業費の推移



年度と比べると、老人福祉費 7.48 倍、社会福祉費 4.78 倍と、普通建設事業費総額の伸び(4.41 倍)を上回る大きい伸びを示し、児童福祉費は 3.73 倍となっている。とくに老人福祉費の普通建設事業費は前年度と比べても 63.4%と大幅に増加している。

生活保護の被保護人員および保護率の推移は、第 37 図にみられるとおりで、雇用情勢

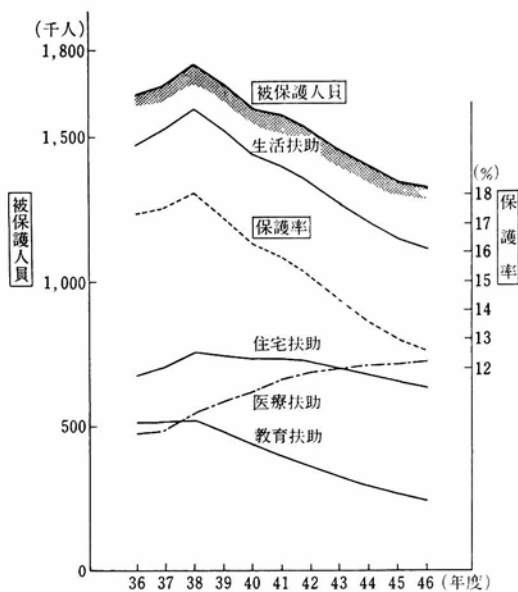
の好転、賃金水準の上昇等により、昭和 38 年度をピークにその後減少傾向が続いているが、そのうち被保護人員についてみると、44 年度と 45 年度は、いずれも前年度と比べて 5 万人以上の減少があったのに対し、46 年度は 1 万 9 千人の減少にとどまっている。また、被保護者の傾向をみると、昭和 46 年度は景気後退に伴う失業者の増加があり、失業を原因とする対象者数は横ばいであるが、総体的には、老令者、母子世帯、障害者等のウエイトが高まる傾向を示し、生活保護の対象者の内容に変化が続いている。

扶助の内訳についてみると、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の人員は、年々減少しているが、医療扶助人員は昭和 38 年度から 44 年度の間に急激に増加し、前年度は横ばいであったが、46 年度は 3.0%増加している。

### (1) 労働行政

地方公共団体は、職業訓練の充実、労働者の福祉増進のための施設整備、労使関係の安定および失業者対策等の諸施策を推進し、労働者の福祉向上

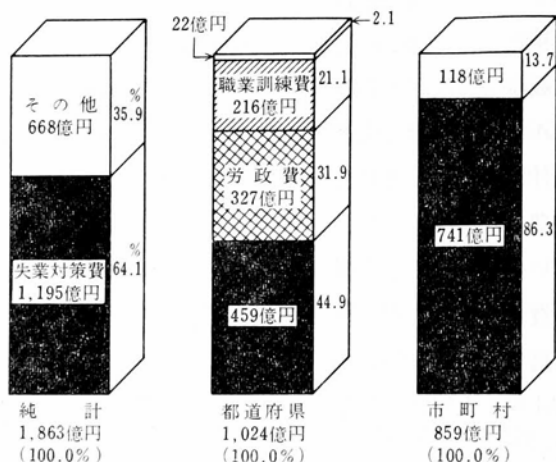
第 37 図 生活保護の被保護人員および保護率の推移



と職業の確保等に努  
 めている。

これらの諸施策の  
 推進に要する経費で  
 ある労働費の決算額  
 は、1,863 億円で、  
 歳出総額の 1.6%(都  
 道府県 1.4%、市町  
 村 1.6%)を占め、前  
 年度(1,627 億円)と  
 比べると 236 億円、  
 14.5%増加してい  
 る。

第 38 図 労働費の目的別内訳



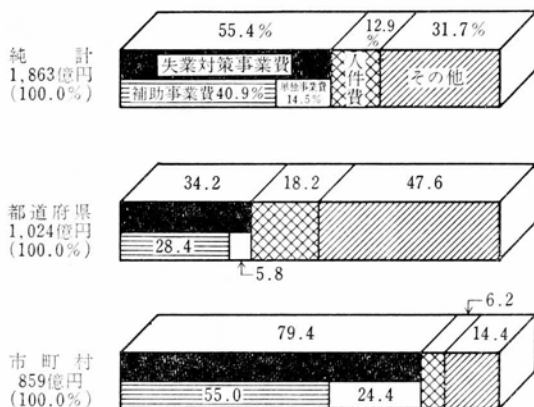
労働費の目的別内訳は、第 38 図にみられるとおりで、失業対策費が労働費総額の 64.1%を占め、その他の 35.9%は職業訓練費、労働者金融対策、労働者福祉対策等の労政費、労働委員会費等の経費である。

これらを前年度と比べると、失業対策費は 100 億円、9.1%、その他は 136 億円、25.6%増加している。失業対策事業については「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」が制定され、これに伴い昭和 46 年 10 月以降発生した失業者は、従来の失業対策事業の対象者とせず、また従来の対象者に対しても積極的に職業転換を推進することとされ、このようなことから、失業対策費の伸びは前年度並みにとどまり、一方、その他経費が大きく伸びたのは、従来の失業対策事業対象者の常用雇用への転換を促進するため、就職支度金制度の大幅な拡充が行なわれて労政費の伸びが著しかったこと等によるものである。

また、労働費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では失業対策費が 44.9%、職業訓練費、労政費が 55.1%とそれぞれほぼ 2 分の 1 の比率を占めているが、市町村では失業対策費が 86.3%と労働費総額の大部分を占めている。



第39図 労働費の性質別内訳



労働費の性質別内訳は、第39図にみられるとおり、土木関係、清掃関係等の失業対策事業費が1,032億円で、労働費総額の55.4%（うち補助事業費40.9%）を占め、労政および職業訓練関係職員の人件費240億円、12.9%がこれに次いでいる。

#### オ 保健・衛生と公害防止

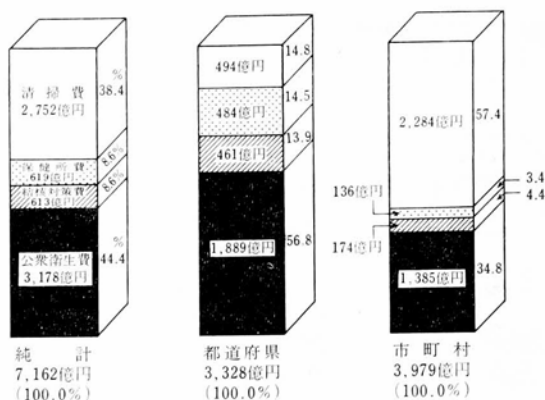
地方公共団体は、住民の日常生活に密着したし尿・ごみ処理施設の整備、がん等の成人病等に対する医療対策、食品衛生対策さらには深刻な様相を呈してきている公害対策の推進等、住民の健康の確保増進をめぐる諸問題に対して積極的な施策を講じている。

これらの諸問題の解決を図るための諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は7,162億円で、歳出総額の6.0%（都道府県4.7%、市町村7.3%）を占め、前年度（5,759億円）と比べると1,403億円、24.4%増加している。

衛生費の目的別内訳は、第40図にみられるとおり、公衆衛生費44.4%と清掃費38.4%の両方で衛生費総額の82.8%を占め、保健所費(8.6%)、結核対策費(8.6%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、清掃費は708億円、34.6%と大幅に伸びてお

第40図 衛生費の目的別内訳



り、また、公衆衛生費は599億円、23.2%増加しているが、両者で衛生費の増加額の93.2%を占めている。このようにこれらの経費が伸びているのは、清掃費については、近年における国民生活の向上、産業活動の拡大等に伴って排出され

るごみ等の廃棄物が膨大な量となってきており、これに対する衛生処理の需要が高まってきたこと、公衆衛生費については、公害対策、食品衛生対策、成人病対策等日常の健康の確保増進に対する積極的な施策が要請されるようになったこと等によるものである。

これに対して結核対策費は、公衆衛生の向上、予防対策の充実、治療法の飛躍的な進歩等によって、結核患者数が急減したこともあって、11億円、1.9%と伸びは鈍化している。

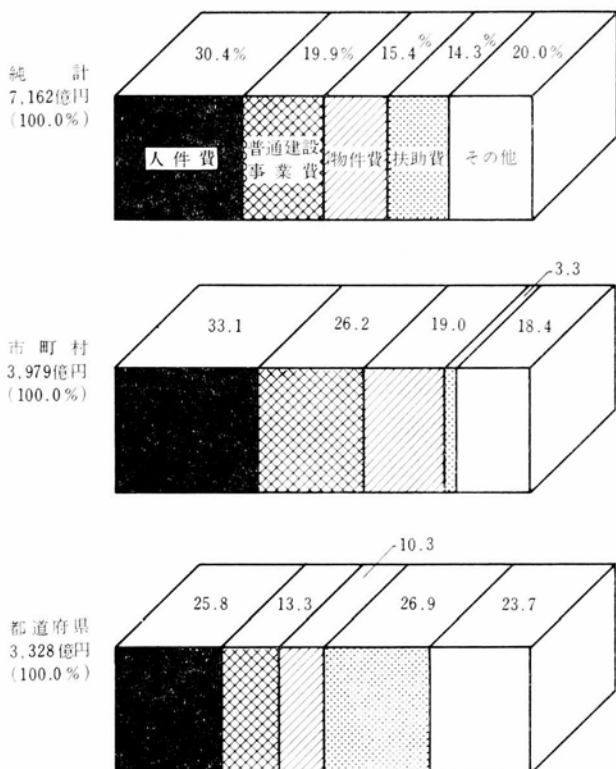
また、衛生費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では精神衛生、食品衛生等にかかる公衆衛生費の衛生費総額に占める比率が、56.8%と最も高く、清掃費(14.8%)、保健所費(14.5%)がこれに次いでいる。市町村では、し尿・ごみの収集職員の人件費、処理施設の整備等にかかる清掃費が57.4%と衛生費総額の2分の1をこえる高い比率を占めており、公衆衛生費(34.8%)、結核対策費(4.4%)がこれに次いでいる。

衛生費の性質別内訳は、第41図にみられるとおり、保健所職員、清掃事業関係職員等の人件費が、2,175億円で衛生費総額の30.4%と最も高い比率を占め、普通建設事業費1,424億円、19.9%、物件費1,100億円、15.4%、扶助

費1,027億円、  
14.3%がこれに  
次いでいる。

これらを前年  
度と比べると、  
普通建設事業  
費が440億円、  
44.7%増加して  
いる。普通建設  
事業費のうち補  
助事業費は26.4  
%、また、単独  
事業費は53.0%  
と大幅に増加し  
ているほか、簡  
易水道事業等に  
対する繰出金が  
34.2%、補助費  
等が27.0%と  
衛生費総額の増  
加率(24.4%)を  
上回っている。

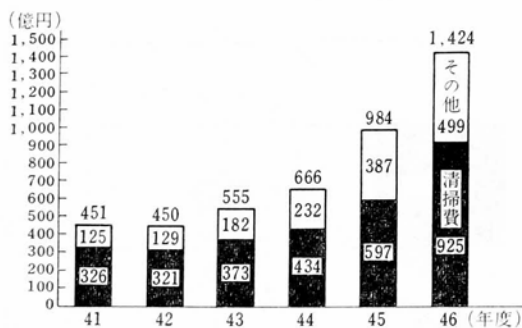
第41図 衛生費の性質別内訳



また、これらを団体種類別にみると、都道府県では結核医療、精神障害者の医療にかかる措置費等の扶助費の比率が26.9%と最も高く、ついで人件費(25.8%)の比率が高く、市町村では、人件費(33.1%)の比率が最も高く、ついでし尿・ごみ処理施設等の普通建設事業費(26.2%)の比率が高くなっている。

衛生費における普通建設事業費の推移は、第42図にみられるとおりで、昭和41年度と比べると、3.15倍の伸びを示している。普通建設事業費の大

第42図 衛生費の普通建設事業費の推移



半は、し尿・ごみ処理施設等の建設のための経費である。

最近の経済社会の急激な発展に伴って生じてきた大気汚染、水質汚濁、騒音および振動、地盤沈下、悪臭等の公害問題は年々深刻の度を深めている。

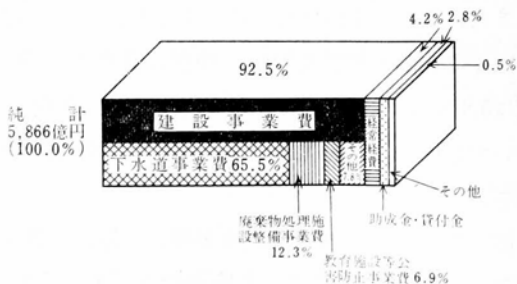
これに対処するため、地方公共団体は公害の監視、測定体制の強化、下水道等の社会資本の整備などの積極的な公害防止対策を講じている。とくに、現に公害が著しく、または著しくなるおそれがある地域にあっては、公害対策基本法に基づく公害防止計画の策定が進められている一方、公害防止計画を策定した地域等に対する国の財政援助措置を図るため「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定された。

昭和46年度においてこれら公害問題に対処するため、地方公共団体が支出した経費（衛生費以外の費目にかかるものおよび公営事業会計にかかるものを含む）は、5,866億円（都道府県2,190億円、市町村3,676億円）となっている。これを前年度（都道府県1,299億円、市町村2,436億円、合計3,735億円）と比べると、2,131

億円、57.1%と大幅に増加しており、地方公共団体の公害対策に対する積極的な姿勢がうかがわれる。

公害対策経費の内訳は、第43図にみられるとおりで、建設事業

第43図 公害対策経費の状況



費が5,426億円で、公害対策経費の92.5%と大半を占めている。ついで、人件費、監視、測定用の機械器具購入費等の経常経費が244億円（公害対策経費に占める比率4.2%）、民間の企業等に対する助成金、貸付金が164億円（2.8%）となっている。

さらに建設事業費の内訳をみると、下水道整備事業費が3,843億円で公害対策経費の65.5%と最も高い比率を占めており、公害対策の中心をなしている。また、前年度(2,270億円)と比べると、1,573億円、69.3%と大幅に増加している。ついで廃棄物処理施設整備事業費が721億円（公害対策経費に占める比率12.3%）、教育施設等の公害防止事業費が403億円（6.9%）となっている。

## カ 警察と消防

### (ア) 警察行政

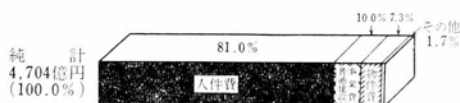
犯罪の捜査、交通安全の確保、その他地域社会の安全秩序を維持し、国民の生命財産を保護すること等が、警察行政の任務である。とくに最近においては、モータリゼーションの進展等により発生する交通事故の防止のための交通安全行政の充実強化が重要となっている。

警察費の決算額は4,704億円で、歳出総額の3.9%を占め、前年度(4,018億円)と比べると686億円、17.1%増加している。

警察費の性質別内訳は、第44図にみられるとおり、警察官等の人件費が3,809億円で、警察費総額の81.0%と最も高い比率を占め、交通信号機の設置等の普通建設事業費473億円、10.0%、物件費341億円、7.3%がこれに次いでいる。これらのうち人件費を前年度と比べると580億円、18.0%増加している。

昭和47年4月1日現在における警察職員についてみる

第44図 警察費の性質別内訳



と、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県の警察職員は、20万7千人(前年度20万4千人)であり、そのうち警察官は17万9千人で、前年度(17万7千人)と比べると2千人、1.2%増加している。また警察事務職員は、2万9千人で、前年度(2万7千人)と比べると2千人、6.6%増加しているが、これは主として交通事故防止の充実強化等を図るため昭和45年度から制度化された交通巡視員の増によるものである。

なお、年々増加を続けてきた交通事故の発生件数は、人身事故にあっては昭和44年をピークとして昭和45年には減少に転じ、46年は70万件と前年に比べて1万8千件減少している。

### (イ) 消防行政

都市の過密化、危険物施設の増加、ビルの高層化、地下街の建設等により、火災等の災害に対する危険度はますます高まり、かつ、交通事故等の多発に伴う救急業務実施体制の整備の必要性が高まっている。

このような事態に対処するため、地方公共団体においては、消防力の近代化、消防の常備化、広域化を図る等により消防力の充実強化と救急体制の整備に努めている。

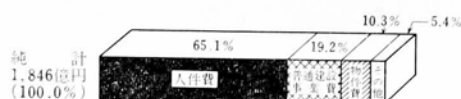
消防費の決算額は1,846億円、歳出総額の1.5%(都道府県0.4%、市町村2.9%)を占め、前年度(1,493億円)と比べると353億円、23.6%増加している。

消防費の性質別内訳は、第45図にみられるとおり、消防関係職員の人件費が、1,202億円で消防費総額の65.1%と最も高い比率を占め、消防自動車、救急自動車の購入、消防庁舎の建設等の普通建設事業費355億円、19.2%、

物件費189億円、10.3%がこれに次いでいる。

昭和47年4月1日現在における消防組織の状況をみる

第45図 消防費の性質別内訳



と、常備消防にあっては、消防本部・署、出張所数は3,663箇所、前年同期と比べると425箇所増加し、消防吏員は7万7千人で、前年同期と比べると9千人、13.0%増加している。その反面、消防団にあっては、3,659団体で、前年同期と比べると23団体減少し、団員数は116万7千人で、前年同期と比べると2万3千人減少し、ここ数年来この傾向が続いている。

また、消防施設の状況をみると、消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救急自動車、消防無線電話等の施設の近代化、機械化が図られている。

消防行政の一環として、昭和39年4月から制度化された救急業務は、交通事故をはじめとする各種の災害の増大等により、救急搬送等の業務量は依然として増加しており、昭和46年の救急出場件数は、99万2千件（前年87万3千件）で、そのうち交通事故による出場件数は、28万6千件に達している。また救急業務を実施している市町村の数も、大幅に増加し、昭和47年4月1日現在1,632団体で、前年同期（1,125団体）と比べると507団体、45.1%増加している。

## 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、投資的経費、義務的経費、その他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

### (1) 概 況

昭和46年度歳出決算額(11兆9,095億円)の性質別構成比をみると、普通建設事業費が36.4%を占め、前年度(34.6%)と比べると1.8%高くなっており、最も大きい比率を示している。人件費は31.9%(前年度32.7%)で44年度までは最高の比率を占めていたが、前年度から普通建設事業費の比率を下回り、低下の傾向をみせている。そのほかでは、物件費(6.2%)、貸付金(5.8%)、扶助費(5.0%)、補助費等(4.0%)がこれに次いでいる。

団体種類別に義務的経費と投資的経費の構成比をみると、第46図にみられるとおりで、義務的経費の歳出総額に占める比率は、都道府県(41.4%)が市町村(35.3%)に比べて高くなっている。これは、都道府県が義務教育諸学

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	46年度	45年度	増減額	46	45	46	45	46	45
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
人 件 費	37,992	32,055	5,937	31.9	32.7	28.3	29.4	18.5	19.6
物 件 費	7,331	6,208	1,123	6.2	6.3	5.4	6.0	18.1	20.7
維持補修費	1,724	1,559	164	1.4	1.6	0.8	1.5	10.5	20.8
扶助費	5,955	5,081	874	5.0	5.2	4.2	5.3	17.2	22.7
補助費等	4,739	3,853	886	4.0	3.9	4.2	2.7	23.0	14.3
普通建設事業費	43,388	33,988	9,401	36.4	34.6	44.9	41.3	27.7	27.7
補助事業費	23,199	17,625	5,574	19.5	18.0	26.6	16.2	31.6	19.6
単独事業費	18,565	15,187	3,379	15.6	15.5	16.1	23.6	22.2	38.4
国直轄事業負担金	1,624	1,176	448	1.4	1.1	2.1	1.5	38.1	29.5
災害復旧事業費	1,839	1,479	360	1.5	1.5	1.7	0.2	24.3	3.0
失業対策事業費	1,032	1,025	7	0.9	1.0	0.0	0.2	0.7	3.9
公債費	4,333	3,696	637	3.6	3.8	3.0	3.1	17.2	17.3
積立金	1,001	935	66	0.8	1.0	0.3	0.5	7.1	9.8
投資及び出資金	841	630	211	0.7	0.6	1.0	0.6	33.5	20.2
貸付金	6,862	5,358	1,504	5.8	5.5	7.2	6.6	28.1	28.4
繰出金	1,964	2,192	229	1.6	2.2	1.1	2.7	10.4	28.2
前年度繰上充用金	94	89	5	0.1	0.1	0.0	0.2	6.0	30.8
合 計	119,095	98,149	20,947	100.0	100.0	100.0	100.0	21.3	22.2

区 分	46年度 決算額	財 源 内 訳												
		国庫		使用料		分担金		地方債		その他一般				
		支出金	手数料	負担金	寄附金	地方債	特定財源	財源等						
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%		
人 件 費	37,992	100.0	6,273	16.5	752	2.0	52	0.1	96	0.3	197	0.5	30,621	80.6
物 件 費	7,331	100.0	601	8.2	627	8.6	57	0.8	2	0.0	428	5.8	5,615	76.6
維持補修費	1,724	100.0	23	1.3	199	11.5	36	2.1	-	-	56	3.3	1,410	81.8
扶助費	5,955	100.0	4,252	71.4	29	0.5	116	1.9	-	-	31	0.6	1,527	25.6
補助費等	4,739	100.0	461	9.7	66	1.4	26	0.5	-	-	353	7.5	3,833	80.9
普通建設事業費	43,388	100.0	11,533	26.6	43	0.1	1,302	3.0	9,882	22.8	3,059	7.0	17,570	40.5
補助事業費	23,199	100.0	11,533	49.7	7	0.0	742	3.2	4,327	18.7	644	2.8	5,947	25.6
単独事業費	18,565	100.0	-	-	36	0.2	517	2.8	4,814	25.9	2,408	13.0	10,791	58.1
国直轄事業負担金	1,624	100.0	-	-	-	-	43	2.6	741	45.6	8	0.6	832	51.2
災害復旧事業費	1,839	100.0	1,172	63.7	0	0.0	12	0.7	448	24.4	47	2.5	160	8.7
失業対策事業費	1,032	100.0	436	42.2	0	0.0	1	0.1	16	1.6	9	1.0	569	55.1
公債費	4,333	100.0	40	0.9	220	5.1	6	0.1	0	0.0	343	7.9	3,725	86.0
積立金	1,001	100.0	9	0.9	5	0.5	47	4.7	-	-	280	28.0	660	65.9
投資及び出資金	841	100.0	4	0.5	0	0.0	1	0.1	233	27.7	40	4.9	562	66.8
貸付金	6,862	100.0	148	2.2	2	0.0	1	0.0	383	5.6	5,076	74.0	1,252	18.2
繰出金	1,964	100.0	8	0.4	2	0.1	4	0.2	3	0.2	165	8.4	1,782	90.7
前年度繰上充用金	94	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	100.0
合 計	119,095	100.0	24,961	21.0	1,944	1.6	1,660	1.4	11,064	9.3	10,085	8.4	69,381	58.3

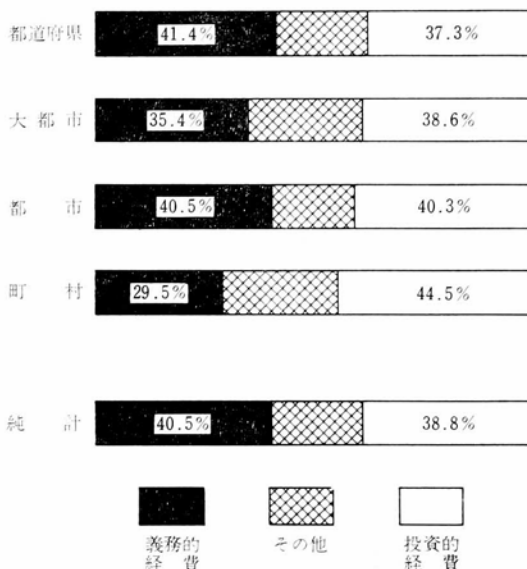


校教職員および警察職員の給与を支払っているためである。

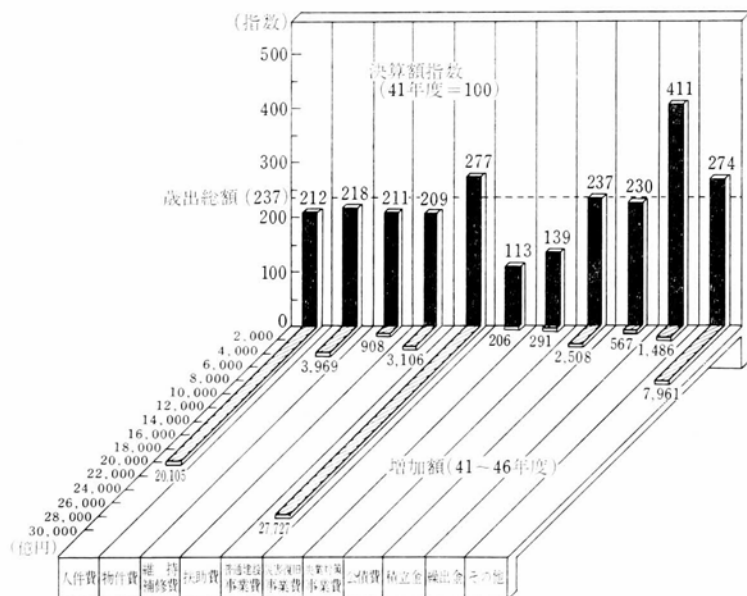
また、市町村のうち町村における義務的経費の比率が29.5%と低いのは、都市と異なり、生活保護等の実施はほとんど都道府県によって行なわれているからである。

性質別の歳出決算額の推移は、第47図にみられるとおりで、昭和41年度と比べると、土地開

第46図 性質別歳出決算額の構成比



第47図 性質別歳出決算額の増加状況



発基金の設置等により、繰出金が4.11倍と大きい伸びをみせており、普通建設事業費も2.77倍で歳出総額の伸び(2.37倍)を上回っている。また、公債費の伸びは歳出総額の伸びと同じとなっており、災害復旧事業費(1.13倍)、失業対策事業費(1.39倍)等は、これを下回っている。

## (2) 投資的経費

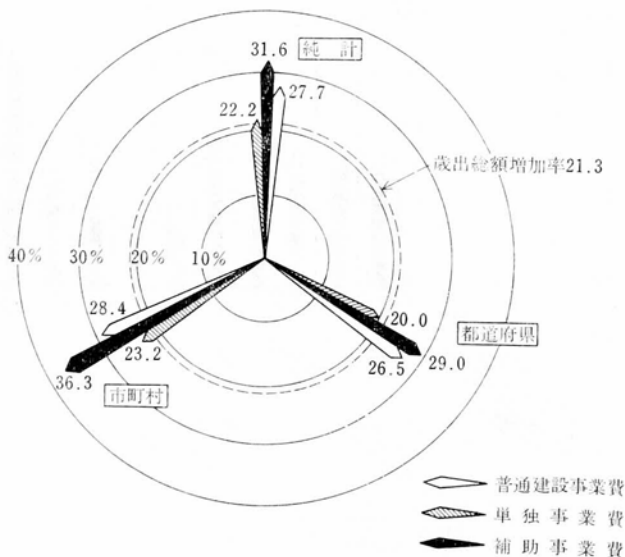
投資的経費は、道路・橋りょう、学校校舎、公営住宅の建設等、行政施設水準の向上に直接資する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費からなっている。

最近における経済発展と国民生活の現状からみて、社会資本の相対的な立ちおくれがみられ、地方公共団体はそれに対処するため、計画的、重点的に建設投資を行なうことを要請されている。

投資的経費の決算額は4兆6,259億円で、歳出総額の38.8% (都道府県37.3%、市町村41.2%)を占め、前年度3兆6,492億円と比べると9,768億円、26.8%増加している。

投資的経費を普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費別にみると、次のとおりである。

第48図 普通建設事業費の増加状況(対前年度増加率の対比)



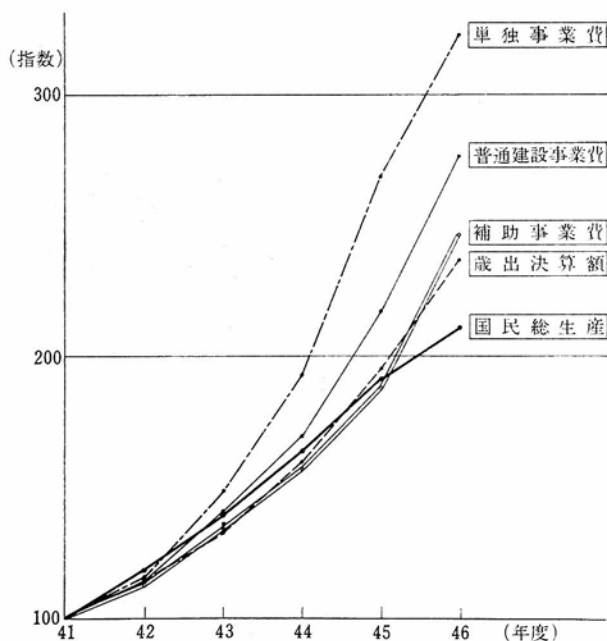
## ア 普通建設事業費

昭和46年度の国、地方を通じる公共事業の拡大により、投資的経費の中心をなす普通建設事業費は高い伸びを持続し、決算額は4兆3,388億円で、前年度(3兆3,988億円)と比べると9,401億円、27.7%増加している。これは、前年度の増加率(27.7%)と同率であるが、内容では、補助事業費が31.6%と前年度の伸び(19.6%)を大きく上回ったのに対し、単独事業費は22.2%と、前年度(38.4%)をかなり下回っている(第48図)。

第49図は、普通建設事業費の増加状況を、昭和41年度を100とした指数で示したものであり、46年度においては、補助事業費の伸びが単独事業費の伸びを上回ったものの、この5年度間では単独事業費は3.27倍に増加し、補助事業費(2.47倍)を上回っている。普通建設事業費は全体では2.77倍と、歳出決算額および国民総生産の伸びを上回っている。これは、地方公共団体が、近年ますます増大する傾向にある生活環境施設整備等に対する住民の要請に応え、建設投資を積極的に推進してきたことを示すものである。

普通建設事業費の決算額を団体種類別にみると、都道府県2兆4,644億円、市町村2兆951億円であり、歳出総額に占める比率は市町村(38.6%)が都道府県(34.8%)に比べて高い。また、補助事業費および国直轄事業負担金の普通建設事業費に占める比率をみると、都道府県67.9%、市町村42.6

第49図 普通建設事業費の推移

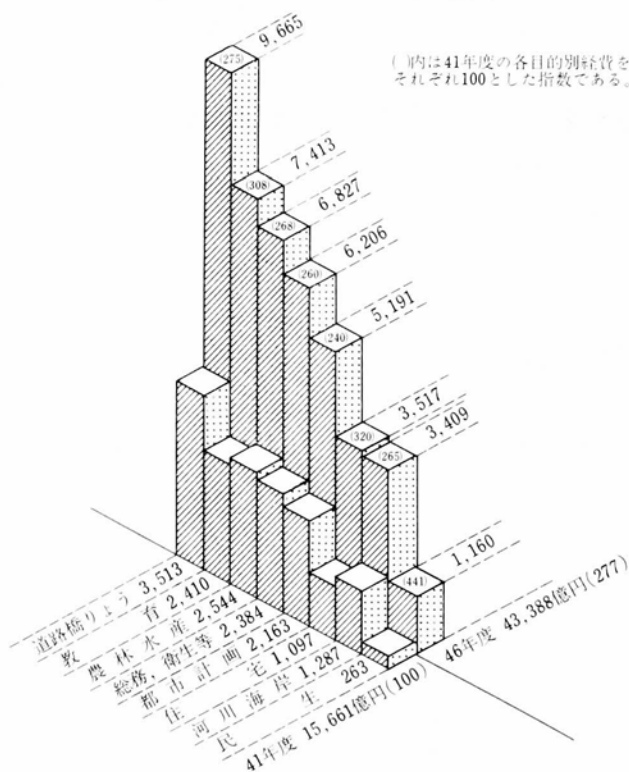


%であり、公共事業が、都道府県においてより多く実施されていることを示している。つぎに、普通建設事業費の増加率を団体種類別にみると、都道府県では26.5%(前年度24.6%)、市町村では28.4%(30.7%)と、それぞれ歳出総額の増加率を上回っているが、市町村においては、その伸びが前年度に比べて若干鈍化している。

(ア) 普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別内訳をみると、道路橋りょう費が9,665億円、22.3%と最も高い比率を占めており、街路整備や区画整理等の都市計画費5,191億円(12.0%)、農道や農業基盤整備等の農地費3,781億円(8.7%)、住宅費3,517億円(8.1%)、河川海岸費3,409億円(7.9%)、小学校費3,026億円(7.0%)がこれに次いでいる。このように、土木費だけで普通建設事業費の

第50図 普通建設事業費の目的別増加状況



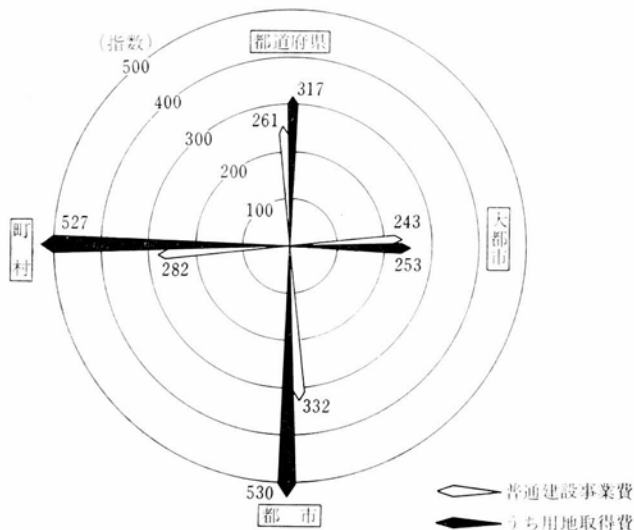
2分の1以上の2兆3,416億円(54.0%)に達している。また、目的別内訳の増加率をみると、老人福祉費(63.3%)が最も高く、清掃費(54.9%)、中学校費(39.4%)、農地費(34.7%)等の伸びが著しい。

普通建設事業費の目的別内訳の推移は、第50図にみられるとおり、昭和41年度と比べると、民生費は4.41倍と大きな伸びを示しており、内訳をみると、老人福祉費が7.40倍、社会福祉費が4.78倍、児童福祉費が3.73倍となっている。また、教育費は3.08倍となっているが、社会教育費(4.24倍)、小学校費(3.34倍)の伸びが大きく、土木費は2.69倍で、住宅費(3.20倍)、道路橋りょう費(2.75倍)の伸びが大きい。

普通建設事業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費(26.0%)、河川海岸費(12.8%)、農地費(12.5%)等の比率が高いが、前年度大きな伸びを示した住宅費(7.9%)の比率がやや低くなっている。市町村では、道路橋りょう費(16.9%)、都市計画費(15.2%)、小学校費(14.4%)等地域生活に密接な関係のある経費の比率が高く、これらのほか、中学校費(7.3%)、清掃費(3.9%)、児童福祉費(2.2%)等が都道府県と比べて高くなっている。

地方公共団体が公共施設の整備を推進するうえで、用地取得費は大きな財

第51図 普通建設事業費のうち用地取得費の増加状況(41年度=100)



政負担となっている。昭和46年度における普通建設事業費のうち、用地取得に要した経費を、41年度と比較したのが第51図である。

用地取得費の伸びは、都道府県、大都市、都市、町村すべてにおいて、普通建設事業費の伸びを上回っているが、都市および町村においてその伸びが著しいのに対して、大都市においては用地取得難等の事情があり、その伸びは相対的に低くなっている。用地取得費の決算額は、都道府県 3,908 億円、市町村 4,471 億円で、それぞれ普通建設事業費の 15.9 % (前年度 14.2 %)、21.3 % (19.7 %) を占めている。また、団体種類別にその増加状況をみると、都道府県 1,138 億円、41.1 %、市町村 1,258 億円、39.2 % の伸びとなっている。用地取得費 8,378 億円の財源内訳をみると、地方公共団体が用地取得にかかる地方債を積極的に活用したことを反映して、地方債の比率は 41.6 % (昭和 45 年度 35.9 %、44 年度 22.9 %) と年々高くなっている。

#### (イ) 補助事業費の内訳

国からの補助または負担を伴って施行される補助事業費の決算額は、2兆 3,199 億円で、前年度 (1兆 7,625 億円) と比べると、5,574 億円、31.6 % (前年度 19.6 %) と、景気浮揚のための公共投資が追加されたこともあって、急激な伸びを示している。これを団体種類別にみると、都道府県における増加率は 29.0 % であり、市町村における増加率は、教育費にかかる補助事業費の増大もあって 36.3 % となっている。

補助事業費の構成比を目的別にみると、道路橋りょう費 (17.5 %) 等の交通施設整備事業、農地費 (13.1 %) 等の産業基盤整備事業、住宅費 (11.2 %)、河川海岸費 (10.3 %) 等の国土保全施設整備事業の比率が高いが、最近では、都市計画費 (14.4 %)、小学校費 (7.6 %)、清掃費 (1.3 %) 等住民の日常生活に密着した事業の増加が目立っている。

#### (ウ) 単独事業費の内訳

地方公共団体が、国の補助をうけずに自主的に施行している単独事業費の決算額は、1兆 8,565 億円で、前年度 (1兆 5,187 億円) と比べると 3,379 億円、22.2 % の増加を示している。地方税の減収等による一般財源の伸びなやみと、公共事業の拡大等もあって、前年度の増加率 (38.4 %) と比べると、単独事業費の伸びはかなり鈍化している。団体種類別に増加率をみると、都道

府県では20.0%、市町村では23.2%と、いずれも前年度の増加率を下回っている。

単独事業費の構成比を目的別にみると、道路橋りょう費(25.6%)、都市計画費(9.9%)、小学校費(6.8%)等の比率が高くなっている。

#### 補助事業費と単独事業費

の構成比を目的別にその主なものについてみると、第52図にみられるとおり、補助事業費の占める比率が高いのは、農地費および河川海岸費である。清掃費および道路橋りょう費において、単独事業費の比率が比較的高くなっているが、これは、地方公共団体が、し尿、ごみ処理施設、生活関連市町村道等の整備を、地域住民の要請に応じて、計画的、重点的に推進していることによるものである。

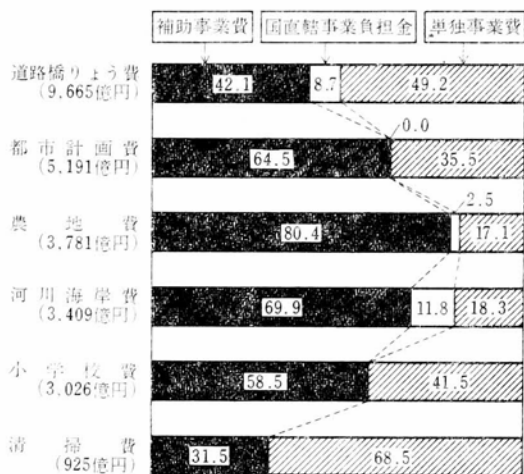
単独事業費の増加率を目的別にみると、前年度に比べて総体的に低くなっており、前年度の伸びを上回ったのは、農業費の27.1%(前年度23.0%)、清掃費の68.6%(前年度49.7%)のみとなっている。

#### (エ) 国直轄事業負担金の内訳

国が、土木その他の建設事業を直轄で施行する場合において、法令により、地方公共団体がその経費の一部を負担する国直轄事業負担金の決算額は、1,624億円、前年度(1,176億円)と比べると448億円、38.1%増加している。

国直轄事業負担金を目的別にみると、道路橋りょう費(51.8%)、河川海岸費(24.9%)、港湾費(15.7%)と、この三者で全体の92.4%を占めている。なお、国直轄事業負担金では、都道府県が全体の93.6%(1,520億円)とその大部分を占めている。

第52図 普通建設事業費の目的別の状況

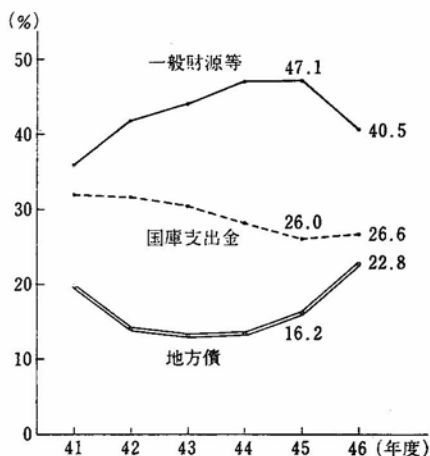


## (オ) 普通建設事業費の充当財源

普通建設事業費に充当された財源の構成比の推移は、第53図にみられるとおりである。

一般財源等の充当額は、前年度と比べると9.6%の増加にとどまり、構成比も前年度47.1%から40.5%へと大幅に低下している。一方、地方債は、前年度と比べると79.1%と大幅に増加し、構成比は、前年度の16.2%から22.8%へと大きく上昇している。また、近年低下の傾向を示してきた国庫支出金の構成比も上昇し、この結果、国庫支出金(26.6%)と地方債(22.8%)の合計額の、普通建設事業費の財源総額に占める比率は49.4%で、最近では昭和41年度に次ぐ高い比率となっている。

第53図 普通建設事業費の財源構成比の推移



### イ 災害復旧事業費

災害によって被害を受けた施設等を、原形に復旧するための経費である災害復旧事業費の決算額は、1,839億円で、前年度1,479億円と比べると360億円、24.3%増加している。災害復旧事業費の歳出総額に占める比率は、昭和41年度(3.3%)から年々低下し、46年度においては1.5%となっている。

これを性質別にみると、補助事業費1,615億円(災害復旧事業費総額に占める比率87.8%)、単独事業費194億円(10.5%)、国直轄事業負担金31億円(1.7%)であり、補助事業費と国直轄事業負担金の両者で総額の89.5%を占めている。

また、これを目的別にみると、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設1,337億円(72.7%)と農地、農業用施設、漁港等の農林水産業施設384億円(20.9%)の両者で総額の93.6%を占めている。



さらに、災害復旧事業費に充当された財源についてみると、一般財源等の占める比率は、160億円(8.7%)であり、国庫支出金1,172億円(63.7%)と地方債448億円(24.4%)が大部分を占めている。

年災別災害復旧事業の進捗状況を、補助事業および国直轄事業についてみると、昭和43年災害、44年災害は46年度末までにすべて復旧を完了し、44年から46年までの災害の復旧所要額の合計額は4,933億円で、46年度末までに3,104億円、62.9%実施されている。なお、昭和46年災害の進捗率は31.8%である。

#### ウ 失業対策事業費

失業者に就業の機会を与えるために行なう、道路の補修や、公園の清掃等の事業に必要な経費である失業対策事業費の決算額は1,032億円で、前年度(1,025億円)と比べると7億円、0.7%増加している。

これを性質別にみると、補助事業費が763億円で73.9%、単独事業費が270億円で26.1%を占めている。また、財源についてみると、国庫支出金が436億円で42.3%、一般財源等が569億円で55.1%を占めている。

### (3) 義務的経費

義務的経費は、その支出が義務づけられている経費であり、人件費、扶助費および公債費からなっている。

義務的経費の決算額は4兆8,280億円で、前年度(4兆832億円)と比べると7,448億円、18.2%増加している。

義務的経費の増加状況の内訳をみると、とくに、人件費は人事院勧告による給与改定の幅が11.74%と前年度(12.67%)につぐ大幅なものであったこともあって、増加率(18.5%)では前年度(19.6%)につぐ高いものとなっており、増加額では前年度(5,245億円)を692億円上回る5,937億円に達している。

また、扶助費は5,955億円で、その大半を占める生活保護費において被保護人員が減少している反面、生活保護基準の引き上げがなされていること、児童、老人等に対する福祉関係の措置が大幅に拡充されていることによ

て、前年度と比べると874億円、17.2%増加している。

公債費については、4,333億円と、前年度(3,696億円)と比べると637億円、17.2%増加している。

義務的経費の増加率は歳出総額の増加率21.3%および前年度の義務的経費の増加率19.7%を下回っているものの、その増加額は前年度の増加額6,731億円を上回っている。

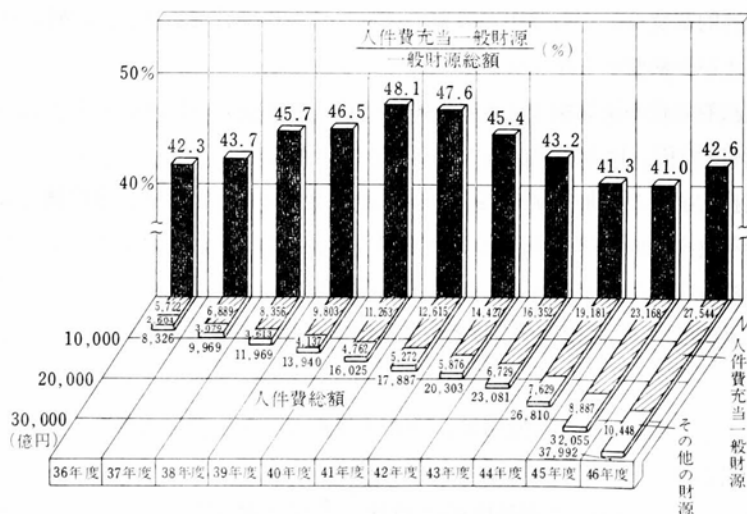
### ア 人 件 費

人件費は、一般職等の職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職金、恩給、議員報酬等からなっている。

人件費の決算額は3兆7,992億円で、前年度(3兆2,055億円)と比べると増加額5,937億円、増加率18.5%となっており、増加率では前年度(19.6%)につぐ高いものとなっている。

人件費の歳出総額に占める比率(31.9%)は昭和40年度以降、漸減傾向を続け、46年度においても前年度(32.7%)より低くなっているが、人件費の増加傾向は依然として高いものがあり、今後、財政硬直化をもたらし要因ともなりかねないので、機構の改廃、適正な人員配置等により、定員の増加の抑制を

第54図 人 件 費 の 推 移



図ることが必要である。

人件費の歳出総額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県は35.2%(前年度36.1%)で、義務教育諸学校職員および警察職員の給与を支弁しているため、市町村の24.1%(前年度24.4%)と比べてかなり高い比率を示している。人件費の増加額が歳出総額の増加額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県は30.6%と前年度(33.3%)と比べると2.7%低くなっているのに対し、市町村は23.0%と前年度(22.7%)と比べると0.3%高くなっている。

昭和36年度以降における人件費の推移は、第54図にみられるとおりで、毎年度増加を続けている。その要因としては、第1に地方公務員の給与改定が人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて毎年度実施されていること、次いで、民生、衛生、教育、消防、警察等の職員が増加していることなどがあげられる。

#### (ア) 人件費の内訳

人件費の内訳をみると、職員給(82.5%)がその大部分を占めており、次いで地方公務員共済組合負担金(6.8%)、退職金(5.2%)、議員報酬手当(1.5%)、恩給および退職年金(1.4%)等となっており、構成比は前年度とほぼ同じとなっている。

人件費の内訳を団体種類別にみると、職員給の比率は、都道府県83.7%(前年度83.5%)、市町村80.1%(79.7%)であり、退職金の比率は、都道府県5.7%(前年度6.0%)、市町村4.1%(4.0%)となっている。また、議員・委員等報酬手当および特別職の職員の給与は、都道府県1.0%(前年度1.0%)、市町村8.1%(8.5%)となっており、いずれも前年度に比べて大きな変動はみられない。

人件費の財源についてみると、一般財源等が80.6%(前年度80.1%)と大部分を占めており、国庫支出金が16.5%(16.7%)でこれに次いでいる。これをさらに団体種類別にみると、一般財源等の比率は、都道府県74.6%(前年度74.2%)、市町村90.1%(90.0%)と市町村が都道府県より高いのに対し、国庫支出金の比率は都道府県が23.5%(前年度23.5%)と市町村の2.4%(2.4%)と比べて高くなっている。これは都道府県が支出している義務教育

諸学校教職員の人件費について国庫負担制度が設けられていることによるものである。

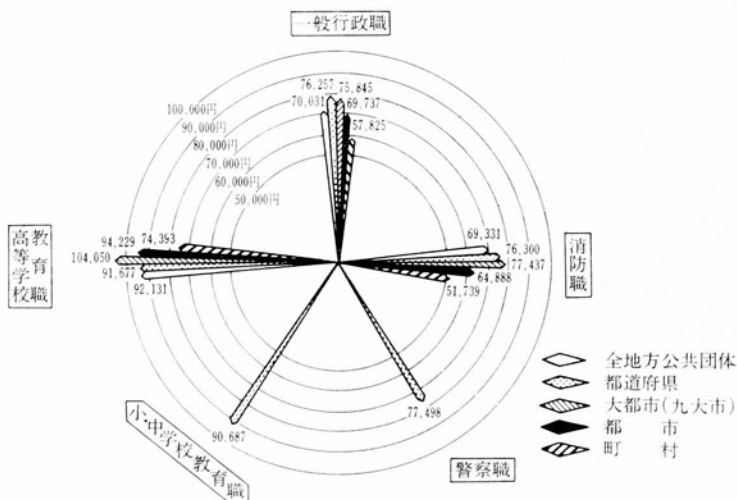
### (イ) 職員給

職員給総額は3兆1,345億円で、前年度(2兆6,356億円)と比べると4,989億円、18.9%増加している。職員給総額の構成比をみると、教育関係が49.3%(前年度49.9%)で、他の行政部門と比べて高い比率を占めているが、年々その比率は低下し、反面、民生関係5.8%(前年度5.5%)、衛生関係6.3%(6.1%)、消防関係3.3%(3.1%)等の比率が高まっている。

職員給の部門別構成を団体種類別にみると、都道府県では、職員給総額2兆849億円のうち、教育関係63.1%(前年度63.3%)と警察関係15.4%(15.3%)の両者で全体の78.5%を占めている。市町村では、職員給総額1兆495億円のうち、総務企画関係(税務事務等を含む)が29.9%(前年度30.5%)と最も高い比率を占め、次いで教育関係21.9%(22.0%)、民生関係13.4%(12.8%)、衛生関係11.4%(11.2%)等となっている。

また、昭和47年4月1日現在における地方公務員(全会計)の1人当たり

第55図 平均給料月額(全会計、団体種類別、職種別)



(注) 昭和47年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によっているので、大都市には同年4月1日から政令指定都市となった札幌市、川崎市、福岡市が含まれている。

平均給料月額を主な職種についてみると、第55図のとおりであり、高等学校教育職、小・中学校教育職がそれぞれ92,131円(対前年度増加率19.2%)、90,687円(17.5%)と比較的高く、警察職77,498円(14.2%)、一般行政職70,031円(14.1%)、消防職69,331円(13.8%)を上回っている。高等学校、小・中学校教育職の1人当たり平均給料月額の増加率が高いのは、昭和46年度において、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、47年1月1日から1人当たり平均約3,500円の教職調整額が支給されることとなったためである。なお、全職種のうち1人当たり平均給料月額が最も高いのは医師歯科医師職で152,126円となっている。

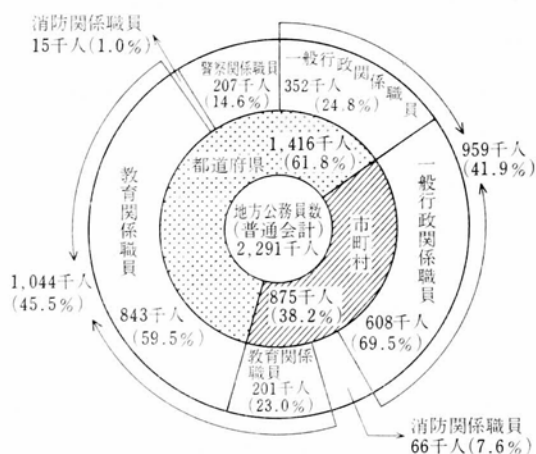
#### (ウ) 地方公務員の数

地方公共団体の普通会計で給与を支弁している教職員数は、昭和47年4月1日現在229万1千人で、前年同期(221万7千人)と比べると7万4千人、3.3%増加している。

地方公務員の数については、各地方公共団体においては、行政機構の簡素合理化、職員の適正配置、新陳代謝の促進等を図って、その増加をきたさないように努めているが、このように職員数が増加したのは、主として、最近の社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化と高度化に対処し、住民生活に密着したサービスを提供するためであり、民生、衛生関係職員(2万6千人増)、教育関係職員(2万1千人増)、消防関係職員(9千人増)の三者で総増加職員数の75.8%を占めている。たとえば、民生、衛生関係職員の主なものについて前年度と比べると、保育所関係9千人、13.2%(昭和47年4月1日現在7万5千人)、社会福祉施設関係4千人、13.6%(3万人)、し尿・ごみ処理等の清掃施設関係6千人、9.8%(6万9千人)とそれぞれ増加しており、これらの職員は、ここ数年増加の傾向を示している。これらのほか民生、衛生の分野での新しい傾向として、公害対策、食品環境衛生関係1千7百人、ケースワーカー、ホームヘルパー、各種年金手当事務関係1千5百人等の職員増がみられる。

職員数の構成は、第56図にみられるとおりで、教育関係職員104万4千人、45.5%、一般行政関係職員95万9千人、41.9%、警察関係職員20万

第 56 図 地方公務員数の構成



(注) 地方公務員数は、昭和 47 年 4 月 1 日現在の地方公務員給与実態調査による。

7 千人、9.1 % および消防関係職員 8 万 1 千人、3.5 % で、教育関係職員の比率が最も高い。

地方公務員数の構成を団体種類別にみると、都道府県職員は義務教育諸学校教職員を含んでいるためあって、全体の 61.8 % (前年同期 62.8 %) を占めている。そのうち教育

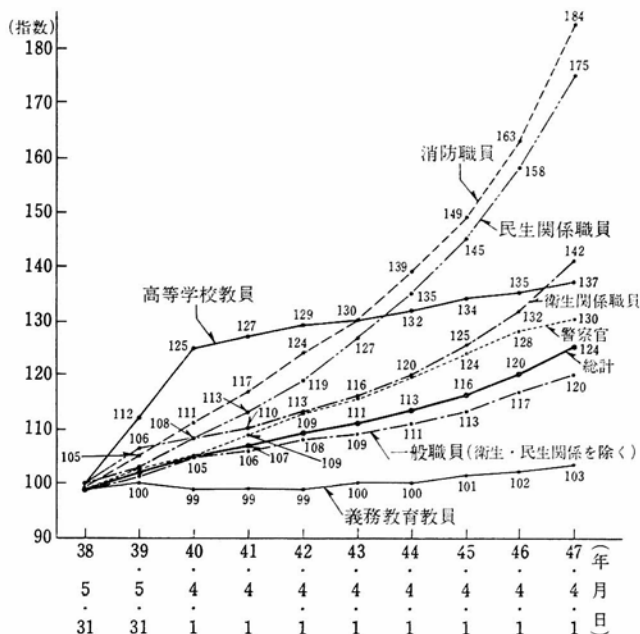
関係職員は 59.5 % (59.5 %) と最も高く、以下、一般行政関係職員 24.8 % (24.9 %)、警察関係職員 14.6 % (14.6 %)、消防関係職員 1.0 % (1.0 %) となっている。市町村職員は、全体の 38.2 % (前年同期 37.2 %) を占めており、そのうち一般行政関係職員 69.5 % (69.5 %)、教育関係職員 23.0 % (23.5 %)、消防関係職員 7.6 % (7.0 %) となっている。

なお、一般行政関係職員を行政部門別にみると、企画・総務部門 23 万 8 千人 (総職員に占める比率 10.4 %)、民生部門 16 万 9 千人 (7.4 %)、土木部門 15 万 8 千人 (6.9 %)、衛生部門 14 万人 (6.1 %) 等となっている。

行政部門別職員の増加状況は、第 57 図にみられるとおり、民生、衛生、消防等直接住民サービスを担当する職員が毎年増加している。

地方公務員のうち医師の不足については、たとえば、地域住民の健康にきわめて重要な役割を果たしている保健所 832 箇所 (昭和 47 年 4 月現在) に勤務する常勤医師は 1,384 人 (前年同期 1,381 人) で、前年度に引き続き 1 保健所当たり 1.7 人という充足状況であり、医療施設、重度身体障害者援護施設、老人福祉施設等の充実を図ろうとする地方公共団体にとって、医師の確保は切実な問題となっている。

第57図 地方公務員数の推移  
 (昭和38年5月31日現  
 在の人員を100とする。)



### イ 扶 助 費

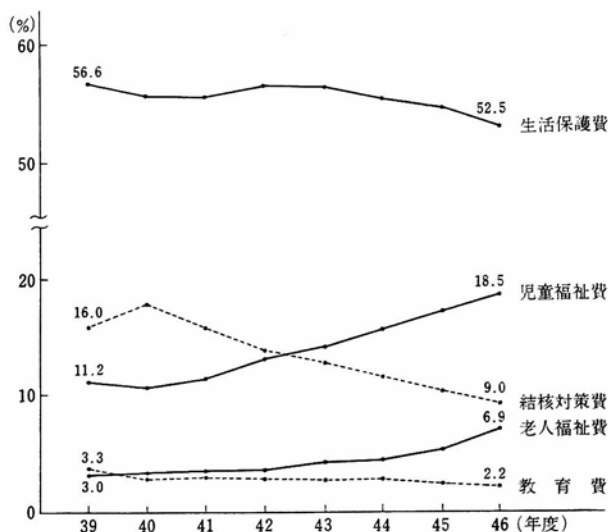
扶助費は、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するための経費である。

扶助費の決算額は5,955億円、前年度(5,081億円)と比べると874億円、17.2%増加している。

扶助費の構成比を目的別にみると、生活保護費3,127億円が総額の52.5%と過半を占め、児童福祉費1,103億円(18.5%)、結核対策費534億円(9.0%)がこれに次いでいる。

扶助費の目的別構成比の推移をみると、第58図にみられるとおり、生活保護費は被保護人員の減少に伴い昭和42年度(56.4%)から、また、結核対策費は結核患者数の減少により40年度(17.0%)から、ともにその比率が低下してきている。

第 58 図 扶助費の目的別構成比の推移



一方、児童福祉費、老人福祉費および社会福祉費は、児童、老人、心身障害者等に対する福祉施策の充実に伴って、年々その比率を高めており、扶助費の増大の要因となっている。とくに、老人福祉費は対前年度増加率が58.8%と最大の伸びを示している。

また、扶助費の財源内訳をみると、一般財源等の充当率が25.6%と前年度(23.9%)に比べ1.7%、44年度(22.6%)に比べ3.0%高まっており、一方、国庫支出金の充当率は低くなっている。これは、地方公共団体が老人医療などについて単独の施策を行なったことなどによるものである。

### ウ 公 債 費

地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費である公債費の決算額は4,333億円で、前年度(3,696億円)と比べると637億円、17.2%増加し、前年度(545億円、17.3%)とほぼ同様の増加率となっている。

公債費の内訳は、元金2,349億円(公債費総額に占める比率54.2%、前年度55.3%)、利子1,872億円(43.2%、42.3%)、一時借入金利子112億円(2.6%、2.4%)である。



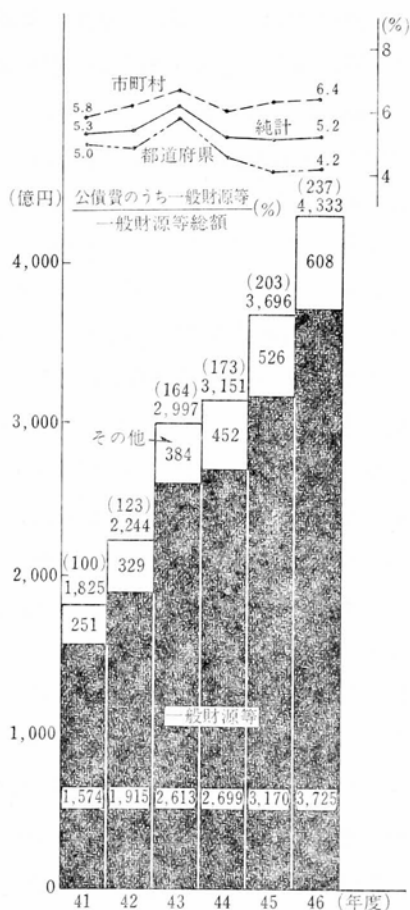
公債費に充当された財源についてみると、一般財源等が3,725億円で全体の86.0%を占めており、前年度(3,170億円、85.8%)と比べて、この比率はほとんど変わっていない。

公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に占める比率の推移をみると、第59図にみられるように、公共災害復旧事業債のうち250億円を繰上償還した昭和43年度を除いて、この比率は5.1%から5.4%の間で推移している。また、団体種類別にみると、市町村の比率が都道府県の比率を常に上回っている。

第59図 公債費の推移

これは、市町村においては、都道府県に比べて、住民生活に直接関係する投資が多く、歳出総額に占める投資的経費の比率が高くなっているが、その充当財源に占める国庫支出金等の割合が相対的に低いため、地方債依存率が高くなっていることによるものである。

地方債償還額を事業別にみると、一般単独事業債555億円が全体の23.6%を占めて最も高く、一般公共事業債380億円(16.2%)災害復旧事業債288億円(12.3%)義務教育施設整備事業債230億円(9.8%)がこれに次いでいる。



#### (4) その他の経費

##### ア 物件費

行政の執行に伴い事務的に必要とされる消耗品購入費、備品購入費等の経費である物件費の決算額は、7,331億円で、前年度(6,208億円)と比べると1,123億円、18.1%(前年度20.7%)増加している。

物件費の内訳は、消耗品購入費、光熱水費、印刷製本費等の需用費2,786億円(物件費総額に占める比率38.0%)、備品購入費1,038億円(14.2%)、旅費895億円(12.2%)、通信運搬費、筆耕料等の役務費637億円(8.7%)、賃金338億円(4.6%)、その他1,637億円(22.3%)となっている。

##### イ 維持補修費

公用または公共用施設の効用を維持するための経費である維持補修費の決算額は1,724億円で、前年度(1,559億円)と比べると164億円、10.5%(前年度20.8%)増加している。これを目的別にみると、道路橋りょう関係915億円(維持補修費総額に占める比率53.1%)が最も多く、公営住宅関係119億円(6.9%)、小学校関係115億円(6.7%)がこれに次いでおり、これら土木施設または教育関係施設の維持管理に要した経費が全体の84.3%を占めている。

##### ウ 補助費等

公益上必要がある場合において農林漁業団体等の公共的団体その他特定の者に対し支出し、または、地方公営企業(法適用)に対して支出するための経費等である補助費等の決算額は4,739億円で、前年度(3,853億円)と比べると886億円、23.0%(前年度14.3%)増加している。これを目的別にみると、農林水産業費877億円(補助費等総額に占める比率18.5%)が最も多く、衛生費738億円(15.6%)、総務費735億円(15.5%)、土木費624億円(13.2%)がこれに次いでいる。これらの目的別内訳を前年度と比べると、労働費は42.6%と大きな伸びを示し、土木費(32.9%)、民生費(31.9%)の伸びがこれに次いでいる。労働費の伸び率が高いのは、中高年齢者に対する職業訓練手当、就職指導手当の支給等就職促進制度の充実が図られたことによるものである。

また、補助費等のうち、地方公営企業(法適用)に対する負担金および補助金は1,200億円で、前年度(926億円)と比べると、病院事業および公共下水道事業に対するものが大幅に増加したこともあって、274億円、29.7%と大きな伸びを示している。負担金および補助金を事業別にみると、病院事業に対するもの453億円(負担金および補助金総額に占める比率37.8%)と公共下水道事業に対するもの404億円(33.7%)の両方で総額の71.5%を占めており、交通事業156億円(13.0%)、上水道事業112億円(9.3%)がこれに次いでいる。

### エ 繰 出 金

普通会計から地方公営企業法の適用を受けない公営企業会計、定額の資金を運用するための基金および財産区へ繰り出すための経費である繰出金の決算額は1,964億円で、前年度(2,192億円)と比べると229億円、10.4%減少している。これを繰出先別にみると、基金に対するもの844億円(繰出金総額に占める比率43.0%)が最も多く、地方公営企業(法非適用)826億円(42.1%)、国民健康保険事業195億円(9.9%)がこれに次いでいる。なお繰出金の増減率が前年度と比べて10.4%減少したのは、土地開発基金に対する繰出しが大幅に減少したことによるものであり、土地開発基金に対する繰出金の繰出金総額に占める比率29.3%も前年度(51.4%)を大幅に下回っている。

また、地方公営企業(法非適用)に対する繰出金の48.0%は建設費財源、33.5%は公債費財源としてそれぞれ繰り出され、国民健康保険事業に対する繰出金の大部分は、財源補てん的なものである。

### オ 積 立 金

年度間の財源の調整を図り、または、将来における公共施設の整備や災害に対処する等、特定目的のための資金等を積み立てるための経費である積立金の決算額は1,001億円で、前年度(935億円)と比べると66億円、7.1%増加している。積立金の増加額および増加率は前年度(83億円、9.8%)と比べると若干下回っている。

歳出決算による積立金に歳計剰余金処分による積立金(77億円)を加え、こ

の額から積立金とりくずし額(739億円)を控除した昭和46年度の純積立額は339億円で、前年度(318億円)と比べると21億円、6.6%増加している。しかし、このうち、財政調整基金についてみると、積立額は384億円で前年度(411億円)を下回り、とりくずし額は441億円で、前年度(376億円)を上回っている。これらの結果、46年度中の純積立額でみると57億円のとりくずしとなっており、これを前年度(35億円の積立て)と比べると92億円減少している。

なお、昭和46年度において積立金をとりくずした額(739億円)の内訳を目的別にみると、小・中学校、道路橋りょう、都市計画事業等の建設事業に使用されたもの442億円(積立金とりくずし額に占める比率59.8%)、災害のために使用されたもの19億円(2.6%)、財産取得のために使用されたもの17億円(2.3%)、公債費充当のために使用されたもの8億円(1.1%)等となっている。

#### カ 投資及び出資金

地方公共団体が各種の債券等を所有し、財団法人に対して出えんし、または、地方公営企業の建設投資の財源として支出する等のための経費である投資及び出資金の決算額は841億円で、前年度(630億円)と比べると211億円、33.5%増加している。これを目的別にみると、公共下水道事業、住宅供給公社等の土木関係が366億円(投資及び出資金総額に占める比率43.5%)で最も多く、病院事業、上水道事業等の衛生関係163億円(19.4%)、工業用水道事業、市場事業等の商工関係71億円(8.5%)がこれに次いでいる。また、投資及び出資金のうち、地方公営企業(法適用)に対するものは513億円で、前年度(413億円)と比べると100億円、24.2%増加しており、前年度(45.4%)の伸びを下回ったものかなりの伸びを示している。地方公営企業に対する投資及び出資金の内訳をみると、公共下水道事業が39.8%と最も高い比率を占め、交通事業(23.1%)、病院事業(21.1%)、上水道事業(10.3%)がこれに次いでいる。なお、都市交通の整備を図るための交通事業に対する投資及び出資金の占める比率は、年々高まってきている。

昭和46年度末の投資及び出資金の現在高は3,944億円で前年度末(3,104

億円)と比べると839億円、27.0%増加している。現在高のうち主なものは、観光・交通関係645億円(現在高総額に占める比率16.4%)、商工関係412億円(10.4%)、電力関係308億円(7.8%)等である。これに基金の運用によるもの31億円を加えると、その現在高は3,974億円で前年度末(3,121億円)と比べると853億円、27.3%増加している。

### キ 貸 付 金

貸付金の決算額は6,862億円で、前年度(5,358億円)と比べると1,504億円、28.1%増加している。

これを目的別にみると、中小企業に対する経営資金、設備近代化資金等の商工関係3,408億円(貸付金総額に占める比率49.7%)と住宅供給公社への融資等の土木関係1,607億円(23.4%)とで貸付金総額の73.1%を占めている。これらの目的別内訳を前年度と比べると、労働費は116.2%と大きな伸びを示し、衛生費41.5%、土木費37.0%がこれに次いでいる。労働費の伸びが大きいのは、失業者の職業転換を促進するための就職支度金等の貸付制度が新たに設けられたことによるものである。

地方公営企業(法適用)に対する貸付金は620億円で、前年度(481億円)と比べると139億円、28.9%増加し、その貸付金総額に占める比率は、9.0%で前年度と同じである。これを事業別にみると、交通事業272億円(43.8%)、病院事業131億円(21.1%)、工業用地造成事業59億円(9.6%)の3事業に対するもので全体の74.5%を占めている。

昭和46年度末の貸付金の現在高は8,692億円で、前年度末(6,937億円)と比べると1,755億円、25.3%増加している。現在高のうち主なものは、商工関係3,526億円(40.6%)、住宅関係1,387億円(16.0%)、埋立等の開発関係617億円(7.1%)等である。これに基金の運用によるもの647億円を加えると、その現在高は9,338億円で、前年度末(7,426億円)と比べると1,912億円、25.7%増加している。

## 6 将来にわたる財政運営の状況

財政状況をみるには、単年度限りの歳入歳出決算ばかりではなく、地方債、債務負担行為のように、将来にわたって財政負担となるものや、積立金のように、年度間の財源調整をはかり、将来における弾力的な財政運営に資するため財源を留保するものについても総合的に把握する必要があるが、これらの状況をみると、つぎのとおりである。

### (1) 将来にわたる財政負担

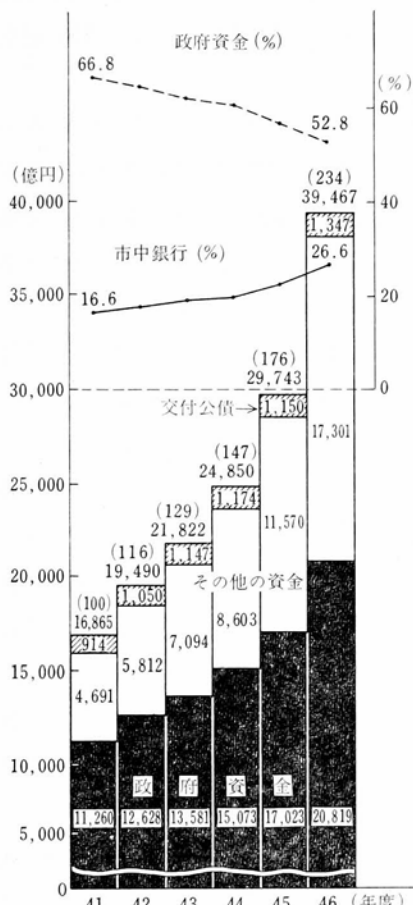
#### ア 地方債現在高

昭和46年度末における地方債の現在高は、同年度において社会資本の整備に加えて地方税の落ち込みに対する財政措置として地方債が大幅に発行されたこともあって、3兆9,467億円となっており、前年度末(2兆9,743億円)と比べると、増加額9,725億円、増加率32.7%と大きい伸びを示している。また地方債の現在高は、41年度と比べると2.34倍となっており、歳入総額の2.35倍とほぼ同じ伸びを示しているが、一般財源の2.44倍と比べるとやや下回っている。

地方債現在高を目的別にみると、港湾、河川、海岸、都市計画、各種災害関連事業等の各事業に充当された一般公共事業債、文教施設、消防施設、漁港、農林道、道路、庁舎等の整備や特別都市対策事業等に充当された一般単独事業債、義務教育施設整備事業債および公営住宅建設事業債で全体の61.5%(前年度60.2%)を占めており、災害復旧事業債6.3%(8.0%)がこれに次いでいる。増加率では、昭和45年度にあらたに措置された水田取得のための地方債が大幅に伸びたためもあって、公共用地先行取得事業債(54.5%)、公営住宅建設事業債(41.4%)の伸びが前年度に引き続いて高い水準にあるほか、過疎対策事業債(213.7%)の伸びが極めて顕著となっている。

地方債現在高の借入先別状況は、第60図にみられるとおり、政府資金が

第 60 図 地方債現在高の推移



(注) ( ) の数値は、昭和 41 年度を 100 とした指数である。

52.8% (前年度 57.2%)、政府資金以外の資金 47.2% (42.8%) となっているが、その推移をみると、政府資金のウェイトが低下し、政府資金以外の資金、とくに市中銀行の比率 (46 年度、26.6%) が上昇している。これは水田取得のための地方債、その他公共用地先行取得事業債等を中心として、民間資金の積極的活用がはかられたことによる。

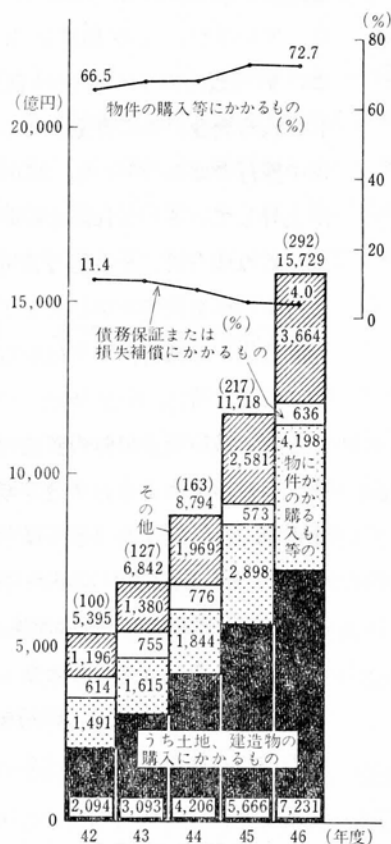
なお、政府資金以外の資金の利率別構成比をみると、7 分 3 厘以下の資金が 69.7% (前年度 65.2%)、7 分 6 厘以下が 23.9% (26.9%)、8 分未満が 4.7% (5.9%)、8 分以上が 1.7% (2.0%) となっており、前年度に比べて、低利な資金の占める比率がやや高くなっている。

### イ 債務負担行為

地方公共団体は、将来の支出を約束するものとして、債務負担行為をすることができる。債務負担行為には、数か年度にわたる建設工事や利子補給を行なう場合のように、翌年度以降の経費支出が本来予定されるものと、債務保証や損失補償契約を結ぶ場合のように、翌年度以降の経費支出が必ずしも予定されないものとの二種類がある。前者の債務負担行為は、後年度の財政運営を拘束することとなるので、とくにその運用には慎重を期する必要がある。

地方公共団体が過去に設定した債務負担行為に基づく昭和 46 年度の支出

第 61 図 債務負担行為に基づく翌年度  
以降の支出予定額の推移



額は2,934億円であり、前年度(2,138億円)と比べると796億円、37.2%増加している。

支出額の内容を目的別にみると、物件の購入等にかかるものが2,407億円で82.1%を占め、このうち土地、建造物の購入にかかるものが1,110億円、37.8%となっている。これらは、本来、経費支出が予定されていたものである。一方、債務保証や損失補償に基づく支出額は85億円で、支出額全体の2.9%となっている。

46年度末における債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額は、1兆5,729億円に達しており、前年度(1兆1,718億円)と比べると、4,011億円、34.2%増加している。

債務負担行為に基づく支出予定額を目的別にみると、第61図に

みられるとおり、物件の購入等にかかるものは1兆1,429億円で72.7%を占め、このうち、土地、建造物の購入にかかるもののみでも7,231億円、46.0%となっている。債務保証または損失補償にかかるものは、636億円、4.0%である。その他3,664億円(23.3%)の内容をみると、農林漁業、商工業団体、社会福祉団体等への利子補給にかかるものが中心となっている。

なお、債務負担行為のうち土地の購入のみにかかるもの内容についてみると、公社、協会等にかかるものが、47年度以降の支出予定額3,995億円(支出予定額の25.4%)のうち3,095億円で77.5%、46年度支出額(861億



円、29.4%)のうち659億円で76.5%と、大きい比重を占めている。

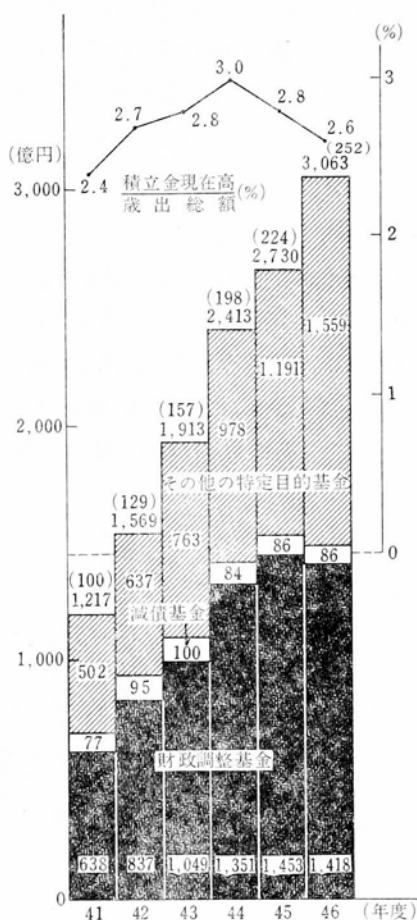
## (2) 将来のための財政運営

将来の財政需要に備え、財源をあらかじめ確保すること等によって、財政の健全な運営を図るため、地方公共団体が積立てる積立金の昭和46年度末現在高は3,063億円で、45年度末(2,730億円)と比べると333億円、12.2%(前年度13.1%)増加しているが、都道府県においては、地方税等の減収に対処するための積立金のとりくずしがなされたこともあって、積立金現在高は38億円の減少をみている。

積立金現在高の内訳は、年度間の財源調整を行なうために積立している財政調整基金1,418億円(構成比46.3%)、償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源にあてるための減債基金86億円(2.8%)、災害救助法に基づき、災害により生じた経費の財源にあてるための積立金および学校建設等の資金として積立している基金等特定目的のための基金1,559億円(50.9%)となっている。

積立金現在高の推移は、第62図にみられるとおりで、歳出総額に対する比率は、昭和41年度の2.4%から44年度の3.0%へ高まってきたが、以後、低下しはじめ、

第62図 積立金現在高の推移



(注) ( )内の数値は、昭和41年度を100とした指数である。

46年度においては2.6%となっている。

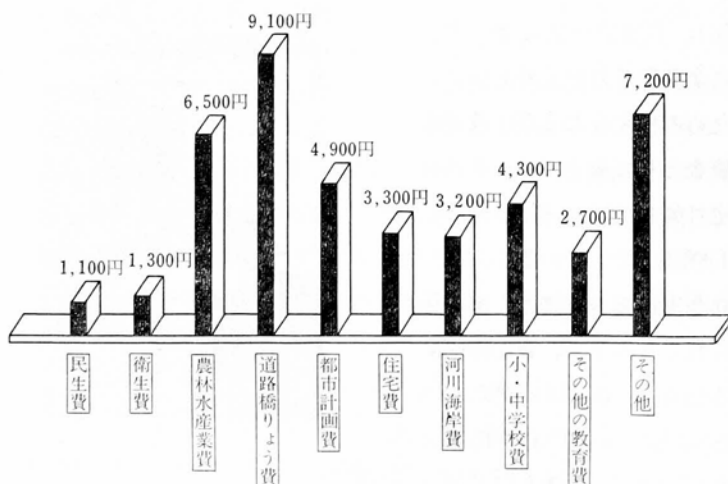
## 7 公共施設の現況

今までみてきたように、地方公共団体は、補助事業費、単独事業費等の投資的経費の充実によって、住民福祉の向上に直接つながる公共施設の整備に努めている。

第63図は、この投資的経費の目的別内訳を人口1人当たり額で示したものであるが、最も多額の投資がなされているのは道路橋りょう費で、人口1人当たり9,100円(前年度7,200円)となっている。次いで農林水産業費6,500円(5,100円)、都市計画費4,900円(4,000円)、小・中学校費4,300円(3,300円)、住宅費3,300円(2,900円)の順となっており、土木関係への投資が非常に多いが目立っている。

これらの経費によって、道路、橋りょう、農道、林道、上下水道、住宅、文教施設、し尿およびごみ処理施設、社会福祉施設等公共施設の整備、充実が図られているのであるが、以下、これらの公共施設の水準がどのようなものになっているか、主要なものについてその現況をみることにする。

第63図 投資的経費の目的別の状況(人口1人当たり額)



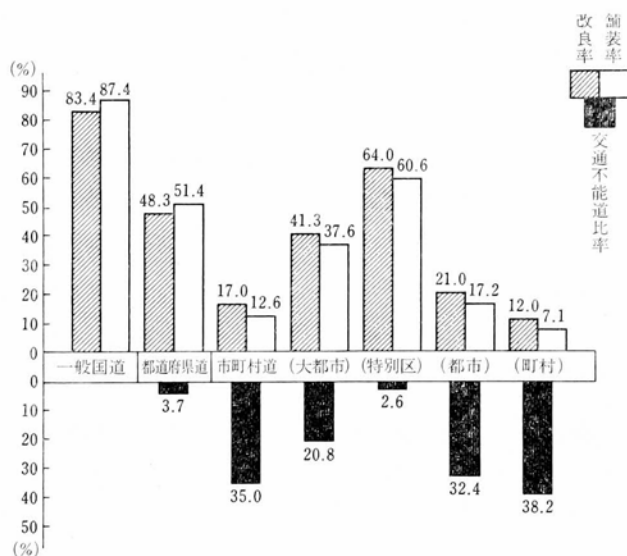
(注) (8)保育所、(9)老人ホームにおける公営の数値については、昭和45年までは設置主体別による調査方法で求められていたが、昭和46年は経営主体別による調査方法で求められているため、これらの数値についての前年同期との対比は行っていない。

## (1) 道 路

昭和47年3月31日現在における地方道の延長は100万4,693km(前年度99万3,681km)である。このうち、改良済延長は20万8,673km(19万1,135km)、舗装済延長は17万3,556km(13万9,523km)である。また、普通貨物自動車が行き通れない路線等(以下「交通不能道」という。)の延長は31万3,400km(32万6,732km)である。

総延長に占める比率は、改良済延長20.8%(前年度19.2%)、舗装済延長17.3%(14.0%)、交通不能道延長31.2%(32.9%)であり、前年度と比べると改良率1.6%、舗装率3.3%、交通不能道比率1.7%の改善がそれぞれなされている。つぎに、国道および地方道の整備状況をみると、第64図にみ

第64図 道路整備の状況



られるとおりで、改良率は一般国道 83.4%、都道府県道 48.3%、市町村道 17.0%、また、舗装率は一般国道 87.4%、都道府県道 51.4%、市町村道 12.6%となっており、とくに、市町村道の整備状況は低い水準にある。住民に密着した市町村道の整備の立ち遅れは、日常生活および生産活動に不便をきたしており、機能に応じたその整備の促進は市町村にとって重要な課題である。

なお、諸外国の道路舗装率は、第 65 図にみられるとおりであり、諸外国と比べて、わが国の道路整備の水準が低いことを示している。

### ア 都道府県道

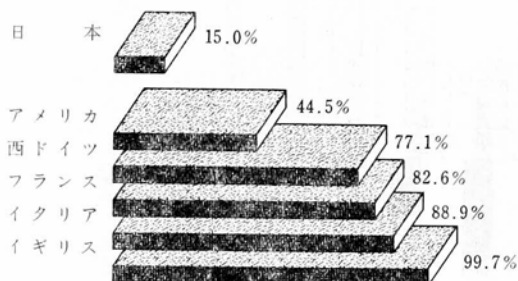
都道府県道の延長は 12 万 2,094 km(前年度 12 万 821 km)である。このうち、改良済延長は 5 万 9,007 km(5 万 4,251 km)、舗装済延長は 6 万 2,704 km(5 万 3,765 km)である。また、交通不能道延長は 4,507 km(4,742 km)である。

総延長に占める比率は、第 64 図にみられるとおり、改良済延長 48.3%(前年度 44.9%)、舗装済延長 51.4%(44.5%)、交通不能道延長 3.7%(3.9%)であり、前年度と比べると改良率 3.4%、舗装率 6.9%、交通不能道比率 0.2%の改善がそれぞれなされている。

### イ 市町村道

市町村道の延長は 88 万 2,599 km(前年度 87 万 2,860 km)である。このうち、改良済延長は 14 万 9,666 km(13 万 6,884 km)、舗装済延長は 11 万

第 65 図 外国の道路舗装率の状況



(注) 建設省「道路統計年報」1973 年版資料による。

852 km(8 万 5,758 km)

である。また、交通不能道延長は 30 万 8,893 km(32 万 1,990 km)である。

総延長に占める比率は、第 64 図にみられるとおり、改良済延長 17.0%(前年度 15.7%)、

舗装済延長 12.6 % (9.8 %)、交通不能道延長 35.0 % (36.9 %) であり、前年度と比べると改良率 1.3 %、舗装率 2.8 %、交通不能道比率 1.9 % の改善がそれぞれなされている。

## (2) 橋 り ょ う

昭和 47 年 3 月 31 日現在における地方道の橋りょう数は 54 万 6,557 橋 (前年度 54 万 7,731 橋) である。これを構造別にみると、鋼橋、コンクリート橋および石橋 (以下「永久橋」という。) の数は 39 万 7,528 橋 (38 万 7,190 橋)、木橋の数は 14 万 5,051 橋 (15 万 5,914 橋)、混合橋の数は 3,978 橋 (4,627 橋) となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋 72.7 % (前年度 70.7 %)、木橋 26.6 % (28.5 %)、混合橋 0.7 % (0.8 %) であり、前年度と比べると、永久橋は 2.0 % 増加したのに対して、木橋は 1.9 %、混合橋は 0.1 % 減少している。

つぎに、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は 15 万 7,485 橋 (前年度 16 万 5,720 橋) である。このうち、重量が制限されている荷重制限橋は 5 万 4,160 橋 (5 万 7,777 橋) であり、残りの 10 万 3,325 橋 (10 万 7,943 橋) が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋 9.9 % (10.5 %)、交通不能橋 18.9 % (19.7 %) となっている。

### ア 都道府県道の橋りょう

都道府県道の橋りょう数は 10 万 300 橋 (前年度 10 万 192 橋) である。これを構造別にみると、永久橋の数は 9 万 3,674 橋 (9 万 1,933 橋)、木橋の数は 6,330 橋 (7,913 橋)、混合橋の数は 296 橋 (343 橋) となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋 93.4 % (前年度 91.8 %)、木橋 6.3 % (7.9 %)、混合橋 0.3 % (0.3 %) であり、前年度と比べると、永久橋は 1.6 % 増加したのに対して、木橋は 1.6 % 減少している。

つぎに、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は 4,924 橋 (前年度 5,933 橋) であり、このうち、荷重制限橋は 3,741 橋 (4,674 橋) で、残りの 1,183 橋 (1,259 橋) が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋 3.7 % (4.7 %)、交通不能橋 1.2 % (1.3 %) と

なっている。

### イ 市町村道の橋りょう

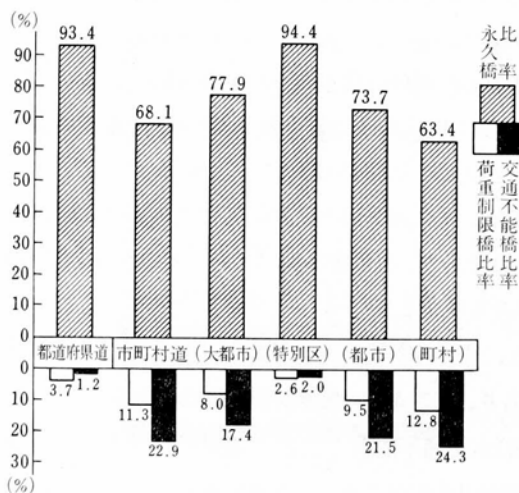
市町村道の橋りょう数は44万6,257橋(前年度44万7,539橋)である。これを構造別にみると、永久橋の数は30万3,854橋(29万5,257橋)、木橋の数は13万8,721橋(14万7,998橋)、混合橋の数は3,682橋(4,284橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋68.1%(前年度66.0%)、木橋31.1%(33.1%)、混合橋0.8%(0.9%)であり、前年度と比べると、永久橋は2.1%増加したのに対して、木橋は2.0%、混合橋は0.1%減少している。

つぎに、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は15万2,561橋(前年度15万9,787橋)であり、このうち、荷重制限橋は5万419橋(5万3,103橋)で、残りの10万2,142橋(10万6,684橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋11.3%(11.9%)、交通不能橋22.9%(23.8%)となっている。

なお、都道府県道、市町村道別の橋りょうの整備状況は、第66図にみられるとおりである。

第66図 橋りょう整備の状況

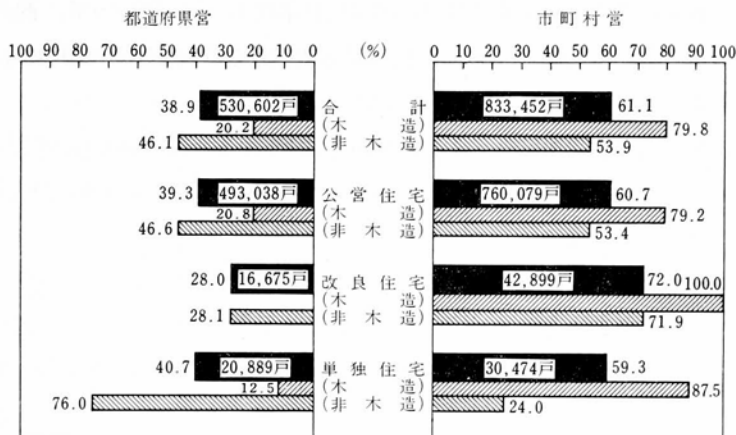


### (3) 公営住宅等

昭和47年3月31日現在における公営住宅等の総戸数は136万4,054戸(前年度126万2,481戸)であり、前年度と比べると10万1,573戸増加している。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅法に基づいて建設される公営住宅(以下「公営住

第 67 図 公営住宅等の設置者別比率



宅」という。)は125万3,117戸(前年度115万9,440戸)、住宅地区改良法に基づいて建設される改良住宅(以下「改良住宅」という。)は5万9,574戸(5万1,645戸)、地方公共団体が独自に建設する単独住宅(以下「単独住宅」という。)は5万1,363戸(5万1,396戸)となっており、総戸数に占める比率は、公営住宅91.9%(91.8%)、改良住宅4.4%(4.1%)、単独住宅3.7%(4.1%)となっている。

また、住宅の構造別にみると、非木造住宅は72.1%に当たる98万3,911戸であり、残りの27.9%に当たる38万143戸は木造住宅となっている。これを前年度の非木造対木造の比率69.2対30.8と比べると、非木造が2.9%その比率を高めている。

つぎに、前年度に対する増減率をみると都道府県では公営住宅11.8%、改良住宅10.0%、単独住宅3.2%の増加となっており、市町村では公営住宅は5.8%、改良住宅は17.6%増加したが、単独住宅は木造住宅の老朽化等により2.2%の減少となっている。

なお、公営住宅等の設置者別比率の状況は、第67図にみられるとおりである。

## ア 都道府県営の住宅

都道府県営の公営住宅等は53万602戸(前年度47万6,223戸)で、総戸数の38.9%(37.7%)を占めており、前年度と比べると5万4,379戸増加し、設置者別比率で1.2%その比率を高めている。

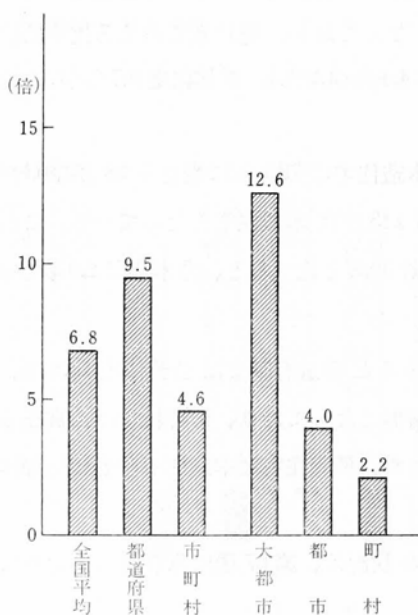
これを住宅の種類別にみると、公営住宅は49万3,038戸(前年度44万820戸)、改良住宅は1万6,675戸(1万5,156戸)、単独住宅は2万889戸(2万247戸)となっている。

## イ 市町村営の住宅

市町村営の公営住宅等は83万3,452戸(前年度78万6,258戸)で、総戸数の61.1%(62.3%)を占めており、前年度と比べると4万7,194戸増加している。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅は76万79戸(前年度71万8,620戸)、改良住宅は4万2,899戸(3万6,489戸)、単独住宅は3万474戸(3万1,149戸)となっている。

第68図 入居競争率の状況



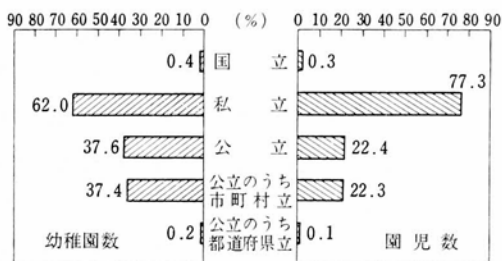
## ウ 入居競争率

昭和46年度中の公営住宅等の入居公募戸数は14万5,189戸(前年度13万4,720戸)、これに対する応募件数は98万9,018件(90万580件)であり、その入居競争率は6.8倍(6.7倍)となっている。入居競争率は前年度とほぼ同程度であり、最近の住宅事情を反映し、依然として高い競争率を示している。

入居競争率の状況を設置者別にみると、第68図にみられるとおりであり、都道府県営は9.5倍、市町村営は4.6倍となっている。



第69図 幼稚園数と園児数の設置者別比率



が、市町村営のなかでは、大都市における入居競争率がきわめて高いものとなっている。

#### (4) 幼稚園

昭和47年5月1日現在における国公立幼稚園の状況は、園数

1万1,578園(前年度1万1,180園)、園児数184万2千人(171万6千人)である。このうち、公立の幼稚園数は37.6%(36.9%)に当たる4,354園(4,121園)、園児数は22.4%(23.1%)に当たる41万3千人(39万6千人)であり、前年度と比べると、園数では233園、園児数では1万7千人それぞれ増加している。

公立幼稚園を設置者別にみると、都道府県立は20園(前年度19園)、その園児数は2千人(2千人)であり、また、市町村立は4,334園(4,102園)、その園児数は41万1千人(39万4千人)で、公立の幼稚園の大部分が市町村立となっている。

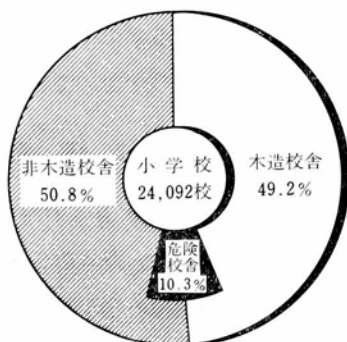
なお、幼稚園の設置者別比率は、第69図にみられるとおりである。

つぎに、国公立における小学校第1学年児童数166万6千人(前年度171万1千人)中に占める幼稚園修了児童数97万2千人(96万1千人)の割合(就園率)は58.3%(56.2%)であり、年々上昇の傾向を示している。

#### (5) 小学校

昭和47年5月1日現在における公立小学校の数は2万4,092校(前年度2万4,308校)であり、その校舎面積は5,338万4千 $m^2$ (5,188万7千 $m^2$ )である。これを前年度と比べると、学校数は分校等の統廃合により216校減少しており、校舎面積は人口急増地域における児童数の増加が大きいことなどにより149万7千 $m^2$ 増加している。

第70図 小学校施設の状況

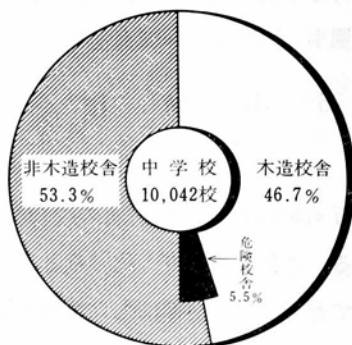


つぎに、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は2,711万6千 $m^2$ （前年度2,384万6千 $m^2$ ）、木造校舎面積は2,626万8千 $m^2$ （2,804万1千 $m^2$ ）であり、校舎面積に占める比率は、第70図にみられるとおり、非木造校舎50.8%（46.0%）、木造校舎49.2%（54.0%）となっている。この比率を前年度と比べると、非木造校舎比率が4.8%高まっている。

なお、危険校舎面積は548万9千 $m^2$ （前年度552万9千 $m^2$ ）で、校舎面積の10.3%（10.7%）を占めている。また、危険校舎面積のうち要改築校舎面積は321万4千 $m^2$ （330万5千 $m^2$ ）で、校舎面積の6.0%（6.4%）を占めている。この比率を前年度と比べると危険校舎比率、要改築校舎比率ともに0.4%低下している。

屋内運動場を設置している学校数は、全校の74.3%（前年度72.7%）に当たる1万7,909校（1万7,670校）であり、前年度と比べると239校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の44.3%（40.0%）に当たる1万679校（9,720校）であり、前年度と比べると959校増加している。

第71図 中学校施設の状況



## (6) 中学校

昭和47年5月1日現在における公立中学校の数は1万42校（前年度1万195校）であり、その校舎面積は、2,949万4千 $m^2$ （2,889万 $m^2$ ）である。これを前年度と比べると、小学校と同様の理由により学校数は153校減少

し、校舎面積は60万4千 $m^2$ 増加している。

つぎに、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は1,571万9千 $m^2$ (前年度1,415万 $m^2$ )、木造校舎面積は1,377万5千 $m^2$ (1,474万 $m^2$ )であり、校舎面積に占める比率は、第71図にみられるとおり、非木造校舎53.3%(49.0%)、木造校舎46.7%(51.0%)となっている。この比率を前年度と比べると、非木造校舎比率が4.3%高まっている。

なお、危険校舎面積は163万1千 $m^2$ (前年度152万8千 $m^2$ )で、校舎面積の5.5%(5.3%)を占めている。また、危険校舎面積のうち要改築校舎面積は101万 $m^2$ (95万9千 $m^2$ )で、校舎面積の3.4%(3.3%)を占めている。この比率を前年度と比べると危険校舎比率は0.2%、要改築校舎比率は0.1%高まっている。

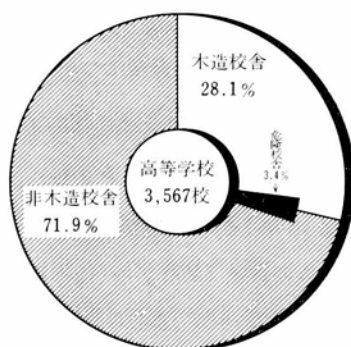
屋内運動場を設置している学校数は、全校の83.6%(前年度81.7%)に当たる8,393校(8,327校)であり、前年度と比べると66校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の39.3%(34.8%)に当たる3,943校(3,552校)であり、前年度と比べると391校増加している。

## (7) 高等学校

昭和47年5月1日現在における公立高等学校の数は3,567校(前年度3,552校)であり、その校舎面積は2,162万8千 $m^2$ (2,033万6千 $m^2$ )である。これを前年度と比べると、学校数は15校、校舎面積は129万2千 $m^2$ 増加している。

つぎに、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は1,554万6千 $m^2$ (前年度1,381万2千 $m^2$ )、木造校舎面積は608万2千 $m^2$ (652万4千 $m^2$ )であり、校舎面積に占める比率は、第72図にみられるとおり、非木造校舎71.9%(67.9%)、木造校舎28.1%(32.1%)と

第72図 高等学校施設の状況



なっている。この比率を前年度と比べると、非木造校舎比率が4.0%高まっている。

なお、危険校舎面積は73万8千 $m^2$ (前年度78万4千 $m^2$ )で、校舎面積の3.4%(3.9%)を占めている。また、危険校舎面積のうち要改築校舎面積は68万8千 $m^2$ (74万1千 $m^2$ )で、校舎面積の3.2%(3.6%)を占めている。この比率を前年度と比べると危険校舎比率は0.5%、要改築校舎比率は0.4%低下している。

屋内運動場を設置している学校数(昭和47年3月31日現在調査)は、全校の83.7%(前年度82.8%)に当たる2,986校(2,942校)であり、前年度と比べると44校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の37.5%(34.3%)に当たる1,337校(1,217校)であり、前年度と比べると120校増加している。

## (8) 保 育 所

昭和46年12月31日現在における公私営保育所(へき地保育所を除く。)の数は1万4,806箇所(前年度1万4,101箇所)であり、前年度と比べると705箇所増加している。公営保育所の数は9,142箇所、総箇所数の61.7%を占めている。

つぎに、公私営保育所における専任職員数と在所者数についてみると、専任職員数11万9千人(前年度10万6千人)に対し、在所者数は120万1千人(113万1千人)で、前年度と比べると専任職員数は1万3千人、11.8%、在所者数は7万人、6.2%それぞれ増加している。

これらを公営の保育所についてみると、専任職員数6万7千人に対し、在所者数は72万人となっている。

## (9) 老 人 ホ ー ム

昭和46年12月31日現在における老人ホームについてみると、公私営老人ホームの数は1,096箇所(前年度1,014箇所)であり、前年度と比べると82箇所増加している。公営の老人ホームの数は624箇所、総箇所数の56.9%を占めている。

つぎに、公私営老人ホームにおける専任職員数と在所者数についてみると、専任職員数1万6千人(前年度1万4千人)に対し、在所者数は8万2千人(7万5千人)で、前年度と比べると専任職員数は2千人、15.7%、在所者数は7千人、8.8%それぞれ増加している。

これらを公営の老人ホームについてみると、専任職員数7,441人に対し、在所者数は4万1,762人となっている。

老人ホームを種類別にみると、次のとおりである。

#### ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、居宅で養護を受けることの困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営養護老人ホームの数は839箇所(前年度810箇所)で、老人ホーム総箇所数の76.6%(79.9%)を占めており、前年度と比べると29箇所増加している。また、公営の養護老人ホームの数は572箇所、大部分(538箇所)が市町村の経営によるものである。

#### イ 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、身体上または精神上著しい欠陥があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営特別養護老人ホームの数は197箇所(前年度152箇所)で、老人ホーム総箇所数の18.0%(15.0%)を占めており、前年度を比べると45箇所増加している。また、公営の特別養護老人ホームの数は36箇所であり、その他は社会福祉法人の経営によるものである。

#### ウ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りのない老人等を無料または低額な料金で収容し給食その他日常生活上の便宜を与えるための老人ホームである。

公私営軽費老人ホームの数は60箇所(前年度52箇所)で、老人ホーム総箇所数の5.4%(5.1%)を占めており、前年度と比べると8箇所増加している。また、公営の軽費老人ホームの数は16箇所であり、その他は社会福祉法人の経営によるものである。

## (10) し尿およびごみ処理施設

市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、その計画にしたがってし尿およびごみ等の収集、処理業務を実施している。

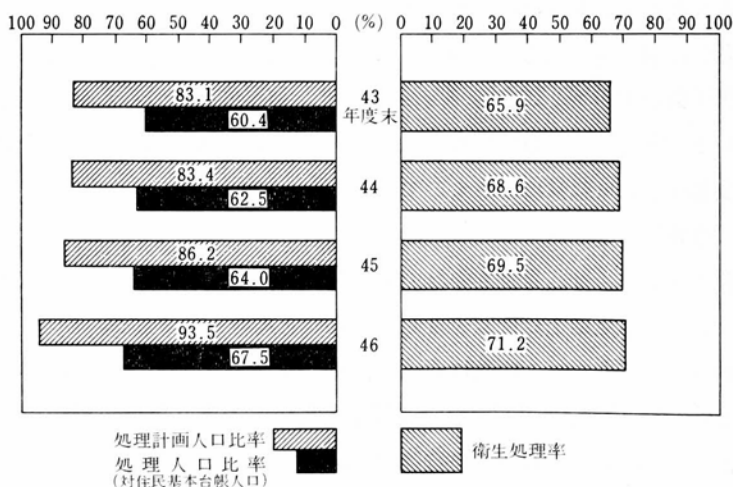
### ア し尿処理

#### (ア) 処理計画人口と処理人口

昭和47年3月31日現在の処理計画人口は9,896万人(前年度9,016万人)で、前年度と比べると880万人、9.8%増加しており、総人口(住民基本台帳人口)に対する比率は、第73図にみられるとおり、93.5%(86.2%)となっている。

この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は7,150万人(前年度6,686万人)で、前年度と比べると464万人、6.9%増加しており、処理計画人口に対する実施率は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の制定に伴って処理計画人口が大幅に増加したことなどもあって、72.3%(74.2%)となっている。

第73図 し尿の処理計画人口等と衛生処理率の推移



## (イ) 収集職員等

し尿の収集、処理業務に従事する職員数は3万716人(前年度3万832人)であり、前年度と比べると公共下水道等の整備ならびに収集、処理業務の合理化などにより116人、0.4%減少している。収集職員等のうち76.2%(78.6%)に当たる2万3,401人(2万4,227人)は収集業務を行なう職員である。

つぎに、し尿を収集し、運搬するための車両は1万756台(前年度1万1,199台)であり、前年度と比べると職員数と同様の理由により443台、4.0%減少している。このうち、パキューム車は1万423台(1万760台)、運搬車は333台(439台)となっている。

## (ウ) 収集処理量

昭和46年度中の処理計画人口にかかるし尿の総排出量は4,800万kl(前年度4,400万kl)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は、処理計画人口の増加もあって61.4%(64.5%)と前年度を若干下回っているものの、その収集処理量は2,900万kl(2,800万kl)となっており、前年度と比べると100万kl、3.4%増加している。

また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第74図にみられるとおりで、施設処理45.1%(前年度45.1%)、下水道マンホール投入3.3%(4.1%)、その他13.0%(15.3%)であり、自家処理の内訳は下水道放流12.5%(10.3%)、浄化そう10.4%(10.0%)、その他15.7%(15.2%)である。

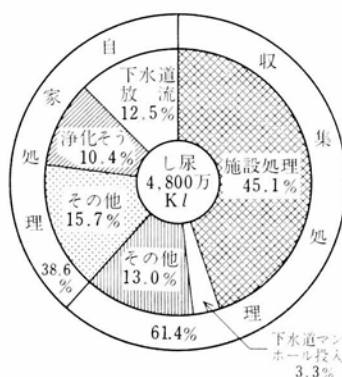
つぎに、施設処理、下水道放流および浄化そう処理による衛生処理率は公共下水道等の整備により71.2%(前年度69.5%)となっており、残りの28.8%(30.5%)は海上投棄、農村還元等の処理によっている。

## イごみ処理

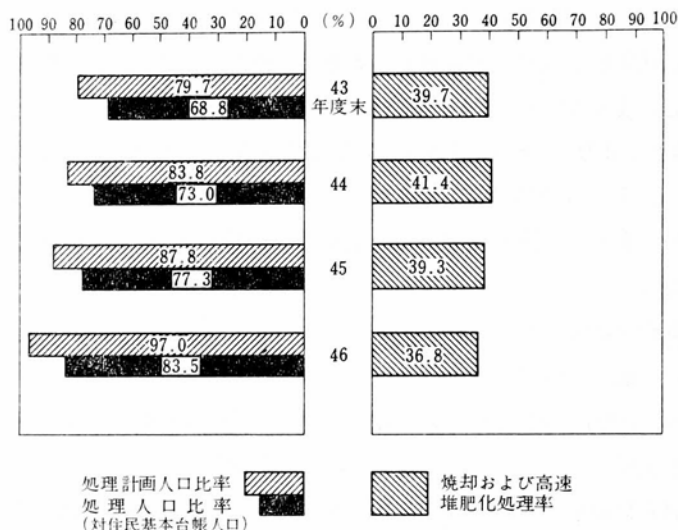
### (ア) 処理計画人口と処理人口

昭和47年3月31日現在における処理計画人口は1億263万人(前年度

第74図 し尿の処理状況



第75図 ごみの処理計画人口等と焼却処理等による処理率の推移



9,180万人)で、前年度と比べると1,083万人、11.8%増加しており、総人口(住民基本台帳人口)に対する比率は、第75図にみられるとおり、97.0%(87.8%)となっている。

この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は8,843万人(前年度8,083万人)で、前年度と比べると760万人、9.4%増加しており、処理計画人口に対する実施率はし尿処理と同様の理由により86.2%(88.0%)となっている。

#### (イ) 収集職員等

ごみの収集、処理業務に従事する職員数は5万5,833人(前年度4万9,218人)であり、前年度と比べると収集、処理区域の拡大、排出量の増加などにより6,615人、13.4%増加している。収集職員等のうち80.6%(81.0%)に当たる4万4,975人(3万9,858人)は収集業務を行なう職員である。

つぎに、ごみを収集し、運搬するための車両は1万6,759台(前年度1万5,066台)であり、前年度と比べると職員数と同様の理由により1,693台、11.2%増加している。このうち、特殊運搬車は9,531台(9,014台)、運搬車は7,228台(6,052台)となっている。



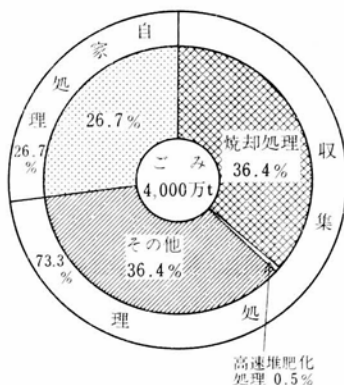
### (ウ) 収集処理量

昭和46年度中の処理計画人口にかかるごみの総排出量は、4,000万t(前年度3,300万t)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は、処理計画人口の増加もあって73.3%(75.6%)と前年度を若干下回っているものの、その収集処理量は2,900万t(2,500万t)となっており、前年度と比べると400万t、16.2%増加している。

また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第76図にみられるとおりで、焼却処理36.4%(前年度38.6%)、高速堆肥化処理0.5%(0.7%)、その他36.4%(36.3%)となっている。

つぎに、焼却処理および高速堆肥化処理による処理率は、特別区、大都市の区域における埋立等の収集処理量の増加が大きいことなどにより、36.8%(前年度39.3%)となっており、残りの63.2%(60.7%)は埋立等の処理によっている。

第76図 ごみの処理状況



## 8 地方公営事業の状況

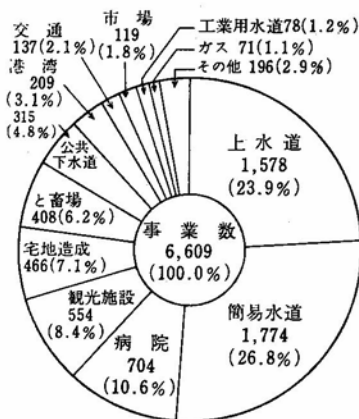
### (1) 地方公営企業

#### ア 概況

##### (ア) 事業数および経営規模

昭和46年度末において、地方公営企業を経営している地方公共団体の数は3,197(都道府県46、市町村2,903、企業団等248)であり、地方公営企業数は6,609事業(法適用事業2,922事業、法非適用事業3,687事業)で、前年度末に比べると145事業増加している。その内訳は第77図にみられるとお

第77図 地方公営企業の事業数  
(47.3.31現在)



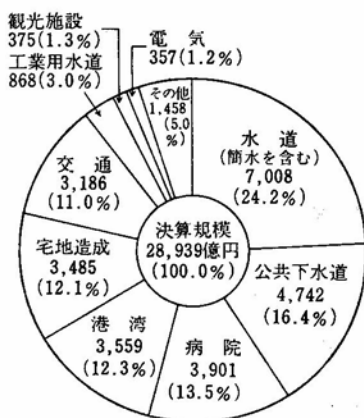
り水道事業(簡易水道事業を含む)が3,352事業で全体の50.7%を占め、病院事業704事業(全体の10.6%)、観光施設事業554事業(8.4%)、宅地造成事業466事業(7.1%)、と畜場事業408事業(6.2%)がこれに次いでいる。

昭和46年度の決算規模は、2兆8,939億円で前年度に比べると5,800億円(25.1%)増加しており、46年度の普通会計歳出決算額の24.3%に相当する規模となっている。これを事業別にみると、第78図にみられるとおり、水道事業が7,008億円で全体の24.2%を占め、公共下水道事業4,742億円(全体の16.4%)、病院事業3,901億円(13.5%)、港湾整備事業3,559億円(12.3%)、宅地造成事業3,485億円(12.1%)、交通事業3,186億円(11.0%)がこれに次いでいる。

昭和46年度末における職員数は28万5千人で、前年度の27万9千人に比べると6千人増加している。また、この職員数は普通会計職員数(昭和47年4月1日現在の給与実態調査による。ただし、教育、警察、および消防職員を除く。)の29.7%に相当している。なお、第79図にみられるとおり、病院事業(11万2千人)、水道事業(6万5千人)、交通事業(6万1千人)の3事業で全体の83.6%を占めている。

建設投資額は1兆4,851億円で前年度と比べると4,022億円(37.1%)

第78図 決算規模の状況



増加し、第80図にみられるとおり、過去5年間において最も著しい伸びを示している。事業別に前年度に対する伸びをみると公共下水道事業(64.8%)、水道事業(36.6%)、宅地造成事業(30.3%)、港湾整備事業(26.1%)、交通事業(15.8%)が大きな伸びを示している。

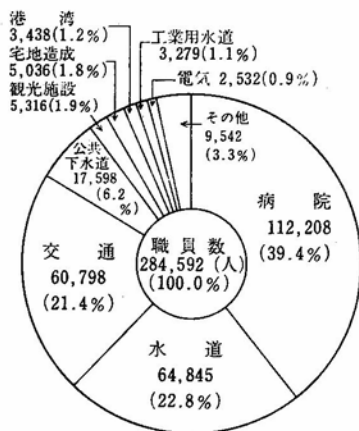
建設投資額を事業別にみると、公共下水道事業3,698億円(全体の24.9%)、水道事業3,388億円(22.8%)、宅地造成事業2,423億円(16.3%)、港湾整備事業2,185億円(14.7%)となっている。

### (イ) 公益事業中の地位

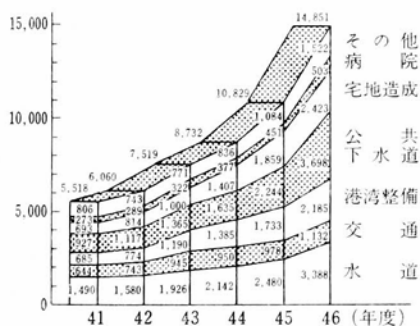
民営を含めた公益事業全体において地方公営企業の占める地位を主な事業についてみると

- a 水道事業では、給水人口84百万人のうち79百万人(94.6%)が公営
- b 軌道地方鉄道事業では、年間輸送人員98億10百万人のうち15億91百万人(16.2%)が公営
- c 自動車運送事業(乗合)では、年間輸送人員100億61百万人のうち23億46百万人(23.3%)が公営
- d 病院事業では、病床数108万3千床のうち18万6千床(17.2%)が

第79図 職員数の状況



第80図 建設投資額の推移



## 公営

e 工業用水道事業では、年間総配水量 42 億 31 百万 m<sup>3</sup> のうち、42 億 4 百万 m<sup>3</sup>(99.4%)が公営

となっている(昭和 45 年度の資料による。ただし、工業用水道事業は 46 年度の資料による)。

## イ 経営状況

昭和 46 年度の地方公営企業の経営状況は、企業環境の悪化、人件費および資本費の増こう、料金の適正化の遅れ等により、きわめて困難な状況にある。

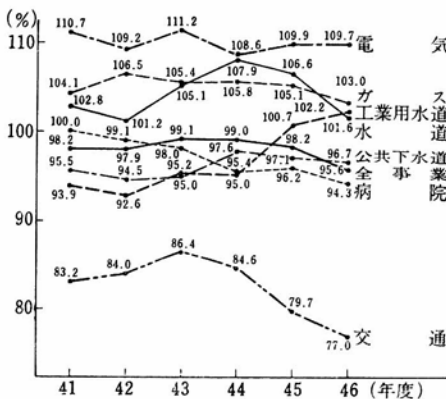
### (ア) 法適用企業の経営状況

法適用企業の経営状況は、数年来赤字基調を続けているが、昭和 46 年度における総収益対総費用比率は 95.6%と収支均衡点を大幅に下回り、累積欠損金は営業収益の 33.5%に当たる 2,960 億円の巨額に達している。

#### a 損益収支

総収益は 1 兆 556 億円で、前年度(9,708 億円)と比べると 848 億円(8.7%)増加し、総費用は 1 兆 1,045 億円で前年度(9,882 億円)と比べると 1,163 億円(11.8%)増加し、いずれも初めて 1 兆円の規模に達したが、総収益対総費用比率は、第 81 図にみられるとおり、全事業平均で 95.6%とこれまでにお

第 81 図 事業別総収益対総費用比率の推移  
(法適用企業)



る最低の 39 年度と同じ比率となっている。

純利益は 326 億円で、前年度(401 億円)と比べると 75 億円(18.7%)減少し、その事業数は 1,721 事業(前年度 1,860 事業)となっている。純損失は 814 億円で、前年度(575 億円)と比べると 239 億円(41.7%)増加し、その事業数は 1,114 事業(前年度 923 事業)となっている。なお、純損失

を生じた事業数の全体に占める割合は 39.3 % (前年度 33.2 %)、純損失の営業収益に対する比率は 9.2 % (前年度 7.0 %) といずれも 前年度と比べると上昇している。

累積欠損金は、前年度(2,363 億円)と比べると 597 億円増加し、2,960 億円の巨額に達し、営業収益に対する比率は 33.5 % (前年度 28.7 %) となっている。累積欠損金を有する事業数は 1,150 事業 (前年度 1,019 事業) で全事業の 40.6 % (前年度 36.6 %) となっている。不良債務は 2,521 億円で、前年度(1,714 億円)と比べると 807 億円(47.1 %)増加している。

### b 資本収支

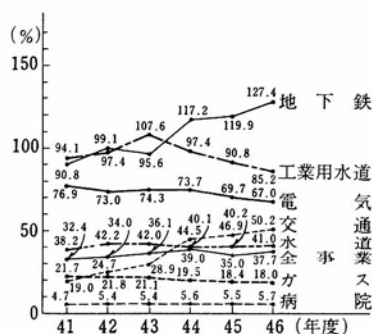
資本的支出は 1 兆 2,471 億円で、前年度(9,600 億円)と比べると、2,871 億円(29.9 %)増加し、初めて 1 兆円の規模に達した。これに対する財源は 1 兆 1,890 億円で、この内訳は、外部調達資金が 1 兆 343 億円、内部留保資金が 1,547 億円で、財源不足額は 581 億円(前年度 431 億円)となっている。

資本的支出のうち、建設改良費は、水道施設、地下鉄、医療施設等の整備拡充により 1 兆 413 億円と 前年度(7,924 億円)と比べると 2,489 億円(31.4 %)増加している。

### c 企業債元利償還金

企業債元利償還金は 3,160 億円で、前年度(2,755 億円)と比べると 405 億円(14.7 %)増加している。企業債元利償還金の料金収入に対する比率は、第 82 図にみられるとおり、全事業平均は 37.7 % (前年度 35.0 %) となっており、これを事業別にみると、地下鉄事業 (127.4 %)、工業用水道事業 (85.2 %)、電気事業 (67.0 %)、上水道事業 (41.0 %) が高い比率を示している。

第 82 図 料金収入に対する企業債元利償還金の比率の推移  
(法適用企業)



#### d 職員給与費

職員給与費は4,051億円で、前年度(3,481億円)と比べると570億円(16.4%)増加している。職員給与費の料金収入に対する比率は、第83図にみられるとおり48.3%(前年度44.2%)で、これを事業別にみると、交通事業が95.5%で最も高く、病院事業(63.7%)がこれに次いでいる。

#### (イ) 法非適用企業の経営状況

法非適用企業の事業数は3,687事業で、前年度(3,601事業)と比べると

86事業増加している。その経営状況は、収入総額5,993億円(前年度4,189億円)、支出総額5,873億円(前年度4,098億円)、差引120億円の黒字で、実質収支は、118億円の黒字となっている。収益的収支比率 $\left(\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100\right)$ は126.6%(前年度127.0%)で、これを事業別にみると、有料道路事業(71.2%)、公共下水道事業(81.8%)、市場事業(86.9%)、と畜場事業(92.5%)は、収支均衡点を下回っている。

#### ウ 企業債の状況

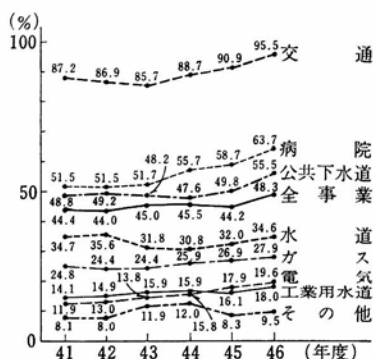
企業債の発行額は9,935億円で、前年度(6,653億円)と比べると3,282億円(49.3%)増加している。発行額の推移をみると、昭和41年度(3,784億円)と比べると、2.6倍となっており、事業別では、第84図にみられるとおり、公共下水道事業(指数534.2)、市場事業(357.1)、港湾整備事業(350.7)の伸びが高くなっている。

昭和46年度末における企業債の現債高は4兆1,030億円で、これを借入先別にみると、政府資金1兆8,788億円(全体の45.8%)、公営企業金融公庫資金5,430億円(13.2%)、その他資金1兆6,812億円(41.0%)となっている。

#### エ 他会計繰入金の状況

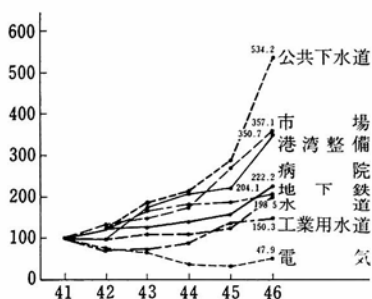
他会計からの繰入金は2,772億円で、前年度(2,280億円)と比べると492億

第83図 料金収入に対する職員給与費の比率の推移(法適用企業)



(注)職員給与費は、期間外のものを含めてある。

第84図 建設投資財源としての企業債の推移  
(41年度=100)



円(21.6%)増加し、繰入金総額の収益的収入に対する比率は22.7%で、逐年増加している(44年度18.8%、45年度20.6%)。繰入金を事業別にみると、公共下水道事業が1,019億円と最も多く、病院事業(595億円)、交

通事業(320億円)がこれに次いでいる。また、対前年度増加率でみると、交通事業が67.7%と最も大きく、病院事業(25.0%)、水道事業(16.9%)、公共下水道事業(15.6%)がこれに次いでいる。

#### オ 財政再建の状況

地方公営企業の財政再建事業の数は、当初(昭和41、42年度)155事業(水道事業58事業、交通事業13事業、病院事業76事業、ガス事業8事業)で、財政再建債516億円が発行された。昭和47年度当初では、65事業(水道事業20事業、交通事業11事業、病院事業32事業、ガス事業2事業)となったが、その不良債務は905億円(財政再建債未償還元金203億円を含む。)と当初を上回っている。

これは、再建事業のうち、水道、病院、ガスの各事業の財政の再建は順調に推移したが、交通事業においては、企業環境の悪化、料金改定の遅れ、人件費の増こう等により、経営の健全性を回復できず、その不良債務額が880億円と再建当初を上回ったためである。

#### カ 事業別状況

##### (ア) 水道事業(上水道事業および簡易水道事業)

##### a 団体数

##### (a) 上水道事業

昭和46年度末において地方公共団体が経営する上水道事業の数は1,578事業で前年度末(1,524事業)に比べると54事業(3.5%)増加している。この

ち、末端給水事業は1,548事業(うち建設中45事業)で、前年度(1,501事業)と比べると47事業増加し、用水供給事業は30事業(うち建設中11事業)で、前年度(23事業)と比べると7事業増加している。経営主体別にみると末端供給事業は都道府県営7事業、指定都市営6事業、市営563事業、町村営922事業、企業団営50事業であり、用水供給事業は都道府県営14事業、町村営1事業、企業団営15事業となっている。

昭和46年度末における市町村の上水道の布設状況を見ると市では614市のうち601市(97.9%)、町村では2,628町村のうち1,079町村(41.1%)に布設されている。

#### (b) 簡易水道事業

昭和46年度末において、地方公共団体が経営する簡易水道事業の数は1,774事業で、前年度(1,804事業)と比べると30事業(1.7%)減少している。

これを経営主体別にみると、町村営が1,556事業で全体の87.7%を占め、次いで市営201事業、一部事務組合営15事業、都道府県および指定都市営各1事業となっている。

#### b 利用状況

水道事業の給水人口は46年度末で8,298万人(上水道事業7,679万人、簡易水道事業619万人)に達し、前年度(7,978万人)と比べると320万人(4.0%)増加している。また、公営水道が布設されている地方公共団体の46年度末の行政区域内人口に対する普及率は80.1%と前年度と比べると2.1%高くなっている。

昭和46年度中の年間総給水量(有収水量)は86億69百万 $m^3$ で前年度(79億74百万 $m^3$ )と比べると6億95百万 $m^3$ (8.7%)増加している。また給水人口1人1日当たりの給水量は285 $l$ で前年度(273 $l$ )と比べると12 $l$ 増加している。

#### c 建設投資

給水人口および給水量の伸びに対応して、水道施設の建設投資も引続き活発に進められていることもあって、昭和46年度の建設投資額は3,388億円となっており前年度(2,480億円)と比べると908億円(36.6%)と大幅に増加



している。なかでも給水人口 10 万人未満の事業における建設投資額と広域化の要請に伴う県営および企業団営の用水供給事業の建設投資額が増加している。

#### d 経営の広域化

近年における水資源の有効開発、施設利用の効率化等の要請を反映し、46 年度末における広域水道事業の数は都道府県営 21 事業、企業団営 65 事業（末端給水事業 50 事業、用水供給事業 15 事業）となっている。

配水能力は末端給水事業が 704 万 5 千  $\text{m}^3/\text{日}$  で、前年度(684 万 5 千  $\text{m}^3/\text{日}$ ) と比べると 20 万  $\text{m}^3/\text{日}$ 、用水供給事業が 394 万 3 千  $\text{m}^3/\text{日}$  で、前年度(319 万 8 千  $\text{m}^3/\text{日}$ ) と比べると 74 万 5 千  $\text{m}^3/\text{日}$  それぞれ増加している。

#### e 経営状況

##### (a) 損益収支

水道事業（法適用の簡易水道事業を含む。）の総収益は 3,338 億円（前年度 3,002 億円）、総費用は 3,286 億円（2,815 億円）となっており、総収益対総費用比率は 101.6 % で、前年度(106.6 %) と比べると 5.0 % 低下している。純利益は 143 億円で、前年度(214 億円) と比べると 71 億円 (49.7 %) 減少し、純利益を生じた事業数は 1,140 事業となっている。純損失は 91 億円で前年度 (27 億円) と比べると大幅に増加し、純損失を生じた事業数は 408 事業となっている。

累積欠損金は 169 億円で前年度(125 億円) と比べると 44 億円 (35.2 %) 増加し、不良債務は 297 億円で前年度(153 億円) と比べると 1.9 倍となっている。

##### (b) 資本収支

昭和 46 年度の資本的支出は 3,652 億円であり、これに対する財源は企業債等の外部調達資金 2,850 億円、内部留保資金 551 億円で、財源不足額は 251 億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費が 3,202 億円で 87.7 % を占め前年度(2,344 億円) と比べると 36.6 % と大幅な増加を示している。財源のうち企業債も 2,343 億円と前年度(1,681 億円) に比べると 662 億円 (39.4 %) 増加している。

##### (c) 給水原価と料金

昭和46年度における給水量1m<sup>3</sup>当りの原価(用水供給事業を除き、法適用企業の簡易水道事業を含む。)は37円87銭で前年度(35円28銭)と比べると2円59銭(7.3%)増加している。給水原価の内訳は、資本費14円74銭、職員給与費12円27銭、その他の経費10円86銭となっている。

規模別に給水原価の傾向をみると、給水人口10万人以上の事業では平均原価を下回る事業が多く、給水人口1.5万人未満の事業では平均原価を上回る事業が半数をこえている。また、同一規模の事業であっても給水原価にかなりの格差がみられる。なお、46年度中に料金改定を実施した団体は189団体となっている。

#### (d) 法非適用事業

法非適用の簡易水道事業1,747事業(うち建設中41事業)のうち黒字の事業は1,589事業(前年度1,576事業)で全体の93.1%を占めており、赤字の事業は117事業(前年度147事業)で全体の6.9%となっている。赤字の事業は減少したが赤字比率( $\frac{\text{実質赤字}}{\text{営業収益}} \times 100$ )は増加し、収益的収支比率は低下している。

#### (イ) 工業用水道事業

##### a 事業数および経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業の数は78事業(うち建設中8事業)で前年度(77事業)と比べると1事業増加している。事業数を経営主体別にみると都道府県営36事業、指定都市営5事業、市営29事業、町村営4事業、企業団営4事業となっている。

施設の箇所数は173箇所(前年度169箇所)、給水箇所数は3,778箇所(前年度2,910箇所)、年間総配水量は42億m<sup>3</sup>(前年度39億m<sup>3</sup>)となっている。また、施設利用率( $\frac{1\text{日平均配水量}}{1\text{日配水能力}} \times 100$ )は69.7%と前年度(70.8%)と比べると1.1%低くなっており、施設利用率30%以下のものは地盤沈下地域を中心に11箇所となっている。

##### b 経営状況

##### (a) 損益収支

昭和46年度における工業用水道事業の総収益は290億円(前年度246億

円)、総費用は284億円(244億円)となっており、総収益対総費用比率は102.2%(100.7%)となっている。

純利益は21億円で前年度(19億円)と比べると2億円(11.9%)増加しているが純利益を生じた事業数は36事業で前年度(39事業)と比べると3事業減少している。純損失は15億円で前年度(17億円)と比べると2億円(13.1%)減少しているが、純損失を生じた事業数は35事業で前年度(31事業)と比べると4事業増加している。

累積欠損金は118億円(前年度108億円)、不良債務は56億円(48億円)とそれぞれ増加している。

#### (b) 資本収支

資本的支出は613億円で、前年度(526億円)と比べると87億円(16.5%)増加している。これに対する財源は企業債309億円、国庫補助金130億円、内部留保資金57億円、その他89億円で財源不足額は28億円となっている。

#### (ウ) 交通事業

##### a 事業数および経営規模

昭和46年度末において交通事業を經營する地方公共団体の数は117団体で、事業数は137事業となっている。職員数は6万1千人、保有車両、船舶の数は路面電車917両、バス1万3,781両、地下鉄1,151両、トロリーバス、モノレール等228両、船舶152隻となっている。

昭和46年度における年間輸送人員は39億人、1日平均1,080万人(前年度1,106万人)で、このうち769万人(71.2%)が6大都市(東京都および横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市)によって占められている。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスは662万人(全体の61.3%)、路面電車113万人(10.5%)、地下鉄296万人(27.4%)、その他9万人(0.8%)となっている。

バス事業では、車両数、走行キロは前年度に比べると増加しているが、年間輸送人員は24億16百万人で前年度(24億22百万人)と比べるとわずかではあるが減少している。とくに6大都市においては、車両数は306両、走行キロは7百万キロ増加しているが、年間輸送人員は14億83百万人で前年度(14億90百万人)と比べると7百万人の減少となっている。

路面電車事業では、営業キロは撤去の進行により 218 km(41 年度 631 km)に減少し、年間輸送人員は 4 億 12 百万人となっている。地下鉄事業では、昭和 46 年度末において開業している東京都、名古屋市、大阪市および札幌市の営業キロは 137 km(41 年度 58 km)で、年間輸送人員は 10 億 79 百万人(41 年度 5 億 60 百万人)となっている。

## b 経営状況

### (a) 損益収支

交通事業の総収益は 1,393 億円、総費用は 1,809 億円で、総収益対総費用比率は 77.0 %と収支均衡点を大幅に下回っている。純利益は 4 億円で前年度(7 億円)と比べると 3 億円減少し、純損失は 420 億円で前年度(349 億円)と比べると 71 億円増加し、純利益を生じた事業数は 17 事業、純損失を生じた事業数は 61 事業となっている。

累積欠損金は 1,929 億円(6 大都市 1,759 億円)で前年度(1,607 億円)と比べると 322 億円増加し、料金収入に対する割合は 175.6 %(前年度 149.4 %)となっている。累積欠損金を有する事業数は 65 事業で全事業の 83.3 %となっている。不良債務は 1,292 億円(6 大都市 1,144 億円)で前年度(1,036 億円)と比べると 256 億円増加し、再建債未償還元金を含めると 1,481 億円(6 大都市 1,327 億円)で前年度(1,303 億円)と比べると 178 億円の増加となっており、不良債務を有する事業数は 55 事業である。

事業別にみると、バス事業の総収益対総費用比率は 81.5 %となっており、純損失は 177 億円で前年度(105 億円)と比べると 72 億円、累積欠損金は 853 億円で前年度(671 億円)と比べると 182 億円、不良債務は 748 億円で前年度(618 億円)と比べると 130 億円それぞれ増加している。路面電車事業の総収益対総費用比率は 74.4 %となっており、純損失は 52 億円で前年度(62 億円)と比べると 10 億円、累積欠損金は 431 億円で前年度(475 億円)と比べると 44 億円、不良債務は 266 億円で前年度(313 億円)と比べると 47 億円それぞれ減少している。地下鉄事業の総収益対総費用比率は 71.1 %となっており、純損失は 188 億円で前年度(180 億円)と比べると 8 億円、累積欠損金は 634 億円で前年度(446 億円)と比べると 188 億円、不良債務は 463 億円

で前年度(361 億円)と比べると 102 億円それぞれ増加している。

#### (b) 資本収支

昭和 46 年度の資本的支出は、地下鉄建設の推進等に 伴い 1,450 億円と前年度(1,275 億円)に比べると 175 億円増加している。資本的支出の内訳は建設改良費 1,125 億円(うち地下鉄事業 1,024 億円)、企業債償還金 267 億円(うち地下鉄事業 142 億円)等となっている。これに対する財源は企業債 996 億円、他会計出資金 122 億円、他会計補助金等 139 億円、内部留保資金 47 億円で、財源不足額は 146 億円となっている。

#### (c) 法非適用事業

昭和 46 年度における法非適用事業 58 事業の経営状況は、40 事業が黒字(62 百万円)を、18 事業が赤字(2 億 60 百万円)を生じている。なお、収益的収支比率は 115.7 %となっている。

#### (エ) 電気事業

##### a 事業数および経営規模

地方公共団体が経営する電気事業の数は 35 事業、発電所数は 173 箇所となっている。経営主体別にみると、都道府県営 31 事業(168 発電所)、市営 1 事業(2 発電所)、町村営 3 事業(3 発電所)となっている。都道府県営および市営の事業は卸売事業であり、町村営は特定地域における一般供給事業である。

全発電所(水力発電 172、内燃発電 1)の総発電能力は、最大出力 211 万 KW、常時出力 40 万 KW、年間発生電力量 78 億 KWH となっている。民営を含む水力発電事業全体に占める地位をみると、発電所数では 11.4 %、出力では 10.1 %となっている。

##### b 経営状況

###### (a) 損益収支

電気事業の総収益は 287 億円、総費用は 262 億円で、総収益対総費用比率は 109.7 %となっている。純利益は 27 億円、純損失は 2 億円で、純利益を生じた事業数は 33 事業、純損失を生じた事業数は 2 事業となっている。

###### (b) 資本収支

資本的支出は158億円であり、これに対する財源は企業債等の外部調達資金64億円、内部留保資金92億円で、財源不足額は2億円となっている。

### (オ) ガス事業

#### a 事業数および経営規模

昭和46年度末において地方公共団体が経営するガス事業の数は71事業で経営主体別にみると、県営2事業、市営38事業、町村営30事業、企業団営1事業となっている。ガス事業の供給戸数は45万8千戸(前年度42万8千戸)で、計画供給戸数60万6千戸に対する普及率は75.6%となっている。その供給量は2億9百万 $m^3$ (1万Kcal換算)で、前年度(1億96百万 $m^3$ )に比べると13百万 $m^3$ (6.6%)増加している。

民営を含むガス事業全体に占める地位をみると、事業数では30.2%を占めているが、販売量では3.9%、需要家戸数では4.1%となっている。

#### b 経営状況

##### (a) 損益収支

ガス事業の総収益は112億円、総費用は109億円で総収益対総費用比率は103.0%(前年度105.1%)となっている。純利益は5億円、純損失は2億円で、純利益を生じた事業数は55事業、純損失を生じた事業数は16事業となっている。

累積欠損金は6億円で、その営業収益に対する割合は6.6%となっており、累積欠損金を有する事業数は16事業となっている。

##### (b) 資本収支

資本的支出は64億円であり、これに対する財源は、企業債等外部調達資金39億円、内部留保資金21億円で、財源不足額は4億円となっている。

### (カ) 病院事業

#### a 事業数および経営規模

昭和46年度末において病院事業を経営する地方公共団体の数は704団体であり、その病院数は940病院となっている。病院数を経営主体別にみると、都道府県営207病院(44都道府県)、指定都市営25病院(6指定都市)、市営272病院(237市)、町村営327病院(327町村)および一部事務組合営

109病院(90組合)となっている。

一般病院について規模別にみると、都道府県営病院の35.5%、指定都市営病院の37.5%、市営病院の40.6%が300床以上の大規模病院である。また市町村営病院(組合営を含む。)の42.7%は100床未満の小規模病院で、しかもそのうち68.6%は他に一般病院のない市町村の区域内に所在している。

昭和46年度末における病床数は前年度とほぼ同数の18万6千床であり、取扱患者数は1億22百万人で前年度(1億18百万人)と比べると2.6%増加している。なお、病床利用率 $\left(\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100\right)$ は77.2%(前年度76.9%)で、外来入院比率 $\left(\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100\right)$ は135.6%(前年度130.5%)となっている。

## b 経営状況

### (a) 損益収支

昭和46年度における病院事業の総収益は3,222億円で前年度(2,819億円)と比べると403億円(14.3%)増加し、総費用は3,415億円で前年度(2,931億円)と比べると484億円(16.5%)の増加となっている。総収益対総費用比率は94.3%で前年度(96.2%)と比べると1.9%低下している。純利益は20億円で前年度(25億円)と比べると5億円の減少となっており、純利益を生じた事業数は216事業(308病院)となっている。純損失は213億円で前年度(137億円)と比べると76億円増加し、純損失を生じた事業数は489事業(633病院)で前年度と比べると51事業(61病院)増加している。純損失を生じた事業を経営主体別にみると、それぞれの団体数に対する比率は、都道府県営59.1%、指定都市営66.7%、市営74.7%、町村営67.7%、組合営66.7%となっている。

医業収益対医業費用比率は86.2%で前年度(89.8%)と比べると3.6%低下している。これを病院の種類でみると、一般病院87.8%(前年度91.3%)、結核病院66.3%(73.3%)、精神病院65.7%(70.9%)となっている。また、一般病院を規模別にみても前年度よりいずれもその比率が低下し、病院の種類規模別を問わずその経営は逐年困難となっている。

累積欠損金は536億円の前年度(362億円)と比べると174億円の増加となっており、累積欠損金の医業収益に対する比率は19.0%で前年度(14.4%)と比べると4.6%高くなっている。累積欠損金を有する事業数は511事業で前年度(470事業)と比べると41事業増加している。不良債務は399億円で前年度(284億円)と比べると115億円の増加となっており、不良債務を有する事業数は415事業で前年度(386事業)と比べると29事業増加している。

昭和46年度末における職員数は11万2千人で前年度(10万8千人)と比べると4千人増加している。職員給与費は、職員1人当り給与月額でみると、11万3,847円で前年度(9万7,451円)と比べると16.8%上昇しており、その料金収入に対する割合は63.6%(東京都および指定都市営91.6%、道府県営73.2%、市営58.7%、町村営54.6%、組合営54.9%)となっている。

#### (b) 資本収支

資本的支出は613億円(前年度535億円)で、その内訳は建設改良費503億円、企業債償還金71億円、その他39億円となっている。これに対する財源は企業債277億円、他会計出資金等214億円、内部留保資金75億円で、財源不足額は47億円となっている。なお、最近における医療施設の近代化、高度化等の要請から病院施設の整備が進められていることもあって、建設改良費は503億円となっており、前年度(451億円)と比べると11.7%増加している。

#### (c) 他会計繰入金

他会計からの繰入金は620億円であり、このうち収益的収入の繰入れは392億円で、総収益に対する比率は12.2%である。また、資本的収入への繰入れは203億円で、資本的支出の33.0%、建設改良費の40.2%となっている。なお、期間外収支への繰入れは25億円となっている。

#### (キ) 公共下水道事業

##### a 事業数および経営規模

昭和46年度末における公共下水道事業の数は315事業(法適用事業28、法非適用事業287)となっており、これを経営主体別にみると都道府県営12事業、指定都市営6事業、市営261事業、町村営23事業、企業団営13事業



となっている。

昭和46年度末の排水面積は16万haで市街地面積71万haに対し22.0%となっている。排水人口は2,225万人で前年度(2,041万人)と比べると184万人(9.0%)増加し、年間処理水量は64億 $m^3$ で前年度(47億 $m^3$ )と比べると17億 $m^3$ (34.3%)増加している。

公共下水道事業の建設投資額は3,698億円で前年度(2,244億円)と比べると1,454億円(64.9%)増加している。これは昭和46年度から第3次下水道整備5ヶ年計画が実施されたためであり、これに要する財源は企業債1,952億円(法適用1,112億円、法非適用840億円)、国庫(県)補助金948億円(法適用334億円、法非適用614億円)、他会計繰入金620億円(法適用280億円、法非適用340億円)、工事負担金303億円(法適用145億円、法非適用158億円)などから充当している。

## b 経営状況

### (a) 損益収支

法適用事業の総収益は582億円で前年度(490億円)と比べると92億円(18.8%)増加しており、総費用は602億円で前年度(540億円)と比べると98億円(19.4%)の増加となっている。累積欠損金は117億円(前年度99億円)、不良債務は66億円(前年度61億円)となっている。

### (b) 資本収支

法適用事業の資本的支出は1,889億円(前年度1,256億円)で、これに対する財源は企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金、内部留保資金等をあわせて1,866億円で財源不足額は23億円となっている。

### (c) 法非適用事業の経営状況

昭和46年度における法非適用事業の収入総額は2,356億円で前年度(1,375億円)と比べると981億円(71.3%)増加し、支出総額は2,343億円で前年度(1,376億円)と比べると967億円(70.3%)増加している。黒字を生じた事業数は74事業で黒字額は16億円(前年度11億円)、赤字を生じた事業数は13事業で赤字額は20億円(前年度17億円)となっている。

### (ク) その他の地方公営企業

## a 事業数

地方公共団体は以上の事業のほか各種の事業を経営しており、昭和46年度末における事業数は1,917事業（法適用322事業、法非適用1,595事業）となっている。その内訳は、港湾整備事業209事業、市場事業119事業、と畜場事業408事業、観光施設事業554事業、宅地造成事業466事業、有料道路事業43事業、駐車場事業56事業、その他の事業62事業である。

## b 経営状況

### (a) 港湾整備事業

法適用の港湾整備事業は18事業が純利益48億54百万円を、8事業が純損失16億92百万円を生じており、法非適用の港湾整備事業は132事業が黒字66億81百万円を、29事業が赤字29億36百万円を生じている。

### (b) 市場事業

法適用の市場事業は4事業が純利益30百万円を、6事業が純損失2億75百万円を生じており、法非適用の市場事業は85事業が黒字3億71百万円を、10事業が赤字5億26百万円を生じている。

### (c) と畜場事業

法適用のと畜場事業は4事業が純利益3百万円を、2事業が純損失6百万円を生じており、法非適用のと畜場事業は333事業が黒字3億64百万円を、64事業が赤字7億55百万円を生じている。

### (d) 観光施設事業

法適用の観光施設事業は112事業が純利益16億4百万円を、38事業が純損失2億67百万円を生じており、法非適用の観光施設事業は275事業が黒字5億92百万円を、110事業が赤字16億82百万円を生じている。

### (e) 宅地造成事業

法適用の宅地造成事業は26事業が純利益23億円を、4事業が純損失3億68百万円を生じており、法非適用の宅地造成事業は292事業が黒字266億78百万円を、96事業が赤字167億48百万円を生じている。

#### (f) 有料道路事業

法適用の有料道路事業は3事業が純利益2億4百万円を、14事業が純損失14億31百万円を生じており、法非適用の有料道路事業は17事業が黒字1億30百万円を、3事業が赤字6億81百万円を生じている。

#### (g) 駐車場事業

法適用の駐車場事業(2事業のうち1事業は建設中)が純利益1百万円を生じており、法非適用の駐車場事業は43事業が黒字48百万円を、5事業が赤字43百万円を生じている。

#### (h) その他の事業

法適用の各種事業(採石、有線放送、林業製材、畜産、自動車学校、骨材製造、製パン等)は36事業が純利益10億51百万円を、22事業が純損失7億7百万円を生じている。

## (2) 国民健康保険事業

昭和36年度に達成された国民皆保険の中で国民健康保険事業は、健康保険等の被用者保険と並んでわが国の社会保険制度の中で大きな役割を果たしている。

国民健康保険事業の保険者は、市町村(特別区、一部事務組合を含む。)および同種の事業または業務に従事する者で構成されている国民健康保険組合である。被保険者は原則として、被用者保険に加入していないすべての住民である。保険者は、被保険者に対して、一定の療養の給付等を行ない、国民健康保険事業の中心である法定の医療給付にかかる給付率は、すべての市町村について世帯主、世帯員とも7割であり、その財源は原則として、保険税(料)および国庫補助金によって運営される建前となっている。市町村が保険者となって実施している国民健康保険事業の概要は次のとおりである。

昭和47年3月31日現在の保険者は、離島であるため医師の確保が困難である鹿児島県の2村(三島村、十島村)を除く3,256団体(大都市6、都市607、町村2,617、一部事務組合3、特別区23)であり、このうち、直営診療所を設置している団体は791団体(都市137、町村654)である。これらを前年度

と比べると、保険者および直営診療所設置団体はいずれも19団体減少している。最近の数年間の推移をみると、保険者は市町村合併の実施により、また、直営診療所設置団体は医師の確保難、交通事情等の環境条件の変化等により、年々減少の傾向を示している。

昭和47年3月31日現在の被保険者数は、医療保険適用者総数1億501万6千人の39.1%に当たる4,105万3千人であり、世帯数は1,254万5千世帯となっている。これらを前年度と比べると、被保険者数は、前年度(4,066万1千人)より39万2千人、世帯数は、前年度(1,221万6千世帯)より32万9千世帯それぞれ増加している。昭和36年度に国民皆保険が達成されて以来減少傾向にあった被保険者が増加したのは、国民健康保険から被用者保険への移動が鈍化したこと、人口の自然増加が多くなっていること等によるものである。

国民健康保険事業会計は、保険給付を取り扱う事業勘定と、保険者が設置する直営診療施設を經理する直診勘定からなっているが、これらの状況は次のとおりである。

#### ア 事業勘定

事業勘定の歳入決算額は6,810億円で、前年度(6,020億円)と比べると790億円、13.1%(前年度20.4%)増加しており、歳出決算額は6,457億円で、前年度(5,630億円)と比べると827億円、14.7%(前年度18.1%)増加しているが、歳入、歳出の増加率は前年度を下回っている。

歳入の内訳をみると、国民健康保険税(料)は2,213億円で、歳入総額の32.5%を占め、前年度(1,908億円)と比べると305億円、16.0%(前年度16.9%)増加しており、国庫支出金は3,826億円で、歳入総額の56.2%を占め、前年度(3,535億円)と比べると291億円、8.2%(19.6%)増加し、国民健康保険税(料)と国庫支出金の両方で歳入総額の88.7%(90.4%)を占めている。

国庫支出金のうち、療養給付費負担金は3,178億円で、歳入総額の46.7%を占め、前年度(2,954億円)と比べると224億円、7.6%(前年度19.6%)増加しており、財政調整交付金は393億円で、歳入総額の5.8%を占め、前年

度(363億円)と比べると30億円、8.2%(前年度23.0%)増加している。このように、療養給付費負担金および財政調整交付金の増加率が前年度の増加率を大幅に下回っているのは、前年度は、昭和44年度末に近い45年2月に行なわれた診療報酬の改定による療養諸費の増加が平年度化したことに伴い、これらの歳入の増加率が大きかったのに対し、46年度は、年度末近い47年2月に診療報酬の改定(医療費13.7%引上げ、薬価基準1.7%引下げ、実質12.0%引上げ)が行なわれ、46年度の療養諸費の増加に対する影響が少なかったことに伴い、これらの歳入の増加率が少なかったことによるものである。つぎに、都道府県支出金(127億円)のうち財源補てん的なものは121億円で、歳入総額の1.8%を占め、前年度(101億円)と比べると20億円、20.0%増加している。また、他会計繰入金(177億円)のうち財源補てん的なものは151億円で、歳入総額の2.2%を占め、前年度(138億円)と比べると12億円、8.9%増加している。

歳出の内訳をみると、総務費は379億円で、歳出総額の5.9%を占め、前年度(325億円)と比べると54億円、16.6%(前年度13.8%)増加している。なお、総務費のうち、一般管理費と賦課徴収費をあわせた事務費は329億円で、歳出総額の5.1%を占め、前年度(281億円)と比べると48億円、17.0%増加している。この事務費に対する国庫負担金の比率は67.1%で、前年度(69.5%)と比べると2.4%減少している。つぎに、保険給付費は5,820億円で、歳出総額の90.1%を占め、前年度(5,127億円)と比べると693億円、13.5%(前年度19.0%)増加している。保険給付費のうち、療養諸費は5,706億円で、前年度(5,044億円)と比べると661億円、13.1%(前年度18.6%)増加している。また、その他の給付費は88億円で、前年度(63億円)と比べると25億円、40.2%(前年度59.9%)増加している。療養諸費の増加率が前年度を下回ったのは、前述の理由により、診療報酬の改定の影響が少なかったためであり、その他の給付費の増加率は前年度を下回っているものの、引き続き大きいのは、助産費の給付改善が行なわれていること、葬祭費等の給付を実施する市町村が増加していること等によるものである。

実質収支は350億円の黒字であるが、この実質収支額から財源補てん的な

都道府県支出金および他会計からの繰入金を控除し、財源補てん的な他会計への繰出金を加えた再差引収支は85億円の黒字となり、前年度(152億円の黒字)と比べると黒字額は67億円減少している。この再差引収支額によって全団体を黒字団体と赤字団体に分けてみると、黒字団体にあつては、団体数は2,745団体で、前年度(2,876団体)と比べると131団体(都市1団体増加、町村132団体減少)減少し、その黒字額は321億円で、前年度(339億円)と比べると18億円減少している。一方、赤字団体にあつては、団体数は511団体で、前年度(399団体)と比べると112団体(都市17団体、町村95団体)増加し、全保険者の15.7%(前年度12.2%)を占め、その赤字額は236億円で、前年度(187億円)と比べると49億円増加している。このように、全体としては黒字団体が減少し、赤字団体が増加しているが、とくに、町村において赤字団体が増加している。再差引収支額による赤字額を団体種類別にみると、都市82億円、特別区74億円、大都市70億円、町村9億円となっている。このように、都市、特別区および大都市の収支が悪いのは医療機関が発達していることもあつて受診率が高く、医療費が増嵩すること等にもよるが、最も大きな原因は、保険税(料)率とその医療給付の水準に比較して低い点にある。

### イ 直 診 勘 定

直診勘定の歳入決算額は181億円で、前年度(165億円)と比べると16億円、9.6%(前年度9.0%)増加している。このうち、診療収入は133億円で、歳入総額の73.8%を占め、前年度と比べると10億円7.9%(前年度7.0%)増加している。歳出決算額は194億円で、前年度(178億円)と比べると16億円、9.0%(前年度10.5%)増加している。このうち、総務費は96億円で、歳出総額の49.4%を占め、前年度(86億円)と比べると10億円、11.3%(前年度11.2%)増加している。つぎに、医業費は63億円で、歳出総額の32.5%を占め、前年度(61億円)と比べると3億円、4.3%(前年度7.0%)増加している。なお、医業費の診療収入に占める比率は47.3%(前年度48.9%)である。

実質収支は14億円の赤字である。この実質収支額から他会計からの繰入

金を控除し、他会計への繰出金を加えた再差引収支は40億円の赤字であり、前年度(35億円の赤字)と比べると5億円赤字額が増加している。実質収支における黒字団体は587団体、赤字団体は204団体であり、その団体数を前年度と比べると黒字団体は1団体増加し、赤字団体は20団体減少している。

### (3) その他の事業

#### ア 収益事業

収益事業(競馬、自転車競技、小型自動車競走、モーターボート競走および宝くじ事業をいう。)のうち、公営競技については関連産業の振興を、宝くじ事業については浮動購買力の吸収を図りつつ、地方財政資金を調達することを目的として施行されるものであり、その収益金の果たす役割は大きい。

昭和46年度において収益事業を施行した地方公共団体の数は、延べ498団体(前年度489団体)である。これを事業別にみると、自転車競技事業を施行する団体が244団体(236団体)で最も多く、モーターボート競走事業119団体(118団体)、競馬事業75団体(75団体)、宝くじ事業52団体(52団体)小型自動車競走事業8団体(8団体)がこれに次いでいる。また、これを施行団体種類別にみると、都道府県では延べ81団体(81団体)が実施しており、市町村では延べ417団体(408団体)が実施している。

#### (ア) 経営状況

昭和46年度の決算額は、歳入1兆6,489億円、歳出1兆6,147億円となっている。これを前年度と比べると、歳入2,193億円、15.3%、歳出2,246億円、16.2%それぞれ増加している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源および他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた額)は2,230億円の黒字であり、前年度と比べると277億円、14.2%(前年度16.3%)増加している。収益事業の開催回数が前年度と比べると16回減少していることもあって、収支の伸びに鈍化がみられる。

### (イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計へ繰り入れられ（繰入額 1,839 億円、前年度の 18.6%の増）、道路、小・中学校等の教育施設、社会福祉施設、農業基盤等の整備等の事業の財源として充当されている。繰入額の一般財源に対する比率は 2.8%で、前年度(2.7%)を若干上回っている。

収益金の使途状況を目的別にみると、土木費への充当額（632 億円、繰入総額の 34.4%）が最も多く、教育費（596 億円、32.4%）がこれに次いでおり、この両費目に繰入総額の 66.8%が充当されている。このほか、民生費（100 億円、5.4%）、農林水産業費（82 億円、4.5%）、衛生費（80 億円、4.3%）、商工費（28 億円、1.5%）等の財源として活用されている。

このほか、収益金のうち、公営企業にかかる地方債の利子の軽減に資するための資金として、公営企業金融公庫に納付された額は 71 億円となっている。

## イ 共 済 事 業

### (ア) 交通災害共済事業(直営方式)

昭和 46 年度において直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は 231 団体（2 県、171 市町村、58 一部事務組合）で、前年度と比べると 1 団体増加しており、加入者は 1,956 万人（前年度 1,913 万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は、歳入 92 億円、歳出 70 億円で、前年度と比べると歳入は 5 億 8 千万円、6.7%増加し、歳出は 3 億 1 千万円、4.3%減少している。なお、実質上の収支は、死亡事故による給付件数が減少したこともあって、3 億 7 千万円の黒字（前年度 5 億 6 千万円の赤字）となっている。

### (イ) 農業共済事業

昭和 46 年度において農業共済事業を実施した市町村は 1,204 団体で、前年度(1,176 団体)と比べると 28 団体増加している。

農業共済事業会計の決算額は、歳入 238 億円、歳出 209 億円で、前年度と比べると、歳入 38 億円、18.7%、歳出 39 億円、23.2%それぞれ増加している。



なお、実質上の収支は15億円の黒字(前年度17億円の黒字)となっている。

## ウ そ の 他

### (ア) 公益質屋事業

昭和46年度において公益質屋事業を実施した市町村は125団体(前年度152団体)で、前年度と比べると実施団体数は27団体減少している。

公益質屋事業の決算額は、歳入14億13百万円、歳出13億69百万円で、前年度と比べると、歳入5百万円、0.4%、歳出14百万円、1.0%それぞれ減少している。なお、実質上の収支は、2億45百万円の赤字となっている。

### (イ) 公立大学附属病院事業会計

公立大学附属病院事業会計の決算額は、歳入255億円、歳出257億円で、前年度と比べると、歳入38億円、17.6%、歳出39億円、17.9%それぞれ増加している。なお、実質上の収支は、12億円の赤字で、前年度と比べると3億6千万円赤字が増加している。

## 第 2 昭和 47 年度および昭和 48 年度

### の地方財政の見通し

#### 1 昭和 47 年度の地方財政

年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の概要、年度中の経済情勢の推移と国の財政および地方財政の補正措置、地方公営事業に関する財政運営ならびに地方財政の運営の状況をみると、次のとおりである。

##### (1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針

「昭和 47 年度の経済見通しと 経済運営の基本的態度」(47 年 1 月閣議決定)によれば、47 年度のわが国経済は、海外においては高まりつつある保護主義的傾向、通貨調整に伴う過渡的な摩擦等国際経済交流の発展を図るうえでなお多くの問題をかかえ、また、国内経済においては、景気後退下の通貨調整という試練のなかで、経済の動向にはなお楽観を許さないものがあり、すみやかに景気の浮揚を図ることが当面する最も緊急な課題とされた。

以上のような内外情勢にかんがみ、昭和 47 年度の経済運営に当たっては、公債政策を活用した積極的かつ機動的な財政金融政策により、わが国経済を安定成長軌道に乗せ、生活関連施設を中心とする公共投資の拡充等社会開発の強力な展開、対外政策の積極的推進、物価の安定、低生産性部門における近代化等の諸施策を重点的に講ずることにより、成長と福祉の調和に立つ新しい経済発展へ踏み出す第 1 歩の年とするものとされた。これにより、わが国経済は遅くとも年度の 後半には 安定成長路線へ回復していくものと見込まれ、経済成長率は、実質 7.7 % (名目 12.9 %) 程度になるものと見込まれた。

昭和 47 年度の国の財政運営に当たっては、この 経済見通しと 経済運営の基本的態度にのっとり、国際経済環境の新たな展開に即応しつつ、当面する

国内経済の停滞をすみやかに克服し、国民福祉の向上を志向するわが国経済社会の新しい進展を期することをもって基本とし、このため、公債政策を積極的に活用し、社会資本の整備を一段と推進することとし、財政の健全性を保ちつつ、一般会計予算および財政投融资計画の規模の積極的拡大が図られた。また、歳出については、財源の重点的かつ効率的な配分を徹底し、各般にわたる国民福祉の向上のための施策の充実を図るとともに、経済情勢の推移に機動的に対処するため、政府保証債等について弾力的運用を行なうものとされた。このような方針に基づいて編成された国の一般会計予算は11兆4,677億円で、前年度当初予算（9兆4,143億円）と比べて2兆534億円、21.8%の増加となっている。財政投融资計画の規模は5兆6,350億円で、前年度当初計画（4兆2,804億円）と比べて1兆3,546億円、31.6%の増加となっている。また、公債発行額は、1兆9,500億円とされた。

なお、社会経済情勢の進展に即応して、公害対策等のために税制上の諸施策を講じ、また、空港施設等の整備充実に資するため、航空機燃料税を創設することとされた。

## （2） 地方財政計画

昭和47年度の地方財政は、景気の停滞による税収の伸び悩み等による歳入の伸びの鈍化、地方税負担の軽減についての強い要請、景気の刺激および社会資本の整備を図るための公共事業の拡大、社会福祉の充実等のための財政需要の増加等、極めてきびしい財政環境に直面するものと予想され、このような事態に対処するため、47年度においては、次のような総合的な地方財政対策が講じられることとなった。

第1に、住民負担の軽減合理化を図るため、個人の住民税、個人の事業税を中心として、総額1,054億円の減税を行なうこととする。また、空港関係市町村における空港対策の財源に充てるため航空機燃料譲与税を創設することとする。

第2に、地方一般財源の伸び悩み、地方税の大幅減税、社会資本の整備および社会福祉の充実ならびに沖縄復帰のための財政需要の増こう等を勘案し

て地方財源の確保を図るため、(ア)国の一般会計から臨時地方特例交付金1,050億円を、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる、(イ)交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から1,600億円を借り入れる、(ウ)沖縄の地方公共団体にかかる地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金365億円を、国の一般会計から、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる、(エ)公共事業の拡大による地方費の増加に対処し、あわせて生活環境施設の整備を推進するため、地方債を前年度に比べて4,908億円増額する等の措置を講ずることとする。

第3に、人口急増対策、過疎対策、公害対策、広域市町村振興対策等を積極的に推進し、住みよい生活環境の整備をすすめることができるよう、財源措置を拡充することとし、このため小学校校舎の建設費にかかる国庫負担率を従来の3分の1から2分の1に引き上げることとするほか、人口急増地域における小中学校用地取得に対する国庫補助制度の充実、辺地および過疎対策事業債の大幅増額等の措置を講ずることとする。

第4に、老人福祉対策の一環として、国庫負担率3分の2による老人医療費特別措置制度を確立する等、社会福祉の充実のための措置を講ずることとする。

これらの財源措置を講じて策定された昭和47年度の地方財政計画の規模は、11兆7,498億円で、46年度の計画(9兆7,172億円)に対し、2兆326億円、20.9%の増加となっている。

なお、昭和47年度当初の地方債計画は、清掃施設、下水道、公園等の生活環境施設整備の推進、都市再開発事業、公営住宅建設事業等を中心とする都市対策の推進、辺地および過疎対策等の地域整備の推進を重点として、総額1兆7,278億円の規模で策定された。この額は、46年度当初の計画(1兆860億円)と比べて、6,418億円、59.1%と極めて大幅な伸びをみせている。

### (3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

#### ア 経済情勢の推移

景気後退下の通貨調整という試練を受け、当初の経済見通しにおいて、そ

の動向にはなお楽観を許さないものがあると見込まれていたわが国経済も、財政金融面からの積極的な景気対策の効果もあって、昭和47年初以来、着実な上昇過程をたどってきた。この間、金融緩和基調を背景として、個人消費支出の上昇、民間住宅投資の回復等がみられ、総需要は引き続き拡大基調で推移するものとされ、47年度の経済成長率は、10.3%（名目15.7%）程度になるものと見込まれている。

#### イ 国の財政の補正措置

国の財政においては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定のほか、社会資本の整備を一層推進するとともに国際収支の均衡回復に資するよう公共投資の追加を行なうため、昭和47年10月、6,513億円の補正予算が編成されたが、歳入面においては、租税および印紙収入2,820億円、税外収入93億円が追加されるとともに、国債3,600億円が増額された。また、財政投融资計画については47年8月および10月の2回にわたって改定が行なわれ、総額7,698億円の増額措置がとられた。

#### ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、国の補正予算において法人税が追加計上されたことに伴い、地方交付税が656億円増額された。このうち、地方交付税の再算定を通じて、給与改定に要する370億円および当初算定の際の調整減額分の復活に要する95億円あわせて普通交付税について465億円の増額措置が講じられるとともに、災害の多発の状況にかんがみて特別交付税について126億円の増額措置が講じられることとなった。65億円は交付税及び譲与税配付金特別会計の借り入れ金の減額に充てられることとなった。

なお、地方公務員の給与改定については、人事院勧告の内容が47年4月1日から俸給その他諸手当の改善により給与を10.68%引き上げるというものであり、国家公務員に準じて地方公務員の給与改定を行なう場合の一般財源所要額は2,800億円と見込まれ、既に措置されていた1,980億円を差し引くと、その額は820億円（交付団体分620億円、不交付団体分200億円）と見込まれた。このため、法人関係税の増収および既定経費の節約によるほか、

交付団体については、370億円が地方交付税の増額によって措置されることとなったものである。

また、地方債については、昭和47年8月に生活関連社会資本の整備促進を重点として2,120億円(うち政府資金1,200億円)の地方債計画の増額改定が行なわれたが、さらに10月には、補正予算において公共投資が5,365億円追加されたことに伴う地方負担の増加に対処するため、2,954億円(うち政府資金2,100億円)の地方債計画の増額改定が行なわれた。

#### (4) 地方公営事業に関する財政運営

##### ア 地方公営企業

昭和47年度においては、地方公営企業の経営基盤の強化を図るため、公営企業会計と一般会計との負担区分の合理化を推進することとし、地方財政計画に前年度(1,602億円)の20%増の公営企業繰出金1,922億円を計上するとともに、地方公営企業の建設投資のための資金の確保を図るため、地方債計画に公営企業関係分7,899億円(財投追加後1兆463億円)を計上した。

財政再建企業は、昭和47年度においては65事業であり、国から財政再建団体に交付される再建債の利子補給の金額は6億24百万円である。なお、準用再建企業は13事業である。

なお、地方公営企業のうち、とくに経営の悪化の著しい交通事業については、現行の財政再建制度に基づいて経営改善を推進しつつ、さらに抜本的な再建対策を検討するとともに、昭和42年度ないし43年度以降据置かれていた大都市交通事業の料金を中心に利用者負担の適正化が図られた。

公営企業金融公庫については、その貸付枠は当初1,550億円(財投追加後1,878億円)が計上された。貸付利率については発行条件の改訂に伴い、その基準金利は46年度7.5%であったものが7.1%に引き下げられた。公営競技納付金、国庫補給金等により措置されるいわゆる特利事業の貸付利率も下期から0.3%の引き下げが行なわれ、上水道、下水道、工業用水道、一般交通、市場の各事業は6.4%、地下鉄事業、借換債は6.7%とされた。また、

新たに地方道路公社および土地開発公社が貸付対象事業とされ、その貸付資金 60 億円が計上された。

### イ 国民健康保険事業

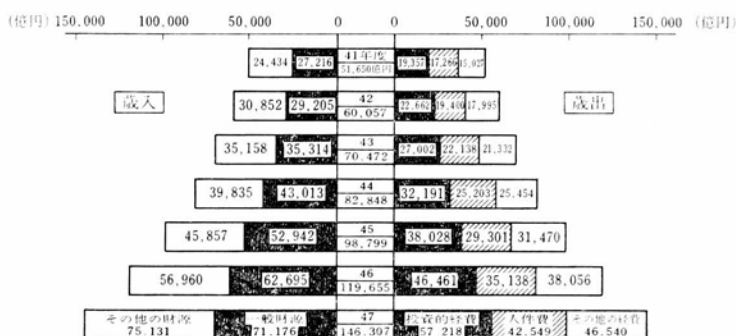
昭和 47 年度においては、低所得者被保険者の保険税(料)の負担の軽減を図るため、減額対象基準のうち、基礎控除額が 15 万円(従来は 14 万円)に、世帯主以外の被保険者 1 人に対し加算する額が 9 万円(従来は 8 万円)にそれぞれ引き上げられた。

## (5) 地方財政運営の状況

昭和 47 年 9 月末日現在における地方公共団体の普通会計予算総額(都道府県、市町村(特別区、一部事務組合を含む。))の普通会計予算の単純合計額は 14 兆 6,307 億円で、前年同期(11 兆 9,655 億円)と比べると 2 兆 6,651 億円、22.3%の増加となっている。なお、沖縄県分を除いた予算総額は 14 兆 4,880 億円となっている。

なお、各年度の予算規模(毎年度 9 月末日現在)の推移は、第 85 図のとおりである。歳入予算の主な内容は、次のとおりである。

第 85 図 予 算 額 の 推 移



区 分	予 算 額			構 成 比		増減率
	47年度	46年度	増減額	47年度	46年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	45,883	41,546	4,337	31.4	34.7	10.4
地 方 譲 与 税	1,561	1,250	311	1.1	1.0	24.9
地 方 交 付 税	22,998	19,208	3,790	15.7	16.1	19.7
娯楽施設利用税交付金	41	27	14	0.0	0.0	52.2
軽油引取税交付金	163	142	21	0.1	0.1	14.8
自動車取得税交付金	529	521	8	0.4	0.4	1.6
小 計	71,176	62,694	8,481	48.6	52.4	13.5
国 庫 支 出 金	31,028	24,267	6,762	21.2	20.3	27.9
地 方 債	15,478	9,028	6,451	10.6	7.5	71.5
そ の 他	28,625	23,666	4,958	19.6	19.8	20.9
合 計	(144,880) 146,307	(119,655) 119,655	(25,225) 26,651	100.0	100.0	(21.1) 22.3

(注) 合計欄の( )書は沖縄県分を除いた数値である。

歳出予算の主な内容は、次のとおりである。

区 分	予 算 額			構 成 比		増減率
	47年度	46年度	増減額	47年度	46年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
人 件 費	42,549	35,138	7,410	29.1	29.4	21.1
物 件 費	8,887	7,506	1,381	6.1	6.3	18.4
維 持 補 修 費	1,960	1,719	241	1.3	1.4	14.0
扶 助 費	7,958	5,776	2,182	5.4	4.8	37.8
補 助 費 等	10,031	8,030	2,002	6.9	6.7	24.9
普通建設事業費	53,033	43,735	9,298	36.2	36.6	21.3
災害復旧事業費	3,214	1,677	1,537	2.2	1.4	91.6
失業対策事業費	971	1,049	78	0.7	0.9	7.5
そ の 他	17,704	15,025	2,679	12.1	12.6	17.8
合 計	(144,880) 146,307	(119,655) 119,655	(25,225) 26,651	100.0	100.0	(21.1) 22.3

(注) 合計欄の( )書は沖縄県分を除いた数値である。



## 2 昭和48年度の地方財政

当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の概要および地方公営企業に関する財政運営をみると次のとおりである。

### (1) 経済見通しと国の財政運営方針

「昭和48年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(48年1月閣議決定)によれば、48年度のわが国経済は、前年度に引き続き拡大基調をたどるものとみられるが、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保するため、一層の配慮を払う必要が高まっている。一方、わが国の福祉水準の現状にてらし、経済成長の成果を活用しつつ、長期的視点から国民福祉の充実を図ることが、当面する重要な国民的課題となっている。また、対外経済面においては、最近の国際収支の状況にかんがみ、国際収支の均衡化を促進するため、引き続き格段の努力を払っていくことが緊要となっており、さらに、国際協調の下に、国際通貨・貿易体制の新しい秩序づくりに寄与していくことが重要な課題となっている。

以上のような認識の下に、昭和48年度の経済運営にあたっては、新しい長期経済計画実施の初年度として、財政金融政策を中心とする適切かつ機動的な政策運用により、わが国経済を息の長い安定した成長路線に定着させるよう努めるとともに、福祉志向型経済の実現をめざすことを基本とし、社会資本の整備、社会保障の充実、公害防止等環境保全対策の強化、地価対策の推進、物価の安定、低生産性部門および流通機構の近代化、公共料金の抑制的取扱い、対外経済政策の積極的な推進等の諸施策を重点的に講ずるものとされている。このような経済運営の下において、昭和48年度の経済成長率は、実質10.7%(名目16.4%)程度となるものと見込まれている。

昭和48年度の国の財政運営に当たっては、この経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和、長期的視野に立つ国民福祉の充実を基本とし、財源の重点的かつ効率的な配分、費用

負担の適正化および公債政策の適切な活用を図ることにより社会資本の整備、社会保障の充実等国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進し、あわせて総合的な物価安定対策の充実を図る見地から、財政規模は経済の安定的成長を保ちつつ、積極的に国民福祉向上の要請にこたえうる程度のものとする、中小所得者等の税負担の軽減を重点に所得税、住民税、相続税の減税を行なうこと、予算および財政投融资計画の弾力的運用をはかること等を基調とすることとされている。このような方針に基づいて編成された国の一般会計予算の規模は、14兆2,840億円で、前年度当初予算(11兆4,676億円)と比べて2兆8,164億円、24.6%の増加となっている。また、財政投融资計画の規模は6兆9,248億円で、前年度当初計画(5兆3,954億円)と比べて1兆5,294億円、28.3%の増加となっている。公債の発行額は2兆3,400億円、政府保証債の発行額は4,500億円となっている。

## (2) 地方財政計画

昭和48年度の地方財政計画は、現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な行財政運営を行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期的視野の下に、積極的に住民福祉の充実向上をはかることを目途として策定されたが、その概要は次のとおりである。

第1に、計画の規模は14兆5,510億円で、47年度(11兆7,498億円)と比べて2兆8,012億円、23.8%の増加となっており、昭和36年度(24.4%)以来の高い伸びを示している。

第2に、歳入面では、個人の住民税をはじめとして1,717億円という大幅な地方税の減税を行ない、住民負担の軽減合理化を図るとともに、特別土地保有税の創設および土地に対する固定資産税の課税の適正化を行なうこととする。

第3に、交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から950億円(47年度1,600億円)を借り入れ、地方公共団体に交付すべき地方交付税の財源に資することとする。また、沖縄県および同県市町村に対して交

付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金 388 億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。

第 4 に、歳出面では、福祉優先、生活優先の基調に立脚して住みよい環境づくりを推進するため、ねたきり老人対策、児童手当制度等の社会福祉対策、義務教育諸学校教職員の定数および処遇の改善、私学助成の拡充等の教育振興対策、人口急増地域における義務教育施設等の公共施設の整備対策、過疎対策、公害対策、広域市町村圏の振興対策等を重点に、財源措置の充実を図ることとする。さらに、各種長期計画の改定に即応しつつ、地域の特性に応じた社会資本の計画的整備を推進するため、所要の措置を講ずることとする。

第 5 に、地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、路面交通事業についての新再建制度の発足、地方公営企業に対する貸付資金の大幅な増額、企業会計に対する一般会計の負担の合理化等の措置を講ずることとする。

第 6 に、地方財政の健全化と財政秩序の確立のため、昭和 47 年度に実施した実態調査に基づき、国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担の早期解消を図るための措置等を講ずることとする。

なお、48 年度当初の地方債計画は、大都市の再開発、人口急増地域における各種公共施設の整備等の都市対策の推進、生活環境施設整備の推進、過疎対策等地域整備の推進、地方公営企業の健全化の推進を重点として、総額 2 兆 2,530 億円の規模で策定された。この額は前年度当初計画(1 兆 7,278 億円)と比べると、5,252 億円、30.4%の増加となっている。

### (3) 地方公営企業に関する財政運営

地方公営企業の基盤を確立し、その経営の健全化を図るため、前年度に引き続き公営企業会計と一般会計との負担区分の合理化を推進することとし、地方財政計画に公営企業繰出金として 2,609 億円を計上するとともに、建設投資のための資金を確保するため地方債計画に公営企業関係分 1 兆 1,905 億

円を計上することとしている。

公営交通事業については、その経営悪化の現状にかんがみ、昭和48年度から路面交通事業について新たな財政再建制度を発足させることとし、企業環境の改善を図るとともに、昭和47年度末における不良債務を棚上げするための交通事業再建債(807億円)の発行、交通事業再建債等の利子補給(25億円)およびバス車両購入費の一部補助(14億円)を措置するほか、地方公共団体の一般会計からも交通事業再建債の元利償還金(国の利子補給額を除く。)に対し補助することとしている。また、地下鉄事業については、資本費負担の軽減を図るため新線建設費補助を50%・8年分割から66%・6年分割に改善し、123億円を措置するとともに、特例債(314億円)、特例債孫利子補給金(27億円)を計上し、経営の健全化を推進することとしている。

病院事業、水道事業についても経営の健全化を図るため特に広域計画および適正配置計画に関し調査を進めることとし所要の方策に関し検討を進めることとしている。

公営企業金融公庫については、政府保証債の増額等による貸付枠の拡大、出資金の増額、国庫補助金の増額等により、その業務の拡充強化を図ることとするほか、貸付条件については、高速鉄道事業を6.4%の特利事業に加え、上水道、下水道および高速鉄道の3事業の償還期限の改善を図る予定である。

### 第 3 最近の地方財政の傾向と課題

(ア) 最近の地方財政は、昭和 41 年度後半以来の経済の順調な発展を背景として、地方税、地方交付税等の一般財源の伸びに支えられ、ほぼ順調に推移してきたが、すでにみたように、国際通貨情勢の急変によって景気停滞が長びいた 46 年度および 47 年度においては、一連の地方財政対策が講じられ、きびしい財政環境に対処してきた。この間、地方公共団体は住民の福祉を増進し、住みよい地域社会を建設するため、積極的に道路、住宅、下水道等生活関連社会資本の整備や児童、老人等に対する福祉施策の拡充等社会福祉の充実に努めてきたのであるが、最近に至るまでわが国経済の成長過程において公共部門に対する資源配分が不足してきたこともあって、これら社会資本の整備状況や福祉水準は決して満足すべき状態に達していない。これに加えて、経済の高度成長の過程において生じた過密過疎問題、公害問題、都市問題等の解決のために行政に課せられる責務は一段と強まっている。

'70 年代は、'60 年代の経済の高度成長期のあとをうけて、高福祉社会の建設をめざして生活関連社会資本の整備および社会福祉の充実に積極的に推進すべきことが要請されている。とくに、昭和 46 年度以降の国際経済環境の変化を契機として、今後、わが国の経済成長は、国際収支の均衡を図りつつ、経済規模の拡大につれて生じた成長と福祉の乖離を是正し、成長の成果を国民生活の向上のために活用させるべく成長のパターンを転換すべきことが強く求められている。また、過密過疎問題、公害問題、都市問題等の解決のためには、全国土を通じて人口、産業を適正に配置することができるよう諸条件を整備し、国土の均衡ある発展を図ることが必要であるとされている。

以上のような財政経済政策を積極的に推進していくためには、地方公共団体の果すべき役割はますます重要となっており、従来にもまして地方財政の充実強化と合理的、効率的な財政運営が必要である。以下当面す

る主な地方財政の課題についてみることにする。

## 1 資源配分の適正化と地方財源の充実強化

福祉優先の新たな財政経済政策を積極的に展開していくためには、公共部門と民間部門との間の資源配分の適正化をすすめ、従来不足していた公共部門への資源配分の拡大を図ることが必要である。福祉向上のための諸施策はもとより国と地方公共団体が一体となって推進すべきであるが、住民の日常生活に直結する行政を担当する地方公共団体が果すべき役割は極めて重要であるので、公共部門内における国と地方公共団体の果すべき役割に応じた財源の配分を行ない、地方公共団体がよくその責務を果しうよう地方財源の充実強化を図っていく必要がある。

その第1は、地方税源の充実の問題である。住民福祉の向上を主眼として社会資本の整備をはじめとして国土の均衡ある発展と住みよい地域づくりを推進していくためには、国の補助または負担を伴って実施する事業のみならず単独事業を積極的に実施する等住民の意向を生かし、地域の特性に即してきめ細い行政活動をすすめていくことが必要である。このため、自主財源とくに地方財源の根幹をなす地方税源について、今後の行政需要の増嵩に対処しうよう、都市税源、道路目的財源を中心として、その充実強化を図るよう引き続き検討することが必要である。

第2は、地方交付税の安定確保の問題である。地方交付税については、経済成長に伴って昭和42年度以降毎年度順調な伸びを示して、地方財政の体質改善に寄与してきたが、さきに述べたように、景気停滞が長びいたことにより、46年度後半以来その落ち込みを生じ、これに対処するため、特別な財政措置が講じられ、その総額の確保が図られてきたところである。今後、地方交付税については地方行政の計画的な運営を保障し、行政水準の確保向上を図る見地から、国および地方財政の長期的動向を勘案しつつ、その総額の安定的伸長を確保するための方策について、根本的に検討する必要がある。

第3は、地方債の活用の問題である。今後ますます増加することとなる行政需要に的確に対処し、住民の要請に答えて地方公共団体が積極的に事

業を実施していくために、地方税、地方交付税等の一般財源の拡充強化とあわせて、地方債の積極的な活用を図っていく必要がある。このため、資金枠の拡大を図るとともに、良質な資金の確保と貸付条件の一層の改善に配慮する必要がある。なお、地方債の活用にあたっては、地方公共団体は、将来の公債費負担の動向を勘案して、計画的な地方債の発行に努める必要がある。

第4は、国庫支出金の改善充実の問題である。生活関連社会資本の整備および社会福祉施策の充実は、国、地方公共団体を通じての緊急課題であることにかんがみ、これらの施設整備ないし施策に対する国庫補助負担制度についての改善をすすめ、その充実を図る必要がある。また、いわゆる地方公共団体の超過負担については、従来からその解消のための努力が続けられてきたが、今後とも、補助対象範囲、補助単価等について、超過負担を生じないようその適正化に努めなければならない。

なお、以上のような各般にわたる財源の充実強化とあわせて、地方財政の健全化を図るためには、事業執行に当たっての国と地方公共団体間、地方公共団体相互間、地方公共団体と住民間の経費負担関係を適正に維持して財政秩序の確立を図ることが不可欠である。

## 2 計画的、効果的な行財政運営の推進

立ちおけている社会資本の整備、過密過疎対策、公害対策、都市対策等地方公共団体が当面している課題の解決に当たっては、いずれも長期的な展望に立って計画的、重点的に対処していくことが肝要である。したがって、地方公共団体は、これらの施策をすすめるための長期的な行財政計画を策定し、これに基づいて事業の計画的実施を図ることが必要である。

また、最近における住民の日常生活圏の拡大に伴い、行政の広域的処理がすすめられ、昭和44年度にはじまった広域市町村圏の設定も、47年度には大都市およびその周辺地域を除いてほぼ設定が完了しているが、今後ともこれら広域市町村圏の振興整備をはじめとして、一層の広域的、効果的な行財政運営を図っていく必要がある。

さらに、行財政運営の合理化、適正化を図る見地から、時代の進展に伴

う行政態容の変化に応じて、常に既存の事務、機構、定員および既定経費について検討を加え、不要、不急の事務の整理、機構の簡素合理化、定員管理の適正化と増員の抑制等により、全般的な行政経費の節約合理化を図っていくことが必要である。

- (イ) 地方公営企業は、各種の事業分野において、地域住民に直結したサービスの提供を行ない、豊かで住みよい地域社会の建設の一翼をになっているが、国民福祉の充実が要請されている今日、その果すべき役割は今後一層重要性を増して行くものと考えられる。しかしながら、地方公営企業の経営状況は最近における社会経済の著しい変貌に伴う企業環境の急速な悪化や人件費および資本費の増大、料金適正化の遅れ等により、きわめて困難な状況におかれている。とりわけ、交通および病院の2事業の経営状況はきわめて深刻であり、多額の累積赤字をかかえている。

このような事態に対処して、地方公営企業の整備充実の要請にこたえ地域住民の福祉の向上を図るためには、何よりも地方公営企業の経営基盤を強化し経営の健全性を確立する必要がある。このためには、まず地方公共団体において利用者負担の適正化をはじめとし、企業経営の改善合理化を徹底することが不可欠であるが、あわせて、地方公共団体における一般会計の負担の合理化を図るとともに、国においても地方公営企業に対する各種財政措置の強化、建設投資のための企業債資金の拡大および貸付条件の改善、企業環境の改善等にわたる総合的な対策を講ずることが必要であると考えられる。したがって、当面次の諸点を中心に経営の改善を推進する必要がある。

### 1 交通事業の経営健全化

交通事業については前述のように、昭和48年度から新たな交通事業再建制度、その他経営の健全化を図るための諸施策が講じられることとなったが、交通事業をめぐる環境は、なおきわめてきびしいものがある。

したがって、交通事業の経営にあたっては、常に他の交通事業との連携をはかりつつ、交通需要の推移に即応した効率的な事業の運営に努めなければならないが、同時に公共交通機関が、その機能を十分発揮できるよ



ら、都市交通環境を積極的に整備することが要請される。

さらに、交通事業を運営する地方公共団体においては、管理者はもとより、長、議会が一体となって次のような対策を実現するよう努める必要がある。

第1は、料金については、適正な水準を維持するように適時適切にその合理化に努めることである。

第2は、路面交通事業については、新たな財政再建制度のもとにおいて、路線の再編成、人件費の縮減等経営の改善合理化を徹底し、収支の均衡を確保することにより今後再び不良債務を生ずることのないように努めることである。

第3は、地下鉄事業については、長期的な経営健全化計画に基づき、省力化をはじめ各般の経営健全化のための対策を推進することである。

## 2 病院事業の経営健全化

病院事業については、薬品使用効率の向上等経営の改善合理化を推進するとともに、すみやかに社会保険診療報酬の合理化、医師および看護婦確保対策の樹立、病院の配置および規模の適正化の推進、公的病院の病床規制の撤廃、高度医療、特殊医療に対する財政措置の拡充等の総合的な対策について検討を進める必要がある。

## 3 水道事業の経営健全化

水道事業については、建設投資等に伴うコストの上昇にみあって、適時適切に料金の適正化を図るとともに、経営状況が悪化しつつある現状にかんがみ、水源開発対策や広域化対策に対する財政措置の拡充、施設の自動化、その他の省力化等による経営の改善合理化、料金格差是正のための高料金対策を推進し、その経営の健全化に努める必要がある。

以上の諸点について十分な配慮を加えることにより、地方公営企業の健全な発展を図り、地域住民の利便と福祉の増進に寄与するよう努めることが望まれる。

## 図 表 索 引

第1図	決算規模の推移	9
第2図	実質収支の推移	10
第3図	決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移	11
第4図	財政再建団体数の推移	12
第5図	歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率 の推移	16
第6図	政府による資本形成と民間設備投資の実績	17
第7図	一般財源充当額構成比(性質別)の推移	18
第8図	人口急増市町村等の歳入決算額の状況	19
第9図	人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比	20
第10図	人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比	21
第11図	人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況	22
第12図	人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の 状況	23
第13図	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	25
第14図	一部事務組合の歳出決算額および組合施行比率の推 移	26
第15図	国税と地方税の状況	30
第16図	道府県税収入額の状況	32
第17図	市町村税収入額の状況	34
第18図	歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況 その1 道府県	36

その2 都市	36
その3 町村	36
第19図 国・地方を通ずる純計歳出規模	43
第20図 目的別歳出決算額の構成比	45
第21図 目的別歳出決算額の増加状況	47
第22図 土木費の目的別内訳	48
第23図 土木費の性質別内訳	49
第24図 土木費の普通建設事業費の推移	50
第25図 道路交通安全対策経費の状況	51
第26図 教育費の目的別内訳	52
第27図 教育費の性質別内訳	53
第28図 公立学校児童・生徒数の推移	54
第29図 農林水産業費の目的別内訳	56
第30図 農林水産業費の性質別内訳	56
第31図 農林水産業費の普通建設事業費の推移	57
第32図 商工費の性質別内訳	58
第33図 商工費の貸付金貸付額の推移	59
第34図 民生費の目的別内訳	60
第35図 民生費の性質別内訳	61
第36図 民生費の普通建設事業費の推移	62
第37図 生活保護の被保護人員および保護率の推移	63
第38図 労働費の目的別内訳	64
第39図 労働費の性質別内訳	65
第40図 衛生費の目的別内訳	66

第41図	衛生費の性質別内訳	67
第42図	衛生費の普通建設事業費の推移	68
第43図	公害対策経費の状況	68
第44図	警察費の性質別内訳	69
第45図	消防費の性質別内訳	70
第46図	性質別歳出決算額の構成比	73
第47図	性質別歳出決算額の増加状況	73
第48図	普通建設事業費の増加状況	74
第49図	普通建設事業費の推移	75
第50図	普通建設事業費の目的別増加状況	76
第51図	普通建設事業費のうち用地取得費の増加状況	77
第52図	普通建設事業費の目的別の状況	79
第53図	普通建設事業費の財源構成比の推移	80
第54図	人件費の推移	82
第55図	平均給料月額	84
第56図	地方公務員数の構成	86
第57図	地方公務員数の推移	87
第58図	扶助費の目的別構成比の推移	88
第59図	公債費の推移	89
第60図	地方債現在高の推移	95
第61図	債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移	96
第62図	積立金現在高の推移	97
第63図	投資的経費の目的別の状況	98
第64図	道路整備の状況	99

第65図	外国の道路舗装率の状況	100
第66図	橋りょう整備の状況	102
第67図	公営住宅等の設置者別比率	103
第68図	入居競争率の状況	104
第69図	幼稚園数と園児数の設置者別比率	105
第70図	小学校施設の状況	106
第71図	中学校施設の状況	106
第72図	高等学校施設の状況	107
第73図	し尿の処理計画人口等と衛生処理率の推移	110
第74図	し尿の処理状況	111
第75図	ごみの処理計画人口等と焼却処理等による処理率の 推移	112
第76図	ごみの処理状況	113
第77図	地方公営企業の事業数	114
第78図	決算規模の状況	114
第79図	職員数の状況	115
第80図	建設投資額の推移	115
第81図	事業別総収益対総費用比率の推移(法適用企業)	116
第82図	料金収入に対する企業債元利償還金の比率の推移 (法適用企業)	117
第83図	料金収入に対する職員給与費の比率の推移(法適用 企業)	118
第84図	建設投資財源としての企業債の推移	119
第85図	予算額の推移	143

# 資 料 編

表内の記号は、次によつた。

— 皆無（該当なし。）

0 単位未満

△ 負 数

…… 不 明

# 資料編目次

## 〔昭和46年度の地方財政〕

### 〔地方公共団体数等〕

第1表	地方公共団体数の推移	178
第2表	団体種類別人口の推移	178
その1	国勢調査人口および1団体当たり面積の推移	178
その2	都道府県別国勢調査人口の状況	180
第3表	財政力指数段階別の団体数	181
第4表	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	181

### 〔決算規模〕

第5表	決算規模の状況	182
その1	単純合計額の状況	182
その2	純計額の状況	183
第6表	純計決算額の推移	182

### 〔決算収支〕

第7表	決算収支の状況	184
その1	黒字、赤字団体別の状況	184
その2	赤字団体および赤字額の増減状況	186
第8表	実質収支の推移	186
その1	収支額の推移	186
その2	対前年度増減額の状況	186
第9表	単年度収支の状況	188

第10表	財政再建の状況	188
その1	種類別による推移(市町村)	188
その2	完了予定年度別	189
その3	準用団体等に対する融資あつせんの状況	188

〔歳入の状況〕

第11表	歳入決算額の状況	190
第12表	歳入決算額の推移	192

〔地方税〕

第13表	地方税の状況	194
その1	総括	194
その2	道府県税	194
その3	市町村税	196
その4	個人諸税の状況	196
その5	法人諸税の状況	197
第14表	昭和46年度法定外普通税の状況	198
その1	都道府県	198
その2	市町村	199
第15表	給与所得者の住民税所得割の負担状況 (夫婦、子2人)	198
その1	所得割軽減額	198
その2	課税最低限の推移	199
第16表	市町村民税超過課税等の状況	200
その1	市町村民税個人均等割税率別市町村数	200
その2	市町村民税所得割税率別市町村数	200
その3	市町村民税法人均等割税率別市町村数	200



その4	市町村民税法人税割税率別市町村数	202
その5	固定資産税税率別市町村数	202
第17表	地方税徴収率の推移	202
その1	都道府県	202
その2	市町村	203
第18表	国税と地方税の収入状況	204
第19表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	206

### 〔地方譲与税〕

第20表	地方譲与税の状況	208
その1	交付の状況	208
その2	収入超過団体に対する譲与制限の状況	208

### 〔地方交付税〕

第21表	地方交付税の状況	210
その1	配分状況	210
その2	算定基礎	210
その3	普通交付税算定状況	212
その4	基準財政需要額および基準財政収入額の状況	212
その5	交付・不交付団体の状況	212

### 〔一般財源〕

第22表	一般財源の状況	214
その1	総括	214
その2	大都市	214
その3	都市	214
(1)	中都市	216

(2) 小都市	216
その4 町村	216
その5 特別区	218
第23表 一般財源の推移	218
その1 純計	218
その2 都道府県	218
その3 市町村	220
第24表 昭和46年度一般財源の人口1人当たり額の状況	222
その1 都道府県	222
その2 市町村	223
(1) 類型区分の状況	223
ア 都市	223
イ 町村	223
(2) 都市	224
(3) 町村	225

### 〔国・県支出金〕

第25表 国・県支出金の状況	226
その1 国庫支出金の状況	226
その2 公共事業にかかる国庫負担の引上額の状況	226
その3 昭和46年度における新産業都市等に対する 国の財政援助の状況	226
その4 都道府県支出金の状況	227

### 〔地方債〕

第26表 地方債発行状況	228
第27表 昭和46年度地方債許可状況	230

〔使用料・手数料〕

第28表 使用料および手数料の状況…………… 234

〔繰入金〕

第29表 繰入金の状況…………… 234

〔その他の収入〕

第30表 その他の収入の状況…………… 236

〔地方財政と国家財政等〕

第31表 地方財政と国の財政との累年比較…………… 236

第32表 昭和46年度国・地方の目的別歳出の状況…………… 238

第33表 国民総生産と国民総支出…………… 240

第34表 国民所得に対する租税負担率…………… 242

第35表 租税の実質的配分状況…………… 244

第36表 政府の財貨サービス購入額…………… 246

その1 総括…………… 246

その2 地方財政分…………… 246

〔目的別歳出の状況〕

第37表 目的別歳出決算額の状況…………… 248

その1 総括…………… 248

その2 推移…………… 250

〔民生費〕

第38表 民生費の状況…………… 250

その1 目的別内訳…………… 250

その2	性質別内訳	250
その3	財源内訳	252
第39表	社会福祉費の状況	252
第40表	老人福祉費の状況	252
第41表	児童福祉費の状況	254
第42表	生活保護費の状況	254
第43表	被保護者数の推移	254
第44表	災害救助費の状況	256

### 〔衛生費〕

第45表	衛生費の状況	256
その1	目的別内訳	256
その2	性質別内訳	256
その3	財源内訳	258
第46表	公衆衛生費の状況	258
第47表	結核対策費の状況	258
第48表	保健所費の状況	260
第49表	清掃費の状況	260
参考表(1)	廃棄物処理施設整備計画(昭和47~50年度)	260

### 〔労働費〕

第50表	労働費の状況	262
その1	目的別内訳	262
その2	性質別内訳	262
その3	財源内訳	262
第51表	失業対策費の状況	264

## 〔農林水産業費〕

第52表	農林水産業費の状況	264
その1	目的別内訳	264
その2	性質別内訳	264
その3	財源内訳	266
第53表	農業費の状況	266
第54表	畜産業費の状況	266
第55表	農地費の状況	268
第56表	林業費の状況	268
第57表	水産業費の状況	268
参考表(2)	土地改良長期計画(昭和40~49年度)	270
参考表(3)	第4次漁港整備5か年計画(昭和44~48年度)	271

## 〔商工費〕

第58表	商工費の状況	270
その1	性質別内訳	270
その2	財源内訳	270

## 〔土木費〕

第59表	土木費の状況	272
その1	目的別内訳	272
その2	性質別内訳	272
その3	財源内訳	272
第60表	道路橋りよう費の状況	274
参考表(4)	第6次道路整備5か年計画(昭和45~49年度)	274
第61表	河川海岸費の状況	274

参考表(5)	第3次治山治水事業5か年計画 (昭和43~47年度).....	276
その1	第3次治水事業5か年計画.....	276
その2	第3次治山事業5か年計画.....	277
第62表	港湾費の状況.....	276
参考表(6)	第4次港湾整備5か年計画(昭和46~50年度).....	278
第63表	都市計画費の状況.....	278
その1	目的別内訳.....	278
その2	性質別内訳.....	278
参考表(7)	第6次道路整備5か年計画中の街路事業 (昭和45~49年度).....	280
参考表(8)	第3次下水道整備5か年計画 (昭和46~50年度).....	281
その1	事業費.....	281
その2	整備状況等.....	281
第64表	住宅費の状況.....	280
参考表(9)	第2期住宅建設5か年計画(昭和46~50年度).....	282

## 〔消 防 費〕

第65表	消防費の状況.....	282
その1	性質別内訳.....	282
その2	財源内訳.....	282
第66表	消防施設等整備費補助金による整備状況.....	284
第67表	火災発生の状況.....	284

## 〔警 察 費〕

第68表	警察費の状況.....	286
------	-------------	-----

その1	性質別内訳	286
その2	財源内訳	286
第69表	交通事故等発生の状況	287
第70表	警察職員数の推移	286

## 〔教育費〕

第71表	教育費の状況	288
その1	目的別内訳	288
その2	性質別内訳	288
その3	財源内訳	288
第72表	小学校費の状況	290
第73表	中学校費の状況	290
第74表	高等学校費の状況	290
第75表	教員数等の推移(公立学校分)	292
その1	小学校	292
その2	中学校	292
その3	高等学校	294
第76表	社会教育費の状況	294
第77表	保健体育費の状況	294

## 〔性質別歳出の状況〕

第78表	性質別歳出決算額の状況	296
その1	総括	296
その2	推移	296
第79表	一般財源の充当状況	298
その1	総括	298
その2	推移	298

〔人 件 費〕

第80表	人件費の状況	300
その1	人件費の内訳	300
その2	財 源 内 訳	300
その3	団体種類別内訳	300
第81表	人件費中の職員給の状況	302
その1	目的別内訳	302
その2	平均給料月額(全会計分)	302
その3	給与改定の状況	302
第82表	地方公務員数の状況	304
その1	総 括	304
その2	推 移	304

〔物 件 費〕

第83表	物件費の状況	306
------	--------	-----

〔維持補修費〕

第84表	維持補修費の状況	306
------	----------	-----

〔扶 助 費〕

第85表	扶助費の状況	308
------	--------	-----

〔補 助 費 等〕

第86表	補助費等の状況	308
------	---------	-----

〔投資的経費〕

第87表	普通建設事業費の状況	310
------	------------	-----



その1	性質別内訳	310
その2	財源内訳	310
その3	目的別内訳	312
第88表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	314
第89表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	314
第90表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	316
第91表	災害復旧事業費の状況	316
その1	性質別内訳	316
その2	目的別内訳	318
その3	財源内訳	318
第92表	災害復旧事業の進捗状況	318
その1	総括	318
その2	事業別	320
第93表	失業対策事業費の状況	322
その1	性質別内訳	322
その2	財源内訳	322

〔繰出金等〕

第94表	繰出金の状況	324
その1	繰出先別内訳	324
その2	目的別内訳	324
その3	繰出先別、繰出目的別内訳	324
第95表	積立金の状況	326
その1	増減状況	326
その2	現在高の状況	326
その3	現在高の推移	326

第96表	投資及び出資金の状況	328
その1	目的別内訳	328
その2	現在高の状況	328
第97表	貸付金の状況	330
その1	目的別内訳	330
その2	現在高の状況	332
第98表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	332
その1	推    移	332
その2	事業別内訳	334

### 〔公債費〕

第99表	公債費の状況	336
その1	性質別内訳	336
その2	財源内訳	336
第100表	地方債償還額の状況	338
第101表	地方債現在高の状況	340
その1	目的別内訳	340
その2	借入先別内訳	342
その3	利率別内訳	342
その4	推    移	344

### 〔債務負担行為額〕

第102表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の 状況	344
-------	----------------------------	-----

### 〔資金収支〕

第103表	昭和46年度資金収支の状況	346
-------	---------------	-----

その1	収入、支出額	346
(1)	総括	346
(2)	都道府県	348
(3)	市町村	350
その2	各月別構成比	352

## 〔施設の現況〕

第104表	社会福祉施設の状況(公営分)	354
第105表	児童福祉施設の収容定員の推移(公営分)	356
第106表	保健衛生施設等の状況	356
その1	施設の状況	356
その2	保健衛生水準の状況	356
第107表	し尿およびごみ収集処理の状況	357
その1	し尿処理	357
その2	ごみ処理	357
第108表	道路橋りよりの現況	358
その1	道路の現況	358
その2	橋りよりの現況	358
その3	主要11か国の道路整備および自動車保有 の状況	358
第109表	公営住宅等の管理状況	360
第110表	消防施設の状況	360
その1	消防本部・署等の設置状況	360
その2	消防施設の状況	361
第111表	教育施設の状況(公立学校分)	362
その1	義務教育	362

その2	高等学校	364
その3	幼稚園	364
第112表	各国における初等・中等学校の教員1人当たり生徒数の状況(公立学校分)	365
第113表	社会教育施設等の状況(公立分)	365

## 〔公営事業〕

第114表	地方公営企業の事業数	366
その1	事業数調	366
その2	法適用事業数の推移	366
第115表	地方公営企業の職員数	368
第116表	地方公営事業決算の状況	368
第117表	昭和46年度法適用企業決算の状況	370
その1	収益および費用の状況	370
その2	費用の性質別構成および対営業収益比率の状況	370
その3	資本的収支の状況	372
その4	資産、負債および資本に関する調	372
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	374
第119表	昭和46年度法非適用企業決算の状況	376
第120表	国民健康保険事業決算の状況	378
その1	収支の状況	378
(1)	事業勘定	378
(2)	直診勘定	378
その2	歳入歳出内訳	380

(1) 事業勘定(歳入).....	380
事業勘定(歳出).....	382
(2) 直診勘定(歳入).....	382
直診勘定(歳出).....	384
その3 国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況.....	384
その4 総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況.....	384
第121表 収益事業決算の状況.....	386
その1 収支の状況.....	386
その2 歳入歳出内訳.....	386
その3 収益率.....	388
その4 他会計への繰出金.....	388
その5 収益金繰入額の使途状況.....	388
第122表 公益質屋事業決算の状況.....	390
その1 収支の状況.....	390
その2 歳入歳出内訳.....	390
第123表 農業共済事業決算の状況.....	392
その1 収支の状況.....	392
その2 歳入歳出内訳.....	392
第124表 交通災害共済事業(直営方式)決算の状況.....	394
その1 収支の状況.....	394
その2 歳入歳出内訳.....	396
第125表 公立大学附属病院事業決算の状況.....	398
第126表 企業債等の状況.....	400
第127表 公営企業金融公庫の貸付状況.....	401

## 〔昭和47年度の地方財政〕

第128表	地方財政計画	402
その1	歳入	402
その2	歳出	403
第129表	地方税収入見込状況	404
その1	道府県税	404
その2	市町村税	405
第130表	地方交付税の状況	406
その1	算定基礎	406
その2	普通交付税算定状況	408
その3	交付状況	408
第131表	地方債計画	410
第132表	予算の状況	412
その1	歳入	412
その2	歳出(性質別)	412
第133表	昭和47年度地方債許可状況	414

## 〔昭和48年度の地方財政〕

第134表	地方財政計画	416
その1	歳入	416
その2	歳出	417
第135表	地方税収入見込状況	418
第136表	地方交付税の算定基礎	422
第137表	地方債計画	422
第138表	主要経済指標および地方財政計画等の推移	424

その 1 国民総生産等	424
その 2 予算および地方財政計画	426
その 3 決算額(総括)	428
その 4 決算額(都道府県分、市町村分)	430
地方財政計画策定方針	432
国の予算編成方針	437
経済見通しと経済運営の基本的態度	441
地方行財政制度の改正	454

## 第1表 地方公共団

区 分	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
	28. 10. 1 (A)	31. 3. 31	38. 3. 31	39. 3. 31	40. 3. 31	41. 3. 31
都 道 府 県	46	46	46	46	46	46
市 町 村	9 868	4 776	3 437	3 399	3 395	3 372
大 都 市	5	5	5	6	6	6
都 市	281	486	547	552	554	554
中 都 市	…	…	111	115	121	124
	小 都 市	…	…	436	437	430
町 村	9 582	4 285	2 885	2 841	2 835	2 812
計 (普通地方公共団体)	9 914	4 822	3 483	3 445	3 441	3 418
特 別 区	23	23	23	23	23	23
一部事務組合(普通会計)	…	…	1 404	1 538	1 695	1 804
計 (特別地方公共団体)	…	…	1 427	1 561	1 718	1 827
合 計	…	…	4 910	5 006	5 159	5 245

(註) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。

2 特別地方公共団体のうち財産区および地方開発事業団は本表に掲げていな

## 第2表 団 体 種 類 別

### その1 国勢調査人口および1団体当たり面積の推移

区 分	人 口 (千人)				比 較		構
	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1	昭 和 40. 10. 1 (A)	昭 和 45. 10. 1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	昭 和 30. 10. 1
特 別 区	6 969	8 310	8 893	8 841	△ 52	△ 0.6	7.8
大 都 市	7 233	8 378	10 505	11 005	500	4.8	8.1
都 市	36 086	42 645	47 521	55 007	7 486	15.8	40.4
小 計(市部)	50 288	59 333	66 919	74 853	7 934	11.9	56.3
町 村(郡部)	38 988	34 084	31 356	28 867	△ 2 489	△ 7.9	43.7
合 計	89 276	93 417	98 275	103 720	5 445	5.5	100.0

(註) 1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢調

2 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

3 1団体当たり面積は、面積を各調査日現在の団体数で除したものである。

4 昭和35年10月1日現在の人口は、長野県と岐阜県の境界紛争地域にかかる他には含まない。



## 体 数 の 推 移

昭和 42. 3. 31	昭和 43. 3. 31	昭和 44. 3. 31	昭和 45. 3. 31	昭和 46. 3. 31 (B)	昭和 47. 3. 31 (C)	比 較	
						(C)-(B)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$ %
46	46	46	46	46	46	0	100.0
3 326	3 301	3 288	3 284	3 261	3 242	△ 19	32.9
6	6	6	6	6	6	0	120.0
556	558	557	558	590	608	18	216.4
126	127	128	128	143	144	1	...
430	431	429	430	447	464	17	...
2 764	2 737	2 725	2 720	2 665	2 628	△ 37	27.4
3 372	3 347	3 334	3 330	3 307	3 288	△ 19	33.2
23	23	23	23	23	23	0	100.0
1 877	1 939	2 009	2 075	2 217	2 349	132	...
1 900	1 962	2 032	2 098	2 240	2 372	132	...
5 272	5 309	5 366	5 428	5 547	5 660	113	...

い。

## 人 口 の 推 移

成 比 (%)			1 団体当たり人口 (人)			1 団体当たり面積 (km <sup>2</sup> )		
昭和 35. 10. 1	昭和 40. 10. 1	昭和 45. 10. 1	昭和40年 10月 1 日 (C)	昭和45年 10月 1 日 (D)	比 較 (D)-(C)	昭和40年 10月 1 日 (E)	昭和45年 10月 1 日 (F)	比 較 (F)-(E)
8.9	9.0	8.5	386 652	384 389	△ 2 263	24.78	25.09	0.31
9.0	10.7	10.6	1 750 833	1 834 205	83 372	423.73	427.67	3.94
45.6	48.4	53.0	91 036	96 166	5 130	162.75	159.28	△ 3.47
63.5	68.1	72.2	119 285	124 548	5 263	156.98	156.89	△ 0.09
36.5	31.9	27.8	11 139	10 703	△ 436	99.57	102.46	2.89
100.0	100.0	100.0	29 110	31 449	2 339	109.11	112.76	3.65

査報告によるものである。

人口(73人)および岡山県児島湾干拓第7区の人口(1200人)を合計欄には含み、その

その2 都道府県別国勢調査人口の状況

都府	道県	昭和35年	昭和40年	昭和45年	増	減	増減率 (C)/(A)×100
		10月1日	10月1日 (A)	10月1日 (B)	(B)-(A) (C)	(C)	
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長門県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	道	5 039 206	5 171 800	5 184 287		12 487	0.2
	森	1 426 606	1 416 591	1 427 520		10 929	0.8
	手	1 448 517	1 411 118	1 371 383	△	39 735	2.8
	城	1 743 195	1 753 126	1 819 223		66 097	3.8
	田	1 335 580	1 279 835	1 241 376	△	38 459	3.0
	形	1 320 664	1 263 103	1 225 618	△	37 485	3.0
	島	2 051 137	1 983 754	1 946 077	△	37 677	1.9
	城	2 047 024	2 056 154	2 143 551		87 397	4.3
	木	1 513 624	1 521 656	1 580 021		58 365	3.8
	馬	1 578 476	1 605 584	1 658 909		53 325	3.3
	玉	2 430 871	3 014 983	3 866 472		851 489	28.2
	葉	2 306 010	2 701 770	3 366 624		664 854	24.6
	京	9 683 802	10 869 244	11 408 071		538 827	5.0
	川	3 443 176	4 430 743	5 472 247		1 041 504	23.5
	瀨	2 442 037	2 398 931	2 360 982	△	37 949	1.6
	山	1 032 614	1 025 465	1 029 695		4 230	0.4
	井	973 418	980 499	1 002 420		21 921	2.2
	梨	752 696	750 557	744 230	△	6 327	0.8
	野	782 062	763 194	762 029	△	1 165	0.2
	阜	1 981 506	1 958 007	1 956 917	△	1 090	0.1
	岡	1 638 399	1 700 365	1 758 954		58 589	3.4
	知	2 756 271	2 912 521	3 089 895		177 374	6.1
	重	4 206 313	4 798 653	5 386 163		587 510	12.2
	賀	1 485 054	1 514 467	1 543 083		28 616	1.9
	都	842 695	853 385	889 768		36 383	4.3
	阪	1 993 403	2 102 808	2 250 087		147 279	7.0
	庫	5 504 746	6 657 189	7 620 480		963 291	14.5
	良	3 908 127	4 309 944	4 667 928		357 984	8.3
	山	781 058	825 965	930 160		104 195	12.6
	取	1 002 191	1 026 975	1 042 736		15 761	1.5
	根	599 135	579 853	568 777	△	11 076	1.9
	山	888 886	821 620	773 575	△	48 045	5.8
	島	1 668 814	1 645 135	1 707 026		61 891	3.8
口	2 184 043	2 281 146	2 436 135		154 989	6.8	
島	1 602 207	1 543 573	1 511 448	△	32 125	2.1	
川	847 274	815 115	791 111	△	24 004	2.9	
媛	918 867	900 845	907 897		7 052	0.8	
知	1 500 687	1 446 384	1 418 124	△	28 260	2.0	
岡	854 595	812 714	786 882	△	25 832	3.2	
賀	4 006 679	3 964 611	4 027 416		62 805	1.6	
崎	942 874	871 885	838 468	△	33 417	3.8	
本	1 760 421	1 641 245	1 570 245	△	71 000	4.3	
分	1 856 192	1 770 736	1 700 229	△	70 507	4.0	
崎	1 239 655	1 187 480	1 155 566	△	31 914	2.7	
島	1 134 590	1 080 692	1 051 105	△	29 587	2.7	
鹿	1 963 104	1 853 541	1 729 150	△	124 391	6.7	
合 計		93 418 501	98 274 961	103 720 060		5 445 099	5.5

註 1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢調査報告によるものである。

2 昭和35年10月1日現在の人口のうち長野県と岐阜県の境界紛争地域にかかる人口73人はそれぞれの県の計数から除いている。

第3表 財政力指数段階別の団体数

団体区分	財政力指数				合 計
	0.30 未満	0.30 以上 0.50 未満	0.50 以上 1.00 未満	1.00 以上	
都 道 府 県	(23.9)	(32.6)	(34.8)	(8.7)	(100.0)
市 町 村	11	15	16	4	46
大 都 市	(57.9)	(25.4)	(14.7)	(2.0)	(100.0)
都 市	1 876	824	478	64	3 242
中 都 市	(—)	(—)	(100.0)	(—)	(100.0)
小 都 市	—	—	6	—	6
町 村	(10.2)	(36.3)	(46.9)	(6.6)	(100.0)
合 計	62	221	285	40	608
市 村	(1.4)	(5.5)	(27.9)	(15.2)	(100.0)
町 村	2	8	113	22	145
市 村	(13.0)	(46.0)	(37.1)	(3.9)	(100.0)
町 村	60	213	172	18	463
市 村	(69.0)	(22.9)	(7.1)	(0.9)	(100.0)
町 村	1 814	603	187	24	2 628
合 計	(57.4)	(25.5)	(15.0)	(2.1)	(100.0)
合 計	1 887	839	494	68	3 288

但「財政力指数」は、昭和44、45、46年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合の設置目的別団体数の推移

区 分	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	比較 (B)-A)
	40.3.31	41.3.31	42.3.31	43.3.31	44.3.31	45.3.31	46.3.31 (A)	47.3.31 (B)	
総務関係	160	157	158	166	180	176	212	227	15
うち退職手当支給事務組合	42	44	44	44	43	47	46	45	△ 1
民生関係	85	87	98	95	111	118	135	156	21
衛生関係	805	903	953	997	1 037	1 083	1 128	1 165	37
うち伝染病組合	379	417	418	411	400	404	388	376	△ 12
うちじんあい、し尿処理組合	272	369	435	474	527	580	634	688	54
商工関係	2	5	3	5	5	5	6	5	△ 1
農林水産関係	261	257	263	260	256	265	254	246	△ 8
うち林野(造林)組合	135	137	142	129	128	133	135	138	3
土木関係	55	54	55	55	55	56	66	59	△ 7
消防関係	82	82	86	86	96	120	167	236	69
うち水害予防組合	27	31	37	35	44	41	37	38	1
教育関係	233	224	240	238	235	237	235	233	△ 2
うち小学校組合	27	26	26	22	23	31	33	32	△ 1
中学校組合	132	131	126	124	118	111	104	101	△ 3
その他の	12	35	21	37	34	15	14	22	8
合 計	1 695	1 804	1 877	1 939	2 009	2 075	2 217	2 349	132

## 第5表 決算規

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和46年度	昭和45年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度増減率
歳入総額 (A)+(B)	12 767 246	10 589 131	2 178 115	20.6	21.4
都道府県 (A)	7 167 981	6 053 912	1 114 069	18.4	19.7
市町村(純計額) (B)	5 599 266	4 535 219	1 064 047	23.5	23.7
市町村(単純合計額)	5 684 934	4 595 889	1 089 045	23.7	23.9
大 都 市	832 532	687 125	145 407	21.2	18.2
中 都 市	2 901 141	2 310 681	590 460	25.6	29.0
小 都 市	1 719 598	1 387 372	332 226	23.9	31.0
町 村	1 181 543	923 309	258 234	28.0	26.1
特別区	1 514 744	1 249 070	265 674	21.3	18.3
一部事務組合	300 480	251 803	48 677	19.3	19.3
	136 037	97 210	38 827	39.9	43.0
歳出総額 (C)+(D)	12 497 326	10 300 011	2 197 315	21.3	21.9
都道府県 (C)	7 073 823	5 915 031	1 158 792	19.6	20.1
市町村(純計額) (D)	5 423 503	4 384 980	1 038 523	23.7	24.3
市町村(単純合計額)	5 509 171	4 445 650	1 063 521	23.9	24.5
大 都 市	816 363	670 873	145 490	21.7	18.4
中 都 市	2 825 885	2 247 312	578 573	25.7	29.5
小 都 市	1 675 118	1 348 598	326 520	24.2	31.8
町 村	1 150 767	898 714	252 053	28.0	26.3
特別区	1 461 083	1 202 129	258 954	21.5	19.2
一部事務組合	279 836	236 061	43 775	18.5	19.4
	126 003	89 275	36 728	41.1	43.2

## 第6表 純 計 決 算

区 分	地			方		
	入			出		
	決 算 額	対前年度増減率	指 数	決 算 額	対前年度増減率	指 数
昭和34年度	1 689 352	12.3	—	1 623 883	11.6	—
35	2 025 802	19.9	—	1 924 907	18.5	—
36	2 511 550	24.0	100	2 391 080	24.2	100
37	2 982 850	18.8	119	2 887 366	20.8	121
38	3 397 659	13.9	135	3 308 833	14.6	138
39	3 910 921	15.1	156	3 821 968	15.5	160
40	4 478 035	14.5	178	4 365 140	14.2	183
41	5 177 746	15.6	206	5 026 177	15.1	210
42	5 926 311	14.5	236	5 725 497	13.9	239
43	6 958 874	17.4	277	6 729 574	17.5	281
44	8 305 229	19.3	331	8 033 912	19.4	336
45	10 103 998	21.7	402	9 814 878	22.2	410
46	12 179 449	20.5	485	11 909 529	21.3	498

# 模 の 状 況

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和46年度	昭和45年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A)	12 767 246	10 589 131	2 178 115	20.6	21.4
団 体 間 重 複 額 (B)	587 797	485 133	102 664	21.2	16.0
都道府県支出金(市町村に対する貸付金を含む)	350 354	285 984	64 370	22.5	14.1
同級他団体からの分担金、負担金等	11 523	8 677	2 846	32.8	1.1
市町村からの分担金、負担金、寄付金等	94 111	74 111	20 000	27.0	26.5
特別区財政調整交・納付金	61 753	48 807	12 946	26.5	25.3
軽油引取税交付金	13 306	12 321	985	8.0	13.0
娯楽施設利用税交付金	3 580	1 850	1 730	93.5	15.3
自動車取得税交付金	53 170	53 383	△ 213	△ 0.4	9.2
歳 入 純 計 額 (A)-(B)	12 179 449	10 103 998	2 075 451	20.5	21.7
歳 出 総 額 (C)	12 497 326	10 300 011	2 197 315	21.3	21.9
団 体 間 重 複 額 (D)	587 797	485 133	102 664	21.2	16.0
市町村に対する事業費等の補助交付金等	350 354	285 984	64 370	22.5	14.1
同級他団体に対する負担金等	11 523	8 677	2 846	32.8	1.1
都道府県に対する事業費等分担金、負担金、寄附金等	94 111	74 111	20 000	27.0	26.5
特別区財政調整交・納付金	61 753	48 807	12 946	26.5	25.3
軽油引取税交付金	13 306	12 321	985	8.0	13.0
娯楽施設利用税交付金	3 580	1 850	1 730	93.5	15.3
自動車取得税交付金	53 170	53 383	△ 213	△ 0.4	9.2
歳 出 純 計 額 (C)-(D)	11 909 529	9 814 878	2 094 651	21.3	22.2

(注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」または、「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

## 額 の 推 移

(単位 百万円・%)

国 (一 般 会 計)					
歳 入			歳 出		
決 算 額	対前年度増減率	指 数	決 算 額	対前年度増減率	指 数
1 597 213	9.9	—	1 495 040	12.3	—
1 961 025	22.8	—	1 743 148	16.6	—
2 515 932	28.3	100	2 063 468	18.4	100
2 947 623	17.2	117	2 556 617	23.9	124
3 231 214	9.6	128	3 044 292	19.1	148
3 446 768	6.7	137	3 310 969	8.8	160
3 773 097	9.5	150	3 723 017	12.4	180
4 552 146	20.6	181	4 459 196	19.8	216
5 299 446	16.4	211	5 113 035	14.7	248
6 059 873	14.3	241	5 937 082	16.1	288
7 109 267	17.3	283	6 917 838	16.5	335
8 459 181	19.0	336	8 187 697	18.4	397
9 970 859	17.9	396	9 561 131	16.8	463

第7表 決算 収

その1 黒字、赤字団体別の状況

区 分	昭 和 46 年			
	団体数(A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)
都 道 府 県 (A)	46	7 167 981	7 073 823	94 158
黒 字 団 体	44	5 723 820	5 639 990	83 830
赤 字 団 体	2	1 444 161	1 433 833	10 328
市町村(単純合計額)(B)	5 614	5 684 934	5 509 171	175 763
黒 字 団 体	5 401	4 729 945	4 555 550	174 395
赤 字 団 体	213	954 989	953 621	1 368
大 都 市	6	832 532	816 363	16 169
黒 字 団 体	3	295 720	287 489	8 231
赤 字 団 体	3	536 812	528 874	7 938
特 別 区	23	300 480	279 836	20 644
黒 字 団 体	22	287 349	266 759	20 590
赤 字 団 体	1	13 131	13 077	54
都 市	608	2 901 141	2 825 885	75 256
黒 字 団 体	550	2 553 060	2 474 693	78 367
赤 字 団 体	58	348 081	351 192	△ 3 111
中 都 市	144	1 719 598	1 675 118	44 480
黒 字 団 体	125	1 473 839	1 429 039	44 800
赤 字 団 体	19	245 759	246 079	△ 320
小 都 市	464	1 181 543	1 150 767	30 776
黒 字 団 体	425	1 079 221	1 045 654	33 567
赤 字 団 体	39	102 322	105 113	△ 2 791
町 村	2 628	1 514 744	1 461 083	53 661
黒 字 団 体	2 548	1 461 102	1 404 958	56 144
赤 字 団 体	80	53 642	56 125	△ 2 483
一 部 事 務 組 合	2 349	136 037	126 003	10 034
黒 字 団 体	2 278	132 713	121 651	11 062
赤 字 団 体	71	3 324	4 352	△ 1 028
合 計 (A)+(B)	5 660	12 852 915	12 582 994	269 921
黒 字 団 体	5 445	10 453 765	10 195 540	258 225
赤 字 団 体	215	2 399 150	2 387 454	11 696

## 支 の 状 況

(単位 百万円)

度		昭 和 45 年 度		比 較	
翌年度へ繰越すべき財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数(G)	実質収支(H)	団体数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
109 682	△ 15 524	46	42 314	0	△ 57 838
57 359	26 471	45	44 469	△ 1	△ 17 998
52 323	△ 41 995	1	△ 2 155	1	△ 39 840
74 718	101 045	5 501	93 100	113	7 945
54 186	120 209	5 270	109 522	131	10 687
20 532	△ 19 164	231	△ 16 422	△ 18	△ 2 742
19 526	△ 3 357	6	△ 1 022	0	△ 2 335
6 089	2 142	4	3 783	△ 1	△ 1 641
13 437	△ 5 499	2	△ 4 805	1	△ 694
15 384	5 260	23	5 643	0	△ 383
15 260	5 330	23	5 643	△ 1	△ 313
124	△ 70	—	—	1	△ 70
29 953	45 303	590	41 081	18	4 222
23 431	54 936	528	48 579	22	6 357
6 522	△ 9 633	62	△ 7 498	△ 4	△ 2 135
21 155	23 325	143	24 806	1	△ 1 481
15 351	29 449	129	28 211	△ 4	1 238
5 804	△ 6 124	14	△ 3 405	5	△ 2 719
8 798	21 978	447	16 275	17	5 703
8 079	25 488	399	20 368	26	5 119
719	△ 3 510	48	△ 4 093	△ 9	584
8 007	45 654	2 665	41 068	△ 37	4 585
7 572	48 572	2 569	44 230	△ 21	4 342
435	△ 2 918	96	△ 3 162	△ 16	243
1 850	8 184	2 217	6 329	132	1 855
1 834	9 228	2 146	7 287	132	1 941
16	△ 1 044	71	△ 957	0	△ 86
<b>184 400</b>	<b>85 521</b>	<b>5 547</b>	<b>135 414</b>	<b>113</b>	<b>△ 49 893</b>
111 545	146 680	5 315	153 991	130	△ 7 311
72 855	△ 61 159	232	△ 18 577	△ 17	△ 42 582

第7表 決算

その2 赤字団体および赤字額の増減状況

区 分	昭和45年度の赤字団体 (A)		(A)のうち町村合併等により消滅した団体 (B)		(A)のうち昭和46年度も赤字が増加した団体 (C)			
	団体数 (a)	昭和45年度実質収支 (b)	団体数 (c)	昭和45年度実質収支 (d)	団体数	昭和45年度実質収支 (e)	昭和46年度実質収支 (f)	単年度収支(f)-(e) (g)
都 道 府 県	1	△ 2 155	—	—	1	△ 2 155	△ 39 185	△ 37 030
市 町 村	231	△ 16 422	1	△ 8	38	△ 6 940	△ 11 278	△ 4 338
大 都 市 区 市 村	2	△ 4 805	—	—	2	△ 4 805	△ 5 076	△ 271
特 別 区 市 村	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 区 市 村	62	△ 7 498	—	—	15	△ 1 760	△ 5 562	△ 3 802
中 都 市 市 村	14	△ 3 405	—	—	6	△ 1 152	△ 3 843	△ 2 691
小 都 市 市 村	48	△ 4 093	—	—	9	△ 608	△ 1 719	△ 1 111
町	96	△ 3 162	1	△ 8	14	△ 256	△ 502	△ 246
一部事務組合	71	△ 957	—	—	7	△ 119	△ 138	△ 19
合 計	232	△ 18 577	1	△ 8	39	△ 9 095	△ 50 463	△ 41 368

第8表 実質

その1 収支額の推移

区 分	全 団 体						黒 字		
	総 額		都 道 府 県		市 町 村		総 額		
	団体数 (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (B)	(B)/(A)	収支額
昭和35年度	3 565	64 825	46	46 464	3 519	18 361	3 179	89.2	74 666
36	3 535	66 353	46	44 779	3 489	21 574	3 183	90.0	75 183
37	3 506	53 550	46	37 388	3 460	16 162	3 100	88.4	69 475
38	3 468	38 611	46	24 933	3 422	13 678	3 067	88.4	65 871
39	3 464	30 237	46	12 738	3 418	17 499	3 088	89.1	67 457
40	3 441	47 835	46	21 181	3 395	26 654	3 100	90.1	82 007
41	3 395	75 711	46	37 571	3 349	38 140	3 083	90.8	106 260
42	3 370	88 117	46	38 468	3 324	49 649	3 091	91.7	114 776
43	3 357	109 844	46	42 856	3 311	66 988	3 139	93.5	130 287
44	3 353	133 517	46	44 854	3 307	88 663	3 202	95.5	149 771
45	3 330	135 414	46	42 314	3 284	93 100	3 169	95.2	153 991
46	3 311	85 521	46	15 524	3 265	101 045	3 167	95.7	146 680

注 「団体数」には、一部事務組合を含まない。

その2 対前年度増減額の状況

区 分	全 団 体						黒 字	
	総 数		都 道 府 県		市 町 村		総 数	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和35年度	△ 36	27 863	0	19 177	△ 36	8 686	133	24 981
36	△ 30	1 528	0	△ 1 685	△ 30	3 213	4	517
37	△ 29	△ 12 803	0	△ 7 391	△ 29	△ 5 412	△ 83	△ 5 708
38	△ 38	△ 14 939	0	△ 12 455	△ 38	△ 2 484	△ 33	△ 3 604
39	△ 4	△ 8 374	0	△ 12 195	△ 4	3 821	21	1 586
40	△ 23	17 598	0	8 443	△ 23	9 155	12	14 550
41	△ 46	27 876	0	16 390	△ 46	11 486	△ 17	24 253
42	△ 25	12 406	0	897	△ 25	11 509	8	8 516
43	△ 13	21 727	0	4 388	△ 13	17 339	48	15 511
44	△ 4	23 673	0	1 998	△ 4	21 675	63	19 484
45	△ 23	1 897	0	△ 2 540	△ 23	4 437	△ 33	4 220
46	△ 19	△ 49 893	0	△ 57 838	△ 19	7 945	△ 2	△ 7 311



## 支 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

赤字である団体				(A)のうち黒字 となつた団体 (E)	昭和45年度が 黒字で昭和46 年度が赤字の 団体 (F)		昭和46年度赤 字団体 (G)		
赤字が減少した団体 (D)					団体数 (k)	昭和45年 度実質収 支 (l)	団体数 (m)	昭和46年 度実質収 支 (n)	団体数 (o)
団体数	昭和45年 度実質収 支 (h)	昭和46年 度実質収 支 (i)	単年度収 支(i)-(h) (j)						
—	—	—	—	—	—	1	△ 2 810	2	△ 41 995
89	△ 7 392	△ 4 719	2 673	103	△ 2 082	86	△ 3 167	213	△ 19 164
—	—	—	—	—	—	1	△ 423	3	△ 5 499
—	—	—	—	—	—	1	△ 70	1	△ 70
24	△ 4 429	△ 2 562	1 867	23	△ 1 309	19	△ 1 510	58	△ 9 633
5	△ 2 152	△ 1 124	1 028	3	△ 101	8	△ 1 157	19	△ 6 124
19	△ 2 277	△ 1 438	839	20	△ 1 208	11	△ 353	39	△ 3 510
30	△ 2 231	△ 1 545	686	51	△ 666	36	△ 871	80	△ 2 918
35	△ 732	△ 612	120	29	△ 107	29	△ 293	71	△ 1 044
89	△ 7 392	△ 4 719	2 673	103	△ 2 082	87	△ 5 977	215	△ 61 159

## 支 の 推 移

(単位 百万円・%)

団 体				赤 字 団 体							
都道府県		市 町 村		総 額				都道府県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (C)	(C)/(A)	収支額	団体 数	収支額	団体数	収支額	
44	46 689	3 135	27 977	386	10.8	△ 9 841	2	△ 225	384	△ 9 616	
45	44 862	3 138	30 321	352	10.0	△ 8 830	1	△ 83	351	△ 8 747	
44	38 302	3 056	31 173	406	11.6	△ 15 925	2	△ 914	404	△ 15 011	
42	30 012	3 025	35 859	401	11.6	△ 27 260	4	△ 5 079	397	△ 22 181	
41	25 234	3 047	42 223	376	10.9	△ 37 220	5	△ 12 496	371	△ 24 724	
43	32 668	3 057	49 339	341	9.9	△ 34 172	3	△ 11 487	338	△ 22 685	
43	46 121	3 040	60 139	312	9.2	△ 30 549	3	△ 8 550	309	△ 21 999	
44	42 277	3 047	72 499	279	8.3	△ 26 659	2	△ 3 809	277	△ 22 850	
45	44 376	3 094	85 911	218	6.5	△ 20 443	1	△ 1 520	217	△ 18 923	
45	46 551	3 157	103 220	151	4.5	△ 16 254	1	△ 1 697	150	△ 14 557	
45	44 469	3 124	109 522	161	4.8	△ 18 577	1	△ 2 155	160	△ 16 422	
44	26 471	3 123	120 209	144	4.3	△ 61 159	2	△ 41 995	142	△ 19 164	

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体							
都道府県		市 町 村		総 数				都道府県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
2	18 287	131	6 694	△ 169	2 882	△ 2	890	△ 167	1 992		
1	△ 1 827	3	2 344	△ 34	1 011	△ 1	142	△ 33	869		
△	△ 6 560	△ 82	852	54	△ 7 095	1	△ 831	53	△ 6 264		
△	△ 8 290	△ 31	4 686	△ 5	△ 11 335	2	△ 4 165	△ 7	△ 7 170		
△	△ 4 778	22	6 364	△ 25	△ 9 960	1	△ 7 417	△ 26	△ 2 543		
2	7 434	10	7 116	△ 35	3 048	△ 2	1 009	△ 33	2 039		
—	13 453	△ 17	10 800	△ 29	3 623	—	2 937	△ 29	686		
1	△ 3 844	7	12 360	△ 33	3 890	△ 1	4 741	△ 32	△ 851		
1	2 099	47	13 412	△ 61	6 216	△ 1	2 289	△ 60	3 927		
0	2 175	63	17 309	△ 67	4 189	0	△ 177	△ 67	4 366		
0	△ 2 082	△ 33	6 302	10	△ 2 323	0	△ 458	10	△ 1 865		
△	△ 17 998	△ 1	10 687	△ 17	△ 42 582	1	△ 39 840	△ 18	△ 2 742		

第9表 単年度収

区 分	昭 和 46 年 度		
	総 額	都道府県	市 町 村
単年度収支 (A)	△ 49 841	△ 57 838	7 997
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	△ 1 132	△ 12 080	10 948
基金積立額 (C)	39 211	12 536	26 675
繰上償還金 (D)	4 586	1 348	3 238
基金とりくずし額 (E)	44 929	25 964	18 965
実質単年度収支 (A)+(B)	△ 50 973	△ 69 918	18 945

第10表 財 政 再

その1 種類別による推移(市町村)

区 分	昭和30年度末実質赤字団体数	当初(昭和31年度末まで)承認団体数	昭和46年度末までの増減		昭和47年4月1日現在団体数	昭和47年度の状況		
			新承認団体数	減少団体数		再建完了等による減少団体数	申出団体数	昭和47年度の団体見込数
全部適用団体	...	536	—	536	—	—	—	—
一部適用団体	...	34	—	34	—	—	—	—
準用団体	...	8	265	247	26	2	3	27
計	1 522	578	265	817	26	2	3	27

(注) 府県は、昭和30年度末実質赤字団体数36、承認団体数20(当初承認団体18、新承認団体2)であつたが、昭和40年度末において全団体が再建完了したので省略した。

その3 準用団体等に対する融資あつせんの状況

区 分	昭和35年度	36	37	38	39
団 体 数	93	120	128	100	97
融資あつせん額	3 875	4 680	4 195	3 647	4 758

## 支　　の　　状　　況

(単位 百万円)

昭 和 45 年 度			増 減 額		
総 額	都 道 府 県	市 町 村	総 額	都 道 府 県	市 町 村
1 982	△ 2 539	4 521	△ 51 823	△ 55 299	3 476
8 713	△ 3 852	12 565	△ 9 845	△ 8 228	△ 1 617
41 816	17 287	24 529	△ 2 605	△ 4 751	2 146
5 138	984	4 154	△ 552	364	△ 916
38 241	22 123	16 118	6 688	3 841	2 847
10 695	△ 6 391	17 086	△ 61 668	△ 63 527	1 859

## 建　　の　　状　　況

## その2 完了予定年度別

完了予定年度 団体区分		47	48	49	50	51	52	53	54	55	計
		市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	1	3	—	—	1	1	—	—	—	6
市	計	1	3	—	—	1	1	—	—	—	6
	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	1	5	4	3	3	3	—	—	1	20
町	計	1	5	4	3	3	3	—	—	1	20
	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	2	8	4	3	4	4	—	—	1	26
計	計	2	8	4	3	4	4	—	—	1	26

(単位 百万円)

40	41	42	43	44	45	46	47 (見込)
100	79	72	68	55	50	36	25
6 044	5 999	1 012	6 790	5 909	4 635	3 292	2 185

第11表 歳入決算

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地 方 税	2 461 479	34.3	1 774 267	31.7	4 235 746	34.8
地 方 譲 与 税	103 930	1.4	21 840	0.4	125 771	1.0
地 方 交 付 税	1 096 770	15.3	1 004 654	17.9	2 101 423	17.3
軽油引取税交付金	—	—	13 306	0.2	—	—
娯楽施設利用税交付金	—	—	3 580	0.1	—	—
自動車取得税交付金	—	—	53 157	0.9	—	—
小 計(一般財源)	3 662 179	51.1	2 870 804	51.3	6 462 940	53.1
分 担 金、負 担 金	114 597	1.6	81 808	1.5	139 182	1.1
使 用 料、手 数 料	107 875	1.5	123 950	2.2	231 825	1.9
国 庫 支 出 金	1 889 414	26.4	662 924	11.8	2 552 338	21.0
交通安全対策特別交付金	8 255	0.1	5 454	0.1	13 709	0.1
都 道 府 県 支 出 金	—	—	298 144	5.3	—	—
財 産 収 入	85 557	1.2	139 254	2.5	224 811	1.8
寄 附 金	13 387	0.2	40 610	0.7	46 710	0.4
繰 入 金	48 406	0.7	73 780	1.3	122 186	1.0
繰 越 金	137 694	1.9	153 413	2.7	291 107	2.4
諸 収 入	587 261	8.2	425 276	7.6	970 892	8.0
地 方 債	511 400	7.1	664 052	11.9	1 123 750	9.2
そ の 他	1 956	0.0	59 797	1.1	—	—
歳 入 合 計	7 167 981	100.0	5 599 266	100.0	12 179 449	100.0

(注) 1 「その他」は、都道府県分が特別区財政調整納付金、市町村分が特別区財政調

2 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」に含めた。

# 額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較								
		増減額		増減率				前年度増減率		
				都府	道県	市町村	純計額	都府	道県	市町村
3 750 668	37.1	485 078	23.4	8.6	19.5	12.9	22.2	20.2	21.4	
108 687	1.1	17 084	0.8	9.5	59.0	15.7	16.7	17.4	16.8	
1 798 248	17.8	303 175	14.6	13.9	20.3	16.9	16.1	32.4	23.1	
—	—	—	—	—	8.0	—	—	13.0	—	
—	—	—	—	—	93.5	—	—	15.3	—	
—	—	—	—	—	△ 0.4	—	—	9.2	—	
5 657 603	56.0	805 337	38.8	10.2	19.6	14.2	20.2	23.8	21.8	
101 334	1.0	37 848	1.8	30.8	37.4	37.3	20.9	29.3	26.5	
209 088	2.1	22 737	1.1	8.3	13.2	10.9	8.2	12.6	10.5	
2 084 225	20.6	468 113	22.6	21.8	24.4	22.5	14.4	16.5	14.9	
8 712	0.1	4 997	0.2	57.7	56.8	57.4	△ 25.3	△ 26.5	△ 25.8	
—	—	—	—	—	21.6	—	—	9.7	—	
193 323	1.9	31 488	1.5	4.1	25.3	16.3	41.8	17.1	26.5	
43 004	0.4	3 706	0.2	13.4	11.5	8.6	△ 5.7	7.8	7.2	
106 988	1.1	15 198	0.7	12.5	15.3	14.2	81.4	43.8	56.8	
271 622	2.7	19 485	0.9	5.7	8.5	7.2	16.4	13.9	15.1	
785 167	7.8	185 725	8.9	26.6	20.5	23.7	25.6	24.0	24.3	
642 932	6.4	480 818	23.2	102.5	54.0	74.8	35.4	54.8	46.8	
—	—	—	—	△ 10.7	28.3	—	9.7	26.3	—	
10 103 998	100.0	2 075 451	100.0	18.4	23.5	20.5	19.7	23.7	21.7	

整交付金である。

第12表 歳入決算

区 分	歳 入 決 算				
	36	40	41	42	43
地 方 税	906 475	1 549 421	1 768 587	2 149 522	2 580 128
地 方 譲 与 税	45 449	50 062	59 203	69 158	79 586
地 方 交 付 税	401 704	743 187	777 327	947 020	1 125 508
臨時地方財政交付金	—	—	46 455	11 998	—
小 計(一般財源)	1 353 628	2 342 670	2 651 572	3 177 698	3 785 222
使 用 料、手 数 料	73 808	127 237	145 145	159 264	174 555
国 庫 支 出 金	580 757	1 089 816	1 262 792	1 406 535	1 617 701
繰 入 金	20 932	31 562	33 510	38 054	47 765
繰 越 金	107 692	105 664	126 998	163 883	212 532
地 方 債	115 044	313 917	407 158	340 233	369 132
そ の 他	259 689	467 170	550 571	640 644	751 967
歳 入 合 計	2 511 550	4 478 036	5 177 746	5 926 311	6 958 874

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金 および 国有提供施設等所在市町

区 分	決 算 額 構 成 比								増	
	36	40	41	42	43	44	45	46	36	40
地 方 税	36.1	34.6	34.2	36.2	37.1	37.2	37.1	34.8	33.4	26.4
地 方 譲 与 税	1.8	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.9	1.1
地 方 交 付 税	16.0	16.6	15.0	16.0	16.2	17.6	17.8	17.3	18.7	13.6
臨時地方財政交付金	—	—	0.9	0.2	—	—	—	—	—	—
小 計(一般財源)	53.9	52.3	51.2	53.6	54.4	55.9	56.0	53.1	54.0	41.1
使 用 料、手 数 料	2.9	2.8	2.8	2.7	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	3.3
国 庫 支 出 金	23.1	24.3	24.4	23.7	23.2	22.0	20.7	21.1	21.3	28.8
繰 入 金	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	1.1	1.0	1.9	0.1
繰 越 金	4.3	2.4	2.5	2.8	3.1	2.8	2.7	2.4	6.9	0.4
地 方 債	4.6	7.1	7.9	5.7	5.3	5.3	6.4	9.2	3.9	18.4
そ の 他	10.4	10.4	10.6	10.8	10.8	10.9	11.1	11.3	10.7	7.9
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

額 の 推 移

(単位 百万円・%)

算 額			指 数							
44	45	46	36	40	41	42	43	44	45	46
3 090 179	3 750 668	4 235 746	100	171	195	237	285	341	414	467
93 065	108 687	125 771	100	110	130	152	175	205	239	277
1 460 845	1 798 248	2 101 423	100	185	194	236	280	364	448	523
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 644 089	5 657 603	6 462 940	100	173	196	235	280	343	418	477
189 298	209 088	231 825	100	172	197	216	236	256	283	314
1 825 164	2 092 937	2 566 047	100	188	217	242	279	314	360	442
68 212	106 988	122 186	100	151	160	182	228	326	511	584
235 928	271 622	291 107	100	98	118	152	197	219	252	270
438 068	642 932	1 123 750	100	273	354	296	321	381	559	977
904 470	1 122 828	1 381 594	100	180	212	247	290	348	432	532
8 305 229	10 103 998	12 179 449	100	178	206	236	277	331	402	485

村助成交付金を含めた。

(単位 %)

減 額 構 成 比						増 減 率							
41	42	43	44	45	46	36	40	41	42	43	44	45	46
31.3	50.9	41.7	37.9	36.7	23.4	21.8	10.7	14.1	21.5	20.0	19.8	21.4	12.9
1.3	1.3	1.0	1.0	0.9	0.8	25.7	14.7	18.3	16.8	15.1	16.9	16.8	15.7
4.9	22.7	17.3	24.9	18.8	14.6	29.2	11.6	4.6	21.8	18.8	29.8	23.1	16.9
6.6 <sup>△</sup>	4.6 <sup>△</sup>	1.2	—	—	—	—	—	皆 増 <sup>△</sup>	74.2	皆 減	—	—	—
44.1	70.3	58.8	63.8	56.3	38.8	24.0	11.1	13.2	19.8	19.1	22.7	21.8	14.2
2.6	1.9	1.5	1.1	1.1	1.1	9.3	17.5	14.1	9.7	9.6	8.4	10.5	10.9
24.7	19.2	20.5	15.4	14.9	22.8	21.7	17.6	15.9	11.4	15.1	12.8	14.7	22.6
0.3	0.6	0.9	1.5	2.2	0.7	75.6	2.3	6.2	13.6	25.5	42.8	56.8	14.2
3.1	4.9	4.7	1.7	2.0	0.9	44.7	1.9	20.2	29.0	29.7	11.0	15.1	7.2
13.3 <sup>△</sup>	8.9	2.8	5.1	11.4	23.2	19.8	49.2	29.7 <sup>△</sup>	16.4	8.5	18.7	46.8	74.8
11.9	12.0	10.8	11.4	12.1	12.5	25.2	10.7	17.9	16.4	17.4	20.3	24.1	23.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24.0	14.5	15.6	14.5	17.4	19.3	21.7	20.5

## 第13表 地 方 税

### その1 総 括

区 分	決 算	
	昭 和 46 年 度	昭 和 45 年 度
道 市 府 町 県 村 税 計 税	22 832	21 111
合	19 526	16 395
(参考) 国	42 357	37 507
	84 439	77 754

(注) 国税は、租税（一般会計分ならびに交付税及び譲与税配付金特別会計分および

### その2 道府県税

区 分	昭 和 46 年 度			
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴収率 (B)/(A)×100	(B)の構成比
1 普 通 税	2 124 992	2 048 178	96.4	89.7
(1) 法 定 普 通 税	2 124 990	2 048 176	96.4	89.7
ア 道 府 県 民 税	509 943	482 603	94.6	21.1
(ア) 個 人 分	351 212	327 257	93.2	14.3
(イ) 法 人 分	158 731	155 346	97.9	6.8
イ 事 業 税	996 807	972 902	97.6	42.6
(ア) 個 人 分	75 006	70 842	94.4	3.1
(イ) 法 人 分	921 801	902 060	97.9	39.5
ウ 不 動 産 取 得 税	111 431	106 523	95.6	4.7
エ 道 府 県 た ば こ 消 費 税	96 271	96 271	100.0	4.2
オ 娛 楽 施 設 利 用 税	41 768	41 637	99.7	1.8
カ 料 理 飲 食 等 消 費 税	149 011	140 165	94.1	6.1
キ 自 動 車 税	214 161	202 613	94.6	8.9
ク 鉱 区 税	928	792	85.3	0.0
ケ 狩 猟 免 許 税	1 724	1 724	100.0	0.1
コ 固 定 資 産 税	2 946	2 946	100.0	0.1
(2) 法 定 外 普 通 税	2	2	100.0	0.0
2 目 的 税	240 939	234 982	97.5	10.3
(1) 自 動 車 取 得 税	78 071	77 990	99.9	3.4
(2) 軽 油 引 取 税	161 507	155 631	96.4	6.8
(3) 入 猟 税	1 361	1 361	100.0	0.1
3 旧 法 に よ る 税	29	4	13.8	0.0
合 計	2 365 960	2 283 164	96.5	100.0

(注) 昭和46年度収入額は、地方税の都道府県計から東京都が徴収した市町村税相加算した額である。



# の 状 況

(単位 億円・%)

額	決算額構成比		対前年度増減率	
	昭和46年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和45年度
増減額				
1 721	53.9	56.3	8.1	22.2
3 131	46.1	43.7	19.1	20.3
4 850	100.0	100.0	12.9	21.4
6 685	—	—	8.6	20.4

石炭対策特別会計分)および印紙収入のほか専売納付金を含む。

(単位 百万円・%)

昭和45年度				比較増減			
調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	(E)の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 964 594	1 890 032	96.2	89.5	158 146	91.9	8.4	23.6
1 964 538	1 889 976	96.2	89.5	158 200	92.0	8.4	23.6
433 408	409 139	94.4	19.4	73 464	42.7	18.0	25.5
272 622	252 578	92.6	12.0	74 680	43.4	29.6	26.1
160 786	156 561	97.4	7.4	△ 1 216	△ 0.7	△ 0.8	24.5
997 775	969 688	97.2	45.9	3 214	1.9	0.3	24.4
61 661	58 238	94.4	2.8	12 604	7.3	21.6	21.5
936 114	911 450	97.4	43.2	△ 9 390	△ 5.5	△ 1.0	24.6
99 625	94 915	95.3	4.5	11 608	6.7	12.2	38.1
88 054	88 054	100.0	4.2	8 217	4.8	9.3	10.2
28 567	28 460	99.6	1.3	13 177	7.7	46.3	28.8
131 267	123 299	93.9	5.8	16 866	9.8	13.7	14.8
180 662	171 388	94.9	8.1	31 225	18.2	18.2	21.5
969	824	85.0	0.0	△ 32	△ 0.0	△ 3.9	△ 4.3
667	667	100.0	0.0	1 057	0.6	158.5	10.2
3 542	3 542	100.0	0.2	△ 596	△ 0.3	△ 16.8	25.8
56	56	100.0	0.0	△ 54	△ 0.0	△ 96.4	16.7
226 361	221 099	97.7	10.5	13 883	8.1	6.3	11.4
76 488	76 396	99.9	3.6	1 594	0.9	2.1	7.1
149 358	144 188	96.5	6.8	11 443	6.7	7.9	13.9
515	515	100.0	0.0	846	0.5	164.3	8.9
39	6	15.4	0.0	△ 2	△ 0.0	△ 33.3	△ 60.0
2 190 994	2 111 137	96.4	100.0	172 027	100.0	8.1	22.2

当額(178 326 百万円)を控除し、特別区が徴収した道府県税相当額(11 百万円)を

第13表 地方税

その3 市町村税

区 分	昭 和 46 年 度			(B)の構成比
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴 収 率 (B)/(A)×100	
1 普通市町村	1 913 997	1 855 725	97.0	95.0
(1) 市	1 911 824	1 853 564	97.0	94.9
ア 市	886 130	850 240	95.9	43.5
(ア) 個人	14 345	13 503	94.1	0.7
(イ) 個人	601 118	571 548	95.1	29.3
(ウ) 個人	4 217	4 055	96.2	0.2
(エ) 個人	266 450	261 134	98.0	13.4
イ 固定資産	714 640	694 899	97.2	35.6
(ア) 純固定資産	679 280	659 539	97.1	33.8
イ 土地	199 328	192 996	96.8	9.9
イ 家賃	273 570	264 439	96.7	13.5
(イ) 交付金	206 382	202 104	97.9	10.4
(イ) 軽自動車	35 360	35 360	100.0	1.8
ウ エ オ カ キ	28 639	26 207	91.5	1.3
ウ エ オ カ キ	169 154	169 154	100.0	8.7
ウ エ オ カ キ	108 453	108 440	100.0	5.6
ウ エ オ カ キ	2 269	2 219	97.8	0.1
(2) 法定外	2 539	2 405	94.7	0.1
(2) 目的	2 173	2 161	99.5	0.1
2 入湯計画	99 921	96 855	96.9	5.0
(1) 入湯計画	3 752	3 651	97.3	0.2
(2) 入湯計画	95 852	92 900	96.9	4.8
(3) 入湯計画	315	302	95.9	0.0
(4) 入湯計画	2	2	98.1	0.0
(5) 入湯計画				-
3 旧法	8	1	15.5	0.0
合 計	2 013 926	1 952 582	97.0	100.0

(注) 昭和46年度収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額(178 326百万円)を加算

その4 個人諸税の状況

(単位 %)

区 分	対前年度増減率		決算額構成比	
	昭和46年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和45年度
住民税個人分	30.9	24.8	21.5	18.6
事業税個人分	21.6	21.5	1.7	1.6
所得税(国税)	21.1	24.3	31.2	31.1
(参考) 個人所得	17.8	15.7	91.0	91.6

(注) 1 個人所得は、経済企画庁調による。

2 所得税および個人所得については、地方税との比較上1年前の計数である。

3 個人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

# の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度				比 較			
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D) の 構成比	増 減 額 (B)-(D) (E)	(E) の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 620 269	1 566 726	96.7	95.6	288 999	92.3	18.4	19.8
1 618 471	1 564 938	96.7	95.5	288 626	92.2	18.4	19.8
739 418	706 766	95.6	43.1	143 474	45.8	20.3	25.7
13 640	12 721	93.3	0.8	782	0.2	6.1	2.0
457 431	431 563	94.3	26.3	139 985	44.7	32.4	24.8
3 946	3 773	95.6	0.2	282	0.1	7.5	7.5
264 402	258 709	97.8	15.8	2 425	0.8	0.9	29.0
595 031	576 702	96.9	35.2	118 197	37.8	20.5	17.2
562 694	544 366	96.7	33.2	115 173	36.8	21.2	17.7
156 559	150 947	96.4	9.2	42 049	13.4	27.9	26.2
234 360	225 514	96.2	13.8	38 925	12.4	17.3	12.3
171 775	167 905	97.7	10.2	34 199	10.9	20.4	18.3
32 337	32 337	100.0	2.0	3 023	1.0	9.3	9.9
26 133	23 849	91.3	1.5	2 358	0.8	9.9	14.2
154 850	154 850	100.0	9.4	14 304	4.6	9.2	10.5
97 841	97 828	100.0	6.0	10 612	3.4	10.8	14.1
2 514	2 425	96.4	0.1	△ 206	△ 0.1	△ 8.5	△ 5.5
2 683	2 518	93.8	0.2	△ 113	△ 0.0	△ 4.5	△ 3.0
1 798	1 787	99.4	0.1	374	0.1	20.9	25.5
75 352	72 805	96.6	4.4	24 050	7.7	33.0	32.0
2 259	2 173	96.2	0.1	1 478	0.5	68.0	6.2
72 756	70 309	96.6	4.3	22 591	7.2	32.1	33.2
335	321	96.0	0.0	△ 19	△ 0.0	△ 5.9	7.0
3	2	74.0	0.0	0	-	-	△ 33.3
10	1	10.8	0.0	0	-	-	△ 50.0
1 695 632	1 639 532	96.7	100.0	313 050	100.0	19.1	20.3

し、特別区が徴収した道府県税相当額(11百万円)を控除した税法上の収入状況である。

## その5 法人諸税の状況

(単位 %)

区 分	対前年度増減率		決算額構成比	
	昭和46年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和45年度
住 民 税 法 人 分	0.4	27.1	9.9	11.2
事 業 税 法 人 分	△ 1.0	24.6	21.3	24.3
法 人 税 (国 税)	0.6	27.8	30.9	33.0
(参考) 法 人 所 得	△ 0.3	23.5	13.8	15.4

(註) 1 法人所得は、経済企画庁調による。

2 法人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

## 第14表 昭和46年度法定

### その1 都道府県

(単位 百万円)

区 分	釧 引 取 税	文 化 観 光 税	合 計
奈 良 県	—	2	2
合 計 (A)	—	2	2
昭 和 45 年 度 (B)	16	40	56
増 減 (A)-(B)	△ 16	△ 38	△ 54

(注) 昭和45年度の釧引取税16百万円は、岐阜県分である。

## 第15表 給与所得者の住民税

### その1 所得割軽減額

(単位 円・%)

給与の収入金額等		所得割の負担額		軽 減 額	軽 減 率
		昭和45年度	昭和46年度		
70万円	道府県民税	884	0	884	100.0
	市町村民税	884	0	884	100.0
	計	1768	0	1768	100.0
100万円	道府県民税	5628	4128	1500	26.7
	市町村民税	6942	4692	2250	32.4
	計	12570	8820	3750	29.8
150万円	道府県民税	14582	12582	2000	13.7
	市町村民税	23955	19664	4291	17.9
	計	38537	32246	6291	16.3

# 外普通税の状況

その2 市町村

(単位 百万円)

区 分	昭 和 46 年 度		昭 和 45 年 度		比 較	
	市町村数 (A)	収 入 額 (B)	市町村数 (C)	収 入 額 (D)	(A)-(C)	(B)-(D)
犬 税	23	17	34	18	△ 11	△ 1
商品切手発行税	12	1 433	12	1 112	0	321
林産物移輸出税	7	48	7	49	0	△ 1
広 告 税	7	506	7	497	0	9
文化観光施設税	2	62	1	61	1	1
砂利採取税	5	94	4	49	1	45
と 畜 税	1	1	1	1	0	0
合 計	57	2 161	66	1 787	△ 9	374

## 所得割の負担状況(夫婦、子2人)

その2 課税最低限の推移

(単位 円・%)

所得 税	区 分 住民税	所 得 税			住 民 税		
		課税最低限	増減率	指 数	課税最低限	増減率	指 数
昭和40年度	昭和41年度	474 036	13.5	100	370 856	20.5	100
41	42	537 282	13.3	113	381 377	2.8	103
42	43	633 599	17.9	134	467 682	22.6	126
43	44	721 905	13.9	152	555 481	18.8	150
44	45	800 900	10.9	169	640 940	15.4	173
45	46	880 328	9.9	186	728 091	13.6	196
46	47	1 003 441	14.0	212	804 871	10.5	217

## 第16表 市町村民税超

### その1 市町村民税個人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 46 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	7	100.0	499	84.4
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	85	14.4
不 均 一 課 税	—	—	7	1.2
合 計	7	100.0	591	100.0

(注) 特別区については、23区を1として大都市に計上している。なお、調査時点に

### その2 市町村民税所得割税率別市町村数

区 分	昭 和 46 年		
	大 都 市		都 市
	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	—	—	—
標 準 税 率	7	100.0	562
標 準 税 率 を 超 え る も の	1.1 倍 まで	—	6
	1.2 倍 まで	—	17
	1.3 倍 まで	—	5
	1.4 倍 まで	—	1
	1.5 倍 まで	—	—
不 均 一 課 税	—	—	—
合 計	7	100.0	591

(注) 特別区については、23区を1として大都市に計上している。

### その3 市町村民税法人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 46		
	大 都 市		都 市
	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	{ 法第312条第1項第1号の法人等	—	—
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	—	—
標 準 税 率	{ 法第312条第1項第1号の法人等	5	71.4
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	5	71.4
標 準 税 率 を 超 え る も の	{ 法第312条第1項第1号の法人等	2	28.6
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	2	28.6
不 均 一 課 税	{ 法第312条第1項第1号の法人等	—	1
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	—	1
合 計	{ 法第312条第1項第1号の法人等	7	100.0
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	7	100.0

(注) 特別区については、23区を1として大都市に計上している。

# 過 課 税 等 の 状 況

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭和45年7月1日		比 較	
町 村		計		現在		増 減	増減率
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比		
—	—	—	—	—	—		
2 166	81.4	2 672	82.0	2 619	79.8		
493	18.5	578	17.7	655	20.0		
1	0.0	8	0.2	7	0.2		
2 660	100.0	3 258	100.0	3 281	100.0		

変更があつたので、比較を行なつていない。

(単位 %)

4 月 1 日 現 在				
市	町 村		計	
	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数
—	1	0.0	1	0.0
95.1	2 615	98.3	3 184	97.7
1.0	15	0.6	21	0.6
2.9	14	0.5	31	1.0
0.8	15	0.6	20	0.6
0.2	—	—	1	0.0
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
100.0	2 660	100.0	3 258	100.0

(単位 %)

年 4 月 1 日 現 在					昭和45年7月1日	
市	町 村		計		現在	
	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数
—	—	—	—	—	1	0.0
—	—	—	—	—	1	0.0
64.3	1 998	75.1	2 383	73.1	2 372	72.3
64.3	1 997	75.1	2 382	73.1	2 389	72.8
35.5	662	24.9	874	26.8	899	27.4
35.5	663	24.9	875	26.9	882	26.9
0.2	—	—	1	0.0	8	0.2
0.2	—	—	1	0.0	8	0.2
100.0	2 660	100.0	3 258	100.0	3 280	100.0
100.0	2 660	100.0	3 258	100.0	3 280	100.0

## 第16表 市町村民税超過

### その4 市町村民税法人税割税率別市町村数

区 分	昭 和 46 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	7	100.0	195	33.0
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	393	66.5
不 均 一 課 税	—	—	3	0.5
合 計	7	100.0	591	100.0

註 特別区については、23区を1として大都市に計上している。なお、調査時点に  
その5 固定資産税税率別市町村数

区 分	昭 和 46 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	7	100.0	428	72.4
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	159	26.9
不 均 一 課 税	—	—	4	0.7
合 計	7	100.0	591	100.0

註 特別区については、23区を1として大都市に計上している。なお、調査時点に

## 第17表 地 方 税 徴

### その1 都道府県

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 34 年 度	97.0	89.0	37.1	92.2
35	97.3	90.4	42.8	94.2
36	97.2	92.6	49.8	95.0
37	97.3	92.5	54.9	95.4
38	97.4	92.2	56.9	95.6
39	97.2		57.5	95.8
40	96.8		54.7	95.3
41	97.2		52.3	95.5
42	97.4		50.1	95.8
43	97.7		51.2	96.2
44	97.4		51.7	96.1
45	97.5		58.4	96.4
46	97.7		59.4	96.5

註 昭和39年度から現年度分および過年度分は合わせて現年課税分とされた。



# 課 税 等 の 状 況 (つづき)

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 45 年		比 較	
町 村		計		7 月 1 日 現 在			
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—		
1 627	61.2	1 829	56.1	1 801	54.9		
1 033	38.8	1 426	43.8	1 471	44.8		
—	—	3	0.1	8	0.3		
2 660	100.0	3 258	100.0	3 280	100.0		

変更があつたので、比較を行なつていない。

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 45 年		比 較	
町 村		計		7 月 1 日 現 在			
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	1	0.0		
2 172	81.7	2 607	80.0	2 375	72.4		
488	18.3	647	19.9	886	27.0		
—	—	4	0.1	18	0.6		
2 660	100.0	3 258	100.0	3 280	100.0		

変更があつたので、比較を行なつていない。

## 収 率 の 推 移

その 2 市 町 村

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 34 年 度	95.7	87.7	39.6	89.7
35	96.6	86.4	40.8	91.7
36	97.0	86.7	40.4	93.1
37	97.1	86.6	40.9	93.8
38	97.4	84.6	42.5	94.5
39	97.4		42.6	94.9
40	97.5		43.0	95.1
41	97.8		41.2	95.5
42	98.1		41.0	96.0
43	98.2		40.6	96.3
44	98.2		41.4	96.5
45	98.2		43.8	96.7
46	98.3		45.2	97.0

第18表 国 税 と 地 方

区 分	租 税 総 額						国	
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計	
昭 和 10 年 度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0
34	19 833	100.0	11 527	58.1	8 307	41.9	13 724	100.0
35	25 457	100.0	15 561	61.1	9 896	38.9	18 015	100.0
36	31 342	100.0	19 335	61.7	12 007	38.3	22 277	100.0
37	34 474	100.0	22 124	64.2	12 350	35.8	23 907	100.0
38	39 446	100.0	25 383	64.3	14 063	35.7	27 317	100.0
39	45 588	100.0	29 318	64.3	16 270	35.7	31 592	100.0
40	48 291	100.0	31 429	65.1	16 862	34.9	32 797	100.0
41	54 316	100.0	35 476	65.3	18 840	34.7	36 630	100.0
42	65 463	100.0	43 337	66.2	22 126	33.8	43 968	100.0
43	79 039	100.0	52 810	66.8	26 229	33.2	53 238	100.0
44	95 456	100.0	64 995	68.1	30 461	31.9	64 554	100.0
45	115 261	100.0	80 706	70.0	34 555	30.0	77 754	100.0
46	126 796	100.0	89 876	70.9	36 920	29.1	84 439	100.0

(註) 1 国税は租税（一般会計ならびに交付税及び譲与税配付金特別会計分および

2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、相続税、地租、営業収益税、資本利子税、法  
税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦

間接税等…直接税以外の諸税

3 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟  
税、目的税(自動車取得税、軽油引取税、入湯税を除く)、国税  
電話加入権税、電話税、雑種税(一部)段別割、戸数割、戸別割、

間接税等…直接税以外の諸税

# 税 の 収 入 状 況

(単位 億円・%)

税				地 方 税					
直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
6 818	49.7	6 906	50.3	6 109	100.0	4 709	77.1	1 401	22.9
9 784	54.3	8 231	45.7	7 442	100.0	5 778	77.6	1 665	22.4
12 277	55.1	10 001	44.9	9 065	100.0	7 058	77.9	2 006	22.1
13 815	57.8	10 092	42.2	10 567	100.0	8 309	78.6	2 258	21.4
15 826	57.9	11 491	42.1	12 129	100.0	9 557	78.8	2 572	21.2
18 467	58.5	13 125	41.5	13 996	100.0	10 851	77.5	3 145	22.5
19 416	59.2	13 381	40.8	15 494	100.0	12 014	77.5	3 481	22.5
21 718	59.3	14 912	40.7	17 686	100.0	13 758	77.8	3 928	22.2
26 624	60.6	17 344	39.4	21 495	100.0	16 713	77.8	4 782	22.2
32 826	61.7	20 412	38.3	25 801	100.0	19 984	77.5	5 817	22.5
41 174	63.8	23 380	36.2	30 902	100.0	23 821	77.1	7 081	22.9
51 344	66.0	26 410	34.0	37 507	100.0	29 362	78.3	8 145	21.7
56 559	67.0	27 880	33.0	42 357	100.0	33 317	78.7	9 040	21.3

石炭対策特別会計分)および印紙収入のほか専売納付金を含む。

人資本税、鉱区税、鉱産税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当  
 災者特別税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税及び還付税

者税、狩猟免許税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産  
 付加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、  
 家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税および金庫税

第19表 国民所得に対する

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ	
	国 税	地 方 税	合 計	連 邦 税	州 税 地 方 税 計	合 計	国 税	地 方 税
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.8	11.3	18.1	18.1	4.4
16	13.8	2.5	16.2	12.3	8.2	20.5	28.5	3.3
34	12.4	5.5	18.0	18.6	8.3	27.0	27.8	3.6
35	13.6	5.6	19.2	18.9	8.9	27.8	26.7	3.7
36	14.1	5.8	19.9	18.6	9.2	27.8	27.5	3.7
37	13.5	6.0	19.4	18.7	9.4	28.0	28.6	3.9
38	13.2	5.9	19.1	18.9	9.5	28.4	27.0	4.1
39	13.5	6.0	19.5	17.5	9.6	27.0	26.7	4.1
40	12.6	6.0	18.5	17.5	9.6	27.1	28.0	4.3
41	12.0	5.8	17.8	17.5	9.5	27.0	29.9	4.6
42	12.1	5.9	18.0	17.4	9.8	27.2	31.2	4.6
43	12.4	6.0	18.4	18.7	10.4	29.1	34.0	4.6
44	12.9	6.2	19.1	19.5	10.8	30.3	36.9	4.7
45	13.1	6.3	19.5	18.6	11.4	30.0	37.8	4.7
46	12.8	6.4	19.3	16.6	11.9	28.5	35.1	4.8

(註) 1 日本の国税は、租税(一般会計ならびに交付税及び譲与税配付金特別会計  
2 大蔵省調による。

# 租税負担率の外国との比較

(単位 %)

ス 合 計	西 ド イ ツ			フ ラ ン ス			イ タ リ ア				
	連邦税 州税計	地方税	合 計	国税	県 村 税 計	市 町 計	合 計	国税	県 村 税 計	市 町 計	合 計
22.6	15.8	6.3	22.1	18.5	...	...	...	...	...	...	...
31.8	33.1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
31.4	26.1	4.5	30.6	25.1	3.8	28.7	20.7	2.9	23.5		
30.4	25.0	4.1	29.0	24.3	3.7	28.0	20.0	2.7	22.7		
31.2	24.6	4.1	30.4	24.5	3.8	28.3	19.4	2.9	22.3		
32.5	27.1	4.0	31.1	24.2	3.9	28.0	21.0	2.7	23.6		
31.1	26.8	3.9	30.8	24.5	3.9	28.4	19.6	2.7	22.4		
30.8	26.8	3.9	30.6	25.4	4.1	29.5	21.1	2.7	23.8		
32.3	26.0	3.7	29.7	25.4	4.1	29.6	20.9	2.7	23.6		
34.3	26.1	3.7	29.8	25.2	4.3	29.5	21.6	2.7	24.4		
35.8	26.8	3.7	30.6	24.9	4.0	29.0	21.9	2.6	24.6		
38.6	25.7	3.6	29.3	23.8	2.9	26.7	22.0	2.6	24.6		
41.6	27.6	4.1	31.7	25.6	2.8	28.5	21.1	2.6	23.7		
42.5	26.0	3.5	29.5	24.9	2.7	27.6	21.1	2.4	23.5		
39.9	...	...	...	24.5	2.7	27.2	21.2	2.4	23.7		

分および石炭対策特別会計分)および印紙収入のほか専売納付金を含む。

## 第20表 地方譲与

### その1 交付の状況

区 分	昭 和 46 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	計 (A)
地方道路譲与税	92 511	6 751	99 262
石油ガス譲与税	11 311	1 635	12 946
特別とん譲与税	108	6 261	6 369
自動車重量譲与税	—	7 194	7 194
合 計	103 930	21 840	125 771

### その2 収入超過団体に対する譲与制限の状況

区 分	あ ん 分 額		
	道路の延長分	道路の面積分	計 (A)
収 入 超 過 団 体			
東 京 都	2 956	2 636	5 592
神 奈 川 県	1 014	989	2 003
愛 知 県	1 478	1 244	2 722
大 阪 府	1 297	1 406	2 703
小 計	6 745	6 275	13 020
その他の道府県および大都市	42 871	43 341	86 212
総 計	49 616	49 616	99 232

註 1 地方道路譲与税は、毎年4月1日現在における都道府県および大都市の区域  
よび都道府県道の延長にあん分して譲与される。この場合地方道路譲与税の額  
する。

2 収入超過団体は、前年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえる団体で  
つて算定した額の3分の2に相当する額をこえる場合は、当該3分の2に相当

# 税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度			比 較	
都 道 府 県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
84 289	5 866	90 155	9 107	10.1
10 550	1 671	12 221	725	5.9
114	6 196	6 311	58	0.9
—	—	—	7 194	皆増
94 953	13 734	108 687	17 084	15.7

(単位 百万円)

控 除 額 (B)	再 譲 与 額 (C)	法 第 5 条 の 額 調 整 (D)	地 方 道 路 譲 与 税 (A)-(B)+(C)+(D)
4 941	—	—	650
1 628	—	—	376
1 843	—	—	879
2 300	—	—	404
10 712	—	—	2 309
—	10 712	—	96 953
10 712	10 712	30	99 262

(大都市を包括する府県においては当該大都市を除いた区域)内に存する一般国道おの2分の1の額を道路の延長で、他の2分の1の額を道路の面積でそれぞれあん分

あり、その控除額は、そのこえる額の10分の2に相当する額(この額があん分による額)である。

## 第21表 地方交付

### その1 配分状況

区 分	昭 和 46 年			
	普 通 交 付 税		特 別 交 付 税	
	交 付 額	構 成 比	交 付 額	構 成 比
都 道 府 県	1 056 161	53.4	40 609	33.1
市 町 村	922 477	46.6	82 176	66.9
大 都 市	54 016	2.7	5 442	4.4
都 市	352 684	17.8	36 924	30.1
町 村	515 778	26.1	39 810	32.4
合 計	1 978 638	100.0	122 785	100.0

(註) 昭和46年4月2日以降昭和47年3月31日までに合併が行なわれた団体につ町村に区分されている。以下、第21表において同じ。

### その2 算定基礎

区 分	昭 和 46 年	
	当 初	補 正
国 税 三 税 (A)	6 362 657	△ 398 000
所 得 税 税	2 832 816	△ 85 000
法 人 税 税	2 871 479	△ 290 000
酒 税 税	658 362	△ 23 000
(A) × 32.0%	2 036 050	△ 127 360
精 算 分	17 373	—
45 年 度 特 例 措 置 分	—	—
46 年 度 特 例 措 置 分	1 000	—
小 計 (B)	2 054 423	△ 127 360
臨 時 地 方 特 例 交 付 金 (C)	—	52 800
借 入 金 (D)	—	129 560
返 還 金 (E)	△ 8 000	—
合 計 (B)+(C)+(D)+(E) (F)	2 046 423	55 000
繰 越 金 (G)	—	—
再 計 (F)+(G)	2 046 423	55 000



# 税 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭 和 45 年 度		比 較	
計		地 方 交 付 税		増 減 額	増 減 率
交 付 額(A)	構 成 比	交 付 額(B)	構 成 比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)×100
1 096 770	52.2	963 166	53.6	133 604	13.9
1 004 653	47.8	835 082	46.4	169 571	20.3
59 458	2.8	58 626	3.3	832	1.4
389 608	18.5	324 406	18.0	65 202	20.1
555 588	26.4	452 050	25.1	103 538	22.9
2 101 423	100.0	1 798 248	100.0	303 175	16.9

いては、普通交付税は合併前のそれぞれの市町村に、特別交付税は合併後の市

(単位 百万円・%)

度	昭 和 45 年 度		比 較	
最 終 (a)	当 初	最 終 (b)	増 減 額	増 減 率
			(a)-(b) (c)	(c)/(b)×100
5 964 657	5 302 894	5 548 786	415 871	7.5
2 747 816	2 305 503	2 385 566	362 250	15.2
2 581 479	2 420 259	2 551 184	30 295	1.2
635 362	577 132	612 036	23 326	3.8
1 908 690	1 696 926	1 775 611	133 079	7.5
17 373	△ 4 054	△ 4 054	21 427	△ 528.5
—	△ 30 000	—	—	—
1 000	—	—	1 000	皆増
1 927 063	1 662 872	1 771 557	155 506	8.8
52 800	—	—	52 800	皆増
129 560	8 000	8 000	121 560	1 519.5
△ 8 000	△ 16 500	△ 16 500	8 500	△ 51.5
2 101 423	1 654 372	1 763 057	338 366	19.2
—	38 191	38 191	△ 38 191	皆減
2 101 423	1 692 563	1 801 248	300 175	16.7

## 第21表 地方交付

### その3 普通交付税算定状況

区 分	基準財政需要額		
	財源不足団体	財源超過団体	計
都 道 府 県	2 127 094	684 013	2 811 107
市 町 都 市 村	1 939 056	411 757	2 350 813
大 都 町 市 村	307 365	274 080	581 445
合 計	917 958	127 591	1 045 549
	713 733	10 086	723 819
	4 066 150	1 095 770	5 161 920

- (注) 1 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも  
 2 特別区については、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定に基づき東京として算入した。

### その4 基準財政需要額および基準財政収入額の状況

区 分	昭 和 46 年 度			昭 和 基準財政 需要額 (C)
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	比 率 (B)/(A)×100	
都 道 府 県	2 811 107	1 906 184	67.8	2 427 308
市 町 都 市 村	2 350 813	1 398 208	59.5	1 953 947
大 都 町 市 村	581 445	469 392	80.7	507 833
合 計	1 045 549	718 888	68.8	844 016
	723 819	209 927	29.0	602 097
	5 161 920	3 304 392	64.0	4 381 255

### その5 交付・不交付団体の状況

区 分	昭 和 46 年 度					
	交 付		不 交 付		計	
都 道 府 県	42	91.8	4	8.7	46	100.0
市 町 都 市 村	3 204	98.8	54	1.7	3 258	100.0
大 都 町 市 村	6	85.7	1	14.3	7	100.0
合 計	564	95.4	27	4.6	591	100.0
	2 634	99.0	26	1.0	2 660	100.0
	3 246	98.2	58	1.8	3 304	100.0

- (注) 1 都道府県分の不交付団体は、東京都、神奈川県、愛知県および大阪府である。  
 2 特別区は不交付団体として大都市に含めた(23区を1団体としている)。

# 税 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

基準財政収入額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税 額
財 源 不 足 団 体	財 源 超 過 団 体	計			
1 064 498	841 686	1 906 184	157 673	1 062 596	1 056 161
1 010 713	387 495	1 398 208	△ 24 263	928 343	922 477
252 420	216 973	469 392	△ 57 107	54 946	54 016
562 497	156 391	718 888	28 800	355 461	352 684
195 797	14 131	209 927	4 045	517 937	515 778
2 075 211	1 229 181	3 304 392	133 410	1 990 939	1 978 638

のである。

都分と合算した場合、財源超過となるので、単独では財源不足となるが財源超過団体

(単位 百万円・%)

45 年 度		比 較			
基準財政 収入額 (D)	比 率 (D)/(C)×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
		増 減 額 (A)-(C) (E)	増 減 率 (E)/(C)×100	増 減 額 (B)-(D) (F)	増 減 率 (F)/(D)×100
1 642 391	67.7	383 799	15.8	263 793	16.1
1 160 269	59.4	396 866	20.3	237 939	20.5
401 619	79.1	73 612	14.5	67 773	16.9
571 866	67.8	201 533	23.9	147 022	25.7
186 784	31.0	121 722	20.2	23 143	12.4
2 802 660	64.0	780 665	17.8	501 732	17.9

(単位 %)

昭 和 45 年 度					比 較				
交 付		不 交 付		計	交 付		不 交 付		
増減数	増減率	増減数	増減率		増減数	増減率	増減数	増減率	
42	91.3	4	8.7	46	100.0	0	-	0	-
3 223	98.2	58	1.8	3 281	100.0	△ 19	△ 0.6	△ 4	△ 6.9
6	85.7	1	14.3	7	100.0	0	-	0	-
532	95.3	26	4.7	558	100.0	32	6.0	1	3.8
2 685	98.9	31	1.1	2 716	100.0	△ 51	△ 1.9	△ 5	△ 16.1
3 265	98.1	62	1.9	3 327	100.0	△ 19	△ 0.6	△ 4	△ 6.5

第 22 表 一 般 財

その 1 総 括

区 分	昭 和 46 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額
地 方 交 付 税 金 源	2 461 479	1 774 267	4 235 746
地 方 交 付 税 金 源	103 930	21 840	125 771
地 方 交 付 税 金 源	1 096 770	1 004 654	2 101 423
地 方 交 付 税 金 源	—	13 306	—
地 方 交 付 税 金 源	—	3 580	—
地 方 交 付 税 金 源	—	53 157	—
地 方 交 付 税 金 源	3 662 179	2 870 804	6 462 940
地 方 交 付 税 金 源	3 505 802	2 728 462	5 716 509
地 方 交 付 税 金 源	7 167 981	5 599 266	12 179 449

その 2 大 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 46 年 度		昭 和 45 年
地 方 交 付 税 金 源	322 902	38.8	277 411
地 方 交 付 税 金 源	11 285	1.4	9 930
地 方 交 付 税 金 源	59 458	7.1	58 626
地 方 交 付 税 金 源	13 306	1.6	12 321
地 方 交 付 税 金 源	220	0.0	121
地 方 交 付 税 金 源	7 216	0.9	7 532
地 方 交 付 税 金 源	414 387	49.8	365 941
地 方 交 付 税 金 源	418 145	50.2	321 184
地 方 交 付 税 金 源	832 532	100.0	687 125

その 3 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 46 年 度		昭 和 45 年
地 方 交 付 税 金 源	1 041 993	35.9	852 817
地 方 交 付 税 金 源	6 983	0.2	3 404
地 方 交 付 税 金 源	396 644	13.7	334 610
地 方 交 付 税 金 源	2 002	0.1	1 002
地 方 交 付 税 金 源	24 445	0.8	23 121
地 方 交 付 税 金 源	1 472 067	50.7	1 214 954
地 方 交 付 税 金 源	1 429 074	49.3	1 095 727
地 方 交 付 税 金 源	2 901 141	100.0	2 310 681

# 源 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 45 年 度			増 減 額		
都道府県	市 町 村	純 計 額	都道府県	市 町 村	純 計 額
2 265 873	1 484 795	3 750 668	195 606	289 472	485 078
94 953	13 734	108 687	8 977	8 106	17 084
963 166	835 082	1 798 248	133 604	169 572	303 175
—	12 321	—	—	985	—
—	1 850	—	—	1 730	—
—	53 380	—	—	△223	—
3 323 992	2 401 162	5 657 603	338 187	469 642	805 337
2 729 920	2 134 057	4 446 395	775 882	594 405	1 270 114
6 053 912	4 535 219	10 103 998	1 114 069	1 064 047	2 075 451

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
40.4	45 491	31.3	16.4	20.6
1.5	1 355	0.9	13.6	17.1
8.5	832	0.6	1.4	47.0
1.8	985	0.7	8.0	13.0
0.0	99	0.1	81.8	11.0
1.1	△316	△0.2	△4.2	7.8
53.3	48 446	33.3	13.2	23.5
46.7	96 961	66.7	30.2	12.8
100.0	145 407	100.0	21.2	18.2

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
36.9	189 176	32.0	22.2	23.9
0.2	3 579	0.6	105.1	15.7
14.5	62 034	10.5	18.5	38.8
0.0	1 000	0.2	99.8	18.4
1.0	1 324	0.2	5.7	13.3
52.6	257 113	43.5	21.2	27.4
47.4	333 347	56.5	30.4	30.7
100.0	590 460	100.0	25.6	29.0

第22表 一般財

その3 都市

(1) 中都市

区 分	決 算		
	昭 和 46 年 度		昭 和 45 年
地 方 税 金 源	699 873	40.7	578 940
地 方 譲 与 税 金 源	4 496	0.3	2 666
地 方 交 付 税 金 源	147 165	8.6	128 841
地 方 交 付 税 金 源	951	0.1	506
地 方 交 付 税 金 源	13 567	0.8	12 787
地 方 交 付 税 金 源	866 052	50.4	723 740
地 方 交 付 税 金 源	853 546	49.6	663 632
歳 入 合 計	1 719 598	100.0	1 387 372

(2) 小都市

区 分	決 算		
	昭 和 46 年 度		昭 和 45 年
地 方 税 金 源	342 121	29.0	273 877
地 方 譲 与 税 金 源	2 487	0.2	738
地 方 交 付 税 金 源	249 479	21.1	205 769
地 方 交 付 税 金 源	1 051	0.1	496
地 方 交 付 税 金 源	10 878	0.9	10 335
地 方 交 付 税 金 源	606 016	51.3	491 215
地 方 交 付 税 金 源	575 527	48.7	432 094
歳 入 合 計	1 181 543	100.0	923 309

その4 町村

区 分	決 算		
	昭 和 46 年 度		昭 和 45 年
地 方 税 金 源	268 318	17.7	237 861
地 方 譲 与 税 金 源	3 227	0.2	399
地 方 交 付 税 金 源	548 552	36.2	441 846
地 方 交 付 税 金 源	1 358	0.1	727
地 方 交 付 税 金 源	16 588	1.1	17 138
地 方 交 付 税 金 源	838 043	55.3	697 971
地 方 交 付 税 金 源	676 701	44.7	551 099
歳 入 合 計	1 514 744	100.0	1 249 070

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
41.7	120 933	36.4	20.9	27.3
0.2	1 830	0.6	68.6	16.1
9.3	18 324	5.5	14.2	40.2
0.0	445	0.1	87.9	28.1
0.9	780	0.2	6.1	15.4
52.2	142 312	42.8	19.7	29.1
47.8	189 914	57.2	28.6	33.0
100.0	332 226	100.0	23.9	31.0

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
29.7	68 244	26.4	24.9	17.4
0.1	1 749	0.7	237.0	14.4
22.3	43 710	16.9	21.2	38.0
0.1	555	0.2	111.9	10.2
1.1	543	0.2	5.3	10.7
53.2	114 801	44.5	23.4	25.0
46.8	143 433	55.5	33.2	27.2
100.0	258 234	100.0	28.0	26.1

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
19.0	30 457	11.5	12.8	8.9
0.0	2 828	1.1	708.8	45.1
35.4	106 706	40.2	24.2	26.2
0.1	631	0.2	86.8	12.0
1.4	550	0.2	3.2	5.6
55.9	140 072	52.7	20.1	19.2
44.1	125 602	47.3	22.8	17.1
100.0	265 674	100.0	21.3	18.3

第22表 一般財

その5 特別区

区 分	決 算	
	昭 和 46 年 度	昭 和 45
地 方 税 税 金	141 053	116 706
地 方 譲 与 税	345	—
地 方 交 付 税	—	—
地 方 取 得 税 (一 般 財 源)	4 908	5 588
地 方 計 他 の 財 源	146 306	122 294
そ の 他	154 174	129 509
歳 入 合 計	300 480	251 803

第23表 一般財

その1 純 計

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地 方
	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額
昭和36年度	906 475	100	21.8	45 449	100	25.7	401 704
40	1 549 421	171	10.7	50 062	110	14.7	743 187
41	1 768 587	195	14.1	59 203	130	18.3	777 327
42	2 149 522	237	21.5	69 158	152	16.8	947 020
43	2 580 128	285	20.0	79 586	175	15.1	1 125 508
44	3 090 179	341	19.8	93 065	205	16.9	1 460 845
45	3 750 668	414	21.4	108 687	239	16.8	1 798 248
46	4 235 746	467	12.9	125 771	277	15.7	2 101 423

その2 都道府県

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地 方
	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額
昭和36年度	497 725	100	26.1	43 939	100	25.7	267 744
40	848 397	170	10.6	45 616	104	14.5	480 649
41	986 763	198	16.3	53 858	123	18.1	486 615
42	1 219 928	245	23.6	62 834	143	16.7	592 968
43	1 515 510	304	24.2	72 193	164	14.9	683 741
44	1 854 498	373	22.4	81 369	185	12.7	829 934
45	2 265 873	455	22.2	94 953	216	16.7	963 166
46	2 461 479	495	8.6	103 930	237	9.5	1 096 770



源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

年 度	比 較			
	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
46.3	24 347	50.0	20.9	17.8
—	345	0.7	皆増	—
—	—	—	—	—
2.2	△ 680	△ 1.4	△ 12.2	6.4
48.6	24 012	49.3	19.6	17.3
51.4	24 665	50.7	19.0	21.2
100.0	48 677	100.0	19.3	19.3

源 の 推 移

(単位 百万円・%)

交 付 税		臨時地方財政(特例)交付金			合 計		
指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率
100	29.2	—	—	—	1 353 628	100	24.0
185	11.6	—	—	—	2 342 670	173	11.1
194	4.6	46 455	—	皆増	2 651 572	196	13.2
236	21.8	11 998	—	△ 74.2	3 177 698	235	19.8
280	18.8	—	—	皆減	3 785 222	280	19.1
364	29.8	—	—	—	4 644 089	343	22.7
448	23.1	—	—	—	5 657 603	418	21.8
523	16.9	—	—	—	6 462 940	477	14.2

(単位 百万円・%)

交 付 税		臨時地方財政(特例)交付金			合 計		
指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率
100	26.8	—	—	—	809 408	100	26.3
180	11.2	—	—	—	1 374 662	170	10.9
182	1.2	24 858	—	皆増	1 552 094	192	12.9
221	21.9	9 500	—	△ 61.8	1 885 230	233	21.5
255	15.3	—	—	皆減	2 271 444	281	20.5
310	21.4	—	—	—	2 765 801	342	21.8
360	16.1	—	—	—	3 323 992	411	20.2
410	13.9	—	—	—	3 662 179	452	10.2

第23表 一般財

その3 市町村

区分	地方税			地方譲与税		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	408 750	100	16.9	1 510	100	23.8
40	701 024	172	10.9	4 446	294	17.4
41	781 824	191	11.5	5 345	354	20.2
42	929 594	227	18.9	6 324	419	18.3
43	1 064 617	260	14.5	7 394	490	16.9
44	1 235 681	302	16.1	11 696	775	58.2
45	1 484 795	363	20.2	13 734	910	17.4
46	1 774 267	434	19.5	21 840	1 446	59.0
区分	娯楽施設利用税交付金			自動車取得税交付金		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	—	—	—	—	—	—
40	—	—	—	—	—	—
41	782	—	皆増	—	—	—
42	1 307	—	67.1	—	—	—
43	1 454	—	11.2	28 808	—	皆増
44	1 604	—	10.3	48 870	—	69.6
45	1 850	—	15.3	53 380	—	9.2
46	3 580	—	93.5	53 157	—	△ 0.4

源 の 推 移 (つづき)

(単位 百万円・%)

地 方 交 付 税			軽 油 引 取 税 交 付 金		
決 算 額	指 数	対 前 年 度 率 増 減	決 算 額	指 数	対 前 年 度 率 増 減
133 960	100	34.2	1 501	100	58.0
262 538	196	12.3	4 238	282	19.1
290 712	217	10.7	6 096	406	43.8
354 052	264	21.8	7 634	509	25.2
441 767	330	24.8	9 158	610	20.0
630 911	471	42.8	10 901	726	19.0
835 082	623	32.4	12 321	821	13.0
1 004 654	750	20.3	13 306	886	8.0
臨 時 地 方 財 政 (特 例) 交 付 金			合 計		
決 算 額	指 数	対 前 年 度 率 増 減	決 算 額	指 数	対 前 年 度 率 増 減
—	—	—	545 721	100	20.8
—	—	—	972 246	178	11.3
21 597	—	皆 増	1 106 356	203	13.8
2 498	—	88.4	1 301 409	238	17.6
—	—	皆 減	1 553 198	285	19.3
—	—	—	1 939 663	355	24.9
—	—	—	2 401 162	440	23.8
—	—	—	2 870 804	526	19.6

第24表 昭和46年度一般財源の人口1人当たり額の状況  
その1 都道府県 (単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源		
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	
A	神奈川 愛大(平)	神奈川県	26 152	57.4	—	—	26 260	57.6
		大阪府	29 133	53.6	—	—	29 367	54.0
	静岡県 兵庫玉 埼広千 福岡山 山群岐 三橋滋 石(平)	静岡県	30 332	55.4	—	—	30 433	55.6
		兵庫県	28 717	55.4	—	—	28 859	55.6
		埼玉県	24 674	43.4	1 351	2.4	27 020	47.5
		兵庫県	22 966	49.6	2 049	4.4	25 687	55.4
		兵庫県	21 481	41.2	2 800	5.4	25 054	48.0
		兵庫県	16 703	40.1	2 622	6.3	20 120	48.3
		兵庫県	21 666	36.6	6 099	10.3	28 986	48.9
		兵庫県	16 827	32.4	4 762	9.2	22 426	43.1
B	福岡山 口馬重 木賀川 (平)	福岡県	16 707	31.1	9 444	17.6	26 901	50.1
		山口県	17 385	25.9	11 782	17.6	30 639	45.7
	岐阜山 群岐三 橋滋石 (平)	山口県	18 049	26.4	13 702	20.1	33 201	48.6
		岐阜県	16 813	28.6	11 264	19.1	29 277	49.8
		岐阜県	17 236	27.9	12 374	20.0	31 260	50.6
		岐阜県	18 051	26.0	13 238	19.1	32 720	47.1
		岐阜県	18 087	29.1	12 174	19.6	31 530	50.7
		岐阜県	19 121	25.1	15 066	19.8	35 585	46.7
		岐阜県	19 932	23.4	17 265	20.3	38 658	45.4
		岐阜県	19 160	33.9	7 111	12.6	27 306	48.3
C	茨城山 野城海 良(平)	茨城県	15 654	23.7	12 391	18.8	29 244	44.3
		山梨県	19 804	22.9	17 559	20.3	38 888	45.0
	香宮北 奈(平)	山梨県	16 449	22.3	15 847	21.5	33 792	45.8
		山梨県	17 135	21.9	17 946	22.9	36 494	46.6
		山梨県	16 826	25.4	16 985	25.6	34 971	52.8
		山梨県	15 762	24.4	15 588	24.2	32 550	50.5
		山梨県	14 950	19.6	17 575	23.1	34 323	45.1
		山梨県	14 364	22.7	15 824	25.0	31 404	49.7
		山梨県	15 906	22.0	16 235	22.4	33 618	46.4
		山梨県	13 800	19.7	18 887	27.0	33 981	48.5
D	愛新福 福大山 熊(平)	愛知県	14 939	17.3	20 911	24.2	37 370	43.3
		福岡県	17 801	18.8	24 365	25.7	43 903	46.3
	福大分 本(平)	福岡県	12 372	16.6	21 225	28.4	35 454	47.5
		大分県	12 857	15.7	24 134	29.4	38 716	47.2
		大分県	12 798	16.0	25 317	31.7	39 524	49.5
		大分県	9 573	12.7	21 754	28.8	32 821	43.5
		大分県	13 195	16.6	21 788	27.4	36 562	45.9
		大分県	10 109	14.1	21 198	29.6	32 448	45.3
		大分県	11 127	13.8	26 478	32.9	39 316	48.9
		大分県	10 539	12.9	26 581	32.3	38 729	47.4
E	長山宮 高青徳 若佐鳥 取田根 (平)	宮崎県	12 454	11.4	32 425	29.6	47 218	43.1
		宮崎県	9 665	14.2	23 974	35.2	35 143	51.5
	鹿兒島 (平)	宮崎県	11 663	12.9	29 708	32.7	43 040	47.4
		宮崎県	9 692	12.5	27 440	35.4	39 048	50.4
		宮崎県	10 631	12.7	27 831	33.3	39 738	47.6
		宮崎県	12 651	12.4	33 375	32.7	48 082	47.1
		宮崎県	9 953	12.3	27 288	33.7	38 870	48.0
		宮崎県	10 398	10.0	32 921	31.6	45 963	44.1
		宮崎県	8 380	10.5	26 083	32.7	36 220	45.4
		宮崎県	10 297	12.5	26 993	32.7	39 015	47.2
総平均	18 639	28.9	11 596	18.0	31 320	48.6		

(注) 1 グループの分類については、図表「第18図その1」を参照すること。なお、総平均の中には東京都を含めていない。

2 地方税の額は、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金および軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。

その2 市町村

(1) 類型区分の状況

ア 都市

産業構造 類型		Ⅱ次、Ⅲ次 70%以上		Ⅱ次、Ⅲ次50% 以上70%未満		Ⅱ次、Ⅲ次30% 以上50%未満		Ⅱ次、Ⅲ次30% 未満
		Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満	Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満	Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満	
人口		5	4	3	2	1	0	
30000人未満 人以上	0	0-5	0-4	0-3	0-2	0-1	※	
30000 ~ 55000 人未満	I	I-5	I-4	I-3	I-2	I-1	※	
55000 ~ 80000	II	II-5	II-4	II-3	II-2	※	※	
80000 ~ 130000	III	III-5	III-4	III-3	※	※	※	
130000 ~ 230000	IV	IV-5	IV-4	IV-3	※	※	※	
230000 ~ 430000	V	V-5	V-4	※	※	※	※	
430000人以上	VI	VI-5	※	※	※	※	※	

イ 町村

産業構造 類型		Ⅱ次、Ⅲ次 70%以上	Ⅱ次、Ⅲ次 50%以上 70%未満	Ⅱ次、Ⅲ次 30%以上 50%未満	Ⅱ次、Ⅲ次 10%以上 30%未満	Ⅱ次、Ⅲ次 10%未満
		4	3	2	1	0
3000人未満 人以上	0	0-4	0-3	0-2	0-1	※
3000 ~ 5500 人未満	I	I-4	I-3	I-2	I-1	※
5500 ~ 8000	II	II-4	II-3	II-2	II-1	※
8000 ~ 13000	III	III-4	III-3	III-2	III-1	※
13000 ~ 18000	IV	IV-4	IV-3	IV-2	IV-1	※
18000 ~ 23000	V	V-4	V-3	V-2	※	※
23000 ~ 28000	VI	VI-4	VI-3	VI-2	※	※
28000 ~ 33000	VII	VII-4	VII-3	VII-2	※	※
33000人以上	VIII	VIII-4	※	VIII-2	※	※

脚 1 人口および産業構造は昭和45年国勢調査による。

2 ※印は該当の都市または町村がない。

第24表 昭和46年度一般財源

(2) 都 市

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比
I — 1	7 720	15.5	20 217	40.6	28 479	57.3
I — 2	10 965	22.9	14 836	30.9	26 377	55.0
I — 3	10 271	20.2	15 643	30.8	26 444	52.1
I — 4	15 504	31.9	9 139	18.8	25 334	52.1
I — 5	12 586	25.0	13 237	26.3	26 404	52.5
II — 2	9 287	17.5	16 493	31.1	26 367	49.7
II — 3	11 014	24.3	15 475	34.1	27 009	59.6
II — 4	15 194	36.4	6 961	16.7	22 789	54.6
II — 5	14 574	28.8	9 288	18.3	24 475	48.3
III — 3	9 700	16.9	16 452	28.7	26 760	46.7
III — 4	16 081	34.0	5 289	11.2	22 146	46.8
III — 5	16 634	36.9	6 210	13.8	23 395	51.9
IV — 4	22 955	49.1	2 326	5.0	25 974	55.5
IV — 5	18 135	40.9	4 805	10.8	23 469	53.0
V — 5	18 202	38.9	4 306	9.2	23 142	49.5

の人口1人当たり額の状況(つづき)

(3) 町 村

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地方交付税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比
I — 1	9 007	10.8	38 535	46.2	48 496	58.2
I — 2	6 905	9.1	34 517	45.7	42 429	56.2
I — 3	8 971	12.9	28 699	41.4	38 407	55.4
I — 4	9 973	12.1	32 552	39.4	43 362	52.5
II — 1	5 427	9.7	27 256	48.5	33 544	59.7
II — 2	7 489	11.3	26 877	40.6	35 215	53.2
II — 3	9 179	14.9	24 184	39.2	34 288	55.6
II — 4	10 551	15.9	19 538	29.5	30 918	46.6
III — 1	5 492	10.3	25 903	48.7	32 051	60.2
III — 2	6 753	12.1	23 879	42.7	31 420	56.2
III — 3	9 305	17.7	18 975	36.2	29 044	55.4
III — 4	12 877	24.1	14 085	26.3	27 708	51.8
IV — 1	4 990	11.5	22 642	52.2	28 118	64.8
IV — 2	6 806	13.5	22 275	44.0	29 843	59.0
IV — 3	8 743	18.7	16 544	35.4	25 982	55.6
IV — 4	12 814	26.4	11 556	23.8	25 051	51.6
V — 1	—	—	—	—	—	—
V — 2	6 878	15.7	19 505	44.7	27 112	62.1
V — 3	9 414	21.4	15 345	34.9	25 408	57.8
V — 4	12 211	25.6	11 652	24.4	24 639	51.6
VI — 1	—	—	—	—	—	—
VI — 2	7 381	18.1	17 951	43.9	26 152	64.0
VI — 3	8 745	19.6	15 966	35.9	25 400	57.1
VI — 4	12 188	29.0	10 167	24.2	23 345	55.5
VII — 3	—	—	—	—	—	—
VII — 4	14 672	35.6	8 845	21.5	24 198	58.8

第25表 国 ・ 県 支

その1 国庫支出金の状況

区 分	昭 和 46 年 度			純 計	
	都 道 府 県	市 町 村			
養 護 費	550 318	29.1	9 112	1.4	559 431
生 活 費	75 616	4.0	174 235	26.4	249 851
児 童 費	29 080	1.5	57 275	8.7	86 356
精 神 保 健 費	32 833	1.7	9 336	1.4	42 168
老 年 保 健 費	36 012	1.9	—	—	36 012
通 信 費	8 395	0.4	14 447	2.2	22 842
災 害 復 旧 費	884 064	46.8	294 409	44.7	1 178 473
失 業 補 償 費	94 001	5.0	24 202	3.7	118 203
委 託 事 業 費	16 543	0.9	27 092	4.1	43 635
設 置 費	22 661	1.2	14 550	2.2	37 211
財 政 補 給 金	3 366	0.2	1 868	0.3	5 234
そ の 他 金	19 295	1.0	12 682	1.9	31 977
他	2 404	0.1	1 257	0.2	3 661
合 計	1 374 431	7.4	33 115	5.0	170 545
合 計	1 889 358	100.0	659 030	100.0	2 548 388

(注) 上記のほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金が昭和46年度は3,950百

その2 公共事業にかかる国庫負担の引上額の状況 (単位 百万円)

区 分	後 進 地 域 特 例 制 度		
	昭 和 46 年 度	昭 和 47 年 度 (見 込)	増 減 額
道 県	37 632	49 501	11 869
直 轄 事 業	31 570	26 852	4 718
計	69 202	76 353	7 151

(注) 引上額は、前年度および前々年度の事業にかかる精算交付額である。

その3 昭和46年度における新産業都市等に対する国の財政援助の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村
	地 方 債	利 子 補 給 額	か さ 上 げ 額
新 産 ・ 工 特 特 別 措 置	(13 291) 18 156	1 635	6 579
産 炭 地 域 特 別 措 置	(1 962) 2 964	268	2 596
首 都 圏 ・ 近 畿 圏 ・ 中 部 圏 特 別 措 置	(14 383) 42 166	286	8 682

(注) 1 地方債欄の( )書きは、かさ上げ分を内書きしたものである。

2 利子補給額は、昭和45年度発行分までにかかるものである。

3 かさ上げ額は、昭和45年度事業にかかる精算交付額である。



# 出 金 の 状 況

(単位 百万円・%)

額	昭和45年度純計額		比 較			
			増 減 額	増減率	前年度増減率	
22.0	478 856	23.0	80 575	17.2	16.8	18.4
9.8	220 366	10.6	29 485	6.3	13.4	20.5
3.4	70 375	3.4	15 981	3.4	22.7	30.6
1.7	41 980	2.0	188	0.0	0.4	11.5
1.4	34 166	1.6	1 846	0.4	5.4	21.8
0.9	18 021	0.9	4 821	1.0	26.8	27.9
46.2	904 214	43.5	274 259	58.7	30.3	18.6
4.6	94 437	4.5	23 766	5.1	25.2	0.9
1.7	45 691	2.2	△ 2 056	△ 0.4	△ 4.5	0.4
1.5	34 105	1.6	3 106	0.7	9.1	△ 0.6
0.2	6 413	0.3	△ 1 179	△ 0.3	△ 18.4	△ 11.5
1.3	27 692	1.3	4 285	1.0	15.5	2.3
0.1	2 333	0.1	1 328	0.3	56.9	△ 83.5
6.7	136 231	6.5	34 314	7.3	25.2	△ 2.6
100.0	2 080 775	100.0	467 613	100.0	22.5	14.9

万円、昭和45年度は3,450百万円ある。

## その4 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額			決 算 額 比		増 減 額 比		対前年度増減率	
	昭和46年度	昭和45年度	増減額	46	45	46	45	46	45
国庫財源を伴うもの	156 603	132 443	24 160	52.5	54.0	45.7	△ 47.1	18.2	△ 7.1
児童保護費負担金	7 675	6 609	1 066	2.6	2.7	2.0	7.5	16.1	32.5
老人保護費負担金	4 626	3 469	1 157	1.6	1.4	2.2	3.7	33.4	30.3
普通建設事業支出金	88 835	73 370	15 465	29.8	29.9	29.2	23.8	21.1	7.5
災害復旧事業支出金	18 948	16 930	1 968	6.4	6.9	3.7	△ 19.7	11.6	△ 20.1
委 託 金	11 754	10 968	786	3.9	4.5	1.5	1.0	7.2	2.0
普通建設事業	3 822	4 035	△ 213	1.3	1.6	△ 0.4	3.4	△ 5.3	21.9
災害復旧事業	127	100	27	0.0	0.0	0.1	0.4	27.0	1566.7
そ の 他	7 805	6 833	972	2.6	2.8	1.8	△ 2.8	14.2	△ 8.1
そ の 他	24 765	21 047	3 718	8.2	8.6	7.1	△ 63.4	17.7	△ 39.4
都道府県費のみのもの	141 541	112 786	28 755	47.5	46.0	54.3	147.1	25.5	39.2
普通建設事業支出金	72 984	61 966	11 018	24.5	25.3	20.8	76.1	17.8	36.1
災害復旧事業支出金	755	453	302	0.3	0.2	0.6	0.3	66.7	16.8
そ の 他	67 802	50 367	17 435	22.7	20.5	32.9	70.7	34.6	43.5
合 計	298 144	245 229	52 915	100.0	100.0	100.0	100.0	21.6	9.7

第26表 地 方 債

区 分	昭 和 46 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
(発行目的別)				
一般公債	155 971	29.2	46 855	6.8
一 般 公 債	117 092	21.9	142 480	20.8
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	65 441	12.3	58 389	8.5
義 務 教 育 施 策 事 業 債	—	—	177 494	25.9
辺 地 産 業 廃 棄 物 処 理 事 業 債	—	—	8 769	1.3
産 災 害 復 旧 事 業 債	2 725	0.5	297	0.0
新 産 業 掃 除 事 業 債	30 578	5.7	11 099	1.6
清 厚 生 福 祉 施 設 事 業 債	41 606	7.8	—	—
公 用 地 先 取 得 事 業 債	4 817	0.9	42 803	6.3
市 町 村 職 手 貸 策 事 業 債	12 818	2.4	38 560	5.6
退 転 過 國 債 付 和 道 同 都 所	44 842	8.4	23 460	3.4
合 計	—	—	—	—
	7 000	1.3	2 636	0.4
	60	0.0	508	0.1
	—	—	27 838	4.1
	36 511	6.8	5 176	0.8
	246	0.0	15 531	2.3
	—	—	51 702	7.6
	14 390	2.8	30 433	4.5
合 計	534 097	100.0	684 030	100.0
(借入先別)				
政 府 資 金 運 用 金 部 庫 行 関 社 債	167 086	31.3	327 743	47.9
資 簡 企 業 中 心 其 他 公 営 企 業 金 融 機 関 債	141 888	26.6	208 715	30.5
公 市 所 保 交 共 濟 組 合 予 算 貸 付 債 付 同 都 所	25 198	4.7	119 028	17.4
	605	0.1	6 480	0.9
	264 074	49.4	188 377	27.5
	28 932	5.4	44 308	6.5
	2 739	0.5	5 929	0.9
	22 697	4.2	19 978	2.9
	7 669	1.4	22 141	3.2
	36 511	6.8	6 262	0.9
	3 784	0.9	62 812	9.3
合 計	534 097	100.0	684 030	100.0

- (注) 1 昭和46年度に「一般公共事業債」が新設されたことに伴ない、昭和45年度上してある。
- 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行および長期信用銀行をいう。
- 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、相互銀行、信用金庫、各種協同組合、

# 発行状況

(単位 百万円・%)

度		昭和 45 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額		増減率	前年度 増減率
202 826	17.4	42 977	6.5	159 849	31.8	371.9	19.2
259 572	22.3	148 633	22.4	110 939	22.1	74.6	51.1
123 830	10.6	84 658	12.7	39 172	7.8	46.3	43.4
177 494	15.2	107 907	16.2	69 587	13.9	64.5	64.0
8 769	0.8	6 839	1.0	1 930	0.4	28.2	19.7
3 022	0.3	—	—	3 022	0.6	皆増	—
41 677	3.6	32 882	5.0	8 795	1.8	26.7	8.4
41 606	3.6	29 491	4.4	12 115	2.4	41.1	2.0
47 620	4.1	26 976	4.1	20 644	4.1	76.5	56.1
51 378	4.4	37 334	5.6	14 044	2.8	37.6	69.4
68 302	5.9	52 192	7.9	16 110	3.2	30.9	97.1
—	—	—	—	—	—	—	皆減
9 636	0.8	2 728	0.4	6 908	1.4	253.2	0.0
568	0.0	199	0.0	369	0.1	185.4	323.4
27 838	2.4	12 630	1.9	15 208	3.0	120.4	皆増
41 687	3.6	37 535	5.7	4 152	0.8	11.1	28.6
15 777	1.4	8 661	1.3	7 116	1.4	82.2	157.3
—	—	—	—	—	—	—	—
44 823	3.6	32 579	4.9	12 244	2.4	37.6	11.7
1 166 425	100.0	664 221	100.0	502 204	100.0	75.6	45.3
494 829	42.4	294 132	44.3	200 697	40.0	68.2	21.3
350 603	30.1	182 274	27.4	168 329	33.5	92.3	18.0
144 226	12.4	111 858	16.8	32 368	6.5	28.9	27.1
7 085	0.6	5 997	0.9	1 088	0.2	18.1	△ 11.8
452 451	38.8	223 602	33.7	228 849	45.6	102.3	85.9
73 240	6.3	39 485	5.9	33 755	6.7	85.5	587.1
8 668	0.7	5 666	0.9	3 002	0.6	53.0	20.3
42 675	3.7	21 307	3.2	21 368	4.3	100.3	11.5
29 810	2.6	25 708	3.9	4 102	0.8	16.0	14.0
42 773	3.7	38 068	5.7	4 705	0.9	12.4	30.4
14 894	1.2	10 256	1.5	4 638	0.9	45.2	61.8
1 166 425	100.0	664 221	100.0	502 204	100.0	75.6	45.3

に項目としてあつた「一般補助事業債」と「直轄事業債」は「一般公共事業債」として計

その他金銭の貸付を業とする者で、市中銀行以外の者をいう。

第27表 昭和46年度地

A

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
一 一 般 会 計 債						
1 一 般 公 共 事 業	126 300	92 200	218 500	118 508	91 225	209 733
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	81 000	52 600	133 600	73 387	50 293	123 680
3 災 害 復 旧 事 業	49 900	—	49 900	43 062	—	43 062
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	82 300	4 500	86 800	78 387	42 527	120 914
5 産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	1 000	1 000	2 000	116	2 609	2 725
6 一 般 単 独 事 業	47 900	19 900	67 800	40 571	161 051	201 622
7 辺 地 お よ び 過 疎 対 策 事 業	32 000	—	32 000	37 381	—	37 381
8 同 和 対 策 事 業	12 000	—	12 000	13 281	1 062	14 343
9 新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	7 500	7 500	15 000	20 272	21 882	42 154
10 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	—	27 000	27 000	—	38 164	38 164
11 退 職 手 当 債	—	—	—	—	9 884	9 884
計	439 900	204 700	644 600	424 965	418 697	843 662
二 準 公 営 企 業 債						
1 港 湾 整 備 事 業	17 100	8 900	26 000	17 099	10 652	27 751
2 下 水 道 事 業	144 300	39 300	183 600	141 353	50 947	192 300
3 地 域 開 発 事 業	—	110 000	110 000	—	232 340	232 340
4 公 有 林 整 備 草 地 改 良 事 業	—	4 930	4 930	—	5 031	5 031
計	161 400	163 130	324 530	158 452	298 970	457 422
三 公 営 企 業 債						
1 電 気 事 業	3 400	2 100	5 500	3 400	2 100	5 500
2 上 水 道 事 業	121 400	118 000	239 400	126 905	137 634	264 539
3 工 業 用 水 道 事 業	13 500	22 100	35 600	12 991	21 915	34 906
4 地 下 鉄 事 業	43 200	50 800	94 000	43 200	55 039	98 239
5 一 般 交 通 事 業	4 400	3 700	8 100	4 400	3 676	8 076
6 有 料 道 路 事 業	—	26 800	26 800	—	25 661	25 661
7 市 場、ガ 斯、観 光 等 事 業	6 800	13 500	20 300	6 036	25 950	31 986
計	192 700	237 000	429 700	196 932	271 975	468 907

# 方 債 許 可 状 況 *AのBの*

(単位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			市 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
70 310	86 412	156 722	5 810	4 646	10 456	42 388	167	42 555	—
21 629	42 517	64 146	14 666	5 065	19 731	37 092	2 711	39 803	11 640
31 402	—	31 402	61	—	61	11 599	—	11 599	—
—	—	—	10 051	20 772	30 823	68 336	21 755	90 091	(2 903) 54 463
116	2 609	2 725	—	—	—	—	—	—	—
4 761	85 133	89 894	1 585	18 683	20 268	34 225	57 235	91 460	46 715
—	—	—	—	—	—	37 381	—	37 381	594
246	—	246	1 898	543	2 441	11 137	519	11 656	1 201
20 272	21 882	42 154	—	—	—	—	—	—	—
—	23 377	23 377	—	2 809	2 809	—	11 978	11 978	33 072
—	7 200	7 200	—	—	—	—	2 684	2 684	—
148 736	269 130	417 866	34 071	52 518	86 589	242 158	97 049	339 207	147 685
10 117	6 523	16 640	4 570	3 097	7 667	2 412	1 032	3 444	50
47 326	21 313	68 639	31 030	14 917	45 947	62 997	14 717	77 714	7 600
—	136 227	136 227	—	43 050	43 050	—	53 063	53 063	28 427
—	—	—	—	36	36	—	4 995	4 995	15
57 443	164 063	221 506	35 600	61 100	96 700	65 409	73 807	139 216	36 092
3 400	2 100	5 500	—	—	—	—	—	—	—
40 030	54 677	94 707	12 424	23 505	35 929	74 451	59 452	133 903	1 041
11 191	19 497	30 688	594	606	1 200	1 206	1 812	3 018	—
13 500	20 506	34 006	19 800	26 433	46 233	9 900	8 100	18 000	—
1 025	891	1 916	1 951	1 665	3 616	1 424	1 120	2 544	406
—	25 661	25 661	—	—	—	—	—	—	83
1 124	4 266	5 390	762	6 970	7 732	4 150	14 714	18 864	5 040
70 270	127 598	197 868	35 531	59 179	94 710	91 131	85 198	176 329	6 570

第27表 昭和46年度地

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
四 特 別 地 方 債						
1 住 宅 事 業	8 500	-	8 500	8 456	-	8 456
2 病 院 事 業	33 000	-	33 000	32 931	3 707	36 638
3 厚生福祉施設整備事業	35 300	-	35 300	35 216	2 253	37 469
4 清 掃 事 業	30 900	-	30 900	31 284	15 868	47 152
5 簡 易 水 道 事 業	10 400	-	10 400	10 286	-	10 286
6 と 畜 場 整 備 事 業	2 300	-	2 300	1 788	-	1 788
計	120 400	-	120 400	119 961	21 828	141 789
合 計	914 400	604 830	1 519 230	900 310	1 011 470	1 911 780
五 公 営 企 業 借 換 債	-	3 000	3 000	-	3 000	3 000
六 特 別 転 貸 債	4 200	-	4 200	4 228	-	4 228
再 計	918 600	607 830	1 526 430	904 538	1 014 470	1 919 008
七 国の予算及び政府関係機関貸付債						
1 中小企業高度化資金貸付金	-	-	-	-	30 658	30 658
2 土地区画整理組合貸付金	-	-	-	-	1 200	1 200
3 母子福祉資金貸付金	-	-	-	-	500	500
4 消費生活協同組合貸付金	-	-	-	-	20	20
5 住宅金融公庫貸付金	-	-	-	-	33 277	33 277
6 都市開発資金貸付金	-	-	-	-	9 000	9 000
7 有料道路貸付金	-	-	-	-	3 500	3 500
8 港湾特別会計貸付金	-	-	-	-	1 323	1 323
9 公害防止施設整備貸付金	-	-	-	-	38	38
計	-	-	-	-	79 516	79 516
総 計	918 600	607 830	1 526 430	904 538	1 093 986	1 998 524

- (注) 1 特別区については都道府県分、一部事務組合または開発事業団については都入するものを除く。)にあつては大都市、その他のものにあつては市町村分と  
 2 交付公債は公募債に含めている。  
 3 水田債は公募債である。ただし、義務教育施設整備事業の( )書は政府資

# 方 債 許 可 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			市 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
5 489	-	5 489	2 111	-	2 111	856	-	856	-
13 151	2 628	15 779	924	780	1 704	18 856	299	19 155	1 775
7 557	120	7 677	1 153	350	1 503	26 506	1 783	28 289	14 953
2 117	2 700	4 817	3 424	8 528	11 952	25 743	4 640	30 383	3 911
-	-	-	-	-	-	10 286	-	10 286	22
320	-	320	78	-	78	1 390	-	1 390	246
28 634	5 448	34 082	7 690	9 658	17 348	83 637	6 722	90 359	20 907
<b>305 083</b>	<b>566 239</b>	<b>871 322</b>	<b>112 892</b>	<b>182 455</b>	<b>295 347</b>	<b>482 335</b>	<b>262 776</b>	<b>745 111</b>	<b>211 254</b>
-	711	711	-	-	-	-	2 289	2 289	-
3 061	-	3 061	1 167	-	1 167	-	-	-	-
308 144	566 950	875 094	114 059	182 455	296 514	482 335	265 065	747 400	211 254
-	30 658	30 658	-	-	-	-	-	-	-
-	1 035	1 035	-	165	165	-	-	-	-
-	474	474	-	26	26	-	-	-	-
-	20	20	-	-	-	-	-	-	-
-	24 142	24 142	-	2 727	2 727	-	6 408	6 408	-
-	4 346	4 346	-	2 678	2 678	-	1 976	1 976	-
-	3 500	3 500	-	-	-	-	-	-	-
-	1 323	1 323	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	38	38	-
-	65 498	65 498	-	5 596	5 596	-	8 422	8 422	-
<b>308 144</b>	<b>632 448</b>	<b>940 592</b>	<b>114 059</b>	<b>188 051</b>	<b>302 110</b>	<b>482 335</b>	<b>273 487</b>	<b>755 822</b>	<b>211 254</b>

道府県が加入するものにあつては都道府県分、大都市が加入するもの（都道府県が加して区分した。

金で内書である。

第28表 使用料および

区 分	昭 和 46 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
使 用 料	78 770	78.0	89 938	72.6
授 業 料	24 759	23.0	7 124	5.7
高 等 学 校	23 989	22.2	1 946	1.6
幼 稚 園	—	—	4 227	3.4
そ の 他	770	0.8	951	0.7
保 育 所 使 用 料	—	—	21 569	17.4
公 営 住 宅 使 用 料	25 065	23.2	27 204	21.9
発 電 水 利 使 用 料	7 524	7.0	—	—
そ の 他	21 422	19.8	34 041	27.6
手 数 料	29 105	27.0	34 012	27.4
法 令 に 基 づ く も の	21 008	19.5	6 244	5.0
条 例 に 基 づ く も の	8 097	7.5	27 768	22.4
合 計	107 875	100.0	123 950	100.0

第29表 繰 入 金

区 分	昭 和 46 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
他 会 計 か ら の 繰 入 金	9 704	20.0	11 398	15.4
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	5 150	10.6	7 255	9.8
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	3 883	8.0	3 903	5.3
そ の 他	671	1.4	240	0.3
基 金 か ら の 繰 入 金	38 702	80.0	57 975	78.6
基 金 と り く ず し 額	31 871	65.8	42 010	56.9
そ の 他	6 831	14.2	15 965	21.7
財 産 区 か ら の 繰 入 金	—	—	4 407	6.0
合 計	48 406	100.0	73 780	100.0



# 手 数 料 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度 増減率
168 708	72.8	151 320	72.4	17 388	76.5	11.5	11.5
31 883	13.8	32 118	15.4	△ 235	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.1
25 935	11.2	26 346	12.6	△ 411	△ 1.8	△ 1.6	△ 2.4
4 227	1.8	4 095	2.0	132	0.6	3.2	13.1
1 721	0.8	1 677	0.8	44	0.2	2.6	△ 10.3
21 569	9.3	17 507	8.4	4 062	17.9	23.2	19.9
52 270	22.5	44 571	21.3	7 699	33.9	17.3	18.0
7 524	3.2	7 444	3.6	80	0.4	1.1	△ 0.2
55 462	24.0	49 680	23.8	5 782	25.3	11.6	14.5
63 117	27.2	57 767	27.6	5 350	23.5	9.3	7.8
27 252	11.8	25 033	12.0	2 219	9.8	8.9	8.7
35 865	15.5	32 734	15.7	3 131	13.8	9.6	7.0
231 825	100.0	209 088	100.0	22 737	100.0	10.9	10.5

# の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度 増減率
21 102	17.3	18 260	17.1	2 842	18.7	15.6	24.7
12 405	10.2	7 659	7.2	4 746	31.2	62.0	△ 0.1
7 786	6.4	8 255	7.7	△ 469	△ 3.1	△ 5.7	45.1
911	0.7	2 346	2.2	△ 1 435	△ 9.4	△ 61.2	81.3
96 677	79.1	84 992	79.4	11 685	76.9	13.7	67.9
73 881	60.5	68 037	63.6	5 844	38.5	8.6	71.1
22 796	18.6	16 955	15.8	5 841	38.4	34.5	56.2
4 407	3.6	3 737	3.5	670	4.4	17.9	27.4
122 186	100.0	106 988	100.0	15 198	100.0	14.2	56.8

第30表 そ の 他 の

区 分	昭 和 46 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
財 入	85 557	10.7	139 254	20.3
財 入	20 233	2.5	21 367	3.1
財 産	65 323	8.2	117 887	17.2
財 産	114 597	14.3	81 808	11.9
分 担	13 387	1.7	40 610	5.9
寄 託	587 261	73.3	425 276	61.9
諸 滞	14 390	1.8	3 133	0.5
延 滞	17 718	2.2	15 776	2.3
貸 付	421 275	52.6	157 227	22.9
受 託	41 736	5.2	26 999	3.9
雑 益	37 234	4.6	146 703	21.4
合 計	54 908	6.9	75 438	11.0
合 計	800 802	100.0	686 948	100.0

第31表 地方財政と国の

区 分	国民総支出		歳 出 総 額		国 から 地方に対 する支出	地方から 国に対す る支出
	実 額(A)	指 数	国 (B)	地 方 (C)	(D)	(E)
昭和10年度	167	—	22	21	3	0
16	449	—	81	31	11	0
36	198 528	100	21 645	23 911	10 279	381
40	328 125	165	38 883	43 651	18 831	692
41	384 495	194	46 333	50 262	21 458	747
42	453 221	228	52 851	57 255	24 347	806
43	533 680	269	60 860	67 296	28 228	912
44	629 972	317	71 883	80 339	33 791	1 004
45	732 481	369	85 093	98 149	39 999	1 262
46	810 932	408	100 383	119 095	47 932	1 702

- (註) 1 国民総支出は、経済企画庁の推計による(昭和10年、昭和16年は暦年分)。  
 2 国の歳出額は、昭和40年度以降については、一般会計と交付税及び譲与税及び治水の6特別会計との純計決算額であり、昭和39年度以前においても、一との純計決算額である。  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。))および交通安全対策特別交  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公債額および国に対する交付公債の元利償還額の合算額)である。

# 収入の状況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和45年度 純計額		比較			
				増減額		増減率	前年度 増減率
224 811	16.3	193 323	17.2	31 488	12.2	16.3	26.5
41 600	3.0	33 907	3.0	7 693	3.0	22.7	26.9
183 210	13.3	159 415	14.2	23 795	9.2	14.9	26.4
139 182	10.1	101 334	9.0	37 848	14.6	37.3	26.5
46 710	3.4	43 004	3.8	3 706	1.4	8.6	7.2
970 892	70.3	785 167	69.9	185 725	71.8	23.7	24.3
17 523	1.3	17 206	1.5	317	0.1	1.8	26.7
33 494	2.4	29 266	2.6	4 228	1.6	14.4	15.6
561 598	40.6	439 643	39.2	121 955	47.1	27.7	33.7
52 126	3.8	34 260	3.1	17 866	6.9	52.1	16.2
183 937	13.3	155 100	13.8	28 837	11.1	18.6	11.1
122 214	8.8	109 692	9.8	12 522	4.8	11.4	15.9
1 381 595	100.0	1 122 828	100.0	258 767	100.0	23.0	24.1

# 財政との累年比較

(単位 億円・%)

歳出純計額						純計 構成比		国民総支出に 対する比率		
国		地方		合計						
(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
19	—	21	—	40	—	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
70	—	31	—	101	—	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
11 366	100	23 530	100	34 896	100	32.6	67.4	5.7	11.9	17.6
20 052	176	42 959	183	63 011	181	31.8	68.2	6.1	13.1	19.2
24 875	219	49 515	210	74 390	213	33.4	66.6	6.5	12.9	19.3
28 504	251	56 449	240	84 953	243	33.6	66.4	6.3	12.5	18.7
32 632	287	66 384	282	99 016	284	33.0	67.0	6.1	12.4	18.6
38 092	335	79 335	337	117 427	337	32.4	67.6	6.0	12.6	18.6
45 094	397	96 887	412	141 981	407	31.8	68.2	6.2	13.2	19.4
52 451	461	117 393	499	169 844	487	30.9	69.1	6.5	14.5	20.9

配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備および一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計

臨時地方特例交付金および特別事業債償還交付金を含む。)、地方譲与税、国庫支出付金の合算額であり、地方の歳入決算額によつてゐる。

共同体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金にかかる国への現金納付

第32表 昭和46年度 国・地

区 分	歳 出 総 額						国から 地方に 対する 支出 (C)
	国					地 方 (B)	
	一般会計	特別会計	合 計	うち 重複額	差引純計 (A)		
機 関 費	6 361	—	6 361	—	6 361	18 897	348
一 般 行 政 費	1 884	—	1 884	—	1 884	10 695	179
司 法 警 察 費	2 568	—	2 568	—	2 568	6 475	169
外 交 費	669	—	669	—	669	—	—
徴 税 費	1 240	—	1 240	—	1 240	1 727	—
地 方 財 政 費	19 865	22 353	42 218	19 799	22 419	—	22 309
防 衛 費	6 936	—	6 936	—	6 936	—	40
国 土 保 全 及 び 開 発 費	17 917	13 778	31 695	11 560	20 135	34 275	10 415
国 土 保 全 費	3 112	3 426	6 538	2 864	3 674	4 923	1 843
国 土 開 発 費	13 154	10 352	23 506	8 696	14 810	27 512	7 389
災 害 復 旧 費	1 379	—	1 379	—	1 379	1 840	1 183
そ の 他	272	—	272	—	272	—	—
産 業 経 済 費	11 179	—	11 179	—	11 179	8 759	1 288
農 林 水 産 業 費	8 700	—	8 700	—	8 700	3 879	1 159
商 工 費	2 479	—	2 479	—	2 479	4 880	129
教 育 費	10 996	—	10 996	—	10 996	28 996	6 738
学 校 教 育 費	9 967	—	9 967	—	9 967	24 881	6 334
社 会 教 育 費	193	—	193	—	193	1 245	55
そ の 他	836	—	836	—	836	2 870	349
社 会 保 障 関 係 費	14 957	—	14 957	—	14 957	23 164	6 794
民 生 費	11 438	—	11 438	—	11 438	9 961	4 189
衛 生 費	1 771	—	1 771	—	1 771	7 162	1 046
住 宅 費	1 203	—	1 203	—	1 203	4 846	1 080
そ の 他	545	—	545	—	545	1 195	479
恩 給 費	3 312	—	3 312	—	3 312	543	—
公 債 費	3 206	—	3 206	—	3 206	4 367	—
前年度繰上充用金	—	—	—	—	—	94	—
そ の 他	882	—	882	—	882	—	—
計	95 611	36 131	131 742	31 359	100 383	119 095	47 932

(併) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山計決算額である）。

2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税（特別事業債償還交付金を含む）、通安全対策特別交付金の合計額であり、地方の歳入決算額によつている。

3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共に対する交付公債の元利償還額の合計額で、地方の歳出決算額によつている。

# 方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

地方から 国に対する 支出  ①	国・地方を通ずる歳出純計額						総額中地 方の占め る割合  ⑦/⑧	国の純計額 に占める地 方に対する 支出の割合  ③/①
	国		地 方		総 額			
	(A-C) ⑤	構成比	(B-D) ⑥	構成比	(E+F) ④	構成比		
—	6 013	11.5	18 897	16.1	24 910	14.7	75.9	5.5
—	1 705	3.3	10 695	9.1	12 400	7.3	86.3	9.5
—	2 399	4.6	6 475	5.5	8 874	5.2	73.0	6.6
—	669	1.3	—	—	669	0.4	—	—
—	1 240	2.4	1 727	1.5	2 967	1.7	58.2	—
—	110	0.2	—	—	110	0.1	—	99.5
—	6 896	13.1	—	—	6 896	4.1	—	0.6
1 655	9 720	18.5	32 620	27.7	42 340	24.9	77.0	51.7
417	1 831	3.5	4 506	3.8	6 337	3.7	71.1	50.2
1 207	7 421	14.1	26 305	22.4	33 726	19.9	78.0	49.9
31	196	0.4	1 809	1.5	2 005	1.2	90.2	85.8
—	272	0.5	—	—	272	0.1	—	—
—	9 891	18.9	8 759	7.5	18 650	11.0	47.0	11.5
—	7 541	14.3	3 879	3.3	11 420	6.7	34.0	13.3
—	2 350	4.6	4 880	4.2	7 230	4.3	67.5	5.2
—	4 258	8.1	28 996	24.7	33 254	19.6	87.2	61.3
—	3 633	6.9	24 881	21.2	28 514	16.8	87.3	63.5
—	138	0.3	1 245	1.1	1 383	0.8	90.0	28.5
—	487	0.9	2 870	2.4	3 357	2.0	85.5	41.7
—	8 163	15.6	23 164	19.7	31 327	18.4	73.9	45.4
—	7 249	13.8	9 961	8.5	17 210	10.1	57.9	36.6
—	725	1.4	7 162	6.1	7 887	4.6	90.8	59.1
—	123	0.2	4 846	4.1	4 969	2.9	97.5	89.8
—	66	0.2	1 195	1.0	1 261	0.8	94.8	87.9
—	3 312	6.3	543	0.5	3 855	2.3	14.1	—
47	3 206	6.1	4 320	3.7	7 526	4.4	57.4	—
—	—	—	94	0.1	94	0.1	100.0	—
—	882	1.7	—	—	882	0.4	—	—
1 702	52 451	100.0	117 393	100.0	169 844	100.0	69.1	47.7

勘定の、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備および治水の6特別会計との純

地方譲与税、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)および交

団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金にかかる現金納付額および国

第33表 国民総生産

年次 項目	昭和	43年度	44年度	45年度	46年度
	42年度				
国民所得	363 120	430 058	499 763	592 370	657 861
資本消耗引当	58 443	69 525	83 893	99 361	111 331
間接税	33 561	40 151	47 144	54 796	58 096
(控除) 經常補助金	4 153	4 672	6 333	8 226	8 790
統計上の不突合	2 250	△ 1 381	5 506	△ 5 820	△ 7 566
合計(国民総生産)	453 221	533 680	629 972	732 481	810 932
個人消費支出	244 132	281 039	325 114	376 034	425 040
家計消費支出	238 270	274 143	316 853	365 714	413 231
飲食費	88 921	99 352	113 039	127 940	141 994
被服費	26 834	30 171	33 342	38 505	43 396
光熱費	7 452	7 858	8 829	10 091	11 220
住居費	47 905	56 890	68 143	79 465	92 608
雑費	67 158	79 872	93 501	109 713	124 014
民間非営利団体の消費支出	5 168	6 124	7 191	8 851	9 779
海外における居住者の消費支出など	694	772	1 070	1 469	2 030
政府の財貨サービス經常購入	38 623	43 943	50 804	60 286	71 561
国内総資本形成	170 960	202 784	246 016	286 880	291 926
総固定資本形成	148 607	179 391	221 412	256 453	279 684
民間	108 815	133 886	170 338	194 222	200 422
政府	39 791	45 505	51 074	62 231	79 262
在庫品増加	22 354	23 392	24 604	30 427	12 242
民間企業	18 886	19 925	22 863	30 729	14 469
政府企業	3 468	3 467	1 741	△ 302	△ 2 227
經常海外余剰	△ 495	5 915	8 038	9 281	22 405
輸出と海外からの所得	46 199	58 124	71 737	86 570	100 030
(控除)輸入と海外への所得	46 694	52 209	63 699	77 289	77 624
合計(国民総支出)	453 221	533 680	629 972	732 481	810 932

## と 国 民 総 支 出

(単位 億円・%)

対前年度増加率					構 成 比				
42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
19.1	18.4	16.2	18.5	11.1	80.1	80.6	79.3	80.9	81.1
17.8	19.0	20.7	18.4	12.0	12.9	13.0	13.3	13.6	13.7
18.8	19.6	17.4	16.2	6.0	7.4	7.5	7.5	7.5	7.2
26.7	12.5	35.6	29.9	6.9	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1
—	—	—	—	—	0.5	△ 0.3	0.9	△ 0.8	△ 0.9
17.9	17.8	18.0	16.3	10.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14.7	15.1	15.7	15.7	13.0	53.9	52.7	51.6	51.3	52.4
14.6	15.1	15.6	15.4	13.0	52.6	51.4	50.3	49.9	51.0
13.3	11.7	13.8	13.2	11.0	19.6	18.6	17.9	17.5	17.5
11.5	12.4	10.5	15.5	12.7	5.9	5.7	5.3	5.3	5.4
10.4	5.4	12.3	14.3	11.2	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4
17.6	18.8	19.8	16.6	16.5	10.6	10.7	10.8	10.8	11.4
16.0	18.9	17.1	17.3	13.0	14.8	15.0	14.8	15.0	15.3
18.6	18.5	17.4	23.1	10.5	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
21.5	11.3	38.6	37.3	38.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3
13.1	13.8	15.6	18.7	18.7	8.5	8.2	8.1	8.2	8.8
28.1	18.6	21.3	16.6	1.8	37.7	38.0	39.1	39.2	36.0
23.9	20.7	23.4	15.8	9.1	32.8	33.6	35.1	35.0	34.5
28.5	23.0	27.2	14.0	3.2	24.0	25.1	27.0	26.5	24.7
12.7	14.4	12.2	21.8	27.4	8.8	8.5	8.1	8.5	9.8
66.4	4.6	5.2	23.7	△ 59.8	4.9	4.4	3.9	4.2	1.5
54.9	5.5	14.7	34.4	△ 52.9	4.2	3.7	3.6	4.2	1.8
178.3	△ 0.0	△ 49.8	—	—	0.8	0.6	0.3	△ 0.0	△ 0.3
—	—	35.9	15.5	141.4	△ 0.1	1.1	1.3	1.3	2.8
8.8	25.8	23.4	20.7	15.5	10.2	10.9	11.4	11.8	12.3
21.9	11.8	22.0	21.3	0.4	10.3	9.8	10.1	10.6	9.6
17.9	17.8	18.0	16.3	10.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第34表 国民所得に對

区 分	分配国民所得		租 税 負			
	名 目 額	指 数	国 税	指 数	地 方 税	指 数
昭和10年度	144	—	12	—	6	—
16	358	—	49	—	9	—
36	157 551	100	22 277	100	9 065	100
40	261 059	166	32 796	147	15 494	171
41	304 863	194	36 630	164	17 686	195
42	363 120	230	43 968	197	21 495	237
43	430 058	273	53 238	239	25 801	285
44	499 763	317	64 554	290	30 902	341
45	592 370	376	77 754	349	37 507	414
46	657 861	418	84 439	379	42 357	467

註 1 国税は、租税(一般会計ならびに交付税及び譲与税配付金特別会計分および

2 租税の限界負担率(租税の増加分の国民所得の増加分に対する割合%)

44年度	23.6	国税のみについては	16.2
45年度	21.4	〃	14.3
46年度	17.6	〃	10.2

3 租税の国民所得に対する弾性値(租税の増減率の国民所得の増減率に対する割

44年度	1.28	国税のみについては	1.31
45年度	1.12	〃	1.10
46年度	0.90	〃	0.77



# する租税負担率

(単位 億円・%)

担 額				租 税 負 担 率							
地方税の内訳				計	指 数	国 税	地方税	内 訳			
道 県	府 税	市 村 税	町 税					道 県	府 税	市 村 税	町 税
	2		4	18	—	8.3	4.9	1.4	2.8	12.5	
	2		7	58	—	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2	
	4 442		4 623	31 342	100	14.1	5.8	2.8	2.9	19.9	
	7 823		7 671	48 290	154	12.6	5.9	3.0	2.9	18.5	
	9 112		8 574	54 316	173	12.0	5.8	3.0	2.8	17.8	
	11 310		10 185	65 463	209	12.1	5.9	3.1	2.8	18.0	
	14 089		11 712	79 039	252	12.4	6.0	3.3	2.7	18.4	
	17 276		13 626	95 456	305	12.9	6.2	3.5	2.7	19.1	
	21 111		16 395	115 261	368	13.1	6.3	3.6	2.8	19.5	
	22 831		19 526	126 796	405	12.8	6.4	3.5	3.0	19.3	

石炭対策特別会計分)および印紙収入のほか専売納付金を含む。

地方税のみについては	7.3
≧	7.1
≧	7.4

合%)

地方税のみについては	1.22
≧	1.16
≧	1.16

## 第35表 租 税 の 実 質

区 分	租 税 内 訳					国から地方への交付額			
	租 税 総 額 (A)	国 税 (B)	地 方 税			地 方 交 付 税	地 方 譲 与 税	国 庫 支 出 金	計 (F)
			道 府 県 税 (C)	市 町 村 税 (D)	計 (E)				
昭和10年度	18	12	2	4	6	—	—	3	3
16	58	49	2	7	9	4	—	6	10
36	31 342	22 277	4 442	4 623	9 065	4 017	454	5 808	10 279
40	48 290	32 796	7 823	7 671	15 494	7 432	501	10 898	18 831
41	54 316	36 630	9 112	8 574	17 686	8 238	592	12 628	21 458
42	65 463	43 968	11 310	10 185	21 495	9 590	692	14 065	24 347
43	79 039	53 238	14 089	11 712	25 801	11 255	796	16 177	28 228
44	95 456	64 554	17 276	13 626	30 902	14 608	931	18 252	33 791
45	115 261	77 754	21 111	16 395	37 507	17 982	1 087	20 930	39 999
46	126 796	84 439	22 831	19 526	42 357	21 014	1 258	25 660	47 932

- (注) 1 国税は、租税（一般会計分ならびに交付税及び譲与税配付金特別会計分および  
 2 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金にかかる国への現金納付額および  
 3 昭和41年度、42年度および43年度の地方交付税には、臨時地方特例交付金  
 4 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金および交通安全対策

# 的 配 分 状 況

(単位 億円・%)

地方から 国への 負担額 (G)	実質的配分		構 成 比					
	国 (B)-(F)+ (G)	地方 (E)-(G)+ (F)	(B) — (A)	(C) — (A)	(D) — (A)	(E) — (A)	(H) — (A)	(I) — (A)
	(H)	(I)						
0	9	9	66.7	11.1	22.2	33.3	50.0	50.0
0	39	19	84.5	3.4	12.1	15.5	67.2	32.8
381	12 379	18 963	71.1	14.2	14.7	28.9	39.5	60.5
692	14 657	33 633	67.9	16.2	15.9	32.1	30.4	69.6
747	15 919	38 397	67.4	16.8	15.8	32.6	29.3	70.7
806	20 427	45 036	67.2	17.3	15.5	32.8	31.2	68.8
912	25 922	53 117	67.4	17.8	14.8	32.6	32.8	67.2
1 004	31 767	63 689	67.6	18.1	14.3	32.4	33.3	66.7
1 262	39 017	76 244	67.5	18.3	14.2	32.5	33.9	66.1
1 702	38 209	88 587	66.6	18.0	15.4	33.4	30.1	69.9

び石炭対策特別会計分) および印紙収入のほか専売納付金を含む。

び国に対する交付公債の元利償還額の合計額である。

(465億円)、臨時地方財政交付金(120億円)および特別事業債償還交付金を含む。

特別交付金を含む。

## 第 36 表 政 府 の 財 貨

### その 1 総 括

区 分	昭和 41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
政府の財貨サービス購入	70 677	81 883	92 916	103 619	122 215	148 596
中 央	35 460	42 000	46 178	48 121	53 444	63 882
経 常 購 入	13 176	14 668	16 535	18 789	21 902	25 526
資 本 形 成	22 284	27 332	29 643	29 332	31 542	38 356
地 方	35 217	39 883	46 738	55 498	68 771	84 714
経 常 購 入	20 960	23 955	27 409	32 015	38 383	46 035
資 本 形 成	14 257	15 928	19 329	23 483	30 388	38 679
国民総支出	384 495	453 221	533 680	629 972	732 481	810 932

### その 2 地方財政分

区 分	昭和 41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
普通会計	28 666	32 660	37 912	45 269	56 481	68 684
(歳 出)	50 262	57 255	67 296	80 339	98 149	119 095
(控 除)	21 595	24 595	29 384	35 070	41 668	50 411
経 常 購 入	19 111	21 850	24 863	29 012	34 970	41 856
資 本 形 成	9 555	10 810	13 049	16 257	21 511	26 828
非企業会計	2 836	3 211	3 868	4 620	5 601	7 364
経 常 購 入	1 848	2 105	2 546	3 002	3 413	4 179
資 本 形 成	988	1 106	1 322	1 618	2 188	3 185
企業会計	3 714	4 012	4 959	5 608	6 689	8 666
資 本 形 成	3 714	4 012	4 959	5 608	6 689	8 666
地方財政財貨サービス 購入	35 217	39 883	46 738	55 498	68 771	84 714
経 常 購 入	20 960	23 955	27 409	32 015	38 383	46 035
資 本 形 成	14 257	15 928	19 329	23 483	30 388	38 679

# サービス購入額

(単位 億円・%)

対前年度増減率						構成比					
41年度	42	43	44	45	46	41	42	43	44	45	46
14.4	15.9	13.5	11.5	17.9	21.6	18.4	18.1	17.4	16.5	16.7	18.3
14.5	18.4	9.9	4.2	11.1	19.5	9.2	9.3	8.7	7.6	7.3	7.9
12.4	11.3	12.7	13.6	16.6	16.5	3.4	3.2	3.1	3.0	3.0	3.1
15.7	22.7	8.5	1.0	7.5	21.6	5.8	6.0	5.6	4.7	4.3	4.7
14.4	13.2	17.2	18.7	23.9	23.2	9.2	8.8	8.8	8.8	9.4	10.4
12.3	14.3	14.4	16.8	19.9	19.9	5.5	5.3	5.1	5.1	5.2	5.7
17.5	11.7	21.4	21.5	29.4	27.3	3.7	3.5	3.6	3.7	4.1	4.8
17.2	17.9	17.8	18.0	16.3	10.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(単位 億円・%)

対前年度増減率						構成比					
41年度	42	43	44	45	46	41	42	43	44	45	46
13.9	13.9	16.1	19.4	24.3	21.6	81.6	82.1	81.0	81.6	82.1	81.1
15.1	13.9	17.5	19.4	22.2	21.3	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12.0	14.3	13.8	16.7	20.5	19.7	54.4	54.9	53.1	52.3	50.8	49.4
18.1	13.1	20.7	24.6	32.3	24.7	27.2	27.2	27.9	29.3	31.3	31.7
19.2	13.2	20.5	19.4	21.2	31.5	8.1	8.1	8.2	8.3	8.1	8.7
16.3	13.9	21.0	17.9	13.7	22.4	5.3	5.3	5.4	5.4	5.0	4.9
25.1	11.9	19.5	22.4	35.2	45.6	2.8	2.8	2.8	2.9	3.2	3.8
14.2	8.0	23.6	13.1	19.3	29.6	10.5	10.1	10.6	10.1	9.7	10.2
14.2	8.0	23.6	13.1	19.3	29.6	10.5	10.1	10.6	10.1	9.7	10.2
14.4	13.2	17.2	18.7	23.9	23.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
12.3	14.3	14.4	16.8	19.9	19.9	59.5	60.1	58.6	57.7	55.8	54.3
17.5	11.7	21.4	21.5	29.4	27.3	40.5	39.9	41.4	42.3	44.2	45.7

# 第37表 目的別歳出

## その1 総括

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 会 費	17 982	0.3	74 423	1.4	92 405	0.8
総 務 費	413 788	5.8	762 694	14.1	1 084 674	9.1
民 生 費	326 752	4.6	652 250	12.0	929 257	7.8
衛 生 費	332 791	4.7	397 898	7.3	716 240	6.0
勞 働 費	102 441	1.4	85 883	1.6	186 345	1.6
農 林 水 産 業 費	838 394	11.9	363 753	6.7	1 056 035	8.9
商 工 費	361 724	5.1	139 189	2.6	493 842	4.1
土 木 費	1 822 818	25.8	1 313 832	24.2	3 054 137	25.6
消 防 費	29 643	0.4	158 336	2.9	184 575	1.5
警 察 費	470 404	6.6	—	—	470 365	3.9
教 育 費	1 862 901	26.3	1 089 392	20.1	2 931 418	24.6
災 害 復 旧 費	135 726	1.9	70 227	1.3	183 963	1.5
公 債 費	198 327	2.8	254 332	4.7	436 650	3.7
諸 支 出 金	30 288	0.4	49 893	0.9	80 181	0.7
前年度繰上充用金	—	—	9 443	0.2	9 443	0.1
軽油引取税交付金	13 306	0.2	—	—	—	—
娯楽施設利用税交付金	3 572	0.1	—	—	—	—
自動車取得税交付金	53 170	0.8	—	—	—	—
特別区財政調整交付金	59 796	0.8	—	—	—	—
特別区財政調整納付金	—	—	1 957	0.0	—	—
歳 出 合 計	7 073 823	100.0	5 423 503	100.0	11 909 529	100.0

# 決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額	比較								
	比				較				
	増減額		増減率			前年度増減率			
				都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
79 439	0.8	12 966	0.6	14.8	16.7	16.3	15.2	18.0	17.4
926 220	9.4	158 454	7.6	14.3	19.0	17.1	16.8	20.4	18.0
758 681	7.7	170 576	8.1	21.0	23.8	22.5	28.8	29.0	28.0
575 921	5.9	140 319	6.7	18.5	30.0	24.4	26.9	27.0	26.9
162 748	1.7	23 597	1.1	22.2	7.2	14.5	15.6	11.7	13.4
847 840	8.6	208 195	9.9	25.0	24.1	24.6	15.8	10.6	17.7
410 521	4.2	83 321	4.0	19.6	22.7	20.3	22.5	19.5	21.6
2 474 369	25.2	579 768	27.7	23.1	24.0	23.4	23.4	28.9	25.5
149 320	1.5	35 255	1.7	21.1	24.2	23.6	18.4	26.9	25.3
401 756	4.1	68 609	3.3	17.1	—	17.1	22.8	—	22.8
2 440 255	24.9	491 163	23.4	16.8	25.9	20.1	19.2	30.6	22.8
147 995	1.5	35 968	1.7	21.0	27.7	24.3	1.4 △	2.3	3.0
371 667	3.8	64 983	3.1	12.5	23.0	17.5	15.2	20.3	17.4
59 241	0.6	20 940	1.0	27.9	40.3	35.3	0.2	14.8	8.5
8 905	0.1	538	0.0	—	6.0	6.0	— △	30.8 △	30.8
—	—	—	—	8.0	—	—	13.0	—	—
—	—	—	—	93.1	—	—	15.4	—	—
—	—	—	△	0.4	—	—	9.3	—	—
—	—	—	—	28.3	—	—	26.3	—	—
—	—	—	—	—	△	10.7	—	7.1	—
9 814 878	100.0	2 094 651	100.0	19.6	23.7	21.3	20.1	24.3	22.2

### 第37表 目的別歳出

#### その2 推移

区 分	決 算 額			
	昭和41年度	42年度	43年度	44年度
議 会 費・総 務 費	570 262	626 221	725 986	852 860
民 生 費	358 320	423 755	503 007	592 919
衛 生 費	293 173	321 780	377 684	453 910
農 林 水 産 業 費	100 132	110 960	122 950	143 483
商 工 業 費	442 808	511 599	595 398	720 315
土 木 防 護 費	194 049	232 098	271 692	337 627
消 費 者 財 政 費	1 098 987	1 264 469	1 564 589	1 972 037
教 育 費	74 672	87 642	99 984	119 208
そ の 他 費	207 756	241 300	277 982	327 063
歳 出 合 計	1 297 995	1 472 023	1 680 580	1 986 745
	388 022	433 651	509 722	527 744
	5 026 177	5 725 497	6 729 574	8 033 912

(注) 昭和43年度において「公共下水道費」が土木費に含まれることとなつたため、  
 られている。

### 第38表 民生費

#### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
社 会 福 祉 費	82 624	25.3	122 481	18.8	183 991	19.8
老 人 福 祉 費	39 551	12.1	60 580	9.3	92 418	9.9
児 童 福 祉 費	97 259	29.8	231 924	35.6	310 749	33.4
生 活 保 護 費	105 834	32.4	236 266	36.2	339 856	36.6
災 害 救 護 費	1 484	0.4	999	0.1	2 243	0.3
合 計	326 752	100.0	652 250	100.0	929 257	100.0

#### その2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 物 扶 養 費	46 767	14.3	155 900	23.9	202 667	21.8
扶 養 費	13 405	4.1	36 211	5.6	49 616	5.3
補 給 費	151 511	46.4	328 072	50.3	479 583	51.6
普 通 補 給 費	49 903	15.3	25 901	4.0	37 056	4.0
単 独 助 成 費	45 173	13.8	79 728	12.2	116 027	12.5
県 営 事 業 費	14 319	4.4	24 084	3.7	35 696	3.9
貸 付 金 費	30 854	9.4	55 633	8.5	80 330	8.6
	—	—	11	0.0	—	—
	15 668	4.8	3 782	0.6	17 327	1.9
	4 325	1.3	22 656	3.4	26 981	2.9
合 計	326 752	100.0	652 250	100.0	929 257	100.0



# 決算額の状況(つづき)

(単位 百万円)

45年度	46年度	指 数					
		昭和41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
1 005 659	1 177 079	100	110	127	150	176	206
758 681	929 257	100	118	140	165	212	259
575 921	716 240	100	110	129	155	196	244
162 748	186 345	100	111	123	143	163	186
847 840	1 056 035	100	116	134	163	191	238
410 521	493 842	100	120	140	174	212	254
2 474 369	3 054 137	100	115	142	179	225	278
149 320	184 575	100	117	134	160	200	247
401 756	470 365	100	116	134	157	193	226
2 440 255	2 931 418	100	113	129	153	188	226
587 808	710 236	100	112	131	136	151	183
9 814 878	11 909 529	100	114	134	160	195	237

昭和41年度および42年度における衛生費中の「公共下水道費」は土木費に振り替え

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額	年 度 額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
152 898	20.2	31 093	18.2	20.3	28.7
60 485	8.0	31 933	18.7	52.8	46.1
244 424	32.2	66 325	38.9	27.1	33.9
298 716	39.4	41 140	24.1	13.8	20.2
2 159	0.3	84	0.0	3.9	37.6
758 681	100.0	170 576	100.0	22.5	28.0

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額	年 度 額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
160 332	21.1	42 335	24.8	26.4	26.7
40 554	5.3	9 062	5.3	22.3	25.9
398 268	52.5	81 315	47.7	20.4	25.1
28 090	3.7	8 966	5.3	31.9	28.3
91 490	12.1	24 537	14.4	26.8	47.6
29 552	3.9	6 144	3.6	20.8	27.1
61 939	8.2	18 391	10.8	29.7	59.8
—	—	—	—	—	—
15 186	2.0	2 141	1.3	14.1	26.1
24 761	3.3	2 220	1.2	9.0	25.0
758 681	100.0	170 576	100.0	22.5	28.0

第38表 民生費

その3 財源内訳

区分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	128 382	39.3	272 816	41.8	401 198	43.2
都道府県支出金	—	—	42 268	6.5	—	—
地方負担金	4 792	1.5	17 614	2.7	21 254	2.3
その他特定財源	5 868	1.8	25 766	4.0	28 200	3.0
一般財源	23 583	7.2	40 570	6.2	63 526	6.8
金債源等	164 127	50.2	253 216	38.8	415 079	44.7
合計	326 752	100.0	652 250	100.0	929 257	100.0

第39表 社会福祉

区分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物扶補費	18 688	22.6	45 687	37.3	64 375	35.0
件助費	5 348	6.5	10 513	8.6	15 861	8.6
助建助設費	6 094	7.4	8 895	7.3	14 989	8.1
通補単県営	22 421	27.1	12 713	10.4	19 132	10.4
貸そ	17 060	20.6	21 513	17.6	34 863	18.9
	3 308	4.0	4 121	3.4	6 965	3.8
	13 752	16.6	17 388	14.2	27 898	15.2
	—	—	4	0.0	—	—
	10 555	12.8	2 439	2.0	11 593	6.3
	2 458	3.0	20 721	16.9	23 178	12.7
合計	82 624	100.0	122 481	100.0	183 991	100.0

第40表 老人福祉

区分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物扶補費	2 385	6.0	10 055	16.6	12 440	13.5
件助費	894	2.3	6 185	10.2	7 079	7.7
助建助設費	15 324	38.7	25 746	42.5	41 071	44.4
通補単県営	8 489	21.5	6 104	10.1	7 893	8.5
貸そ	12 128	30.7	12 016	19.8	23 164	25.1
	4 383	11.1	5 526	9.1	9 260	10.0
	7 745	19.6	6 484	10.7	13 904	15.0
	—	—	7	0.0	—	—
	286	0.7	189	0.3	443	0.5
	45	0.1	285	0.5	328	0.3
合計	39 551	100.0	60 580	100.0	92 418	100.0

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
339 771	44.8	61 427	36.0	18.1	23.4
—	—	—	—	—	—
17 163	2.3	4 091	2.4	23.8	25.5
19 065	2.5	9 135	5.4	47.9	75.2
53 754	7.1	9 772	5.7	18.2	29.0
328 928	43.4	86 151	50.5	26.2	30.8
758 681	100.0	170 576	100.0	22.5	28.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
52 582	34.4	11 793	37.9	22.4	22.2
13 740	9.0	2 121	6.8	15.4	26.0
10 720	7.0	4 269	13.7	39.8	41.1
15 493	10.1	3 639	11.7	23.5	24.7
28 201	18.4	6 662	21.4	23.6	45.2
6 210	4.1	755	2.4	12.2	2.2
21 992	14.4	5 906	19.0	26.9	68.3
—	—	—	—	—	—
10 243	6.7	1 350	4.3	13.2	27.4
21 919	14.3	1 259	4.2	5.7	25.8
152 898	100.0	31 093	100.0	20.3	28.7

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
9 491	15.7	2 949	9.2	31.1	32.4
5 083	8.4	1 996	6.3	39.3	31.6
25 866	42.8	15 205	47.6	58.8	43.4
5 313	8.8	2 580	8.1	48.6	30.1
14 182	23.4	8 982	28.1	63.3	80.2
6 019	10.0	3 241	10.1	53.8	48.6
8 163	13.5	5 741	18.0	70.3	113.8
—	—	—	—	—	—
315	0.5	128	0.4	40.6	71.2
235	0.4	93	0.3	39.6	18.1
60 485	100.0	31 933	100.0	52.8	46.1

第41表 児童福祉

区 分	昭和46年度						
	都道府県	市町村	純計額				
人物扶 通補助 単貸そ 合	費	19 408	20.0	84 053	36.2	103 461	33.3
	件	5 720	5.9	17 825	7.7	23 545	7.6
	助	34 841	35.8	75 484	32.5	110 325	35.5
	設	15 561	16.0	45 516	19.6	56 988	18.3
	事	6 356	6.5	14 225	6.1	19 075	6.1
	業	9 204	9.5	31 291	13.5	37 912	12.2
	費	4 708	4.8	1 112	0.5	5 130	1.7
	金	17 021	17.5	7 934	3.4	11 300	3.6
他							
計	97 259	100.0	231 924	100.0	310 749	100.0	

第42表 生活保護

区 分	昭和46年度						
	都道府県	市町村	純計額				
人 扶 そ 合	費	6 270	5.9	16 007	6.8	22 277	6.6
	件	95 202	90.0	217 477	92.0	312 680	92.6
	助	4 362	4.1	2 782	1.2	4 899	1.4
	の	105 834	100.0	236 266	100.0	339 856	100.0
計							

第43表 被保護者

区 分	被保護者実人数			生活扶助	
	実 数	指 数	保護率(対人口千人)	人 員	指 数
昭和36年度	1 643	100	17.4	1 471	100
40	1 599	97	16.3	1 438	98
41	1 570	96	15.9	1 402	95
42	1 521	93	15.2	1 346	92
43	1 450	88	14.3	1 266	86
44	1 399	85	13.6	1 206	82
45	1 344	82	13.0	1 143	78
46	1 325	81	12.6	1 116	76

(注) 厚生省調による。

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
79 059	32.3	24 402	36.8	30.9	31.2
18 880	7.7	4 665	7.0	24.7	26.3
85 796	35.1	24 529	37.0	28.6	35.1
48 174	19.7	8 814	13.3	18.3	42.2
16 855	6.9	2 220	3.3	13.2	35.0
31 319	12.8	6 593	9.9	21.1	46.5
4 454	1.8	676	1.0	15.2	20.8
8 061	3.3	3 239	4.9	40.2	27.4
244 424	100.0	66 325	100.0	27.1	33.9

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
19 129	6.4	3 148	7.7	16.5	19.4
275 383	92.2	37 297	90.7	13.5	20.3
4 204	1.4	695	1.6	16.5	17.8
298 716	100.0	41 140	100.0	13.8	20.2

## 数 の 推 移

(1 か月平均 単位 千人)

住 宅 扶 助		教 育 扶 助		医 療 扶 助	
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
677	100	513	100	477	100
728	108	433	84	616	129
730	108	399	78	658	138
720	106	360	70	683	143
696	103	322	63	698	146
674	100	292	57	703	147
643	95	263	51	702	147
635	94	244	48	723	152

第44表 災 害 救 助

区 分	昭 和 46 年 度						
	都 道 府 県	市	町	村	純 計 額		
物 件 費	69	4.6	186	18.6	254	11.3	
扶 助 費	50	3.4	468	46.8	518	23.1	
補 助 費 等	268	18.1	101	10.1	129	5.8	
普 通 建 設 事 業 費	2	0.1	81	8.1	83	3.7	
補 助 事 業 費	—	—	49	4.9	49	2.2	
単 独 事 業 費	2	0.1	32	3.2	34	1.5	
そ の 他	1 095	73.8	163	16.4	1 259	56.1	
合 計	1 484	100.0	999	100.0	2 243	100.0	

第45表 衛 生 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年			
	都 道 府 県	市	町	村
公 衆 衛 生 費	188 891	56.8	138 543	34.8
結 核 対 策 費	46 140	13.9	17 385	4.4
保 健 所 費	48 373	14.5	13 616	3.4
清 掃 費	49 387	14.8	228 354	57.4
合 計	332 791	100.0	397 898	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年			
	都 道 府 県	市	町	村
人 物 費	85 744	25.8	131 723	33.1
扶 助 費	34 288	10.3	75 742	19.0
補 助 費 等	89 454	26.9	13 274	3.3
普 通 建 設 事 業 費	41 920	12.6	39 837	10.0
補 助 事 業 費	44 257	13.3	104 431	26.2
単 独 事 業 費	6 893	2.1	32 889	8.3
県 営 事 業 負 担 金	37 363	11.2	71 450	18.0
繰 出 金	—	—	92	0.0
そ の 他	5 560	1.7	11 931	3.0
合 計	31 568	9.5	20 960	5.3
合 計	332 791	100.0	397 898	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
186	8.6	68	81.0	36.6	△ 5.6
503	23.3	15	17.9	3.0	44.1
126	5.8	3	3.6	2.4	68.0
244	11.3	△ 161	△ 191.7	△ 66.0	248.6
159	7.4	△ 110	△ 131.0	△ 69.2	2550.0
84	3.9	△ 50	△ 59.0	△ 59.5	31.3
1 100	50.9	159	189.2	14.5	25.3
2 159	100.0	84	100.0	3.9	37.6

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和45年度 純計額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度増減率	
317 800	44.4	257 912	44.8	59 888	42.7	23.2	31.6
61 342	8.6	60 199	10.5	1 143	0.8	1.9	10.7
61 935	8.6	53 454	9.3	8 481	6.0	15.9	20.2
275 163	38.4	204 356	35.5	70 807	50.5	34.6	28.5
716 240	100.0	575 921	100.0	140 319	100.0	24.4	26.9

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和45年度 純計額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度増減率	
217 467	30.4	175 440	30.5	42 027	30.0	24.0	23.9
110 029	15.4	89 908	15.6	20 121	14.3	22.4	23.0
102 728	14.3	97 851	17.0	4 877	3.5	5.0	15.9
73 792	10.3	58 116	10.1	15 676	11.2	27.0	29.3
142 373	19.9	98 412	17.1	43 961	31.3	44.7	47.7
38 842	5.4	30 732	5.3	8 110	5.8	26.4	31.0
103 531	14.5	67 680	11.8	35 851	25.5	53.0	56.8
—	—	—	—	—	—	—	—
17 491	2.4	13 035	2.3	4 456	3.2	34.2	28.7
52 360	7.3	43 159	7.5	9 201	6.5	21.3	30.7
716 240	100.0	575 921	100.0	140 319	100.0	24.4	26.9





の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

度		昭和 45 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率	
102 389	14.3	96 408	16.7	5 981	4.3	6.2	17.2
—	—	—	—	—	—	—	—
33 751	4.7	31 021	5.4	2 730	1.9	8.8	8.6
1 680	0.2	1 884	0.3	△ 204	△ 0.1	△ 10.8	42.4
61 842	8.6	33 753	5.9	28 089	20.0	83.2	55.7
36 820	5.2	27 234	4.7	9 586	6.8	35.2	24.7
479 758	67.0	385 621	67.0	94 137	67.1	24.4	29.3
716 240	100.0	575 921	100.0	140 319	100.0	24.4	26.9

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 45 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率	
58 223	18.3	45 965	17.8	12 258	20.5	26.7	26.6
38 030	12.0	32 388	12.6	5 642	9.4	17.4	22.6
49 320	15.5	45 850	17.8	3 470	5.8	7.6	22.5
66 091	20.8	49 852	19.3	16 239	27.1	32.6	32.5
43 527	13.7	33 146	12.9	10 381	17.3	31.3	73.5
6 978	2.2	6 310	2.4	668	1.1	10.6	87.6
36 549	11.5	26 836	10.4	9 713	16.2	36.2	70.4
—	—	—	—	—	—	—	—
17 451	5.5	13 035	5.1	4 416	7.4	33.9	28.7
45 158	14.2	37 676	14.6	7 482	12.5	19.9	30.1
317 800	100.0	257 912	100.0	59 888	100.0	23.2	31.6

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 45 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率	
1 651	2.7	1 475	2.5	176	15.4	11.9	20.8
4 338	7.1	3 760	6.2	578	50.6	15.4	7.1
53 408	87.1	52 001	86.4	1 407	123.1	2.7	10.6
1 562	2.5	2 563	4.3	△ 1 001	△ 87.6	△ 39.1	9.1
383	0.6	400	0.7	△ 17	△ 1.5	△ 4.3	29.9
61 342	100.0	60 199	100.0	1 143	100.0	1.9	10.7



## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
50 076	80.9	43 061	80.6	7 015	82.7	16.3	19.0
6 002	9.7	5 188	9.7	814	9.6	15.7	34.0
5 857	9.4	5 205	9.7	652	7.7	12.5	17.8
61 935	100.0	53 454	100.0	8 481	100.0	15.9	20.2

## の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
107 517	39.1	84 940	41.6	22 577	31.9	26.6	25.0
62 713	22.8	49 358	24.2	13 355	18.9	27.1	25.1
5 481	2.0	5 130	2.5	351	0.5	6.8	14.2
92 538	33.6	59 730	29.2	32 808	46.3	54.9	37.7
29 111	10.6	22 120	10.8	6 991	9.9	31.6	21.3
63 427	23.1	37 610	18.4	25 817	36.5	68.6	49.7
6 914	2.5	5 198	2.5	1 716	2.4	33.0	36.1
275 163	100.0	204 356	100.0	70 807	100.0	34.6	28.5

## 設 整 備 計 画 (昭和 47 ~ 50 年度)

昭和50年度末の目標	4 か年度間の事業量	4 か年度間の事業費
82 560kl/日	11 300kl/日	504億円
304万人	85万人	86億円
110 661 t/日	48 378 t/日	2 324億円
274基	262基	206億円
—	—	500億円

## 第50表 労働費

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
失 業 対 策 費	45 948	44.9	74 130	86.3	119 535	64.1
そ の 他	56 493	55.1	11 753	13.7	66 810	35.9
合 計	102 441	100.0	85 883	100.0	186 345	100.0

### その2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	18 638	18.2	5 321	6.2	23 959	12.9
失 業 対 策 事 業 費	35 045	34.2	68 161	79.4	103 206	55.4
補 助 事 業 費	29 059	28.4	47 196	55.0	76 255	40.9
単 独 事 業 費	5 986	5.8	20 965	24.4	26 951	14.5
そ の 他	48 758	47.6	12 401	14.4	59 180	31.7
合 計	102 441	100.0	85 883	100.0	186 345	100.0

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	28 140	27.5	27 570	32.1	55 710	29.9
都 道 府 県 支 出 金	—	—	2 032	2.4	—	—
そ の 他 特 定 財 源	17 987	17.5	7 046	8.2	24 717	13.3
一 般 財 源 等	56 314	55.0	49 235	57.3	105 918	56.8
合 計	102 441	100.0	85 883	100.0	186 345	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
109 540	67.3	9 995	42.4	9.1	8.7
53 208	32.7	13 602	57.6	25.6	24.6
162 748	100.0	23 597	100.0	14.5	13.4

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
20 869	12.8	3 090	13.1	14.8	16.1
102 470	63.0	736	3.1	0.7	9.4
78 253	48.1	1 998	8.5	2.6	7.0
24 218	14.9	2 733	11.6	11.3	18.0
39 409	24.2	19 771	83.8	50.2	23.8
162 748	100.0	23 597	100.0	14.5	13.4

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
53 011	32.6	2 699	11.4	5.1	8.2
—	—	—	—	—	—
19 253	11.8	5 464	23.2	28.4	20.0
90 484	55.6	15 434	65.4	17.1	15.3
162 748	100.0	23 597	100.0	14.5	13.4

第51表 失 業 対 策

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	1 045	2.3	3 840	5.2	4 885	4.1
失 業 策 事 業 費	35 045	76.3	68 161	91.9	103 206	86.3
補 助 事 業 費	29 059	63.2	47 196	63.7	76 255	63.8
そ の 他	5 986	13.0	20 965	28.3	26 951	22.5
合 計	9 858	21.4	2 129	2.9	11 444	9.6
合 計	45 948	100.0	74 130	100.0	119 535	100.0

第52表 農 林 水 産

その 1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
農 業 費	220 108	26.3	134 082	36.9	289 679	27.4
畜 産 業 費	56 877	6.8	18 880	5.2	68 279	6.5
農 林 地 業 費	328 288	39.2	124 600	34.3	412 227	39.0
水 産 業 費	153 211	18.3	54 553	15.0	185 173	17.5
合 計	79 911	9.5	31 638	8.7	100 677	9.5
合 計	838 394	100.0	363 753	100.0	1 056 035	100.0

その 2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	114 999	13.7	58 286	16.0	173 285	16.4
物 件 費	34 448	4.1	16 641	4.6	51 089	4.8
補 助 費 等	77 976	9.3	36 035	9.9	87 686	8.3
普通建設事業費	560 562	66.9	241 149	66.3	682 719	64.6
補助事業費	475 078	56.7	127 393	35.0	523 980	49.6
単独事業費	74 789	8.9	99 159	27.3	147 980	14.0
国直轄事業負担金	10 695	1.3	64	0.0	10 758	1.0
県営事業負担金	—	—	14 533	4.0	—	—
そ の 他	50 409	6.0	11 642	3.2	61 256	5.9
合 計	838 394	100.0	363 753	100.0	1 056 035	100.0

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
4 654	4.2	231	2.3	5.0	7.8
102 470	93.5	736	7.4	0.7	9.4
78 253	71.4	△ 1 998	△ 20.0	△ 2.6	7.0
24 218	22.1	2 733	27.3	11.3	18.0
2 416	2.2	9 028	90.3	373.7	△ 13.8
109 540	100.0	9 995	100.0	9.1	8.7

## 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
246 584	29.1	43 095	20.7	17.5	4.3
59 584	7.0	8 695	4.2	14.6	23.5
310 138	36.6	102 089	49.0	32.9	25.7
152 552	18.0	32 621	15.7	21.4	19.9
78 982	9.3	21 695	10.4	27.5	28.0
847 840	100.0	208 195	100.0	24.6	17.7

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
149 950	17.7	23 335	11.2	15.6	18.2
45 881	5.4	5 208	2.5	11.4	18.0
75 174	8.9	12 512	6.0	16.6	△ 6.2
525 366	62.0	157 353	75.6	30.0	21.0
396 978	46.8	127 002	61.0	32.0	18.9
119 394	14.1	28 586	13.7	23.9	29.4
8 995	1.1	1 763	0.8	19.6	15.2
—	—	—	—	—	—
51 469	6.1	9 787	4.7	19.0	27.5
847 840	100.0	208 195	100.0	24.6	17.7

## 第52表 農 林 水 産

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	366 265	43.7	11 035	3.0	377 300	35.7
都道府県支出金	—	—	118 472	32.6	—	—
分担金、負担金、 分附金	53 451	6.4	34 950	9.6	73 612	7.0
地方債	24 070	2.9	24 807	6.8	46 754	4.4
その他特定財源等	79 533	9.5	23 054	6.3	98 568	9.4
一般財源等	315 075	37.6	151 435	41.6	459 801	43.5
合 計	838 394	100.0	363 753	100.0	1 056 035	100.0

## 第53表 農 業 費

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	61 670	28.0	46 610	34.8	108 279	37.4
物件費	16 218	7.4	8 801	6.6	25 018	8.6
補助費	48 999	22.3	21 348	15.9	51 045	17.6
普通建設事業費	64 717	29.4	52 979	39.5	72 813	25.1
補助事業費	41 126	18.7	34 028	25.4	41 232	14.2
単独事業費	23 591	10.7	18 126	13.5	31 581	10.9
県営事業負担金	—	—	825	0.6	—	—
その他の	28 504	13.0	4 344	3.2	32 524	11.3
合 計	220 108	100.0	134 082	100.0	289 679	100.0

## 第54表 畜 産 業 費

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	12 511	22.0	1 399	7.4	13 910	20.4
物件費	6 301	11.1	2 068	11.0	8 369	12.3
補助費	17 242	30.3	3 130	16.6	18 790	27.5
普通建設事業費	18 085	31.3	10 503	55.6	22 915	33.6
補助事業費	12 771	22.5	6 764	35.8	14 834	21.7
単独事業費	5 263	9.3	3 562	18.9	8 031	11.8
国直轄事業負担金	51	0.1	—	—	51	0.1
県営事業負担金	—	—	177	0.9	—	—
その他の	2 738	4.8	1 780	9.4	4 295	6.2
合 計	56 877	100.0	18 880	100.0	68 279	100.0



## 業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
293 321	34.6	83 979	40.3	28.6	7.6
—	—	—	—	—	—
55 345	6.5	18 267	8.8	33.0	41.1
22 193	2.6	24 561	11.8	110.7	38.8
88 766	10.5	9 802	4.7	11.0	26.8
388 215	45.8	71 586	34.4	18.4	20.4
847 840	100.0	208 195	100.0	24.6	17.7

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
93 476	37.9	14 803	34.3	15.8	18.5
22 384	9.1	2 634	6.1	11.8	20.4
42 332	17.2	8 713	20.2	20.6	△ 23.8
61 068	24.8	11 745	27.3	19.2	1.8
36 229	14.7	5 003	11.6	13.8	△ 9.0
24 839	10.1	6 742	15.6	27.1	23.0
—	—	—	—	—	—
27 324	11.1	5 200	12.1	19.0	16.8
246 584	100.0	43 095	100.0	17.5	4.3

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
11 861	19.9	2 049	23.6	17.3	18.7
7 928	13.3	441	5.1	5.6	11.7
17 444	29.3	1 346	15.5	7.7	39.7
19 051	32.0	3 864	44.4	20.3	17.3
12 249	20.6	2 585	29.7	21.1	24.3
6 774	11.4	1 257	14.5	18.6	6.2
28	0.0	23	0.3	82.1	250.0
—	—	—	—	—	—
3 300	5.5	995	11.4	30.2	34.9
59 584	100.0	8 695	100.0	14.6	23.5

第55表 農 地 費

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	11 810	3.6	4 698	3.8	16 508	4.0
普 通 建 設 事 業 費	307 029	93.5	108 589	37.2	378 074	91.7
補 助 事 業 費	277 743	84.6	47 010	37.7	304 056	73.8
単 独 事 業 費	20 051	6.1	53 037	42.6	64 720	15.7
国 直 轄 事 業 負 担 金	9 236	2.8	63	0.1	9 298	2.3
県 営 事 業 負 担 金	—	—	8 479	6.8	—	—
そ の 他	9 449	2.9	11 313	9.1	17 645	4.3
合 計	328 288	100.0	124 600	100.0	412 227	100.0

第56表 林 業 費

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	18 391	12.0	3 901	7.2	22 292	12.0
普 通 建 設 事 業 費	116 556	76.1	43 965	80.6	139 739	75.5
補 助 事 業 費	99 212	64.8	23 434	43.0	107 418	58.0
単 独 事 業 費	16 342	10.7	18 876	34.6	31 319	16.9
国 直 轄 事 業 負 担 金	1 001	0.7	—	—	1 001	0.5
県 営 事 業 負 担 金	—	—	1 655	3.0	—	—
そ の 他	18 264	11.9	6 687	12.3	23 142	12.5
合 計	153 211	100.0	54 553	100.0	185 173	100.0

第57表 水 産 業

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 補 普	10 618	13.3	1 678	5.3	12 296	12.2
助 建 設 事 業 費	4 134	5.2	591	1.9	4 725	4.7
補 助 事 業 費	2 669	3.3	1 854	5.9	3 811	3.8
単 独 事 業 費	54 176	6.8	25 113	79.4	69 177	68.7
国 直 轄 事 業 負 担 金	44 226	55.3	16 158	51.1	56 441	56.1
県 営 事 業 負 担 金	9 543	11.9	5 558	17.6	12 329	12.2
そ の 他	407	0.5	1	0.0	408	0.4
合 計	8 314	10.4	3 397	10.7	—	—
	79 911	100.0	2 402	7.6	10 668	10.6
			31 638	100.0	100 677	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
14 626	4.7	1 882	1.8	12.9	15.4
280 668	90.5	97 406	95.4	34.7	26.4
222 343	71.7	81 713	80.0	36.8	24.7
50 392	16.2	14 328	14.0	28.4	36.7
7 933	2.6	1 365	1.3	17.2	13.8
—	—	—	—	—	—
14 844	4.8	2 801	2.8	18.9	24.7
310 138	100.0	102 089	100.0	32.9	25.7

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
19 465	12.8	2 827	8.7	14.5	18.2
113 210	74.2	26 529	81.3	23.4	19.7
85 120	55.8	22 298	68.4	26.2	18.5
27 260	17.9	4 059	12.4	14.9	23.8
831	0.5	170	0.5	20.5	21.1
—	—	—	—	—	—
19 877	13.0	3 265	10.0	16.4	22.7
152 552	100.0	32 621	100.0	21.4	19.9

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
10 521	13.3	1 775	8.2	16.9	19.0
4 168	5.3	557	2.6	13.4	18.9
3 363	4.3	448	2.1	13.3	46.8
51 369	65.0	17 808	82.1	34.7	24.9
41 037	52.0	15 404	71.0	37.5	20.2
10 129	12.8	2 200	10.1	21.7	47.9
203	0.3	205	0.9	101.0	40.0
—	—	—	—	—	—
9 561	12.1	1 107	5.0	11.6	60.6
78 982	100.0	21 695	100.0	27.5	28.0

参考表 (2) 土地改良長期計画 (昭和40~49年度)

(単位 億円・%)

区 分	投資総額	投資実績			昭和47年度 投資見込
		昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	
国が行ないまたは補助する事業	23 000	2 920	3 372	4 354	5 717
ほ場整備事業	8 500	1 193	1 494	2 158	2 997
基幹かんがい排水施設	7 000	815	872	1 064	1 305
整備事業	2 000	213	256	327	448
防農用地造成事業	5 500	698	750	805	966
融資事業	3 000	319	330	311	312
合 計	26 000	3 238	3 702	4 664	6 029

(注) 1 農林省調による。

2 この計画は、昭和41年3月25日閣議決定された。

3 前期5年(昭和40~44年度)の投資額は1兆1500億円、後期5年(昭和45~49年度)の投資額は1兆4500億円である。

第58表 商 工 費

その1 性質別内訳

区 分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物補	20 755	5.7	15 243	11.0	35 998	7.3
通	9 292	2.6	6 472	4.6	15 764	3.2
補助	23 820	6.6	19 209	13.8	39 853	8.1
単	20 836	5.8	19 746	14.2	37 701	7.6
県	4 936	1.4	1 579	1.1	6 481	1.3
貸	15 899	4.4	17 795	12.8	31 220	6.3
そ	—	—	372	0.3	—	—
	278 165	76.9	63 659	45.7	340 809	69.0
	8 856	2.4	14 860	10.7	23 717	4.8
合 計	361 724	100.0	139 189	100.0	493 842	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
使用料、手数料	2 855	0.8	1 977	1.4	4 833	1.0
担金、負担金、寄附金	1 310	0.4	868	0.6	1 710	0.3
地方債	36 103	10.0	5 005	3.6	40 092	8.1
地諸の他特定財源等	205 050	56.7	64 037	46.0	268 520	54.4
その他	18 046	5.0	10 406	7.5	26 190	5.3
一 般 財 源	98 360	27.2	56 896	40.9	152 497	30.9
合 計	361 724	100.0	139 189	100.0	493 842	100.0

参考表 (3) 第4次漁港整備5か年計画(昭和44~48年度)

(単位 百万円・%)

区 分	投資 総 額		昭 和 46 年 度 投資実績	昭 和 47 年 度		昭 和 47 年 度 末 進 捗 率
	事 業 費	う ち 国 費		事 業 費	う ち 国 費	
本 土	92 240	49 987	20 477	27 474	15 199	79.1
離 島	28 360	25 220	5 937	7 531	6 914	73.2
北 海 道	29 400	28 685	6 197	8 578	8 103	76.9
合 計	150 000	103 892	32 611	43 683	30 216	77.5

(注) 1 水産庁調による。

2 この計画は、昭和44年2月28日閣議決定された。

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額	比 較				
	増	減	額	増 減 率	前 年 度 率
30 418	7.4	5 580	6.7	18.3	20.1
14 242	3.5	1 522	1.8	10.7	22.1
33 322	8.1	6 531	7.8	19.6	17.1
35 716	8.7	1 985	2.4	5.6	18.1
5 278	1.3	1 203	1.4	22.8	22.5
30 438	7.4	782	0.9	2.6	17.4
—	—	—	—	—	—
277 475	67.6	63 334	76.0	22.8	25.0
19 348	4.7	4 369	5.3	22.6	2.7
410 521	100.0	83 321	100.0	20.3	21.6

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額	比 較				
	増	減	額	増 減 率	前 年 度 率
4 550	1.1	283	0.3	6.2	13.0
1 627	0.4	83	0.1	5.1	37.4
34 457	8.4	5 635	6.8	16.4	31.8
213 293	52.0	55 227	66.3	25.9	26.7
23 297	5.7	2 893	3.5	12.4	7.0
133 297	32.5	19 200	23.0	14.4	14.8
410 521	100.0	83 321	100.0	20.3	21.6

## 第59表 土 木 費

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 管 理 費	78 353	4.3	135 563	10.3	212 935	7.0
道 路 橋 り よ う 費	712 207	39.1	442 203	33.7	1 122 880	36.3
河 川 海 岸 費	327 977	18.0	36 256	2.8	359 470	11.8
港 灣 費	114 962	6.3	47 828	3.6	148 607	4.9
都 市 計 画 費	288 736	15.8	448 170	34.1	712 216	23.3
住 宅 費	287 653	15.8	203 074	15.5	484 577	15.9
空 港 費	12 929	0.7	738	0.1	13 452	0.4
合 計	1 822 818	100.0	1 313 832	100.0	3 054 137	100.0

### その2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	58 113	3.2	105 877	8.1	163 990	5.4
雜 持 件 補 修 費	11 728	0.6	22 724	1.7	34 451	1.1
普 通 建 設 事 業 費	57 229	3.1	60 872	4.6	118 101	3.9
持 補 助 事 業 費	1 501 448	82.4	911 165	69.4	2 341 553	76.7
通 補 単 独 事 業 費	952 272	52.2	377 323	28.7	1 327 082	43.5
国 直 轄 事 業 費	407 893	22.4	486 786	37.1	862 874	28.3
県 管 轄 事 業 費	141 283	7.8	10 315	0.8	151 598	5.0
貸 線 支 出 金	—	—	36 741	2.8	—	—
そ の 他 特 定 財 源 等	111 197	6.1	56 360	4.3	160 682	5.3
一 般 財 源 等	21 343	1.2	106 991	8.1	128 334	4.2
合 計	61 760	3.4	49 843	3.8	107 026	3.4
合 計	1 822 818	100.0	1 313 832	100.0	3 054 137	100.0

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	537 599	29.5	193 778	14.7	731 377	23.9
都 道 府 県 支 出 金	—	—	39 222	3.0	—	—
使 用 料、手 数 料	17 747	1.0	21 751	1.7	39 498	1.3
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	57 400	3.1	28 131	2.1	48 802	1.6
地 方 債	322 495	17.7	251 903	19.2	553 947	18.1
そ の 他 特 定 財 源	171 016	9.4	126 691	9.6	286 727	9.5
一 般 財 源 等	716 561	39.3	652 356	49.7	1 393 786	45.6
合 計	1 822 818	100.0	1 313 832	100.0	3 054 137	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
226 931	9.2	△ 13 996	△ 2.4	△ 6.2	28.8
885 037	35.8	237 843	41.0	26.9	26.6
275 763	11.1	83 707	14.4	30.4	20.7
118 208	4.8	30 399	5.2	25.7	16.0
565 314	22.8	146 902	25.3	26.0	16.7
397 275	16.1	87 302	15.1	22.0	43.0
5 841	0.2	7 611	1.3	130.3	42.3
2 474 369	100.0	579 768	100.0	23.4	25.5

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
135 137	5.5	28 853	5.0	21.4	22.1
29 205	1.2	5 246	0.9	18.0	22.2
108 080	4.4	10 021	1.7	9.3	20.4
1 838 367	74.3	503 186	86.8	27.4	25.4
1 028 462	41.6	298 620	51.5	29.0	17.5
701 347	28.3	161 527	27.9	23.0	38.1
108 558	4.4	43 040	7.4	39.6	30.8
—	—	—	—	—	—
117 251	4.7	43 431	7.5	37.0	36.9
164 638	6.7	△ 36 304	△ 6.3	△ 22.1	29.0
81 691	3.3	25 335	4.4	31.0	27.6
2 474 369	100.0	579 768	100.0	23.4	25.5

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
561 526	22.7	169 851	29.3	30.2	15.9
—	—	—	—	—	—
35 411	1.4	4 087	0.7	11.5	14.6
38 632	1.6	10 170	1.8	26.3	13.5
284 809	11.5	269 138	46.4	94.5	39.1
230 699	9.3	56 028	9.6	24.3	42.4
1 323 292	53.5	70 494	12.2	5.3	25.3
2 474 369	100.0	579 768	100.0	23.4	25.5





## ら 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
38 237	4.3	6 826	2.9	17.9	18.1
85 302	9.6	6 178	2.6	7.2	19.1
745 958	84.3	220 588	92.7	29.6	28.6
307 056	34.7	99 869	42.0	32.5	16.9
381 964	43.2	93 527	39.3	24.5	39.4
56 938	6.4	27 192	11.4	47.8	30.9
—	—	—	—	—	—
15 540	1.8	4 251	1.8	27.4	4.1
885 037	100.0	237 843	100.0	26.9	26.6

## 5 か 年 計 画 (昭和 45~49 年度)

(注) 1 この計画は、昭和 46 年 3 月 30 日閣議決定された。

2 この計画の進捗状況は次のとおりである。

昭和 46 年度事業費 19 150 億円

昭和 47 年度事業費見込額 24 087 億円

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
5 926	2.1	671	0.8	11.3	8.7
6 476	2.3	1 010	1.2	15.6	16.5
259 816	94.2	81 044	96.8	31.2	22.1
180 314	65.4	57 856	69.1	32.1	19.6
50 528	18.3	11 803	14.1	23.4	26.1
28 975	10.5	11 385	13.6	39.3	32.0
—	—	—	—	—	—
3 545	1.3	982	1.2	27.7	△ 23.9
275 763	100.0	83 707	100.0	30.4	20.7

## 参考表 (5) 第3次 治 山 治 水 事 業

その 1 第 3 次治水事業 5 年計画

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額		
	直 轄	補 助	計
河 川 改 修 事 業	4 547	4 453	9 000
ダ ム 事 業	1 725	1 075	2 800
砂 防 事 業	670	2 480	3 150
建 設 機 械 整 備	50	—	50
小 計	6 992	8 008	15 000
災害関連事業・地方単独事業			3 000
予 備 費			2 500
合 計			20 500

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和 44 年 3 月 25 日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和 46 年度事業費 3 650 億円

(2) 昭和 47 年度事業費見込額 3 975 億円

なお、第 3 次治水事業 5 年計画は、46 年度で打切り、47 年度より第 4 次治水事業 5 年計画を実施しているため、47 年度事業見込額は、第 4 次治水事業 5 年計画によつている。

## 第 62 表 港 湾 費

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 件 費	1 433	1.2	2 916	6.1	4 349	2.9
維 持 補 修 費	1 451	1.3	988	2.1	2 439	1.6
普 通 建 設 事 業 費	101 267	88.1	37 739	78.9	126 224	84.9
補 助 事 業 費	67 818	59.0	17 991	37.6	85 732	57.7
単 独 事 業 費	13 350	11.6	6 253	13.1	15 082	10.1
国直轄事業負担金	20 099	17.5	5 311	11.1	25 410	17.1
県営事業負担金	—	—	8 185	17.1	—	—
そ の 他	10 811	9.4	6 185	12.9	15 595	10.6
合 計	114 962	100.0	47 828	100.0	148 607	100.0

## 5 か年計画(昭和43～47年度)

### その2 第3次治山事業5か年計画

(単位 億円・千ha)

区 分	投 資 総 額			事 業 量
	国 有 林	民 有 林	計	
復 旧 治 山	417	1 669	2 086	141
予 防 治 山	49	280	329	30
防 災 林 造 成	11	94	105	(216km) 16
保 安 林 整 備	30	84	114	137
地 す べ り	6	170	176	9
そ の 他	87	3	90	—
小 計	600	2 300	2 900	(216km)334
予 備 費			500	
災害関連事業・地方単独事業			100	
合 計			3 500	

(注) 1 林野庁調による。( )書は防潮林である。

2 この計画は、昭和43年3月25日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和46年度事業費 665億円

計画額2900億円に対する進捗率は、69.3%である。

(2) 昭和47年度事業費見込額 900億円

なお、第3次治山事業5か年計画は、46年度で打ち切り、47年度より第4次治山事業5か年計画を実施しているため、47年度事業見込額は、第4次治山事業5か年計画によっている。

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度		比 較			
純 計 額		増 減 額	増 減 率	前 年 度	増 減 率
3 856	3.3	493	1.6	12.8	9.4
2 076	1.8	363	1.2	17.5	23.1
99 962	84.6	26 262	86.4	26.3	17.0
67 401	57.0	18 331	60.3	27.2	15.6
11 193	9.5	3 889	12.8	34.7	4.2
21 368	18.1	4 042	13.3	18.9	30.5
—	—	—	—	—	—
12 314	10.4	3 281	10.8	26.6	9.3
118 208	100.0	30 399	100.0	25.7	16.0

参考表(6) 第4次港湾整備

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
外国貿易港湾の整備	6360	調整項目	1650
国内流通港湾の整備	3910	小 計	15500
地域開発基盤港湾の整備	1910	災害関連事業・地方単 独事業等	2400
産業関連港湾の整備	680	合 計	17900
航路等の整備	680	港湾機能施設整備事業	2100
公害防止事業の推進	170	予 備 費	1000
港湾調査の実施等	140	再 計	21000

第63表 都 市 計 画

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
街 路 費	164 577	57.0	158 495	35.4	313 638	44.0
共 共 道 費	34 356	11.9	77 289	17.2	111 645	15.7
下 下 水 道 費	9 161	3.2	23 476	5.2	24 306	3.4
区 市 面 整 理 費 等	80 643	27.9	188 910	42.2	262 626	36.9
合 計	288 736	100.0	448 170	100.0	712 216	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	4 617	1.6	21 283	4.7	25 899	3.6
維 持 補 修 費	1 768	0.6	2 448	0.5	4 215	0.6
普 通 建 設 事 業 費	219 659	76.1	318 903	71.2	519 130	72.9
補 助 事 業 費	156 577	54.2	178 569	39.8	334 752	47.0
単 独 事 業 費	63 082	21.8	131 853	29.4	184 270	25.9
国 直 轄 事 業 負 担 金	—	—	108	0.0	108	0.0
県 営 事 業 負 担 金 他	—	—	8 374	1.9	—	—
そ の 他	62 692	21.7	105 536	23.6	162 972	22.9
合 計	288 736	100.0	448 170	100.0	712 216	100.0

## 5 か 年 計 画 ( 昭 和 46 ~ 50 年 度 )

( 注 ) 1 運 輸 省 調 に よ る 。

2 こ の 計 画 は 、 昭 和 47 年 3 月 17 日 閣 議 決 定 さ れ た 。

3 こ の 計 画 の 進 捗 状 況 は 、 次 の と お り で あ る 。

昭 和 46 年 度 事 業 費            2 095 億 円

昭 和 47 年 度 事 業 費 見 込 額   2 650 億 円

## 費 の 状 況

( 単 位 百 万 円 ・ % )

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
245 445	43.4	68 193	46.4	27.8	3.7
89 711	15.9	21 934	14.9	24.4	35.8
17 773	3.1	6 533	4.4	36.8	27.4
212 385	37.6	50 241	34.2	23.7	26.7
565 314	100.0	146 902	100.0	26.0	16.7

( 単 位 百 万 円 ・ % )

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
20 581	3.6	5 318	3.6	25.8	25.4
3 710	0.7	505	0.3	13.6	30.1
414 887	73.4	104 243	71.0	25.1	13.0
249 551	44.1	85 201	58.0	34.1	5.1
164 801	29.2	19 469	13.3	11.8	27.7
535	0.1	△ 427	△ 0.3	△ 79.8	△ 18.1
—	—	—	—	—	—
126 136	22.3	36 836	25.1	29.2	29.0
565 314	100.0	146 902	100.0	26.0	16.7

参考表(7) 第6次道路整備5か年計画中の街路事業

(昭和45~49年度)

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額				
	道 路	橋りよう	舗 装	修 繕 等	計
一 般 国 道	966	47	66	—	1 079
主 要 地 方 道	2 482	132	176	12	2 802
そ の 他 の 地 方 道	8 621	429	913	68	10 031
小 計	12 069	608	1 155	80	13 912
調 査					58
合 計	12 069	608	1 155	80	13 970

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和46年3月30日閣議決定された。

3 この計画中心街路事業の進捗状況は、次のとおりである。

昭和46年度事業費 2 746 億円

昭和47年度事業費見込額 3 494 億円

第64表 住 宅 費

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 維 持 件 補 修 費	3 928	1.4	6 504	3.2	10 432	2.2
普 通 建 設 事 業 費	6 444	2.2	5 464	2.7	11 908	2.5
単 独 助 事 業 費	194 754	67.7	161 269	79.4	351 699	72.6
県 営 事 業 費	133 728	46.5	125 371	61.7	259 011	53.5
貸 付 金 他	61 026	21.2	35 878	17.7	92 687	19.1
そ の 他	—	—	21	0.0	—	—
合 計	73 226	25.5	19 843	9.8	92 191	19.0
	9 301	3.2	9 994	4.9	18 347	3.7
合 計	287 653	100.0	203 074	100.0	484 577	100.0

参考表(8) 第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度)

その1 事業費

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
公共下水道	20 300	都市下水道	800
一般公共事業	11 575	特定公共下水道	300
地方単独事業	8 725	一般公共事業	255
流域下水道	3 600	地方単独事業	45
一般公共事業	3 240	予備費	1 000
地方単独事業	360	合 計	26 000

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和46年8月27日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

昭和46年度事業費 3 738 億円

昭和47年度事業費見込額 5 307 億円(うち沖縄分は24億円)

なお、沖縄の下水道事業については、47年度より予備費の中で行なっている。

その2 整備状況等

(単位 億円)

区 分	昭和45年度末	昭和46年度末	昭和47年度末 見 込	
市街地面積(km <sup>2</sup> )	5 945	6 454	6 963	
市街地人口(万人)	6 280	6 532	6 784	
整備状況	排水面積(km <sup>2</sup> )	1 354	1 517	1 742
	排水人口(万人)	2 180	2 351	2 588
	処理能力人口(万人)	2 171	2 488	2 841
普及率	排水面積(%)	22.8	23.5	25.0
	排水人口(%)	34.7	36.0	38.2
	処理能力人口(%)	34.6	38.1	41.9

(注) 沖縄は含んでいない。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率	前 年 度 率
9 310	2.3	1 122	1.3	12.1	20.9
10 025	2.5	1 883	2.2	13.8	30.1
297 994	75.0	53 705	61.5	18.0	44.0
222 516	56.0	36 495	41.8	16.4	35.3
75 478	19.0	17 209	19.7	22.8	77.2
—	—	—	—	—	—
67 386	17.0	24 805	28.4	36.8	58.9
12 560	3.2	5 787	6.6	46.1	3.8
397 275	100.0	87 302	100.0	22.0	43.0

参考表(9) 第2期住宅建設5か年

区 分	第2期 5か年計画(昭和46~50)		
	計画戸数	46年度建設戸数 (実績)	達成率 (実績)%
公的資金による住宅	3800	646	17.0
公営住宅(改良住宅を含む)	670	126	18.8
公庫住宅	1370	282	20.6
公団住宅	460	84	18.3
その他の住宅	920	154	16.7
調整戸数	380	—	—
民間自力建設住宅	5700	973	17.1
合 計	9500	1619	17.0

## 第65表 消 防 費

## その1 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	24 651	83.2	95 518	60.3	120 169	65.1
物 件 費	1 281	4.3	17 655	11.2	18 935	10.3
普通建設事業費	2 750	9.3	32 874	20.8	35 500	19.2
そ の 他	961	3.2	12 289	7.7	9 971	5.4
合 計	29 643	100.0	158 336	100.0	184 575	100.0

(注) 消防費の都道府県分は、東京都が特別区について行なう消防行政費のみであ

## その2 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	43	0.1	2 635	1.7	2 678	1.5
地方債	700	2.4	12 131	7.7	11 938	6.5
その他特定財源	2 444	8.3	6 848	4.3	5 256	2.8
一般財源等	26 456	89.2	136 722	86.3	164 703	89.2
合 計	29 643	100.0	158 336	100.0	184 575	100.0



# 計画(昭和46～50年度)

(単位 千戸)

年度)	47年度建設戸数(計画)		計画戸数	46年度実績	47年度建設戸数(計画)
	710				
	135				
	294				
	88	公的資金による住宅	38千戸	—	5.2千戸
	193	公営住宅(改良住宅を含む)	8 〃	—	0.9 〃
	—	沖縄振興開発金融公庫	22 〃	—	4.0 〃
	1 132	その他の住宅	3 〃	—	0.3 〃
	1842	調整戸数	5 〃	—	— 〃
		民間自力建設住宅	38 〃	—	— 〃
		合 計	76 〃	—	5.2 〃

- (注) 1 建設省調による。  
 2 第2期住宅建設5か年計画は、昭和46年3月30日に閣議決定された。  
 (1) 第2期住宅建設5か年計画(昭和46.3.30閣議決定)は、昭和48年2月20日変更された。  
 (2) 47年度建設戸数(計画)は補正追加分を含む。  
 3 昭和48年2月20日閣議決定による変更追加分(沖縄県分)

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
97 641	65.4	22 528	63.9	23.1	22.7
15 884	10.6	3 051	8.7	19.2	20.4
26 987	18.1	8 513	24.1	31.5	38.7
8 808	5.9	1 163	3.3	13.2	26.8
149 320	100.0	35 255	100.0	23.6	25.3

る。

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
2 100	1.4	578	1.6	27.5	27.5
9 138	6.1	2 800	7.9	30.6	46.5
5 607	3.8	351	0.9	6.3	35.4
132 475	88.7	32 228	91.4	24.3	23.6
149 320	100.0	35 255	100.0	23.6	25.3



補助金による整備状況

(単位 千円)

昭和 43 年度		昭和 44 年度		昭和 45 年度		昭和 46 年度	
数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
781	555 750	915	652 554	1 055	859 780	1 070	937 300
—	—	—	—	—	—	—	—
1 812	207 470	1 941	226 116	1 698	239 060	1 640	242 565
33	660	—	—	—	—	—	—
1	200	—	—	—	—	—	—
540	61 427	611	71 812	841	108 200	1 125	157 360
1 165	189 909	968	165 820	1 078	222 800	1 529	307 015
—	—	190	30 000	300	102 110	446	166 560
—	1 015 416	—	1 146 302	—	1 531 950	—	1 810 800
36	145 400	50	205 890	54	215 060	55	247 710
51	72 550	52	77 320	66	99 970	54	93 890
31	19 600	40	24 200	30	19 480	29	23 910
1	30 000	1	22 000	—	—	3	82 000
5	50 000	4	60 000	4	40 000	1	10 000
—	—	—	—	21	31 500	16	24 000
—	—	4	8 000	7	14 000	5	10 000
—	—	—	—	6	17 000	8	22 100
—	317 550	—	397 410	—	437 010	—	513 610
—	1 332 966	—	1 543 712	—	1 968 960	—	2 324 410
5	10 000	6	14 500	5	11 500	12	22 000
世 112	47 774	世 130	44 456	世 100	46 000	世 92	48 103
独 107	1 390 740	独 127	1 602 668	独 115	2 026 460	独 74	2 394 513

の 状 況

(単位 百万円・人)

総 損 害 額		死 傷 者 数	
金 額	指 数	人 員	指 数
43 021	100	9 580	100
51 203	119	10 273	107
48 865	114	9 321	97
53 295	124	10 476	109
54 252	126	9 967	104
70 172	163	10 636	111
83 387	194	11 320	118
78 570	183	10 691	112

## 第68表 警察費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和46年度		昭和45年度		比 較				
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率		
人 物 補 助 費 費 費 費 費 物 用 料 手 取 手 取 手 取 補 助 費 費 費 費 費 普 通 建 設 事 業 費 他 そ の 計	380 865	81.0	322 882	80.4	57 983	84.5	18.0	21.7	
	34 138	7.3	31 267	7.8	2 871	4.2	9.2	16.3	
	4 922	1.0	4 428	1.1	494	0.7	11.2	24.5	
	47 250	10.0	40 241	10.0	7 009	10.2	17.4	38.4	
	3 190	0.7	2 938	0.7	252	0.4	8.6	27.0	
合 計	470 365	100.0	401 756	100.0	68 609	100.0	17.1	22.8	

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和46年度		昭和45年度		比 較				
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率		
国 庫 支 出 金 使 用 料 手 取 料 入 諸 他 特 定 財 源 等 そ の 一 般 財 源 計	13 911	3.0	11 430	2.9	2 481	3.6	21.7	18.2	
	9 235	2.0	9 058	2.3	177	0.3	2.0	1.6	
	1 805	0.4	1 556	0.4	249	0.4	16.0	73.9	
	9 520	2.0	8 119	2.0	1 401	2.0	17.3	57.4	
	435 894	92.7	371 593	92.5	64 301	93.7	17.3	22.9	
合 計	470 365	100.0	401 756	100.0	68 609	100.0	17.1	22.8	

## 第70表 警察職員

区 分	地方警務官	自治体警察職員または地方	
		警 察 官	事 務 職 員
昭 和 36 年	280	129 482	19 833
40	300	145 249	22 048
41	320	150 320	22 571
42	340	156 094	23 096
43	360	160 646	23 707
44	360	166 459	24 069
45	370	172 204	24 800
46	390	176 573	26 982
47	410	178 611	28 756

(註) 1 地方警務官は警察庁調、その他は自治省調による。

2 昭和36年は5月31日現在、昭和40～46年は4月1日現在の職員数であ

第 69 表 交通事故等発生状況

区 分	業務上等過失致死 傷害罪発生件数	交通事故件数
昭和 36 年	129 549	493 693
40	258 805	567 286
41	296 804	425 944
42	383 631	521 481
43	508 281	635 056
44	594 790	720 880
45	652 614	718 080
46	631 215	700 290

註 1 警察庁調により、暦年である。

2 「業務上等過失致死傷害罪発生件数」には、14 歳未満の者の件数が除かれている。

3 「交通事故件数」は、昭和 40 年までは、物損事故件数を含み、昭和 41 年以降は、人身にかかる事故の件数のみである。

数 の 推 移 (単位 人)

警 察 職 員 計	合 計		
	警 察 官	事 務 職 員	計
149 315	129 762	19 833	149 595
167 297	145 549	22 048	167 597
172 891	150 640	22 571	173 211
179 190	156 434	23 096	179 530
184 353	161 006	23 707	184 713
190 528	166 819	24 069	190 888
197 004	172 574	24 800	197 374
203 555	176 963	26 982	203 945
207 367	179 021	28 756	207 777

る。ただし、47 年の地方警務官数は 5 月 1 日現在の職員数である。

# 第71表 教 育 費

## その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
小学校	676 180	36.3	450 378	41.3	1 122 335	38.3
中学校	391 594	21.0	234 049	21.5	623 829	21.3
高等学校	472 461	25.4	40 044	3.7	511 571	17.5
特別養育院	31 538	1.7	97 085	8.9	124 466	4.2
学童保育	25 381	1.4	152 388	14.0	175 015	6.0
学級保育	27 250	1.5	11 167	1.0	38 353	1.3
学級外保育	46 972	2.5	2 256	0.2	49 142	1.7
幼稚園	499	0.0	36 452	3.3	36 758	1.3
その他	191 024	10.3	65 574	6.0	249 949	8.5
合 計	1 862 901	100.0	1 089 392	100.0	2 931 418	100.0

## その2 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	1 560 314	83.8	266 036	24.4	1 826 350	62.3
物産費	65 621	3.5	172 285	15.8	237 906	8.1
雑費	5 572	0.3	21 639	2.0	27 211	0.9
維持費	38 851	2.1	44 685	4.1	73 709	2.5
補助費	174 403	9.4	571 888	52.5	741 331	25.3
補助費	45 055	2.4	300 735	27.6	345 589	11.8
補助費	129 348	6.9	270 564	24.8	395 742	13.5
補助費	—	—	589	0.1	—	—
その他	18 140	0.9	12 859	1.2	24 911	0.9
合 計	1 862 901	100.0	1 089 392	100.0	2 931 418	100.0

## その3 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	567 978	30.5	91 517	8.4	659 495	22.5
都道府県支出金	—	—	13 537	1.2	—	—
使用料、手数料	26 795	1.4	10 016	0.9	36 812	1.3
分担金、負担金	1 794	0.1	11 668	1.1	11 867	0.4
附金	41 208	2.2	232 153	21.3	254 747	8.7
地方債	41 519	2.3	46 418	4.3	87 419	2.9
その他特定財源	1 183 607	63.5	684 083	62.8	1 881 078	64.2
一般財源等	—	—	—	—	—	—
合 計	1 862 901	100.0	1 089 392	100.0	2 931 418	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 45 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
933 821	38.3	188 514	38.4	20.2	23.4
519 240	21.3	104 589	21.3	20.1	21.0
433 317	17.8	78 254	15.9	18.1	20.9
98 846	4.1	25 620	5.2	25.9	36.2
137 897	5.7	37 118	7.6	26.9	33.7
32 137	1.3	6 216	1.3	19.3	15.8
40 580	1.7	8 562	1.7	21.1	21.7
29 690	1.2	7 068	1.4	23.8	39.9
214 726	8.8	35 223	7.2	16.4	16.5
2 440 255	100.0	491 163	100.0	20.1	22.8

(単位 百万円・%)

昭和 45 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
1 560 889	64.0	265 461	54.0	17.0	18.1
199 421	8.2	38 485	7.8	19.3	21.5
24 025	1.0	3 186	0.6	13.3	22.8
60 430	2.5	13 279	2.7	22.0	21.9
573 690	23.5	167 641	34.1	29.2	38.9
241 382	9.9	104 207	21.2	43.2	26.5
332 308	13.6	63 434	12.9	19.1	49.5
—	—	—	—	—	—
21 800	0.9	3 111	0.8	14.3	19.8
2 440 255	100.0	491 163	100.0	20.1	22.8

(単位 百万円・%)

昭和 45 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
556 139	22.8	103 356	21.0	18.6	18.4
—	—	—	—	—	—
36 644	1.5	168	0.0	0.5	0.3
10 541	0.4	1 326	0.3	12.6	1.2
151 659	6.2	103 088	21.0	68.0	77.6
77 155	3.2	10 264	2.1	13.3	30.8
1 608 117	65.9	272 961	55.6	17.0	21.3
2 440 255	100.0	491 163	100.0	20.1	22.8

第72表 小 学 校

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物維持普通補単県営その他	664 680	98.3	50 639	11.2	715 318	63.7
件補修費	7 911	1.2	72 816	16.2	80 727	7.2
建設事業費	—	—	11 502	2.6	11 502	1.0
補助事業費	1 395	0.2	302 580	67.2	302 613	27.0
独事業費	286	0.0	176 743	39.2	176 918	15.3
事業負担金	1 109	0.2	125 701	27.9	125 696	11.2
その他	—	—	136	0.0	—	—
合計	2 194	0.3	12 841	2.8	12 175	1.1
合 計	676 180	100.0	450 378	100.0	1 122 335	100.0

第73表 中 学 校

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物維持普通補単県営その他	385 349	98.4	23 235	9.9	408 584	65.5
件補修費	4 987	1.3	40 924	17.5	45 911	7.4
建設事業費	1	0.0	6 882	2.9	6 883	1.1
補助事業費	408	0.1	152 356	65.1	152 394	24.4
独事業費	132	0.0	76 800	32.8	76 880	12.3
事業負担金	277	0.1	75 516	32.3	75 513	12.1
その他	—	—	39	0.0	—	—
合計	849	0.2	10 652	4.6	10 057	1.6
合 計	391 594	100.0	234 049	100.0	623 829	100.0

第74表 高 等 学 校

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物維持普通補単県営その他	318 506	67.4	26 688	66.6	345 194	67.5
件補修費	29 922	6.3	2 648	6.6	32 570	6.4
建設事業費	3 403	0.7	379	0.9	3 782	0.7
補助事業費	118 264	25.0	9 485	23.7	127 414	24.9
独事業費	32 758	6.9	2 653	6.6	35 411	6.9
事業負担金	85 506	18.1	6 562	16.4	92 003	18.0
その他	—	—	270	0.7	—	—
合計	2 366	0.6	844	2.2	2 611	0.5
合 計	472 461	100.0	40 044	100.0	511 571	100.0



## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額		増 減 率		前 年 度 率
612 491	65.6	102 827	54.5	16.8	19.1	
67 027	7.2	13 700	7.3	20.4	19.9	
10 418	1.1	1 084	0.6	10.4	24.5	
232 824	24.9	69 789	37.0	30.0	38.2	
113 649	12.2	63 269	33.6	55.7	29.4	
119 176	12.8	6 520	3.5	5.5	47.7	
—	—	—	—	—	—	
11 061	1.2	1 114	0.6	10.1	15.3	
933 821	100.0	188 514	100.0	20.2	23.4	

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額		増 減 率		前 年 度 率
353 238	68.0	55 346	52.9	15.7	16.5	
39 882	7.7	6 029	5.8	15.1	15.6	
6 189	1.2	694	0.7	11.2	21.3	
109 306	21.1	43 088	41.2	39.4	40.7	
50 351	9.7	26 529	25.4	52.7	15.7	
58 956	11.4	16 557	15.8	28.1	72.6	
—	—	—	—	—	—	
10 625	2.0	△ 568 △	0.6 △	5.3	22.0	
519 240	100.0	104 589	100.0	20.1	21.0	

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額		増 減 率		前 年 度 率
293 637	67.8	51 557	65.9	17.6	18.4	
28 502	6.6	4 068	5.2	14.3	20.6	
3 108	0.7	674	0.9	21.7	22.3	
105 992	24.5	21 422	27.4	20.2	28.9	
33 299	7.7	2 112	2.7	6.3	13.6	
72 692	16.8	19 311	24.7	26.6	37.4	
—	—	—	—	—	—	
2 078	0.5	533	0.6	25.6	△ 7.0	
433 317	100.0	78 254	100.0	18.1	20.9	

第75表 教 員 数 等 の

その1 小 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	348 304	100	1 325	100
33	360 617	104	1 752	132
34	364 612	105	1 593	120
35	357 154	103	1 453	110
36	345 391	99	1 455	110
37	337 247	97	1 321	100
38	336 653	97	1 740	131
39	339 693	98	1 428	108
40	341 406	98	1 687	127
41	343 624	99	1 730	131
42	347 569	100	1 511	114
43	352 057	101	1 469	111
44	357 065	103	1 309	99
45	363 761	104	1 324	100
46	370 815	106	1 193	90
47	377 434	108	1 384	104

註 1 文部省「学校基本調査」による。

- 2 指数は「公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法  
3 以下第75表において同じ。

その2 中 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	187 734	100	2 996	100
33	179 602	96	2 897	97
34	180 897	96	3 128	104
35	197 589	105	3 891	130
36	222 554	119	3 802	127
37	236 744	126	4 173	139
38	236 294	126	3 635	121
39	232 513	124	3 776	126
40	229 048	122	3 094	103
41	225 410	120	3 515	117
42	223 904	119	3 935	131
43	222 479	119	3 988	133
44	219 273	117	3 828	128
45	216 549	115	4 288	143
46	216 527	115	4 400	147
47	217 687	116	4 751	159

# 推 移 (公立学校分)

(各年5月1日現在)

児 童 数		学 級 数		1 学級当 り教員数	1 学級当 り児童数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	$\frac{(A)}{(C)}$	$\frac{(B)}{(C)}$
千人		学級		人	人
12 866	100	289 587	100	1.20	44.4
13 398	104	301 833	104	1.19	44.4
13 279	103	304 103	105	1.20	43.7
12 496	97	296 286	102	1.21	42.2
11 717	91	285 296	99	1.21	41.1
10 962	85	276 982	96	1.22	39.6
10 377	81	275 395	95	1.22	37.7
9 935	77	276 333	95	1.23	36.0
9 678	75	275 553	95	1.24	35.1
9 486	74	275 543	95	1.25	34.4
9 353	73	276 260	95	1.26	33.9
9 283	72	277 956	96	1.27	33.4
9 302	72	280 658	97	1.27	33.1
9 391	73	284 597	98	1.28	33.0
9 491	74	288 405	100	1.29	32.9
9 593	75	292 042	101	1.29	32.8

律(昭和33年法律第116号)の施行の前年(昭和32年)を100としたものである。

(各年5月1日現在)

生 徒 数		学 級 数		1 学級当 り教員数	1 学級当 り生徒数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	$\frac{(A)}{(C)}$	$\frac{(B)}{(C)}$
千人		学級		人	人
5 504	100	119 688	100	1.57	46.0
5 004	91	112 788	94	1.59	44.4
4 969	90	113 554	95	1.59	43.8
5 657	103	126 510	106	1.56	44.7
6 643	121	144 810	121	1.54	45.9
7 031	128	154 539	129	1.53	45.5
6 691	122	152 550	127	1.55	43.9
6 232	113	147 381	123	1.58	42.3
5 740	104	140 312	117	1.63	40.9
5 356	97	134 877	113	1.67	39.7
5 082	92	131 329	110	1.70	38.7
4 860	88	128 657	107	1.73	37.8
4 685	85	125 596	105	1.75	37.3
4 537	82	122 822	103	1.76	36.9
4 512	82	122 553	102	1.77	36.8
4 504	82	122 533	102	1.78	36.8

第75表 教 員 数 等 の

その3 高等学校

区 分	教 員 数				生 徒 数	
	本 務		兼 務		数 値	指 数
	数 値	指 数	数 値	指 数		
昭 和 32 年	94 579 <sup>人</sup>	100	10 883 <sup>人</sup>	100	2 186 <sup>千人</sup>	100
33	96 650	102	11 258	103	2 242	103
34	98 904	105	11 748	108	2 299	105
35	100 875	107	11 886	109	2 301	105
36	102 948	109	11 306	104	2 236	102
37	107 853	114	10 947	101	2 324	106
38	121 238	128	12 100	111	2 683	123
39	134 257	142	12 991	119	3 104	142
40	143 935	152	13 934	128	3 397	155
41	146 573	155	14 418	132	3 385	155
42	148 724	157	14 143	130	3 276	150
43	150 241	159	13 814	127	3 136	143
44	152 092	161	14 636	134	3 019	138
45	153 877	163	14 409	132	2 936	134
46	155 988	165	14 716	135	2 880	132
47	157 788	167	15 300	141	2 853	131

註 「入学率」は、国立、公立および私立の全体の率で、当該年度の高等学校入学者

第76表 社 会 教 育

区 分	昭 和 46 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 物 費	6 031	19.1	30 070	31.0	36 101	29.0	
件 費	5 409	17.2	14 951	15.4	20 361	16.4	
通 建 設 事 業 費	15 818	50.2	42 255	43.5	56 301	45.2	
補 助 事 業 費	2 727	8.6	22 082	22.7	24 797	19.9	
単 独 事 業 費	13 091	41.5	20 163	20.8	31 504	25.3	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	10	0.0	—	—	
そ の 他	4 280	13.5	9 809	10.1	11 703	9.4	
合 計	31 538	100.0	97 085	100.0	124 466	100.0	

第77表 保 健 体 育

区 分	昭 和 46 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 物 費	2 718	10.7	66 307	43.5	69 025	39.4	
件 費	3 702	14.6	28 546	18.7	32 248	18.4	
維 持 補 修 費	415	1.6	1 251	0.8	1 666	1.0	
普 通 建 設 事 業 費	11 789	46.4	44 657	29.3	55 656	31.8	
補 助 事 業 費	1 883	7.4	15 946	10.5	17 829	10.2	
単 独 事 業 負 担 金	9 906	39.0	28 623	18.8	37 828	21.6	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	88	0.1	—	—	
そ の 他	6 757	26.7	11 627	7.7	16 420	9.4	
合 計	25 381	100.0	152 388	100.0	175 015	100.0	
上 記 の ( 体 育 施 設 費 等 )	20 588	81.1	50 435	33.1	68 928	39.4	
内 訳 ( 学 校 給 食 費 )	4 794	18.9	101 953	66.9	106 087	60.6	

# 推 移(公立学校分)(つづき)

(各年5月1日現在)

学 校 数					入 学 率	うち公立 入学率
本 校		分 校				
数 値	指 数	数 値	指 数			
2 431 <sup>校</sup>	100	1 193 <sup>校</sup>	100	52.2%	37.7%	
2 472	102	1 131	95	55.3	39.6	
2 499	103	1 099	92	56.6	39.1	
2 514	103	1 040	87	59.9	42.3	
2 543	105	984	82	66.3	49.0	
2 619	108	915	77	65.0	43.6	
2 791	115	858	72	67.9	44.7	
2 841	117	809	68	70.4	46.7	
2 874	118	759	64	72.0	48.0	
2 889	119	721	60	74.1	50.6	
2 919	120	666	56	76.0	52.4	
2 945	121	623	52	77.9	53.6	
2 973	122	593	50	80.3	55.4	
2 992	123	558	47	82.9	56.6	
3 019	124	533	45	86.1	58.2	
3 070	126	497	42	88.4	62.6	

数を前年度の中学校卒業生数で除して得たものである。

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
28 995	29.3	7 106	27.7	24.5	24.5
16 172	16.4	4 189	16.4	25.9	27.2
44 414	44.9	11 887	46.4	26.8	57.1
18 457	18.7	6 340	24.7	34.4	75.5
25 956	26.3	5 548	21.7	21.4	46.1
—	—	—	—	—	—
9 265	9.4	2 438	9.5	26.3	11.7
98 846	100.0	25 620	100.0	25.9	36.2

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
54 068	39.2	14 957	40.3	27.7	27.7
26 143	19.0	6 105	16.4	23.4	32.6
1 351	1.0	315	0.8	23.3	21.5
42 358	30.7	13 298	35.8	31.4	49.6
14 430	10.5	3 399	9.2	23.6	22.2
27 928	20.3	9 900	26.7	35.4	69.3
—	—	—	—	—	—
13 977	10.1	2 443	6.7	17.5	19.4
137 897	100.0	37 118	100.0	26.9	33.7
52 348	38.0	16 580	44.7	31.7	45.4
85 549	62.0	20 538	55.3	24.0	27.4

第78表 性 質 別 歳 出

その1 総 括

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物維持補助費	2 489 603	35.2	1 309 593	24.1	3 799 196	31.9
物件修繕費	264 154	3.7	468 960	8.6	733 114	6.2
普通建設事業費	72 321	1.0	100 054	1.8	172 375	1.4
災害復旧事業費	242 167	3.4	353 315	6.5	595 483	5.0
失業対策事業費	485 440	6.9	273 390	5.0	473 865	4.0
公債立付け	2 464 400	34.8	2 095 119	38.6	4 338 819	36.4
その他の経費	1 522 096	21.5	883 055	16.3	2 319 916	19.5
合計	790 326	11.2	1 149 129	21.2	1 856 546	15.6
うち 義務的経費	135 693	1.9	70 213	1.3	183 918	1.5
うち 投資的経費	35 045	0.5	68 161	1.3	103 206	0.9
うち 積立金	196 595	2.8	252 707	4.7	433 293	3.6
うち 繰上金	27 134	0.4	72 996	1.3	100 130	0.8
うち 繰上金	51 050	0.7	33 093	0.6	84 142	0.7
うち 繰上金	568 878	8.0	161 441	3.0	686 183	5.8
うち 繰上金	41 345	0.6	155 018	2.9	196 363	1.6
うち 繰上金	—	—	9 443	0.2	9 443	0.1
合計	7 073 823	100.0	5 423 503	100.0	11 909 529	100.0
うち 義務的経費	2 928 365	41.4	1 915 615	35.3	4 827 972	40.5
うち 投資的経費	2 635 138	37.3	2 233 493	41.2	4 625 943	38.8

その2 推 移

区 分	36 年 度 決 算 額	指 数					
		36	40	41	42	43	44
人物維持補助費	832 604	100	192	215	244	277	322
物件修繕費	191 699	100	153	175	199	229	268
普通建設事業費	44 229	100	157	185	208	239	292
災害復旧事業費	97 494	100	251	292	329	375	425
失業対策事業費	651 281	100	203	240	274	337	409
公債立付け	134 003	100	108	122	121	114	107
その他の経費	50 824	100	137	146	158	171	194
合計	123 603	100	124	148	182	243	255
うち 義務的経費	25 363	100	114	171	209	241	336
うち 投資的経費	239 980	100	183	210	248	299	413
合計	2 391 080	100	183	210	239	281	336
うち 義務的経費	1 053 701	100	190	214	244	282	324
うち 投資的経費	836 108	100	183	216	242	295	347

# 決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比						較		
		増減額		増減率			前年度増減率			
				都府	道県	市町村	純計額	都府	道県	市町村
3 205 486	32.7	593 710	28.3	16.6	22.4	18.5	18.2	22.3	19.6	
620 774	6.3	112 340	5.4	14.1	20.5	18.1	21.5	20.3	20.7	
155 932	1.6	16 443	0.8	7.3	13.0	10.5	19.2	22.1	20.8	
508 070	5.2	87 413	4.2	11.0	21.9	17.2	21.6	23.6	22.7	
385 302	3.9	88 563	4.2	22.4	21.4	23.0	13.8	12.5	14.3	
3 398 753	34.6	940 066	44.9	26.5	28.4	27.7	24.6	30.7	27.7	
1 762 543	18.0	557 373	26.6	29.0	36.3	31.6	18.3	20.3	19.6	
1 518 656	15.5	337 890	16.1	20.0	23.2	22.2	36.6	39.7	38.4	
147 944	1.5	35 974	1.7	21.0	27.7	24.3	1.4	2.3	3.0	
102 481	1.0	725	0.0	△ 1.6	2.0	0.7	△ 3.7	8.5	3.9	
369 640	3.8	63 653	3.0	12.0	23.0	17.2	15.1	20.2	17.3	
93 489	1.0	6 641	0.3	△ 9.4	14.9	7.1	0.2	14.9	9.8	
63 040	0.6	21 102	1.0	25.0	49.1	33.5	20.1	20.5	20.2	
535 827	5.5	150 356	7.2	27.6	27.9	28.1	29.4	30.0	28.4	
219 237	2.2	△ 22 874	△ 1.1	△ 46.9	9.6	△ 10.4	8.5	42.5	28.2	
8 905	0.1	538	0.0	—	6.0	6.0	—	△ 30.8	△ 30.8	
9 814 878	100.0	2 094 651	100.0	19.6	23.7	21.3	20.1	24.3	22.2	
4 083 196	41.7	744 776	35.6	15.8	22.4	18.2	18.3	22.2	19.7	
3 649 178	37.2	976 765	46.6	25.7	27.3	26.8	22.5	28.3	25.6	

(単位 百万円・%)

		構成比							
45	46	36	40	41	42	43	44	45	46
385	456	34.8	36.7	35.6	35.5	34.3	33.4	32.7	31.9
324	382	8.0	6.7	6.7	6.7	6.5	6.4	6.3	6.2
353	390	1.9	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.4
521	611	4.1	5.6	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.0
522	666	27.2	30.2	31.2	31.2	32.6	33.1	34.6	36.4
110	137	5.6	3.3	3.2	2.8	2.3	1.8	1.5	1.5
202	203	2.1	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9
299	351	5.2	3.5	3.6	3.9	4.5	3.9	3.8	3.6
369	395	1.1	0.7	0.9	0.9	0.9	1.1	1.0	0.8
505	604	10.0	10.1	10.0	10.4	10.6	12.4	12.4	12.3
411	498	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
388	458	44.1	45.8	44.9	45.0	44.2	42.5	41.7	40.5
436	553	34.9	35.1	35.9	35.4	36.2	36.2	37.2	38.8

第79表 一般財源

その1 総括

区 分	昭 和 46 年 度		昭 和 45
一 般 財 源	6 462 940	100.0	5 657 603
義 務 的 経 費	3 226 771	49.9	2 712 543
人 件 費	2 754 361	42.6	2 316 833
扶 助 費	137 389	2.1	109 612
公 債 費	335 021	5.2	286 098
投 資 的 経 費	1 645 984	25.5	1 507 225
普通建設事業費	1 580 403	24.5	1 446 543
災害復旧事業費	14 425	0.2	11 742
失業対策事業費	51 156	0.8	48 940
そ の 他 の 経 費	1 367 994	21.2	1 190 494
うち積立金	59 401	0.9	59 869
歳 出 合 計	6 240 749	96.6	5 410 262
翌年度への繰越額	222 191	3.4	247 342

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰越された事業費に充当すべき財源を含ん

その2 推移

区 分	36年度充当額	指				
		36	40	41	42	43
一 般 財 源	1 353 628	100	173	196	235	280
義 務 的 経 費	690 014	100	188	212	243	282
人 件 費	572 212	100	197	220	252	286
扶 助 費	18 700	100	276	305	340	405
公 債 費	99 102	100	120	143	173	237
投 資 的 経 費	271 506	100	187	204	265	337
普通建設事業費	238 805	100	195	213	281	363
災害復旧事業費	13 100	100	86	92	73	58
失業対策事業費	19 601	100	161	170	195	212
そ の 他 の 経 費	295 306	100	152	175	209	249
うち積立金	13 900	100	105	165	229	272
歳 出 合 計	1 256 826	100	179	201	240	286
翌年度への繰越額	96 802	100	90	126	171	196



# の 充 当 状 況

(単位 百万円・%)

年 度	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	805 337	100.0	14.2	21.8
48.0	514 228	63.9	19.0	20.8
41.0	437 528	54.3	18.9	20.8
1.9	27 777	3.4	25.3	30.3
5.1	48 923	6.1	17.1	18.0
26.6	138 759	17.2	9.2	27.5
25.6	133 860	16.6	9.3	28.5
0.2	2 683	0.3	22.8	10.4
0.9	2 216	0.3	4.5	7.4
21.0	177 500	22.0	14.9	20.7
1.1	△ 468	△ 0.1	△ 0.8	8.6
95.6	830 487	103.1	15.4	22.6
4.4	△ 25 151	△ 3.1	△ 10.2	6.8

でいる。

(単位 百万円・%)

数			構 成 比							
44	45	46	36	40	41	42	43	44	45	46
343	418	477	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
325	393	468	51.0	55.4	55.1	52.8	51.4	48.3	47.9	49.9
335	405	481	42.3	48.1	47.6	45.4	43.2	41.3	41.0	42.6
450	586	735	1.4	2.2	2.2	2.0	2.0	1.8	1.9	2.1
245	289	338	7.3	5.1	5.3	5.4	6.2	5.2	5.1	5.2
435	555	606	20.0	21.7	20.8	22.6	24.2	25.5	26.6	25.5
471	606	662	17.6	19.9	19.1	21.1	22.9	24.3	25.6	24.5
81	90	110	1.0	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
232	250	261	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
334	403	463	21.8	19.2	19.5	19.4	19.4	21.2	21.0	21.2
397	431	427	1.0	0.6	0.9	1.0	1.0	1.2	1.1	0.9
351	431	497	92.8	96.3	95.4	94.8	95.0	95.0	95.6	96.6
239	256	230	7.2	3.7	4.6	5.2	5.0	5.0	4.4	3.4

## 第 80 表 人 件 費

### その 1 人件費の内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 員 報 酬 手 当	8 798	0.4	47 946	3.7	56 744	1.5
委 員 報 給	14 852	0.6	29 547	2.3	44 399	1.2
特 別 職 員 本 給	1 007	0.0	28 122	2.1	29 130	0.8
基 礎 的 職 員 給 与	2 084 945	83.7	1 049 533	80.1	3 134 478	82.5
所 在 地 職 員 給 与	1 363 756	54.8	657 478	50.2	2 021 234	53.2
時 間 外 職 員 給 与	718 923	28.9	379 856	29.0	1 098 779	28.9
臨 時 職 員 給 与	2 266	0.1	12 200	0.9	14 465	0.4
地 方 公 務 員 共 済 組 合 金	177 034	7.1	79 697	6.1	256 731	6.8
退 職 金	142 370	5.7	53 343	4.1	195 713	5.2
恩 給 及 補 償	48 408	1.9	5 873	0.4	54 281	1.4
災 害 補 償	2 404	0.1	1 678	0.1	4 082	0.1
そ の 他	9 783	0.5	13 854	1.1	23 637	0.5
合 計	2 489 603	100.0	1 309 593	100.0	3 799 196	100.0

### その 2 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	586 282	23.5	32 017	2.4	627 287	16.5
使 用 料、手 数 料	30 959	1.2	43 821	3.3	75 206	2.0
地 方 債	7 000	0.3	2 636	0.2	9 636	0.3
そ の 他 特 定 財 源	9 199	0.4	51 419	4.0	24 937	0.6
一 般 財 源 等	1 856 163	74.6	1 179 700	90.1	3 062 130	80.6
合 計	2 489 603	100.0	1 309 593	100.0	3 799 196	100.0

### その 3 団体種類別内訳

区 分	昭 和 46 年 度		昭 和 45
	決 算 額	構 成 比	決 算 額
都 道 府 県	2 489 603	35.2	2 135 155
市 町 村	1 309 593	24.1	1 070 331
大 都 市	177 437	21.7	149 694
中 都 市	410 809	24.5	333 711
小 都 市	277 483	24.1	223 175
町 村	338 367	23.2	283 899
特別区・一部事務組合	127 598	31.4	97 642

註 構成比は、団体種類別の歳出総額に対するものである。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
48 868	1.5	7 876	1.3	16.1	16.9
38 129	1.2	6 270	1.1	16.4	23.2
25 519	0.8	3 611	0.6	14.2	17.3
2 635 593	82.2	498 885	84.0	18.9	20.1
1 708 976	53.3	312 258	52.6	18.3	18.3
914 587	28.5	184 192	31.0	20.1	23.9
12 030	0.4	2 435	0.4	20.2	4.6
213 153	6.6	43 578	7.3	20.4	18.7
171 463	5.3	24 250	4.1	14.1	14.9
49 895	1.6	4 386	0.7	8.8	9.7
3 260	0.1	822	0.1	25.2	14.2
19 606	0.6	4 031	0.8	20.6	30.1
3 205 486	100.0	593 710	100.0	18.5	19.6

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
535 140	16.7	92 147	15.5	17.2	17.5
71 453	2.2	3 753	0.6	5.3	6.9
2 734	0.1	6 902	1.2	252.5	0.2
28 921	0.9	△ 3 984	△ 0.7	△ 13.8	42.0
2 567 238	80.1	494 892	83.4	19.3	20.2
3 205 486	100.0	593 710	100.0	18.5	19.6

(単位 百万円・%)

年 度 構 成 比	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
	決 算 額	構 成 比		
36.1	354 448	30.6	16.6	18.2
24.4	239 262	23.0	22.4	22.3
22.3	27 743	19.1	18.5	17.5
24.7	77 098	23.6	23.1	28.8
24.8	54 308	21.5	24.3	20.0
23.6	54 468	21.0	19.2	18.5
30.0	29 956	37.2	30.7	26.6

## 第81表 人 件 費 中 の

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度						昭 和	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県	
総務	110 063	5.3	313 440	29.9	423 503	13.5	94 668	5.3
企画	42 429	2.0	140 591	13.4	183 020	5.8	35 323	2.0
関係	78 933	3.8	119 741	11.4	198 674	6.3	65 270	3.7
民生	16 235	0.8	4 845	0.5	21 080	0.7	13 972	0.8
衛生	105 122	5.0	50 607	4.8	155 729	5.0	91 980	5.2
労働	19 204	0.9	13 894	1.3	33 098	1.1	16 346	0.9
農林	53 419	2.6	97 082	9.3	150 501	4.8	46 139	2.6
水産	321 982	15.4	—	—	321 982	10.3	272 183	15.3
工業	22 680	1.1	79 377	7.6	102 057	3.3	19 088	1.1
商工	1 314 878	63.1	229 956	21.9	1 544 834	49.3	1 128 008	63.3
警察								
消防								
教育								
合計	2 084 945	100.0	1 049 533	100.0	3 134 478	100.0	1 782 978	100.0

### その2 平均給料月額の状態(全会計分)

区 分	昭 和 47 年 4 月 1 日 現 在				昭 和
	都道府県	大 都 市	都 市	町 村	都道府県
一 般 行 政 職	76 257	75 845	69 737	57 825	66 762
高 等 学 校 教 育 職	91 677	104 050	94 229	74 393	76 807
小・中 学 校 教 育 職	90 687	—	—	—	77 202
消 防 職	76 300	77 437	64 888	51 739	68 200
警 察 職	77 498	—	—	—	67 873

### その3 給与改定の状況

区 分	人事院勧告 の俸給表の 平均改善率	給 与 改 定 実 施 月	財源所要額 (初年度分) (A)	国庫支出金
昭 和 39 年 度	7.9	9	739	139
40	6.4	9	603	110
41	6.0	9	569	108
42	7.0	8	934	185
43	7.1	7	1 085	212
44	8.7	6	1 772	341
45	10.7	5	2 999	579
46	10.4	5	3 212	642

(注) 昭和43年度の地方交付税の増収824億円、昭和44年度の地方交付税の増収増収2220億円には、当初措置額を含んでいる。

# 職員給の状況

(単位 百万円・%)

45 年 度				比 較								
市 町 村		純 計 額		増 減 額		増 減 率			前年度増減率			
						都道 府県	市町 村	純計 額	都道 府県	市町 村	純計 額	
260 064	30.5	354 733	13.5	68 770	13.8	16.3	20.5	19.4	16.8	19.8	19.0	
109 541	12.8	144 864	5.5	38 156	7.6	20.1	23.3	26.3	21.2	28.8	26.8	
95 240	11.2	160 510	6.1	38 164	7.6	20.9	25.7	23.8	22.4	25.4	24.1	
4 468	0.5	18 440	0.7	2 640	0.5	16.2	8.4	14.3	18.7	8.7	16.1	
42 784	5.0	134 763	5.1	20 966	4.2	14.3	18.3	15.6	18.0	19.4	18.5	
11 635	1.4	27 981	1.1	5 117	1.0	17.5	19.4	18.3	20.9	19.5	20.3	
78 132	9.2	124 271	4.7	26 230	5.3	15.8	24.3	21.1	20.4	23.8	22.5	
—	—	272 183	10.3	49 799	10.0	18.3	—	18.3	21.5	—	21.5	
63 149	7.4	82 237	3.1	19 820	4.0	18.8	25.7	24.1	19.4	25.2	23.8	
187 602	22.0	1 315 610	49.9	229 224	45.9	16.6	22.6	17.4	18.0	23.3	18.8	
852 615	100.0	2 635 593	100.0	498 885	100.0	16.9	23.1	18.9	18.8	23.0	20.1	

(単位 円・%)

46 年 4 月 1 日 現 在			増 加 率				前 年 度 増 加 率			
大 都 市	都 市	町 村	都道 府県	大 都 市	都 市	町 村	都道 府県	大 都 市	都 市	町 村
89 400	80 608	64 650	19.4	16.4	16.9	15.1	12.8	13.4	14.2	14.1
—	—	—	17.5	—	—	—	13.5	—	—	—
71 604	57 026	44 809	11.9	8.1	13.8	15.5	9.8	11.1	14.9	14.2
—	—	—	14.2	—	—	—	14.0	—	—	—

(単位 億円・%)

内	訳			職 員 給 増 加 額 (B)	(A)/(B)
	内 訳				
	地 方 税 の 増 収	地 方 交 付 税 の 増 収	そ の 他		
一般財源					
600	110	159	331	1 644	45.0
493	—	—	493	1 597	37.8
461	249	212	—	1 482	38.4
749	200	549	—	1 896	49.3
873	49	824	—	2 243	48.4
1 431	183	1 183	65	3 066	57.8
2 420	344	1 961	115	4 413	68.0
2 570	—	2 220	350	4 989	64.4

1150 億円、昭和 45 年度地方交付税の増収 1961 億円および昭和 46 年度地方交付税の

第82表 地方公務

その1 総括

区分	昭和47年4月1日現在						
	都道府県		市町村		総数		
一 一般職 企税民衛勞農商土 教育 警消 合	員務	351 813	24.8	607 532	69.5	959 345	41.9
	生	56 628	4.0	181 417	20.7	238 045	10.4
	勤	28 482	2.0	56 782	6.5	85 264	3.7
	産	38 313	2.7	130 658	14.9	168 971	7.4
	工	50 630	3.6	89 352	10.2	139 982	6.1
	木	12 169	0.9	8 868	1.0	21 037	0.9
	員	80 514	5.7	44 225	5.1	124 739	5.4
	校	12 735	0.9	10 734	1.2	23 469	1.0
	育	72 342	5.1	85 496	9.8	157 838	6.9
	他	842 592	59.5	201 007	23.0	1 043 599	45.5
	員	766 484	54.1	30 065	3.4	796 549	34.8
	官	157 154	11.1	11 724	1.3	168 878	7.4
	他	599 177	42.3	9	0.0	599 186	26.2
	員	10 153	0.7	18 332	2.1	28 485	1.2
	官	76 108	5.4	170 942	19.6	247 050	10.7
	他	207 367	14.6	—	—	207 367	9.1
員	178 611	12.6	—	—	178 611	7.8	
官	28 756	2.0	—	—	28 756	1.3	
他	14 676	1.0	66 145	7.6	80 821	3.5	
計	1 416 448	100.0	874 684	100.0	2 291 132	100.0	

(注) 自治省「地方公務員給与実態調査」による。

その2 推移

区分	36年5月31日現在		45年4月1日現在		46年4月	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	
一 一般職 民衛勞土 教育 警消 合	員門	676	39.6	882	41.1	919
	部	85	5.0	140	6.5	153
	部	74	4.3	123	5.7	130
	部	18	1.0	23	1.1	23
	部	107	6.3	146	6.8	151
	他	392	23.0	450	21.0	462
	員	842	49.4	1 002	46.7	1 022
	員	572	33.5	584	27.2	591
	校	104	6.1	165	7.7	167
	食	29	1.7	43	2.0	50
	の	137	8.1	210	9.8	214
	職	149	8.7	197	9.2	204
	職	129	7.6	172	8.0	177
	職	20	1.1	25	1.2	27
	職	39	2.3	66	3.1	72
	計	1 706	100.0	2 147	100.0	2 217

# 員 数 の 状 況

(単位 人・%)

昭 和 46 年 4 月 1 日 現在					比 較				
都 道 府 県		市 町 村		総 数	増 減	増減率	前年度 増減率		
346 186	24.9	573 178	69.5	919 364	41.5	39 981	53.9	4.3	4.2
55 475	4.0	175 925	21.3	231 400	10.4	6 645	9.0	2.9	4.4
28 364	2.0	56 364	6.9	84 728	3.8	536	0.7	0.6	0.7
37 224	2.7	115 658	14.0	152 882	6.9	16 089	21.7	10.5	9.1
48 196	3.5	82 017	10.0	130 213	5.9	9 769	13.2	7.5	5.5
12 258	0.9	10 263	1.2	22 521	1.0	1 484	2.0	6.6	1.7
80 366	5.8	43 119	5.2	123 485	5.6	1 254	1.7	1.0	0.8
12 583	0.9	10 223	1.2	22 806	1.0	663	0.9	2.9	2.6
71 720	5.1	79 609	9.6	151 329	6.8	6 509	8.8	4.3	3.8
828 312	59.5	193 979	23.5	1 022 291	46.1	21 308	28.7	2.1	2.0
755 999	54.3	28 951	3.5	784 950	35.4	11 599	15.6	1.5	1.4
155 154	11.1	11 399	1.4	166 553	7.5	2 325	3.1	1.4	1.1
591 382	42.5	8	0.0	591 390	26.7	7 796	10.5	1.3	1.3
9 463	0.7	17 544	2.1	27 007	1.2	1 478	2.0	5.5	6.8
72 313	5.2	165 028	20.0	237 341	10.7	9 709	13.1	4.1	4.1
203 555	14.6	—	—	203 555	9.2	3 812	5.1	1.9	3.3
176 573	12.7	—	—	176 573	8.0	2 038	2.7	1.2	2.5
26 982	1.9	—	—	26 982	1.2	1 774	2.4	6.6	8.8
13 823	1.0	57 956	7.0	71 779	3.2	9 042	12.2	12.6	9.2
1 391 876	100.0	825 113	100.0	2 216 989	100.0	74 143	100.0	3.3	3.3

(単位 千人・%)

1日現在	47年4月1日現在		指 数			
構成比	職員数	構成比	昭和36年 5月31日	昭和45年 4月1日	昭和46年 4月1日	昭和47年 4月1日
41.5	959	41.9	100	130	136	142
6.9	169	7.4	100	165	180	199
5.9	140	6.1	100	166	176	189
1.0	21	0.9	100	128	128	117
6.8	158	6.9	100	136	141	148
20.9	471	20.6	100	115	118	120
46.1	1 044	45.5	100	119	121	124
26.7	599	26.1	100	102	103	105
7.5	169	7.4	100	159	161	163
2.3	52	2.3	100	148	172	179
9.6	224	9.8	100	153	156	164
9.2	207	9.1	100	132	137	139
8.0	178	7.8	100	133	137	138
1.2	29	1.3	100	125	135	145
3.2	81	3.5	100	169	185	208
100.0	2 291	100.0	100	126	130	134

第83表 物件費

区分	昭和46年度					
	都道府県	市	町	村	純計額	
賃金	9 061	3.4	24 788	5.3	33 849	4.6
旅費	60 023	22.7	29 435	6.3	89 458	12.2
交際費	1 171	0.4	8 508	1.8	9 679	1.3
備品購入費	24 350	9.2	79 449	16.9	103 800	14.2
需用費	86 587	32.3	192 031	40.9	278 618	38.0
役務費	32 637	12.4	31 015	6.6	63 652	8.7
その他	50 325	19.1	103 734	22.2	154 058	21.0
合計	264 154	100.0	468 960	100.0	733 114	100.0

第84表 維持補修

区分	昭和46年度					
	都道府県	市	町	村	純計額	
土壌改良費	57 229	79.1	60 872	60.8	118 101	68.5
道路橋りよ	42 505	58.3	48 975	48.9	91 480	53.1
河川海	4 882	6.8	2 604	2.6	7 486	4.3
住宅の	6 444	8.9	5 464	5.5	11 908	6.9
その他	3 398	4.6	3 829	3.8	7 227	4.2
教育費	5 572	7.7	21 639	21.6	27 211	15.8
小学校	—	—	11 502	11.5	11 502	6.7
中学校	1	0.0	6 882	6.9	6 883	4.0
高等学校	3 403	4.7	379	0.4	3 782	2.2
衛生費	2 168	3.0	2 876	2.8	5 044	2.9
保健所	4 480	6.2	5 398	5.4	9 878	5.7
掃	792	1.1	6 388	6.4	7 180	4.2
産業	124	0.2	66	0.1	190	0.1
林業	430	0.6	5 629	5.6	6 060	3.5
水産	238	0.3	693	0.7	930	0.6
農林	1 381	1.9	2 313	2.3	3 694	2.1
農林	189	0.3	146	0.1	335	0.2
農林	220	0.3	1 433	1.4	1 653	1.0
農林	348	0.5	517	0.5	865	0.5
水畜	557	0.8	121	0.1	678	0.4
水畜	67	0.1	96	0.1	163	0.1
消防	269	0.4	1 213	1.2	1 482	0.9
消防	1 989	2.8	—	—	1 989	1.2
消防	609	0.8	2 231	2.3	2 840	1.6
合計	72 321	100.0	100 054	100.0	172 375	100.0



の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 45 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
28 003	4.5	5 846	5.2	20.9	19.0
80 379	12.9	9 079	8.1	11.3	21.1
8 988	1.4	691	0.6	7.7	9.5
90 692	14.6	13 108	11.7	14.5	20.8
238 592	38.4	40 026	35.6	16.8	16.7
53 055	8.5	10 597	9.4	20.0	15.9
121 065	19.7	32 993	29.4	27.3	33.4
620 774	100.0	112 340	100.0	18.1	20.7

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 45 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
108 080	69.3	10 021	60.9	9.3	20.4
85 302	54.7	6 178	37.6	7.2	19.1
6 476	4.2	1 010	6.1	15.6	16.5
10 025	6.4	1 883	11.5	18.8	30.1
6 277	4.0	950	5.7	15.1	27.6
24 025	15.4	3 186	19.4	13.3	22.8
10 418	6.7	1 084	6.6	10.4	24.5
6 189	4.0	694	4.2	11.2	21.3
3 108	2.0	674	4.1	21.7	22.3
4 310	2.7	734	4.5	17.0	21.1
9 472	6.1	406	2.5	4.3	19.0
5 443	3.5	1 737	10.6	31.9	29.8
183	0.1	7	0.0	3.8	5.2
4 543	2.9	1 517	9.2	33.4	32.0
717	0.5	213	1.4	29.7	23.8
3 240	2.1	454	2.8	14.0	16.5
305	0.2	30	0.2	9.8	13.0
1 384	0.9	269	1.6	19.4	16.2
765	0.5	100	0.6	13.1	13.0
639	0.4	39	0.2	6.1	33.7
147	0.1	16	0.1	10.9	10.9
1 312	0.8	170	1.0	13.0	11.0
1 814	1.2	175	1.1	9.6	15.0
2 546	1.6	294	1.7	11.5	27.4
155 932	100.0	16 443	100.0	10.5	20.8

第85表 扶 助 費

区 分	昭 和 46 年 度				純 計 額	
	都 道 府 県	市 町 村	市 町 村	純 計 額		
民 生 費	151 511	62.6	328 072	92.9	479 583	80.5
社 会 福 祉 費	6 094	2.5	8 895	2.5	14 989	2.5
老 人 福 祉 費	15 324	6.3	25 746	7.3	41 071	6.9
児 童 福 祉 費	34 841	14.4	75 484	21.4	110 325	18.5
生 活 保 護 費	95 202	39.3	217 477	61.6	312 680	52.5
災 害 救 助 費	50	0.0	468	0.1	518	0.1
衛 生 費	89 454	36.9	13 274	3.8	102 728	17.3
結 核 対 策 費	41 445	17.1	11 963	3.4	53 408	9.0
そ の 他	48 009	19.8	1 311	0.4	49 320	8.3
教 育 費	1 202	0.5	11 969	3.4	13 171	2.2
小 学 校 費	—	—	3 056	0.9	3 056	0.5
中 学 校 費	0	0.0	4 197	1.2	4 198	0.7
保 健 体 育 費	32	0.0	4 213	1.2	4 245	0.7
そ の 他	1 170	0.5	503	0.1	1 672	0.3
そ の 他	—	—	1	0.0	1	0.0
合 計	242 167	100.0	353 315	100.0	595 483	100.0

第86表 補 助 費

区 分	昭 和 46 年 度				昭 都道府県
	都道府県	市 町 村	合 計		
			単	純 計	純 計
負 担 金、寄 附 金	13 727	42 585	56 312	…	11 572
補 助 交 付 金	376 227	118 994	495 221	…	312 380
そ の 他	95 486	111 811	207 297	…	72 760
合 計	485 440	273 390	758 830	473 865	396 712
うち公営企業（法適用）に対するもの	56 957	63 044	120 001		44 726

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
		前 年 度 率	前 年 度 率	前 年 度 率	前 年 度 率
398 268	78.4	81 315	93.0	20.4	25.1
10 720	2.1	4 269	4.9	39.8	41.1
25 866	5.1	15 205	17.4	58.8	43.4
85 796	16.9	24 529	28.1	28.6	35.1
275 383	54.2	37 297	42.7	13.5	20.3
503	0.1	15	0.0	3.0	44.1
97 851	19.3	4 877	5.6	5.0	15.8
52 001	10.2	1 407	1.6	2.7	10.6
45 850	9.0	3 470	4.0	7.6	22.5
11 950	2.4	1 221	1.4	10.2	8.6
2 883	0.6	173	0.2	6.0	7.1
4 004	0.8	194	0.2	4.8	7.3
3 836	0.8	409	0.5	10.7	5.0
1 227	0.2	445	0.5	36.3	32.9
1	0.0	0	0.0	0.0	98.8
508 070	100.0	87 413	100.0	17.2	22.7

等 の 状 況

(単位 百万円・%)

和 45 年 度			増 減 額		増 減 率		前 年 度 率	
市 町 村	合 計							
	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
35 712	47 284	...	9 028	...	19.1	...	16.6	...
97 756	410 136	...	85 085	...	20.7	...	12.2	...
91 779	164 539	...	42 758	...	26.0	...	15.3	...
225 247	621 959	385 302	136 871	88 563	22.0	23.0	13.3	14.3
47 830	92 556		27 445		29.7		26.3	

## 第87表 普通建設事

### その1 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	1 522 096	61.8	883 055	42.1	2 319 916	53.5
単 独 事 業 費	790 326	32.1	1 149 129	54.8	1 856 546	42.8
国直轄事業負担金	151 978	6.2	10 378	0.5	162 356	3.7
県営事業負担金	—	—	52 557	2.5	—	—
合 計	2 464 400	100.0	2 095 119	100.0	4 338 819	100.0

### その2 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	862 099	35.0	291 197	13.9	1 153 310	26.6
分担金、負担金、寄附金	107 316	4.4	72 547	3.5	130 153	3.0
財 産 収 入	16 131	0.7	41 215	2.0	57 356	1.3
地 方 債	412 804	16.8	623 614	29.8	988 156	22.8
その他特定財源	136 702	5.4	278 273	13.2	252 848	5.8
一 般 財 源 等	929 348	37.7	788 273	37.6	1 756 996	40.5
合 計	2 464 400	100.0	2 095 119	100.0	4 338 819	100.0

# 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
1 762 543	51.9	557 373	59.3	31.6	19.6
1 518 656	44.7	337 890	35.9	22.2	38.4
117 553	3.4	44 803	4.8	38.1	29.4
—	—	—	—	—	—
3 398 753	100.0	940 066	100.0	27.7	27.7

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
882 842	26.0	270 468	28.8	30.6	17.3
100 349	3.0	29 804	3.2	29.7	21.1
44 801	1.3	12 555	1.3	28.0	12.8
551 808	16.2	436 348	46.4	79.1	52.1
216 067	6.4	36 781	3.9	17.0	26.0
1 602 886	47.1	154 110	16.4	9.6	27.9
3 398 753	100.0	940 066	100.0	27.7	27.7

第87表 普通建設事

その3 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 費	1 501 448	60.9	911 165	43.5	2 341 553	54.0
道路橋りょう費	641 948	26.0	353 971	16.9	966 546	22.3
河川海岸費	315 724	12.8	29 665	1.4	340 860	7.9
港湾費	101 267	4.1	37 739	1.8	126 224	2.9
都市計画費	219 659	8.9	318 903	15.2	519 130	12.0
住宅費	194 754	7.9	161 269	7.7	351 699	8.1
その他	28 096	1.2	9 618	0.5	37 094	0.8
農林水産業費	560 562	22.7	241 149	11.5	682 719	15.7
農業費	64 717	2.6	52 979	2.5	72 813	1.7
畜産費	18 085	0.7	10 503	0.5	22 915	0.5
農地費	307 029	12.5	108 589	5.2	378 074	8.7
林業費	116 556	4.7	43 965	2.1	139 739	3.2
水産業費	54 176	2.2	25 113	1.2	69 177	1.6
教 育 費	174 403	7.1	571 888	27.3	741 331	17.1
小学校費	1 395	0.1	302 580	14.4	302 613	7.0
中学校費	408	0.0	152 356	7.3	152 394	3.5
高等学校費	118 264	4.8	9 485	0.5	127 414	2.9
社会教育費	15 818	0.6	42 255	2.0	56 301	1.3
その他	38 518	1.6	65 212	3.1	102 609	2.4
総 務 費	54 121	2.2	108 277	5.2	155 511	3.6
衛 生 費	44 257	1.8	104 431	5.0	142 373	3.3
清掃費	12 888	0.5	81 054	3.9	92 538	2.1
その他	31 369	1.3	23 377	1.1	49 835	1.2
民 生 費	45 173	1.8	79 728	3.8	116 027	2.7
社会福祉費	17 060	0.7	21 513	1.0	34 863	0.8
老人福祉費	12 128	0.5	12 016	0.6	23 164	0.5
児童福祉費	15 561	0.6	45 516	2.2	56 988	1.3
その他	424	0.0	683	0.0	1 012	0.1
そ の 他	84 436	3.5	78 481	3.7	159 305	3.6
合 計	2 464 400	100.0	2 095 119	100.0	4 338 819	100.0

## 業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較								
		増 減 額			増 減 率			前年度増減率		
					都道府県	市町村	純計	都道府県	市町村	純計
1 838 367	54.1	503 186	53.5	27.6	26.3	27.4	24.4	27.5	25.4	
745 958	21.9	220 588	23.5	30.0	27.1	29.6	23.4	38.9	28.6	
259 816	7.6	81 044	8.6	31.4	28.9	31.2	21.3	29.9	22.1	
99 962	2.9	26 262	2.8	24.2	30.1	26.3	21.7	5.7	17.0	
414 887	12.2	104 243	11.1	24.9	25.3	25.1	8.6	17.2	13.0	
297 994	8.8	53 705	5.7	14.0	24.0	18.0	56.8	30.4	44.0	
19 750	0.7	17 344	1.8	101.3	43.7	87.8	43.3	83.7	51.2	
525 366	15.5	157 353	16.7	30.7	27.9	30.0	19.9	18.3	21.0	
61 068	1.8	11 745	1.2	16.3	20.2	19.2	1.2	4.2	1.8	
19 051	0.6	3 864	0.4	22.3	31.9	20.3	17.5	18.3	17.3	
280 668	8.3	97 406	10.4	36.6	33.8	34.7	25.3	32.0	26.4	
113 210	3.3	26 529	2.8	25.5	20.1	23.4	18.7	23.1	19.7	
51 369	1.5	17 808	1.9	32.4	34.7	34.7	25.1	22.0	24.9	
573 690	16.9	167 641	17.8	17.1	31.7	29.2	32.3	41.3	38.9	
232 824	6.9	69 789	7.4	73.1	30.0	30.0	42.5	38.3	38.2	
109 306	3.2	43 088	4.6	70.3	39.4	39.4	20.6	40.9	40.7	
105 992	3.1	21 422	2.3	19.9	19.0	20.2	30.2	10.1	28.9	
44 414	1.3	11 887	1.3	18.1	30.6	26.8	45.3	63.1	57.1	
81 154	2.4	21 455	2.2	27.0	25.5	26.4	33.4	50.5	43.7	
135 020	4.0	20 491	2.2	2.1	22.0	15.2	9.5	28.9	20.9	
98 412	2.8	43 961	4.7	32.9	50.2	44.7	82.4	35.6	47.7	
59 730	1.8	32 808	3.5	82.5	51.1	54.9	42.2	36.3	37.7	
38 682	1.0	11 153	1.2	19.5	47.2	28.8	97.5	33.5	66.3	
91 490	2.7	24 537	2.6	36.7	22.5	26.8	40.3	51.7	47.6	
28 201	0.8	6 662	0.7	39.4	11.3	23.6	35.8	52.5	45.2	
14 182	0.4	8 982	1.0	71.6	48.2	63.3	95.7	73.0	80.2	
48 174	1.4	8 814	0.9	16.6	23.0	18.3	26.4	47.7	42.2	
933	0.1	79	0.0	7.9	8.8	8.5	3.4	30.8	9.5	
136 408	4.0	22 897	2.5	13.3	21.7	16.8	29.8	20.6	24.9	
3 398 753	100.0	940 066	100.0	26.5	28.4	27.7	24.6	30.7	27.7	

第88表 普通建設事業費中

区 分	昭 和 46 年 度			純 計 額			
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額				
土 木 費	952 272	62.6	377 323	42.7	1 327 082	57.2	
う	道路橋りょう費	358 094	23.5	48 981	5.5	406 925	17.5
	河川海岸費	234 099	15.4	5 762	0.7	238 170	10.3
ち	都市計画費	156 577	10.3	178 569	20.2	334 752	14.4
	住宅費	133 728	8.8	125 371	14.2	259 011	11.2
農 林 水 産 業 費	475 078	31.2	127 393	14.4	523 980	22.6	
う	農業費	41 126	2.7	34 028	3.9	41 232	1.8
	農地費	277 743	18.2	47 010	5.3	304 056	13.1
ち	林業費	99 212	6.5	23 434	2.7	107 418	4.6
	水産業費	44 226	2.9	16 158	1.8	56 441	2.4
教 育 費	45 055	3.0	300 735	34.1	345 589	14.9	
う	小学校費	286	0.0	176 743	20.0	176 918	7.6
	中学校費	132	0.0	76 800	8.7	76 880	3.3
ち	高等学校費	32 758	2.2	2 653	0.3	35 411	1.5
	社会教育費	2 727	0.2	22 082	2.5	24 797	1.1
衛 生 費	1 883	0.1	15 946	1.8	17 829	0.8	
う ち 清 掃 費	6 893	0.5	32 889	3.7	38 842	1.7	
そ の 他	25	0.0	29 107	3.3	29 111	1.3	
合 計	42 798	2.7	44 715	5.1	84 423	3.6	
合 計	1 522 096	100.0	883 055	100.0	2 319 916	100.0	

第89表 普通建設事業費中の

区 分	昭 和 46 年 度			純 計 額		
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
農 林 水 産 業 費	10 695	7.0	64	0.6	10 758	6.6
畜産費	51	0.0	—	—	51	0.0
農地費	9 236	6.1	63	0.6	9 298	5.7
林業費	1 001	0.7	—	—	1 001	0.6
水産業費	407	0.3	1	0.0	408	0.3
土 道 路 橋 り ょう 費	141 283	93.0	10 315	99.4	151 598	93.4
河川海岸費	79 398	52.2	4 732	45.6	84 130	51.8
都市計画費	40 341	26.5	19	0.2	40 360	24.9
港湾費	20 099	13.2	5 311	51.2	25 410	15.7
空港費	—	—	108	1.0	108	0.1
合 計	1 445	1.0	145	1.4	1 591	1.0
合 計	151 978	100.0	10 378	100.0	162 356	100.0



## の補助事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額	比			較	
	増	減	額	増減率	前年度率
1 028 462	58.4	298 620	53.6	29.0	17.5
307 056	17.4	99 869	17.9	32.5	16.9
180 314	10.2	57 856	10.4	32.1	19.6
249 551	14.2	85 201	15.3	34.1	5.1
222 516	12.6	36 495	6.5	16.4	35.3
396 978	22.5	127 002	22.8	32.0	18.9
36 229	2.1	5 003	0.9	13.8	△ 9.0
222 343	12.6	81 713	14.7	36.8	24.7
85 120	4.8	22 298	4.0	26.2	18.5
41 037	2.3	15 404	2.8	37.5	20.2
241 382	13.7	104 207	18.7	43.2	26.5
113 649	6.4	63 269	11.4	55.7	29.4
50 351	2.9	26 529	4.8	52.7	15.7
33 299	1.9	2 112	0.4	6.3	13.6
18 457	1.0	6 340	1.1	34.4	75.5
14 430	0.8	3 399	0.6	23.6	22.2
30 732	1.7	8 110	1.5	26.4	31.0
22 120	1.3	6 991	1.3	31.6	21.3
64 989	3.7	19 434	3.4	29.9	27.7
1 762 543	100.0	557 373	100.0	31.6	19.6

## 国直轄事業負担金の状況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額	比			較	
	増	減	額	増減率	前年度率
8 995	7.7	1 763	3.9	19.6	15.2
28	0.0	23	0.1	82.1	250.0
7 933	6.7	1 365	3.0	17.2	13.8
831	0.7	170	0.4	20.5	21.1
203	0.2	205	0.5	101.0	40.0
108 558	92.3	43 040	96.1	39.6	30.8
56 938	48.4	27 192	60.7	47.8	30.9
28 975	24.6	11 385	25.4	39.3	32.0
21 368	18.2	4 042	9.0	18.9	30.5
535	0.5	△ 427	△ 1.0	△ 79.8	△ 18.1
742	0.6	849	1.9	114.4	36.4
117 553	100.0	44 803	100.0	38.1	29.4

第90表 普通建設事業費中

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 費	407 893	51.6	486 786	42.4	862 874	46.5
うち { 道路橋りょう費 河川海岸費 都計画費 住宅費	204 455	25.9	281 750	24.5	475 491	25.6
	41 284	5.2	22 491	2.0	62 331	3.4
	63 082	8.0	131 853	11.5	184 270	9.9
	61 026	7.7	35 878	3.1	92 687	5.0
農 林 水 産 業 費	74 789	9.5	99 159	8.6	147 980	8.0
うち { 農 業 費 農 地 費 林 業 費 水 産 業 費	23 591	3.0	18 126	1.6	31 581	1.7
	20 051	2.5	53 037	4.6	64 720	3.5
	16 342	2.1	18 876	1.6	31 319	1.7
	9 543	1.2	5 558	0.5	12 329	0.7
教 育 費	129 348	16.4	270 564	23.5	395 742	21.3
うち { 小 学 校 費 中 学 校 費 高 等 学 校 費 社 会 教 育 費 保 健 体 育 費	1 109	0.1	125 701	10.9	125 696	6.8
	277	0.0	75 516	6.6	75 513	4.1
	85 506	10.8	6 562	0.6	92 003	5.0
	13 091	1.7	20 163	1.8	31 504	1.7
	9 906	1.3	28 623	2.5	37 828	2.0
衛 生 費	37 363	4.7	71 450	6.2	103 531	5.6
うち 清 掃 費	12 863	1.6	51 947	4.5	63 427	3.4
そ の 他	140 933	17.8	221 170	19.3	346 419	18.6
合 計	790 326	100.0	1 149 129	100.0	1 856 546	100.0

第91表 災 害 復 旧 事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	128 166	94.5	54 891	78.2	161 455	87.8
単 独 事 業 費	4 458	3.3	15 082	21.5	19 392	10.5
国直轄事業負担金	3 070	2.3	—	—	3 070	1.7
県営事業負担金	—	—	240	0.3	—	—
合 計	135 693	100.0	70 213	100.0	183 918	100.0

## の 単 独 事 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
701 347	46.2	161 527	47.8	23.0	38.1
381 964	25.2	93 527	27.7	24.5	39.4
50 528	3.3	11 803	3.5	23.4	26.1
164 801	10.9	19 469	5.8	11.8	27.7
75 478	5.0	17 209	5.1	22.8	77.2
119 394	7.9	28 586	8.5	23.9	29.4
24 839	1.6	6 742	2.0	27.1	23.0
50 392	3.3	14 328	4.2	28.4	36.7
27 260	1.8	4 059	1.2	14.9	23.8
10 129	0.7	2 200	0.7	21.7	47.9
332 308	21.9	63 434	18.8	19.1	49.5
119 176	7.8	6 520	1.9	5.5	47.7
58 956	3.9	16 557	4.9	28.1	72.6
72 692	4.8	19 311	5.7	26.6	37.4
25 956	1.7	5 548	1.6	21.4	46.1
27 928	1.8	9 900	2.9	35.4	69.3
67 680	4.5	35 851	10.6	53.0	56.8
37 610	2.5	25 817	7.6	68.6	49.7
297 927	19.6	48 492	14.3	16.3	28.4
1 518 656	100.0	337 890	100.0	22.2	38.4

## 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
129 766	87.7	31 689	88.1	24.4	2.7
15 328	10.4	4 064	11.3	26.5	7.0
2 850	1.9	220	0.6	7.7	2.3
—	—	—	—	—	—
147 944	100.0	35 974	100.0	24.3	3.0

## 第91表 災 害 復 旧 事

### その2 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
公 共 土 木 施 設	100 594	74.1	33 227	47.3	133 679	72.7
農 林 水 産 施 設	30 408	22.4	29 612	42.2	38 448	20.9
そ の 他	4 691	3.5	7 374	10.5	11 791	6.4
合 計	135 693	100.0	70 213	100.0	183 918	100.0

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	93 792	69.1	23 423	33.4	117 215	63.7
地 方 債	33 894	25.0	10 921	15.6	44 815	24.4
そ の 他 特 定 財 源	1 573	1.2	23 774	33.8	5 851	3.2
一 般 財 源 等	6 434	4.7	12 095	17.2	16 037	8.7
合 計	135 693	100.0	70 213	100.0	183 918	100.0

## 第92表 災 害 復 旧 事

### その1 総 括

区 分	復 旧 所 要 額 (A)	昭 和 46 年 度 末	
		実 施 額 (B)	
補 助 災 害	454 661	278 624	
昭 和 44 年 災 害	120 836	120 836	
昭 和 45 年 災 害	118 888	91 883	
昭 和 46 年 災 害	214 937	65 905	
直 轄 災 害	38 646	31 796	
昭 和 44 年 災 害	12 209	12 209	
昭 和 45 年 災 害	12 780	12 780	
昭 和 46 年 災 害	13 657	6 807	
合 計	493 307	310 420	

## 業 費 の 状 況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
105 098	71.0	28 581	79.4	27.2	6.7
31 540	21.3	6 908	19.2	21.9	△ 13.7
11 306	7.6	485	1.4	4.3	31.9
147 944	100.0	35 974	100.0	24.3	3.0

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
93 776	63.4	23 439	65.2	25.0	0.5
35 884	24.3	8 931	24.8	24.9	8.4
5 273	3.6	578	1.6	11.0	△ 2.2
13 011	8.8	3 026	8.4	23.3	9.8
147 944	100.0	35 974	100.0	24.3	3.0

## 業 の 進 捗 状 況

(単位 百万円・%)

ま での 実 施 額 進 捗 率 (B)/(A)×100	昭 和 47 年 度 以 降 残 事 業 費	
	残 事 業 費 (A)-(B) (C)	比 率 (C)/(A)×100
61.3	176 037	38.7
100.0	—	—
77.3	27 005	22.7
30.7	149 032	69.3
82.3	6 850	17.7
100.0	—	—
100.0	—	—
49.8	6 850	50.2
62.9	182 887	37.1

## 第92表 災 害 復 旧 事

### その2 事 業 別

区 分			昭 和 43 年 災		昭 和 44 年 災		
所管別	施 設 の 種 類	補助・ 直轄の 別	事 業 費	46年度末 までの 進 捗 率	事 業 費	46年度末 までの 進 捗 率	
建 設 省	河 川・海 岸 砂防・道路・ダム	補 助	55 320	100.0	90 138	100.0	
		直 轄	9 230	100.0	11 456	100.0	
		計	64 550	100.0	101 594	100.0	
運 輸 省	港 湾・海 岸	補 助	2 397	100.0	904	100.0	
		直 轄	743	100.0	537	100.0	
		計	3 140	100.0	1 441	100.0	
農           省	農 本 林 省 農地・農林用施 設 海岸・入植施設 共同利用施設	補 助	18 365	100.0	24 786	100.0	
		直 轄	1 409	100.0	167	100.0	
		計	19 774	100.0	24 953	100.0	
	林 野 庁	治 山 施 設 林 道	補 助	2 323	100.0	3 569	100.0
			直 轄	—	—	14	100.0
			計	2 323	100.0	3 583	100.0
	水 産 庁	漁 港	補 助	2 781	100.0	1 439	100.0
			直 轄	16	100.0	35	100.0
			計	2 797	100.0	1 474	100.0
	計		補 助	23 469	100.0	29 794	100.0
			直 轄	1 425	100.0	216	100.0
			計	24 894	100.0	30 010	100.0
合 計		補 助	81 186	100.0	120 836	100.0	
		直 轄	11 398	100.0	12 209	100.0	
		計	92 584	100.0	133 045	100.0	

# 業 の 進 捗 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 災		昭 和 46 年 災		備 考
事 業 費	46年度末 の 進 捗 率	事 業 費	46年度末 の 進 捗 率	
81 462	76.8	154 514	30.0	建設省調による。
11 317	100.0	13 156	50.2	
92 779	79.6	167 670	31.6	
6 050	78.7	5 794	31.9	運輸省調による。
1 081	100.0	328	37.1	
7 131	81.9	6 122	32.2	
20 579	80.0	41 990	32.7	農林省調による。
253	100.0	125	44.4	
20 832	80.2	42 115	32.7	
3 423	75.0	7 777	32.4	林野庁調による。
—	—	—	—	
3 423	75.0	7 777	32.4	
7 374	75.0	4 862	30.0	水産庁調による。
129	100.0	48	50.0	
7 503	75.4	4 910	30.2	
31 376	78.3	54 629	32.4	
382	100.0	173	46.2	
31 758	78.5	54 802	32.4	
118 888	77.3	214 937	30.7	
12 780	100.0	13 657	49.8	
131 668	79.5	228 594	31.8	

## 第93表 失 業 対 策

### その1 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	29 059	82.9	47 196	69.2	76 255	73.9
単 独 事 業 費	5 986	17.1	20 965	30.8	26 951	26.1
合 計	35 045	100.0	68 161	100.0	103 206	100.0

### その2 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	16 543	47.2	27 091	39.7	43 634	42.3
そ の 他 特 定 財 源	1 208	3.5	2 573	3.8	2 700	2.6
一 般 財 源 等	17 294	49.3	38 497	56.5	56 872	55.1
合 計	35 045	100.0	68 161	100.0	103 206	100.0



# 事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比較				
		増減額		増減率	前年度 増減率	
78 263	76.4	△ 2 008	△ 277.0	△ 2.6	0.2	
24 218	23.6	2 733	377.0	11.3	18.0	
102 481	100.0	725	100.0	0.7	3.9	

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比較				
		増減額		増減率	前年度 増減率	
45 678	44.6	△ 2 044	△ 281.9	△ 4.5	0.4	
2 574	2.5	126	17.3	4.9	8.9	
54 229	52.9	2 643	364.6	4.9	6.8	
102 481	100.0	725	100.0	0.7	3.9	

第94表 繰出金

その1 繰出先別内訳

区 分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
法非適用の公営企業会計	14 332	34.7	68 281	44.0	82 613	42.1
国民健康保険事業会計	—	—	19 517	12.6	19 517	9.9
公益質屋事業会計	—	—	308	0.2	308	0.2
農業共済事業会計	—	—	591	0.4	591	0.3
収益事業会計	151	0.4	257	0.2	408	0.2
交通災害共済事業会計	7	0.0	689	0.4	696	0.4
公立大学附属病院事業会計	5 083	12.3	2 544	1.6	7 627	3.9
基金	21 772	52.7	62 587	40.4	84 359	43.0
財産	—	—	244	0.2	244	0.1
合 計	41 345	100.0	155 018	100.0	196 363	100.0

その2 目的別内訳

区 分	昭和46年度					
	都道府県		市町村		純計額	
運 転 資 金	2 538	6.1	8 718	5.6	11 256	5.7
事 務 費 財 源	2 308	5.6	17 519	11.3	19 827	10.1
建 設 費 財 源	5 392	13.0	42 552	27.4	47 944	24.4
公 債 費 財 源	10 637	25.7	18 594	12.0	29 231	14.9
赤 字 補 て ん	1 818	4.4	13 493	8.7	15 311	7.8
そ の 他	18 652	45.2	54 142	35.0	72 794	37.1
合 計	41 345	100.0	155 018	100.0	196 363	100.0

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

区 分	総 額	法非適用の公営企業会計	国民健康保険事業会計	公益質屋事業会計
運 転 資 金	11 256	1 136	804	13
事 務 費 財 源	19 827	7 978	6 946	203
建 設 費 財 源	47 944	39 661	264	1
公 債 費 財 源	29 231	27 647	103	1
赤 字 補 て ん	15 311	3 965	9 189	71
そ の 他	72 794	2 226	2 211	19
合 計	196 363	82 613	19 517	308

# の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
66 747	30.4	15 866	△ 69.4	23.8	23.8
17 519	8.0	1 998	△ 8.7	11.4	21.1
311	0.1	△ 3	0.0	△ 1.0	4.4
498	0.2	93	△ 0.4	18.7	19.1
167	0.1	241	△ 1.1	144.3	△ 10.2
762	0.3	△ 66	0.3	△ 8.7	55.2
5 756	2.6	1 871	△ 8.2	32.5	25.4
127 182	58.0	△ 42 823	187.2	△ 33.7	32.1
296	0.1	△ 52	0.2	△ 17.6	18.0
219 237	100.0	△ 22 874	100.0	△ 10.4	28.2

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
13 131	6.0	△ 1 875	8.2	△ 14.3	18.2
15 192	6.9	4 635	△ 20.3	30.5	21.8
44 461	20.3	3 483	△ 15.2	7.8	23.1
22 720	10.4	6 511	△ 28.5	28.7	44.6
13 043	5.9	2 268	△ 9.9	17.4	8.8
110 690	50.5	△ 37 896	165.7	△ 34.2	32.4
219 237	100.0	△ 22 874	100.0	△ 10.4	28.2

(単位 百万円)

農業共済 事業会計	取 事 業 益 計	交通災害共 済事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財 産 区
38	150	17	520	8 578	0
440	77	370	3 532	271	10
5	—	2	537	7 357	117
0	—	0	1 446	32	2
72	—	244	1 592	178	0
36	181	63	—	67 943	115
591	408	696	7 627	84 359	244

## 第95表 積立金

### その1 増減状況

区 分	昭 和 46			
	積 立 金			積 立 金
	都道府県	市町村	合 計(A)	都道府県
歳出決算積立金	27 134	72 996	100 130	31 871
財政調整基金積立金	12 177	26 265	38 442	25 964
減債基金積立金	359	410	769	—
その他特定目的基金積立金	14 598	46 321	60 919	5 907
歳計剰余金処分積立金	1 234	6 421	7 655	—
合 計	28 368	79 417	107 785	31 871

注 「積立金とりくずし額」は、区分欄該当の積立金からそれぞれとりくずした額で

### その2 現在高の状況

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
財政調整基金	55 894	55.4	85 860	41.8	141 754	46.8
減債基金	5 774	5.7	2 808	1.4	8 582	2.8
その他特定目的基金	39 167	38.9	116 757	56.8	155 924	50.9
合 計	100 834	100.0	205 426	100.0	306 260	100.0

### その3 現在高の推移

区 分	総 額		財 政 調 積 立 金
	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減	
昭 和 39 年 度	79 690	9.1	43 641
40	93 592	17.4	50 855
41	121 692	30.0	63 807
42	156 901	28.9	83 726
43	191 262	21.9	104 928
44	241 251	26.1	135 129
45	272 950	13.1	145 336
46	306 260	12.2	141 754

# の 状 況

(単位 百万円)

年 度		昭 和 45 年 度			
とりくずし額		純積立額 (A) - (B)	積立金 (C)	積立金と とりくずし額 (D)	純積立額 (C) - (D)
市町村	合計(B)				
42 010	73 881	26 249	93 488	68 037	25 451
18 167	44 131	△5 689	41 079	37 580	3 499
798	798	△ 29	737	661	76
23 045	28 952	31 967	51 674	29 797	21 877
—	—	7 655	6 358	—	6 358
42 010	73 881	33 904	99 846	68 037	31 809

ある。

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
145 336	53.2	△ 3 582	△ 10.8	△ 2.5	7.6
8 558	3.1	24	0.1	0.3	2.3
119 056	43.6	36 868	110.7	31.0	21.8
272 950	100.0	33 310	100.0	12.2	13.1

(単位 百万円・%)

整 基 金	減 債 基 金		そ の 他 特 定 目 的 基 金	
対 前 年 度 率 増 減 率	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減 率	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減 率
7.9	6 375	△ 7.0	29 674	15.4
16.5	6 600	3.5	36 137	21.8
25.6	7 722	17.0	50 163	38.5
31.2	9 525	23.3	63 650	26.9
25.3	9 994	4.9	76 340	19.9
28.8	8 365	△ 16.3	97 757	28.1
7.6	8 558	2.3	119 056	21.8
△ 2.5	8 582	0.3	155 924	31.0

# 第96表 投資及び出

## その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
総衛	3 655	7.2	2 146	6.5	5 800	6.9
衛生	8 147	16.0	8 157	24.6	16 305	19.4
公衆衛生	8 134	15.9	8 097	24.4	16 231	19.3
清掃	4	0.0	58	0.2	62	0.1
その他	9	0.1	2	0.0	12	0.0
農林	3 001	5.9	893	2.7	3 893	4.6
水産	1 454	2.8	343	1.0	1 797	2.1
畜産	958	1.9	182	0.5	1 140	1.4
水産	67	0.1	187	0.6	255	0.3
その他	296	0.6	165	0.5	461	0.5
農林水産	226	0.5	16	0.1	240	0.3
商工	5 282	10.3	1 844	5.6	7 126	8.5
土木	24 802	48.6	11 809	35.7	36 611	43.5
都市	188	0.4	364	1.1	552	0.7
住宅	21 639	42.4	9 489	28.7	31 128	37.0
その他	151	0.3	283	0.9	435	0.5
教育	2 824	5.5	1 673	5.0	4 496	5.3
その他	412	0.8	150	0.5	562	0.7
合計	5 751	11.2	8 094	24.4	13 845	16.4
うち公営企業(法適用)に対するもの	51 050	100.0	33 093	100.0	84 142	100.0
その他	28 514	55.9	22 832	69.0	51 346	61.0
その他	22 536	44.1	10 261	31.0	32 796	39.0

## その2 現在高の状況

区 分	昭 和 45 年 度 末 現 在 高				昭 和 46 年 度 出 資 額		
	(A)				(B)		
	都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計
商農住	23 963	11 092	35 055	11.3	5 127	1 538	6 665
林業	19 054	4 409	23 463	7.6	2 902	877	3 779
水産	1 969	1 257	3 226	1.0	149	282	431
観光	31 397	4 577	35 974	11.6	10 342	8 174	18 516
電力	7 268	13 883	21 151	6.8	1 916	4 827	6 743
交通	11 627	15 001	26 628	8.6	4 265	308	4 573
電力	106 654	58 282	164 936	53.1	26 349	17 087	43 436
電話	1 907	3 373	5 280	1.7	173	731	904
鉄道	1 403	300	1 703	0.5	—	237	237
その他	103 344	54 609	157 953	50.9	26 176	16 119	42 295
合計	201 932	108 501	310 433	100.0	51 050	33 093	84 142
基金運用によるもの	30	1 641	1 671	—	—	1 606	1 606
総計	201 962	110 142	312 104	—	51 050	34 699	85 749

# 資 金 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
2 602	4.1	3 198	15.2	122.9	△ 51.3
16 749	26.6	△ 444	△ 2.1	△ 2.7	33.9
16 684	26.5	△ 453	△ 2.1	△ 2.7	34.1
57	0.1	5	0.0	8.8	△ 6.6
8	0.0	4	0.0	50.0	100.0
4 368	6.9	△ 475	△ 2.3	△ 10.9	53.1
2 266	3.6	△ 469	△ 2.2	△ 20.7	16.0
899	1.4	241	1.1	26.8	113.5
239	0.4	16	0.1	6.7	7.2
758	1.2	△ 297	△ 1.4	△ 39.2	266.2
206	0.3	34	0.1	16.5	329.2
6 529	10.4	597	2.8	9.1	△ 10.3
27 913	44.3	8 698	41.2	31.2	27.3
412	0.7	140	0.7	34.0	43.6
24 609	39.0	6 519	30.9	26.5	26.0
165	0.3	270	1.3	163.6	12.2
2 727	4.3	1 769	8.3	64.9	38.4
781	1.2	△ 219	△ 1.0	△ 28.0	8.8
4 098	6.5	9 747	46.2	237.3	130.1
63 040	100.0	21 102	100.0	33.5	20.2
41 349	65.6	9 997	47.4	24.2	45.5
21 691	34.4	11 105	52.6	51.2	△ 9.7

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 取 引 額 (C)			時効等による債権消滅等の額 (D)	昭 和 46 年 度 末 現 在 高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較		
都道府県	市町村	計		都道府県	市町村	計	増 減 額 (E)-(A)	増 減 率	
260	301	561	3	28 819	12 343	41 162	10.4	6 107	17.4
44	25	69	△ 255	21 649	5 269	26 918	6.8	3 455	14.7
3	—	3	12	2 134	1 532	3 666	0.9	440	13.6
70	65	135	10 134	51 816	12 673	64 489	16.4	28 515	79.3
11	10	21	△ 3	9 163	18 707	27 870	7.1	6 719	31.8
1 330	155	1 485	1 093	15 652	15 157	30 809	7.8	4 181	15.7
281	801	1 082	△ 7 848	125 122	74 320	199 442	50.6	34 506	20.9
153	440	593	172	2 058	3 705	5 763	1.5	483	9.1
0	298	298	△ 40	1 403	199	1 602	0.4	101	△ 5.9
128	63	191	△ 7 980	121 661	70 416	192 077	48.7	34 124	21.6
1 999	1 357	3 356	3 136	254 355	140 001	394 355	100.0	83 922	27.0
—	128	128	△ 85	30	3 034	3 064	—	1 393	83.4
1 999	1 485	3 484	3 051	254 385	143 035	397 420	—	85 316	27.3

第97表 貸 付 金

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
商 工 費	278 165	48.9	63 659	39.4	340 809	49.7	
土 木 費	111 197	19.5	56 360	34.9	160 682	23.4	
港 灣 費	1 300	0.2	998	0.6	2 154	0.3	
都 市 計 画 費	9 498	1.7	12 087	7.5	17 419	2.5	
住 宅 費	73 226	12.9	19 843	12.3	92 191	13.4	
土 木 管 理 費	17 953	3.2	23 248	14.4	41 176	6.0	
そ の 他	9 220	1.5	184	0.1	7 742	1.2	
農 林 水 産 業 費	44 492	7.8	6 737	4.2	50 436	7.4	
農 業 費	25 970	4.6	2 805	1.7	28 449	4.1	
畜 産 業 費	1 506	0.3	1 463	0.9	2 746	0.4	
農 地 費	1 548	0.3	88	0.1	1 487	0.2	
林 業 費	8 010	1.4	298	0.2	8 261	1.2	
水 産 業 費	7 458	1.3	2 083	1.3	9 493	1.4	
民 生 費	15 668	2.8	3 782	2.3	17 327	2.5	
児 童 福 祉 費	4 708	0.8	1 112	0.7	5 130	0.7	
社 会 福 祉 費	10 555	1.9	2 439	1.5	11 593	1.7	
そ の 他	405	0.1	231	0.1	604	0.1	
労 働 費	22 866	4.0	4 410	2.7	27 226	4.0	
衛 生 費	22 587	4.0	5 874	3.6	28 292	4.1	
教 育 費	17 521	3.1	3 908	2.4	15 341	2.2	
高 等 学 校 費	545	0.1	50	0.0	295	0.0	
保 健 体 育 費	1 347	0.2	468	0.3	1 444	0.2	
教 育 総 務 費	12 319	2.2	1 188	0.7	10 684	1.6	
そ の 他	3 310	0.6	2 202	1.4	2 918	0.4	
そ の 他	56 382	9.9	16 711	10.5	46 070	6.7	
合 計	568 878	100.0	161 441	100.0	686 183	100.0	
うち公営企業(法適用)に対するもの	49 625	8.7	12 368	7.7	61 993	9.0	
そ の 他	519 253	91.3	149 073	92.3	624 190	91.0	



の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
277 475	51.8	63 334	42.1	22.8	25.0
117 251	21.9	43 431	28.9	37.0	36.9
523	0.1	1 631	1.1	311.9	△ 2.8
12 312	2.3	5 107	3.4	41.5	25.4
67 386	12.6	24 805	16.5	36.8	58.9
33 361	6.2	7 815	5.2	23.4	15.2
3 669	0.7	4 073	2.7	111.0	△ 6.2
41 055	7.7	9 381	6.2	22.8	32.4
23 452	4.4	4 997	3.3	21.3	25.4
2 203	0.4	543	0.4	24.6	21.5
1 184	0.2	303	0.2	25.6	28.3
6 185	1.2	2 076	1.4	33.6	39.6
8 031	1.5	1 462	1.0	18.2	56.5
15 186	2.8	2 141	1.4	14.1	26.1
4 454	0.8	676	0.4	15.2	20.8
10 243	1.9	1 350	0.9	13.2	27.4
489	0.1	115	0.1	23.5	57.2
12 592	2.4	14 634	9.7	116.2	19.6
19 991	3.7	8 301	5.5	41.5	26.5
14 624	2.7	717	0.5	4.9	31.5
230	0.0	65	0.0	28.3	△ 0.9
1 892	0.4	△ 448	△ 0.3	△ 23.7	74.7
8 825	1.6	1 859	1.2	21.1	18.1
3 677	0.7	△ 759	△ 0.4	△ 20.6	57.6
37 653	7.0	8 417	5.7	22.4	28.7
535 827	100.0	150 356	100.0	28.1	28.4
48 095	9.0	13 898	9.2	28.9	22.7
487 732	91.0	136 458	90.8	28.0	28.9

## 第97表 貸 付 金

### その2 現在高の状況

区 分	昭和45年度末現在高 (A)			昭和46年度貸付額 (B)			
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	
転貸債にかかるもの	11 362	10 607	21 969	3.2	520	379	899
そ の 他	622 994	48 732	671 726	96.8	568 358	161 062	729 420
商 工 関 係	282 802	4 942	287 744	41.5	271 842	62 662	334 504
農林水産業関係	37 006	1 589	38 595	5.6	44 428	6 684	51 112
民生・労働関係	25 365	4 937	30 302	4.4	35 661	7 972	43 633
住 宅 関 係	93 503	6 171	99 674	14.4	72 946	19 829	92 775
観 光 交 通 関 係	16 586	3 518	20 104	2.9	29 957	7 961	37 918
開 発 関 係	51 871	13 790	65 661	9.5	12 902	26 286	39 188
教 育 関 係	9 639	2 890	12 529	1.8	16 961	3 882	20 843
そ の 他	106 222	10 895	117 117	16.9	83 661	25 786	109 447
合 計 (A)	634 356	59 339	693 695	100.0	568 878	161 441	730 319
うち預託金にか かもの	23 694	681	24 375	—	170 288	53 224	223 512
決算額 当該金融機 関の貸付額	484 153	122 460	606 613	—	913 675	274 031	1 187 706
基金の運用によるもの (B)	31 645	17 291	48 936	—	19 784	13 285	33 069
総 計 (A)+(B)	666 001	76 630	742 631	—	588 662	174 726	763 388

## 第98表 地方公営企業等に

### その1 推 移

区 分	昭和36年度	40	41	42
決 算 額	415	847	1 011	1 295
指 数	100	204	244	312

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和46年度回収額 (C)			時効等 による 債権消 滅等の 額 (D)	昭和46年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較		
都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計	増 減 額 (E)-(A)	増減 率	
964	1 140	2 104	△ 29	10 875	9 860	20 735	2.4	△ 1 234	△ 5.6
399 874	150 582	550 456	△ 2 258	790 168	58 264	848 432	97.6	176 706	26.3
207 549	61 574	269 123	△ 484	346 894	5 747	352 641	40.6	64 897	22.6
35 842	6 453	42 295	138	45 719	1 831	47 550	5.5	8 955	23.2
20 543	6 005	26 548	△ 1 240	39 462	6 685	46 147	5.3	15 845	52.3
36 255	17 569	53 824	84	130 199	8 510	138 709	16.0	39 035	39.2
26 558	5 558	32 116	△ 6 489	13 484	5 933	19 417	2.2	△ 687	△ 3.4
16 495	26 960	43 455	319	48 644	13 069	61 713	7.1	△ 3 948	△ 6.0
10 810	3 568	14 378	18	15 824	3 188	19 012	2.2	6 483	51.7
45 822	22 895	68 717	5 396	149 942	13 301	163 243	18.7	46 126	39.4
400 838	151 722	552 560	△ 2 287	801 043	68 124	869 167	100.0	175 472	25.3
162 287	52 913	215 200	△ 116	31 695	876	32 571	—	8 196	33.6
744 184	237 300	981 484	△ 504	653 256	159 075	812 331	—	205 718	33.9
4 887	9 422	14 309	△ 3 024	46 542	18 130	64 672	—	15 736	32.2
405 725	161 144	566 869	△ 5 311	847 585	86 254	933 839	—	191 208	25.7

対する繰出しの状況

(単位 億円)

43	44	45	46
1 662	2 153	2 739	3 452
401	519	660	832

第98表 地方公営企業等に

その2 事業別内訳

区 分	昭 和 46 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		
法適用の公営企業会計	上水道事業	9 978	6.5	11 043	5.8	21 021	6.1
	工業用水道事業	6 576	4.3	851	0.4	7 427	2.2
	交通事業	27 600	17.3	27 016	14.2	54 616	15.8
	電気事業	351	0.2	104	0.1	455	0.1
	ガス事業	100	0.1	124	0.1	224	0.1
	簡易水道事業	—	—	481	0.3	481	0.1
	港湾整備事業	628	0.4	297	0.2	925	0.3
	病院事業	42 339	27.4	26 930	14.1	69 269	20.1
	市場事業	2 422	1.6	530	0.3	2 952	0.9
	と畜場事業	250	0.2	17	0.0	267	0.1
	観光施設事業	1 572	1.0	355	0.2	1 927	0.6
	住宅用地造成事業	5 673	3.7	272	0.1	5 945	1.7
	工業用地造成事業	5 950	3.8	—	—	5 950	1.7
	公共下水道事業	31 650	20.5	30 022	15.8	61 672	17.9
その他の企業会計	8	0.0	202	0.1	210	0.1	
小 計	135 097	87.3	98 244	51.6	233 341	67.6	
法非適用の公営企業会計	交通事業	—	—	344	0.2	344	0.1
	簡易水道事業	20	0.0	4 794	2.5	4 814	1.4
	港湾整備事業	5 371	3.5	1 165	0.6	6 536	1.9
	市場事業	—	—	3 458	1.8	3 458	1.0
	と畜場事業	181	0.1	1 821	1.0	2 002	0.6
	観光施設事業	1 876	1.2	3 235	1.7	5 111	1.5
	住宅用地造成事業	3 187	2.1	5 919	3.1	9 106	2.6
	工業用地造成事業	223	0.1	276	0.1	499	0.1
	公共下水道事業	2 706	1.7	47 267	24.8	49 973	14.5
そ の 他	768	0.6	—	—	768	0.2	
小 計	14 332	9.3	68 281	35.8	82 613	23.9	
国民健康保険事業会計	—	—	19 517	10.2	19 517	5.7	
その他の事業会計	5 240	3.4	4 492	2.4	9 732	2.8	
合 計	154 669	100.0	190 534	100.0	345 203	100.0	

対する繰出しの状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和45年度 合計	年度額	比較			
		増減額	増減率	前年度増減率	
17 546	6.4	3 475	4.9	19.8	10.4
6 957	2.5	470	0.7	6.8	17.8
38 852	14.2	15 764	22.1	40.6	19.3
179	0.1	276	0.4	154.2	△ 31.9
247	0.1	△ 23	△ 0.0	△ 9.3	12.3
280	0.1	201	0.3	71.8	46.6
763	0.3	162	0.2	21.2	△ 4.9
54 812	20.0	14 457	20.3	26.4	37.1
1 485	0.5	1 467	2.1	98.8	28.6
216	0.1	51	0.1	23.6	△ 0.9
1 638	0.6	289	0.4	17.6	41.8
3 478	1.3	2 467	3.5	70.9	136.8
6 015	2.2	△ 65	△ 0.1	△ 1.1	61.2
48 978	17.9	12 694	17.8	25.9	31.8
554	0.2	△ 344	△ 0.5	△ 62.1	208.3
182 000	66.5	51 341	72.0	28.2	29.2
277	0.1	67	0.1	24.2	48.9
3 523	1.3	1 291	1.8	36.6	32.3
5 699	2.1	837	1.2	14.7	2.1
2 372	0.9	1 086	1.5	45.8	8.2
1 572	0.6	430	0.6	27.4	21.1
3 995	1.5	1 116	1.6	27.9	41.6
7 263	2.7	1 843	2.6	25.4	△ 16.7
460	0.2	39	0.1	8.5	△ 66.3
40 734	14.9	9 239	13.0	22.7	40.8
852	0.3	△ 84	△ 0.1	△ 9.9	415.1
66 747	24.4	15 866	22.2	23.8	23.8
17 519	6.4	1 998	2.8	11.4	21.1
7 596	2.8	2 136	3.0	28.1	27.0
273 862	100.0	71 341	100.0	26.0	27.2

## 第99表 公 債 費

### その1 性質別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地方債元利償還金	194 085	98.7	244 037	96.6	422 113	97.4
元 金	112 357	57.2	133 313	52.8	234 898	54.2
利 子	81 728	41.6	110 724	43.8	187 215	43.2
一時借入金利子	2 510	1.3	8 670	3.4	11 180	2.6
合 計	196 595	100.0	252 707	100.0	433 293	100.0

### その2 財源内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	2 404	1.2	1 524	0.6	4 027	0.9
使用料、手数料	8 301	4.2	13 627	5.4	21 959	5.1
その他特定財源	19 271	9.8	16 030	6.3	34 851	8.0
一般財源等	166 619	84.8	221 526	87.7	372 456	86.0
合 計	196 595	100.0	252 707	100.0	433 293	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	前年度 増減率
360 676	97.6	61 437	96.5	17.0	17.3
204 413	55.3	30 485	47.9	14.9	20.2
156 263	42.3	30 952	48.6	19.8	13.8
8 964	2.4	2 216	3.5	24.7	16.2
369 640	100.0	63 653	100.0	17.2	17.3

(単位 百万円・%)

昭和45年度 純計額		比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	前年度 増減率
2 862	0.8	1 165	1.8	40.7	79.9
17 024	4.6	4 935	7.8	29.0	28.7
32 734	8.9	2 117	3.3	6.5	85.2
317 020	85.8	55 436	87.1	17.5	17.4
369 640	100.0	63 653	100.0	17.2	17.3

第100表 地方債償

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
一般公共事業債	30 468	27.1	7 510	5.6	37 978	16.2
一般単独事業債	23 971	21.3	31 519	23.6	55 490	23.6
公営住宅建設事業債	7 057	6.3	5 143	3.9	12 200	5.2
義務教育施設整備事業債	466	0.4	22 536	16.9	23 002	9.8
辺地対策事業債	—	—	2 375	1.8	2 375	1.0
産業廃棄物処理事業債	—	—	—	—	—	—
災害復旧債	20 990	18.7	7 832	5.9	28 822	12.3
新産業都市等建設事業債	4 693	4.2	—	—	4 693	2.0
清掃事業債	1 016	0.9	7 868	5.9	8 884	3.8
厚生福祉施設整備事業債	1 761	1.6	4 330	3.2	6 091	2.6
公共用地先行取得事業債	9 641	8.6	7 344	5.5	16 985	7.2
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	14 077	10.6	14 077	6.0
退職手当債	3 975	3.5	2 142	1.6	6 117	2.6
転貸債	1 010	0.9	1 001	0.8	2 011	0.9
過疎対策事業債	—	—	744	0.6	744	0.3
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	4 182	3.7	766	0.6	4 948	2.1
同和対策事業債	22	0.0	626	0.5	648	0.3
都道府県貸付金	—	—	10 772	8.1	—	—
その他	3 105	2.8	6 728	4.9	9 833	4.1
合 計	112 357	100.0	133 313	100.0	234 898	100.0

註 1 昭和46年度から「産業廃棄物処理事業債」の項目を新設した。なお、「一般公たものである。

2 「交付公債」「枠外債」は各項目に含まれている。



# 還 額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
37 063	18.1	915	3.0	2.5	0.1
57 176	28.0	△ 1 686	△ 5.5	△ 2.9	52.3
9 460	4.6	2 740	9.0	29.0	31.1
19 122	9.4	3 880	12.7	20.3	21.3
1 340	0.7	1 035	3.4	77.2	43.8
—	—	—	—	—	—
25 073	12.3	3 749	12.3	15.0	4.0
2 973	1.5	1 720	5.6	57.9	64.7
6 852	3.4	2 032	6.7	29.7	20.4
4 019	2.0	2 072	6.8	51.6	33.5
4 905	2.4	12 080	39.6	246.3	58.8
14 456	7.1	△ 379	△ 1.2	△ 2.6	12.8
6 336	3.1	△ 219	△ 0.7	△ 3.5	32.7
1 923	0.9	88	0.3	4.6	△ 1.7
—	—	744	2.4	皆増	—
3 467	1.7	1 481	4.9	42.7	93.4
25	0.0	623	2.0	2492.0	皆増
—	—	—	—	—	—
10 223	5.0	△ 390	△ 1.3	△ 3.8	30.6
204 413	100.0	30 485	100.0	14.9	20.2

共事業債は従来項目として設けていた「一般補助事業債」と「直轄事業債」を合算し

## 第101表 地 方 債 現

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
一般公共事業債	449 310	26.7	171 685	7.6	620 995	15.7
一般単独事業債	342 236	20.4	462 553	20.4	804 789	20.4
公営住宅建設事業債	192 045	11.4	189 016	8.3	381 061	9.7
義務教育施設整備事業債	3 129	0.2	615 414	27.2	618 543	15.7
辺地対策事業債	—	—	28 380	1.3	28 380	0.7
産業廃棄物処理事業債	2 725	0.2	297	0.0	3 022	0.1
災害復旧債	183 798	10.9	66 409	2.9	250 207	6.3
新産業都市等建設事業債	143 216	8.5	—	—	143 216	3.6
清掃事業債	12 106	0.7	133 548	5.9	145 654	3.7
厚生福祉施設整備事業債	51 534	3.1	130 969	5.8	182 503	4.6
公共用地先行取得事業債	86 774	5.2	58 624	2.6	145 398	3.7
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	22 709	1.0	22 709	0.6
退職手当債	24 587	1.5	9 224	0.4	33 811	0.9
転貸債	10 336	0.6	9 986	0.4	20 322	0.5
過疎対策事業債	—	—	39 773	1.8	39 773	1.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	125 716	7.5	17 667	0.8	143 383	3.6
同和対策事業債	599	0.0	26 860	1.2	27 459	0.7
都道府県貸付金	—	—	137 528	6.1	137 528	3.5
その他	53 297	3.1	144 678	6.3	197 975	5.0
合 計	1 681 408	100.0	2 265 320	100.0	3 946 728	100.0

註 昭和46年度から「産業廃棄物処理事業債」の項目を新設した。なお、「一般公共

ものである。

# 在 高 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
456 147	15.3	164 848	17.0	36.1	1.3
600 706	20.2	204 083	21.0	34.0	18.0
269 431	9.1	111 630	11.5	41.4	38.8
464 051	15.6	154 492	15.9	33.3	23.8
21 986	0.7	6 394	0.7	29.1	33.4
—	—	3 022	0.3	皆増	—
237 351	8.0	12 856	1.3	5.4	3.4
106 302	3.6	36 914	3.8	34.7	33.2
106 917	3.6	38 737	4.0	36.2	23.3
137 216	4.6	45 287	4.7	33.0	32.4
94 082	3.2	51 316	5.3	54.5	99.5
36 786	1.2	△ 14 077	△ 1.4	△ 38.3	△ 28.2
30 292	1.0	3 519	0.4	11.6	△ 10.6
21 766	0.7	△ 1 444	△ 0.1	△ 6.6	△ 7.4
12 680	0.4	27 093	2.8	213.7	皆増
106 644	3.6	36 739	3.8	34.5	47.1
12 330	0.4	15 129	1.6	122.7	244.7
96 597	3.2	40 931	4.2	42.4	51.7
162 986	5.6	34 989	3.2	21.5	15.2
2 974 270	100.0	972 458	100.0	32.7	19.8

事業債」は従来項目として設けていた「一般補助事業債」と「直轄事業債」を合算した

## 第101表 地 方 債 現

### その2 借入先別内訳

区 分	昭 和 46 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
政 府 資 金	791 800	47.1	1 290 107	57.0	2 081 907	52.8
資金運用部	581 877	34.6	803 758	35.5	1 385 635	35.1
簡易保険局	209 923	12.5	486 350	21.5	696 273	17.6
公営企業金融公庫	2 243	0.1	37 563	1.7	39 806	1.0
国の予算貸付・政府 関係機関貸付(公営 企業金融公庫を除 く。)	125 775	7.5	19 950	0.9	145 725	3.7
市 中 銀 行	579 638	34.5	471 468	20.8	1 051 106	26.6
その他の金融機関	40 848	2.4	90 690	4.0	131 538	3.3
保 險 会 社	7 946	0.5	18 674	0.8	26 620	0.7
交 付 公 債	67 486	4.0	67 206	3.0	134 692	3.4
市 場 公 募 債	9 421	0.6	19 213	0.8	28 634	0.7
共済組合(恩給組合 を含む。)	51 378	3.1	90 127	4.0	141 505	3.6
外 国 債	—	—	2 560	0.1	2 560	0.1
そ の 他	4 873	0.2	157 762	6.9	162 635	4.1
合 計	1 681 408	100.0	2 265 320	100.0	3 946 728	100.0

### その3 利率別内訳

区 分	都 道 府 県	
6 分 3 厘 以 下	185 596	11.0
6 分 5 厘 以 下	764 266	45.5
7 分 3 厘 以 下	504 742	30.0
7 分 4 厘 以 下	79 992	4.8
7 分 6 厘 以 下	131 316	7.8
8 分 未 満	15 495	0.9
8 分 以 上	—	—
合 計	1 681 408	100.0

# 在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
1 702 304	57.2	379 603	39.0	22.3	13.0
1 122 557	37.7	263 078	27.1	23.4	10.7
579 747	19.5	116 526	12.0	20.1	17.7
33 704	1.1	6 102	0.6	18.1	16.9
107 991	3.6	37 734	3.9	34.9	47.1
662 091	22.3	389 015	40.0	58.8	34.4
65 307	2.2	66 231	6.8	101.4	114.0
21 822	0.7	4 798	0.5	22.0	11.3
115 019	3.9	19 673	2.0	17.1	△ 2.4
22 483	0.8	6 151	0.6	27.4	6.1
123 001	4.1	18 504	1.9	15.0	15.7
2 953	0.1	△ 393	△ 0.0	△ 13.3	△ 11.8
117 595	4.0	45 040	4.7	38.3	44.2
2 974 270	100.0	972 458	100.0	32.7	19.8

(単位 百万円・%)

市	町	村	合	計
	171 639	7.6	357 235	9.1
	1 324 730	58.5	2 088 996	52.9
	430 748	19.0	935 490	23.7
	37 160	1.6	117 152	3.0
	197 302	8.7	328 618	8.3
	72 602	3.2	88 097	2.2
	31 139	1.4	31 139	0.8
	2 265 320	100.0	3 946 728	100.0

## 第101表 地 方 債 現

### その4 推 移

区 分	総 額			
	現 在 高	指 数	対前年度 増減率	歳出総額に 対する割合
昭 和 36 年 度	738 668	100	5.9	30.9
40	1 349 738	183	24.8	30.9
41	1 686 505	228	25.0	33.6
42	1 948 972	264	15.6	34.0
43	2 182 153	295	12.0	32.4
44	2 485 018	337	14.1	31.0
45	2 977 683	403	19.3	30.3
46	3 946 728	534	32.5	33.1

## 第102表 債 務 負 担 行 為 額

区 分	昭 和	
	都 道 府 県	
物件の購入等にかかるもの	639 152	74.5
土地、建造物にかかるもの	384 259	44.8
その他の他	254 893	29.7
債務保証または損失補償にかかるもの	18 672	2.2
公社、協会等にかかるもの	10 690	1.2
その他の他	7 982	1.0
その他の他	200 455	23.3
合 計	858 279	100.0

(注) 「債務保証または損失補償にかかるもの」には、履行すべき額の確定したものを

# 在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

内				訳			
交 付 公 債				交 付 公 債 以 外			
現 在 高	指 数	対前年度 増減率	歳出総額に 対する割合	現 在 高	指 数	対前年度 増減率	歳出総額に 対する割合
71 665	100	△ 5.1	3.0	667 003	100	7.2	27.9
84 883	118	24.1	1.9	1 264 855	190	24.9	29.0
91 426	128	7.7	1.8	1 595 079	239	26.1	31.7
104 951	146	14.8	1.8	1 844 021	276	15.6	32.2
114 650	160	9.2	1.7	2 067 503	310	12.1	30.7
117 421	164	2.8	1.5	2 367 597	356	14.8	29.5
114 619	160	△ 2.4	1.2	2 863 064	429	20.9	29.2
134 692	188	17.5	1.1	3 812 036	572	33.1	32.0

## (翌年度以降支出予定額)の状況

(単位 百万円・%)

46 年 度				昭和45年度 合計額	増 減 率	
市	町	村	合 計			
503 730		70.5	1 142 882	72.7	856 383	33.5
338 869		47.4	723 128	46.0	566 585	27.6
164 861		23.1	419 754	26.7	289 800	44.8
44 971		6.3	63 643	4.0	57 308	11.1
14 826		2.1	25 516	1.6	25 589	△ 0.3
30 145		4.2	38 127	2.4	31 721	20.2
165 953		23.2	366 408	23.3	258 139	41.9
714 654		100.0	1 572 933	100.0	1 171 830	34.2

計上している。

第103表 昭和46年度 資

その1 収入、支出額

(1) 総括

区 分		昭和46年 4 月		5 月		6 月	
収 入	歳入	773 635	77.8	614 540	78.8	1 151 959	
	地方税	162 579	16.4	414 665	53.2	438 231	
	地方交付税および地方 譲与税	477 988	48.1	1 026	0.1	480 578	
	国庫支出金等	57 022	5.7	85 365	10.9	140 284	
	都道府県支出金	4 672	0.5	5 441	0.7	8 336	
	地方債(起債前借を含 む)	306	0.0	11 894	1.5	3 547	
	公営事業会計からの繰 入れ	2 353	0.2	1 035	0.1	2 966	
	その他	68 715	6.9	95 114	12.3	78 017	
	歳計現金貸付金回収金お よび他会計借入金	87 198	8.8	41 795	5.4	14 578	
	一時借入金借入額	132 733	13.4	123 350	15.8	42 971	
合 計	993 566	100.0	779 685	100.0	1 209 508		
支 出	歳計現金貸付金および他 会計借入金返済金等	674 397	89.3	547 135	77.2	846 559	
	一時借入金返済額	30 360	4.0	71 958	10.2	51 659	
	一時借入金返済額	50 916	6.7	89 108	12.6	94 577	
	合 計	755 673	100.0	708 201	100.0	992 795	
区 分		11 月		12 月		昭和 1	
収 入	歳入	1 214 976	93.3	1 311 330	80.4	504 826	
	地方税	385 691	29.6	532 422	32.6	268 959	
	地方交付税および地方 譲与税	469 485	36.1	96 368	5.9	334	
	国庫支出金等	215 069	16.5	377 284	23.1	120 343	
	都道府県支出金	20 854	1.6	67 238	4.1	16 009	
	地方債(起債前借を含 む)	28 849	2.2	86 483	5.3	24 256	
	公営事業会計からの繰 入れ	4 320	0.3	5 806	0.4	3 035	
	その他	90 708	7.0	145 729	9.0	71 890	
	歳計現金貸付金回収金お よび他会計借入金	21 791	1.7	88 725	5.4	16 714	
	一時借入金借入額	64 920	5.0	232 127	14.2	108 858	
合 計	1 301 687	100.0	1 632 182	100.0	630 398		
支 出	歳計現金貸付金および他 会計借入金返済金等	758 236	86.7	1 957 884	91.6	571 600	
	一時借入金返済額	19 598	2.2	76 510	3.6	23 778	
	一時借入金返済額	97 349	11.1	102 269	4.8	84 289	
	合 計	875 183	100.0	2 136 663	100.0	679 667	



# 金 収 支 の 状 況

(単位 百万円・%)

月	7 月		8 月		9 月		10 月	
95.2	535 756	84.4	722 862	88.9	1 018 917	93.3	569 034	83.1
36.2	317 150	49.9	347 425	42.7	293 388	26.9	255 296	37.3
39.7	354	0.1	91 163	11.2	424 834	38.9	4 192	0.6
11.6	126 834	20.0	167 684	20.6	174 521	16.0	171 276	25.0
0.7	12 236	1.9	28 681	3.5	18 741	1.7	15 889	2.3
0.3	6 252	1.0	17 486	2.1	15 159	1.4	30 211	4.4
0.2	1 894	0.3	2 634	0.3	4 555	0.4	2 450	0.4
6.5	71 036	11.2	67 789	8.5	87 719	8.0	89 720	13.1
1.2	13 584	2.1	14 148	1.7	8 941	0.8	27 074	4.0
3.6	85 684	13.5	76 604	9.4	64 472	5.9	88 037	12.9
100.0	635 024	100.0	813 614	100.0	1 092 330	100.0	684 145	100.0
85.3	664 968	90.3	722 809	88.3	855 933	90.1	769 795	92.5
5.2	12 205	1.7	18 941	2.3	23 807	2.5	7 415	0.9
9.5	58 640	8.0	76 521	9.4	69 819	7.4	55 008	6.6
100.0	735 813	100.0	818 271	100.0	949 559	100.0	832 218	100.0

47 年 月	2 月		3 月		出納整理期		合 計	
80.0	671 420	81.6	1 791 658	86.7	1 680 893	92.9	12 561 808	86.8
42.7	288 915	35.1	325 955	15.8	205 071	11.3	4 235 746	29.3
0.1	78 632	9.6	91 419	4.4	10 819	0.6	2 227 194	15.4
19.1	148 091	18.0	580 235	28.1	202 040	11.2	2 566 048	17.7
2.5	18 941	2.3	58 262	2.8	152 682	8.4	427 983	3.0
3.8	31 856	3.9	208 548	10.1	710 609	39.3	1 175 452	8.1
0.5	8 345	1.0	21 412	1.0	19 589	1.1	80 393	0.6
11.3	96 640	11.7	505 827	24.5	380 083	21.0	1 848 992	12.7
2.7	13 624	1.7	58 671	2.8	127 806	7.1	534 647	3.7
17.3	137 630	16.7	216 532	10.5	—	—	1 373 919	9.5
100.0	822 674	100.0	2 066 861	100.0	1 808 699	100.0	14 470 374	100.0
84.1	726 175	85.1	1 519 916	81.4	1 965 885	86.0	12 581 291	86.8
3.5	16 711	2.0	46 670	2.5	135 034	5.9	534 647	3.7
12.4	109 649	12.9	300 467	16.1	185 307	8.1	1 373 919	9.5
100.0	852 535	100.0	1 867 053	100.0	2 286 226	100.0	14 489 857	100.0

第103表 昭和46年度 資

その1 収入、支出額

(2) 都道府県

区 分		昭和46年 4 月		5 月		6
収 入	歳入	396 328	77.2	338 183	73.7	711 181
	地方税	57 873	11.3	230 528	50.3	291 054
	地方交付税および地方 譲与税	261 925	51.1	—	—	263 525
	国庫支出金等	41 715	8.1	58 763	12.8	119 212
	地方債(起債前借を含 む)	211	0.0	4 769	1.0	2 288
	公営事業会計からの繰 入れ	89	0.0	21	0.0	11
	その他	34 515	6.7	44 102	9.6	35 091
	歳計現金貸付金回収金お よび他会計借入金	58 408	11.4	27 564	6.0	5 373
	一時借入金借入額	58 323	11.4	92 955	20.3	22 087
	合 計	513 059	100.0	458 702	100.0	738 641
支 出	歳計現金貸付金および出 会計借入金返済金等	399 068	88.5	293 571	71.9	502 777
	一時借入金返済額	9 938	2.2	52 483	12.9	33 571
	合 計	41 725	9.3	62 218	15.2	67 025
	合 計	450 731	100.0	408-272	100.0	603 373
区 分		11 月		12 月		昭 和 1
収 入	歳入	727 388	93.2	768 219	81.9	288 286
	地方税	258 088	33.1	326 135	34.8	156 259
	地方交付税および地方 譲与税	245 130	31.4	69 568	7.4	—
	国庫支出金等	168 998	21.7	274 884	29.3	92 018
	地方債(起債前借を含 む)	16 128	2.1	34 202	3.6	9 271
	公営事業会計からの繰 入れ	173	0.0	660	0.1	306
	その他	38 871	4.9	62 770	6.7	30 432
	歳計現金貸付金回収金お よび他会計借入金	10 710	1.4	62 952	6.7	1 171
	一時借入金借入額	42 338	5.4	106 944	11.4	53 946
	合 計	780 436	100.0	938 115	100.0	343 403
支 出	歳計現金貸付金および出 会計借入金返済金等	427 923	85.3	1 155 999	91.0	311 174
	一時借入金返済額	7 815	1.6	55 609	4.4	7 437
	合 計	65 675	13.1	57 993	4.6	41 376
	合 計	501 413	100.0	1 269 601	100.0	359 987

# 金 取 支 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

月	7 月		8 月		9 月		10 月	
96.3	282 183	80.7	445 029	89.4	555 292	93.2	342 036	85.2
39.4	151 868	43.4	186 610	37.5	176 898	29.7	149 902	37.3
35.7	0	0.0	78 185	15.7	197 491	33.1	48	0.0
16.1	99 435	28.4	137 270	27.6	138 875	23.3	131 653	32.8
0.3	2 065	0.6	13 871	2.8	1 786	0.3	20 877	5.2
0.0	197	0.1	12	0.0	36	0.0	67	0.0
4.8	28 618	8.2	29 081	5.8	40 206	6.8	39 489	9.9
0.7	6 282	1.8	7 402	1.5	1 946	0.3	8 223	2.0
3.0	61 375	17.5	45 327	9.1	38 927	6.5	51 387	12.8
100.0	349 840	100.0	497 758	100.0	596 165	100.0	401 646	100.0
83.3	369 052	89.5	408 166	86.0	475 600	90.3	439 992	93.0
5.6	4 470	1.1	10 858	2.3	7 935	1.5	1 407	0.3
11.1	38 633	9.4	55 481	11.7	43 251	8.2	31 506	6.7
100.0	412 155	100.0	474 505	100.0	526 786	100.0	472 905	100.0
47 年月	2 月		3 月		出納整理期		合 計	
84.0	380 348	84.4	1 105 864	90.4	689 948	89.8	7 030 287	87.2
45.5	159 125	35.3	186 994	15.3	130 147	16.9	2 461 479	30.5
—	39 828	8.8	43 935	3.6	1 064	0.1	1 200 700	14.9
26.8	118 968	26.4	449 788	36.8	66 089	8.6	1 897 669	23.5
2.7	13 129	2.9	85 624	7.0	307 181	40.0	511 400	6.3
0.1	5 576	1.2	12 708	1.0	5 599	0.7	25 454	0.3
8.9	43 722	9.8	326 815	26.7	179 868	23.5	933 585	11.7
0.3	3 055	0.7	15 820	1.3	78 021	10.2	286 925	3.6
15.7	67 350	14.9	101 224	8.3	—	—	742 183	9.2
100.0	450 753	100.0	1 222 908	100.0	767 969	100.0	8 059 395	100.0
86.4	399 577	85.7	861 579	84.1	1 030 549	91.0	7 075 026	87.3
2.1	1 022	0.2	10 259	1.0	84 121	7.4	286 925	3.5
11.5	65 729	14.1	153 229	14.9	18 341	1.6	742 183	9.2
100.0	466 328	100.0	1 025 067	100.0	1 133 011	100.0	8 104 134	100.0

第103表 昭和46年度 資

その1 収入、支出額

(3) 市 町 村

区 分		昭和46年 4 月		5 月		6
収 入	歳入	377 307	78.5	276 357	86.1	440 778
	地方交付税および地方	104 706	21.8	184 137	57.4	147 177
	譲与税	216 063	45.0	1 026	0.3	217 053
	国庫支出金等	15 307	3.2	26 602	8.3	21 072
	都道府県支出金	4 672	1.0	5 441	1.7	8 336
	地方債(起債前借を含む)	95	0.0	7 125	2.2	1 259
	公営事業会計からの繰入れ	2 264	0.5	1 014	0.3	2 955
	その他	34 200	7.0	51 012	15.9	42 926
	歳計現金貸付金回収金および他会計借入金	28 790	6.0	14 231	4.4	9 205
	一時借入金借入額	74 410	15.5	30 395	9.5	20 884
合 計	480 507	100.0	320 983	100.0	470 867	
支 出	歳計現金貸付金および他会計借入金返済金等	275 329	90.3	253 564	84.5	343 782
	一時借入金返済額	20 422	6.7	19 475	6.5	18 088
	合 計	9 191	3.0	26 890	9.0	27 552
	合 計	304 942	100.0	299 929	100.0	389 422
区 分		11 月		12 月		昭 和 1
収 入	歳入	487 588	93.6	543 111	78.3	216 540
	地方交付税および地方	127 603	24.5	206 287	29.7	112 700
	譲与税	224 355	43.0	26 800	3.9	334
	国庫支出金等	46 071	8.8	102 400	14.8	28 325
	都道府県支出金	20 854	4.0	67 238	9.7	16 009
	地方債(起債前借を含む)	12 721	2.4	52 281	7.5	14 985
	公営事業会計からの繰入れ	4 147	0.8	5 146	0.7	2 729
	その他	51 837	10.1	82 959	12.0	41 458
	歳計現金貸付金回収金および他会計借入金	11 081	2.1	25 773	3.7	15 543
	一時借入金借入額	22 582	4.3	125 183	18.0	54 912
合 計	521 251	100.0	694 067	100.0	286 995	
支 出	歳計現金貸付金および他会計借入金返済金等	330 313	88.3	801 885	92.5	260 426
	一時借入金返済額	11 783	3.2	20 901	2.4	16 341
	合 計	31 674	8.5	44 276	5.1	42 913
	合 計	373 770	100.0	867 062	100.0	319 680

# 金 取 支 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

月	7 月		8 月		9 月		10 月	
93.6	253 573	88.9	277 833	88.0	463 625	93.5	226 998	80.3
31.3	165 282	58.0	160 815	50.9	116 490	23.5	105 394	37.3
46.1	354	0.1	12 978	4.1	227 343	45.8	4 144	1.5
4.5	27 399	9.6	30 414	9.6	35 646	7.2	39 623	14.0
1.8	12 236	4.3	28 681	9.1	18 741	3.8	15 889	5.6
0.3	4 187	1.5	3 615	1.1	13 373	2.7	9 334	3.3
0.6	1 697	0.6	2 622	0.8	4 519	0.9	2 383	0.8
9.0	42 418	14.8	38 708	12.4	47 513	9.6	50 231	17.8
2.0	7 302	2.6	6 746	2.1	6 995	1.4	18 851	6.7
4.4	24 309	8.5	31 277	9.9	25 545	5.1	36 650	13.0
100.0	285 184	100.0	315 856	100.0	496 165	100.0	282 499	100.0
88.3	295 916	91.4	314 643	91.5	380 333	89.9	329 803	91.8
4.6	7 735	2.4	8 083	2.4	15 872	3.8	6 008	1.7
7.1	20 007	6.2	21 040	6.1	26 568	6.3	23 502	6.5
100.0	323 658	100.0	343 766	100.0	422 773	100.0	359 313	100.0
47 年月	2 月		3 月		出納整理期		合 計	
75.5	291 072	78.3	685 794	81.2	990 945	95.2	5 531 521	86.2
39.3	129 790	34.9	138 961	16.5	74 924	7.2	1 774 267	27.7
0.1	38 804	10.4	47 484	5.6	9 755	0.9	1 026 494	16.0
9.9	29 123	7.8	130 447	15.5	135 951	13.1	668 379	10.4
5.6	18 941	5.1	58 262	6.9	152 682	14.7	427 983	6.7
5.2	18 727	5.0	122 924	14.6	403 428	38.8	664 052	10.4
1.0	2 769	0.7	8 704	1.0	13 990	1.3	54 939	0.9
14.4	52 918	14.4	179 012	21.1	200 215	19.2	915 407	14.1
5.4	10 569	2.8	42 851	5.1	49 785	4.8	247 722	3.9
19.1	70 280	18.9	115 308	13.7	—	—	631 736	9.9
100.0	371 921	100.0	843 953	100.0	1 040 730	100.0	6 410 979	100.0
81.5	326 598	84.5	658 337	78.2	935 336	81.1	5 506 265	86.2
5.1	15 689	4.1	36 411	4.3	50 913	4.4	247 722	3.9
13.4	43 920	11.4	147 238	17.5	166 966	14.5	631 736	9.9
100.0	386 207	100.0	841 986	100.0	1 153 215	100.0	6 385 723	100.0

第103表 昭和46年度 資

その2 各月別構成比

区 分		昭和46年 4月	5月	6月	7月	8月	
総括	収 入	歳入税等	6.2	4.9	9.2	4.3	5.8
		地方譲与金	3.8	9.8	10.3	7.5	8.2
		地方交付税	21.5	0.0	21.6	0.0	4.1
		国庫支出金	2.2	3.3	5.5	4.9	6.5
		都道府県支出金	1.1	1.3	1.9	2.9	6.7
	支 出	地方債(起債前借を含む)の繰入れ	0.0	1.0	0.3	0.5	1.5
		公営事業会計からの繰入れ	2.9	1.3	3.7	2.4	3.3
		その他	3.7	5.1	4.2	3.8	3.7
		歳計現金貸付金回収金および他	16.3	7.8	2.7	2.5	2.6
		歳計借入金借入額	9.7	9.0	3.1	6.2	5.6
都道府県	収 入	歳入税等	5.6	4.8	10.1	4.0	6.3
		地方譲与金	2.4	9.4	11.8	6.2	7.6
		地方交付税	21.8	—	21.9	0.0	6.5
		国庫支出金	2.2	3.1	6.3	5.2	7.2
		都道府県支出金	0.0	0.9	0.4	0.4	2.7
支 出	地方債(起債前借を含む)の繰入れ	0.3	0.1	0.0	0.8	0.0	
	公営事業会計からの繰入れ	3.7	4.7	3.8	3.1	3.1	
	その他	20.4	9.6	1.9	2.2	2.6	
	歳計現金貸付金回収金および他	7.9	12.5	3.0	8.3	6.1	
	歳計借入金借入額	6.4	5.7	9.2	4.3	6.2	
市 町 村	収 入	歳入税等	6.8	5.0	8.0	4.6	5.0
		地方譲与金	5.9	10.4	8.3	9.3	9.1
		地方交付税	21.0	0.1	21.1	0.0	1.3
		国庫支出金	2.3	4.0	3.2	4.1	4.6
		都道府県支出金	1.1	1.3	1.9	2.9	6.7
支 出	地方債(起債前借を含む)の繰入れ	0.0	1.1	0.2	0.6	0.5	
	公営事業会計からの繰入れ	4.1	1.8	5.4	3.1	4.8	
	その他	3.7	5.6	4.7	4.6	4.2	
	歳計現金貸付金回収金および他	11.6	5.7	3.7	2.9	2.7	
	歳計借入金借入額	11.8	4.8	3.3	3.8	5.0	
支 出	歳計現金貸付金回収金および他	7.5	5.0	7.3	4.4	4.9	
	歳計借入金借入額	5.0	4.6	6.2	5.4	5.7	
	歳入税等	8.2	7.9	7.3	3.1	3.3	
	歳計現金貸付金回収金および他	1.5	4.3	4.4	3.2	3.3	
	歳計借入金借入額	4.8	4.7	6.1	5.1	5.4	

金 収 支 の 状 況 (つづき)

(単位 %)

9 月	10 月	11 月	12 月	昭和47年 1 月	2 月	3 月	出 納 整理期	合 計
8.1	4.5	9.7	10.4	4.0	5.3	14.3	13.3	100.0
6.9	6.0	9.1	12.6	6.3	6.8	7.7	5.0	100.0
19.1	0.2	21.1	4.3	0.0	3.5	4.1	0.5	100.0
6.8	6.7	8.4	14.7	4.7	5.8	22.6	7.9	100.0
4.4	3.7	4.9	15.7	3.7	4.4	13.6	35.7	100.0
1.3	2.6	2.5	7.4	2.1	2.7	17.7	60.4	100.0
5.7	3.0	5.4	7.2	3.8	10.4	26.6	24.3	100.0
4.7	4.9	4.9	7.9	3.9	5.2	27.4	20.6	100.0
1.7	5.1	4.1	16.6	3.1	2.5	11.0	24.0	100.0
4.7	6.4	4.7	16.9	7.9	10.0	15.8	—	100.0
7.5	4.7	9.0	11.3	4.4	5.7	14.3	12.4	100.0
6.8	6.1	6.0	15.6	4.5	5.8	12.1	15.7	100.0
4.5	1.4	3.7	14.3	4.4	3.1	8.7	25.2	100.0
5.1	4.0	7.1	7.4	6.1	8.0	21.9	13.4	100.0
6.6	5.7	6.0	14.7	4.7	5.9	12.9	15.8	100.0
7.9	4.9	10.3	10.9	4.1	5.4	15.7	10.0	100.0
7.2	6.1	10.5	13.2	6.3	6.5	7.6	5.2	100.0
16.4	0.0	20.4	5.8	—	3.3	3.7	0.2	100.0
7.3	6.9	8.9	14.5	4.8	6.3	23.7	3.6	100.0
0.3	4.1	3.2	6.7	1.8	2.6	16.7	60.2	100.0
0.1	0.3	0.7	2.6	1.2	21.9	49.9	22.1	100.0
4.3	4.2	4.2	6.7	3.3	4.7	35.0	19.2	100.0
0.7	2.9	3.7	21.9	0.4	1.1	5.5	27.1	100.0
5.2	6.9	5.7	14.4	7.3	9.1	13.6	—	100.0
7.4	5.0	9.7	11.6	4.3	5.6	15.2	9.4	100.0
6.7	6.2	6.0	16.3	4.4	5.6	12.2	14.8	100.0
2.8	0.5	2.7	19.4	2.6	0.4	3.6	29.1	100.0
5.8	4.2	8.8	7.8	5.6	8.9	20.6	2.6	100.0
6.5	5.8	6.2	15.7	4.4	5.8	12.6	14.0	100.0
8.4	4.1	8.8	9.8	3.9	5.3	12.4	17.9	100.0
6.6	5.9	7.2	11.6	6.4	7.3	7.8	4.2	100.0
22.1	0.4	21.9	2.6	0.0	3.8	4.6	1.1	100.0
5.3	5.9	6.9	15.3	4.2	4.4	19.5	20.3	100.0
4.4	3.7	4.9	15.7	3.7	4.4	13.6	35.7	100.0
2.0	1.4	1.9	7.9	2.3	2.8	18.5	60.8	100.0
8.2	4.3	7.5	9.4	5.0	5.0	15.8	25.6	100.0
5.2	5.5	5.7	9.1	4.5	5.8	19.6	21.8	100.0
2.8	7.6	4.5	10.4	6.3	4.3	17.3	20.2	100.0
4.0	5.8	3.6	19.8	8.7	11.1	18.3	—	100.0
7.7	4.4	8.1	10.8	4.5	5.8	13.2	16.4	100.0
6.9	6.0	6.0	14.6	4.7	5.9	12.0	17.0	100.0
6.4	2.4	4.8	8.4	6.6	6.3	14.7	20.6	100.0
4.2	3.7	5.0	7.0	6.8	7.0	23.3	26.3	100.0
6.6	5.6	5.9	13.6	5.0	6.0	13.2	18.0	100.0

第104表 社会福祉

区	分	計		
		箇所数	利用者数	専任職員数
保	施設	179	8 931	1 313
救	施設	55	3 481	724
更	施設	11	418	84
医	施設	3	300	187
授	施設	81	2 910	286
宿	施設	29	1 822	32
老	施設	792	41 762	8 046
養	施設	572	37 913	6 336
特	施設	36	2 714	941
軽	施設	16	1 135	164
老	施設	168	...	605
身	施設	126	2 926	1 384
肢	施設	45	1 433	596
失	施設	2	85	23
ろ	施設	1	6	5
内	施設	20	432	226
重	施設	9	503	266
身	施設	15	427	138
補	施設	1	40	4
点	施設	15	...	64
婦	施設	18	...	62
児	施設	33	275	95
助	施設	13 983	754 530	84 950
乳	施設	606	...	2 305
母	施設	27	606	542
保	施設	363	10 982	842
養	施設	9 142	719 501	67 458
精	施設	64	3 577	1 231
精	施設	94	7 169	2 980
盲	施設	79	2 639	856
ろ	施設	15	619	207
虚	施設	16	953	301
肢	施設	7	306	173
肢	施設	37	3 583	2 588
重	施設	17	552	152
情	施設	3	402	352
教	施設	5	141	77
児	施設	53	3 500	1 300
児	施設	1 266	...	3 417
精	施設	2 189	...	169
神	施設	50	3 476	1 080
精	施設	38	2 851	886
母	施設	12	625	194
母	施設	13	...	55
そ	施設	9	...	27
の	施設	4	...	28
生	施設	844	4 591	2 128
授	施設	—	—	—
宿	施設	88	2 804	504
盲	施設	28	1 770	61
無	施設	5	...	10
隣	施設	—	—	—
へ	施設	608	...	1 471
有	施設	114	...	70
	施設	1	17	12

(註) 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。 2 「利用者数」は昭和46年  
3 「保育所」には、へき地保育所および季節保育所を含んでいない。



施設の状況(公営分)

(昭和46年12月31日現在:単位 人)

都道府県			市町村		
箇所数	利用者数	専任職員数	箇所数	利用者数	専任職員数
19	1 260	221	160	7 671	1 092
15	1 071	218	40	2 410	506
—	—	—	11	418	84
—	—	—	3	300	187
—	—	—	81	2 910	286
4	189	3	25	1 633	29
39	5 943	985	753	35 819	7 061
25	3 780	680	547	34 133	5 656
6	1 533	218	30	1 181	723
7	630	87	9	505	77
1	…	—	167	…	605
109	2 710	1 274	17	216	110
44	1 425	589	1	8	7
2	85	23	—	—	—
1	6	5	—	—	—
18	385	200	2	47	26
9	503	266	—	—	—
9	266	84	6	161	54
1	40	4	—	—	—
14	…	62	1	…	2
11	…	41	7	…	21
—	…	—	—	…	—
31	259	90	2	16	5
293	18 859	9 072	13 690	735 671	75 878
19	…	406	587	…	1 899
12	351	324	15	255	218
6	223	21	357	10 759	821
22	1 851	268	9 120	717 650	67 190
24	1 677	709	40	1 900	522
56	5 103	2 213	38	2 066	767
17	610	258	62	2 029	598
15	619	207	—	—	—
16	953	301	—	—	—
4	187	133	3	119	40
33	3 389	2 450	4	194	138
4	163	69	13	389	83
3	402	352	—	—	—
3	95	50	2	46	27
49	3 236	1 199	4	264	101
7	…	112	1 259	…	3 305
3	…	—	2 186	…	169
31	2 775	893	19	701	187
27	2 399	771	11	452	115
4	376	122	8	249	72
5	…	14	8	…	41
5	…	14	4	…	13
—	…	—	4	…	28
48	1 521	328	796	3 070	1 800
—	—	—	—	—	—
46	1 485	308	42	1 319	196
1	36	—	27	1 734	61
—	…	—	5	…	10
—	—	—	—	—	—
1	…	20	607	…	1 451
—	…	—	114	…	70
—	—	—	1	17	12

12月31日現在の在所者数で、在所者数が不明の施設は0とした単純合計である。

第105表 児童福祉施設の

区 分	収 容		
	昭 和 36 年	40 年	41 年
助産施設	1 229	2 136	2 965
乳児院	1 450	1 317	1 239
養育施設	441 710	546 096	574 395
精神薄弱児通園施設	7 325	7 070	6 212
精神薄弱児通園施設	4 217	6 326	7 232
精神薄弱児通園施設	1 296	2 200	2 330
盲ろうあ児施設	1 220	1 190	1 250
ろうあ児施設	1 984	2 208	2 126
虚体不自由児施設	664	564	564
肢体不自由児通園施設	2 933	4 603	4 943
重症心身障害児施設	—	—	—
情緒障害児短期治療施設	—	200	200
教護計	5 540	5 821	5 807
母子寮(世帯数)	469 568	579 731	609 263
	10 619	9 852	9 442

- (注) 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。  
 2 昭和45年までは設置主体別、昭和46年は経営主体別による。

第106表 保健衛生施設等の状況

その1 施設の状況

区 分	昭 和 36年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
保健所(箇所)	796	826	829	832	832	832	832
公営病院病床数(床)	169 092	199 081	199 695	203 301	205 151	207 464	208 579
公営診療所病床数(床)	8 791	7 423	7 043	6 860	6 384	6 176	6 180
公営隔離病舎病床数(床)	15 868	16 817	16 811	16 992	16 796	16 129	16 049

- (注) 1 厚生省調による。  
 2 保健所数は4月1日現在、その他の施設数は当該年度の12月31日現在のものである。

その2 保健衛生水準の状況

区 分	昭 和 36年	41年	42年	43年	44年	45年	46年
平均寿命(男(才))	66.0	68.4	68.9	69.1	69.2	69.3	70.2
平均寿命(女(才))	70.8	73.6	74.2	74.3	74.7	74.7	75.6
出生率(人口千人対比)	16.9	13.7	19.4	18.6	18.5	18.7	19.2
死亡率(人口千人対比)	7.4	6.8	6.8	6.8	6.8	6.9	6.6
伝染病死亡率	0.40	0.26	0.22	0.26	0.25	0.24	0.15
結核死亡率	0.30	0.20	0.18	0.17	0.16	0.16	0.13
乳児死亡率(出生千人対比)	28.6	19.3	14.9	15.3	14.2	13.1	12.4

- (注) 厚生省調による。

# 収容定員の推移(公営分)

(各年12月31日現在:単位 人)

定		員		
42年	43年	44年	45年	46年
2 909	3 296	4 022	4 372	4 425
1 295	1 230	1 210	1 190	838
616 731	660 267	705 190	752 710	792 433
6 365	5 945	5 617	5 262	4 425
7 658	8 356	9 220	9 534	7 984
2 525	2 825	3 105	3 330	3 315
1 220	1 280	1 245	1 231	774
1 907	1 832	1 798	1 730	1 353
564	660	654	600	420
5 545	5 559	5 699	5 864	4 355
—	—	440	530	690
50	370	450	490	440
250	230	250	300	250
5 592	5 448	5 294	5 113	4 786
652 611	697 298	744 194	792 256	826 488
9 281	8 581	8 175	7 541	6 337

## 第107表 し尿およびごみ収集処理の状況

(昭和47年3月31日現在)

### その1 し尿処理

### その2 ごみ処理

区 分	事 項	区 分	事 項
処理計画人口(千人)	98 956	処理計画人口(千人)	102 628
処理人口(千人)	71 504	処理人口(千人)	88 428
年間総排出量(千kl)(A)	47 976	年間総排出量(千t)(A)	39 971
年間総収集量(千kl)(B)	29 457	年間総収集量(千t)(B)	29 282
年間総処理量(千kl)	29 457	年間総処理量(千t)	29 282
下水道マンホール投入(千kl)(C)	1 600	年間総処理量(千t)	29 282
処理施設処理他(千kl)(D)	21 628	焼却処理(千t)(C)	14 539
その他(千kl)	6 229	高速堆肥化処理(千t)(D)	186
自家処理量(千kl)	18 518	その他(千t)	14 557
下水道放流(千kl)(E)	5 982	自家処理量(千t)	10 689
し尿浄化その他(千kl)(F)	4 972	収集職員(人夫)数(千人)	45
その他(千kl)	7 564	収集車両台数(台)	16 759
収集職員(人夫)数(千人)	23	特殊運搬車(台)	9 531
収集車両台数(台)	10 756	運搬車(台)	7 228
バキーム車(台)	10 423	処理場職員数(千人)	11
運搬車(台)	333	処理施設能力(千t/日)	64
処理場職員数(千人)	7	焼却処理(千t/日)	63
処理施設能力(千kl/日)	114	高速堆肥化処理(千t/日)	1
処理施設(千kl/日)	79	収集率 (B)/(A)×100(%)	73.3
海洋投棄船(千kl/日)	35	焼却および(C)+(D)×100(%)	36.8
収集率 (B)/(A)×100(%)	61.4	高速堆肥化(A)処理率	
衛生処理率			
(C)+(D)+(E)+(F) (A)×100(%)	71.2		

(注) 自治省調による。

## 第108表 道 路 橋 り

### その1 道路の現況

区 分	都 道 府	
	主要地方道	一般都道府県道
実 延 長 (km)(A)	37 135	84 959
(A) の うち 舗 装 済 延 長 (km)(B)	24 178	38 526
(A) の うち 交 通 不 能 道 延 長 (km)(C)	24 182	34 825
(A) の うち 舗 装 済 延 長 (km)(D)	574	3 933
舗 装 率 (B)/(A)×100 (%)	65.1	45.3
改 良 率 前 年 同 期 (%)	64.3	38.6
舗 装 率 (C)/(A)×100 (%)	65.1	41.0
改 良 率 前 年 同 期 (%)	68.4	37.9
自 動 車 交 通 不 能 道 比 率 (D)/(A)×100 (%)	1.5	4.6
舗 装 率 前 年 同 期 (%)	1.2	4.7

(注) 自治省調による。

### その2 橋りよりの現況

区 分	都 道 府 県 道	
	橋 数	延 長 (m)
全 橋 り よ り (A)	100 300	1 503 862
永 混 凝 土 橋 (B)	93 674	1 385 738
木 橋 (C)	296	24 294
荷 重 制 限 橋 (D)	6 330	93 830
交 通 不 能 橋 (E)	3 741	65 067
永 久 橋 の 比 率 (B)/(A)×100 (%)	1 183	13 158
荷 重 制 限 橋 の 比 率 (C)/(A)×100 (%)	93.4	92.1
交 通 不 能 橋 の 比 率 (E)/(A)×100 (%)	91.8	90.3
荷 重 制 限 橋 の 比 率 (D)/(A)×100 (%)	3.7	4.3
交 通 不 能 橋 の 比 率 (E)/(A)×100 (%)	4.7	6.0
交 通 不 能 橋 の 比 率 (E)/(A)×100 (%)	1.2	0.9
交 通 不 能 橋 の 比 率 前 年 同 期 (%)	1.3	1.1

(注) 自治省調による。

### その3 主要11か国の道路整備および自動車保有の状況

区 分	道路延長 (km)	舗装延長 (km)	舗 装 率 (%)	人口当たり道路延長	
				人口(千人)	km/千人
日 本	1 015 047	152 080	15.0	103 540	9.8
ア ー ス	6 002 821	2 668 897	44.5	205 395	29.2
オ ー ス ト ラ リ ア	784 739	648 000	82.6	50 775	15.5
イ ン ド ネ シ ャ	902 773	167 692	18.6	12 552	71.9
イ ン ド	812 136	177 721	21.9	21 406	37.9
イ ン ド ネ シ ャ	1 034 936	192 614	18.6	550 376	1.9
イ ン ド	1 138 444	52 900	4.6	95 305	11.9
イ ン ド	415 000	320 000	77.1	61 680	6.7
イ ン ド	360 751	359 671	99.7	55 711	6.5
イ ン ド	288 000	256 000	88.9	53 667	5.4
イ ン ド	91 960	74 960	81.5	9 676	9.5

(注) 建設省編「道路統計年報 1973年版」による。

# よりの現況

(昭和47年3月31日現在)

県道 計	市町村道		合計
	市	町	
122 094	882 599		1 004 693
62 704	110 852		173 556
59 007	149 666		208 673
4 507	308 893		313 400
51.4	12.6		17.3
44.5	9.8		14.0
48.3	17.0		20.8
44.9	15.7		19.2
3.7	35.0		31.2
3.9	36.9		32.9

(昭和47年3月31日現在)

市町村道		合計	
橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
446 257	3 375 174	546 557	4 879 036
303 854	2 156 370	397 528	3 542 108
3 682	53 840	3 978	78 134
138 721	1 164 964	145 051	1 258 794
50 419	434 777	54 160	499 844
102 142	654 740	103 325	667 898
68.1	63.9	72.7	72.6
66.0	60.9	70.7	69.8
11.3	12.9	9.9	10.2
11.9	13.8	10.5	11.4
22.9	19.4	18.9	13.7
23.8	20.5	19.7	14.6

面積当たり道路延長		乗用車 (千台)	バス トラック等 (千台)	計 (千台)	1台当たり人口	
面積 (km <sup>2</sup> )	km/km <sup>2</sup>				人口(千人)	千人/千台
369 881	2.744	9 105	9 084	18 189	103 540	5.7
9 363 353	0.641	92 082	19 928	112 010	205 395	1.8
547 026	1.435	12 470	1 900	14 370	50 775	3.5
7 686 810	0.117	3 898	972	4 870	12 552	2.6
9 976 139	0.081	6 433	1 683	8 116	21 406	2.6
3 268 090	0.317	550	473	1 023	550 376	538.0
8 511 965	0.134	1 828	1 569	3 397	95 305	28.1
248 454	1.670	15 300	1 300	16 600	61 680	3.7
244 044	1.478	12 455	1 755	14 210	55 711	3.9
301 225	0.956	9 142	857	9 999	53 667	5.4
30 513	3.014	2 130	235	2 365	9 676	4.1

第109表 公営住宅等の管理状況

(昭和47年3月31日現在)

区 分	都道府県 (戸)	市町 (戸)	合 計 (戸)
第一種公営住宅	298 528	330 885	629 413
木 造	46 066	118 281	164 347
非 木 造	252 462	212 604	465 066
第二種公営住宅	194 510	429 194	623 704
木 造	27 153	159 845	186 998
非 木 造	167 357	269 349	436 706
改良住宅	16 675	42 899	59 574
木 造	0	218	218
非 木 造	16 675	42 681	59 356
単独建設住宅	20 889	30 474	51 363
木 造	3 568	25 012	28 580
非 木 造	17 321	5 462	22 783
合 計	530 602	833 452	1 364 054
公募戸数 (A)	65 697	79 492	145 189
応募件数 (B)	622 971	366 047	989 018
競争率 (B)/(A)	9.5	4.6	6.8

(注) 自治省調による。

第110表 消防施設の状況

その1 消防本部・署等の設置状況

区 分	昭和47年4月 1日現在数 (A)	昭和46年4月 1日現在数 (B)	比 較		
			増 減 数 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)(%)	
消防本部・署	消防本部	805	782	23	2.9
	消防署	1 094	986	108	11.0
	出張所	1 764	1 470	294	20.0
消防団	消防団常備部	23	61	△ 38	△ 62.3
	消防団	3 659	3 682	△ 23	△ 0.6
	消防分団	27 638	27 732	△ 94	△ 0.3

(注) 消防庁調による。

## その2 消防施設の状況

区 分	47.4.1現在設置数 (A)	46.4.1現在設置数 (B)	比 較	
			増減数 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)(%)
消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	16 893	16 928	△ 35	△ 0.2
水 そ う 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	1 919	1 818	101	5.6
三 輪 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	125	276	△ 151	△ 54.7
は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	443	401	42	10.5
手 引 動 力 ポ ン プ (台)	2 155	3 339	△ 1 184	△ 35.5
小 型 動 力 ポ ン プ (台)	56 619	58 743	△ 2 124	△ 3.6
化 学 消 防 自 動 車 (台)	515	472	43	9.1
消 防 艇 (台)	45	45	0	0.0
無 線 指 揮 車 (台)	627	523	104	19.9
救 急 自 動 車 (台)	1 819	1 503	316	21.0
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 (台)	9 123	7 935	1 188	15.0
そ の 他 の 消 防 自 動 車 (台)	1 141	1 114	27	2.4
消 火 栓 (基)	556 980	549 575	7 405	1.3
防 火 水 そ う ・ 井 戸 (台)	214 263	210 627	3 636	1.7
消 防 用 無 線 { 固 定 局 (局) 移 動 局 (台)	1 413 13 635	1 208 11 404	205 2 231	17.0 19.6
火 災 報 知 機 { 受 信 用 (基) 発 信 用 (台)	352 12 837	352 15 546	0 △ 2 709	0.0 △ 17.4
望 楼 (台)	1 121	1 361	△ 240	△ 17.6
消防機関電話(火災専用、消防用を含む。)(台)	24 925	23 774	1 151	4.8

(注) 1 消防庁調による。

2 昭和47年4月1日現在の数は概数である。

3 消防団保有のものを含む。

# 第111表 教 育 施 設

## その1 義 務 教 育

区 分	小 学		
	47.5.1現在	46.5.1現在	
学 校 数 (A) (校)	24 092	24 308	
学 級 数 (B) (級)	292 042	288 405	
校 舎 面 積 (C) (千㎡)	53 384	51 887	
木 造 (千㎡)	26 268	28 041	
非 木 造 (D) (千㎡)	27 116	23 846	
講 堂・屋 内 運 動 場 面 積 (E) (千㎡)	8 524	8 149	
危 険 校 舎 面 積 (F) (千㎡)	5 489	5 529	
要 改 築 校 舎 面 積 (G) (千㎡)	3 214	3 305	
学 校 校 舎 不 足 面 積 (千㎡)	2 187	2 314	
児 童 生 徒 数 (H) (千人)	9 593	9 492	
教 員 数(本務のみ) (I) (千人)	377	371	
非 木 造 校 舎 比 率 (D)/(C)×100 (%)	50.8	46.0	
危 険 校 舎 比 率 (F)/(C)×100 (%)	10.3	10.7	
要 改 築 校 舎 比 率 (G)/(C)×100 (%)	6.0	6.4	
児童生徒1人当たり校舎面積 (C)/(H) (㎡)	5.6	5.5	
児童生徒1人当たり講堂・屋内運動場面積 (E)/(H) (㎡)	0.89	0.86	
1校当たり児童生徒数 (H)/(A) (人)	398	390	
1学級当たり児童生徒数 (H)/(B) (人)	32.8	32.9	
教員1人当たり児童生徒数 (H)/(I) (人)	25.4	25.6	
昭和46年度事業量 (46.5.2~47.5.1)	土地取得面積 (千㎡)	7 962	6 705
	建物新增築面積 (千㎡)	2 898	2 142
	建物改築面積 (千㎡)	1 095	1 295

(注) 1 文部省「学校基本調査速報」および「公立学校施設実態調査の速報」による。

2 建物新增築面積および建物改築面積は屋体、寄宿舎分を含む。



の 状 況 (公立学校分)

校		中 学 校		校	
差	引	47. 5. 1 現 在	46. 5. 1 現 在	差	引
△	216	10 042	10 195	△	153
	3 637	122 533	122 553	△	20
	1 497	29 494	28 890		604
△	1 773	13 775	14 740	△	965
	3 270	15 719	14 150		1 569
	375	6 095	5 886		209
△	40	1 631	1 528		103
△	91	1 010	959		51
△	127	1 302	1 325	△	23
	101	4 504	4 512	△	8
	6	218	217		1
	4.8	53.3	49.0		4.3
△	0.4	5.5	5.3		0.2
△	0.4	3.4	3.3		0.1
	0.1	6.5	6.4		0.1
	0.03	1.35	1.30		0.05
	8	449	443		6
△	0.1	36.8	36.8		0
△	0.2	20.7	20.8	△	0.1
	1 257	15 856	6 507		9 349
	756	1 540	1 135		405
△	200	392	454	△	62

第111表 教育施設の状況 (公立学校分)(つづき)

その2 高等学校

区		分	47.5.1現在	46.5.1現在	差引
学校	校	数 (A)	3 567	3 552	15
木	舎	積 (B)	21 628	20 336	1 292
非	面	造 (C)	6 082	6 524	△ 442
危	木	造 (D)	15 546	13 812	1 734
要	舎	積 (E)	738	784	- 46
学	校	積 (F)	688	741	△ 53
生	舎	積 (F)	5 733	6 226	△ 493
全	徒	数 (F)	2 853	2 880	△ 27
定	日	制 (F)	2 556	2 555	1
専	時	制 (F)	293	321	△ 28
別	攻	制 (F)	3	3	0
教	員	料 (G)	1	1	0
非	数(本務のみ)	(G)	158	156	2
木	率 (C)/(B)×100	(%)	71.9	67.9	4.0
造	率 (D)/(B)×100	(%)	3.4	3.9	△ 0.5
校	率 (E)/(B)×100	(%)	3.2	3.6	△ 0.4
舎	積 (B)/(F)	(m <sup>2</sup> )	7.6	7.1	0.5
比	積 (F)/(A)	(人)	800	811	△ 11
率	積 (F)/(G)	(人)	18.1	18.5	△ 0.4
昭	土	積 (千m <sup>2</sup> )	5 099	5 797	△ 698
和	地	積 (千m <sup>2</sup> )	1 370	1 306	64
46	取	積 (千m <sup>2</sup> )	362	472	△ 110
年	得	積 (千m <sup>2</sup> )			
度	増	積 (千m <sup>2</sup> )			
事	築	積 (千m <sup>2</sup> )			
業	面	積 (千m <sup>2</sup> )			
量	積	積 (千m <sup>2</sup> )			
(46.5.2~47.5.1)	建	積 (千m <sup>2</sup> )			

(注) 文部省「学校基本調査速報」および「公立学校施設実態調査の速報」による。

その3 幼稚園

区		分	47.5.1現在	46.5.1現在	差引
幼	園	数 (A)	4 354	4 121	233
稚	舎	積 (B)	1 694	1 574	120
園	面	造 (C)	1 075	1 094	△ 19
木	木	造 (D)	619	480	139
非	舎	積 (E)	113	102	11
危	園	積 (E)	413	396	17
幼	員	数 (F)	16	15	1
教	了	数 (G)	972	961	11
修	第	数 (H)	1 666	1 711	△ 45
小	1	率 (C)/(B)×100	36.5	30.5	6.0
学	学	率 (D)/(B)×100	6.7	6.5	0.2
非	園	積 (B)/(E)	4.1	4.0	0.1
木	舎	率 (G)/(H)×100	58.3	56.2	2.1
造	比	積 (E)/(A)	94.9	96.1	△ 1.2
園	率	積 (E)/(F)	25.8	26.4	△ 0.6
舎	園	積 (E)/(F)			
比	当	積 (E)/(F)			
率	た	積 (E)/(F)			
(園)	り	積 (E)/(F)			
幼	幼	積 (E)/(F)			
児	児	積 (E)/(F)			
数	数	積 (E)/(F)			
1	1	積 (E)/(F)			
園	園	積 (E)/(F)			
当	当	積 (E)/(F)			
た	た	積 (E)/(F)			
り	り	積 (E)/(F)			
幼	幼	積 (E)/(F)			
児	児	積 (E)/(F)			
数	数	積 (E)/(F)			
1	1	積 (E)/(F)			
園	園	積 (E)/(F)			
当	当	積 (E)/(F)			
た	た	積 (E)/(F)			
り	り	積 (E)/(F)			
幼	幼	積 (E)/(F)			
児	児	積 (E)/(F)			
数	数	積 (E)/(F)			
1	1	積 (E)/(F)			
園	園	積 (E)/(F)			
当	当	積 (E)/(F)			
た	た	積 (E)/(F)			
り	り	積 (E)/(F)			

(注) 修了者数、小学校第1学年児童数、就園率は国立、公立および私立全体の率である。

第 112 表 各国における初等・中等学校の教員 1 人当たり  
生徒数の状況 (公立学校分)

国名	年	初等学校	中等学校
日本	1970	25.8	20.2
アメリカ	1969	22.7	
イギリス	1969	29.2	19.3
西ドイツ	1968	28.9	
フランス	1968	22.7	17.8
ソビエト	1969	27.7	15.1

注 1 文部省調による。

2 「初等学校」は小学校、「中等学校」は中学校と高等学校の合計である。

第 113 表 社会教育施設等の状況 (公立分)

区分	合計		都道府県		市町村	
	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)
図書館	837	6 002	72	1 902	765	4 100
博物館	181	1 487	37	426	144	1 061
県民会館、公会堂および公民館	10 710	13 538	62	997	10 648	12 541
体育施設	2 243	2 335	188	621	2 055	1 714
屋内体育館	751	1 536	53	360	698	1 176
陸上競技場	460	356	51	178	409	178
野球場	1 032	443	84	83	948	360

注 1 自治省調による。

2 箇所数は、昭和 47 年 3 月 31 日現在、専任職員数は昭和 47 年 4 月 1 日現在である。

## 第114表 地方公営企

### その1 事業数調

区 分	昭 和 46 年 度		
	法適用企業	法非適用企業	合 計
上 水 道 事 業	1 578	—	1 578
簡 易 水 道 事 業	27	1 747	1 774
工 業 用 水 道 事 業	78	—	78
交 通 事 業	79	58	137
バ ス	51	—	51
路 面 電 車	9	—	9
地 下 鉄	6	—	6
ト ロ リ ー バ ス	1	—	1
モ ノ レ ー ル	2	—	2
索 道	—	—	—
上記以外の軌道・地方鉄道	2	4	6
船 舶	8	54	62
電 気 事 業	35	—	35
ガ ス 事 業	71	—	71
病 院 事 業	704	—	704
公 共 下 水 道 事 業	28	287	315
そ の 他 事 業	322	1 595	1 917
合 計	2 922	3 687	6 609

### その2 法適用事業数の推移

年 度	昭和39年度	40	41
法 適 用 事 業 数	1 171	1 260	1 384

# 業 の 事 業 数

昭和 45 年 度			増 減	
法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
1 524	—	1 524	54	—
30	1 774	1 804	△ 3	△ 27
77	—	77	1	—
81	60	141	△ 2	△ 2
50	—	50	1	—
10	—	10	△ 1	—
5	—	5	1	—
2	—	2	△ 1	—
2	—	2	—	—
—	—	—	—	—
3	4	7	△ 1	—
9	56	65	△ 1	△ 2
37	—	37	△ 2	—
72	—	72	△ 1	—
716	—	716	△ 12	—
26	254	280	2	33
300	1 513	1 813	22	82
2 863	3 601	6 464	59	86

42	43	44	45	46
1 731	2 716	2 804	2 863	2 922

第115表 地方公営

区 分	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員
上水道事業	55 962	5 957
簡易水道事業	2 789	137
工業用水道事業	2 417	862
交通通事業	58 046	2 752
電気事業	2 413	119
ガス事業	1 709	64
病院事業	112 140	68
公共下水道事業	10 744	6 854
その他事業	14 297	7 262
計	260 517	24 075

(注) 3月31日現在の職員数で、法非適用企業を含む。

第116表 地方公営事業

区 分	昭和46年度(A)			昭和
	収 入	支 出	差 引	収 入
地方公営企業	2 822 089	2 893 866	- 71 777	2 248 088
法適用企業	2 185 211	2 284 463	- 99 252	1 801 035
法非適用企業	636 878	609 403	27 475	447 053
収益事業	1 648 901	1 614 587	34 314	1 429 637
国民健康保険事業	699 056	582 392	116 664	618 505
公益質屋事業	1 413	1 369	43	1 418
農業共済事業	23 829	20 857	2 972	20 069
交通災害共済事業	9 203	7 025	2 178	8 626
公立大学附属病院事業	25 468	2 5735	267	21 648
合 計	5 229 959	5 145 831	84 127	4 347 991

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 法適用企業では、現金の支出を伴わない費用を控除した。
- 2 法非適用企業では、歳入は前年度からの繰越金を含め、歳出は積立金および

# 企業 の 職 員 数

(単位 人)

合 計	前 年 度 末 職 員	増 減
61 919	62 084	△ 165
2 926	2 923	3
3 279	2 951	328
60 798	62 542	△ 1 744
2 532	2 756	△ 224
1 773	1 748	25
112 208	107 982	4 226
17 598	15 923	1 675
21 559	20 236	1 323
284 592	279 145	5 447

# 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

45 年 度 (B)		増 減 (A) - (B)		
支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
2 313 938	△ 65 850	574 001	579 928	△ 5 927
1 888 185	△ 87 150	384 176	396 278	△ 12 102
425 753	21 300	189 825	183 650	6 175
1 390 052	39 585	219 264	224 535	△ 5 271
580 787	37 718	80 551	1 605	78 946
1 383	35	△ 5	△ 14	8
16 924	3 144	3 760	3 933	△ 172
7 337	1 289	577	△ 312	889
21 827	△ 178	3 820	3 908	△ 89
4 332 248	15 743	881 968	813 583	68 384

前年度繰上充用金を含めた。

第117表 昭和46年度法適

その1 収益および費用の状況

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	
総 収 益	333 775	28 976	139 340	28 678	
(営業収益)	286 356	23 754	115 412	27 257	
うち	料金収入	274 766	23 032	109 859	27 039
	他会計補助金	7 583	3 044	10 824	2
	国庫(県)補助金	395	13	7 956	—
総 費 用	328 555	28 352	180 915	26 152	
うち	職員給与費	94 554	4 117	100 925	5 300
	減価償却費	45 616	5 401	18 389	6 656
	支払利息	75 738	11 068	34 530	10 719
当年度純損益	5 221	624	▲ 41 575	2 526	
当年度純利益	14 318	2 091	426	2 728	
当年度純損失	9 097	1 467	42 001	202	
累積欠損金	16 923	11 850	192 889	213	
累積欠損金比率	5.9	49.9	167.1	0.8	
不良債務額	29 654	5 632	129 215	439	
不良債務比率	10.4	23.7	112.0	1.6	
総収益対総費用比率	101.6	102.2	77.0	109.7	
赤字事業数比率	26.4	49.3	78.2	5.7	

- (注) 1 水道事業には簡易水道事業を含む。  
 2 営業収益には受託工事収益は含まない。  
 3 不良債務額は再建債を加算しないものである。

その2 費用の性質別構成および対営業収益比率の状況

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガ
	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	
職員給与費	94 554	28.8	33.0	4 117	14.5	17.3	100 925	55.8	87.4	5 300	20.3	19.4	2 461
減価償却費	45 616	13.9	15.9	5 401	19.1	22.7	18 389	10.2	15.9	6 656	25.5	24.4	1 426
支払利息	75 738	23.1	26.4	11 068	39.0	46.6	34 530	19.1	29.9	10 719	41.0	39.3	870
その他	112 645	34.2	39.3	7 766	27.4	32.8	27 071	14.9	23.6	3 458	13.2	12.8	5 908
計	328 553	100.0	114.7	28 352	100.0	119.4	180 915	100.0	156.8	26 133	100.0	95.9	10 665

- (注) 対営業収益比は受託工事収益を除いた営業収益を基礎とした。



# 用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公共下水道事業	その他事業	計
11 249	322 175	58 218	133 207	1 055 618
9 796	281 573	32 533	105 880	882 561
8 821	270 618	19 831	104 217	838 183
24	10 409	21 908	2 482	56 276
1	345	5	605	9 320
10 923	341 480	60 213	127 904	1 104 494
2 461	172 257	11 004	9 894	400 512
1 426	12 685	11 017	4 318	105 508
870	11 592	23 476	10 552	178 545
326	△ 19 305	△ 1 995	5 302	△ 48 876
511	2 309	139	10 046	32 568
185	21 614	2 134	4 744	81 444
649	53 553	11 694	8 218	295 989
6.6	19.0	35.9	7.8	33.5
600	39 884	6 558	40 123	252 105
6.1	14.2	20.2	37.9	28.6
103.0	94.3	96.7	104.1	95.6
22.5	69.4	32.1	31.4	39.3

(単位 百万円・%)

ス事業		病院事業			公共下水道事業			その他事業			合計		
構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比
23.1	25.1	172 257	50.4	61.2	11 004	18.3	33.8	9 894	8.3	9.3	400 512	36.5	45.4
13.4	14.6	12 685	3.7	4.5	11 017	18.3	33.9	4 318	3.6	4.1	105 508	9.6	12.0
8.2	8.9	11 628	3.4	4.1	23 476	39.0	72.2	10 552	8.8	10.0	178 581	16.3	20.2
55.3	60.3	144 894	42.5	51.5	14 716	24.4	45.2	94 893	79.3	89.6	411 351	37.6	46.6
100.0	108.9	341 464	100.0	121.3	60 213	100.0	185.1	119 657	100.0	113.0	1 095 952	100.0	124.2

第117表 昭和46年度法適用

その3 資本的収支の状況

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業
資本的収入額	314 545	55 368	138 800	7 403
（うち）	257 133	33 505	107 695	5 036
他会社計の出資	22 791	2 598	8 046	179
他会社計の出借	6 661	1 707	12 244	6
他会社計の出借補助	3 830	2 473	5 600	148
他会社計の出借補助	882	519	1 054	11
翌年度へ繰越される支出の純額	46 039	17 164	12 207	2 202
資本的支出額	13 844	1 003	3 900	557
（うち）	300 701	54 365	134 900	6 846
建設費	388 112	63 893	153 102	16 238
（うち）	320 249	50 692	112 502	6 520
職員給与	10 028	1 206	5 063	300
（うち）	62 826	11 610	34 826	7 990
借入金の償還	22 880	2 615	8 085	458
（うち）	5 037	1 590	5 773	1 728
資本的収入が資本的支出に不足する額	88 125	9 914	18 428	9 391
（うち）	63 027	7 074	3 825	9 243
財源不足額	25 098	2 840	14 603	148
財源不足率	$\frac{G}{D} \times 100$	6.5	4.4	9.5
				0.9

（注）「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入のうち「翌を集計したものである。

その4 資産、負債及び資本に関する調

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業
資産	1 963 062	389 077	656 559	213 950
（うち）	1 820 274	368 524	621 906	197 450
固定資産	—	—	—	—
（うち）	139 938	20 384	30 826	16 498
繰延資産	2 850	169	3 827	2
負債	135 202	33 523	196 045	12 565
（うち）	21 445	12 828	40 727	7 006
固定負債	113 757	20 695	155 318	5 559
（うち）	1 827 860	355 554	460 513	201 386
自借資本	287 700	25 732	73 582	32 978
（うち）	1 326 333	231 488	556 910	161 531
自借資本	190 340	106 642	22 265	2 436
（うち）	23 487	△ 8 308	△ 192 244	4 441
自定資本	25.5	31.9	14.7	18.6
（うち）	98.4	100.0	124.1	94.7
企業債償還額	123.0	98.5	19.8	296.8
（うち）	87.6	166.5	145.4	113.2
企業債償還額	41.0	85.2	50.2	67.0
（うち）	29 654	5 632	129 215	439
不良債務額	10.4	23.7	112.0	1.6
（うち）				

（注）不良債務額は再建債を加算したものである。

# 企業決算の状況 (つづき)

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	その他事業	計
4 222	50 700	189 164	369 391	1 129 593
3 430	27 745	111 237	167 131	712 912
—	—	3 019	1 173	37 806
22	12 577	25 109	1 105	59 431
119	4 154	577	12 906	29 807
6	923	424	1 484	5 303
645	5 301	51 817	186 765	322 140
366	1 718	12 984	25 309	59 681
3 856	48 982	176 180	344 082	1 069 912
6 360	61 299	188 943	407 532	1 285 477
5 309	50 340	172 208	323 493	1 041 313
86	79	5 389	6 436	28 587
809	7 054	14 313	51 474	190 902
—	—	3 052	1 244	38 334
242	3 905	2 422	32 566	53 262
2 505	13 295	12 836	70 300	224 794
2 078	8 561	10 445	62 426	166 679
427	4 734	2 391	7 874	58 115
6.7	7.7	1.3	1.9	4.5

年度に繰越される支出の財源充当額」を控除した額が資本的支出に不足する額のみ

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	その他事業	計
23 613	358 918	877 771	1 521 667	6 004 617
20 312	287 814	781 236	270 137	4 367 653
—	—	—	1 097 672	1 097 672
3 189	70 552	95 805	150 269	527 461
112	552	730	3 589	11 831
2 854	108 445	88 425	824 047	1 401 106
517	13 329	1 486	436 417	533 755
2 337	95 116	86 939	387 630	867 351
20 758	250 474	789 346	697 620	4 603 511
3 920	124 955	202 137	121 177	872 181
14 520	154 908	429 935	532 625	3 408 250
1 720	18 265	168 694	25 487	535 849
598	△ 47 654	△ 11 420	18 331	△ 212 769
26.4	26.6	40.9	10.8	19.9
95.5	109.1	98.8	23.8	85.0
136.4	74.2	110.2	321.9	187.4
56.7	55.6	102.2	1 163.1	144.6
18.0	5.7	173.3	56.7	37.7
600	39 884	6 558	40 123	252 105
6.1	14.2	20.2	37.9	28.6



# 事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

43		44		45		46	
(1 099)	16 141	(1 144)	22 429	(1 183)	21 410	(1 140)	14 318
(309)	5 703	(289)	3 421	(300)	2 695	(408)	9 097
	13 892		13 847		12 500		16 923
	22.0		20.5		19.1		26.4
	6.9		6.2		4.8		5.9
(33)	1 131	(37)	1 266	(39)	1 868	(36)	2 091
(34)	2 062	(32)	2 368	(31)	1 689	(35)	1 467
	7 320		9 383		10 782		11 850
	50.7		46.4		40.3		49.3
	51.2		55.4		52.2		49.9
(29)	765	(28)	439	(25)	688	(17)	426
(53)	18 782	(53)	23 377	(54)	34 895	(61)	42 001
	112 099		133 114		160 721		192 889
	64.6		65.4		66.7		78.2
	112.2		128.4		142.6		167.1
(35)	2 700	(35)	2 216	(36)	2 507	(33)	2 728
(4)	54	(4)	81	(1)	4	(2)	202
	344		304		129		213
	10.3		10.3		2.7		5.7
	1.4		1.2		0.5		0.8
(61)	490	(65)	559	(64)	594	(55)	511
(10)	81	(7)	64	(8)	105	(16)	185
	440		424		510		649
	13.9		9.7		11.1		22.5
	6.2		5.3		5.7		6.6
(362)	3 340	(266)	2 108	(278)	2 827	(216)	2 309
(370)	7 445	(460)	13 503	(438)	14 066	(489)	21 614
	15 347		25 049		36 178		53 553
	50.1		63.2		61.2		69.4
	8.2		11.8		14.4		19.0
(17)	185	(20)	672	(19)	573	(19)	139
(7)	1 928	(5)	1 685	(7)	2 010	(9)	2 134
	8 019		9 094		9 887		11 694
	29.2		20.0		26.9		32.1
	46.3		42.5		38.7		35.9
(153)	6 019	(183)	8 101	(216)	9 605	(205)	10 046
(66)	935	(69)	1 302	(87)	2 026	(94)	4 744
	4 001		4 594		5 575		8 218
	27.0		27.4		28.7		31.4
	8.3		7.9		4.7		7.8
(1 789)	30 771	(1 793)	37 790	(1 860)	40 072	(1 721)	32 568
(853)	36 990	(929)	45 802	(923)	57 490	(1 114)	81 444
	161 462		195 810		236 282		295 989
	32.3		33.1		32.2		39.3
	27.6		28.0		28.7		33.5

第119表 昭和46年度法非

区 分	交通事業	公共下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	
総 収 益 A	2 218	25 840	42 943	6 925	4 817	
( 営 業 収 益 )	1 718	10 661	39 370	4 715	3 704	
うち { 料 金 収 入	1 654	6 819	37 852	4 380	3 657	
	他 会 計 繰 入 金	273	14 680	2 140	1 482	963
総 費 用 B	1 789	25 634	16 527	5 926	4 417	
うち { 職 員 給 与 費	1 100	6 284	1 138	1 925	2 015	
	支 払 利 息	77	8 977	7 701	1 849	625
収 支 差 引(A-B) C	429	206	26 416	999	400	
資 本 的 収 入 D	483	209 736	49 663	20 596	3 774	
うち { 地 方 債	411	84 010	38 534	14 896	2 228	
	他 会 計 借 入 金	—	25	1 346	4	35
	国 庫 ( 県 ) 補 助 金	4	61 452	327	3 285	259
資 本 的 支 出 E	970	208 709	77 538	21 458	4 197	
うち { 建 設 改 良 費	687	197 627	60 694	19 188	3 222	
	地 方 債 償 還 金	128	5 949	14 436	2 046	788
	他 会 計 出 資 金	154	205	2 090	215	83
収 支 差 引(D-E) F	△ 487	1 027	△ 27 875	△ 862	△ 423	
収 支 再 差 引(C+F) G	△ 58	1 233	△ 1 459	137	△ 23	
形 式 収 支 H	△ 198	2 148	5 569	51	△ 310	
翌年度へ繰越すべき財源 I	—	2 608	1 824	206	81	
実 質 収 支(H-I)	△ 198	△ 460	3 745	△ 155	△ 391	
黒 字	62	1 570	6 681	371	364	
赤 字	260	2 030	2 936	526	755	
赤 字 事 業 数 割 合	31.0	7.6	18.0	10.5	16.1	
収 益 的 収 支 比 率	115.7	81.8	138.7	86.9	92.5	
赤 字 比 率	15.1	19.0	7.5	11.1	20.4	

# 適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

観光施設 事業	宅地造成 事業	簡易水道 事業	有料道路 事業	駐車場整備 事業	計
10 473	55 600	10 914	3 151	1 502	164 383
9 641	53 444	9 316	2 471	1 438	136 478
8 657	51 836	7 923	2 301	1 435	126 514
562	996	1 290	652	60	23 098
9 174	9 712	9 186	2 810	919	86 094
2 855	591	2 773	151	137	18 969
789	7 228	1 913	1 805	287	31 251
1 299	45 888	1 728	341	583	78 289
5 918	105 848	18 564	18 323	2 019	434 924
3 045	61 553	8 206	16 839	1 682	231 404
54	6 053	23	692	175	8 407
225	3 222	4 699	—	—	73 473
7 122	140 550	19 766	18 276	2 581	501 167
5 913	119 554	18 508	16 431	1 988	443 812
789	16 706	1 111	1 617	219	43 789
350	2 629	42	100	368	6 236
△ 1 204	△ 34 702	△ 1 202	47	△ 562	△ 66 243
95	11 186	526	388	21	12 046
△ 902	19 132	1 377	602	6	27 475
189	9 202	377	1 153	1	15 641
△ 1 091	9 930	1 000	△ 551	5	11 834
592	26 678	1 533	130	48	38 029
1 683	16 748	533	681	43	26 195
28.6	24.7	6.9	16.7	8.3	13.5
105.1	210.6	106.0	71.2	132.1	126.6
17.5	31.3	5.7	27.6	3.0	19.2

第120表 国民健康保険

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

区 分	昭 和 46 年 度					
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+D)
			財 政 援 助 額 (B)	繰 入 金 (C)	繰 出 金 (D)	
全 市 町 村	3 256	35 048	12 108	15 063	663	8 540
黒 字 団 体	2 745	35 969	1 006	3 407	543	32 100
赤 字 団 体	511	△ 921	11 102	11 657	120	△ 23 560
大 都 市	6	△ 1 143	577	5 153	—	△ 6 873
黒 字 団 体	1	515	1	340	—	174
赤 字 団 体	5	△ 1 657	576	4 813	—	△ 7 046
都 黒 字 団 体	607	14 843	1 679	7 890	226	5 500
赤 字 団 体	446	16 212	605	2 070	171	13 708
	161	△ 1 370	1 074	5 819	55	△ 8 208
町 黒 字 団 体	2 617	19 343	518	2 014	437	17 248
赤 字 団 体	2 296	19 214	399	996	372	18 191
	321	129	118	1 018	64	△ 943
一 部 事 務 組 合	3	32	0	6	—	25
黒 字 団 体	2	28	0	—	—	28
赤 字 団 体	1	4	0	6	—	△ 3
特 別 区	23	1 973	9 334	—	—	△ 7 361
黒 字 団 体	—	—	—	—	—	—
赤 字 団 体	23	1 973	9 334	—	—	△ 7 361

(2) 直診勘定

区 分	昭 和 46 年 度				昭
	団 体 数	実質収支(A)	財 政 措 置 額 (B)	再差引収支 (A) - (B)	団 体 数
全 市 町 村	791	△ 1 399	2 569	△ 3 968	810
黒 字 団 体	587	904	1 855	△ 952	586
赤 字 団 体	204	△ 2 303	714	△ 3 016	224
都 黒 字 団 体	137	△ 626	448	△ 1 073	137
赤 字 団 体	101	118	368	△ 250	98
	36	△ 744	79	△ 823	39
町 黒 字 団 体	654	△ 773	2 121	△ 2 895	673
赤 字 団 体	486	786	1 487	△ 701	488
	168	△ 1 559	634	△ 2 194	185
一 部 事 務 組 合	—	—	—	—	—
黒 字 団 体	—	—	—	—	—
赤 字 団 体	—	—	—	—	—



# 事業決算の状況

(単位 百万円)

昭和45年度						比較		
団体数	実質収支 (A)	財政措置額			再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D)	団体数	実質収支	再差引収支
		財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)				
3 275	38 676	10 092	13 830	462	15 217	△ 19	△ 3 628	△ 6 677
2 876	37 703	710	3 554	439	33 879	△ 131	△ 1 734	△ 1 779
399	973	9 382	10 276	23	△ 18 662	112	△ 1 894	△ 4 898
6	△ 1 008	564	4 633	—	△ 6 205	0	△ 135	△ 668
1	571	1	340	—	230	0	△ 56	△ 56
5	△ 1 579	563	4 293	—	△ 6 435	0	△ 78	△ 611
589	16 409	1 100	7 349	126	8 085	18	△ 1 566	△ 2 585
445	16 034	389	2 061	111	13 696	1	178	12
144	375	711	5 289	15	△ 5 611	17	△ 1 745	△ 2 597
2 654	21 143	410	1 841	336	19 228	△ 37	△ 1 800	△ 1 980
2 428	21 067	320	1 147	328	19 929	△ 132	△ 1 853	△ 1 738
226	76	90	695	8	△ 700	95	53	△ 243
3	26	0	6	—	20	0	6	5
2	30	0	6	—	24	0	△ 2	4
1	△ 4	—	—	—	△ 4	0	8	1
23	2 105	8 018	—	—	△ 5 912	0	△ 132	△ 1 449
—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	2 105	8 018	—	—	△ 5 912	0	△ 132	△ 1 449

(単位 百万円)

昭和45年度				比較		
実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)		団体数	実質収支	再差引収支
△ 1 387	2 081	△ 3 467	△	19	△ 12	△ 501
764	1 473	△ 709	△	1	140	△ 243
△ 2 151	608	△ 2 759	△	20	△ 152	△ 257
△ 563	347	△ 910	△	0	△ 63	△ 163
95	241	△ 146	△	3	23	△ 104
△ 658	107	△ 764	△	3	△ 86	△ 59
△ 824	1 734	△ 2 557	△	19	51	△ 338
670	1 233	△ 563	△	2	116	△ 138
△ 1 493	501	△ 1 994	△	17	△ 66	△ 200
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

第120表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定(歳入)

区 分	昭和46年度	昭和45年度	増 減 額
保 險 税 (料)	221 299	190 835	30 464
一 部 負 担 金	254	245	9
国 庫 支 出 金	382 638	353 502	29 136
事 務 費 負 担 金	22 077	19 536	2 541
療 養 給 付 費 負 担 金	317 768	295 358	22 410
助 産 費 補 助 金	1 722	1 203	519
保 健 婦 補 助 金	1 343	1 088	255
財 政 調 整 交 付 金	39 292	36 306	2 986
そ の 他 の 補 助 金	436	11	425
都 道 府 県 支 出 金	12 691	10 331	2 360
財 源 補 て ん 的 な も の	12 108	10 092	2 016
そ の 他 の も の	583	239	344
他 会 計 繰 入 金	17 716	15 995	1 721
財 源 補 て ん 的 な も の	15 063	13 830	1 233
そ の 他 の も の	2 653	2 165	488
基 金 繰 入 金	1 010	625	385
繰 越 金	39 329	25 917	13 412
そ の 他 の 取 入	6 041	4 561	1 480
歳 入 合 計	680 978	602 011	78 967

# 事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
46年度	45年度	46年度	45年度	46年度	45年度
32.5	31.7	38.6	27.1	16.0	16.9
0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	4.3
56.2	58.7	36.9	56.8	8.2	19.6
3.2	3.2	3.2	2.5	13.0	15.1
46.7	49.1	28.4	47.5	7.6	19.6
0.3	0.2	0.7	0.5	43.1	75.1
0.2	0.2	0.3	0.1	23.4	13.0
5.8	6.0	3.8	6.7	8.2	23.0
0.0	0.0	0.5	△ 0.4	3 863.6	△ 97.4
1.9	1.7	3.0	3.6	22.8	55.5
1.8	1.7	2.6	3.6	20.0	56.0
0.1	0.0	0.4	0.1	143.9	36.6
2.6	2.7	2.2	2.7	10.8	20.5
2.2	2.3	1.6	2.1	8.9	18.1
0.4	0.4	0.6	0.6	22.5	38.3
0.1	0.1	0.5	0.2	61.6	38.0
5.8	4.3	17.0	8.6	51.7	51.5
0.9	0.8	1.8	1.0	32.4	28.8
100.0	100.0	100.0	100.0	13.1	20.4

第120表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 事業勘定(歳出)

区 分	昭和46年度	昭和45年度	増 減 額
費	37 916	32 523	5 393
理	24 607	20 616	3 991
取	8 277	7 500	777
担	857	742	115
務	4 175	3 665	510
負	581 980	512 719	69 261
給	570 554	504 414	66 140
の	8 820	6 292	2 528
支	2 606	2 012	594
施	9 462	8 100	1 362
出	789	591	198
の	663	462	201
積	126	129	△ 3
債	2 100	1 727	373
償	141	175	△ 34
入	14	7	7
上	127	168	△ 41
の	3 459	4 737	△ 1 278
支	9 838	2 407	7 431
計	645 685	562 979	82 706

(2) 直診勘定(歳入)

区 分	昭和46年度	昭和45年度	増 減 額
入	13 348	12 367	981
金	391	425	△ 34
他	318	285	33
金	73	140	△ 67
の	95	89	6
の	2 614	2 131	483
の	2 022	1 689	333
の	568	433	135
の	24	8	16
の	87	72	15
の	745	750	△ 5
の	375	309	66
の	423	352	71
計	18 078	16 494	1 584

# 事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率			
46年度	45年度	46年度	45年度	46年度	45年度		
5.9	5.8	6.5	4.6	16.6	13.8		
3.8	3.7	4.8	2.7	19.4	12.9		
1.3	1.3	0.9	1.3	10.4	17.3		
0.1	0.1	0.1	0.1	15.5	12.9		
0.7	0.7	0.7	0.7	13.9	12.7		
90.1	91.1	83.7	94.8	13.5	19.0		
88.4	89.6	80.0	91.8	13.1	18.6		
1.3	1.1	3.0	2.7	40.2	59.9		
0.4	0.4	0.7	0.3	29.5	12.5		
1.5	1.4	1.6	1.5	16.8	18.7		
0.1	0.1	0.2	0.1	33.5	12.8		
0.1	0.1	0.2	0.0	43.5	5.7		
0.0	0.0	△	0.0	△	2.3	48.3	
0.3	0.3	0.5	0.5	21.6	35.2		
0.0	0.0	△	0.0	△	19.4	△	4.4
0.0	0.0	△	0.0	△	100.0	△	16.7
0.0	0.0	△	0.0	△	24.4	△	5.1
0.5	0.8	△	1.5	△	27.0	△	33.4
1.6	0.4	9.0	1.3	308.7	93.0		
100.0	100.0	100.0	100.0	14.7	18.1		

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率			
46年度	45年度	46年度	45年度	46年度	45年度		
73.8	75.0	61.9	59.3	7.9	7.0		
2.2	2.6	△	2.1	△	8.0	20.1	
1.8	1.7	2.1	2.5	11.6	13.5		
0.4	0.8	△	4.2	△	47.9	35.9	
0.5	0.5	0.4	2.6	6.7	67.9		
14.5	12.9	30.5	26.3	22.7	20.3		
11.2	10.2	21.0	25.1	19.7	25.4		
3.1	2.6	8.5	2.0	31.2	6.7		
0.2	0.0	1.0	△	0.7	200.0	△	55.6
0.5	0.4	0.9	1.7	20.8	46.9		
4.1	4.5	△	0.3	△	0.7	△	0.4
2.1	1.9	4.2	2.0	21.4	9.6		
2.3	2.1	4.5	3.1	20.2	13.5		
100.0	100.0	100.0	100.0	9.6	9.0		

## 第120表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 直診勘定(歳出)

区 分	昭和46年度		昭和45年度		増 減 額
総	9 589		8 618		971
医	6 312		6 053		259
施	963		883		80
設	45		50		△
務	29		31		△
業	13		16		△
整	3		3		0
出	58		72		14
に	325		269		56
対	232		203		29
対	93		66		27
す	1 959		1 761		198
る	162		103		59
も	19 413		17 808		1 605
も					
の					
の					
の					
金					
費					
費					
金					
子					
金					
出					
計					

その3 国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況

区 分	被 保 険 者 数		
	昭和46年度	昭和36年度	増 減
国 民 健 康 保 險	43 721千人	46 809千人	△ 3 088千人
政 府 管 掌 被 保 險 者 分	13 095	9 755	3 340
政 府 管 掌 被 保 險 者 分	12 903	10 231	2 672
組 合 管 掌 被 保 險 者 分	10 024	5 629	4 395
組 合 管 掌 被 保 險 者 分	12 233	7 994	4 239

- (註) 1 「国民健康保険」は、市町村および国民健康保険組合分である。  
 2 「受診率」は、療養給付費のうち、診療費にかかる被保険者数(被扶養者数)100  
 3 「1人当たり医療給付費」とは、療養の給付(家族の療養の給付)に療養費(家

その4 総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況

区 分	世 帯	
	世 帯 数	構 成 比
14 万 円 以 下 の も の	2 284 508世帯	18.2%
14万円をこえ 15万円以下のもの	305 015	2.4
15万円をこえ 20万円以下のもの	679 790	5.4
20万円をこえ 30万円以下のもの	1 406 347	11.2
30万円をこえ 40万円以下のもの	1 544 162	12.3
40万円をこえ 50万円以下のもの	1 370 496	10.9
50万円をこえ 70万円以下のもの	1 813 555	14.5
70万円をこえ 100万円以下のもの	1 441 140	11.5
100万円をこえ 150万円以下のもの	931 098	7.4
150 万 円 を こ え る も の	768 956	6.1
計	12 545 067	100.0

- (註) 1 「世帯数」は、昭和46年現年度分市町村民税の課税の基礎となつた総所得金  
 2 「保険税(料)」は、昭和46年現年度分の保険税(料)(減額の規定に基づく国民  
 いては、昭和47年3月31日現在における加入市町村において月割を行なう前

# 事業決算の状況（つづき）

（単位 百万円・％）

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
46年度	45年度	46年度	45年度	46年度	45年度
49.4	48.4	60.5	51.4	11.3	11.2
32.5	34.0	16.1	23.6	4.3	7.0
5.0	5.0	5.0	8.3	9.1	19.0
0.2	0.3	△ 0.3	△ 1.1	△ 10.0	△ 27.5
0.1	0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 6.5	△ 6.1
0.1	0.1	△ 0.2	△ 1.1	△ 18.8	△ 54.3
0.0	0.0	—	0.1	—	200.0
0.3	0.4	△ 0.9	0.2	△ 19.4	4.3
1.7	1.5	3.5	1.4	20.8	9.3
1.2	1.1	1.8	0.9	14.3	8.0
0.5	0.4	1.7	0.5	40.9	13.8
10.1	9.9	12.3	16.1	11.2	18.3
0.8	0.6	3.7	0.3	57.3	5.1
100.0	100.0	100.0	100.0	9.0	10.5

受診率			1人当たり医療給付費		
昭和46年度	昭和36年度	増減	昭和46年度	昭和36年度	増減
472.1件	257.9件	214.2件	19 927円	3 311円	16 616円
575.8	472.6	103.2	34 076	8 398	25 678
490.0	353.6	136.4	7 892	1 942	5 950
495.4	523.4	△ 28.0	23 752	7 074	16 678
625.2	601.6	23.6	9 792	3 105	6 687

人当たりの受診件数である。

族療養費)を加えた額を、年度間平均被保険者または組合員数で除した額をいう。

保 險 税 (料)		1世帯当たり保険税(料)
金 額	構 成 比	
7 435 721千円	3.3%	3 255円
1 660 255	0.7	5 443
4 498 694	2.0	6 618
12 828 273	5.6	9 122
19 204 101	8.4	12 437
21 561 296	9.4	15 732
37 332 230	16.4	20 585
40 798 543	17.9	28 310
37 082 632	16.2	39 827
45 843 327	20.1	59 618
228 245 072	100.0	18 194

額等の段階にそれぞれ該当する世帯数である。

健康保険税(料)の減額の適用を受けた者については当該減額後の額、月割課税分につ  
の年税額)である。

# 第121表 収 益 事 業

## その1 収支の状況

区 分	昭 和 46 年				
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ繰越 すべき財源 (E)
都 道 府 県	46	337 951	325 292	12 659	2 896
市 黒 字 団 体	46	337 951	325 292	12 659	2 896
市 黒 字 町 団 体	—	—	—	—	—
市 黒 字 都 市 団 体	155	1 310 950	1 289 388	21 562	1 493
大 黒 字 都 市 団 体	151	1 295 502	1 272 351	23 151	1 493
大 黒 字 都 市 団 体	4	15 447	17 037	△ 1 589	—
大 黒 字 都 市 団 体	6	66 138	65 240	898	197
大 黒 字 都 市 団 体	6	66 138	65 240	898	197
都 黒 字 都 市 団 体	—	—	—	—	—
都 黒 字 都 市 団 体	93	806 878	788 428	18 450	778
都 黒 字 都 市 団 体	91	802 601	783 601	19 000	778
町 黒 字 都 市 団 体	2	4 277	4 827	△ 550	—
町 黒 字 都 市 団 体	4	15 948	16 695	△ 747	—
町 黒 字 都 市 団 体	3	7 354	7 316	38	—
町 黒 字 都 市 団 体	1	8 594	9 379	△ 785	—
一 部 黒 字 都 市 団 体	52	421 986	419 025	2 961	519
合 黒 字 都 市 団 体	51	419 409	416 194	3 215	519
合 黒 字 都 市 団 体	1	2 577	2 831	△ 254	—
合 黒 字 都 市 団 体	201	1 648 901	1 614 680	34 221	4 389
合 黒 字 都 市 団 体	197	1 633 453	1 597 643	35 810	4 389
合 黒 字 都 市 団 体	4	15 447	17 037	△ 1 589	—

## その2 歳入歳出内訳

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 技 事 業	
歳 入	入車線	1 149	1 963
	馬券	319 967	631 466
	普通	465	416
	その他	1	166
	繰越	465	250
	繰開	12 368	15 557
	交線	5 817	9 120
	入	339 766	658 522
	入	282 967	529 686
	歳 出	4 364	22 988
歳 出	普通	29 994	80 785
	その他	26 443	71 713
	繰越	3 551	9 072
	繰開	14 041	9 584
	交線	331 366	643 043
	入	8 400	15 479
	歳入	3 179	363
	繰開	465	416
	交線	29 994	80 785
	再	34 749	95 485
支 施	差引	75	244
	行都	19	11
	市	56	233
	市	56	233

(註) 施行団体数は、1の団体が2以上の事業を実施している場合は、それぞれの事



# 決算の状況

(単位 百万円)

度			昭和 45 年度		比較 増 減	
繰入金 (F)	繰出金 (G)	再差引 (D)-(E)- (F)+(G)(H)	団体数 (I)	再差引 (J)	団体数 (A)-(I)	再差引 (H)-(J)
151	44 283	53 895	46	48 485	0	5 410
151	44 283	53 895	46	48 485	0	5 410
—	—	—	—	—	—	—
1 162	150 215	169 122	156	146 869	△	22 253
1 162	149 561	170 057	153	147 058	△	22 999
—	654	△ 935	3	△ 189	1	△ 746
—	9 931	10 632	6	9 837	0	795
—	9 931	10 632	6	9 837	0	795
—	—	—	—	—	—	—
677	100 139	117 135	94	100 277	△	16 858
677	99 946	117 492	93	100 281	△	17 211
—	193	△ 357	1	△ 4	1	△ 353
—	986	239	5	556	△	△ 317
—	625	663	4	741	△	△ 78
—	361	△ 424	1	△ 185	0	△ 239
485	39 159	41 116	51	36 199	1	4 917
485	39 059	41 270	50	36 199	1	5 071
—	100	△ 154	1	0	0	△ 154
1 313	194 498	223 017	202	195 354	△	27 663
1 313	193 844	223 952	199	195 543	△	28 409
—	654	△ 935	3	△ 189	1	△ 746

(単位 百万円)

小型自動車 競走事業	モーターボート 競走事業	宝くじ事業	計
491	1 458	—	5 061
88 157	531 856	—	1 571 446
—	431	—	1 313
—	7	—	174
—	424	—	1 139
2 406	9 171	—	39 502
726	9 456	6 460	31 579
91 780	552 372	6 460	1 648 901
73 892	447 933	15	1 334 493
3 388	17 965	—	48 705
11 586	65 827	6 306	194 498
9 604	58 849	6 306	172 915
1 982	6 978	—	21 583
2 119	11 171	69	36 984
90 985	542 896	6 390	1 614 680
795	9 476	70	34 221
48	769	30	4 389
—	431	—	1 313
11 586	65 827	6 306	194 498
12 333	74 103	6 347	223 017
8	119	52	498
3	2	46	81
5	117	6	417

業ごとに1団体としている。

## 第121表 収 益 事 業

### その3 収 益 率

区 分	昭 和 46 年 度		
	車馬券等売上金 (A)	実質上の収支 (B)	(B)/(A)×100 (C)
競馬事業	319 967	34 749	10.9
自動車競技事業	631 466	95 485	15.1
小型自動車競走事業	88 157	12 333	14.0
モーターボート競走事業	531 856	74 103	13.9
宝くじ事業	14 117	6 347	45.0
合 計	1 585 563	223 017	14.1

（注）宝くじ事業の車馬券等売上金は、消化額を計上している。

### その4 他会計への繰出金

区 分	繰 出 額	
	46 年 度	45 年 度
競馬事業	29 994	27 136
自動車競技事業	80 785	69 236
小型自動車競走事業	11 586	8 606
モーターボート競走事業	65 827	51 764
宝くじ事業	6 306	5 678
合 計	194 498	162 420

### その5 収益金繰入額の使途状況

区 分	収益金繰入額	左 の		
		民生費	衛生費	土木費
競馬事業	30 344	2 045	656	8 003
都市道府	15 267	1 001	206	2 410
自動車道府	15 077	1 044	450	5 593
小型自動車道府	75 407	4 526	3 608	26 479
モーターボート道府	12 446	1 646	478	2 572
宝くじ道府	62 961	2 880	3 130	23 907
都市道府	9 604	422	624	1 868
宝くじ道府	2 746	79	109	495
都市道府	6 858	343	515	1 373
宝くじ道府	62 276	2 789	2 582	22 782
都市道府	1 660	—	200	1 080
宝くじ道府	60 616	2 789	2 382	21 702
都市道府	6 306	179	489	4 057
宝くじ道府	5 115	179	—	3 539
都市道府	1 191	—	489	518
合 計	(100.0)	(5.4)	(4.3)	(34.4)
都市道府	183 937	9 961	7 960	63 189
都市道府	37 234	2 905	993	10 096
都市道府	146 703	7 056	6 967	53 093

（注）「合計」の( )書きは構成比(%)である。

# 決 算 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度			差 引		
車馬券等売上金 (D)	実質上の収支 (E)	(E)/(D)×100 (F)	車馬券等売上金 (A)-(D)	実質上の収支 (B)-(E)	(C)-(F)
317 645	34 851	11.0	2 322	△ 102	△ 0.1
543 536	84 176	15.5	87 930	11 309	△ 0.4
72 768	10 287	14.1	15 389	2 046	△ 0.1
433 956	60 254	13.9	97 900	13 849	0.0
12 968	5 787	44.6	1 149	560	0.4
1 382 673	195 355	14.1	202 890	27 662	0.0

(単位 百万円・%)

比		較	
増 減 額	構 成 比	増 減 率	前年度増減率
2 858	8.9	10.5	△ 5.3
11 549	36.0	16.7	14.6
2 980	9.3	34.6	17.1
14 063	43.8	27.2	28.3
628	2.0	11.1	11.9
32 078	100.0	19.8	14.5

(単位 百万円)

内			訳			
農 水 産 業 費	林 業 費	商 工 費	教 育 費	災 復 旧 害 費	そ の 他	公 営 事 業 会 計 へ 繰 出 し
3 732		148	10 771	215	4 587	187
3 434		131	4 534	21	3 530	—
298		17	6 237	194	1 057	187
1 959		1 149	25 208	244	7 278	4 956
419		767	4 744	50	1 675	95
1 540		382	20 464	194	5 603	4 861
565		767	2 884	10	1 295	1 169
164		615	770	—	514	—
401		152	2 114	10	781	1 169
1 750		720	20 288	324	6 921	4 120
—		—	240	—	140	—
1 750		720	20 048	324	6 781	4 120
196		26	454	—	905	—
196		26	364	—	811	—
—		—	90	—	94	—
(4.5)		(1.5)	(32.4)	(0.4)	(11.4)	(5.7)
8 202		2 810	59 606	793	20 985	10 431
4 213		1 539	10 652	71	6 670	95
3 989		1 271	48 954	722	14 315	10 336

## 第122表 公益質屋事

### その1 収支の状況

区 分				昭 和 46				
				団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 (B)-(C) (D)	翌年度へ 繰越すべ き財源 (E)
大 都 市	黒 赤	字 字	市 体	5	226	223	3	0
			団 体	—	—	—	—	—
都 市	黒 赤	字 字	市 体	5	226	223	3	0
			団 体	86	759	734	24	3
町	黒 赤	字 字	市 体	28	262	238	23	1
			団 体	58	497	496	1	2
特 別	黒 赤	字 字	村 体	15	19	18	1	0
			団 体	5	9	7	1	0
合 計	黒 赤	字 字	区 体	10	11	11	0	—
			団 体	19	409	394	15	1
合 計	黒 赤	字 字	区 体	1	5	5	—	—
			団 体	18	404	389	15	1
合 計	黒 赤	字 字	計 体	125	1 413	1 369	43	4
			団 体	34	275	251	24	1
			計 体	91	1 137	1 119	19	4

### その2 歳入歳出内訳

区 分				昭 和 46 年 度				
				大 都 市	都 市	町 村	特 別 区	計
歳 入	経 営 収 入	繰 越 入 合	入 金(A)	146	585	13	277	1 021
			金 他 計(B)	72	128	5	111	316
			計(B)	2	39	2	20	63
				5	7	0	1	13
				226	759	19	409	1 413
歳 出	人 物 貸 借 元 金 利 借 出	件 付 出 借 入 金 利 合	費 費 金 金 子 他 計(D)	113	173	5	144	436
			(C)	7	21	1	10	39
			(C)	82	503	8	232	825
				8	17	2	5	31
				—	4	0	—	4
				—	1	—	—	1
				13	16	2	2	33
				223	734	18	394	1 369
収 支	歳 入 歳 出 差 引 再 差 引	翌 年 度 へ 繰 越 入 出 差 引	(B)-(D)(E)	3	24	1	15	43
			(F)	0	3	0	1	4
			(A)	72	128	5	111	316
			(C)	8	17	2	5	31
				61	90	2	93	245

# 業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度			昭 和 45 年 度		比 較 増 減	
繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	再 差 引 (D)-(E)- (F)+(G) (H)	団 体 数 (I)	再 差 引 (J)	団 体 数 (A)-(I)	再 差 引 (H)-(J)
71	8	△ 61	5	△ 64	0	3
128	17	△ 90	105	△ 78	△ 19	△ 12
15	9	△ 16	37	△ 33	△ 9	△ 17
114	7	△ 107	68	△ 111	△ 10	△ 4
5	2	△ 2	23	△ 1	△ 8	△ 1
—	1	△ 2	8	△ 3	△ 3	△ 1
5	1	△ 4	15	△ 4	△ 5	0
111	5	△ 93	19	△ 72	0	△ 21
—	2	△ 2	2	△ 3	△ 1	△ 1
111	4	△ 94	17	△ 75	△ 1	△ 19
316	31	△ 245	152	△ 214	△ 27	△ 31
15	11	△ 20	47	△ 39	△ 13	△ 19
301	20	△ 266	105	△ 253	△ 14	△ 13

(単位 百万円・%)

昭 和 45 年 度 決 算 額	比		較		
	増	減 額	増 減 率	前年度増減率	
1 028	△	7	140.0	△ 0.7	△ 17.3
315	△	1	20.0	△ 0.3	△ 2.6
60	△	3	60.0	△ 5.0	△ 24.1
14	△	1	20.0	△ 7.1	△ 68.8
1 418	△	5	100.0	△ 0.4	△ 15.4
431	△	5	35.7	△ 1.2	△ 0.9
45	△	6	42.9	△ 13.3	△ 4.7
787	△	38	271.4	△ 4.8	△ 21.6
71	△	40	285.7	△ 56.3	△ 91.9
12	△	8	57.1	△ 66.7	△ 29.4
0	△	1	7.1	△ 0.0	△ 0.0
37	△	4	28.6	△ 10.8	△ 47.9
1 383	△	14	100.0	△ 1.0	△ 13.9
35	△	8	—	△ 22.9	△ 50.0
5	△	1	—	△ 20.0	△ 16.7
315	△	1	—	△ 0.3	△ 2.6
71	△	40	—	△ 56.3	△ 91.9
△ 214	△	31	—	△ 14.5	△ 3.9

第123表 農 業 共 済 事

その1 収支の状況

区 分	昭 和 46					
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 (B)-(C) (D)	支払備金 積立額 (E)	責任準備 金積立額 (F)
大 都 市	3	274	267	7	0	6
都 市	1	74	72	1	—	0
町 村	2	200	194	6	0	6
一 部 事 務 組 合	193	7 856	6 683	1 173	192	120
共 済 連 結 会	127	6 243	5 179	1 064	161	72
共 済 保 険 会	66	1 613	1 504	109	31	48
共 済 保 険 連 結 会	1 007	15 674	13 882	1 792	230	388
共 済 保 険 連 結 会	591	10 805	9 252	1 553	121	214
共 済 保 険 連 結 会	416	4 869	4 631	239	108	175
共 済 保 険 連 結 会	1	25	25	—	—	—
共 済 保 険 連 結 会	1	25	25	—	—	—
共 済 保 険 連 結 会	—	—	—	—	—	—
合 計	1 204	23 829	20 857	2 972	421	514
共 済 保 険 連 結 会	720	17 147	14 528	2 619	282	286
共 済 保 険 連 結 会	484	6 682	6 329	353	139	228

その2 歳入歳出内訳

区 分	昭 和 46 年 度			
	大 都 市	都 市	町 村	一 部 事 務 組 合
共 済 連 結 会	171	4 946	9 745	16
共 済 保 険 会	75	1 789	3 611	4
共 済 保 険 連 結 会	85	1 984	4 656	12
共 済 保 険 連 結 会	1	71	110	—
共 済 保 険 連 結 会	—	48	142	—
共 済 保 険 連 結 会	10	1 054	1 226	—
共 済 保 険 連 結 会	103	2 910	5 929	10
共 済 保 険 連 結 会	13	472	975	0
共 済 保 険 連 結 会	62	1 784	3 348	7
共 済 保 険 連 結 会	23	192	575	—
共 済 保 険 連 結 会	5	462	1 031	3
合 計	274	7 856	15 674	25
共 済 保 険 連 結 会	164	3 996	8 385	16
共 済 保 険 連 結 会	43	511	1 095	0
共 済 保 険 連 結 会	110	2 923	6 468	16
共 済 保 険 連 結 会	3	164	268	—
共 済 保 険 連 結 会	—	37	75	—
共 済 保 険 連 結 会	8	361	479	—
共 済 保 険 連 結 会	103	2 687	5 498	10
共 済 保 険 連 結 会	98	2 393	4 762	9
共 済 保 険 連 結 会	5	113	225	1
共 済 保 険 連 結 会	—	34	62	—
共 済 保 険 連 結 会	0	147	449	—
合 計	267	6 683	13 882	25

# 業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度					昭 和 45 年 度		比 較 増 減	
繰入金	繰出金	未収金	未払金	再 差 引 (D)-(E)-(F) -(G)+(H)+ (I)-(J) (K)	団体数	再差引	団体数	再差引
(G)	(H)	(I)	(J)		(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
23	—	24	5	△ 3	3	△ 21	0	18
18	—	24	5	2	—	—	1	2
5	—	0	—	△ 5	3	△ 21	△ 1	16
240	71	182	135	739	178	792	15	△ 53
73	44	149	106	844	127	847	0	△ 3
167	27	33	28	△ 105	51	△ 55	15	△ 50
716	137	453	273	774	995	952	12	△ 178
282	106	305	150	1 198	622	1 283	△ 31	△ 85
435	31	148	123	△ 424	373	△ 331	43	△ 93
—	—	1	1	0	—	—	1	0
—	—	1	1	0	—	—	1	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
980	208	659	414	1 510	1 176	1 724	28	△ 214
372	150	479	263	2 044	749	2 131	△ 29	△ 87
607	58	181	151	△ 534	427	△ 407	57	△ 127

(単位 百万円・%)

計	昭 和 45 年 度 決 算 額	比 較				
		増	減	額	増 減 率	前年度増減率
14 879	12 696	2 183		58.1	17.2	22.9
5 480	5 056	424		11.3	8.4	3.0
6 737	5 336	1 401		37.3	26.3	50.5
182	238	△ 56	△	1.5	△ 23.5	26.6
189	134	55		1.5	41.0	34.3
2 291	1 932	359		9.5	18.6	21.2
8 951	7 373	1 578		42.0	21.4	20.2
1 461	1 384	77		2.0	5.6	3.5
5 201	4 146	1 055		28.1	25.4	24.4
790	631	159		4.2	25.2	20.2
1 499	1 212	287		7.7	23.7	28.7
23 829	20 069	3 760		100.0	18.7	21.9
12 561	10 084	2 477		63.0	24.6	25.7
1 650	1 509	141		3.6	9.3	1.3
9 517	7 360	2 157		54.8	29.3	34.5
435	560	△ 125	△	3.2	△ 22.3	27.6
112	54	58		1.5	107.4	△ 46.0
847	601	246		6.3	40.9	14.5
8 297	6 840	1 457		37.0	21.3	20.0
7 262	5 924	1 338		34.0	22.6	20.3
343	335	8		0.2	2.4	2.8
96	29	67		1.7	231.0	107.1
596	552	44		1.1	8.0	25.7
20 857	16 924	3 933		100.0	23.2	23.3

第124表 交通災害共済事業

その1 収支の状況

区 分	昭和 46					
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 (B)-(C) (D)	未 経 過 共 済 掛 金 (E)	繰 入 金 (F)
都 道 府 県	2	492	339	152	160	7
黒字団体	1	369	216	152	92	7
赤字団体	1	123	123	0	68	—
市 町 村	229	8 711	6 686	2 026	1 321	328
黒字団体	155	5 958	4 152	1 806	410	125
赤字団体	74	2 753	2 534	219	911	202
大 都 市	3	802	686	116	408	71
黒字団体	—	—	—	—	—	—
赤字団体	3	802	686	116	408	71
都 市	157	3 848	2 683	1 165	594	255
黒字団体	101	2 418	1 405	1 013	234	125
赤字団体	56	1 430	1 278	152	361	130
町 村	11	36	26	10	—	1
黒字団体	7	28	17	11	—	0
赤字団体	4	8	9	△ 1	—	1
一 部 事 務 組 合	58	4 025	3 291	734	319	—
黒字団体	47	3 513	2 730	783	177	—
赤字団体	11	513	561	△ 49	142	—
合 計	231	9 203	7 025	2 178	1 481	335
黒字団体	156	6 327	4 368	1 958	502	132
赤字団体	75	2 876	2 657	219	979	202



## (直営方式) 決算の状況

(単位 百万円)

年 度				昭 和 45 年 度		比 較 増 減	
繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)- (I) (J)	団 体 数 (K)	再 差 引 (L)	団 体 数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
—	—	—	△ 15	2	△ 57	0	42
—	—	—	54	1	5	0	49
—	—	—	△ 68	1	△ 62	0	△ 6
4	1	—	381	228	△ 503	1	884
3	1	—	1 274	138	710	17	564
1	—	—	△ 893	90	△ 1 213	△ 16	320
1	—	—	△ 362	3	△ 450	0	88
—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	△ 362	3	△ 450	0	88
3	1	—	319	155	42	2	277
3	1	—	657	89	433	12	224
—	—	—	△ 339	66	△ 391	△ 10	52
—	—	—	9	12	7	△ 1	2
—	—	—	10	8	9	△ 1	1
—	—	—	△ 2	4	△ 2	0	0
—	—	—	415	58	△ 103	0	518
—	—	—	606	41	267	6	339
—	—	—	△ 191	17	△ 371	△ 6	180
4	1	—	366	230	△ 560	1	926
3	1	—	1 328	139	715	17	613
1	—	—	△ 961	91	△ 1 275	△ 16	314

第124表 交通災害共済事業

その2 歳入歳出内訳

区 分		昭 和 46 年			
		総 額	都道府県	市	
				総 額	大都市
歳 入	共 済 掛 金 収 入	6 705	373	6 332	670
	分 担 金 及 び 負 担 金	410	—	410	—
	繰 越 金	1 389	96	1 293	51
	繰 入 金	510	15	495	74
	うち普通会計からのもの のうち人件費およびその 他業務費にかかる額 (A)	335	7	328	71
	そ の 他	189	8	181	7
	歳 入 合 計(B)	9 203	492	8 711	802
歳 出	総 務 及 び 業 務 費	928	18	910	123
	人 件 費	422	7	415	45
	物 件 費	337	11	326	40
	そ の 他	169	—	169	38
歳 出	共 済 見 舞 金	5 679	303	5 376	562
	繰 出 金	151	2	149	1
	うち普通会計へのもの(C)	4	—	4	1
	そ の 他	267	16	251	0
	歳 出 合 計(D)	7 025	339	6 686	686
収 支	歳 入 歳 出 差 引 (B)-(D)(E)	2 178	152	2 026	116
	未 経 過 共 済 掛 金(F)	1 481	160	1 321	408
	普通会計からの繰入金のうち 人件費およびその他業務 費にかかる額 (A)	335	7	328	71
	普通会計への繰出金(C)	4	—	4	1
	未 収 金(G)	1	—	1	—
	未 払 金(H)	—	—	—	—
	再差引(H)-(F)-(A)+(C)+(G) -(H)	366	△ 15	381	△ 362

## (直営方式)決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

度 決 算 額			昭和45年度 決 算 額	比 較	
町		村		増 減 額	構 成 比
都 市	町 村	一 部 事 務 組 合			
2 438	23	3 201	6 083	622	107.8
17	0	392	140	270	46.8
921	7	313	1 245	144	25.0
402	5	13	971	△ 461	△ 79.9
255	1	—	409	△ 74	△ 12.8
70	1	106	187	2	0.3
3 848	36	4 025	8 626	577	100.0
443	6	337	909	19	△ 6.1
253	3	115	415	7	△ 2.2
135	4	147	352	△ 15	4.8
55	0	75	142	27	△ 8.7
2 018	19	2 777	6 073	△ 394	126.3
44	1	103	166	△ 15	4.8
3	—	—	2	2	△ 0.6
178	0	74	189	78	△ 25.0
2 683	26	3 291	7 337	△ 312	100.0
1 165	10	734	1 289	889	—
594	—	319	1 441	40	—
255	1	—	409	△ 74	—
3	—	—	2	2	—
1	—	—	—	1	—
—	—	—	2	△ 2	—
319	9	415	△ 560	926	—

第125表 公立大学附属病

区 分		昭 和 46 年 度 決	
		都 道 府 県	大 都 市
歳 入	収 益 的 収 入	15 508	6 756
	医 業 収 入	10 969	4 938
	医 業 外 収 入	4 538	1 818
	うち他会計繰入金	4 381	1 670
	資 本 的 収 入	1 120	2 084
	地 方 債	389	1 050
	他 会 計 借 入 金	—	—
	他 会 計 繰 入 金	701	874
そ の 他	30	160	
歳 入 合 計(A)	16 628	8 840	
歳 出	収 益 的 支 出	15 474	6 898
	医 業 費	14 297	6 552
	そ の 他	1 177	346
	うち支払利息	409	299
	資 本 的 支 出	1 232	2 131
	建 設 改 良 費	840	1 641
	地 方 債 償 還 金	380	490
	そ の 他	12	—
歳 出 合 計(B)	16 706	9 029	
収 支	収支差引 (A)-(B)(C)	△ 78	△ 189
	積 立 金(D)	—	—
	繰 越 金(E)	123	0
	前 年 度 繰 上 充 用 金(F)	—	1 011
	形式収支(C)-(D)+(E)-(F)(G)	44	△ 1 200
	翌年度へ繰越すべき財源(H)	23	54
	実質収支 (G)-(H)	22	△ 1 255

# 院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

算 額 合 計	昭 和 45 年 度 決 算 額	比 較	
		増 減 額	構 成 比
22 264	19 179	3 085	80.8
15 907	14 456	1 451	38.0
6 356	4 723	1 633	42.7
6 051	4 437	1 614	42.3
3 204	2 469	735	19.2
1 439	877	562	14.7
—	—	—	—
1 575	1 319	256	6.7
190	273	△ 83	2.2
25 468	21 648	3 820	100.0
22 372	19 160	3 212	82.2
20 849	17 926	2 923	74.8
1 523	1 234	289	7.4
708	398	310	7.9
3 363	2 667	696	17.8
2 481	1 884	597	15.3
870	726	144	3.7
12	57	△ 45	1.2
25 735	21 827	3 908	100.0
△ 267	△ 178	△ 89	—
—	—	—	—
123	87	36	—
1 011	730	281	—
△ 1 156	△ 820	△ 336	—
77	52	25	—
△ 1 233	△ 873	△ 360	—

第126表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	昭 和 46 年 度 債 還 額			昭和46年度 末現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	196 357	192 491	388 848	4 103 046
法適用企業	152 569	163 470	316 039	3 420 742
水道事業	39 946	72 795	112 741	1 305 147
工業用水道事業	8 995	10 639	19 634	225 093
交通事業	26 741	28 388	55 129	586 536
電気事業	7 532	10 580	18 112	161 193
ガス事業	809	775	1 584	14 041
病院事業	7 054	8 301	15 355	150 024
公共下水道事業	11 261	23 107	34 368	429 673
その他事業	50 231	8 885	59 116	549 035
法非適用企業	43 788	29 021	72 809	682 304
簡易水道事業	1 111	1 857	2 968	36 631
交通事業	128	67	195	1 313
公共下水道事業	5 949	8 765	14 714	229 671
その他事業	36 600	18 332	54 932	414 689
国民健康保険事業	150	96	246	1 781
公益質屋事業	4	1	5	5
公立大学附属病院事業	838	691	1 529	11 233
合 計	197 349	193 279	390 628	4 116 065

② 借換債は除く。

第127表 公営企業金融公庫の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	昭和46年 度貸付額	内 訳				貸 付 累 計 額	
		都道府県	市	町 村	一部事務 組合等		
上 水 道 事 業	61 251	9 725	34 063	7 509	9 954	299 610	
工 業 用 水 道 事 業	9 283	8 415	691	20	157	71 151	
交 通 事 業	4 597	205	4 177	115	100	19 319	
電 気 事 業	1 744	1 738	6	—	—	51 466	
ガ ス 事 業	1 041	16	978	47	—	8 800	
港 湾 整 備 事 業	4 137	2 303	984	23	827	31 527	
病 院	—	—	—	—	—	5 319	
市 場	3 450	129	3 321	—	—	13 937	
と 畜 場	—	—	—	—	—	3 620	
観 光 施 設	722	—	402	320	—	10 083	
有 料 道 路 事 業	10 405	10 405	—	—	—	34 635	
駐 車 場 事 業	864	155	643	66	—	3 424	
地域開 発事業	臨 海	13 415	7 287	2 770	1 636	1 722	80 767
	内 陸	8 582	5 853	1 977	222	530	32 956
	宅 地	3 138	—	2 524	614	—	28 789
	市街地再開発	500	—	500	—	—	500
公 共 下 水 道 事 業	13 698	285	13 264	89	60	41 571	
小 計(a)	136 827	46 516	66 300	10 661	13 350	—	
貸 付 金 累 計 額(b)	—	273 873	359 456	50 451	53 695	737 475	
受 託 貸 付	公有林整備事業	4 240	—	1 029	3 180	31	26 981
	草地改良事業	735	—	115	483	137	2 090
	小 計(c)	4 976	—	1 144	3 664	168	—
	貸付累計額(d)	—	—	6 605	22 087	379	29 071
46年度貸付額合計(a)+(c)	141 803	46 516	67 444	14 325	13 518	—	
貸 付 累 計 額(b)+(d)	—	273 873	366 061	72 538	54 074	766 546	
再 計	公営企業再建債	—	—	—	—	—	3 837
	公営企業借換債	3 000	711	2 289	—	—	13 425
	計	3 000	711	2 289	—	—	17 262

註1 公営企業再建債および公営企業借換債については、貸付対象事業の区分に応じて各事業に含めて計上し、その合計額をさらに再掲したものである。

2 貸付累計額は、昭和47年3月31日現在のものである。

第128表 地 方 財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和47年度 計 画 額		昭和46年度 計 画 額		比 較			
	増 減 額	増 減 率	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	前年度増減率	前年度増減率	前年度増減率
地 方 税	43 668	37.2	40 550	41.7	3 118	15.3	7.7	20.2
普通 税	40 211	34.2	37 183	38.3	3 028	14.9	8.1	20.4
目 的 税	3 457	2.9	3 367	3.5	90	0.4	2.7	17.5
地 方 譲 与 税	1 632	1.4	1 348	1.4	284	1.4	21.1	22.9
地方道路譲与税	1 086	0.9	1 038	1.1	48	0.2	4.6	15.5
石油ガス譲与税	137	0.1	138	0.1 <sup>△</sup>	1 <sup>△</sup>	0.0 <sup>△</sup>	0.8	0.7
航空機燃料譲与税	9	0.0	—	—	9	0.0	皆増	—
自動車重量譲与税	331	0.3	101	0.1	230	1.1	228.9	皆増
特別とん譲与税	69	0.1	71	0.1 <sup>△</sup>	2 <sup>△</sup>	0.0 <sup>△</sup>	2.8	14.7
地 方 交 付 税	24 939	21.2	20 464	21.1	4 475	22.0	21.9	20.9
国 庫 支 出 金	30 480	25.9	23 935	24.6	6 545	32.2	27.3	17.9
義務教育職員給与費負担金	6 116	5.2	5 083	5.2	1 033	5.1	20.3	17.6
その他普通補助負担金等	8 845	7.5	6 975	7.2	1 870	9.2	26.8	19.8
公共事業費補助負担金	14 699	12.5	11 251	11.6	3 448	17.0	30.6	17.5
普通建設事業費補助負担金	13 390	11.4	10 521	10.8	2 869	14.1	27.3	19.7
災害復旧事業費補助負担金	1 309	1.1	730	0.8	579	2.8	79.3 <sup>△</sup>	6.7
失業対策事業費負担金	460	0.4	454	0.5	6	0.0	1.4 <sup>△</sup>	1.2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	44	0.0	35	0.0	9	0.0	23.1	12.7
交通安全対策特別交付金	316	0.3	137	0.1	179	0.9	130.2	57.4
地 方 債	9 379	8.0	4 471	4.6	4 908	24.1	109.8	23.1
使用料及び手数料	1 551	1.3	1 371	1.4	180	0.9	13.1	9.0
雑 収 入	5 849	5.0	5 033	5.2	816	4.1	16.2	17.6
歳 入 合 計	117 498	100.0	97 172	100.0	20 326	100.0	20.9	19.6

(注) 昭和47年度の歳入合計には沖縄分を含んでいる。



政 計 画  
その 2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和47年度		昭和46年度		比 較			
	計 画 額		計 画 額		増 減 額	増減率	前年増減率	
給 与 関 係 経 費	35 208	30.0	29 900	30.8	5 308	26.1	17.8	18.5
給 与 費	34 627	29.5	29 354	30.2	5 273	25.9	18.0	18.7
恩 給 費	581	0.5	546	0.6	35	0.2	6.4	11.3
一 般 行 政 経 費	25 135	21.4	21 143	21.8	3 992	19.6	18.9	19.6
国庫補助負担金等を伴 うもの	12 342	10.5	9 750	10.0	2 592	12.8	26.6	19.2
国庫補助負担金を伴わ ないもの	12 793	10.9	11 393	11.7	1 400	6.9	12.3	20.0
公 債 費	4 647	4.0	3 648	3.8	999	4.9	27.4	18.0
維 持 補 修 費	2 027	1.7	1 737	1.8	290	1.4	16.7	15.0
投 資 的 経 費	46 021	39.2	36 613	37.7	9 408	46.3	25.7	20.4
直轄事業負担金	1 788	1.5	1 411	1.5	377	1.9	26.8	24.2
公 共 事 業 費	23 521	20.0	18 192	18.7	5 329	26.2	29.3	19.5
普通建設事業費	21 784	18.5	17 212	17.7	4 572	22.5	26.6	21.0
災害復旧事業費	1 737	1.5	980	1.0	757	3.7	77.3	2.8
失業対策事業費	685	0.6	676	0.7	9	0.0	1.4	1.4
一 般 事 業 費	8 742	7.4	7 272	7.5	1 470	7.2	20.2	21.9
普通建設事業費	8 541	7.3	7 113	7.3	1 428	7.0	20.1	22.4
災害復旧事業費	201	0.2	159	0.2	42	0.2	26.4	2.6
特 別 事 業 費	11 285	9.6	9 062	9.3	2 223	10.9	24.5	22.6
長期計画事業費	6 933	6.0	5 940	6.1	993	4.9	16.7	11.0
過密過疎等対策事業 費	3 173	2.7	2 506	2.6	667	3.3	26.6	36.9
広域市町村圏振興整 備事業費	1 179	1.0	616	0.6	563	2.8	91.4	196.2
公 営 企 業 繰 出 金	1 931	1.6	1 602	1.7	329	1.6	20.5	18.8
地方交付税の不交付団体 における平均水準をこえ る必要経費	2 529	2.2	2 529	2.6	0	0.0	0.0	28.0
歳 出 合 計	117 498	100.0	97 172	100.0	20 326	100.0	20.9	19.6

(注) 昭和 47 年度の歳出合計には沖縄分を含んでいる。

第129表 地方税収

その1 道府県税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和47年度 見込額		昭和46年度 見込額		比 較		
					増減額	増減率	
普通税	2 054 656	89.5	1 997 293	89.2	57 363	103.6	2.9
道府県民税	508 533	22.2	462 415	20.6	46 118	83.3	10.0
個人均等割	3 406	0.1	3 317	0.1	89	0.2	2.7
法人均等割	772	0.0	734	0.0	38	0.1	5.2
所得割	347 563	15.1	289 042	12.9	58 521	105.7	20.2
法人税割	156 792	6.8	169 322	7.6	12 530	22.6	7.4
事業税	933 331	40.7	1 015 759	45.4	82 428	148.9	8.1
個人事業税	51 097	2.2	56 736	2.5	5 639	10.2	9.9
法人事業税	882 234	38.4	959 023	42.8	76 789	138.7	8.0
不動産取得税	104 414	4.5	91 397	4.1	13 017	23.5	14.2
道府県たばこ消費税	103 896	4.5	95 609	4.3	8 287	15.0	8.7
娯楽施設利用税	50 129	2.2	28 021	1.3	22 108	39.9	78.9
料理飲食等消費税	137 917	6.0	115 681	5.2	22 236	40.2	19.2
自動車税	209 949	9.1	181 774	8.1	28 175	50.9	15.5
鉱区税	713	0.0	706	0.0	7	0.0	1.0
狩猟免許税	2 053	0.1	1 793	0.1	260	0.5	14.5
固定資産税(特例分)	3 657	0.2	4 138	0.2	481	0.9	11.6
旧法による税	64	0.0	—	—	64	0.1	皆増
目的税	240 231	10.5	242 239	10.8	2 008	3.6	0.8
自動車取得税	72 079	3.1	75 230	3.4	3 151	5.7	4.2
軽油引取税	166 597	7.3	165 626	7.4	971	1.8	0.6
入猟税	1 555	0.1	1 383	0.1	172	0.3	12.4
合 計	2 294 887	100.0	2 239 532	100.0	55 355	100.0	2.5

# 入 見 込 状 況

## その2 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和47年度 見込額		昭和46年度 見込額		比 較		
					増 減 額	増減率	
普 通 税	1 966 497	94.9	1 720 964	94.8	245 533	95.7	14.3
市 町 村 民 税	879 104	42.4	782 934	43.1	96 170	37.5	12.3
個 人 均 等 割	12 724	0.6	12 294	0.7	430	0.2	3.5
法 人 均 等 割	3 442	0.2	3 213	0.2	229	0.1	7.1
所 得 割	608 166	29.4	492 470	27.1	115 696	45.1	23.5
法 人 税 割	254 772	12.3	274 957	15.1	20 185	7.9	7.3
固 定 資 産 税	753 153	36.3	628 746	34.6	124 407	48.5	19.8
純 固 定 資 産 税	714 363	34.5	594 114	32.7	120 249	46.9	20.2
土 地	228 870	11.0	176 609	9.7	52 261	20.4	29.6
家 屋	272 833	13.2	233 564	12.9	39 269	15.3	16.8
償 却 資 産	212 660	10.3	183 941	10.1	28 719	11.2	15.6
交 付 金	7 475	0.4	6 093	0.3	1 382	0.5	22.7
納 付 金	31 315	1.5	28 539	1.6	2 776	1.1	9.7
軽 自 動 車 税	28 346	1.4	25 855	1.4	2 491	1.0	9.6
市町村たばこ消費税	182 575	8.8	168 011	9.3	14 564	5.7	8.7
電 気 ガ ス 税	115 863	5.6	108 958	6.0	6 905	2.7	6.3
鉱 産 税	2 376	0.1	2 499	0.1	123	0.0	4.9
木 材 引 取 税	2 487	0.1	2 506	0.1	19	0.0	0.8
法定外普通税および旧法による税	2 593	0.1	1 455	0.1	1 138	0.4	78.2
目 的 税	105 458	5.1	94 488	5.2	10 970	4.3	11.6
入 湯 税	4 534	0.2	4 318	0.2	216	0.1	5.0
都 市 計 画 税	100 552	4.9	89 793	4.9	10 759	4.2	12.0
水利地益税および共同施設税等	372	0.0	377	0.0	5	0.0	1.3
合 計	2 071 955	100.0	1 815 452	100.0	256 503	100.0	14.1

第130表 地方交付

その1 算定基礎

区 分		昭 和 47 年 度		
		当 初	補 正	最 終 (a)
国 税 三 税	所 得 税	3 401 400	—	3 401 400
	法 人 税	2 591 700	205 000	2 796 700
	酒 税	713 600	—	713 600
	計 (A)	6 706 700	205 000	6 911 700
	法定繰入率 (%) (B)	32.0	32.0	32.0
	(A)×(B)	2 146 144	65 600	2 211 744
地 方 交 付 税	精 算 分	19 251	—	19 251
	46 年度 特 例 措 置 分	—	—	—
	47 年度 特 例 措 置 分	30 000	—	30 000
	計 (C)	2 195 395	65 600	2 260 995
	臨時地方特例交付金 (D)	105 000	—	105 000
	臨時沖縄特別交付金 (E)	36 500	—	36 500
	借 入 金 (F)	160 000	△ 6 500	153 500
返 還 金 (G)	△ 3 000	—	△ 3 000	
	合計 (C)+(D)+(E)+(F)+(G)	2 493 895	59 100	2 552 995

# 税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度		比 較	
当 初	最 終 (b)	増 減 額 (a)-(b) (c)	増 減 率 (c)/(b)×100
2 832 816	2 747 816	653 584	23.8
2 871 479	2 581 479	215 221	8.3
658 362	635 362	78 238	12.3
6 362 657	5 964 657	947 043	15.9
32.0	32.0	—	—
2 036 050	1 908 690	303 054	15.9
17 373	17 373	1 878	10.8
1 000	1 000	△ 1 000	皆 減
—	—	30 000	皆 増
2 054 423	1 927 063	333 932	17.3
—	52 800	52 200	98.9
—	—	36 500	皆 増
—	129 560	23 940	18.5
△ 8 000	△ 8 000	5 000	△ 62.5
2 046 423	2 101 423	451 572	21.5

## 第130表 地方交付

### その2 普通交付税算定状況

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体
道 府 県	2 405 102	728 704	3 133 806	1 121 901
市 町 村	2 367 272	(292 313) 392 261	(292 313) 2 759 533	1 243 953
大 都 市	427 250	(292 313) 292 313	(292 313) 719 563	337 413
都 市	1 109 938	92 513	1 202 450	683 092
町 村	830 084	7 435	837 519	223 449
合 計	4 772 375	(292 313) 1 120 964	(292 313) 5 893 339	2 365 854

註 1 本表の額は再算定後の数値である。

2 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも

3 東京都特別区については、単独では財源不足となるが、地方交付税法第21財源超過団体として算入し、( )内書きとした。

### その3 交付状況

区 分	昭 和 47 年 度		
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税	計
道 府 県	1 283 201	46 414	1 329 615
市 町 村	1 123 319	100 060	1 223 379
大 都 市	89 837	7 135	96 972
都 市	426 846	44 991	471 837
町 村	606 635	47 934	654 569
合 計	2 406 520	146 474	2 552 994

# 税 の 状 況(つづき)

(単位 百万円・%)

財 政 収 入 額		財源超過額	財源不足額	普 通 交 付 税	
財源超過団体	計			交 付 額	構 成 比
876 789	1 998 690	148 085	1 283 201	1 283 201	53.3
(248 703)	(248 703)	(△43 610)			
381 170	1 625 124	△11 090	1 123 319	1 123 319	46.7
(248 703)	(248 703)	(△43 610)			
248 703	586 116	△43 610	89 837	89 837	3.7
121 844	804 936	29 332	426 846	426 846	17.7
10 623	234 072	3 188	606 635	606 635	25.2
(248 703)	(248 703)	(△43 610)			
1 257 959	3 623 814	136 995	2 406 520	2 406 520	100.0

のである。

条(都等の特例)の規定に基づき、東京都分と合算した場合財源超過となるので

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度			比 較	
普通交付税	特別交付税	計	増 減 額	増 減 率
1 056 161	40 609	1 096 770	232 845	21.2
922 477	82 176	1 004 653	218 726	21.8
54 016	5 442	59 458	37 514	63.1
352 684	36 924	389 608	82 229	21.1
515 778	39 810	555 588	98 981	17.8
1 978 638	122 785	2 101 423	451 571	21.5

第131表 地

方

区 分	昭和47年度当初計画			追 加 計 画		
	総 額	政府資金	公 募	総 額	政府資金	公 募
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	8 683	4 996	3 687	2 274	1 624	650
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	4 110	1 766	2 344	1 466	933	533
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	1 538	892	646	79	46	33
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	381	381	—	351	351	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	877	807	70	78	78	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	20	10	10	—	—	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	607	410	197	300	216	84
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	450	450	—	—	—	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	180	180	—	—	—	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	200	100	100	—	—	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	320	—	320	—	—	—
一 般 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	(80)	(—)	(80)	(—)	(—)	(—)
準 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	2 829	1 268	1 561	1 446	859	587
準 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	265	166	99	—	—	—
準 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	1 469	1 102	367	1 146	859	287
準 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	1 095	—	1 095	300	—	300
準 公 益 産 業 一 辺 同 新 公	(80)	(—)	(80)	(—)	(—)	(—)
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	4 303	1 903	2 400	1 047	510	537
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	68	42	26	—	—	—
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	2 410	1 205	1 205	915	458	457
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	375	125	250	24	8	16
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	970	432	538	45	22	23
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	80	39	41	—	—	—
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	203	—	203	—	—	—
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	197	60	137	63	22	41
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	((2 096))	((2 096))	((—))	((52))	((52))	((—))
特 別 地 方 債	1 340	1 340	—	307	307	—
特 別 地 方 債	108	108	—	25	25	—
特 別 地 方 債	350	350	—	30	30	—
特 別 地 方 債	353	353	—	100	100	—
特 別 地 方 債	378	378	—	146	146	—
特 別 地 方 債	128	128	—	6	6	—
特 別 地 方 債	23	23	—	—	—	—
特 別 地 方 債	((756))	((756))	((—))	((△255))	((△255))	((—))
特 別 地 方 債	(80)	(—)	(80)	(—)	(—)	(—)
合 計	17 155	9 507	7 648	5 074	3 300	1 774
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	47	17	30	—	—	—
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	76	76	—	—	—	—
公 益 産 業 一 辺 同 新 公	(80)	(—)	(80)	(—)	(—)	(—)
總 計	17 278	9 600	7 678	5 074	3 300	1 774

- (註) 1 公有林整備事業・草地開発事業の( )書きは、公営企業金融公庫が農林漁  
 2 特別地方債の( )書きは、一般会計債の同和対策事業、準公営企業債の下  
 金資金分である。



# 債 計 画

(単位 億円)

昭和47年度最終計画			昭和46年度最終計画			比較増減 (A)-(B)
総額(A)	政府資金	公 募	総額(B)	政府資金	公 募	
10 957	6 620	4 337	6 446	4 399	2 047	4 511
5 576	2 699	2 877	2 185	1 263	922	3 391
1 617	938	679	1 336	810	526	281
732	732	—	499	499	—	233
955	885	70	868	823	45	87
20	10	10	20	10	10	0
907	626	281	678	479	199	229
450	450	—	320	320	—	130
180	180	—	120	120	—	60
200	100	100	150	75	75	50
320	—	320	270	—	270	50
(80)	(—)	(80)	(49)	(—)	(49)	(31)
4 275	2 127	2 148	3 196	1 614	1 582	1 079
265	166	99	260	171	89	5
2 615	1 961	654	1 836	1 443	393	779
1 395	—	1 395	1 100	—	1 100	295
(80)	(—)	(80)	(49)	(—)	(49)	(31)
5 350	2 413	2 937	4 297	1 927	2 370	1 053
68	42	26	55	34	21	13
3 325	1 663	1 662	2 394	1 214	1 180	931
399	133	266	356	135	221	43
1 015	454	561	940	432	508	75
80	39	41	81	44	37	△ 1
203	—	203	268	—	268	△ 65
260	82	178	203	68	135	57
((2 148))	((2 148))	((—))	((1 575))	((1 575))	((—))	((573))
1 647	1 647	—	1 204	1 204	—	443
133	133	—	85	85	—	48
380	380	—	330	330	—	50
453	453	—	353	353	—	100
524	524	—	309	309	—	215
134	134	—	104	104	—	30
23	23	—	23	23	—	—
((501))	((501))	((—))	((371))	((371))	((—))	((130))
(80)	(—)	(80)	(49)	(—)	(49)	(31)
22 229	12 807	9 422	15 143	9 144	5 999	7 086
47	17	30	30	—	30	17
76	76	—	42	42	—	34
(80)	(—)	(80)	(49)	(—)	(49)	(31)
22 352	12 900	9 452	15 215	9 186	6 029	7 137

業金融公庫から委託を受けて融資するものであり、外書きである。

水道事業および公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年金資金および国民年

## 第132表 予

算

## その1 歳入

区 分	昭 和 47 年			合 計	
	都 道 府 県	市 町 村			
地 方 税	2 639 067	32.4	1 949 242	30.0	4 588 309
地 方 譲 与 税	110 636	1.4	45 486	0.7	156 122
地 方 交 付 税	1 207 987	14.9	1 091 840	16.8	2 299 827
娯楽施設利用税交付金	—	—	4 111	0.1	4 111
軽油引取税交付金	—	—	16 346	0.3	16 346
自動車取得税交付金	—	—	52 873	0.8	52 873
小 計	3 957 690	48.7	3 159 898	48.6	7 117 588
国 庫 支 出 金	2 233 166	27.5	869 667	13.4	3 102 833
地 方 債	783 427	9.6	764 416	11.8	1 547 843
そ の 他	1 158 620	14.2	1 703 802	26.2	2 862 422
合 計	(8 038 522) 8 132 903	100.0	(6 449 472) 6 497 783	100.0	(14 487 994) 14 630 686

- (註) 1 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金および交通安全  
2 合計欄の( )書は、沖縄県分を除いた数値である。

## その2 歳出(性質別)

区 分	昭 和 47 年			合 計	
	都 道 府 県	市 町 村			
人 件 費	2 752 051	33.8	1 502 807	23.1	4 254 858
物 件 費	311 836	3.8	576 861	8.9	888 697
維 持 補 修 費	84 779	1.0	111 215	1.7	195 994
扶 助 費	315 064	3.9	480 750	7.4	795 814
補 助 費 等	590 038	7.3	413 096	6.4	1 003 134
普 通 建 設 事 業 費	2 857 456	35.1	2 445 811	37.6	5 303 267
災 害 復 旧 事 業 費	207 261	2.5	114 136	1.8	321 397
失 業 対 策 事 業 費	34 050	0.4	63 052	1.0	97 102
そ の 他	980 368	12.1	790 055	12.2	1 770 423
合 計	(8 038 522) 8 132 903	100.0	(6 449 472) 6 497 783	100.0	(14 487 994) 14 630 686

- (註) 合計欄の( )書は沖縄県分を除いた数値である。

の 状 況

(昭和47年9月末現在) (単位 百万円・%)

度 額	昭和46年度額		比 較		
	合 計	年 額	増 減 額	増 減 率	
31.4	4 154 623	34.7	433 686	16.3	10.4
1.1	125 003	1.0	31 119	1.2	24.9
15.7	1 920 842	16.1	378 985	14.2	19.7
0.0	2 701	0.0	1 410	0.1	52.2
0.1	14 244	0.1	2 102	0.1	14.8
0.4	52 054	0.4	819	0.0	1.6
48.6	6 269 467	52.4	848 121	31.8	13.5
21.2	2 426 653	20.3	676 180	25.4	27.9
10.6	902 786	7.5	645 057	24.2	71.5
19.6	2 366 634	19.8	495 788	18.6	20.9
100.0	(11 965 540) 11 965 540	100.0	(2 522 454) 2 665 146	100.0	(21.1) 22.3

対策特別交付金を含む。

(昭和47年9月末現在) (単位 百万円・%)

度 額	昭和46年度額		比 較		
	合 計	年 額	増 減 額	増 減 率	
29.1	3 513 835	29.4	741 023	27.8	21.1
6.1	750 629	6.3	138 068	5.2	18.4
1.3	171 858	1.4	24 136	0.9	14.0
5.4	577 593	4.8	218 221	8.2	37.8
6.9	802 978	6.7	200 156	7.5	24.9
36.2	4 373 484	36.6	929 783	34.9	21.3
2.2	167 701	1.4	153 696	5.8	91.6
0.7	104 938	0.9	7 836	0.3	7.5
12.1	1 502 524	12.6	267 899	10.0	17.8
100.0	(11 965 540) 11 965 540	100.0	(2 522 454) 2 665 146	100.0	(21.1) 22.3

第133表 昭和47年度

区 分	計 画 額 (最終)		
	総 額	政府資金	公 募
一 一 般 会 計 債	1 095 700	662 000	433 700
1 一 般 公 共 事 業	557 600	269 900	287 700
2 公 營 住 宅 建 設 事 業	161 700	93 800	67 900
3 災 害 復 舊 設 備 事 業	73 200	73 200	—
4 義 務 教 育 施 設 整 理 事 業	95 500	88 500	7 000
5 産 業 教 養 施 物 処 理 事 業	2 000	1 000	1 000
6 一 辺 地 般 単 独 策 對 事 業	90 700	62 600	28 100
7 同 産 業 上 對 策 對 事 業	45 000	45 000	—
8 新 産 業 用 地 對 策 對 事 業	18 000	18 000	—
9 公 共 用 地 市 等 行 取 得 事 業	20 000	10 000	10 000
10 公 共 用 地 市 等 行 取 得 事 業	32 000	—	32 000
二 準 公 營 企 業 債	427 500	212 700	214 800
1 港 灣 整 備 事 業	26 500	16 600	9 900
2 下 地 水 道 開 發 事 業	261 500	196 100	65 400
3 地 域 開 發 事 業	139 500	—	139 500
三 公 營 企 業 債	535 000	241 300	293 700
1 電 氣 事 業	6 800	4 200	2 600
2 上 水 道 事 業	332 500	166 300	166 200
3 工 業 用 水 道 事 業	39 900	13 300	26 600
4 地 下 鉄 道 事 業	101 500	45 400	56 100
5 一 般 交 通 事 業	8 000	3 900	4 100
6 有 限 公 司 交 通 事 業	20 300	—	20 300
7 市 場 交 通 事 業	26 000	8 200	17 800
四 特 別 地 方 債	164 700	164 700	—
1 住 宅 事 業	13 300	13 300	—
2 病 院 事 業	38 000	38 000	—
3 厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業	45 300	45 300	—
4 一 般 教 養 施 物 処 理 事 業	52 400	52 400	—
5 簡 易 水 道 整 備 事 業	13 400	13 400	—
6 畜 産 場 整 備 事 業	2 300	2 300	—
合 計	2 222 900	1 280 700	942 200
五 公 營 企 業 借 換 債	4 700	1 700	3 000
六 特 別 転 貸 債	7 600	7 600	—
総 計	2 235 200	1 290 000	945 200

# 地方債許可状況

(単位 百万円)

許		可		額 (48. 1.31 現在)	
総	額	政 府 資 金	公	募	交 付 公 債
1 148 986		544 923		596 301	7 762
553 237		263 505		289 732	—
165 117		85 703		79 414	—
30 672		30 672		—	—
60 942		60 942		—	—
—		—		—	—
237 073		49 069		188 004	—
50 432		50 432		—	—
4 600		4 600		—	—
—		—		—	—
46 913		—		39 151	7 762
375 942		154 310		199 444	22 188
23 263		14 670		8 446	147
192 133		139 640		52 493	—
160 546		—		138 505	22 041
513 725		323 875		289 850	—
5 240		3 249		1 991	—
321 904		160 022		161 882	—
33 973		10 856		20 117	—
89 400		39 500		49 900	—
7 606		3 715		3 891	—
21 019		—		21 019	—
34 583		6 533		28 050	—
163 022		147 607		14 893	522
10 346		10 346		—	—
40 481		35 307		5 174	—
41 457		41 457		—	—
55 145		45 032		9 591	522
13 309		13 309		—	—
2 284		2 156		128	—
2 201 675		1 070 715		1 100 488	30 472
4 700		1 700		3 000	—
6 554		6 554		—	—
2 212 929		1 078 969		1 103 488	30 472

第134表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和48年度	昭和47年度	増 減 額	増 減 率
地 方 税	55 471	43 668	11 803	27.0
普 通 税	51 058	40 211	10 847	27.0
地 方 目 的 税	4 413	3 457	956	27.7
地 方 譲 与 税	1 801	1 632	169	10.4
地 方 道 路 譲 与 税	1 197	1 086	111	10.2
石 油 ガ ス 譲 与 税	138	137	1	0.7
航 空 機 燃 料 譲 与 税	20	9	11	122.2
自 動 車 重 量 譲 与 税	364	331	33	10.0
特 別 と ん 譲 与 税	82	69	13	18.8
地 方 交 付 税	29 074	24 939	4 135	16.6
国 庫 支 出 金	39 645	30 480	9 165	30.1
義務教育職員給与費国庫負担金	7 189	6 116	1 073	17.5
その他普通補助負担金等	11 431	8 845	2 586	29.2
生活保護費負担金	3 549	3 094	455	14.7
結核医療費負担金	549	539	10	1.8
児童保護費負担金	1 315	1 074	241	22.4
精神衛生費負担金	529	509	20	4.0
農業構造改善事業費負担金	347	251	96	38.2
老人保護費負担金	393	281	112	40.1
その他の補助負担金等	4 749	3 097	1 652	53.4
公共事業費補助負担金	20 081	14 699	5 382	36.6
普通建設事業費補助負担金	17 669	13 390	4 279	32.0
災害復旧事業費補助負担金	2 412	1 309	1 103	84.2
失業対策事業費負担金	509	460	49	10.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	53	44	9	21.3
交通安全対策特別交付金	382	316	66	21.1
地 方 債	10 740	9 379	1 361	14.5
使 用 料 及 び 手 数 料	1 744	1 551	193	12.4
雑 収 入	7 035	5 849	1 186	20.3
歳 入 合 計	145 510	117 498	28 012	23.8

政 計 画

その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和48年度	昭和47年度	増 減 額	増 減 率
給 与 関 係 経 費	40 679	35 208	5 471	15.5
給 与 経 費	40 030	34 627	5 403	15.6
義務教育関係職員	14 670	12 493	2 177	17.4
警察職員	4 624	3 983	641	16.1
一般職員及び義務制以外の の教員並びに特別職等	20 736	18 151	2 585	14.2
恩 給 費	649	581	68	11.7
一 般 行 政 経 費	31 221	25 135	6 086	24.2
国庫補助負担金等を伴うもの	15 857	12 342	3 515	28.5
生活保護費	4 445	3 875	570	14.7
結核医療費	714	698	16	2.3
児童保護費	1 677	1 370	307	22.4
精神衛生費	676	647	29	4.4
その他の一般行政経費	8 345	5 752	2 593	45.1
国庫補助負担金を伴わないもの	15 364	12 793	2 571	20.1
公 債 費	6 091	4 647	1 444	31.1
維 持 補 修 費	2 368	2 027	341	16.8
投 資 的 経 費	59 636	46 021	13 615	29.6
直 轄 事 業 負 担 金	2 181	1 788	393	22.0
公 共 事 業 費	31 948	23 521	8 427	35.8
普通建設事業費	28 882	21 784	7 098	32.6
災害復旧事業費	3 066	1 737	1 329	76.5
失業対策事業費	757	685	72	10.5
一 般 事 業 費	10 790	8 742	2 048	23.4
普通建設事業費	10 477	8 541	1 936	22.7
災害復旧事業費	313	201	112	55.7
特 別 事 業 費	13 960	11 285	2 675	23.7
長期計画事業費	8 486	6 933	1 553	22.4
過密過疎等対策事業費	3 891	3 173	718	22.6
広域市町村圏振興整備事業費	1 583	1 179	404	34.3
公 営 企 業 繰 出 金	2 609	1 931	678	35.1
収 益 勘 定 繰 出 金	1 237	878	359	40.9
資 本 勘 定 出 資 金	1 372	1 053	319	30.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準をこえる必要経費	2 906	2 529	377	14.9
歳 出 合 計	145 510	117 498	28 012	23.8

第135表 地方税収

税目	昭和47年度 当初見込額 (A)	昭和	
		昭和47年度当初 見込額に対する 自然増減収額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)
道府県税			
普通税			
道府県民税	508 533	176 350	684 883
個人均等割	3 406	124	3 530
法人均等割	772	50	822
所得割	347 563	118 746	466 309
法人税割	156 792	57 430	214 222
事業税	933 331	339 174	1 272 505
個人	51 097	15 816	66 913
法人	882 234	323 358	1 205 592
不動産取得税	104 414	64 369	168 783
道府県たばこ消費税	103 896	10 988	114 884
娯楽施設利用税	50 129	16 961	67 090
料理飲食等消費税	137 917	37 417	175 334
自動車税	209 949	53 995	263 944
鉦区税	713	31	744
狩猟免許税	2 053	6	2 059
道府県法定外普通税および旧法による税	64	66	130
固定資産税(特例分)	3 657	1 203	2 454
普通税計	2 054 656	698 154	2 752 810
目的税			
自動車取得税	72 079	20 317	92 396
軽油引取税	166 597	21 655	188 252
入猟税	1 555	4	1 559
目的税計	240 231	41 976	282 207
道府県税計	2 294 887	740 130	3 035 017
市町村税			
普通税			
市町村民税	879 104	313 658	1 192 762
個人均等割	12 724	692	13 416
法人均等割	3 442	383	3 825
所得割	608 166	219 203	827 369



# 入 見 込 状 況

(単位 百万円・%)

48 年 度						増 減 率 (H)/(A)×100
税制改正による増減収額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	前年度当初見 込額に対する 増減収額 (G)-(A) (H)		
地方税法の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
△ 20 871	135	△ 20 736	664 147	155 614	30.6	
△ 31	—	△ 31	3 499	93	2.7	
—	—	—	822	50	6.5	
△ 20 840	—	△ 20 840	445 469	97 906	28.2	
—	135	135	214 357	57 565	36.7	
△ 13 448	882	△ 12 566	1 259 939	326 608	35.0	
△ 13 448	—	△ 13 448	53 465	2 368	4.6	
—	882	882	1 206 474	324 240	36.8	
△ 15 833	—	△ 15 833	152 950	48 536	46.5	
—	—	—	114 884	10 988	10.6	
5 049	—	5 049	72 139	22 010	43.9	
△ 14 478	—	△ 14 478	160 856	22 939	16.6	
—	—	—	263 944	53 995	25.7	
—	—	—	744	31	4.3	
—	—	—	2 059	6	0.3	
—	—	—	130	66	103.1	
—	—	—	2 454	△ 1 203	△ 32.9	
△ 59 581	1 017	△ 58 564	3 694 246	639 590	31.1	
△ 441	—	△ 441	91 955	19 876	27.6	
—	—	—	188 252	21 655	13.0	
—	—	—	1 559	4	0.3	
△ 441	—	△ 441	281 766	41 535	17.3	
△ 60 022	1 017	△ 59 005	2 976 012	681 125	29.7	
△ 85 325	218	△ 85 107	1 107 655	228 551	26.0	
△ 127	—	△ 127	13 289	565	4.4	
—	—	—	3 825	383	11.1	
△ 85 198	—	△ 85 198	742 171	134 005	22.0	

第135表 地方税収入

税目	昭和47年度 当初見込額 (A)	昭和		
		昭和47年度当初 見込額に対する 自然増減収額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)	
法人税割	254 772	93 380	348 152	
固定資産税	753 153	161 179	914 332	
純固定資産税	土地	228 870	79 916	308 786
	家屋	272 833	48 810	321 643
	償却資産	212 660	27 220	239 880
交付金	7 475	1 402	8 877	
納付金	31 315	3 831	35 146	
軽自動車税	28 346	1 600	29 946	
市町村たばこ消費税	182 575	19 308	201 883	
電気ガス税	115 863	12 019	127 882	
鉱産税	2 376	△ 80	2 296	
木材引取税	2 487	△ 19	2 468	
特別土地保有税	—	—	—	
市町村法定外普通税 および旧法による税	2 593	△ 111	2 482	
普通税計	1 966 497	507 554	2 474 051	
目的税				
入湯税	4 534	3	4 537	
都市計画税	100 552	55 854	156 406	
水利地益税等	372	△ 22	350	
目的税計	105 458	55 835	161 293	
市町村税計	2 071 955	563 389	2 635 344	
地方税合計				
道府県税	2 294 887	740 130	3 035 017	
市町村税	2 071 955	563 389	2 635 344	
合計	4 366 842	1 303 519	5 670 361	

## 見 込 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

48 年 度						増 減 率 (H)/(A)×100
税制改正による増減収額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	前年度当初見 込額に対する 増減収額 (G)-(A) (H)		
地方税法の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
—	218	218	348 370	93 598		36.7
32 154	—	32 154	946 486	193 333		25.7
36 909	—	36 909	345 695	116 825		51.0
△ 1 262	—	△ 1 262	320 381	47 548		17.4
△ 3 493	—	△ 3 493	236 387	23 727		11.2
—	—	—	8 877	1 402		18.8
—	—	—	35 146	3 831		12.2
—	—	—	29 946	1 600		5.6
—	—	—	201 883	19 308		10.6
△ 10 737	—	△ 10 737	117 145	1 282		1.1
—	—	—	2 296	△ 80	△	3.4
—	—	—	2 468	△ 19	△	0.8
1 181	—	1 181	1 181	1 181		—
—	—	—	2 482	△ 111	△	4.3
△ 62 727	218	△ 62 509	2 411 542	445 045		22.6
—	—	—	4 537	3		0.1
△ 1 734	—	△ 1 734	154 672	54 120		53.8
—	—	—	350	△ 22	△	5.9
△ 1 734	—	△ 1 734	159 559	54 101		51.3
△ 64 461	218	△ 64 243	2 571 101	499 146		24.1
△ 60 022	1 017	△ 59 005	2 976 012	681 125		29.7
△ 64 461	218	△ 64 243	2 571 101	499 146		24.1
△ 124 483	1 235	△ 123 248	5 547 113	1 180 271		27.0

第136表 地方交付税

区 分	昭和48年度 (a)	昭和47年	
		当初 (b)	補 正
国 税 三 税 (A)	8 506 900	6 706 700	205 000
所 得 税	4 241 900	3 401 400	—
法 人 税	3 538 400	2 591 700	205 000
酒 税	726 600	713 600	—
地 方 交 付 税 (B)	2 781 148	2 195 394	65 600
(A) × 32%	2 722 208	2 146 144	65 600
特 例 措 置 分	30 000	30 000	—
清 算 分	28 940	19 250	—
臨時地方特例交付金 (C)	—	105 000	—
臨時沖繩特別交付金 (D)	38 800	36 500	—
借 入 金 (E)	95 000	160 000	6 500
返 還 金 (F)	7 500	3 000	—
合 計 (B)+(C)+(D)+ (E)+(F) (G)	2 907 448	2 493 894	59 100

第137表 地 方

区 分	昭和48年度	昭和47年度	増減額	区 分	昭和48年度	昭和47年度	増減額
一 般 会 計 債				準 公 營 企 業 債			
一 般 公 共 事 業	3 013	4 110	△ 1 097	港 湾 整 備 事 業	300	265	35
公 營 住 宅 建 設 事 業	2 216	1 538	678	下 水 道 事 業	2 614	1 469	1 145
災 害 復 旧 事 業	620	381	239	地 域 開 発 事 業	1 496	1 095	401
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1 150	877	273	臨 海 工 業 用 地 等 造 成 事 業	756	545	211
産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	20	20	0	内 陸 工 業 用 地 等 造 成 事 業	200	130	70
一 般 単 独 事 業	814	607	207	流 通 業 務 団 地 造 成 事 業	60	40	20
辺 地 お よ び 過 疎 対 策 事 業	670	450	220	都 市 開 発 事 業	300	250	50
同 和 対 策 事 業	270	180	90	住 宅 用 地 造 成 事 業	180	130	50
新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	281	200	81	公 有 林 整 備 事 業 ・ 草 地 開 発 事 業	(103)	(80)	(23)
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	420	320	100		(103)	(80)	(23)
計	9 474	8 683	791	計	4 410	2 829	1 581

(註) 1 公有林整備事業および草地開発事業の( )書は、公営企業金融公庫が農林漁  
 2 特別地方債の産業廃棄物処理事業、同和対策事業、下水道事業および上水道  
 下水道事業および公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年金資金および

# の 算 定 基 礎

(単位 百万円・%)

最 終 (c)	比 較		増 減 率	
	対前年度当初 (a)-(b) (d)	対前年度最終 (a)-(c) (e)	対前年度当初 (d)/(b)×100	対前年度最終 (e)/(c)×100
6 911 700	1 800 200	1 595 200	26.8	23.1
3 401 400	840 500	840 500	24.7	24.7
2 796 700	946 700	741 700	36.5	26.5
713 600	13 000	13 000	1.8	1.8
2 260 995	585 753	520 153	26.7	23.0
2 211 744	576 064	510 464	26.8	23.1
30 000	—	—	—	—
19 251	9 689	9 689	50.3	50.3
105 000	△ 105 000	△ 105 000	皆減	皆減
36 500	2 300	2 300	6.3	6.3
153 500	△ 65 000	△ 58 500	△ 40.6	△ 38.1
△ 3 000	△ 4 500	△ 4 500	150.0	150.0
2 552 995	413 553	354 453	16.6	13.9

# 債 計 画

(単位 億円)

区 分	昭和48 年 度	昭和47 年 度	増減額	区 分	昭和48 年 度	昭和47 年 度	増減額
公 營 企 業 債	81	68	13	一般廃棄物処理事業	620	378	242
電 気 事 業	3 350	2 410	940	簡 易 水 道 事 業	157	128	29
上 水 道 事 業	440	375	65	と 畜 場 整 備 事 業	40	23	17
工 業 用 水 道 事 業	1 464	970	494	小 計	1 949	1 340	609
地 下 鉄 道 事 業	80	80	0	産 業 廃 棄 物 処 理 事 業 (再 掲)	10	10	0
一 般 交 通 事 業	174	203	△ 29	同 和 対 策 事 業 (再 掲)	225	150	75
有 料 道 路 事 業	292	197	95	下 水 道 事 業 (再 掲)	550	204	346
市 場 ガ ス 観 光 等 事 業	200	115	85	上 水 道 事 業 (再 掲)	809	392	417
市 場 事 業	34	34	0	計	3 543	2 096	1 447
ガ ス 事 業	50	40	10	合 計	(103)	(80)	(23)
駐 車 場 整 備 事 業	8	8	0	公 營 企 業 借 換 債	21 714	17 155	4 559
観 光 そ の 他 事 業	5 881	4 303	1 578	公 營 交 通 事 業 再 建 債	30	47	△ 17
計	162	108	54	特 別 転 貸 債	695	—	695
特 別 地 方 債	400	350	50	特 別 債	91	76	15
住 宅 事 業	570	353	217	計	(103)	(80)	(23)
病 院 事 業				総 計	22 530	17 278	5 252
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業							

業金融公庫から委託を受けて融資するものであって、外書である。

事業の再掲額は、一般会計債の産業廃棄物処理事業、同和対策事業、準公営企業債の国民年金資金分である。

第138表 主要経済指標および

その1 国民総生産等

区 分	昭和 36年度	37	38	39	40
国民総生産	198 528	216 595	255 921	296 619	328 125
国民所得	157 551	177 298	206 145	233 904	261 059
政府財貨サービス購入	32 897	40 532	45 991	53 280	61 761
うち地方財政財貨サービス 購入	16 454	20 203	23 091	27 248	30 786
国内総資本形成のうち民間分	64 013	54 630	70 553	70 356	68 956
うち企業設備	42 274	42 292	46 702	54 670	50 125
鉱工業生産指数 (昭40=100、暦年)	69.0	74.8	83.3	96.4	100.0
消費者物価指数 (昭45=100、暦年、全国分)	—	—	69.2	71.9	76.7

(注) 鉱工業生産指数は通商産業省調、消費者物価指数は総理府調、その他は経済企

区 分	増 減 率									
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
国民総生産	25.5	9.1	18.2	15.9	10.6	17.2	17.9	17.8	18.0	
国民所得	18.7	12.5	16.3	13.5	11.6	16.8	19.1	18.4	16.2	
政府財貨サービス購入	23.0	23.2	13.5	15.9	15.9	14.4	15.9	13.5	11.5	
うち地方財政財貨 サービス購入	24.8	22.8	14.3	18.0	13.0	14.4	13.2	17.2	18.7	
国内総資本形成のうち 民間分	43.6 <sup>△</sup>	14.7	29.1 <sup>△</sup>	0.3 <sup>△</sup>	2.0	22.8	28.5	23.0	27.2	
うち企業設備	33.3	0.0	10.4	17.1 <sup>△</sup>	8.3	25.4	28.6	24.1	28.1	
鉱工業生産指数 (暦年)	19.4	8.4	11.4	15.7	3.7	13.2	19.4	17.8	16.8	
消費者物価指数 (暦年、全国分)	—	—	—	3.9	6.7	5.1	4.0	5.3	5.3	

# 地方財政計画等の推移

(単位 億円・%)

41	42	43	44	45	46
384 495	453 221	533 680	629 972	732 481	810 932
304 863	363 120	430 058	499 763	592 370	657 861
70 677	81 883	92 916	103 619	122 215	148 596
35 217	39 883	46 738	55 498	68 771	84 714
84 677	108 815	133 886	170 338	194 222	200 422
62 856	80 818	100 309	128 447	145 937	148 434
<i>113.2</i>	<i>135.2</i>	<i>159.2</i>	<i>185.9</i>	<i>215.9</i>	<i>226.1</i>
<i>80.6</i>	<i>83.8</i>	<i>88.2</i>	<i>92.9</i>	<i>100.0</i>	<i>106.1</i>

画庁調による。

		指						数					
45	46	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
<i>16.3</i>	<i>10.7</i>	<i>100</i>	<i>109</i>	<i>129</i>	<i>149</i>	<i>165</i>	<i>194</i>	<i>228</i>	<i>269</i>	<i>317</i>	<i>369</i>	<i>408</i>	
<i>18.5</i>	<i>11.1</i>	<i>100</i>	<i>113</i>	<i>131</i>	<i>148</i>	<i>166</i>	<i>194</i>	<i>230</i>	<i>273</i>	<i>317</i>	<i>376</i>	<i>418</i>	
<i>17.9</i>	<i>21.6</i>	<i>100</i>	<i>123</i>	<i>140</i>	<i>162</i>	<i>188</i>	<i>215</i>	<i>249</i>	<i>282</i>	<i>315</i>	<i>372</i>	<i>452</i>	
<i>23.9</i>	<i>23.2</i>	<i>100</i>	<i>123</i>	<i>140</i>	<i>166</i>	<i>187</i>	<i>214</i>	<i>242</i>	<i>284</i>	<i>337</i>	<i>418</i>	<i>515</i>	
<i>14.0</i>	<i>3.2</i>	<i>100</i>	<i>85</i>	<i>110</i>	<i>110</i>	<i>108</i>	<i>132</i>	<i>170</i>	<i>209</i>	<i>266</i>	<i>303</i>	<i>313</i>	
<i>13.6</i>	<i>1.7</i>	<i>100</i>	<i>100</i>	<i>111</i>	<i>129</i>	<i>119</i>	<i>149</i>	<i>191</i>	<i>237</i>	<i>304</i>	<i>345</i>	<i>351</i>	
<i>16.1</i>	<i>4.7</i>	<i>100</i>	<i>108</i>	<i>121</i>	<i>140</i>	<i>145</i>	<i>164</i>	<i>196</i>	<i>231</i>	<i>269</i>	<i>313</i>	<i>328</i>	
<i>7.6</i>	<i>6.1</i>	—	—	<i>100</i>	<i>104</i>	<i>111</i>	<i>116</i>	<i>121</i>	<i>127</i>	<i>134</i>	<i>145</i>	<i>153</i>	

第138表 主要経済指標および

その2 予算および地方財政計画

区 分	昭和36年度	37	38	39	40	
国の一般会計	1 952 776	2 426 801	2 850 008	3 255 438	3 658 080	
財政投融资計画	773 700	905 200	1 109 700	1 340 200	1 620 600	
地方財政計画	1 912 672	2 285 073	2 633 593	3 138 127	3 612 149	
ら	給与費	695 678	817 351	956 845	1 095 339	1 277 289
	投資的経費	624 720	794 430	914 302	1 133 900	1 296 300
ち	うち普通建設事業費	508 749	636 448	784 641	1 001 300	1 150 584
地方債計画	(800) 200 000	(1 200) 245 000	(1 500) 315 000	(1 700) 398 400	(2 100) 484 900	

区 分	増				減				
	36	37	38	39	40	41	42	43	
国の一般会計	24.4	24.3	17.4	14.2	12.4	17.9	14.8	17.5	
財政投融资計画	27.5	17.0	22.6	20.8	20.9	25.1	17.8	13.0	
地方財政計画	24.3	19.5	15.3	19.2	15.2	14.5	15.4	17.5	
ら	給与費	20.9	17.5	17.1	14.5	16.6	12.4	12.6	15.4
	投資的経費	31.9	27.2	15.1	24.0	14.3	19.2	15.8	11.8
ち	うち普通建設事業費	40.2	25.1	23.3	27.6	14.9	19.0	18.1	12.0
地方債計画	28.6	22.5	20.6	26.5	21.7	38.3	1.5	2.5	



地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

41	42	43	44	45	46
4 314 270	4 950 910	5 818 598	6 739 574	7 949 764	9 414 315
2 027 300	2 388 400	2 699 000	3 077 000	3 579 900	4 280 400
4 134 800	4 771 400	5 605 100	6 639 700	8 123 300	9 717 200
1 435 400	1 616 600	1 865 000	2 153 100	2 473 400	2 935 400
1 545 400	1 790 000	2 000 600	2 453 000	3 040 300	3 661 300
1 369 400	1 617 700	1 812 500	2 272 600	2 854 200	3 478 600
(2 600) 670 700	(3 500) 660 900	(4 000) 677 300	(4 400) 785 200	(4 600) 908 200	(4 900) 1 086 000

率			指 数											
44	45	46	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
15.8	18.0	18.4	100	124	146	167	187	221	254	298	345	407	482	
14.0	16.3	19.6	100	117	143	173	209	262	309	349	398	463	553	
18.5	22.3	19.6	100	119	138	164	189	216	249	293	347	425	508	
15.4	14.9	18.7	100	117	138	157	184	206	232	268	309	356	422	
22.6	23.9	20.4	100	127	146	182	208	247	287	320	393	487	586	
25.4	25.6	21.9	100	125	154	197	226	269	318	356	447	561	684	
15.9	15.7	19.6	100	123	158	199	242	335	330	339	393	454	543	

第138表 主要経済指標および

その3 決算額(総括)

区 分	昭和		37	38	39	40
	36	年度				
国の一般会計歳入	2 515 932	2 947 623	3 231 214	3 446 769	3 773 097	
国 税	2 227 728	2 390 697	2 731 724	3 159 246	3 279 652	
うち法人税	714 265	780 374	862 914	975 389	927 120	
国の一般会計歳出	2 063 468	2 556 617	3 044 292	3 310 969	3 723 017	
一般会計歳入	2 511 550	2 982 859	3 397 659	3 910 921	4 478 036	
一般会計歳出	2 391 080	2 887 366	3 308 833	3 821 968	4 365 140	
地方 税	906 475	1 056 684	1 212 860	1 399 598	1 549 421	
一般財源	1 353 628	1 574 936	1 829 205	2 109 212	2 342 670	
義務的経費	1 053 701	1 235 519	1 494 538	1 732 327	2 001 146	
人件費	832 604	996 891	1 196 932	1 394 003	1 602 453	
投資的経費	836 108	1 068 003	1 159 894	1 343 724	1 532 915	
普通建設事業費	651 281	867 973	969 995	1 149 499	1 318 987	
国と地方の歳出純計	3 489 242	4 261 125	4 962 845	5 575 782	6 301 206	
うち租 税	3 134 203	3 447 381	3 944 584	4 558 844	4 829 073	

区 分	増 減 率									
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
国の一般会計歳入	28.3	17.2	9.6	6.7	9.5	20.6	16.4	14.3	17.3	
国 税	23.7	7.3	14.3	15.7	3.8	11.7	20.0	21.1	21.3	
うち法人税	24.6	9.3	10.6	13.0	4.9	11.3	26.8	21.7	26.2	
国の一般会計歳出	18.4	23.9	19.1	8.8	12.4	19.8	14.7	16.1	16.5	
一般会計歳入	24.0	18.8	13.9	15.1	14.5	15.6	14.5	17.4	19.3	
一般会計歳出	24.2	20.8	14.6	15.5	14.2	15.1	13.9	17.5	19.4	
地方 税	21.8	19.6	14.8	15.4	10.7	14.1	21.5	20.0	19.8	
一般財源	24.0	16.3	16.1	15.3	11.1	13.2	19.8	19.1	22.7	
義務的経費	19.9	17.3	21.0	15.9	15.5	12.7	14.1	15.5	14.7	
人件費	18.2	19.7	20.1	16.5	15.0	11.6	13.5	13.7	16.2	
投資的経費	30.5	27.7	8.6	15.8	14.1	17.7	12.4	20.1	19.3	
普通建設事業費	36.5	33.3	11.8	18.5	14.7	18.7	13.9	23.0	21.3	
国と地方の歳出純計	21.9	22.1	16.5	12.4	13.0	18.1	14.2	16.6	18.6	
うち租 税	23.1	10.0	14.4	15.6	5.9	12.5	20.5	20.7	20.8	

地方財政計画等の推移 (つづき)

(単位 百万円・%)

41	42	43	44	45	46
4 552 146	5 299 446	6 059 873	7 109 267	8 459 181	9 970 859
3 663 006	4 396 804	5 323 848	6 455 384	7 775 385	8 443 932
1 031 698	1 307 966	1 591 884	2 008 713	2 567 168	2 556 453
4 459 196	5 113 035	5 937 082	6 917 838	8 187 697	9 561 131
5 177 746	5 926 311	6 958 874	8 305 229	10 103 998	12 179 449
5 026 177	5 725 497	6 729 574	8 033 912	9 814 878	11 909 529
1 768 587	2 149 522	2 580 128	3 090 179	3 750 668	4 235 746
2 651 572	3 177 698	3 785 222	4 644 090	5 657 603	6 462 940
2 256 147	2 575 041	2 973 338	3 410 082	4 083 196	4 827 972
1 788 730	2 030 312	2 308 101	2 681 035	3 205 486	3 799 196
1 803 629	2 026 549	2 434 083	2 904 690	3 649 178	4 625 943
1 566 137	1 784 456	2 194 570	2 662 452	3 398 753	4 338 819
7 439 024	8 495 299	9 901 527	11 742 750	14 198 131	16 984 418
5 431 594	6 546 326	7 903 976	9 545 563	11 526 053	12 679 678

		指 数											
45	46	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
19.0	17.9	100	117	128	137	150	181	211	241	283	336	396	
20.4	8.6	100	107	123	142	147	164	197	239	290	349	379	
27.8	0.4	100	109	121	137	130	145	183	223	281	359	358	
18.6	16.8	100	124	148	160	180	216	248	288	335	397	463	
21.7	20.5	100	119	135	156	178	206	236	277	331	402	485	
22.2	21.3	100	121	138	160	183	210	239	281	336	410	498	
21.4	12.9	100	117	134	155	171	195	237	285	341	414	467	
21.8	14.2	100	116	135	156	173	196	235	280	343	418	477	
19.7	18.2	100	117	142	164	190	214	244	282	324	388	458	
19.6	18.5	100	120	144	167	192	215	244	277	322	385	456	
25.6	26.8	100	128	139	161	183	216	242	291	347	436	553	
27.7	27.7	100	133	149	176	203	241	274	337	409	522	666	
20.9	19.6	100	122	142	160	181	213	243	284	337	407	487	
20.7	10.0	100	110	126	145	154	173	209	252	305	368	405	

第138表 主要経済指標および

その4 決算額(都道府県分、市町村分)

区 分		昭和 36年度	37	38	39	40	
都道府県分	歳入	一般財源	1 593 910	1 899 339	2 148 699	2 434 674	2 766 069
		地方事業税	809 408	931 000	1 079 267	1 237 407	1 374 662
	歳出	義務的経費	497 725	575 595	660 443	767 371	848 397
		人的案件経費	221 538	248 185	277 091	304 425	304 568
	歳入	一般財源	1 513 901	1 837 762	2 095 868	2 386 781	2 708 952
		地方事業税	714 910	829 150	998 914	1 147 728	1 304 028
歳出	義務的経費	592 867	701 514	836 966	969 233	1 107 191	
	人的案件経費	521 047	680 178	730 150	827 034	935 622	
歳入	一般財源	400 340	599 617	608 694	704 970	803 686	
	地方事業税						
市町村分	歳入	一般財源	998 862	1 188 634	1 376 697	1 618 611	1 883 449
		地方事業税	545 721	645 767	752 563	873 363	972 246
	歳出	義務的経費	408 750	481 089	552 417	632 227	701 024
		人的案件経費	958 400	1 154 719	1 340 701	1 577 552	1 827 671
	歳入	一般財源	338 904	406 532	495 720	584 599	699 767
		地方事業税	239 737	295 398	359 966	424 770	495 262
歳出	義務的経費	360 763	445 995	498 814	594 999	687 792	
	人的案件経費	283 843	361 296	416 347	508 925	589 352	

区 分		増				減				
		36	37	38	39	40	41	42	43	
都道府県分	歳入	一般財源	24.8	19.2	13.1	13.3	13.6	15.1	14.3	17.6
		地方事業税	26.3	15.0	15.9	14.8	10.9	12.9	21.5	20.5
	歳出	義務的経費	26.1	15.6	14.7	16.2	10.6	16.3	23.6	24.2
		人的案件経費	27.7	12.0	11.6	9.9	0.0	17.3	23.4	26.4
	歳入	一般財源	25.2	21.4	14.0	13.9	13.5	14.5	13.9	17.9
		地方事業税	19.3	16.0	20.5	14.9	13.6	11.6	12.9	14.5
歳出	義務的経費	17.2	18.3	19.3	15.8	14.2	11.0	13.1	12.3	
	人的案件経費	30.1	30.5	7.3	13.3	13.1	17.2	13.1	19.6	
歳入	一般財源	38.6	37.3	10.7	15.8	14.0	17.4	14.7	23.0	
	地方事業税									
市町村分	歳入	一般財源	22.4	19.0	15.8	17.6	16.4	17.3	14.6	18.6
		地方事業税	20.8	18.3	16.5	16.1	11.3	13.8	17.6	19.3
	歳出	義務的経費	16.9	17.7	14.8	14.4	10.9	11.5	18.9	14.5
		人的案件経費	22.3	20.5	16.1	17.7	15.9	17.1	13.9	18.5
	歳入	一般財源	21.1	20.0	21.9	17.9	19.7	14.9	16.4	17.2
		地方事業税	20.7	23.2	21.9	18.0	16.6	13.1	14.4	15.5
歳出	義務的経費	28.0	23.6	11.8	19.3	15.6	18.9	12.1	20.7	
	人的案件経費	30.7	27.3	15.2	22.2	15.8	20.9	12.3	23.3	

# 地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

41	42	43	44	45	46
3 184 017	3 638 526	4 279 458	5 057 598	6 053 912	7 167 981
1 552 094	1 885 230	2 271 444	2 765 801	3 323 992	3 662 179
986 763	1 219 928	1 515 510	1 854 498	2 265 873	2 461 479
357 274	458 778	579 720	731 563	911 450	902 060
3 102 273	3 532 819	4 166 590	4 925 076	5 915 031	7 073 823
1 455 581	1 643 951	1 882 905	2 137 648	2 528 896	2 928 365
1 228 534	1 389 445	1 567 941	1 805 775	2 135 155	2 489 603
1 096 725	1 240 580	1 484 073	1 711 541	2 096 012	2 635 138
943 673	1 082 439	1 331 709	1 563 965	1 948 209	2 464 400
2 209 471	2 532 405	3 003 748	3 665 812	4 535 219	5 599 266
1 106 356	1 301 409	1 553 198	1 939 663	2 401 162	2 870 804
781 824	929 594	1 064 617	1 235 681	1 484 795	1 774 267
2 139 646	2 437 300	2 887 316	3 527 017	4 384 980	5 423 503
804 139	935 870	1 096 634	1 280 760	1 565 644	1 915 615
560 196	640 867	740 160	875 261	1 070 331	1 309 593
817 535	916 128	1 105 779	1 367 133	1 754 078	2 233 493
712 681	803 940	991 151	1 249 216	1 632 251	2 095 119

率			指							数				
44	45	46	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
18.2	19.7	18.4	100	119	135	153	174	200	228	268	317	380	450	
21.8	20.2	10.2	100	115	133	153	170	192	233	281	342	411	452	
22.4	22.2	8.6	100	115	133	154	170	198	245	304	373	455	495	
26.2	24.6	1.0	100	112	125	137	137	161	207	262	330	411	407	
18.2	20.1	19.6	100	121	138	158	179	205	233	275	325	391	467	
13.5	18.3	15.8	100	116	140	161	183	204	231	263	299	354	410	
15.2	18.2	16.6	100	118	141	163	187	207	234	264	305	360	420	
15.3	22.5	25.7	100	131	140	159	180	210	238	285	328	402	506	
17.4	24.6	26.5	100	137	152	176	201	236	270	333	391	487	616	
22.0	23.7	23.5	100	119	138	162	189	221	254	301	367	454	561	
24.9	23.8	19.6	100	118	138	160	178	203	238	285	355	440	526	
16.1	20.2	19.5	100	118	135	155	172	191	227	260	302	363	434	
22.2	24.3	23.7	100	120	140	165	191	223	254	301	368	458	566	
16.8	22.2	22.4	100	120	146	172	206	237	276	324	378	462	565	
18.3	22.3	22.4	100	123	150	177	207	234	267	309	365	446	546	
23.6	28.3	27.3	100	124	138	165	191	227	234	307	379	486	619	
26.0	30.7	28.4	100	127	147	179	208	251	283	349	440	575	738	

## 昭和 46 年度地方財政計画策定方針

現下の経済情勢の推移および地方財政の現状にかんがみ、昭和 46 年度においては、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、適切な行財政運営を行なうことをその基本とし、地方財源の確保に配慮しつつ住民負担の軽減合理化を推進するとともに、長期的、計画的に地方の行政水準の一層の向上を図り、あわせて、地方公営企業の健全化をさらに促進することを目途とし、次の方針に基づいて地方財政計画を策定するものとする。

- 1 個人の住民税、個人の事業税などについて地方税負担の軽減合理化を図る。
- 2 地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい環境づくりを推進するため、国庫補助負担金制度の拡充を図るとともに、地方交付税の算定の合理化および地方債の拡充により財政措置を充実する。
  - (1) 人口急増地域における公共施設を整備する。
    - ㊦ 校地の取得を要する義務教育施設の整備について国庫補助制度を創設する等特別の財政措置を講ずる。
    - (イ) そのほか、その実施が急務とされている各種の公共施設の整備について財政措置を強化する。
  - (2) 過疎地域の現状に即して総合的に過疎対策を推進する。
    - ㊦ 過疎地域における生活関連施設等を整備するため、過疎および辺地対策事業債を増額する等により財政措置を拡充する。
    - (イ) へき地医療の確保、集落整備等の施策を推進する。
  - (3) 公害対策を積極的に推進する。
    - ㊦ 公害防止対策事業にかかる財政措置を強化する。
    - (イ) 公害監視測定体制を整備する。
  - (4) 社会福祉、教育振興対策を推進するとともに、消費者行政を充実する。
  - (5) 広域市町村圏の振興のための措置を推進し、行政の広域化をすすめる。
- 3 各種長期計画の改定にも即応しつつ、地方財政の長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進する。
  - (1) 市町村の道路目的財源を拡充するため、自動車重量譲与税を創設する。
  - (2) 地方道、下水道、清掃施設、住宅等住民の生活に直結する各種の公共施設を計画的、総合的に整備する。
  - (3) 交通安全施設の整備を積極的にすすめるとともに、防災、救急体制を整備する。
  - (4) 公共用地の先行取得を推進するための措置を強化する。

- 4 地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化を図る。
  - (1) 公営企業金融公庫にかかる政府保証債の枠の拡大等により地方公営企業に対する貸付金を増額するとともに、貸付条件を改善する。
  - (2) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化をすすめる。
- 5 財政運営の効率化をすすめるとともに、財政秩序を確立する。
  - (1) 定員管理の合理化を図るとともに、既定経費を節減する。
  - (2) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担および住民の税外負担を解消するための措置を講ずる。
  - (3) 地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保する。

## 昭和 47 年度地方財政計画策定方針

昭和 47 年度の地方財政は、景気の停滞による地方税および地方交付税の伸びの鈍化、地方税負担の軽減についての強い要請、生活関連施設等各種社会資本の整備、社会福祉の充実等のための財政需要の増大等きびしい財政環境の下において、国と同一の基調により、従来にもまして、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行なうことをその基本とし、地方財源の確保に特段の配慮を加えつつ、住民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的に地方の行政水準の一層の向上を図り、あわせて地方公営企業の健全化を促進することを目途として、次の方針に基づいて地方財政計画を策定するものとする。

- 1 個人の住民税、個人の事業税、電気ガス税などについて地方税負担の軽減合理化を図る。
- 2 空港関係市町村における空港対策に要する財源に充てるため、航空機燃料譲与税を創設する。
- 3 地方税、地方交付税等の伸びの鈍化、地方税の大幅減税、財政需要の状況等を考慮して、地方財源の確保を図るため次の措置を講ずる。
  - (1) 昭和 47 年度に限り、国の一般会計から臨時地方特例交付金 1,050 億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる。
  - (2) 交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から 1,600 億円を借り入れる。
  - (3) 公共投資の拡大に伴う地方費の増加に対処するとともに、地域の特性に応じて生活関連公共施設等の整備を図るため、地方債資金を積極的に活用することとし、前年度(当初)に比し、4,908 億円の地方債を増額する。
- 4 沖縄の地方公共団体に対し、交付する必要があると見込まれる地方交付税の財源

に資するため、臨時沖繩特別交付金 365 億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。

5 地域経済社会の変動に対処し、住みよい環境づくりを推進するため、国庫補助負担制度の拡充を図るとともに、地方交付税の配分および地方債の拡充により財政措置を充実する。

(1) 人口急増地域における公共施設を整備する。

ア 義務教育施設の整備について国庫補助負担制度を充実改善する等の財政措置を講ずる。

イ そのほか、各種生活関連公共施設の整備を促進するための財政措置を講ずる。

(2) 過疎地域の現状に即し、過疎対策を推進する。

ア 過疎地域における各種公共施設等を整備するため、過疎および辺地対策事業債を増額する等財政措置を拡充する。

イ へき地医療の確保、集落整備等の施策を推進する。

(3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、引き続き公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策および消防救急対策について人員および施設の充実整備を図る。

(4) 老人医療費特別措置制度の確立等社会福祉の充実を図るとともに、教育振興対策および消費者行政をさらに推進する。

(5) 広域市町村圏の振興のための措置を推進し、行政の広域化をすすめる。

6 各種長期計画の策定および改定に即応しつつ、地域の特性に応じて、地方財政の長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進する。

(1) 都市公園整備、治山事業、治水事業各 5 箇年計画等の策定および改定に基づく昭和 47 年度の事業の円滑な実施を確保するための所要の措置を講ずる。

(2) 地方道、下水道、清掃施設、住宅等住民の生活に直結する各種の公共施設を計画的、総合的に整備する。

(3) 公共用地の先行取得を促進するための措置を強化する。

7 地方公営企業の経営基盤を強化し、その健全化を図る。

(1) 公営企業金融公庫にかかる政府保証債の枠の拡大等により、地方公営企業に対する貸付資金を増額し、貸付条件を改善するとともに、地方道路公社等を新たに融資対象に加えその業務の拡充を図る。

(2) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化をすすめる。

8 地方財政の健全化をすすめるとともに、財政秩序を確立する。

(1) 公立小学校施設整備における国庫負担率の引上げ等国庫補助負担制度の合理化を通じて地方負担の軽減を図る。

(2) 定員管理の合理化を図るとともに、既定経費を節約する。



- (3) 受益者負担の原則の見地から使用料、手数料の適正化を図る。
- (4) 住民の税外負担の解消を図るとともに、引き続き国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を解消するための措置を検討する。
- (5) 地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に機動的かつ弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。

## 昭和 48 年度地方財政計画策定方針

現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 48 年度の地方財政については、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹底、適切な行財政運営を行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期的視野の下に、積極的に住民福祉の充実向上を図るものとする。このため住民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的に社会福祉の充実、社会資本の整備等地方行政水準の着実な向上を図り、あわせて地方公営企業の経営の健全化を積極的に促進することを目途として、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税および事業税、電気ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 土地に対する固定資産税の課税の適正化を図るとともに、特別土地保有税を創設する。
- 3 地方税および地方交付税の伸長の状況等を考慮しつつ、昭和 47 年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることによる影響を緩和するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から 950 億円を借り入れる。
- 4 沖縄県および同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金 388 億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 福祉優先の基調に立脚し、社会福祉施策等を充実するとともに、住みよい生活環境を整備するため、国庫補助負担制度の拡充ならびに地方交付税および地方債による財源措置の充実を図る。
  - (1) 老人福祉対策、児童福祉対策の拡充等社会福祉の一層の充実を図る。
  - (2) 義務教育諸学校の教職員の定数および処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策をさらに推進する。
  - (3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策および消防救急対策について人員および施設の充実整備を図る。

- (4) 人口急増地域における公共施設等の整備を推進するため、児童生徒急増市町村における義務教育施設に対する国庫負担率を引上げる等国庫補助負担制度の充実改善を図るとともに、各種生活関連施設の整備を促進するための財源措置を講ずる。
  - (5) 過疎地域における公共施設等の整備を推進するため、過疎および辺地対策事業債を大幅に増額するとともに、集落の移転整備、へき地医療の確保等の過疎地域対策を促進するための財源措置を講ずる。
  - (6) 行政の広域化のすう勢に対処し、広域市町村圏の振興を図る。
- 6 各種長期計画の改定に即応しつつ、地域の特性に応じて、社会資本の計画的な整備を推進する。
- (1) 地方道、上下水道、廃棄物処理施設、厚生福祉施設等の生活関連社会資本を総合的、計画的に整備するとともに、漁港の整備、土地改良等について、長期計画の改定に即応して、事業の円滑な実施を確保するための所要の措置を講ずる。
  - (2) 公共用地の先行取得の拡充等公有地の拡大を促進する。
- 7 地方公営企業の経営の健全化を積極的に推進し、経営基盤の安定を図る。
- (1) 公営交通事業の経営悪化に対処するため、地下鉄事業に対する助成措置を大幅に拡充するとともに、路面交通事業について新たな再建制度を発足させる等経営の健全化を推進する。
  - (2) 地方公営企業に対する地方債を大幅に拡充するとともに、公営企業金融公庫の貸付資金の増額、貸付条件の改善、地方道路公社および土地開発公社に対する融資の充実等公庫業務の拡充を図る。
  - (3) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化を図る。
- 8 地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立を図る。
- (1) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を早期に解消するため所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。
  - (2) 定員管理の合理化をすすめるとともに、既定経費を節減する。
  - (3) 地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。

## 昭和 46 年度予算編成方針

45. 12. 22  
閣議決定

流動する内外経済情勢の下において、わが国経済の持続的成長と物価の安定を確保しつつ、国民生活の充実向上を図って行くためには、財政金融政策の運営に当たり、社会経済の進展に応じた適切な資源の配分を図るとともに、景気の動向に即して弾力的に対処して行くことが必要である。

以上の見地から、政府は、昭和 46 年度の予算編成及び財政投融资計画の策定に当たって、「昭和 46 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、下記により編成する。

### 記

#### 1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模は、経済の動向に即した適度なものとす。なお、公債の発行額は、4,300 億円、政府保証債の発行額は、3,000 億円とする。

#### 2 税制改正

国民の租税負担の軽減を図るため、所得税について、平年度約 2,000 億円の減税を行なうほか、住民税についても所要の減税を行なう。

また、経済社会情勢の進展に即応して、公害防止、海外投資促進等のための税制上の諸施策を講じ、社会資本の充実に資するため、自動車について新税を創設する。

#### 3 財源の重点的な配分

##### (1) 財源の適正かつ効率的な配分に努め、

物価の安定、公害対策の推進、各種社会資本の充実、社会保障の整備、農林漁業及び中小企業の近代化、文教科学技術の振興、労働力の流動化、内外資源の開発、交通安全対策、海外経済協力と貿易の振興、沖縄復帰対策、防衛力の整備等の諸施策を着実に推進する。

##### (2) 一般会計、特別会計及び政府関係機関を通じ、財政体質の改善を図るため、所要の措置を講ずる。特に、食糧管理費については、米の需給の実態に即応し、所要の生産調整措置の実効確保を期することとし、あわせて政府手持ち過剰米の計画的な処理に着手する。

#### 4 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

経済情勢の推移に対処して、予算及び財政投融资計画の弾力的な運用を行なうこととし、このため必要な措置を講ずる。なお、予備費を増額する。

#### 5 機構定員、既定経費の整理合理化

- (1) 各省庁の部局及び特殊法人の簡素合理化を推進するとともに、その新設は厳にこれを抑制する。
- (2) 国家公務員の定員については、既定計画に基づく削減を行なうとともに、新しい行政需要についてもその振替によって対処する。
- (3) 補助金等既定経費の整理合理化を行なう。

## 6 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により重点主義に徹し、適切な運営を行なうよう要請する。

# 昭和47年度予算編成方針

46. 12. 30  
閣議決定

昭和47年度の財政運営に当たっては、通貨調整に伴う国際経済環境の新たな展開に即応しつつ、当面する国内経済の停滞をすみやかに克服し、国民福祉の向上を志向するわが国経済社会の新しい進展を期することをもって基本とする。このため、公債政策を積極的に活用し、社会資本の整備を一段と推進するほか、財源の重点的かつ効率的な配分と費用負担の適正化に努めつつ、各般にわたる国民福祉の向上のための政策の充実を図る。

昭和47年度予算及び財政投融资計画は、以上の基本方針のもとに、「昭和47年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」のつとり、下記により編成する。

## 記

### 1 財政規模

財政の健全性を保ちつつ、一般会計予算及び財政投融资計画の規模の積極的な拡大を図る。

このため、公債発行額は1兆9,500億円とし、政府保証債の発行額は4000億円とする。

### 2 税制改正

国民の税負担の軽減合理化を図るため、年内に繰上げ実施した所得税減税に加え、住民税、事業税等について減税を行なうとともに、妻及び心身障害者に関する相続税負担を軽減し、社会経済情勢の進展に即応して、持家の促進、老人寡婦対策、公害防止対策、中小企業対策等のために税制上の諸施策を講じ、また、空港施設等の整備充実に資するため、航空機燃料税(仮称)を創設する。

### 3 財源の重点的かつ効率的な配分

(1) 財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ、治水事業、治山事業、都市公園整備及び廃棄物処理施設についての新5か年計画を策定し、生活環境施設整備に

重点をおいた各種社会資本の整備を進めるとともに、社会保障の充実、物価対策、公害防止及び交通安全対策、中小企業及び農林漁業の近代化、文教科学技術の振興、海外経済協力と貿易及び資源対策、雇用対策、沖縄振興対策、防衛力の計画的整備、法秩序の維持等の諸施策を着実に推進する。

- (2) 各省庁の部局、特別会計及び特殊法人の新設は、厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行ない、新しい行政需要についてもその振替えによって対処する。
- (3) 補助金等既定経費の整理合理化を行なう。

#### 4 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

公共事業等の事業施行の促進を図るとともに、経済情勢の推移に機動的に対処するため、公庫等にかかる政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずる。

#### 5 地方財政

地方財政についても、財源の重点的かつ効率的な配分を行なうこととし、国においても所要の財源措置を講じ、その健全な運営を図る。

## 昭和48年度予算編成方針

48. 1. 6  
閣議決定

昭和48年度の財政運営に当たっては、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、長期的視野のもとに国民福祉の充実に努めることが必要である。このため、財源の重点的かつ効率的な配分、費用負担の適正化及び公債政策の適切な活用を図り、もって社会資本の整備、社会保障の充実等国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進する。また、これらの施策の推進に当たっては、物価の動向に十分配慮し、特に地価対策の推進、低生産性部門の生産性向上、輸入政策の活用等総合的な物価安定対策の充実を図る。

昭和48年度の予算及び財政投融资計画は、以上の基本方針のもとに、「昭和48年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、下記により編成する。

### 記

#### 1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画は、経済の安定的成長を保ちつつ、積極的に国民福祉向上の要請にこたえる規模のものとする。

また、公債発行額は2兆3,400億円とし、政府保証債の発行額は4,500億円とする。

#### 2 税制改正

中小所得者等の税負担の軽減を重点に所得税、住民税、相続税の減税を行なうと

ともに、社会経済情勢の変化に即応して、物品税の軽減合理化、産業関連の租税特別措置の改廃、有価証券取引税の税率引上げ等を実施し、国税、地方税を通じて初年度 4,600 億円程度の減税を行なう。

### 3 財源の重点的かつ効率的な配分

- (1) 財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ、道路整備、漁港整備、土地改良の各事業につき長期計画を策定するとともに、生活環境施設整備に重点をおいた各種社会資本の整備を進め、国土の総合開発を計画的かつ着実に実施するほか、年金制度の拡充等社会保障の充実を図り、物価対策、地価対策、公害防止及び交通安全対策、中小企業及び農林漁業の近代化、文教科学技術の振興、海外経済協力の強化、資源対策、雇用対策、防衛力の計画的整備、法秩序の維持等の諸施策を着実に推進する。
- (2) 国土の総合開発を推進するため、国土総合開発庁(仮称)を設置することとするが、各省庁の部局、特別会計及び特殊法人の新設は真に止むを得ないものを除き厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行ない、新しい行政需要についてもその振替えによって対処する。
- (3) 補助金等既定経費の整理合理化を行なう。

### 4 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

経済情勢の推移に機動的に対処するため、引き続き公庫等に係る政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずる。

### 5 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、財源の重点的かつ効率的な配分を行なうこととし、その適切な運営を図る。

## 昭和46年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和46年1月22日  
閣議決定

### 1 昭和45年度の経済情勢

昭和44年9月、景気の行きすぎを防止するため金融調整措置が実施されたが、その後のわが国の経済は、45年度に入ってもなお根強い拡大をつづけた。しかし、調整措置の効果は金融面から実体経済面へ徐々に浸透し、夏ごろから生産、出荷の伸びなやみ、製品在庫率の上昇、卸売物価の落ち着き等の変化が次第に現われてきた。こうした進展のなかで、従来成長を主導してきた産業を中心に需要の停滞と供給力の増大が顕著となり、生産計画の縮小、設備投資の繰り延べ、労働力需要の伸びなやみ、企業収益の悪化がみられるに至り、景気は下期に入ってかなり鎮静化してきている。

こうした経済情勢を背景に、日本銀行は、45年10月および46年1月公定歩合を引き下げた。今後の推移としては、個人消費支出、民間住宅建設、政府支出等はひきつづき堅調であるものの、企業活動の停滞から在庫投資の減少、設備投資の鈍化が予想されるので、年度全体としての総需要の伸びは前年度を下回るものと見込まれる。

このような需要動向を反映して、鉱工業生産も最近はやや横ばい基調にあり、年度間では前年度比13.9%程度の伸びになるものと見込まれる。

物価についてみると、卸売物価は、工業製品を中心とする国内需給の緩和に海外市況の軟化も加わって安定基調をとりもどしているが、消費者物価は、生鮮食料品、中小企業製品、サービス料金を中心に依然根強い騰勢をつづけており、前年度比7.3%程度ときわめて高い上昇となることが懸念される。

他方、国際収支は、米国景気の回復が依然かはかしくもないものの、インフレ基調下の世界貿易の拡大に支えられて輸出が堅調に推移したため、輸入の高い伸びにもかわらず、貿易収支は前年度をやや上回る40億5,000万ドル程度の黒字となり、経常収支では19億8,000万ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

これに対し、長期資本収支では15億7,000万ドル程度の赤字が見込まれるため、基礎的収支の黒字は4億1,000万ドル程度、総合収支の黒字は9億1,000万ドル程度と前年度を大きく下回るものと予想される。

以上の諸情勢のもとで、45年度の国民総生産はほぼ73兆2,400億円の規模となり、経済成長率は実質10.8%(名目17.3%)程度となる見込みである。

## 2 昭和46年度の経済見通し

45年度後半からの景気鎮静のあとをうけ、46年度のわが国経済の動向にはなお注目すべきものがあり、また、消費者物価は、最近の動向からみてその騰勢はひきつづき根強いものと思われる。海外においては、世界貿易の伸びの鈍化、保護主義的傾向の高まり、国際的インフレ問題のなりゆき等注視すべき要因も少なくない。

このような情勢のもとに、政府の適切な経済運営を前提として46年度経済の姿を想定すると、需給の状態は徐々に回復し、経済は年度間を通じゆるやかな成長過程をたどり、国民総生産の規模はおおむね84兆3,200億円に達し、実質成長率は前年度を若干下回る10.1%程度となるものと見込まれる。

この場合における経済の主要な動きを概観すれば、

- (1) 国内需要の面では、個人消費支出および民間住宅建設はひきつづき堅調に推移し、それぞれ前年度比15.8%、24.3%程度の増加と見込まれる。

これに対して民間設備投資は、41年度以降の著しい増大のあとをうけて、総じて製造業における伸びがかなり鈍化するの、電力、海運等の非製造業においてひきつづき堅調な増加が見込まれるものの、投資の伸びは前年度を下回る12.6%程度になるものと見込まれる。また、民間在庫投資は、年度中のゆるやかな回復により、前年度をわずかに上回る規模になるものと見込まれる。

財政面では、このような経済の動向に弾力的に対処しつつ、所要の施策を進めることとしており、政府の財貨サービス購入は、前年度比15.4%程度の増加になるものと見込まれる。

以上を総じて、国内需要はゆるやかな上昇過程をたどるものと見込まれる。

- (2) このような国内需要と輸出の動向に応じて、鉱工業生産は、45年度後半の伸びなやみのあと次第に上昇に向かうものと見込まれ、年度全体としては11.8%程度の伸びになるものと予想される。
- (3) 物価の面では、卸売物価は、以上のような需給の動きを背景に落ち着いた推移を示すものと見込まれるのに対し、消費者物価は、依然根強い上昇基調にあり、各般の物価対策を強力に実施することにより前年度比5.5%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。
- (4) 国際収支面では、輸出は、世界貿易の伸びの鈍化等からその伸びは前年度をやや下回り、前年度比16.0%程度の増、228億ドル程度になる一方、輸入は、国内経済活動の動向および輸入促進措置の進展を考慮すれば、前年度比16.3%程度の増、181億5,000万ドル程度になるものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は46億5,000万ドル程度、経常収支の黒字は21億5,000万ドル程度となるものと見込まれるが、長期資本収支は、発展途上国に対する経済協力の進展を中心に17億ドル程度の赤字が予想されるので、46年度の基



礎的収支は、ほぼ前年度なみの4億5,000万ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

### 3 昭和46年度の経済運営の基本的態度

46年度の経済運営にあたっては、景気の動向を注視しつつ、財政金融政策をはじめとする経済政策の適切かつ機動的な運用により、総需要を適正に保ちわが国経済を安定成長路線に定着させることを基本とし、あわせて次の諸施策を重点的に講ずることとする。

第1に、最近騰勢を強めている消費者物価については、その動向が今後の経済の発展と国民生活の安定に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、強い決意をもってその安定に努力を結集する。このため、公共料金の引き上げは厳に抑制するほか、生鮮食料品の安定供給の確保、低生産性部門および流通機構の近代化、競争条件の整備、輸入政策の積極的活用等の諸施策を総合的に実施するものとする。また、物価、賃金の相互作用により物価上昇を加速化することがないように、物価安定の環境を整える必要がある。

第2に、深刻化する公害等社会環境の悪化を克服し国民生活の質的向上を図るため、公害対策を充実強化するとともに、生活関連施設等社会資本の整備、社会保障の充実等社会開発を積極的に推進するものとする。

第3に、国際収支にひきつづきゆとりのある状況のもとで、国内体制の整備に努めつつ、残存輸入制限の撤廃、関税の引き下げ等による輸入の促進、資本取り引きおよび為替の一層の自由化の推進、経済協力の充実、特恵関税の供与等対外経済政策を一段と積極的に展開するものとする。

第4に、生産性の格差を解消し、経済体質の改善を図るため、農業、中小企業等の低生産性部門の近代化と構造改善を一層積極的に推進することとし、さらに、長期にわたる経済発展の基盤を強化するため、社会資本の一層の整備を図るとともに、労働力の有効活用、人的能力の向上による労働力需給の改善、海外資源の開発によるエネルギー、鉱物等重要資源の確保、自主技術の開発を中心とする科学技術の振興、新規産業の育成等の諸施策を充実するものとする。

主 要 経 済 指 標

単 位		44年度 (実績)	45年度 (実績) (見込み)	46年度 (見通し)	45/44 (%)	46/45 (%)	
総人口	万人	10,252	10,370	10,490	101.2	101.1	
15才以上人口	〳	7,809	7,910	8,005	101.3	101.2	
労働力人口	〳	5,116	5,165	5,210	101.0	100.9	
就業者総数	〳	5,059	5,105	5,150	100.9	100.9	
雇用者総数	〳	3,227	3,310	3,395	102.6	102.6	
国民総生産	億円	624,333	732,400	843,200	117.3	115.1	
(同実質対前年度比)		-	-	-	110.8	110.1	
個人消費支出	〳	316,906	370,000	428,500	116.8	115.8	
国内民間総資本形成	〳	195,717	235,000	268,000	120.1	114.0	
企業設置	〳	129,940	154,500	174,000	118.9	112.6	
在庫品増加	〳	23,826	29,000	30,000	121.7	103.4	
民間住宅	〳	41,951	51,500	64,000	122.8	124.3	
政府の財貨サービス購入	〳	103,624	119,500	137,900	115.3	115.4	
経常支出	〳	51,263	59,900	68,900	116.8	115.0	
資本支出	〳	52,361	59,600	69,000	113.8	115.8	
輸出と海外からの所得	〳	71,790	85,700	99,300	119.4	115.9	
(控除)輸入と海外への所得	〳	63,705	77,800	90,500	122.1	116.3	
鉱工業生産指数	昭和40年=100	194.1	221.0	247.0	113.9	111.8	
農林漁業生産指数	昭和40年度=100	110.6	109.6	110.0	99.1	100.4	
国内貨物輸送	億トンキロ	3,133	3,481	3,785	111.1	108.7	
国内旅客輸送	億人キロ	5,286	5,996	6,807	113.4	113.5	
卸売物価指数	昭和40年=100	108.6	111.4	112.5	102.6	101.0	
消費者物価指数(全国)	〳	123.5	132.5	139.8	107.3	105.5	
国際収支	経常収支	百万ドル	2,056	1,980	2,150	-	-
	貿易収支	〳	3,730	4,050	4,650	-	-
	輸出	〳	16,493	19,650	22,800	119.1	116.0
	輸入	〳	12,763	15,600	18,150	122.2	116.3
	貿易外収支	〳	△1,487	△1,850	△2,200	-	-
	移転収支	〳	△187	△220	△300	-	-
	長期資本収支	〳	△642	△1,570	△1,700	-	-
	基礎的収支	〳	1,414	410	450	-	-
	短期資本収支	〳	370	-	-	-	-
誤差脱漏	〳	205	500	-	-	-	
総合収支	〳	1,989	910	-	-	-	
通関輸出	〳	16,812	19,950	23,150	118.7	116.0	
通関輸入	〳	16,005	19,550	22,750	122.1	116.4	

## 昭和 47 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 47 年 1 月 28 日  
閣 議 決 定

### 1. 昭和 46 年度の経済情勢

わが国経済は、4 年有余にわたる長期繁栄のあと、45 年秋から急速に景気後退過程にはいったが、経済活動は現在なお停滞を続けている。

46 年 8 月 15 日に発表された米国の新経済政策とその後の国際通貨不安は、ようやく回復の兆しをみせていた景気の先行きに大きな影響を与えることとなった。すなわち、国際通貨体制の動揺のなかで、わが国もいわゆる変動為替相場制へ移行することとなり、輸出成約の減退、商品市況の軟化、企業収益の悪化、設備投資意欲の一層の減退等景気は再び低迷傾向を強めている。

こうした経済情勢の推移に即応して、政府および日本銀行は、すでに数次にわたる公定歩合の引き下げ、財政投融资の追加、公共事業の施行促進等一連の景気拡大策を実施し、特に 9 月以降は 46 年度補正予算を中心に景気振興策を一段と積極化するとともに、他面、国際的協議の場で国際通貨問題の早期解決と米国輸入課徴金の撤廃に努力してきた。12 月 18 日の多角的通貨調整の成功は、4 カ月以上継続した通貨不安を收拾し、国際経済環境に明るさをとりもどすこととなった。

今後、国内経済においては、新通貨情勢に対する企業の適応努力とあいまって、景気拡大策の効果が次第に現われるものと期待されるが、輸出の停滞、設備投資の低迷等により、総需要はなお停滞基調で推移するものと見込まれる。

この結果、鉱工業生産はなお弱含みに推移し、年度間では前年度比 3.0 % 程度の伸びに止まる見通しである。

他方、国際収支は、46 年度にはいり国内需要の停滞を反映した輸出圧力の増大と輸入の低迷および短期資本等の流入によって黒字幅が急速に拡大してきたが、変動為替相場制移行後は、円の実勢高、通貨不安のなかで輸出の増勢は鈍化の傾向にある。しかし、輸入はひきつづき停滞傾向にあるので、年度間の国際収支の黒字は、貿易収支で 75 億 5,000 万ドル程度、経常収支で 55 億ドル程度となり、基礎的収支は 40 億ドル程度の黒字となる見通しである。

次に物価の面では、卸売物価が需給事情の悪化や海外市況の軟化から前年度比 0.9 % 程度の下落となる見込みであるのに対し、消費者物価は、公共料金、耐久消費財が安定しているものの、生鮮魚介、サービス料金、中小企業性製品を中心に根強い騰勢を続けているため、前年度比 6.1 % 程度の上昇となるものと見込まれる。

以上のような経済情勢の下で、46 年度の国民総生産は、ほぼ 80 兆 2,200 億円程度、その成長率は実質 4.3 % (名目 9.6 %) 程度となる見込である。

## 2 昭和47年度の経済運営の基本的態度

47年度のおわが国経済は、極めて重大な局面に立っている。

海外においては、国際通貨調整の実現により国際経済の均衡回復と米国をはじめとする主要先進諸国の景気の回復が期待されている。しかし、最近高まりつつある保護主義的・地域主義的傾向、通貨調整に伴う過渡的な摩擦、今回の通貨調整に続く新しい通貨体制の確立等、自由で秩序ある国際経済交流の発展を図るうえでなお多くの問題があり、今後一層緊密な国際協調が必要とされる情勢にあるが、これに対するわが国の役割は重要である。

ひるがえって国内経済においては、景気後退下の通貨調整という試練をうけつつあり、47年度経済の動向にはなお樂觀を許さないものがある。景気停滞がなお長期に続くとするれば、国民生活にも大きな影響を与えるのみならず、国際収支の調整も阻害されるおそれなしとしない。総需要を喚起することにより、すみやかに景気の浮揚を図ることが当面する最も緊要な課題である。

同時にわが国経済は、近年における内外の諸条件の変化に対処し、国際的通貨調整という戦後経済における歴史的な事態を主体的に受けとめ、国際経済面においては対外均衡の達成、国内経済面においては国民福祉の向上という二つの柱を軸とする新しい経済発展の方向に積極的に移行すべきときにある。そして、当面の景気対策もこのような新しい発展の方向に即応するものでなければならない。

以上のような内外情勢の認識の下に、47年度の経済運営にあたっては、積極的な景気振興策を展開するとともに、新通貨体制に対する円滑な適応を図りつつ、成長と福祉の調和にたつ新しい経済発展へ踏み出す第一歩の年とするものとし、このため次の諸施策を重点的に講ずることとする。

第一に、47年度中に国内経済を拡大し、経済活動を確固たる安定成長の軌道に乗せるため、公債政策を活用した積極的かつ機動的な財政金融政策の運用を図ることとする。

第二に、国民福祉の向上をめざして、生活関連施設を中心とする公共投資の拡充、民間住宅建設の促進、公害防止等環境保全対策の強化、社会保障の充実等社会開発の強力な展開を図るものとし、さらに新全国総合開発計画に沿って国土の総合的開発に努めるものとする。

第三に、通貨調整の効果を確保するとともに、経済の効率化と国際経済関係の安定的拡大を図るため、国内体制の整備に努めつつ、輸入の自由化、関税引下げ等による輸入の促進、秩序ある輸出の推進、為替管理の自由化、経済協力の拡充等対外経済政策をさらに積極的に推進することとし、あわせて各国と協調しつつ、IMF・GATT体制の強化等国際通貨・貿易体制の健全な発展に努めることとする。

第四に、消費者物価の安定を図り、国民生活の向上に資するため、輸入政策の積

極的活用、生鮮食料品の安定的供給の確保、低生産性部門および流通機構の近代化、競争条件の整備等の諸施策を強力に実施することとする。とくに、これら諸施策の実施に際しては円切り上げに伴う輸入価格低下の利益が消費者に還元されるよう努めるものとする。また、公共料金については、極力抑制的に取り扱うものとする。

第五に、上記諸施策の実効をあげ、国民福祉と対外均衡を軸とする新しい経済発展の基盤を強化するため、所要の国内条件の整備を強力に促進することとし、これがため農業、中小企業等の近代化と円滑な転換、労働力の効率化と職業転換等適応施策を積極的に推進するとともに、産業構造の知識集約化、社会資本・公害防止関連産業等の育成、技術の開発、人的能力の向上、労働条件の近代化、重要資源の開発等の諸施策を充実するものとする。

なお、47年度においては、通貨調整後の新たな内外の経済環境の下において、また、沖縄復帰の事実を組み入れて、わが国経済社会が将来にわたって進むべき進路を明らかにするため、新たな長期計画を策定することとする。

### 3 昭和47年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の基本的態度の下において、47年度のわが国経済は、46年度の補正予算等に引き続く47年度の積極的な経済運営策の効果が次第に浸透し、他方、新事態に対する企業の適応が漸次進んでいくものと思われるので、遅くとも年度の後半には安定成長路線へ回復していくものと見込まれる。この結果、47年度の国民総生産は90兆5,500億円程度、前年度比実質7.7%程度の伸び(名目12.9%増)となるものと見込まれる。

(2) この場合において、沖縄の本土復帰による国民総生産の増加分を控除すれば、その実質成長率は7.2%程度となり、国内経済の主要項目の見通しは、おおむね以下のようなものとなる。

1) 国内需要の面では、個人消費支出は前年度比13.8%程度と底固い伸びを示す一方、民間住宅投資も15.6%程度と伸び率を回復していくものと見込まれる。

これに対し、民間設備投資は、製造業において前年度に引き続き減少となるものと見込まれるので、電力・運輸等の非製造業において堅調な増加が期待されるものの、全体としては2.7%程度の伸びに止まるものと見込まれる。

民間在庫投資は、46年度中にかなりの規模で在庫調整が進行した結果、47年度に入ってから次第に緩やかな回復過程に入ってゆくものと見込まれ、約1兆7,000億円程度の規模になるものと見込まれる。

財政面では景気振興、国民福祉の向上を基本とする所要の施策を進めること

としており、政府の財貨サービス購入は前年度比 17.0 %程度の増加になるものと見込まれる。

こうした結果、国内需要は年度を通じて次第に回復を示すものと見込まれる。

- 2) このような国内需要に即応して、鉱工業生産は、46 年度全般を通じて停滞を続けたあとをうけ、次第に上向いていくものと見込まれ、年度としての伸びは 7.5 %程度になるものと見込まれる。
  - 3) 物価についてみれば、卸売物価は、需給動向や円の切り上げによる輸入原材料等の価格低下を背景として、年度としてはほぼ横這いに推移するものと見込まれるが、消費者物価については、円切り上げによる価格引き下げ効果が期待されるものの、依然その騰勢に根強いものがあり、各般の物価対策を強力に推進することにより、前年度比 5.3 %前後の上昇に止めるよう努めるものとする。
- (3) 国際収支面では、輸出は、円の切り上げ、世界貿易の伸びの鈍化、景気回復に伴う輸出圧力の減少等により、その伸びは前年度の伸びを大幅に下回り、254 億ドル、前年度比 8.5 %程度の伸びに止まらう。他方、輸入は、国内経済動向と各種輸入促進措置等も考慮すれば、182 億 5,000 万ドル、前年度比 15.1 %程度の伸びになるものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字幅は前年度の水準を下回り、71 億 5,000 万ドル程度となるものと見込まれ、年度後半にかけて黒字幅は次第に縮小の方向に向かうものと思われる。

また、貿易外収支、移転収支についても、47 年度にはそれぞれ 21 億 5,000 万ドル、3 億ドル程度の赤字となるものと予想される結果、經常収支の黒字幅は 47 億ドル程度となるものと見込まれる。

長期資本収支については、経済協力の拡充、海外投資の増加等から 20 億ドル程度の赤字となるものと予想され、47 年度の基礎的収支は 27 億ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

## 主 要 経 済 指 標

		45年度 (実績)	46年度 (実績 見込み)	47年度 (見通し)	46/45 (%)	47/46 (%)	
総人口	万人	10,372	10,490	10,705	101.1	102.0	
15才以上人口	万人	7,906	7,990	8,125	101.1	101.7	
労働力人口	万人	5,169	5,185	5,250	100.3	101.3	
就業者総数	万人	5,108	5,120	5,185	100.2	101.3	
雇業者総数	万人	3,339	3,440	3,565	103.0	103.6	
国民総生産 (同実質対前年度比)	億円	732,137	802,200	905,500	109.6	112.9	
		-	-	-	104.3	107.7	
※国民総生産 (同実質対前年度比)	億円	732,137	802,200	902,000	109.6	112.4	
※個人消費支出	万人	375,858	426,600	485,500	113.5	113.8	
※国内民間総資本形成	万人	224,750	208,700	228,000	92.9	109.2	
※企業設備	万人	147,207	145,500	149,500	98.8	102.7	
※在庫品増加	万人	29,194	10,000	17,000	34.3	170.0	
※民間住宅	万人	48,349	53,200	61,500	110.0	115.6	
※政府の財貨サービス 購入	万人	122,188	147,000	172,000	120.3	117.0	
※経常支出	万人	60,651	71,200	80,800	117.4	113.5	
※資本支出	万人	61,537	75,800	91,200	123.2	120.3	
※輸出と海外からの所得	万人	86,609	95,600	95,800	110.4	100.2	
※(控除)輸入と海外への所得	万人	77,268	75,700	79,300	98.0	104.8	
※鉱工業生産指数 昭和40年=100		220.4	227.0	244.0	103.0	107.5	
※農林漁業生産指数 昭和40年度=100		109.0	105.0	109.9	96.3	104.7	
※国内貨物輸送 億トン・キロ		3,419	3,499	3,705	102.3	105.9	
※国内旅客輸送 億人・キロ		5,872	6,338	6,935	107.9	109.4	
※卸売物価指数 昭和40年=100		111.2	110.2	110.2	99.1	100.0	
※消費者物価指数 昭和45年=100		101.4	107.6	113.3	106.1	105.3	
国 際 収 支	經常収支	百万ドル	2,365	5,500	4,700	-	
	貿易収支	万人	4,455	7,550	7,150		
	輸出	万人	19,865	23,400	25,400	117.8	108.5
	輸入	万人	15,410	15,850	18,250	102.9	115.1
	貿易外収支	万人	△ 1,861	△ 1,800	△ 2,150		-
	移転収支	万人	△ 229	△ 250	△ 300		-
	長期資本収支	万人	△ 1,347	△ 1,500	△ 2,000		-
	基礎的収支	万人	1,018	4,000	2,700		-
	短期資本収支	万人	670	-	-		-
	誤差脱漏	万人	311	-	-		-
総合収支	万人	1,999	-	-		-	
通関輸出	万人	20,261	23,850	25,900	117.7	108.6	
通関輸入	万人	19,347	19,910	22,900	102.9	115.0	

(備考) 47年度の数字には、復帰後の沖縄分を含んでいる。ただし※印のついている欄は、統計上の理由等により沖縄分は含まれていない。

## 昭和 48 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 48 年 1 月 26 日  
閣 議 決 定

### 1 昭和 47 年度の経済情勢

- (1) わが国経済は、景気後退下の通貨調整という試練をのりこえ、47年初来着実な景気上昇過程をたどっている。

財政金融面からの積極的な景気対策の効果もあって、金融緩和基調を背景として、個人消費支出の上昇、民間住宅投資の急速な回復等がみられ、当面、従来のような輸出や民間設備投資の急増は予想されないが、総需要は引き続き拡大基調で推移するものと見込まれる。また、産業活動も拡大を続けており、鉱工業生産は前年度比 10.0%程度の上昇になるものと見込まれる。

- (2) 物価面では、消費者物価は季節商品が落ち着いていることなどもあって、比較的安定した推移を示しており、前年度比 5.3%以内の上昇にとどまるものと見込まれる。他方、卸売物価は需要の回復に市況対策の影響等も加わって、47年初来堅調に推移し、とくに夏以降は木材価格の高騰や一部商品の海外市況高の影響等もあって、かなりの上昇が続いており、前年度比 2.2%程度の上昇になるものと見込まれる。

- (3) 国際収支については、通貨調整の効果、景気の回復等によって、輸出は前年度に比べ増勢は鈍化しているが、世界貿易の拡大、海外インフレーションの進行等によって、依然強含みに推移しており、また輸入は、とくに夏以降急速な増加を示している。この結果、貿易収支は 89 億 5,000 万ドル、経常収支は 62 億ドル程度の黒字と、なおかなりの水準にあるが、基礎的収支は長期資本の大幅な流出超が見込まれ、24 億ドル程度の黒字と、前年度に比べかなり改善される見通しである。

- (4) 以上のような経済情勢の下で、47年度の国民総生産は 94 兆 3,000 億円程度となり、47年度の実質の成長率は前年度比 10.3%(名目 15.7%)程度となる見込みである。

### 2 昭和 48 年度の経済運営の基本的態度

昭和 48 年度のみが国経済は、前年度に引き続き拡大基調をたどるものとみられるが、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保するため、一層の配慮を払う必要が高まっている。一方、わが国の福祉水準の現状に於ては、経済成長の成果を活用しつつ、長期的視点から国民福祉の充実を図ることが、当面する重要な国民的課題となっている。また、対外経済面においては、最近の国際収支の状況にかんがみ、国際収支の均衡化を促進するため、引き続き格段の努力を払っていくこ



とが緊要となっており、さらに国際協調の下に、国際通貨・貿易体制の新しい秩序づくりに積極的に寄与していくことが重要な課題となっている。

以上のような認識の下に、昭和48年度の経済運営にあたっては、今回策定される新しい長期経済計画実施の初年度として、財政金融政策を中心とする適切かつ機動的な政策運用により、わが国経済を息の長い安定した成長路線に定着させるよう努めるとともに、福祉志向型経済の実現をめざし、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

第一に、国民福祉の向上を図るため、住宅・生活環境施設を中心とする社会資本の整備、各種年金の充実、社会福祉施設の整備等の社会保障の充実、公害防止等環境保全対策の強化、地価対策の推進等の諸施策を強力に実施するものとする。また、環境保全と調和ある土地利用に配慮しつつ、福祉社会建設の地盤となる国土の総合開発を進めることとする。

第二に、物価の安定を図るため、総需要の適正化と供給の円滑化に努めつつ、輸入政策の積極的活用、生鮮食料品の安定的供給の確保、低生産性部門および流通機構の近代化、競争条件の整備等の諸施策を強力に実施することとする。また、公共料金については極力抑制的に取り扱うものとする。

第三に、国際収支の均衡化を促進するとともに、国際経済関係の調和的発展を図るため、国内体制の整備に努めつつ輸入の自由化、関税の引下げ等による輸入の拡大、輸出の適正化、資本の自由化および海外投資の促進、量質両面にわたる経済協力の拡充等総合的な対外経済政策を積極的に推進するとともに、あわせて各国と協調しつつ、国際通貨・貿易体制の健全な発展に努めるものとする。

第四に、上記諸施策の実効をあげ、国民福祉と対外均衡を軸とする新しい経済構造の形成を促進するため、産業構造の知識集約化、農林漁業・中小企業の構造改善、社会資本・公害防止関連産業の育成、新技術開発、人的能力の向上、週休二日制・定年延長の推進、重要資源の開発等の諸施策を充実するものとする。

### 3 昭和48年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、48年度の国民総生産は109兆8,000億円程度になり、その成長率は前年度比実質10.7%(名目16.4%)程度となるものと見込まれる。この場合において、国内経済の主要項目の見通しは、おおむね以下のようなものとなる。

1) 国内需要の面では、個人消費支出は着実な所得の上昇を背景に、伸び率は前年度よりさらに高まり、前年度比15.2%程度となるものと見込まれる。

民間住宅投資は、前年度の急速な回復のあとを受けて、伸び率は若干鈍化するものの、なお前年度比21.4%増程度と高い伸びが見込まれる。

また、民間設備投資は、非製造業関係企業や中小企業を中心に堅調な伸びが

続くことが予想されるので、全体としては前年度比14.0%程度の伸びが見込まれる。

民間在庫投資は、前年度に引き続き回復過程をたどり、3兆7,000億円程度の規模になるものと見込まれる。

財政面では、国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、国民福祉の充実に努めることを基本として所要の施策を進めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年度比16.6%程度の増加になるものと見込まれる。

- 2) このような需要の動向に伴い、鉱工業生産は、前年度に引き続き着実な上昇を続け、年度としての伸びは12.0%程度になるものと見込まれる。
  - 3) 物価面については、卸売物価は前年度にみられた一部市況商品価格の騰勢に落ち着きが期待され、前年度比2.0%程度の上昇になるものと見込まれる。また消費者物価については、景気の上昇や前年度の卸売物価の動向等を考慮すると、その騰勢は前年度に比べ根強いものと見込まれるが、諸般の物価対策を強力に推進することにより、前年度比5.5%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。
- (2) 国際収支面では、輸出は世界貿易の拡大が予想されるものの、通貨調整効果の一層の浸透、輸出の適正化措置の推進等の政策努力により333億ドル、前年度比14.8%程度の伸びにとどまろう。他方、輸入は本年度、国内景気の上昇、製品輸入拡大等のほか各般の輸入促進措置の効果によって、252億ドル、前年度比25.7%増程度と大幅な伸びを示すものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字幅は、前年度の水準を下回り、81億ドル程度になるものと見込まれる。

また、貿易外収支、移転収支については、それぞれ27億5,000万ドル、4億ドル程度の赤字となるものと予想される結果、経常収支の黒字幅は49億5,000万ドル程度にとどまるものと見込まれる。

他方、長期資本収支については、経済協力の拡充、海外投資の増加等から40億ドル程度の赤字となるものと予想され、基礎的収支は9億5,000万ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

主要経済指標

	単 位	46年度 (実績)	47年度 (実績 見込み)	48年度 (見通し)	47/46 (%)	48/47 (%)	
総人口	万人	10,493	10,730	10,870	102.3	101.3	
15才以上人口	〃	7,991	8,135	8,215	101.8	101.0	
労働力人口	〃	5,179	5,225	5,255	100.9	100.6	
就業者総数	〃	5,111	5,155	5,190	100.9	100.7	
雇用者総数	〃	3,416	3,495	3,575	102.3	102.3	
国民総生産	億円	810,932	943,000	1,098,000	116.3	116.4	
※国民総生産	億円	810,932	938,500	1,092,500	115.7	116.4	
※(同実質対前年度比)		—	—	—	110.3	110.7	
※個人消費支出	〃	425,040	485,000	558,500	114.1	115.2	
※国内民間総資本形成	〃	214,891	249,500	303,500	116.1	121.6	
※企業設備	〃	148,434	164,000	187,000	110.5	114.0	
※在庫品増加	〃	14,469	20,000	37,000	138.2	185.0	
※民間住宅	〃	51,988	65,500	79,500	126.0	121.4	
※政府の財貨サービス 購入	〃	148,596	184,000	214,500	123.8	116.6	
※経常支出	〃	71,561	82,500	96,000	115.3	116.4	
※資本支出	〃	77,035	101,500	118,500	131.8	116.7	
※輸出と海外からの所得	〃	100,030	106,000	122,000	106.0	115.1	
※(控除)輸入と海外への所得	〃	77,624	86,000	106,000	110.8	123.3	
※鉱工業生産指数	昭和45年=100	103.3	113.6	127.2	110.0	112.0	
※農林漁業生産指数	昭和45年度=100	97.0	101.3	102.6	104.4	101.3	
※国内貨物輸送	億トン・キロ	3,326	3,514	3,809	105.7	108.4	
※国内旅客輸送	億人・キロ	6,178	6,690	7,278	108.3	108.8	
※卸売物価指数	昭和45年=100	99.1	101.3	103.3	102.2	102.0	
※消費者物価指数	〃	107.2	112.9	119.1	105.3	105.5	
国 際 収 支	経常政支	百万ドル	6,323	6,200	4,950	—	—
	貿易収支	〃	8,422	8,950	8,100	—	—
	輸出入	〃	24,661	29,000	33,300	117.6	114.8
	貿易外収支	〃	16,239	20,050	25,200	123.5	125.7
	移転収支	〃	△ 1,778	△ 2,250	△ 2,750	—	—
	長期資本収支	〃	△ 321	△ 500	△ 400	—	—
	基礎的収支	〃	△ 1,647	△ 3,800	△ 4,000	—	—
	短期資本収支	〃	4,676	2,400	950	—	—
	誤差脱漏	〃	3,131	—	—	—	—
	総合収支	〃	236	—	—	—	—
通関輸出	百万ドル	25,134	29,550	33,930	117.6	114.8	
通関輸入	〃	20,256	24,720	30,670	122.0	124.1	

(備考) 46年度の実績の欄は、沖縄復帰前のため、また、47年度以降の※印のついている欄は、統計上の理由により、沖縄県分は含まれていない。

## 地方行財政制度の改正(昭和47年公布分)

地方財政に関連する主要な法律の制定、改正状況の概要は、次のとおりである。

### 1 自治省関係

地方行政連絡会議法等の改正(昭和47年3月31日法律第8号)

札幌市、川崎市および福岡市の三市が、昭和47年4月1日から指定都市として指定されることとなったことに伴い、地方行政連絡会議法の規定に所要の改定を加え、あわせて、新産業都市建設および工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の規定を整備した。

地方税法の改正(昭和47年3月31日法律第11号)

#### (1) 道府県民税および市町村民税

ア 個人の道府県民税および市町村民税の所得控除を次のとおり改めた。

(ア) 基礎控除額を15万円(従来は14万円)に上げた。

(イ) 配偶者控除額を14万円(従来は13万円)に上げた。

(ウ) 扶養控除額を11万円(従来は10万円)に上げた。

(エ) 寡婦控除、障害者控除、老年者控除または勤労学生控除の額をそれぞれ10万円(従来は9万円)に上げるとともに、特別障害者控除額を12万円(従来は11万円)に上げた。

(オ) 配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る扶養控除額を12万円(従来は11万円)に上げた。

イ 障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税の範囲を、年所得38万円(従来は35万円)までとした。

ウ 個人の白色申告者の専従者控除の控除限度額を17万円(従来は15万円)に上げた。

エ 昭和46年または昭和47年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となった純損失についての繰越控除期間を3年から5年に延長した。

オ 昭和46年8月16日を含む事業年度開始の日から2年以内に終了する事業年度において生じた欠損金に係る法人税額の還付金についての繰越控除期間を5年から7年に延長した。

#### (2) 事業税

ア 個人の事業税の事業主控除額を60万円(従来は36万円)に上げた。

イ 個人の白色申告者の専従者控除の控除限度額を17万円(従来は15万円)に上げた。

ウ 電気供給業に係る関係道府県ごとの分割は、課税標準額の総額の2分の1を事務所等の固定資産の価額に、他の2分の1を発電所の用に供する固定資産の価額

にあん分して行なうものとした。

エ 昭和46年または昭和47年において生じた純損失のうち、還付を受けた所得税額の計算の基礎となった不動産所得および事業所得に係る純損失についての繰越控除期間を3年から5年に延長した。

オ 個人の道府県民税の申告書を提出した者は、個人の事業税の申告書を提出したものとみなすこととした。

### (3) 不動産取得税

ア 海洋科学技術センターが業務の用に供するために取得する不動産ならびに入郎潟新農村建設事業団が業務として譲り渡した土地は非課税とすることとした。

イ 農林漁業者の共同利用に供する特定の施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和52年3月31日まで延長する等、課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。

ウ 市街化区域農地を譲渡した者が、市街化区域外の土地を譲渡の日前1年の期間内に取得していた場合または譲渡の日後1年以内に取得する場合において、その者が取得の日から引き続き5年以上その土地を農地として使用すると認められるときは、その取得が昭和57年3月31日までに行なわれた場合に限り、その土地の取得に対して課する不動産取得税の金額から譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額することとした。

### (4) 娯楽施設利用税

ゴルフ場については、定額税率によって課税することとした。

### (5) 自動車税および軽自動車税

ア バスの課税標準を次のとおり合理化することとした。

一般乗合用のもの 年額1万4千円

その他 年額3万円

イ 所有権留保自動車等に係る自動車税および軽自動車税について、自動車および軽自動車の所在および買主の住所等が不明である場合において、一定の要件に該当する場合においては、売主の納付義務を免除することとした。

### (6) 固定資産税

ア 砂利汚水の処理施設その他の公害防止施設等を非課税とした。

イ 海洋科学技術センターが業務の用に供する家屋および償却資産の課税標準は、取得後5年度間はその価格の3分の1の額、その後の5年度間はその価格の3分の2の額とする等、課税標準の特例を設けた。

ウ 外航船舶の非課税措置の適用期限を昭和49年度まで延長することとした。

エ 自動列車停止装置の課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和50年1月1日までの間に新設されたものについて適用する等、課税標準の特例措置の適用期限

を延長することとした。

#### (7) 電気ガス税

ア 電気に対する電気ガス税の免税点を 800 円(従来は 700 円)に、ガスに対する電気ガス税の免税点を 1,600 円(従来は 1,400 円)に上げた。

イ アクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)および非課税期間の満了する無水フタル酸を非課税品目に加え、非課税品目のうち焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料を削除することとした。

ウ 公衆のために道路等に融雪用として設置された施設に使用する電気に対して電気ガス税を課さないこととする等の措置を講じた。

エ 綿紡績糸等、毛紡績糸等および紙の製造に使用する電気ガスに対する電気ガス税の軽減税率の適用期限を昭和 50 年 5 月 31 日まで延長することとする。

#### 地方税法の改正(昭和 47 年 4 月 1 日法律第 12 号)

市街化区域内の農地に対する固定資産税および都市計画税については、周辺の宅地等との間の税負担の不均衡を是正するとともに土地対策に資するため、昭和 46 年度の税制改正において、段階的に税負担の増加を求めるとされたが、昭和 47 年度の課税にあたり、市街化区域内の農地の実態をさらに適確に把握して市街化の程度に応じた均衡ある課税を実施するため、次のような特例措置を講じた。

(1) 昭和 47 年度分の固定資産税または都市計画税に限り、市町村は、A 農地のうち耕作の用に供されていると認められる農地(市街地内に点在する A 農地にあつては都市の緑化に寄与し、または将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。)に対して課する固定資産税または都市計画税については、当該農地について地方税法附則第 19 条の 3 第 1 項または第 27 条の 2 の規定によって算定した固定資産税額または都市計画税額から当該税額と同法附則第 19 条または第 26 条の規定によって算定した税額との差額に相当する額を減額することとした。

(2) 市町村長は、農地課税審議会の議を経て、A 農地が(1)に掲げる農地に該当するかどうかの認定を行なうこととした。

(3) 農地課税審議会は、農業に関し学識経験のある者、都市計画に関し学識経験のある者およびその他の学識経験のある者によって構成し、その組織および運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定めるものとした。

#### 船空機燃料譲与税法(昭和 47 年 4 月 1 日法律第 13 号)

空港関係市町村の航空機騒音対策事業、空港およびその周辺の整備事業その他の空港対策に要する財源の充実を図るため、航空機燃料譲与税制度を創設した。

(1) 航空機燃料譲与税の額は、航空機燃料税の収入額の 13 分の 2 に相当する額とする。

(2) 航空機燃料譲与税は、空港の所在する市町村およびこれに隣接する市町村で自治

大臣が指定するもの(以下「空港関係市町村」という。)に対して譲与する。

- (3) 航空機燃料譲与税は、次の各号に掲げる空港関係市町村の区分に応じ、当該各号に掲げる基準によりあん分して譲与する。
- ア 空港の所在する市町村 当該空港において収納されるべき国内航空に飛来する航空機に係る着陸料の収入額
  - イ 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として自治省令で定める地区内の世帯数
- (4) 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の3分の1の額を着陸料の収入額で、他の3分の2の額を世帯数であん分する。
- (5) (3)の着陸料の収入額および世帯数は、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情により補正することができる。
- (6) 譲与の時期は、9月および3月とし、9月にあつては4月から8月までの間に収納した航空機燃料税の収入額、3月にあつては9月から2月までの間に収納した同税の収入額と3月における同税の収入見込額の合算額とのそれぞれ13分の2に相当する額を譲与する。
- (7) 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港およびその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならない。
- (8) 航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区の区域に所在している場合においては、都に対して譲与する。

昭和47年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和47年5月1日法律第25号)

(1) 地方交付税に係る特例

- ア 昭和47年度の地方交付税に係る特例措置を次のとおり定めた。
  - ㉮ 臨時地方特例交付金1,050億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとした。
  - ㉯ 臨時沖縄特別交付金365億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとした。
  - ㉺ 1,600億円を交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れることとした。
  - ㉻ 臨時地方特例交付金ならびに交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は、全額普通交付税として交付するものとした。
- イ 昭和48年度から昭和50年度までの各年度に限り、沖縄県および沖縄県内の市町村に対して交付すべき地方交付税の一部にあてるため、政令で定める基準に従

い 予算で定める額の臨時沖縄特別交付金を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとした。

ウ 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を償還することに伴い、昭和48年度から昭和50年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要額を減額した額とすることとした。

## (2) 昭和47年度分の基準財政需要額の算定方法の改正

ア 市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するため、関係費目に係る単位費用の改正および算定方法の改正を行なうとともに、新たに市町村分について「公園費」を設け、公園の整備に要する経費の算入の強化をはかることとした。

イ 公共事業費の地方負担に要する経費の財源として地方債を大幅に増額することに伴い、投資的経費に係る基準財政需要額の一部を地方債に振り替えることとした。

ウ 広域市町村圏内における基幹生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講ずることとした。

エ 引き続き過密地域、過疎地域に対する基準財政需要額の算入の強化をはかるとともに、公害対策、交通安全対策および消防救急対策に要する経費の充実をはかった。

オ 老人医療費の公費負担の措置に必要な経費等社会福祉関係経費の充実をはかった。

カ その他各種の制度改正、給与改定の平年度化により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改正した。

## (3) 沖縄の復帰に伴う措置

沖縄県および沖縄県内の市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な経過措置を設けた。

## 地方公務員災害補償法の改正(昭和47年6月8日法律第56号)

警察職員、消防職員等が高度の危険が予測される状況の下においてその職責を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合における障害補償および遺族補償の額について次のとおり特例を設けた。

### (1) 対象となる職員および職務

対象となる職員は、警察官、消防史員その他政令で定める職員とした。

対象となる職務は、生命または身体に対する高度の危険が予測される状況の下での犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務とした。

### (2) 当該災害に係る障害補償または遺族補償の額は、現在のこれらの額に100分の50



の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算するものとした。

## 公営企業金融公庫法の改正(昭和47年6月15日法律第65号)

地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の整備を促進するため、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して資金を融通することができるよう、同公庫の目的および業務の範囲の規定を整備した。

## 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年6月15日法律第66号)

本法は、最近における公共用地等の取得難に対処し、良好な都市環境の計画的整備を促進するため、当面の措置として、市街化区域内の土地の先買いに関する制度の整備、土地開発公社の創設その他公有地の拡大の推進を図るための措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

### (1) 市街化区域内の土地の先買い

#### ア 土地の譲渡の届出

市街化区域内の土地で次に掲げるものの所有者は、当該土地を有償で譲渡しようとするときは、都市計画法による開発許可を受けた場合、土地の面積が政令で定める規模未満である場合を除き、その土地の所在および面積、譲渡予定価額、譲渡の相手方等を都道府県知事に届け出なければならないものとした。

#### ㉞ 都市計画施設の区域内の土地

(イ) 道路の区域として決定された土地、都市公園を設置すべき区域として決定された土地、河川予定地として指定された土地その他これらに準ずる政令で定める土地

(ウ) 新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業で都道府県知事が指定し、公告したものの施行区域内の土地

(エ) (イ)から(ウ)までに掲げる土地のほか、その面積が2千㎡を下らない規模で政令で定める規模以上の土地

#### イ 買取りの協議

都道府県知事は、譲渡の届出等があった場合には、買取りの目的を示して地方公共団体等が買取りの協議を行なう旨を届出等があった日から2週間以内に通知するものとした。

#### ウ 土地の譲渡の制限

届出等をした者は、届出等をした日から2週間以内または買取りの協議の通知があった日から2週間以内は、当該土地を他に譲渡してはならないものとした。

### (2) 土地開発公社制度の創設

#### ア 設 立

(イ) 地方公共団体は、単独で、または共同して、公法人である土地開発公社を全

額出資により設立することができるものとした。

- (イ) 土地開発公社を設立するには、その議会の議決を経て、定款を定め、都道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないものとした。

#### イ 業 務

土地開発公社の業務は、次のとおりとした。

- (ア) 市街化区域内の土地の先買いに係る土地の取得、管理および処分
- (イ) 公共施設または公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地その他公有地として必要な土地の取得、管理および処分
- (ウ) 国等の委託に基づく土地の取得のあっせん等

#### ウ 財務、監督その他

土地開発公社についての財務および会計の規定、土地開発公社に対する監督の規定を設けるほか、土地開発公社の業務の運営の円滑を図るための措置を講ずることとした。

昭和42年度以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の改正(昭和47年6月22日法律第82号)

昭和46年度に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定する等の措置を講じた。

地方制度調査会設置法の改正(昭和47年6月23日法律第91号)

地方制度調査会の委員が、地方制度に関する重要事項の調査審議を十分に尽せるようにするため、委員の任期を1年から2年に改めた。

消防法等の改正(昭和47年6月23日法律第94号)

旅館、ホテル等における防災物品の普及を図るための措置を講ずるほか、公務上の災害を受けた非常勤消防団員等の生活の安定と福祉のより一層の向上を図るため、消防団員等について福祉施設の制度を設けることとした。

昭和47年度分の地方交付税の特例等に関する法律の改正(昭和47年11月13日法律第123号)

地方財政の現状にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方公共団体に附与する等のため、次のとおり所要の措置を講じた。

- (1) 給与改定に要する経費の財源を地方公共団体に附与するため、昭和47年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定することとした。
- (2) 補正予算により、昭和47年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されたことに伴い、同特別会計における同年度分の借

入金の一部を減額することとし、昭和48年度における償還額の減額をはかった。  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の改正（昭和47年12月8日法律第131号）

本法は、激甚災害を受けた中小企業者等に対する商工組合中央金庫の事業再建資金の貸付利率を引き下げる等の措置を講ずるものであって、その要旨は次のとおりである。

- (1) 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者および協同組合等中小企業者を構成員とする団体等に対する商工組合中央金庫の事業再建資金の貸付利率を年6.5%から年6.2%に引き下げることにした。
- (2) (1)の貸付けをする場合で、激甚災害による損失額が政令で定める程度以上の特別の被害を受けた中小企業者等に対する同資金の貸付利率を、政令で定めるところにより年3%とする規定を新設することとした。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年12月8日法律第132号）

本法は、豪雨、洪水、高潮等による災害の発生した地域または災害の発生のおそれのある地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めることとするもので、その要旨は次のとおりである。

#### (1) 集団移転促進事業計画の策定等

集団移転促進事業（地方公共団体が一定規模以上の住宅団地を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。）を実施しようとする市町村は、移転促進区域、住宅団地の整備に関する事項等について定めた集団移転促進事業計画を策定し、自治大臣の承認を受けるものとした。

#### (2) 集団移転促進計画の実施

集団移転促進事業は、原則として市町村が実施するものとするが、大規模な事業等については、都道府県がこれを実施することができるものとした。

#### (3) 特別措置の内容

##### ア 国の補助

集団移転のための住宅用地の取得および造成、移転者の住宅団地における住宅の建設等に対する補助、住宅団地に係る公共施設の整備、移転跡地の買上げ、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤等の整備ならびに移転者の住居の移転に対する補助に要する経費について、政令で定めるところにより4分の3を下らない割合で補助するものとした。

## イ 地 方 債

地方公共団体が集団移転促進事業につき必要とする経費については、地方財政法第5条第1項の各号に該当しないものについても地方債を起すことができるものとするとともに、資金事情の許す限り政府資金をもってその全額を引き受けるものとした。

## ウ その他の援助

国および地方公共団体は、集団移転促進事業の円滑な実施を促進するため、必要な援助、融資のあっせん等を行なうものとした。

## 2 総 理 府 関 係

### 沖縄開発庁設置法(昭和47年5月13日法律第29号)

本法は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における経済の振興および社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、ならびにその実施に関する事務の総合調整および推進にあたることを主たる任務とする沖縄開発庁を総理府の外局として設置するもので、その要旨は次のとおりである。

- (1) 沖縄開発庁は、その任務を遂行するため、沖縄振興開発計画の作成およびそれに必要な調査ならびに同計画の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整および推進にあたるとともに、関係行政機関の同計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整および当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務等を行なうこととするほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務を行なうこととした。
- (2) 沖縄開発庁の長は、沖縄開発庁長官とし、國務大臣をもって充てることとした。
- (3) 沖縄開発庁長官は、沖縄開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求め、さらに振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、およびその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができることとした。
- (4) 沖縄開発庁に、地方支分部局として、沖縄総合事務局を置くこととした。
- (5) 沖縄開発庁の設置に伴い、沖縄・北方対策庁を廃止し、新たに総理府の機関として、総理府総務長官たる國務大臣を長とする北方対策本部を設置することとした。

### 沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年5月13日法律第31号)

本法は、沖縄における経済の振興および社会の開発を図るため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、または奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通する目的の沖縄振興開発金融公庫を設立するものである。

### 離島振興法の改正(昭和47年6月1日法律第46号)

本法は、離島振興法の実施状況にかんがみ、今後さらに離島の振興を図るため、そ

の有効期間を延長する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 期限の延長

本法の有効期限を昭和58年3月31日まで10年間延長した。

#### (2) 医療の確保

ア 都道府県知事は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため離島振興計画の内容に医療の確保を追加し、この離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次の事業を実施しなければならない。

##### ㊦ 診療所の設置

(イ) 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備

(ウ) 定期的な巡回診療

(エ) 保健婦の設置

(カ) 公的医療機関の協力体制の整備

(キ) その他無医地区の医療の確保に必要な事業

イ 都道府県知事は、アの事業を実施する場合特に必要があると認めるときは、病院または診療所の管理者等に対し、次の事業につき協力を要請することができる。

(イ) 医師または歯科医師の派遣

(イ) 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

ウ 都道府県は、ア(ア)から(カ)およびイの事業の実施に要する費用を負担することとし、国は政令で定めるところにより、その2分の1を補助することとした。

#### (3) 国の負担割合等の調整

離島振興事業の国の負担割合または補助率を次のとおり改めた。

ア 簡易水道施設 2分の1以内(従来は10分の4以内)

イ 港湾 10分の9.5(従来は10分の10および100分の100)

ウ 漁港(外かく・水域施設) 100分の95(従来は100分の100)

エ 空港 100分の90(従来は100分の100)

#### (4) 審議会委員の増員

離島振興対策審議会委員31人を32人に改め、環境事務次官を加えることとした。

#### 道路交通法の改正(昭和47年6月1日法律第51号)

最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資するため、初心運転者の遵守事項および普通免許の技能試験を道路において実施すること等について規定し、ならびに指定自動車教習所の指定基準に関する規定を整備する等初心運転者の資質の向上を図るとともに、免許証の有効期間について規定を整備する等運転免許事務の適正化を図る等の措置を講じた。

#### 公害等調整委員会設置法(昭和47年6月2日法律第52号)

本法は、中央公害審査会と土地調整委員会とを統合し、現行の両委員会の機能に加えて、公害紛争処理制度の充実を図るため、公害紛争に係る裁定を行なう機関として、公害等調整委員会を設置すること等を定めるものである。

#### 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年6月15日法律第64号)

本法は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

(1) 琵琶湖総合開発計画は、琵琶湖およびその周辺地域の保全および開発に関する基本的な方針と、その方針に基づいて実施すべき各事業の概要について定めるものとし、内閣総理大臣が、滋賀県知事の作成した案に基づき、これを決定するものとした。

また、琵琶湖総合開発計画に基づく毎年度の事業(以下「総合開発事業」という。)については、当該事業に関する各主務大臣が、滋賀県知事の作成した案に基づき、毎年度計画を決定するものとした。

(2) 国は、総合開発事業の実施に要する経費を負担する地元地方公共団体等に対し、必要な財政上および金融上の援助を与えることができることとし、とくに、河川事業、下水道事業等の特定の事業については、他の法令の規定にかかわらず、特別の負担または補助の割合によるものとした。

(3) 琵琶湖の水資源開発事業により、琵琶湖およびその周辺地域について生ずべき不利益を補う効果を有する事業で政令で定めるものについては、その経費を負担する滋賀県その他の地元地方公共団体は、当該水資源開発事業により受益する淀川下流地域の利水関係地方公共団体との協議により、その負担額の一部をこれに負担させることができるものとした。

なお、淀川下流地域の地方公共団体は、総合開発事業を実施する滋賀県その他の地元地方公共団体に対し、必要な資金を融資することができるものとした。

#### 恩給法等の改正(昭和47年6月22日法律第80号)

経済事情の変動に伴う恩給の増額改定ならびに傷病者、戦没者遺族および高齢者に対する処遇改善、沖縄の本土復帰に伴う琉球政府職員に対する処遇改善等の措置を講じた。

#### 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正(昭和47年6月22日法律第84号)

公害に係る被害者の保護の重要性にかんがみ、人の健康に有害な一定の物質が大気中に、または水域等に排出されたことにより人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の無過失損害賠償責任について定めた。

## 自然環境保全法(昭和47年6月22日法律第85号)

本法は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に不可欠なものであることにかんがみ、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進すること等を定めるものでその主な内容は次のとおりである。

### (1) 基本理念

自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに将来の国民に継承することができるよう適正に行なうものとした。

### (2) 自然環境保全基本方針

国は、次の事項を含む自然環境の保全を図るための基本方針を定めることとした。

#### ア 自然環境の保全に関する基本構想

イ 原生自然環境保全地域および自然環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策

ウ 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る自然環境の保全に関する施策

エ イおよびウに掲げる地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整に関する基本方針その他の重要事項

### (3) 原生自然環境保全地域

ア 環境庁長官は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める規模以上の面積を有する土地の区域であって、国または地方公共団体の所有するもののうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができることとした。

イ 指定は、国が所有する場合にあっては所管行政機関の同意を、地方公共団体が所有する場合にあっては当該地方公共団体の同意を、また、関係都道府県および自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞いて行なうものとした。

ウ 環境庁長官は関係都道府県知事および審議会の意見をきいて、原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定するものとしその保全事業は原則として国が執行するものとした。

エ 原生自然環境保全地域内においては、土地の形質を変更することなど原生自然環境保全地域内における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為をしてはならないものとした。

(4) 自然環境保全地域

環境庁長官は原生自然環境保全地域以外の区域で自然的社会的諸条件からみてその保全が特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができるものとした。

なお、自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域は、自然環境保全地域に含まれないものとした。

その他、原生自然環境保全地域に準じて、保全計画、特別地区の指定、行為の制限等についての規定を設けた。

(5) 都道府県自然環境保全地域

都道府県は条例で定めるところにより、その区域における自然環境が、自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、周辺の自然的社会的諸条件からみて、特にその保全が必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができるものとし、本法の規制の範囲内で条例により必要な規制を定めることができることとした。

なお、都道府県自然環境保全審議官を設けることとした。

(6) 罰 則 等

保全に関して設けられた行為の制限規定に違反した場合の罰則等を規定した。

首都圏整備法等の改正(昭和47年6月22日法律第87号)

首都圏の既成市街地における都市環境の悪化に対処するため、工業等の制限の目的に、都市環境の整備改善に資することを加えらるとともに、工場に対する制限基準面積の引下げ、新增設に対する許可基準の強化等、所要の改善措置を講じた。

許可、認可等の整理に関する法律(昭和47年7月1日法律第111号)

行政の簡素化および合理化を促進するために行政改革3か年計画に基づいて行なってきた許可、認可等の整理を引き続き推進するため、合計20の許可、認可等の整理を行なった。

一般職の職員の給与に関する法律の改正(昭和47年11月13日法律第118号)

本法は、国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり、4月1日から実施することとするもので、その要旨は次のとおりである。

- (1) 全俸給表の全俸給月額を改め、指定職以外の俸給表については、4,400円ないし1万6,400円、指定職俸給表については、1万6,000円ないし3万円引き上げ額とした。
- (2) 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当について、支給月額の限度額を8万円から10万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を30年から35年に延長した。
- (3) 扶養手当の支給月額を、配偶者については、2,200円から2,400円に、満18歳未満



の子のうち2人までについてはそれぞれ600円から800円に、配偶者を欠く職員の子のうち1人については1,400円から1,600円に引き上げた。

- (4) 通勤手当について、運賃等相当額の全額支給の限度額を月額2,800円から4,000円に、運賃等相当額が4,000円をこえる場合における2分の1加算の限度額を月額1,400円から2,000円に引き上げるとともに、自転車等使用者に対する支給額を月額900円から、自転車等の使用距離が片道10キロメートル未満の職員にあっては1,000円に、その他の職員にあっては1,500円に引き上げ、その他の職員のうち、人事院規則の定めるところにより通勤不便であると認められる者にあっては月額1,400円から1,800円に引き上げた。

なお、交通機関等と自転車等の併用者に対する支給月額も引き上げた。

- (5) 委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当について、その支給限度額を日額9,000円から9,800円に引き上げることとした。

### 3 大蔵省関係

航空機燃料税法(昭和47年3月31日法律第7号)

本法は、空港整備等の緊急性にかんがみ、その財源の強化に資するため、航空機燃料に対し、新たに航空機燃料税を課するもので、主な内容は次のとおりである。

#### (1) 課税物件

航空機にその燃料として積み込まれる炭化水素油を課税物件とする。

なお、航空機燃料税が課される揮発油については、揮発油税を免除することとする。

#### (2) 納税義務者

次に掲げる者を納税義務者とする。ただし、国および地方公共団体は納税義務がないものとする。

ア 航空機の所有者。ただし、航空法に規定する使用者であることが契約により明らかである場合には、当該使用者とする。

イ 納税義務者となるべき航空機の所有者または使用者が国内に住所および居所を有しない場合には、航空機の機長とする。

#### (3) 課税標準および税率

航空機に積み込まれる航空機燃料の数量を課税標準とし、税率は1キロリットルにつき1万3,000円とする。ただし、一定の暫定軽減税率を設けることとする。

#### (4) 非課税

本邦と外国との間を往来する航空機に積み込まれる航空機燃料については、その積み込みについて承認を受けること等を要件として非課税とする。

#### (5) その他

納税地、申告その他所要の規定を設けた。

## 租税特別措置法の改正(昭和47年4月15日法律第14号)

- (1) 住宅対策として次の措置を講ずることとした。
  - ア 自己の居住の用に供する住宅を取得した個人について、次の住宅取得控除制度を創設することとした。
    - (イ) 適用対象住宅は、昭和47年1月1日以降2年間に着工または購入した一定規模以下の新築住宅とする。
    - (ロ) 住宅の標準取得価額の1%相当額(最高2万円)を、居住の用に供した年以降3年間所得税額から控除する。
  - イ 住宅貯蓄控除制度について、その適用対象に勤労者財産形成貯蓄を頭金として勤労者が事業主等から住宅の割賦分譲を受ける場合を加え、その適用期限を2年間延長することとする。
  - ウ 給与所得者が住宅の譲渡または住宅資金の貸付けを受けた場合等の課税の特例および特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除制度についてその適用期限を2年間延長することとする。
  - エ 登録免許税について、建設会社等の住宅貸付保証に伴う家屋の低当権設定登記の場合、その税率を0.1%(従来は0.4%)に軽減する。
- (2) その他、当面の経済社会情勢に即応した公害対策および産業安全衛生対策、中小企業対策、技術開発および情報化の推進ならびに農林漁業対策の促進のための措置等を講じた。

## 日本開発銀行法の改正(昭和47年6月8日法律第58号)

- (1) 目的の改正  
「経済の再建および産業の開発」を最近の状況に適合するよう「産業の開発および経済社会の発展」に改めた。
- (2) 業務範囲の拡充
  - ア 市街地再開発事業等既成市街地の整備改善事業に係る施設については、分譲部分の建設資金も貸し付けることができることとした。
  - イ 産業の振興を促進する必要がある地域において大規模工業基地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、出資をすることができることとした。
- (3) 借入金等の限度額の引上げ  
日本開発銀行の借入金等の限度額を、自己資本の10倍(従来は6倍)とした。

## 所得税法の改正(昭和47年6月19日法律第76号)

- (1) 老人扶養控除の創設  
扶養親族のうち年令70才以上の者で障害者に該当しないものについて、通常の扶養控除(14万円)に代えて、年額16万円の老人扶養控除を設けた。

- (2) その他、寡婦控除の拡充、工業所有権の使用料の源泉徴収、財産債務明細書の提出不要限度額の引上げについて所要の措置を講じた。

#### 4 文部省関係

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の改正(昭和47年6月5日法律第53号)

- (1) 公立の小学校の校舎の新築または増築に要する経費の国庫負担率を3分の1から2分の1に引き上げることとした。また、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち、政令で定める小学部および中学部の建設に要する経費にかかる国庫負担率を3分の2とすることとした。
- (2) 社会増による児童または生徒の増加に伴う校舎等の必要面積の算定基準を1年半後の増加見込から3年後の増加見込に改めた。
- (3) 学校統合の校舎または屋内運動場の新築または増築については、学校統合を行なった後の児童又は生徒数により必要面積を算定するという方式を改め、統合計画ベースにより算定できることとした。
- (4) その他盲ろう学校の校舎に係る工事費の算定基準を改める等の措置を講じた。

#### 5 厚生省関係

廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和47年6月23日法律第2号)

本法は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 厚生大臣は、昭和50年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。
- (2) 厚生大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、し尿の処理と下水道の整備との総合的な効果を確保するため、建設大臣と協議し、下水道整備5か年計画と相互調整を図らなければならないものとした。
- (3) 政府は、廃棄物処理施設整備計画の実施に必要な措置を講ずるものとした。
- (4) 地方公共団体は、廃棄物処理施設整備計画に即して、廃棄物処理施設の整備を行なうよう努めなければならないものとした。
- (5) 本法施行に伴い、清掃施設整備緊急措置法は、廃止した。

老人福祉法の改正(昭和47年6月23日法律第96号)

- (1) 市町村は、70歳以上の者が医療保険による医療の給付を受けた場合に当該医療給付の額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額(国民健康保険にあっては一部負担金に相当する額)を老人医療費として支給することとし

た。ただし、当該疾病または負傷について他の法令の規定により公費負担の医療に関する給付が行なわれたときは、支給しないものとした。

- (2) 市町村は、老人医療費の支給を受ける者が、厚生省令で定めるところにより、保険医療機関等から医療を現物給付で受けた場合には、保険医療機関等に対し、老人医療費の額を直接支払うことができることとした。
- (3) 市町村が支弁する老人医療費の支給に要する費用につき、国が3分の2、都道府県が6分の1を負担することとした。

国民年金法等の改正(昭和47年6月23日法律第97号)

- (1) 国民年金法関係では、福祉年金等の額を47年10月分(ただし、拠出年金については47年7月分)から次のとおり引き上げることとした。

老令福祉年金	27,600円→39,600円
障害福祉年金	40,800円→60,000円
障害年金の最低保障額	90,600円→105,600円
母子、準母子、遺児年金	91,200円→100,800円

- (2) 児童扶養手当法および特別児童扶養手当法関係では、児童扶養手当および特別児童扶養手当の額を47年10月分から月額2,900円から4,300円に引き上げることとした。

## 6 農林省関係

漁港法の改正(昭和47年6月26日法律第106号)

とくに公共性が高く、かつ事業規模の大きい特定第三種漁港の整備を促進するため、国以外の者が同種漁港の修築事業を施行する場合、漁港施設のうち、外郭施設および水域施設に要する費用についての国の負担割合を100分の60から100分の70に引き上げ、地元負担の軽減を図ることができるものとした。

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年6月30日法律第109号)

- (1) 指定業種のうち、その経営を安定させるため緊急に構造改善を図ることが必要な業種を政令で特定業種として指定し、当該業種について中小漁業構造改善計画の認定制度を設けた。
- (2) この認定を受けた計画に従って構造改善事業を実施する中小漁業者に対し、農林漁業金融公庫から漁船の建造等に必要資金を特別の融資条件(利率6分5厘、償還期限18年以内、据置期間3年以内)で貸し付けるとともに、漁船の割増償却、合併または出資を行なう場合に法人税、登録免許税を軽減する等税制上の特別措置を講ずることとした。

## 7 通商産業省関係

沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（昭和47年5月1日法律第24号）

本法は、沖縄国際海洋博覧会の円滑な準備および運営に資するため、財団法人沖縄国際海洋博覧会協会に対して、資金調達および人材確保のための協力と応援の措置を講ずるもので、主な内容は次のとおりである。

- (1) 国は、沖縄国際海洋博覧会協会に対し、博覧会の準備および運営に要する経費について、予算の範囲内においてその一部を補助することができることとした。
- (2) 国家公務員または地方公務員が博覧会協会の職員となり再び公務員に復職した場合における退職手当、共済年金等についての在職期間の取扱いについて、必要な特例を設け、また、博覧会協会の役員および職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律（昭和47年6月10日法律第60号）

### (1) 臨時石炭鉱害復旧法関係

ア 復旧の対象となる公共施設に、工業用水道および公園を追加するとともに、その他の公用または公共用施設についても政令で追加することとした。

イ 復旧不適農地の要件を緩和し、その農地を復旧することが著しく困難な場合に加え、復旧することが著しく不適当な場合においても石炭鉱害事業団が金銭補償を行ない得ることとし、さらに被害者の申出があったときは、復旧不適農地の買取りもできる制度を新たに設けることとした。なお、復旧することが著しく困難または不適当な家屋等についても、農地と同様金銭補償ができることとした。

ウ 国および都道府県は、金銭補償または時価買入れに要する費用に充てるため補助金を交付することとした。

エ 復旧工事に対する都道府県の補助金の交付について、従来の工事の施行者に交付する方式を事業団に一括交付する方式に改めた。

オ 国および都道府県が、鉱害を生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地にするため施行する工事、いわゆるみなし復旧工事に交付する補助金の率を、そのみなし復旧工事に係る復旧費の100分の75（従来は100分の65）に改めた。

カ 本法の有効期限を昭和57年7月31日まで、10年間延長した。

### (2) 産炭地域振興臨時措置法関係

地方公共団体が、地方税法第6条の規定により、産炭地域のうち政令で定める地区内において、製造の事業の用に供する設備を新増設した者について、地方税の免除または不均一課税を行なった場合に、その減収額について普通交付税で補てんする措置の対象に事業税を加えた。

### 工業再配置促進法(昭和47年6月16日法律第73号)

本法は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転およびその地域における工場の新増設を、環境の整備その他環境の保全および雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 移転促進地域および誘導地域を政令で定めることとした。
- (2) 通商産業大臣は、関係行政機関の長と協議し、かつ、工場立地および工業用水審議会の意見をきいて、目標年度における工業の業種別および地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関連する環境の整備その他環境の保全および労働力の需給に関する重要事項についての工業再配置計画を定め、公表しなければならないこととした。
- (3) 関係都道府県知事は、工業再配置計画に関して、通商産業大臣に意見を申し出ることができるものとした。
- (4) 移転促進地域内の工場を誘導地域内に移転しようとする製造事業者がその工場の減価償却資産を認定された移転計画に従って廃棄または譲渡するときは、その者に対する法人税または所得税の課税について特別の措置(加速償却)を講ずることとした。
- (5) 地方公共団体が、認定計画に従って移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、移転後の固定資産税を減免した場合は、3年間に限り、国はその減取額について地方交付税により補てんするものとした。
- (6) 国は、工業の再配置を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならないこととした。
- (7) 地方公共団体が誘導地域における工場用地の造成のために起こす地方債については、適切な配慮をするものとした。

### 産炭地域振興事業団法の改正(昭和47年6月16日法律第74号)

産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組し、従来の産炭地域振興業務に加え、工業が過度に集積している地域から工業の集積度の低い地域へ工場を移転しようとする製造事業者に対する移転資金の貸付けおよび工場跡地の買取り等の事務、ならびに工業の集積度の低い地域における工場用地(住宅および道路その他の関連施設の敷地を含む。)の造成(地方公共団体の要請がある場合に限る。)および管理等の事務を追加した。

### 熱供給事業法(昭和47年6月22日法律第88号)

本法は、熱供給事業を新たな公益事業として位置づけ、熱供給を受ける者の利益を

保護するとともに、熱供給事業の健全な発達を図り、熱供給施設の維持、運用等を規制することによって、公共の安全を確保することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 熱供給事業を営もうとする者は、供給区域ごとに通商産業大臣の許可を受けなければならないこととした。
- (2) 地方公共団体以外の熱供給事業者は、3年以内において通商産業大臣が指定する期間内に熱供給施設を設置し、その事業を開始しなければならないこととした。
- (3) 熱供給事業者は、正当な理由がなければ、何人に対してもその供給区域における熱供給を拒んではならないこととした。また、熱供給事業者は、供給区域の熱供給施設を使用して供給区域以外の地域において、一般の需要に応じ、熱供給を行ってはならないこととした。

#### 石油パイプライン事業法(昭和47年6月26日法律第105号)

本法は、石油需要の著増と交通事情の悪化の現状にかんがみ、新たに石油パイプラインによる合理的かつ安全な石油輸送の実現を図るため、石油パイプラインの設置、石油パイプライン事業の規制、保安の確保等について必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 主務大臣は、石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関する基本方針、経路の概要および完成の目標年度、輸送されるべき石油の種類および数量等の事項を内容とする基本計画を定めることとした。
- (2) 石油パイプライン事業を営もうとする者は、石油パイプラインの系統ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないこととした。なお、主務大臣が許可をしようとするときは、自治大臣の意見をきき、自治大臣が意見を述べようとするときは関係都道府県知事の意見をきかなければならないこととした。
- (3) 道路管理者は、石油パイプライン事業の導管について、道路占用の許可申請があった場合、当該申請に係る道路の占用が道路法の基準に適合するときは、その許可を与えなければならないこととした。
- (4) 本法における主務大臣は、次のとおりとした。

ア 基本計画関係は、通商産業大臣、運輸大臣および建設大臣

イ 石油パイプライン事業の許可関係は、通商産業大臣および運輸大臣

ウ 事業用施設についての工事の計画および検査関係は、通商産業大臣、運輸大臣および自治大臣

エ 石油パイプライン事業の業務の監督関係は、通商産業大臣および運輸大臣

オ 事業用施設についての保安関係は、通商産業大臣、運輸大臣および自治大臣

## 8 運輸省関係

北海道開発のためにする 港湾工事に係る法律の改正(昭和47年5月13日法律第32号)

- (1) 国または港湾管理者が北海道開発のためにする港湾工事の費用のうち、水域施設または外かく施設の建設または改良に係る費用の国の負担割合を離島を除き、10分の10から10分の9.5とすることとした。
- (2) この改正に伴い、離島振興法の港湾工事に係る費用負担に関する規定および特定港湾施設整備特別措置法の特定港湾施設工事に係る費用負担に関する規定について、所要の整備を行なった。

日本鉄道建設公団法の改正(昭和47年6月9日法律第59号)

- (1) 公団の業務として、地方鉄道に係る鉄道施設等で大都市圏に存するものの建設および大改良を行ない、完成後同施設を地方鉄道業者等に対し譲渡する業務を追加した。
- (2) これらの施設の建設または大改良については、地方鉄道業者等の申出に基づいて運輸大臣が工事実施計画を定め、これを公団に指示することとした。
- (3) 工事実施計画の指示があったときは、公団が当該建設または大改良を行なうものとし、公団および地方鉄道業者等は、当該建設または大改良の実施の方法等について協議することとした。

都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和47年11月17日法律第129号)

本法は、都市モノレールが都市における交通機関として果たす役割にかんがみ、都市モノレールの整備の促進に関し必要な措置を定めることにより、都市における交通の円滑化を図り、もって公衆の利便の増進に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 都市モノレールは、その路線が都市計画区域内に存する部分については、都市計画において定めるものとした。
- (2) 国および地方公共団体は、都市モノレールの整備の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとした。

## 9 労働省関係

勤労婦人福祉法(昭和47年7月1日法律第113号)

本法は、勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、職業生活と育児、家事その他の家庭生活との調和の促進等の措置を推進することにより、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 国および地方公共団体は、勤労婦人の福祉について、必要な啓発活動を行なうものとした。
- (2) 労働大臣は、勤労婦人の福祉に関する施策の基本となるべき方針を定めるものと



した。

- (3) 国および地方公共団体は、勤労婦人について、職業指導の充実、職業訓練の奨励等の福祉の措置を講ずることとした。
- (4) 事業主は、その雇用する勤労婦人について、妊娠中および出産後の健康管理に関する配慮および勤務時間の変更等必要な措置を講ずるように努め、必要に応じ育児休業の実施その他の育児に関する便宜の供与を行なうよう努めるものとした。
- (5) 地方公共団体は、勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なう施設として、働く婦人の家を設置するよう努めることとした。

## 10 建設省関係

治山治水緊急措置法の改正(昭和47年5月16日法律第35号)

- (1) 農林大臣は、新たに昭和47年度を初年度とする治山事業5か年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和47年度を初年度とする治水事業5か年計画の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。
- (2) これに伴い、国有林野事業特別会計法および治水特別会計法の所要の改正を行なった。

住宅金融公庫法の改正(昭和47年5月22日法律第36号)

- (1) 都市再開発法による施設建築物等の建設に必要な資金にあわせて、その建設に附随して必要とする土地または借地権の取得に要する費用を貸し付けることができるものとした。
- (2) 施設建築物等(土地等の取得を含む。)または特定中高層耐火建築物を購入する者に対しその購入に要する資金を貸し付けることができるものとした。
- (3) 特定中高層耐火建築物の建設と購入にかかる貸付金の利率は、住宅部分については年7分、非住宅部分については年7分5厘、償還期間は10年以内とするものとした。
- (4) 個人住宅等に対する貸付対象床面積の限度を67平方メートル以上で主務大臣が定める面積とするものとした。
- (5) 地方公共団体等以外の者が行なう住宅分譲事業に対する貸付金の利率は政令で定めるものとし、宅地造成事業に対する貸付金の償還期間は新住宅市街地開発事業その他政令で定める大規模な事業にあっては、7年以内とするものとした。
- (6) 地方公共団体等以外の住宅分譲事業者および宅地造成事業者の行なった事業で、住宅または宅地等を分譲する場合の譲渡価額の基準は主務省令で定めるものとした。

下水道事業センター法(昭和47年5月29日法律第41号)

- (1) 地方公共団体における下水道事業の執行体制の現状にかんがみ、下水道事業セン

ターを設立することとした。

- (2) 下水道事業センターは法人とし、センターの資本金は、その設立に際し政府および地方公共団体が出資する額の合計額とするものとした。
- (3) 本センターの設立には、都道府県知事または市長の全国的連合組織の推薦する知事および市長ならびに下水道事業等についての学識経験者 15 人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大臣の認可を受けて設立するものとした。
- (4) 本センターは、目的達成のため、次の業務を行なうこととした。
  - ア 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定および事業の施行ならびに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。
  - イ 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場およびこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設ならびにポンプ施設の建設を行なうこと。
  - ウ 下水道に関する技術を担当する者の養成および訓練を行なうこと。
  - エ 下水道に関する技術を開発し、これを実用化することを促進することを促進するために研究、調査および試験を行なうこと。
- (5) 国および地方公共団体は、本センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的および技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとした。
- (6) 本センターの財務および会計については、本センターが長期または短期の借入金をすることができるものとするともに、政府および地方公共団体は、本センターの長期借入金に係る債務について保証することができるものとした。

河川法の改正(昭和 47 年 6 月 1 日法律第 47 号)

- (1) 河川管理者は、治水利水の両面から広域的に水管理を行なう目的をもって、河川の流水の状況を改善するため、2 以上の河川を連絡させる河川工事により、新たに流水を占有することができることとなる特別水利使用者に、当該工事およびその工事により設置される河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担させることができるものとした。
- (2) 一級水系または二級水系の法定外河川についても、市町村長が準用河川の指定ができるよう指定制度を拡大することとした。

特定多目的ダム法の改正(昭和 47 年 6 月 6 日法律第 54 号)

- (1) 建設大臣は、治水上および利水上緊急に建設する必要がある多目的ダムで水需要の十分あるものについては、都市用水に係るダム使用権の設定予定者が特定していない段階においても、政令の定める期間内にこれを特定する見込みが十分あるときは、基本計画を定め、その建設に着手できるものとし、これに伴い、ダム使用権の設定予定者の費用負担に関し、所要の改正を行なった。
- (2) これに関連し、多目的ダムの建設に要する費用のうち、特定していない都市用水

に係るダム使用権の設定予定者の負担金に相当するものの財源にあてるため、治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に借入金制度を設けるものとし、治水特別会計法について所要の改正を行なった。

#### 都市公園等整備緊急措置法(昭和47年6月15日法律第67号)

- (1) 本法における「都市公園等」とは、都市公園法により地方公共団体が設置する都市公園、都市計画施設である公園、緑地で国が設置するものおよび国、地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設である公園、緑地で政府関係機関または地方公共団体の財政援助に係るものをいうものとした。
- (2) 建設大臣は、新たに昭和47年度を初年度とする都市公園等整備5か年計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならないものとし、その計画には、5か年間に行為すべき事業の実施目標および事業の量を定めなければならないものとした。
- (3) 政府は、都市公園等整備5か年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとし、地方公共団体は、その計画に即して、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を行なうよう努めなければならないものとした。

#### 新都市基盤整備法(昭和47年6月22日法律第86号)

本法は、人口集中の著しい大都市の周辺地域における新都市の建設に関し新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定め、大都市圏における健全な新都市の基盤整備を図り、もって大都市における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的としたもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 新都市基盤整備事業を施行する区域を市街化区域内において都市計画として決定し、その際、施行区域内の市街化のために必要な幹線道路、鉄道地区公園等の根幹的な公共施設(根幹公共施設)および施行区域の市街化としての開発発展の中核となるべき一団地の住宅施設および教育施設、医療施設、購買施設等の福祉利便施設からなる地区開発誘導地区の配置計画を定めるものとした。
- (2) 新都市基盤整備事業は、地方公共団体または日本住宅公団が施行するものとした。
- (3) 施行者は、根幹公共施設および開発誘導地区に必要な用地を取得するため、施行区域内の各筆の土地について、各筆の土地の面積に一定の割合を乗じて得た面積の土地を取用することができるものとした。
- (4) 施行者は、必要な用地の取得の完了後、土地整理を実施するため、その用地を根幹公共施設および開発誘導地区に集約し、その他の民有地については、土地区画整理に準じた方法で土地の区画形質の変更、土地の交換分合、公共施設の変更等を行なうものとした。
- (5) 施行者は、処分計画に従って、根幹公共施設の用地はその管理者に、開発誘導地区内の用地は施行者が自ら造成を行なうものを除き公的宅地開発機関に譲渡するも

のとした。

- (6) 新都市基盤整備事業に要する費用は、施行者の負担とするものとし、国は施行者に対し、同事業に必要な資金の融通等の援助に努めるものとした。
- (7) 建設大臣は、施行者である都道府県または日本住宅公団に対し、都道府県知事はその他の施行者に対し、新都市基盤整備事業の適正を確保するため必要な監督を行なうものとした。